

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 08-2 R <u>2</u>
提出年月日	令和 5 年 <u>3</u> 月 <u>20</u> 日

設工認に係る補足説明資料

第 2 回申請の申請書の構成

(MOX 燃料加工施設)

(前回資料からの主な変更点等)

前回資料 (R 1) からの主な変更点を以下に示す。

- ・添付-1 1 のうち変更点リストの情報を添付-1 の申請対象設備リストにまとめて示すこととし、添付-1 1 の変更点リストを削除。
- ・添付-1 3 のグローブボックス及び排気設備の構造概要について記載を拡充。
- ・添付-1 4 として第 2 回申請対象設備と PP 及び SG 設備の相互影響を考慮した設計について添付を追加。

目 次

1. 概要	1
2. 第2回申請の申請書の構成等	1
3. 仕様表記載項目	14
3. 1 仕様表記載項目の基本的な整理の流れ.....	14
3. 2 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理の考え方.....	14
3. 3 第2回設工認申請の仕様表記載項目	15
4. 主要設備リスト、準拠規格等の申請書として明確にすべき事項.....	16
5. 第2回設工認申請の説明内容について.....	17
5. 1 第2回設工認申請に係る基本内容	17
5. 2 第2回設工認申請対象設備の分類.....	17
5. 3 第2回申請（2項変更）の設計変更内容	18
5. 4 第2回申請の主要設備の説明方針.....	18
添付－1 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理	
添付－2 技術基準規則各条文と関連書類との整理	
添付－3 第2回申請書の本文構成	
添付－4 第2回申請書の添付書類構成	
添付－5 基本設計方針記載例	
添付－6 添付書類（説明書）記載例	
添付－7 仕様表記載例	
添付－8 MOX燃料加工施設 第2回設工認申請に係る基本的な内容	
添付－9 第2回申請対象設備の設備概要	
添付－10 第2回設工認申請対象設備の分類・計上結果	
添付－11 既認可設備の設計変更内容（第2回申請）	
添付－12 第3回申請グローブボックスを踏まえたグローブボックス排気設備の第2回申請方針について	
添付－13 グローブボックス及び排気設備の構造概要	
添付－14 申請対象設備とPP及びSG設備との相互影響を考慮した設計について	
別紙	

：商業機密または核不拡散の観点から公開できない箇所

1. 概要

本資料は、MOX燃料加工施設における新規制基準を受けた設工認の第2回申請範囲について補足説明を行うものである。

「共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」、「共通04：設工認の申請計画の考え方」、「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえ、第2回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第2回申請の申請書の構成等を示す。

また、MOX燃料加工施設の第2回申請に係る仕様表記載事項の整理、その他申請書において明確にすべき事項として主要設備リスト、準拠規格等の記載方針を整理した。

2. 第2回申請の申請書の構成等

(1) 申請対象設備

- 第2回申請については、天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器等の工事工程を踏まえて優先的に申請が必要とした設備を申請対象設備とするとともに、それらの設備の技術基準適合性説明を考慮して同時に申請する必要がある設備を組み合わせたものとする。
- 「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえ、技術基準適合性を考慮した第2回申請における申請書と申請設備の関係は、以下の通り。

表1：第2グループで申請する主な設備

項目／申請区分	1項新規①	2項変更②
天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集合体組立(マガジン編成、燃料集合体組立、リフタ、スケルトン組立装置、燃料集合体洗浄装置、燃料集合体貯蔵チャンネル等) ▶ 梱包・出荷(容器移載、貯蔵梱包クレーン、輸送用容器等) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 燃料加工(スタック編成装置、スタック乾燥装置、燃料棒移載装置、燃料棒収容装置、燃料棒貯蔵棚、外観寸法検査等) ▶ 梱包・出荷(組立クレーン等) ▶ 圧縮空気設備等

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 液体廃棄物廃棄設備のろ過装置、吸着処理装置、オープンポートボックス等 ➤ 気体廃棄物の廃棄施設 グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備の排風機・ダクト・ダンパ等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 粉末調整（一時保管ピット、粉末一時保管、スクラップ貯蔵、ペレット一時保管、製品ペレット一時保管等） ➤ 貯蔵容器搬送用洞道（共用）等
他の設備の設置に関して優先して設置が必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消火設備（グローブボックス消火設備、窒素消火、二酸化炭素消火設備） ➤ 非管理区域換気空調等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貯蔵（原料MOX粉末缶一時保管等） ➤ GB消火（GB消火装置選択弁ユニット） ➤ 窒素消火（窒素消火装置選択弁ユニット） ➤ 冷却水設備等 	
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 分析（分析フード、分析済液中和固液分離グローブボックス、放射能濃度分析グローブボックス等） ➤ 原料受入（ウラン粉末缶入出庫、ウラン貯蔵棚、ウラン粉末払出装置等） ➤ 容器（U85）、容器（CS・RS回収ポット）等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ペレット加工（ペレット保管容器搬送、回収粉末容器搬送等） ➤ 容器（J60）、容器（5缶バスケット）等

- 上記申請対象設備には、新規基準施行前に認可を受けている設工認があることから、第2回の申請は1項新規と2項変更の申請となる。
- 建設工事に係る設工認申請であることを踏まえ、基本設計方針等で1項新規申請、2項変更申請の両方に該当する場合には、1項新規申請に記載を行い、2項変更申請は1項新規申請の記載を呼び込む形とする。

書類	記載方針	1項新規	2項変更
一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 工事を行う事業所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・1項新規と2項変更は同じ記載内容とする。 	1項新規、2項変更で同じ書類を添付する。	
三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法 I-1 基本設計方針 I-2 工事の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・2項変更は1項新規の記載を呼び込むものとする。 ・1項新規で添付する書類は、変更前後表の形で作成する。 	1項新規において第2グループに係る内容を全て記載（変更前後表の形とする。）	1項新規で記載した内容を呼び込み

II-1 仕様表	<ul style="list-style-type: none"> ・1項新規と2項変更の申請設備を踏まえて、添付する。 ・2項変更は変更前後表とし、1項新規は変更前後表としない。 	1項新規の設備の仕様表を添付	2項変更の設備の仕様表を添付
II-2 準拠規格及び基準	<ul style="list-style-type: none"> ・2項変更は1項新規の記載を呼び込むものとする。 ・1項新規で添付する書類は、変更前後表の形で作成する。 	1項新規において第2グループに係る内容を全て記載（変更前後表の形とする。）	1項新規で記載した内容を呼び込み
参考 主要設備リスト 兼用設備リスト			
四 変更に係る工事工程表 五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム			
六 変更の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1項新規のタイトルは「六 分割の理由」とする。 ・2項変更は「六 変更の理由」とする。 	六 分割の理由 (1) 分割の理由	六 変更の理由 (1) 変更の理由 2項変更で記載 (2) 分割の理由

- また、「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえた技術基準適合性の説明に係る事例を以下に示す。

【分割申請における技術基準適合説明性の考慮】

<複数の設備、機器を組み合わせる適合性説明が必要な事項>

- ✓ 閉じ込め（負圧、面速）：分析フード、液体廃棄物の廃棄設備 オープンポートボックス等とグローブボックス排気設備によるオープンポートボックス等の面速維持、グローブボックスの負圧維持
- ✓ 消火性能：グローブボックス、グローブボックス消火設備とグローブボックス排気設備による消火性能

<適合性説明の観点で類似する事項>

- ✓ 外部衝撃：気体廃棄物廃棄施設、給気設備、非管理区域換気空調

(2) 技術基準適合性説明の対象

- 「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分

割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめることとし、これを踏まえた第2回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項 目		第2回申請の対象の有無	
第4条	核燃料物質の臨界防止	第2回申請対象の被覆設備、核燃料物質の貯蔵設備等に対して臨界設計上の説明を行う必要があることから第2回申請対象とする。	○
第5条	安全機能を有する施設の地盤	第2回申請対象の設備は、第1回申請で認可を得た地盤上にある燃料加工建屋内に設置することで適合性を示すことができることから、第2回申請では燃料加工建屋内に設置することを説明する。	□
第6条	地震による損傷の防止	第2回申請対象の被覆設備、核燃料物質の貯蔵設備等に対し耐震設計の設計方針を説明する必要 [*] があるため第2回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮	○
第7条	津波による損傷の防止	第2回申請対象の設備は、第1回申請で認可を得た津波の影響を受けない位置にある燃料加工建屋内に設置することで適合性を示すことができることから、第2回申請では燃料加工建屋内に設置することを説明する。	□
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第2回申請対象の気体廃棄物の廃棄設備等、屋外環境との関連を有する設備において構造設計等を説明すべき事項であるため、第2回申請対象とする。	○
第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	第1回申請で敷地全体に共通の設計方針として認可を得ていることから第2回申請対象としない。	×
第10条	閉じ込めの機能	第2回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等は閉じ込めに係る設計方針を説明する必要があるため、第2回申請対象とする。	○
第11条	火災による損傷の防止	第2回申請対象の消火設備等の設計方針を説明する必要があるため第2回申請対象とする。	○
第12条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	第2回申請対象の気体廃棄物の廃棄施設等が溢水防護対象設備であり、溢水に係る設計方針を説明する必要があるため第2回申請対象とする。	○

項 目		第 2 回申請の対象の有無	
第 13 条	安全避難通路等	第 1 回申請で燃料加工建屋に係る安全避難通路の設定等について認可を得ており、第 2 回申請で新たに設計方針を示す必要がないため第 2 回申請対象としない。	×
第 14 条	安全機能を有する施設	第 2 回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等は安全機能を有する施設に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 15 条	材料及び構造	第 2 回申請対象の気体廃棄物の廃棄設備等は材料及び構造に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 16 条	搬送設備	第 2 回申請対象の組立クレーン等は搬送設備に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 17 条	核燃料物質の貯蔵施設	第 2 回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備等は核燃料物質の貯蔵施設に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 18 条	警報設備等	第 2 回申請対象の低レベル廃液処理設備は警報設備等に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 19 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備等の設備に係る事項であり、第 2 回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等の設備としての設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 20 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 2 回申請対象の気体廃棄物の廃棄施設、低レベル廃液処理設備の設計方針に関係することから第 2 回申請対象とする。	○

項 目		第 2 回申請の対象の有無	
第 21 条	核燃料物質等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、第 2 回申請対象である洞道における管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であるが、要求事項に変更がなく、第 1 回申請での基本設計方針を踏まえて個別設備として評価や設計方針を示す内容がないことから第 2 回申請対象としない。（基本設計方針：記載の適正化） ※既認可から要求事項の変更なし	△
第 22 条	遮蔽	第 2 回申請対象の洞道遮蔽、組立施設等は遮蔽に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 23 条	換気設備	第 2 回申請対象の気体廃棄物の廃棄施設は換気設備に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 24 条	非常用電源設備	非常用電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確保するために設ける非常用電源設備に係る事項であり、第 2 回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 25 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 2 回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 26 条	重大事故等対処施設の地盤	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等は、第 1 回申請で認可を得た要求を満たす地盤に設置する燃料加工建屋内に設置することから、第 2 回申請では燃料加工建屋内に設置することを説明する。	□
第 27 条	地震による損傷の防止	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 2 回申請対象とする。	○

項 目		第 2 回申請の対象の有無	
第 28 条	津波による損傷の防止	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等は、第 1 回申請で認可を得た津波の影響を受けない位置に設置する燃料加工建屋内に設置することから、第 2 回申請では燃料加工建屋内に設置することを説明する。	□
第 29 条	火災等による損傷の防止	第 2 回申請対象の消火設備等は重大事故等対処設備を設置する区域等に係る消火に必要な設備や耐熱性を有する機器であり設計方針を説明する必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 30 条	重大事故等対処設備	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等は重大事故等対処設備の設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 31 条	材料及び構造	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等は材料及び構造に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 32 条	臨界事故の拡大を防止するための設備	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る設計方針であり、第 2 回申請において当該設備を設置する必要がないことを設計方針として示す必要があるため、第 2 回申請対象とする。	○
第 33 条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等は閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る設計方針を示す必要があるため第 2 回申請対象とする。	○
第 34 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 35 条	重大事故等への対処に必要な水の水の供給設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 36 条	電源設備	電源設備に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 37 条	監視測定設備	監視測定設備に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×

項 目		第 2 回申請の対象の有無	
第 38 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×
第 39 条	通信連絡を行うために必要な設備	通信連絡を行うために必要な設備に係る設計方針であり、第 2 回申請対象の外部放出抑制設備等の設計方針に関係しないことから第 2 回申請対象としない。	×

【凡例】○：第 2 回申請対象（要求事項の変更，仕様表の記載内容の変更，基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更なし条文）

□：第 1 回申請で認可を得た燃料加工建屋内に設置することで適合性の説明が可能なもの

×：第 2 回申請対象外

（3）第 2 回申請の本文事項

- 「（2）第 2 回申請で説明する適合性説明の対象」を踏まえ、第 2 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

1）基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。（添付－3 参照）
 - 共通項目（臨界、火災等による損傷の防止、設備に対する要求事項（重大事故等対処設備）、材料及び構造、搬送設備、核燃料物質の貯蔵施設、警報設備等、廃棄施設、換気設備）
 - 個別項目（被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（火災防護設備、核燃料物質の検査設備）、その他の主要な事項（冷却水設備、給排水衛生設備、空調用設備、その他ガス設備））
- 自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、火災等による損傷の防止、加工施設内における溢水による損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設）、閉じ込めの機能、遮蔽については、第 1 回申請で認可を得た基本設計方針を示す。
- 第 1 回で認可を得た基本設計方針については、下線を引いて明確にするとともに、基本設計方針の冒頭に変更前の基本設計方針が

新規制基準前の設工認、新規制基準を受けた第1回設工認で認可を得た基本設計方針であること、新規制基準を受けた第1回設工認で認可を得た基本設計方針を下線で示すことを記載する。(添付-5参照)

2) 仕様表

- 第2回申請対象の核燃料物質の貯蔵設備のグローブボックス、気体廃棄物の廃棄設備等に係る仕様表を申請する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、主要寸法、材料、臨界管理上の核的制限値等、容量、漏れ率、開口部風速、取付箇所等を示す。
- また、既設工認申請書で仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。
- 上記の考え方及び仕様表記載事項の考え方の詳細を3. に示す。

(4) 第2回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。(添付-4参照)
 - 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書
 - ✓ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書（臨界事故の拡大防止に関する説明書を含む）
 - ✓ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
 - ✓ 耐震性に関する説明書
 - ✓ 強度に関する説明書
 - ✓ その他の説明書【自然現象等による損傷の防止に関する説明書（自然現象等への配慮に関する説明書、竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書）、閉じ込めの機能に関する説明書（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書を含む）、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する

説明書、火災及び爆発の防止に関する説明書、加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、搬送設備に関する説明書、警報設備等に関する説明書、核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書、放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】

- 添付書類については、添付書類全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第2回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第2回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。
- また、添付書類記載事項のうち、第1回申請で認可を得た事項から追加、変更した箇所を下線で示すことにより、第2回申請での確認対象を明確にする。(添付-6)
- 添付書類において1項新規と2項変更の共通事項は1項新規申請に記載し、2項変更申請は1項新規申請を呼び込む形式とする。1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備に関連する事項については、各々の申請書に必要な事項を記載する形式とする。添付書類における1項新規と2項変更の具体的な記載の展開を以下に示す。

【許可整合性説明書、品質管理説明書、設備リスト】

- ✓ 1項新規と2項変更の共通事項として1項新規申請に記載し、2項変更申請は1項新規申請を呼び込む記載とする。

【設定根拠説明書】

- ✓ 1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備（仕様表）に対応するよう各々の申請書に説明書を添付する。

【適合性説明書】

<基本方針／詳細設計方針>

- ✓ 1項新規と2項変更の共通事項として1項新規申請に記載し、2項変更申請は1項新規申請を呼び込む記載とする。

<個別計算書>

- ✓ 1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備に対応するよう各々の申請書に計算書を添付する。

<評価書>

- ✓ 1項新規と2項変更の共通事項として1項新規申請に記載し、2項変更申請は1項新規申請を呼び込む記載とする。

【構内配置図】

- ✓ 1項新規と2項変更の共通事項として1項新規申請に記載し、2項変更申請は1項新規申請を呼び込む記載とする。

【建屋平面図】

- ✓ 第2回申請対象として貯蔵容器搬送用洞道の建屋平面図を2項変更申請に添付し、施設外漏えい防止堰の配置を示す建屋平面図を1項新規申請に添付する。

【配置図】

- ✓ 1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備に対応するよう各々の申請書に配置図を添付する。ただし、同じ階の配置図のように各々の申請書の申請対象設備が関連する場合は、どの申請書の申請対象設備に係る事項かを明確にして記載する。

【系統図】

- ✓ 1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備に対応するよう各々の申請書に系統図を添付する。ただし、1項新規と2項変更に共通する系統の場合は、1項新規申請に系統図を添付し、2項変更は1項新規を呼び込む記載とする。

【構造図】

- ✓ 1項新規、2項変更のそれぞれの申請対象設備に対応するよう各々の申請書に構造図を添付する。

(5) 第2回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
 - 臨界事故の拡大防止に関する説明書
 - 耐震性に関する説明書
 - 強度に関する説明書
 - 自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
 - 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
 - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件

の下における健全性に関する説明書

- 搬送設備に関する説明書
- 警報設備等に関する説明書
- 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書
- 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書
- 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書

(6) 個別の重大事故等の拡大を防止するための設備に係る技術基準適合性を踏まえた基本設計方針、添付書類の構成

- 第1回申請では重大事故等対処設備の共通的な設計方針に係る技術基準適合性として基本設計方針等を示した。第2回申請では、個別の重大事故等の拡大を防止するための設備に係る技術基準適合性として「臨界事故の拡大を防止するための設備」、「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」に係る基本設計方針等を示す。
- 申請対象設備と関係する「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」については、対象設備が複数の設備区分に跨るため、共通的な設計方針と個別設備の設計方針を示すことを考えており、これらの設計方針の紐づけを整理することが必要である。添付書類についても同様である。
- 「臨界事故の拡大を防止するための設備」、「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」に係る共通的な基本設計方針については、設計基準で設定した設備等が機能喪失等することにより発生する重大事故等への対処するためのものであることを踏まえ、関連する設計基準の基本設計方針を示す「1. 核燃料物質の臨界防止」、「4. 閉じ込める機能」の項目において展開する。
- 上記基本設計方針を受けて、添付書類として、「臨界事故の拡大を防止するための設備」については「I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書」において「I-4 臨界事故の拡大防止に関する説明書」、「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」については「V-1-1-2 閉じ込める機能に関する説明書」において「V-1-1-2-2 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書」として展開する。
- 「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」については、「V-1-1-2-2 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書」において重大事故等の拡大を防止に係る全体方針、必要な設備の全体像を示し、それを踏まえて、これらの設備に関連する「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」、「V-1-5 放射線管理施設に関する

説明書」、「V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書」に系統構成、機能、要求性能等に係る詳細設計を示す。さらに、「8. 設備に対する要求」の「8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針」に係る重大事故等対処設備に要求される設計方針（共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、個数及び容量、環境条件等、試験・検査）については、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に展開する。

3. 仕様表記載項目

3. 1 仕様表記載項目の基本的な整理の流れ

- 既認可仕様表のうち、「仕様表に記載するもの」と「基本設計方針，主要設備リスト，添付書類及び添付図面（以下「基本設計方針等」という。）で記載するもの」に分類する。分類に際して，基本設計方針の要求種別の整理結果（機能要求②）を踏まえて仕様表記載項目を整理するとともに，新規要求に対する記載項目を追加する。
- 上記において整理した仕様表記載項目に対して，発電炉の要目表を参考に，記載項目と記載程度が同程度であるかどうかを確認し，必要に応じて追加等の修正を行う。

3. 2 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理の考え方

(1) 基本設計方針の種別分類

- a. 基本設計方針は，要求種別を基本方針（冒頭宣言，定義），設置要求，機能要求（①又は②），評価要求，運用要求に分類する。
- b. 要求種別の分類の考え方は以下の通りである。

要求種別	分類の考え方
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 定義は，基本設計方針で使用されている用語を説明するもの。 ● 冒頭宣言は，設計項目となるまとまりごとの概要を示したものであり，冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの。 ● 本要求種別から検査への展開は行わない。
設置要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業変更許可申請書，技術基準規則に基づいて，設備，機器を設置することを約束し，その設置する設備，機器に性能，機能を要求しないもの（元々設置する機器が，所要機能を達成するためのものとして汎用的に設計され，設置することで適合説明するもの）。 <p>例：出入管理設備，通信連絡設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査では，設備，機器が設置（据付，外観，状態確認）されていることを確認する。
機能要求①	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備，機器に機能を要求するもので，機能を達成することを系統構成及び設備構成によって説明するもの。 ● 検査では，機能を達成するための系統構成及び設備構成を確認する
機能要求②	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備，機器の技術基準の要求事項を満足するために必要な具体的な仕様（数値）によって適合説明するもの <p>例：個々の設備，機器が所要の機能，性能を発揮するう</p>

	<p>えで当該数値を満足するよう詳細設計～設計の妥当性確認まで実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査では、具体的な数値に関する検査（材料，寸法，耐圧，機能確認検査等）により必要な仕様が確保されていることを確認する。
評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する設備，機器が期待する機能を達成することを適合説明するために試験，評価，計算を必要とするもの。 ● 検査では，評価条件を満足していることを確認する。
運用要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用要求は保安規定等でその運用を担保するもの。 ● 検査では，手順化されていることを確認する。

(2) 基本設計方針を踏まえた仕様表記載項目の整理

- a. 基本設計方針は、「共通 06：本文（基本設計方針，仕様表等），添付書類（計算書，説明書），添付図面で記載すべき事項」を踏まえて仕様表記載項目の整理を行う。
- b. 基本設計方針に基づく具体的な設計の結果として，技術基準規則への適合性の観点で申請対象設備が発揮すべき機能・性能を実現するための要件となる数値等は，仕様表に記載する。
- c. 基本設計方針のうち耐震設計，竜巻防護設計等の強度評価に係る内容に対しては，添付書類において，基本方針及び基本方針に対する評価方法を示した上で，評価結果として計算書等で各部材の発生応力等の計算結果を示し，許容応力等と比較することにより妥当性を確認する。この場合において，評価条件となる個々の強度部材の寸法，材料（基礎ボルトの材料，径，本数，ピッチ等），強度（支持地盤の極限支持力度等）は添付書類において示し，仕様表には構造がわかる情報（主要寸法及び主要材料）を記載する。主要寸法及び主要材料の記載程度は発電炉の類似設備の要目表及び基本設計方針に示される仕様を参考とする。

なお，仕様表記載項目とならない基本設計方針についても，基本設計方針検査として，基本設計方針のとおりであること，評価された条件どおりのものが設置されていることを据付・外観検査，状態確認検査等により確認する。

3. 3 第2回設工認申請の仕様表記載項目

- 第2回設工認申請において示す仕様表は、以下の機種に係る項目である。
 - ✓ 施設外漏えい堰

- ✓ 洞道
- ✓ 遮蔽設備（建屋壁遮蔽(洞道遮蔽)、遮蔽扉、遮蔽蓋）
- ✓ 火災区域構造物及び火災区画構造物
- ✓ 核物質等取扱ボックス
- ✓ 機械装置
- ✓ 機械装置（焼結・乾燥装置）
- ✓ 搬送設備
- ✓ 運搬・製品容器
- ✓ ラック/ピット/棚
- ✓ 主配管
- ✓ フィルタ
- ✓ ファン
- ✓ 容器
- ✓ ポンプ
- ✓ ろ過装置
- ✓ 計装/放管設備（計測装置）
- ✓ 主要弁

- 新規制基準を受けた第1回設工認申請を含め既認可での申請実績があるものについては、既認可仕様表及び要求種別の整理結果(機能要求②)を踏まえ、記載項目を設定し、発電炉で類似の要目表があるものについては、それを参考とする。
- 第1回申請で同種の仕様表が示されていない項目についての仕様表記載例をそれぞれ添付-7に示す。

4. 主要設備リスト、準拠規格等の申請書として明確にすべき事項

- 主要設備リスト、準拠規格等の申請書として明確にすべき事項については、発電炉、当社濃縮施設等の前例を踏まえて整理する。
- 各項目の内容の整理方針や記載案を別紙に示す。

5. 第2回設工認申請の説明内容について

5. 1 第2回設工認申請に係る基本内容

- MOX燃料加工施設の第2回申請に係る基本内容（MOX燃料加工施設の全体像，取り扱う核燃料物質の流れと設備配置，MOX燃料加工施設における主要な安全設計等）について添付－8に，第2回申請対象設備の設備概要について添付－9に示す。

5. 2 第2回設工認申請対象設備の分類

- 第2回設工認申請の適合性を網羅的に説明するにあたり，申請対象設備の申請状況（1項新規，2項変更），各条における要求事項，既認可からの変更点（条件変更，条件追加，改造の有無）を明確にして分類することで，合理的に適合性を説明することを目的に，第2回申請対象設備の分類を行う。
- 分類は，設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」を基に分類を行う。
- 第2回設工認申請対象設備を分類・計上した結果を添付－10に示す。
- 以下に示す分類の基本的な考え方を踏まえ，各条の分類の考え方，分類結果を添付－10に示す。

A：1項新規申請となるもの

- ・新規に設置する設備

B：2項変更申請となるもの

B-1：新規制基準を受けて条件の変更がある設備

- ・既設工認からあった設計方針の項目（耐震評価，強度等）に変更がなく，設計条件（評価条件）が変更され，変更部分の適合性に係る説明が必要な設備

⇒既設工認から設計条件が変更（耐震クラス変更等）

B-2：新規制基準を受けて条件が追加されたもの

- ・新規制基準の要求事項が追加・強化され，既設工認から設計条件に追加が発生し，その追加した条件について適合性に係る説明が必要な設備

⇒既設工認の設計から追加で説明が必要な設備

B-3：新たに申請対象となったもの

- ・既認可では他法令等により設置しており，手続き対象外であったが，新規制基準の要求の適合性を示すうえで申請対象とな

る設備で、且つ適合性を説明する上で改造が必要ない設備
⇒MOX 燃料加工施設は建設中の施設であり、既設の設備はない
ため、対象外

B-4：既設工認から変更がないもの

- ・既設工認での設計から変更がない設備（設計条件の変更があるが、当該変更内容に対して、新規制基準の適合性の観点で追加で説明する事項がない設備を含む）

5. 3 第2回申請（2項変更）の設計変更内容

- 第2回申請において新規制基準前に認可を受けた設備（以下「既認可設備」という。）は2項変更として申請を行う。一部の既認可設備は耐震補強等により、新規制基準前の認可を受けた設計から設計変更を実施している。既認可設備の設計変更点を添付-1に示すとともに、具体的な設計変更内容は構造図を用いて添付-11に示す。

5. 4 第2回申請の主要設備の説明方針

- MOX燃料加工施設は、MOX粉末を取り使う施設であり、グローブボックスにおいて非密封の核燃料物質を取り扱う。また、グローブボックスの閉じ込め機能として負圧維持をするための機能を有するグローブボックス排気設備を設置する。さらに、工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備により、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。
- 第2回申請においては、一部のグローブボックスとグローブボックス排気設備等の排気設備を申請する。残りのグローブボックスは第3回の申請としていることから、第2回申請のグローブボックス排気設備の系統設計においては、第3回申請グローブボックスを踏まえた設計方針を説明する必要がある。第3回申請グローブボックスを踏まえたグローブボックス排気設備の第2回申請方針を添付-12に示す。
- また、耐震設計において、第2回申請のグローブボックス及び排気設備のうち安全上重要な施設のグローブボックス及びグローブボックス排気設備等は耐震重要施設に、排気筒は耐震重要施設に波及的影響を与える施設として選定していること、排気設備は、竜巻による気圧低下を考慮した場合、竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため、建屋

内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に選定している。排気筒は竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に選定している。上記を踏まえ、閉じ込め機能及び耐震、竜巻の強度設計に係る構造概要を添付一13に示す。

- 第2回申請対象設備とPP及びSG設備の相互影響を考慮した設計について添付一14に示す。

以 上

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第四条第1項	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・単一ユニットを持つ機器（プロセスのグローブボックス、集合体等を搬送するクレーンなど） なお、既認可から単一ユニットの対象に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックスについては、「△」とする。 ・質量管理に係るインターロック機能を有する機器 ※搬送グローブボックス（単一ユニット間のグローブボックス）などは、単一ユニットが設定されないため対象外	—	臨界計算に係る考慮事項
第四条第2項	2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・2つ以上の単一ユニットを有し、核的に安全な配置の維持が必要である設備 なお、既認可から複数ユニットの考慮に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックス、グローブボックス内装機器については、「△」とする。	—	
第四条第3項	3 臨界質量以上のウラン（ウラン-235の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・臨界検知用ガスマニタ	—	
第五条第1項	安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	—	
第六条第1項	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	・耐震クラスS、B、Cの施設 ※重大事故等対処施設のみの要求の機器及び可搬型の機器は対象外	—	
第六条第2項	2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・Sクラスの施設	—	
第六条第3項	3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震力により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「—」とする。	—	
第七条第1項	安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物（第1回） なお、第2回以降の燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、第1回の燃料加工建屋の申請にて説明する。	—	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮
第八条第1項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋 ・竜巻等の防護対象のうち、外気を取り入れている機器（グローブボックス排気設備、非常用発電機）等の評価対象の設備 ・その他自然現象の対象となる受電開閉設備等	—	
第八条第2項	2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋 ・有毒ガス等の中央監視室の換気設備 ・非常用発電機	—	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第3項	3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋	—	
第九条第1項	加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※不法侵入の防止に係る措置等については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	不正アクセス防止 不法侵入の防止措置等

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項 第一号	安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	—	—
第十条第1項 第二号	二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	— ※六フッ化ウランは取り扱わないため	—	—
第十条第1項 第三号	三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	— ・グローブボックス等の負圧維持に係るグローブボックス等、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備 ・負圧維持の監視に係るグローブボックス負圧・温度監視設備 なお、既認可からグローブボックスの負圧維持に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックスについては、「△」とする。	—	—
第十条第1項 第四号	四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	— ・液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックス(分析済液処理装置及び低レベル廃液処理設備) ・液体状の放射性物質を取り扱う系統及び機器(分析済液処置装置及び低レベル廃液処理設備) ・漏えいを検知するための漏えい検知器	— ・核燃料物質等を封入して取り扱う容器及び系統、機器(混合酸化物貯蔵容器、ウラン粉末缶、G B排気設備、G B排気設備の経路上に設置される火災防護設備(延焼防止ダンパ、ピストンダンパ)) ・容器の落下等によりグローブボックスパネルへの影響を及ぼさないようにする設計(許可事項)に係るグローブボックス内機器 ・周辺環境への放出量低減(許可事項)に係るフィルタ	—
第十条第1項 第五号	五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	— ・フード及びオープンポートボックスの開口部の面速維持に係るフード、オープンポートボックス及びグローブボックス排気設備	—	—
第十条第1項 第六号	六 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	— ・プルトニウム等を取り扱う室として、燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道 ・上記のプルトニウム等を取り扱う室の負圧維持に係る工程室排気設備、建屋排気設備 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道、工程室、グローブボックスの負圧順序に係るグローブボックス排気設備及び窒素循環設備 なお、既認可からプルトニウム等を取り扱う室等の負圧に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となる燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道については、「△」とする。	—	—
第十条第1項 第七号	七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	— ・液体状の放射性物質等を取り扱う設備からの漏えい拡大防止に係る燃料加工建屋、施設外漏えい防止堰 ・漏えいを検知するための漏えい検知器 なお、既認可から施設外漏えいの防止に係る考え方について、変更はないため、既認可設備である燃料加工建屋については、「△」とする。	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十一条第1項	安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備	—	—
第十一条第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	・上記の設備のうち、安全上重要な施設	—	—
第十一条第3項	3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・耐熱性を有する焼結炉等のその他適切な防護措置に係る設備 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火シャッター、延焼防止ダンパ及び防火ダンパ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	—	・主要な構造物に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置 等
第十一条第4項	4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	水素を取り扱う以下の設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・水素・アルゴン混合ガス設備	—	—
第十一条第5項	5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	—	—
第十一条第6項	6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	・熱的制限値を定める焼結炉及び小規模焼結処理装置の過加熱防止回路	—	—
第十一条第7項	7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	—	—
第十二条第1項	安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象設備（溢水機能喪失高さを有するため） ・溢水防護設備（遮断弁、堰） ・区画を設定する燃料加工建屋	—	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持 等
第十三条第1項	加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	・照明設備 ※安全避難通路については施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	・安全避難通路
第十四条第1項	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	— ※環境条件については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	・安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 ・安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮 等
第十四条第2項	2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	※試験検査性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	・安全機能を有する施設の試験、検査性の確保
第十四条第3項	3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	—	・第十四条にて整理する個別設備（成形施設等）に該当する設備・機器
第十四条第4項	4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	・共用する設備 なお、既認可設備となる燃料加工建屋、貯蔵容器搬送用洞道、混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）については、「△」とする。 ※別紙2では各個別事項の条文に共用は展開しており、各条の別紙2の整理結果を集約して「○」をつけている。	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十五条第1項	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の第三項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手については、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十五条第2項	安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	同上	—	—
第十六条第1項第一号	核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。	同上	・成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工設備の附属施設（小規模試験設備）の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（天然ウラン又は劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱うことから、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、グループボックス外でウランを取扱う設備を除く）	—
第十六条第1項第二号	核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	同上	—	—
第十七条第1項	核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	・核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を設けるという要求を踏まえて、崩壊熱除去に係る換気設備（グループボックス排気設備及び建屋塵棄設備）を対象とする。	・許可整合性の観点で、貯蔵能力に係る貯蔵設備、設備区分に該当する容器、グループボックス、貯蔵棚、ビット等	—
第十八条第1項	加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	警報設備として、以下の警報設備を対象とする。 ・加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときとして、設計基準事故となる非密封のMOXを取り扱うGB内の火災の感知に係るグループボックス温度監視装置 ・気体廃棄物の廃棄中の放射能レベルを監視する排気モニタ ・液体状廃棄物の廃棄設備からの漏えいを検知する漏えい検知器	・臨界検知用ガスモニタ ・グループボックス負圧・温度監視設備 ・液体状の放射性物質の漏えい検知器	—
第十八条第2項	加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	自動回路として、以下の回路を対象とする。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	・混合ガス濃度異常遮断弁	—
第十九条第1項第一号	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	・排気口の放射性物質の放射能レベルを測定する排気モニタ及び放射性物質の濃度を分析する放出管理分析設備	・環境モニタリング設備、環境試料測定設備、環境管理設備、個人管理設備、出入管理設備及び所内通信連絡設備	—
第十九条第1項第二号	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	・排水する液体状の放射性物質の濃度を測定するための放出管理分析設備	—	—
第十九条第1項第三号	三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	・管理区域内における放射性物質の濃度等を計測する屋内モニタリング設備及び放射能測定設備	—	—
第二十条第1項第一号	放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	・気体廃棄物の廃棄設備（グループボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備、室素循環設備及び排気筒） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備）	・放射性廃棄物を保管廃棄する廃油保管エリア、固体廃棄物の廃棄設備となる廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵系 ・液体廃棄物の廃棄施設に該当するオープンポットボックス ・廃棄設備の海洋放出管理系	—
第二十条第1項第二号	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	・気体廃棄物の廃棄設備（グループボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備及び室素循環設備） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備）	—	—
第二十条第1項第三号	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・気体廃棄物の放射性廃棄物を廃棄する系統となるグループボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、室素循環設備及び排気筒	—	—
第二十条第1項第四号	四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・グループボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—	—
第二十条第1項第五号	五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・系統を形成する低レベル廃液処理設備	—	—
第二十一条第1項	加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用通道	—	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第二十二條第1項	安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスライシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	—	・公衆被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽、遮蔽蓋及び遮蔽蓋を支える遮蔽蓋支持架台	—
第二十二條第2項	2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	—	・従事者被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽、遮蔽蓋、遮蔽扉及び遮蔽を期待する機器付き遮蔽	—
第二十三條第1項第一号	加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	—	・換気設備に係るグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、窒素循環設備及び給気設備	—
第二十三條第1項第二号	二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	同上	—	—
第二十三條第1項第三号	三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	—	・グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—
第二十四條第1項	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	—	・非常用発電機及び第1非常用ディーゼル発電機 ・上記に係る高圧母線及び低圧母線	・第2運転予備用ディーゼル発電機、第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備（受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線）
第二十四條第2項	2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	—	・非常用直流電源設備及び非常用無停電電源装置 ・上記に係る低圧母線	—
第二十五條第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	—	・所内通信連絡設備	—
第二十五條第2項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	—	・所外通信連絡設備	—
第二十六條第1項	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なフルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 ・燃料加工建屋（第1回） ・緊急時対策建屋 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所 ・重油貯蔵	—
第二十七條第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七條第1項第二号	二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七條第2項	2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	— ※周辺に斜面はないことから「—」とする。	—
第二十八條第1項	重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設となる建物・構築物（第1回、第4回） ・なお、第2回以降の上記の建物・構築物に収納される常設重大事故等対処設備は、上記の建物・構築物の申請にて説明する。	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管
第二十九條第1項	重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	—	・重大事故等対処施設に係る消火設備及び感知設備	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狹隘部への設置 等
第二十九條第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・上記の設備	—
第二十九條第3項	3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	—	・耐熱性を有する焼結炉等 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火シャッター、延焼防止ダンパ及び防火ダンパ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十条第1項	<p>重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。</p> <p>四 重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。</p> <p>六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。</p>	<p>・ 重大事故等対処設備</p> <p>※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。</p> <p>※操作の確実性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。</p>	<p>「<<○>>」の考え方</p>	<p>「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの</p> <p>・ 作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備</p> <p>・ 工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定 等</p>
第三十条第2項	<p>2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>・ 常設重大事故等対処設備</p> <p>※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。</p>		—
第三十条第3項	<p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>・ 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をつけている。</p> <p>・ アクセスルートの整備に係るホイールローダ</p> <p>※アクセスルートの確保については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。整備に係るホイールローダは対象とする。</p>	<p>・ 地震を要因とする重大事故等の対処するための重大事故等対処設備を支持する燃料加工建屋</p>	<p>・ 溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定</p> <p>・ 屋外アクセスルートの復旧 等</p>
第三十一条第1項	<p>重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものに溶接したものであること。</p>	<p>・ 重大事故等対処設備の管及び容器</p> <p>・ 重大事故等対処設備の主要弁、ポンプ</p>		—
第三十一条第2項	<p>2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	同上		—
第三十二条第1項第一号	<p>プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備</p>	—	<p>※MOX燃料加工施設では、臨界に係る重大事故等が想定されないことから、「—」とする。</p> <p>なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。（第2回）</p>	—
第三十二条第1項第二号	<p>二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備</p>	同上		—
第三十三条第1項第一号	<p>プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p>	—	<p>・ 閉じ込める機能喪失に対処するための設備（外部放出抑制設備、代替防火感知設備、代替消火設備及び工程室放射線計測設備）</p>	—
第三十三条第1項第二号	<p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p>	<p>・ 代替グローブボックス排気設備</p>		—
第三十四条第1項	<p>プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>・ 建屋放水及び航空機墜落火災の消火に係る放水設備</p> <p>・ 抑制に係る抑制設備</p>	<p>・ 放水設備、抑制設備を運搬する車両及び小型船舶</p>	—
第三十五条第1項	<p>プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>・ 第三十四条の対処に用いる水を供給する水供給設備</p>	<p>・ 第1貯水槽、第2貯水槽を設置する第1保管庫・貯水所及び第2保管庫貯水所</p> <p>・ 設備を運搬するホース展開車及び運搬車</p>	—

表1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」における各条の記載の考え方

条文	技術基準規則	「○」、「△」、「—」の考え方	「<<○>>」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十六条第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる代替電源設備（可搬型発電機等） ・発電に必要な補機駆動用燃料供給設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・内のSA対処として使用する受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線 	—
第三十七条第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時の工場等及び周辺の放射性物質の濃度等を監視するための設備（排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、放射能観測車及び代替放射能観測設備） ・情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等 ・非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、給電に必要な環境モニタリング用代替電源設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定箇所となる工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒 ・代替モニタリング設備、代替放射能観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を運搬する監視測定用運搬車 	—
第三十七条第2項	2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・風向、風速等の気象観測するための気象観測設備及び代替気象観測設備 ・情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等 	—	—
第三十八条第1項第一号	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。 — 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住性確保の観点から、緊急時対策建屋、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋電源設備 	—	—
第三十八条第1項第二号	2 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所から所内外に連絡するための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報把握するための緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備 	—
第三十八条第1項	2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員を収容する緊急時対策建屋 	—	—
第三十九条第1項	プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・所内外に連絡する設備（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報把握に用いる情報把握設備 	—

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第1回申請】 前回提出資料からの変更点は □ で示す。

番号	施設区分		設備区分					機器	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	
			条第1項	条第2項	条第3項	条第4項	条第5項		条第6項	条第7項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項	条第1項
1	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-
3	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
4	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
5	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
575	その他の 加工施設	-	非常用設 備	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
924	施設共通	-	-	-	-	-	-	△ 注5	○	○ 注6	注7, 注8, 注9	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第1回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分		設備区分				機器	第二十六条第1項	第二十七条第1項第1号	第二十七条第1項第2号	第二十七条第2項	第二十八条第1項	第二十九条第1項	第二十九条第2項	第二十九条第3項	第三十条第1項	第三十条第2項	第三十条第3項	第三十一条第1項	第三十一条第2項	第三十二条第1項第1号	第三十二条第1項第2号	第三十二条第1項第3号	第三十二条第2項	第三十三条第1項第1号	第三十三条第1項第2号	第三十四条第1項	第三十五条第1項	第三十六条第1項	第三十七条第1項	第三十七条第2項	第三十八条第1項第1号	第三十八条第1項第2号	第三十八条第2項	第三十九条第1項
	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置																																
1	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	<<O>>			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	加工設備 本体	成形施設	燃料加工 装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
575	その他の 加工施設	-	非常用設 備	防災防護 設備	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	<<O>>			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
924	施設共通	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	注11	○	注12, 注13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	
				条第一項	条第二項	条第三項	条第四項	条第五項	条第六項	条第七項	条第八項	条第九項	条第十項	条第十一項	条第十二項	条第十三項	条第十四項	条第十五項	条第十六項
348	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置グローブボックス-5	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
349	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置グローブボックス-6	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
351	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
352	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置3	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
353	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置4	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
354	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置5	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
355	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置6	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
356	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置7	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
357	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置8	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
358	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置9	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
359	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置10	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
360	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置11	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
361	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管装置12	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
362	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	貯蔵一時保管搬送装置	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
363	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(360)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
364	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(365)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
365	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(365)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
366	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(360バケット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
367	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(360バケット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
368	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(CS-360保管ボット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
369	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(CS-360回収ボット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
370	燃料物置の貯蔵施設	貯蔵一時保管設備	容器(先行試験ボット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
371	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置グローブボックス-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
372	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置グローブボックス-2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
373	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置グローブボックス-3	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
374	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
375	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置-2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
376	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	パレット一時保管装置-3	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
377	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート入庫装置-1	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
378	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート入庫装置-2	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
379	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
380	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
381	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
382	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
383	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-1	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
384	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-2	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
385	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-3	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
386	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-4	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
387	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-5	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
388	燃料物置の貯蔵施設	パレット一時保管設備	焼結ボート受渡装置-6	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は□で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第16条第1項	第17条第1項	第17条第2項	第18条第1項	第18条第2項	第19条第1項	第19条第2項	第20条第1項	第20条第2項	第20条第3項	第21条第1項	第21条第2項	第22条第1項	第22条第2項	第23条第1項	第23条第2項	第24条第1項	第25条第1項	第26条第1項	第27条第1項	第27条第2項	第28条第1項	第28条第2項	第29条第1項		
				注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	注16	注17	注18	注19	注20	注21	注22	注23	注24	注25	注26
389	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	燃料ボート受渡装置-7																										
390	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	燃料ボート受渡装置-8																										
391	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	収納ペレット-1																										
392	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	収納ペレット-2																										
393	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	容器(燃料ボート)																										
394	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	容器(先行試験燃料ボート)																										
395	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	容器(スクラップ燃料ボート)																										
396	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	容器(規格外ペレット保管容器)																										
397	燃料物置の貯蔵施設	ペレット一時保管設備	遮塵罩(ペレット一時保管設備)																										
398	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽グローブボックス-1																										
399	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽グローブボックス-2																										
400	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽グローブボックス-3																										
401	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽グローブボックス-4																										
402	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽グローブボックス-5																										
403	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽-1																										
404	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽-2																										
405	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽-3																										
406	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽-4																										
407	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵槽-5																										
408	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ保管容器出入庫装置																										
409	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1																										
410	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2																										
411	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ保管容器受渡装置-1																										
412	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	スクラップ保管容器受渡装置-2																										
413	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	収納ペレット																										
414	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	容器(ペレット保管容器)																										
415	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	容器(90リットル)																										
416	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	容器(規格外ペレット保管容器)																										
417	燃料物置の貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備	容器(CS-60保管ボット)																										
418	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽グローブボックス-1																										
419	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽グローブボックス-2																										
420	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽グローブボックス-3																										
421	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽グローブボックス-4																										
422	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽グローブボックス-5																										
423	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽-1																										
424	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽-2																										
425	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽-3																										
426	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽-4																										
427	燃料物置の貯蔵施設	製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵槽-5																										

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は、 で示す。

Table with 45 columns: 番号, 施設区分, 設備区分, 機器, 機種, 設置場所, 数量, 申請時期及び申請回次, 変更区分, 既設品からの構造変更等がないもの(D), 新設品からの構造変更等がないもの(D), 前項モジュールの見直し(構造変更等)の有無, 新設計に準ずる設計変更, 既設品からの構造変更等がないもの(D), 既設品からの構造変更等がないもの(D), 既設品からの構造変更等がないもの(D), 既設品からの構造変更等がないもの(D), 既設品からの構造変更等がないもの(D), 既設品からの構造変更等がないもの(D), D B区分, S A区分, 前設計, 業用(主従), 共用(主従), 備考, 第1項, 第2項, 第3項, 第4項, 第5項, 第6項, 第7項, 第8項, 第9項, 第10項, 第11項, 第12項, 第13項, 第14項, 第15項, 第16項, 第17項, 第18項, 第19項, 第20項, 第21項, 第22項, 第23項, 第24項, 第25項, 第26項, 第27項, 第28項, 第29項, 第30項, 第31項, 第32項, 第33項, 第34項, 第35項, 第36項, 第37項, 第38項, 第39項, 第40項, 第41項, 第42項, 第43項, 第44項, 第45項.

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は□で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	申請対象設備リスト																									
				第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回	第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	第二十一回	第二十二回	第二十三回	第二十四回	第二十五回	
428	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	パレット保管容器入出庫装置	○																									
429	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	パレット保管容器受渡装置グループボックス-1								○																		
430	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	パレット保管容器受渡装置グループボックス-2								○																		
431	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	パレット保管容器受渡装置-1														△	△	<<△>>										
432	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	パレット保管容器受渡装置-2														△	△	<<△>>										
433	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	収納パレット																										
434	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	容器(パレット保管容器)																										
435	燃料材料物の貯蔵施設	製品パレット貯蔵設備	容器(パレット保管容器)																										
436	燃料材料物の貯蔵施設	燃料種別貯蔵設備	燃料種別貯蔵槽-1								○																		
437	燃料材料物の貯蔵施設	燃料種別貯蔵設備	燃料種別貯蔵槽-2								○																		
438	燃料材料物の貯蔵施設	燃料種別貯蔵設備	貯蔵ワゴン入出庫装置																										
439	燃料材料物の貯蔵施設	燃料種別貯蔵設備	クワン燃料種別貯蔵槽																○	○	<<○>>								
440	燃料材料物の貯蔵施設	燃料種別貯蔵設備	遮塵扉(燃料種別貯蔵設備)																										
441	燃料材料物の貯蔵施設	燃料集合体貯蔵設備	燃料集合体貯蔵チャンネル								○																		
442	燃料材料物の貯蔵施設	燃料集合体貯蔵設備	遮塵蓋(燃料集合体貯蔵設備)																										
443	燃料材料物の貯蔵施設	燃料集合体貯蔵設備	遮塵蓋支持架台																										
448	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	雑気排気設備					○												○							○	○	
449	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	雑気排気設備																								○	○	
450	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	雑気排気設備																								○	○	
451	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	雑気排気設備			○		○		○																		○	
452	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	工程室排気設備								○																○	○	
453	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	工程室排気設備																								○	○	
454	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	工程室排気設備			○		○																				○	
455	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	工程室排気設備																								○	○	
456	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	グループボックス排気設備								○																	○	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第 一 項	第 二 項	第 三 項	第 四 項	第 五 項	第 六 項	第 七 項	第 八 項	第 九 項	第 十 項	第 十 一 項	第 十 二 項	第 十 三 項	第 十 四 項	第 十 五 項	第 十 六 項	第 十 七 項	第 十 八 項	第 十 九 項	第 二 十 項	
				第 一 項	第 二 項	第 三 項	第 四 項	第 五 項	第 六 項	第 七 項	第 八 項	第 九 項	第 十 項	第 十 一 項	第 十 二 項	第 十 三 項	第 十 四 項	第 十 五 項	第 十 六 項	第 十 七 項	第 十 八 項	第 十 九 項	第 二 十 項	第 二 十 一 項
428	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	ペレット保管容器入庫装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
429	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	ペレット保管容器受渡装置グループボッ クス-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
430	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	ペレット保管容器受渡装置グループボッ クス-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
431	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	ペレット保管容器受渡装置-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
432	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	ペレット保管容器受渡装置-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
433	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	収納パレット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
434	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	容器(ペレット保管容器)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
435	燃料物 質の貯蔵 施設	製品ペ レット貯 蔵設備	容器(ペレット保存燃料保管容器)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
436	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料種貯 蔵設備	燃料種貯蔵槽-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
437	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料種貯 蔵設備	燃料種貯蔵槽-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料種貯 蔵設備	貯蔵ワゴン入庫装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料種貯 蔵設備	クワン燃料種収容装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料種貯 蔵設備	遮塵扉(燃料種貯蔵設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合 体貯蔵設 備	燃料集合体貯蔵チャンネル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
442	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合 体貯蔵設 備	遮塵蓋(燃料集合体貯蔵設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443	燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合 体貯蔵設 備	遮塵蓋支持架台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
448	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	塵埃排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
449	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	塵埃排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
450	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	塵埃排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
451	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	塵埃排気 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
452	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
453	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
454	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
455	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	工程室排 気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
456	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄 物の廃棄 設備	グループ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	第12条第1項	第12条第2項	第13条第1項	第13条第2項	第14条第1項	第14条第2項	第14条第3項	第14条第4項	第15条第1項	第15条第2項	第16条第1項第1号	第16条第1項第2号	第17条第1項	第18条第1項	第18条第2項	第19条第1項第1号	第19条第1項第2号	第19条第1項第3号	第20条第1項第1号	第20条第1項第2号	第20条第1項第3号	第20条第1項第4号	第20条第1項第5号	第21条第1項	第22条第1項	第22条第2項	第23条第1項第1号	第23条第1項第2号	第23条第1項第3号	第24条第1項	第24条第2項	第25条第1項	第25条第2項
				457	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○
458	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
459	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタユニット	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
460	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備	グローブボックス排気機	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
461	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備	グローブボックス排気機入口手動ダンパ	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
462	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 排気設備	排気機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
463	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 空気循環設備	主配管（空気循環系）	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
464	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 空気循環設備	空気循環ファン	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
465	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 空気循環設備	空気循環冷却機	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
466	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 排気設備	排気機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
467	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	主配管（空気）（外部放出抑制系（グローブボックス））	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
468	放射性能物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	グローブボックス排気フィルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第二十六	第二十七	第二十七	第二十七	第二十八	第二十九	第二十九	第二十九	第三十	第三十	第三十	第三十一	第三十一	第三十二	第三十二	第三十三	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十八	第三十九	
				条第一	条第一	条第二	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第三	条第一	条第二	条第三	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一
457	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	グローブ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
458	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	グローブ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
459	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	グローブ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
460	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	グローブ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
461	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	グローブ ボックス 排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
462	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
463	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	空気循環 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
464	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	空気循環 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
465	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	空気循環 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
466	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	排気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
467	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	外部放出 抑制設備	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
468	放射線 照射装置	気体照射 物の照射 設備	外部放出 抑制設備	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	規格																																			
				第十一号第一項	第十一号第二項	第十一号第三項	第十一号第四項	第十一号第五項	第十一号第六項	第十一号第七項	第十二号第一項	第十二号第二項	第十三号第一項	第十三号第二項	第十四号第一項	第十四号第二項	第十四号第三項	第十四号第四項	第十五号第一項	第十五号第二項	第十六号第一項第一号	第十六号第一項第二号	第十七号第一項	第十八号第一項	第十八号第二項	第十九号第一項第一号	第十九号第一項第二号	第十九号第二項第一号	第十九号第二項第二号	第二十号第一項第一号	第二十号第一項第二号	第二十号第二項第一号	第二十号第二項第二号	第二十号第三項第一号	第二十号第三項第二号	第二十一条第一項	第二十二条第一項	第二十三条第一項第一号	第二十三条第一項第二号
469	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	グローブボックス排気フィルタ	-																																			
470	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	グローブボックス排気フィルタユニット	-																																			
471	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	主配管（常設）（外部放出抑制系（工務部））	-																																			
472	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	工程室排気フィルタユニット	-																																			
473	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	グローブボックス排気導入口手動ダンパ	-																																			
474	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	工程室排気導入口手動ダンパ	-																																			
475	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	グローブボックス排気阻止ダンパ	-																																			
476	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 外部放出抑制装置	工程室排気阻止ダンパ	-																																			
478	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 代替ダクトボックス排気設備	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	-																																			
479	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 代替ダクトボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	-																																			
480	放射線業務施設の放射線施設	気体汚染物の処理装置 代替ダクトボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	-																																			
484	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	イオン系廃液検査槽	○ ○																																			
485	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	イオン系廃液検査槽ポンプ	○ ○																																			
486	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	固体系廃液検査槽	○ ○																																			
487	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	固体系廃液検査槽ポンプ	○ ○																																			
488	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	ろ過処理オープンポートボックス	<<○>>																																			
489	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	ろ過処理前槽	○ ○																																			
490	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	○ ○																																			
491	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	第1ろ過処理装置	○ ○																																			
492	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	第2ろ過処理装置	○ ○																																			
493	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	精密ろ過装置	○ ○																																			
494	放射線業務施設の放射線施設	液体汚染物の処理装置 低レベル廃液処理装置	限外ろ過装置	○ ○																																			

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第二十六	第二十七	第二十七	第二十七	第二十八	第二十九	第二十九	第二十九	第三十	第三十	第三十	第三十一	第三十一	第三十二	第三十二	第三十三	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十八	第三十九
				条第一	条第一	条第二	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第三	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一	条第二	条第一
469	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	グローブボックス排気フィルタ	○																							
470	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	グローブボックス排気フィルタユニット	○																							
471	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	主配管(常設)(外部放出抑制系(工程前))	○																							
472	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	工程室排気フィルタユニット	○																							
473	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	グローブボックス排気機入口手動ダンパ	○																							
474	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	工程室排気機入口手動ダンパ	○																							
475	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	グローブボックス排気機止ダンパ	○																							
476	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備	工程室排気機止ダンパ	○																							
478	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 代替ダクトボックス排気設備	主配管(常設)(代替グローブボックス排気系)	○																							
479	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 代替ダクトボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	○																							
480	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 代替ダクトボックス排気設備	グローブボックス排気フィルタ	○																							
484	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	イオン系廃液検査槽																								
485	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	イオン系廃液検査槽ポンプ																								
486	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	固体系廃液検査槽																								
487	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	固体系廃液検査槽ポンプ																								
488	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス																								
489	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	ろ過処理前槽																								
490	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	ろ過処理前槽ポンプ																								
491	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	第1ろ過処理装置																								
492	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	第2ろ過処理装置																								
493	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	精密ろ過装置																								
494	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 低レベル廃液処理設備	限外ろ過装置																								

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は 〇 で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第二十六号第一項	第二十七号第一項第二号	第二十七号第二項	第二十八号第一項	第二十九号第一項	第二十九号第二項	第二十九号第三項	第三十号第一項	第三十号第二項	第三十号第三項	第三十一号第一項	第三十一号第二項	第三十二号第一項第一号	第三十二号第一項第二号	第三十三号第一項第一号	第三十三号第一項第二号	第三十三号第二項第一項	第三十三号第二項第二項	第三十四号第一項	第三十五号第一項	第三十六号第一項	第三十七号第一項	第三十七号第二項	第三十八号第一項第一号	第三十八号第一項第二号	第三十八号第二項	第三十九号第一項		
495	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	ろ過処理後槽																													
496	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	ろ過処理後槽ポンプ																													
497	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理オープンポートボックス																													
498	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理前槽																													
499	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理前槽ポンプ																													
500	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理管																													
501	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理後槽																													
502	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液処理後槽ポンプ																													
503	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液貯槽																													
504	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	廃液貯槽ポンプ																													
505	放射性廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	主配管 (高レベル廃液処理系)																													
575	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備								〇																					
576	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
595	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
596	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
597	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
598	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
599	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
600	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
604	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
605	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
606	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													
612	その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備																													

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第二十六	第二十七	第二十七	第二十七	第二十八	第二十九	第二十九	第二十九	第三十	第三十	第三十	第三十	第三十一	第三十一	第三十二	第三十二	第三十三	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十八	第三十九
				条第一	条第一	条第二	条第二	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一	条第一
613	その他の加工施設	非常用設備 火災防護設備 火災影響軽減設備	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグループボックスの排気系に設置するもの以外）																									
614	その他の加工施設	非常用設備 火災防護設備 火災影響軽減設備	防火ダンパ（時差耐火性能を有する物に限る。）																									
615	その他の加工施設	非常用設備 火災防護設備 火災影響軽減設備	防火シャッター																									
758	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	気送装置																									
759	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	受払装置グループボックス																									
760	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	受払装置																									
761	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	フルトニウムロボット検査装置オープンポートボックス																									
762	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	フード																									
763	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	受払・分配装置グループボックス																									
764	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解・調製装置-1グループボックス-1																									
765	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解・調製装置-1グループボックス-2																									
766	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解・調製装置-2グループボックス-1																									
767	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解・調製装置-2グループボックス-2																									
768	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解・調製装置-2グループボックス-3																									
769	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-1グループボックス-1																									
770	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-1グループボックス-2																									
771	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-2グループボックス-1																									
772	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-2グループボックス-2																									
773	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-3グループボックス-1																									
774	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク試料調製装置-3グループボックス-2																									
775	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク装置グループボックス-1																									
776	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	スパイク装置グループボックス-2																									
777	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	イオン交換装置グループボックス-1																									
778	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	イオン交換装置グループボックス-2																									
779	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	試料溶解装置グループボックス																									
780	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	α線測定装置グループボックス																									
781	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	γ線測定装置グループボックス																									
782	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	蛍光X線分析装置グループボックス																									
783	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	フルトニウム含有率分析装置グループボックス																									
784	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	質量分析装置Bグループボックス																									
785	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	質量分析装置Cグループボックス																									
786	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	質量分析装置Dグループボックス																									
787	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	質量分析装置Eグループボックス																									
788	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	収束試料受払装置グループボックス																									
789	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	収束試料調製装置グループボックス																									
790	その他の加工施設	試験材料物の検査設備及び計量設備	分配装置グループボックス																									

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は 〇 で示す。

Table with 4 columns: 番号 (Number), 施設区分 (Facility Division), 設備区分 (Equipment Division), 機器 (Equipment). Rows include items 831 through 901, detailing various types of machinery like pumps, treatment units, and control systems, with corresponding technical standards listed on the right.

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分				機器	機種	設置場所	数量	申請時期 及び 申請回数	変更区分	前記Dから 既設可から 変更なし (右列に分 類する変更が いずれない ものは○)	前記Eからの 見直し(構造 変更等)も (既設可から の構造変更を 伴わない前記 Eから変更し ているものは○)	前記Fからの 見直し(構造 変更等)も (既設可から の構造変更 を伴わない前 記Fから変更 しているものは○)	前記Gからの 見直し(構造 変更等)も (前記H基準 への適合性た め既設可から 申請内容が 変更となる設 計変更がある ものは○)	その他の設計 変更 (既設可から の申請内容 の変更のうち 前記DからE の範囲に原本 ない変更が あるものは○)	既設可からの主な変更内容	D/B区分	S/A区分	前機設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	第 一 項	第 二 項	第 三 項	第 四 項	第 五 項	第 六 項	第 七 項	第 八 項	第 九 項	第 十 項	第 十一 項	第 十二 項	第 十三 項	第 十四 項	第 十五 項	第 十六 項	第 十七 項				
		第一項	第二項	第三項	第四項																			第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一项	第十二项	第十三项	第十四项	第十五项	第十六项	第十七项								
903	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	空調用設備	非管理区域換気空調設備	—	燃料加工建屋	1式	2-2	新設								非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
904	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼設備	燃焼設備	—	燃料加工建屋	1式	2-2	新設								非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
905	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼設備	燃焼設備	—	燃料加工建屋	1式	2-1	新設	○	—	—	—	—	—	—	非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
913	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼設備	ヘリウムガス設備	—	燃料加工建屋	1式	2-1	新設	○	—	—	—	—	—	—	非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
914	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼設備	燃焼ガス設備	—	燃料加工建屋	1式	2-2	新設								非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
915	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼設備	圧縮空気供給設備	—	燃料加工建屋	1式	2-1	新設	○	—	—	—	—	—	—	非変重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
924	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	—	—								—	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																							○	○	○	—	○	—	<<○>>															

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分		機器	第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	第12条第1項	第13条第1項	第14条第1項	第14条第2項	第14条第3項	第14条第4項	第15条第1項	第15条第2項	第16条第1項	第16条第2項	第17条第1項	第18条第1項	第18条第2項	第19条第1項	第19条第2項	第19条第3項	第20条第1項	第20条第2項	第20条第3項	第20条第4項	第20条第5項	第21条第1項	第22条第1項	第22条第2項	第23条第1項	第23条第2項	第23条第3項	第24条第1項	第24条第2項	第25条第1項	第25条第2項			
		その他の加工施設	その他の加工施設		その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設	その他の加工施設		
903	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	空調用設備	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
904	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	空気清浄機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
905	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼機器	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
913	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
914	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
915	その他の加工施設	—	その他の主要な事項	燃焼機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
924	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					△注5				○	—	○注7, 注8, 注9				—	△△△				○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第2回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分				機器	第 二 十 六 条 第 1 項	第 二 十 七 条 第 1 項 第 一 号	第 二 十 七 条 第 1 項 第 二 号	第 二 十 七 条 第 2 項	第 二 十 八 条 第 1 項	第 二 十 九 条 第 1 項	第 二 十 九 条 第 2 項	第 二 十 九 条 第 3 項	第 三 十 条 第 1 項	第 三 十 条 第 2 項	第 三 十 条 第 3 項	第 三 十 一 条 第 1 項	第 三 十 一 条 第 2 項	第 三 十 二 条 第 1 項	第 三 十 二 条 第 2 項	第 三 十 三 条 第 1 項 第 一 号	第 三 十 三 条 第 1 項 第 二 号	第 三 十 三 条 第 1 項 第 三 号	第 三 十 四 条 第 1 項	第 三 十 五 条 第 1 項	第 三 十 六 条 第 1 項	第 三 十 七 条 第 1 項	第 三 十 七 条 第 2 項	第 三 十 八 条 第 1 項 第 一 号	第 三 十 八 条 第 1 項 第 二 号	第 三 十 八 条 第 2 項	第 三 十 九 条 第 1 項				
		その他の 加工施設	その他の 主要な事 業	空調用設 備	非管理区 域換気空 調設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
903	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
904	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
905	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
913	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
914	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
915	その他の 加工施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
924	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							○	○	—	—	—	—	○	○	注11	○	注12, 注13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第3回申請】 前回提出資料からの変更点は [] で示す。

Table with columns for equipment type (e.g., 加工設備, 放射性廃棄物の廃棄設備), specifications (e.g., ベレット加工工程, パレット加工工程), and a grid of compliance checkboxes (Yes/No) for various technical standards (e.g., 第二十六条, 第二十七条).

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は 〇 で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	
				条第一項	条第二項	条第三項	条第四項	条第五項	条第六項	条第七項	条第八項	条第九項	条第十項	条第十一項	条第十二項	条第十三項	条第十四項	条第十五項	条第十六項
609	その他の加工施設	非常用設備 火災防護設備	消火設備 消火ポンプ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
611	その他の加工施設	非常用設備 火災防護設備	消火設備 ハロゲン化物消火設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
626	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇
628	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇
634	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 第1非常用ディーゼル発電機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇
635	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 安全冷却水系(冷却設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇
639	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 重油タンク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇
640	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 第2運転子機用ディーゼル発電機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
641	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備 第2運転子機用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
642	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 受電開閉設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
643	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 受電変圧器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
646	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
647	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 ユーティリティ建屋の6.9kV運転子機用主母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
648	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転子機用主母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
649	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
650	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
651	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 制御建屋の6.9kV非常用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
652	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 制御建屋の6.9kV運転子機用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>
653	その他の加工施設	非常用設備 屋内電源設備(電気設備)	外部から供給料加工施設までの電源供給に係る設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<<〇>>

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

添付-1

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は [] で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	第二十六項	第二十七項	第二十八項	第二十九項				
609	その他の加工施設	非常用設備	大気防汚設備	消火設備								○	○																							
611	その他の加工施設	非常用設備	大気防汚設備	消火設備								○	○																							
626	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備	高圧母線							○	○																						
628	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備	高圧母線							○	○																						
634	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備																															
635	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備																															
639	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備																															
640	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備																															
641	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	非常用電源の供給に係る設備	非常用内配内電源設備																															
642	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	受電開閉設備																															
643	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	受電開閉設備																															
646	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
647	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
648	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
649	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
650	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
651	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
652	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															
653	その他の加工施設	非常用設備	室内電源設備(電気設備)	外部から制御料加工施設主での電源供給に係る設備	高圧母線																															

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	
				条第一項	条第二項	条第三項	条第四項	条第五項	条第六項	条第七項	条第八項	条第九項	条第十項	条第十一項	条第十二項	条第十三項	条第十四項	条第十五項	条第十六項
654	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 低レベール電機物処理施設の4.9kV運転用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
657	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 制御施設の460V非常用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
658	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 制御施設の460V運転用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
659	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 低レベール電機物処理施設の460V運転用母線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
660	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
661	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
662	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
663	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
664	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
665	その他の加工施設	非常用設備 機械駆動用燃料供給設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
666	その他の加工施設	非常用設備 機械駆動用燃料供給設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
667	その他の加工施設	非常用設備 機械駆動用燃料供給設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
668	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 大型移送ポンプ車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
669	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 可搬型放水砲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
670	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 ホイルロード	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
671	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 可搬型増設外ホース	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
672	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 可搬型放水砲流量計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
673	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放水設備 可搬型放水砲圧力計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
674	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放射抑制設備 可搬型汚濁水放射防止フェンス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
675	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放射抑制設備 放射線物質検出器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
676	その他の加工施設	非常用設備 放射抑制設備	放射抑制設備 小型船舶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	
				条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項	条第一項
654	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 低レベル電線物地埋埋設の4.9kV運転用母線	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
657	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 制御盤の460V非常用母線	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
658	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 制御盤の460V運転用母線	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
659	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 外部から供給される電圧降下を抑制するための電圧降下抑制装置	低圧母線 低レベル電線物地埋埋設の460V運転用母線	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
660	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 代替電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-
661	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 代替電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-
662	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 代替電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-
663	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 代替電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
664	その他の加工施設	非常用設備 所内電源設備(電気設備) 代替電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
665	その他の加工施設	非常用設備 燃料供給装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	注10	注10	-	-
666	その他の加工施設	非常用設備 燃料供給装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	注10	注10	-	-
667	その他の加工施設	非常用設備 燃料供給装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-
668	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-
669	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-
670	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
671	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	注10	注10	-	-
672	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
673	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
674	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
675	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-
676	その他の加工施設	非常用設備 排水設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	数量	申請時期 及び 申請回数	変更区分	既設可から 変更なし (右列に分類 する変更が いずるものは○)	新機でゾムの 見直し(構造 変更等) の (既設可から の構造変更を 伴わない新機 をゾムで変更 しているものは○)	新機でゾムの 見直し(構造 変更等) の (既設可から の構造変更を 伴わない新機 をゾムで変更 しているものは○)	新規製に特 許取得 (新機製機器 への適合のため 既設可から の構造変更を 伴った新機を 採用している 場合は○)	その他設計 変更 (機能中心 の変更のうち 安全に 影響がない変更 は○)	既設可からの主な変更内容	D/B区分	S/A区分	新機設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	第 一 注 第 一 項	第 二 注 第 一 項	第 三 注 第 一 項	第 四 注 第 一 項	第 五 注 第 一 項	第 六 注 第 一 項	第 七 注 第 一 項	第 八 注 第 一 項	第 九 注 第 一 項	第 十 注 第 一 項	第 十 一 注 第 一 項	第 十 二 注 第 一 項	第 十 三 注 第 一 項	第 十 四 注 第 一 項	第 十 五 注 第 一 項
748	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	制御室可能型情報収集装置	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	1式	4-2	新設					—	可搬	—/—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
749	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋情報設計装置用室内伝送系統	—	燃料加工建屋	1式	4-2	新設					—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
750	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋伝送用無線装置	—	燃料加工建屋	1式	4-2	新設					—	常設	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
751	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋データ収集装置	—	燃料加工建屋	1式	4-2	新設					—	常設	—/C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
754	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋可能型情報収集装置	—	燃料加工建屋	1式	4-2	新設					—	可搬	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
755	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋可能型情報収集装置	—	第1保管庫・貯水所	1式	4-2	新設					—	可搬	—/—	—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
756	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋可能型情報収集装置	—	第2保管庫・貯水所	1式	4-2	新設					—	可搬	—/—	—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
757	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋可能型情報収集装置	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	1式	4-2	新設					—	可搬	—/—	—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
877	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C-2/-	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
878	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C-2/(C-2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
899	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C/-	—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
902	その他の 加工施設	非常用設備	通信連絡設備	排気把握設備	燃料加工建屋可能型情報収集装置	—	燃料加工建屋	1式	4-2	新設					非安置	—	C/-	—	—	—	再処理 (回収)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
917	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C/-	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
918	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C/-	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
919	その他の 加工施設	その他の 主要な事項	冠水防護設備	—	堰	—	冠水防護設備	1式	4-2	新設				冠水防護設備	非安置	—	C/-	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
924	施設共通	—	—	—	基本設計方針	—	—	—	—	—				—	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は で示す。

番号	施設区分	設備区分				機器	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五
		非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能		第一項	第二項	第三項	第四項	第一項	第二項	第一項	第二項	第一項	第二項	第一項	第二項	第一項	第二項	第一項
748	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
749	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
750	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
751	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
754	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
755	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
756	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
757	その他の加工施設	-	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
877	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	防水防護設備	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
878	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	防水防護設備	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
899	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	給排水衛生設備	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
902	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	空調用設備	燃料供給設備	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
917	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	遮り・保管設備	-	-	《《》》				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
918	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	遮り・保管設備	-	-	《《》》				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
919	その他の加工施設	-	その他の主要な事項	遮り・保管設備	-	-	《《》》				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
924	施設共通	-	-	-	-	-	△注5	○	○注6	○注7,注8,注9	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
(申請対象設備リスト)

【第4回申請】 前回提出資料からの変更点は 青 で示す。

番号	施設区分	設備区分				機器		第二十六 注上 条第1 項	第二十七 条第1 項第 二号	第二十七 条第1 項第 二号	第二十七 条第2 項	第二十八 条第1 項	第二十九 条第1 項	第二十九 条第2 項	第二十九 条第3 項	第三十 条第1 項	第三十 条第2 項	第三十 条第3 項	第三十 条第3 項	第三十一 条第1 項	第三十一 条第2 項	第三十二 条第1 項第 一、二 号	第三十二 条第1 項第 一、二 号	第三十三 条第1 項第 一、二 号	第三十三 条第1 項第 一、二 号	第三十四 条第1 項	第三十五 条第1 項	第三十六 条第1 項	第三十七 条第1 項	第三十七 条第2 項	第三十八 条第1 項第 一、二 号	第三十八 条第1 項第 二、三 号	第三十八 条第2 項	第三十九 条第1 項		
		非常用設 備	通信連絡 設備	情報把握 設備	制御機能 確保設備			第二十六 注上 条第1 項	第二十七 条第1 項第 二号	第二十七 条第1 項第 二号	第二十七 条第2 項	第二十八 条第1 項	第二十九 条第1 項	第二十九 条第2 項	第二十九 条第3 項	第三十 条第1 項	第三十 条第2 項	第三十 条第3 項	第三十 条第3 項	第三十一 条第1 項	第三十一 条第2 項	第三十二 条第1 項第 一、二 号	第三十二 条第1 項第 一、二 号	第三十三 条第1 項第 一、二 号	第三十三 条第1 項第 一、二 号	第三十四 条第1 項	第三十五 条第1 項	第三十六 条第1 項	第三十七 条第1 項	第三十七 条第2 項	第三十八 条第1 項第 一、二 号	第三十八 条第1 項第 二、三 号	第三十八 条第2 項	第三十九 条第1 項		
748	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
749	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
750	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
751	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
754	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
755	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
756	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
757	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
877	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
878	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
899	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
902	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
917	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
918	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
919	その他の加工施設	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
924	施設共通	—	非常用設備	通信連絡設備	情報把握設備	制御機能確保設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考	
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)
第4条 核燃料物質の臨界防止	臨界計算に係る考慮事項	○	○	○	○	○	○	○	
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能	○	○	○	○	○	○	○	
	Sクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	○	○	
第6条 地震による損傷の防止	B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	○	○	
	動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	○	○	○	
	建物・構築物の動的解析方法	○	○	○	○	○	○	○	
	機器・配管系の動的解析方法	○	○	○	○	○	○	○	
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	○	○	○	○	○	○	
第7条 津波による損傷の防止	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○	
	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	全工程停止等	○	○	○	○	○	○	○	
	固縛等の措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	波及的影響を及ぼし得る施設	○	○	○	○	○	○	○	
	降下火砕物の長期的な堆積	○	○	○	○	○	○	○	
	除灰後の点検及び保守等	○	○	○	○	○	○	○	
	大気汚染	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備, 火災防護設備, 小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
	外部電源喪失	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の確認及びモニタリング	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	フィルタの交換, 清掃及び追加設置	○	○	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	敷地内の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○	
	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備, 火災防護設備, 小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
	共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯の運用	○	○	○	○	○	○	○	
	タンクローリ火災に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (航空機落下)	ばい煙に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
	有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	○	○	
	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)	避雷設備	○	○	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	有毒ガスの対応	○	○	○	○	○	○	○	
	加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	除雪	○	○	○	○	○	○	○	
第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	
	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	
	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	
	関係機関との通信及び連絡に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	
	核物質防護上の体制整備, 手順整備等に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	
第10条 閉じ込めの機能	工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策	○	○	○	○	○	○	○	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第11条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○		
		煙等流入防止対策	-	○	-	-	-	-	-	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	-	-	-	○	○	-	○	
		油内包設備 配置上の考慮	-	-	○	-	-	-	-	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	-	-	-	-	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	-	-	-	-	○	-	-	
		換気に係る水素濃度設定	-	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	-	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	-	-	-	-	○	-	○	
		接地対策	-	-	-	-	○	-	-	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	-	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管(金属容器への封入)	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	-	-	-	-	○	-	-	
		電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
		パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	-	-	○	-	○	-	○	
		金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	-	-	○	-	○	-	○	
		保温材に対する不燃性材料の使用	-	-	○	-	○	-	-	
		建屋内装材の不燃性材料の使用	○	-	-	-	-	-	○	
		建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○	○	○	
		カーペット(防災物品)	○	-	-	-	-	-	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置	-	○	○	○	○	-	○	
		換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	-	-	○	-	-	-	○	
		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	-	-	-	-	○	-	○	
		遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	○	-	○	-	○	-	
	避雷設備(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○		
	耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○		
	中央監視室の影響軽減対策	-	○	○	○	○	-	-		
	火災影響評価	-	-	-	-	-	○	○		
	第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理(耐火シール)	-	-	○	-	○	-	○	
		点検・試験(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		予備品確保・早期復旧(火災感知器)	-	○	○	○	○	○	○	
		消火水による影響	-	-	-	-	○	-	-	
		消火水の流出防止対策	-	-	○	-	-	-	○	
消火ガスの流出防止対策		-	-	○	-	-	-	-		
移動式消火設備		-	-	-	-	-	-	○		
ポンプを設置する室に対する人による消火活動	-	○	○	○	○	○	○			

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止	第1章 共通項目	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水評価条件の変更の都度、溢水評価を実施すること	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水源の設定(想定破損)	○	-	-	-	-	○	○	
		配管の肉厚管理	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(消火水)	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(地震)	○	-	-	-	-	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(その他)	○	-	-	-	-	○	○	
		隔離操作(溢水量の算出)	○	-	-	-	-	○	○	
		手動による漏えい停止の手順	○	-	-	-	-	-	-	
		溢水防護区画及び溢水経路の設定	○	-	-	-	-	○	○	
		防水扉及び水密扉の閉止運用	○	-	-	-	-	-	-	
		没水影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○	
		機能喪失高さの設定	○	○	○	○	○	○	○	
		被水影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○	
	保護構造	○	-	-	-	-	○	○		
	評価対象の設備の抽出	○	-	-	-	-	○	○		
	消火水放水時に不用意な放水を行わない運用	○	-	-	-	-	-	-		
	蒸気影響評価の実施	○	-	-	-	-	○	○		
	建屋外からの溢水評価の実施	○	-	-	-	-	○	○		
	第2章 個別項目	溢水防護設備の保守点検, 補修	○	-	-	-	-	-	-	
		防水扉	-	-	-	-	-	-	○	
		水密扉	-	-	-	-	-	-	○	
		床ドレン逆止弁	-	-	-	-	-	-	○	
		壁(貫通部止水処置を含む。)	-	-	-	-	-	-	○	
		溢水防護板	-	-	-	-	-	-	○	
		自動検知・遠隔隔離システム	-	-	-	-	-	-	○	
		ターミナルエンド防護カバー	-	-	-	-	-	-	○	
		蒸気防護板	-	-	-	-	-	-	○	
地震計		-	-	-	-	-	-	○		
漏えい検知器		-	-	-	-	-	-	○		
液位計		-	-	-	-	-	-	○		
第13条 安全避難通路等		安全避難通路	○	-	-	-	○	-	○	
		可搬型照明	○	-	-	-	○	-	-	
第14条 安全機能を有する施設	第1章 共通項目	安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		設計基準事故対処における自動起動	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の試験, 検査性の確保	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	第2章 個別項目	重量物の落下による飛散物, 回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計	○	○	○	○	○	○	○	
		原料粉末受入工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		粉末調整工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		ペレット加工工程の遠隔操作	-	-	-	○	○	-	-	
		燃料棒加工工程の遠隔操作	-	○	○	-	-	-	-	
		燃料集合体組立工程の遠隔操作	-	○	○	-	-	-	-	
		梱包出荷工程の遠隔操作	-	-	○	-	-	-	-	
		核燃料物質の検査設備の遠隔操作	-	-	○	-	○	-	-	
小規模試験設備の遠隔操作	-	-	-	-	○	-	-			
第16条 搬送設備	グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器の逸走及び転倒防止並びに容器の落下防止等の対策	-	○	○	○	○	-	-		
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	容器の取扱基数の上限	-	-	○	-	-	-	-		
第19条 放射線管理施設	放射線管理に必要な情報の表示	-	-	-	-	○	-	-		
第20条 廃棄施設	廃棄物保管用容器に対する考慮事項	-	-	-	-	-	-	○		
第22条 遮蔽	遮蔽計算に係る考慮事項	○	○	○	-	○	-	-		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第26条 重大事故等対処施設の地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能	○	○	○	○	○	○	○		
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系に係る接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	-	-		
第27条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	-	○	○	○	-	○		
	建物・構築物の動的解析方法	○	-	○	-	○	-	○		
	機器・配管系の動的解析方法	-	-	○	○	○	-	○		
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	-	-	-	-	-	○		
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○		
第28条 津波による損傷の防止	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮	○	-	-	-	-	-	○		
	可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管	○	-	-	-	-	-	○		
第29条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	-	-	-	○	○	-	○	
		油内包設備 配置上の考慮	-	-	○	-	-	-	-	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	-	-	-	-	○	-	-	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	-	-	-	-	○	-	-	
		換気に係る水素濃度設定	-	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	-	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	-	-	-	-	○	-	○	
		接地対策	-	-	-	-	○	-	-	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	-	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理（発火源への対策）	-	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管（金属容器への封入）	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	-	-	-	-	○	-	-	
		電気室（電源供給のみに使用）	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○	
	パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	-	-	○	-	○	-	○		
	金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	-	-	○	-	○	-	○		
	保温材に対する不燃性材料の使用	-	-	○	-	○	-	-		
	建屋内装材の不燃性材料の使用	○	-	-	-	-	-	○		
	建屋内装材の塗装（難燃性）	○	○	○	○	○	○	○		
	カーペット（防災物品）	○	-	-	-	-	-	○		
	重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用	-	○	○	○	○	-	○		
	重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置	-	○	○	○	○	-	○		
	換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	-	-	○	-	-	-	○		
	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	-	-	-	-	○	-	○		
	遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	○	-	○	-	○	-		
	避雷設備、構内接地系（重大事故等対処施設）	○	-	-	-	-	-	○		
	耐震設計（重大事故等対処施設）	○	○	○	-	○	-	○		
	竜巻防護対策	○	○	○	-	○	-	○		
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○		
	第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理（耐火シール）	-	-	○	-	○	-	○	
		点検・検査（火災感知器）	-	○	○	○	○	○	○	
		予備品確保・早期復旧（火災感知器）	-	○	○	○	○	○	○	
		消火水による影響	-	-	-	-	○	-	-	
		消火水の流出防止対策	-	-	○	-	-	-	○	
		消火ガスの流出防止対策	-	-	○	-	-	-	-	
移動式消火設備		-	-	-	-	-	-	○		
ポンプを設置する室に対する人による消火活動	-	○	○	○	○	○	○			

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考	
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)
第30条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
	除雪, 除灰及び屋内への配備	-	-	-	-	○	○	○	
	重大事故等に対処するための手順, 訓練, 教育	-	-	○	○	○	○	○	
	作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備	-	-	○	○	○	○	○	
	工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定	-	-	○	○	○	○	○	
	現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止	-	-	○	○	○	○	○	
	重大事故等対処設備の識別管理	-	-	○	○	○	○	○	
	中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性	-	-	○	○	○	-	-	
	動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認	-	-	○	○	○	○	○	
	溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定	-	-	-	-	○	○	○	
	津波に対する屋外アクセスルートの運用	-	-	-	-	○	○	○	
	屋外アクセスルートの復旧	-	-	-	-	○	○	○	
	凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保	-	-	-	-	○	○	○	
	屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用	-	-	-	-	○	○	○	
	消防車による初期消火活動	-	-	-	-	○	○	○	
	アクセスルート上の資機材の落下防止, 転倒防止対策	-	-	-	-	○	○	○	
	アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備	-	-	-	-	○	○	○	
屋内アクセスルートの設定	-	-	-	-	○	○	○		
第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	○	-	○	-	-	
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	○	-	○	-	-	
第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	○	-	-	
	放水時の臨界安全の考慮	-	-	-	-	-	-	○	
第35条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	-	-	○	
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	-	-	○	-	○	
第36条 電源設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	○	-	○	
	火災防護計画 (森林火災)	-	-	-	-	○	-	○	
第37条 監視測定設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	○	-	○	
	固縛対策 (竜巻)	-	-	-	-	○	-	○	
第38条 緊急時対策所	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	-	-	○	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	-	-	-	-	-	-	○	
第39条 通信連絡を行うために必要な設備	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	-	-	-	-	-	-	○	
	電池交換手順	-	-	-	-	-	-	○	

凡例：

申請時期及び申請回次

1	第1回申請（2項変更）
2-1	第2回申請（2項変更）
2-2	第2回申請（1項新規）
3-1	第3回申請（2項変更）
3-2	第3回申請（1項新規）
4-1	第4回申請（2項変更）
4-2	第4回申請（1項新規）

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

SA区分

常設	技術基準規則第三十条第2項に該当するもの。（建物・構築物については、常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする）
可搬	技術基準規則第三十条第3項に該当するもの。

耐震設計（DB）

S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
B	耐震重要度分類におけるBクラス施設
B-1	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
B-2	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
B-3	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、基準地震動S _s による地震力に対して過大な変形等が生じないよう設計するもの
B-4	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動S _s による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
C	耐震重要度分類におけるCクラス施設
C-1	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
C-2	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S _s による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防護する機能を保持できる設計とするもの
C-3	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S _s による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
—	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（SA）

1.2S _s	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動S _s の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備
S, B, C (S), (B), (C) 等	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの 〔 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類（耐震設計（DB）の区分を記載する） 〕
—	上記以外

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について、既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
—	上記対象外

凡例：

注記

注1	第五条第1項及び第二十六条第1項の要求のうち、燃料加工建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第1項のうち、燃料加工建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される燃料加工建屋の申請にて説明するため、「一」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第二十八条第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「一」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第1項、第2項及び第3項については、外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋を対象とする。なお、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」、「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十三条第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「設計基準事故対処における自動起動」、「安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全上重要な施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十四条第2項の要求は、「安全機能を有する施設の試験、検査性の確保」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十四条第3項の要求は、「安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	再処理施設と共用する設備のうち、第十五条第1項及び第2項の適用を受ける設備となる再処理第4種管に該当する海洋放出管理系及び安全上重要な施設である混合酸化物貯蔵容器は、再処理施設の評価を流用する。 再処理施設と共用する設備のうち、第三十一条第1項及び第2項の適用を受ける重大事故等対処設備は、再処理施設の評価を流用する。
注11	第二十九条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十条第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十条第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「屋外アクセスルートに対する融雪剤の配備」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型証明の配備」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第三十二条第1項第一号及び第二号については、MOX燃料加工施設において臨界事故の発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。
注15	重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。

番号	対象設備・機器	変更内容	変更理由
2	地下水排水設備（燃料加工建屋）	申請時期及び申請回数を「3-2」から「3-1」に修正。	記載の適正化
6～16	施設外漏えい防止堰	14条第1項～第4項を「-」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
47	ウラン粉末秤量・分取装置	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「-」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
98～100	粉末調整工程搬送設備	機器名を以下の通り修正。 「添加剤混合粉末搬送装置グループボックス-1」⇒「添加剤混合粉末搬送装置-1グループボックス」 「添加剤混合粉末搬送装置グループボックス-2」⇒「添加剤混合粉末搬送装置-2グループボックス」 「添加剤混合粉末搬送装置グループボックス-3」⇒「添加剤混合粉末搬送装置-3グループボックス」	記載の適正化
134	プレス装置(プレス部)	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「-」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
136	空焼結ボート取扱装置		
140	焼結ボート供給装置		
143	焼結ボート取出装置		
146	排ガス処理装置		
148	焼結ペレット供給装置		
150	研削装置		
154	外観検査装置		
155	寸法・形状・密度検査装置		
156	仕上がりペレット収容装置		
158	ペレット立会検査装置		
212～221	焼結ボート搬送装置-1～10		
237	ペレット保管容器搬送装置-2		
243	波板トレイ取出装置		
244	スタック編成装置		
245	スタック収容装置		
247	空乾燥ボート取扱装置		
249	乾燥ボート供給装置		
252	乾燥ボート取出装置		
257	スタック供給装置		
265	挿入溶接装置		
267	除染装置		
282	燃料棒解体装置		
285	溶接試料前処理装置		
298	ペレット保管容器搬送装置		
313	乾燥ボート搬送装置		
334	混合酸化物貯蔵容器	数量を「490」から「1680」に修正。	再処理の共用数に合わせた修正
335	粉末缶	数量を「1720」から「5040」に修正。	再処理の共用数に合わせた修正
341	ウラン粉末缶入出庫装置	機種を「搬送設備」から「-」に修正。	整理方針の見直し
369	CS・RS回収ボット	機種を「-」から「運搬・製品容器」に修正。	整理方針の見直し
374～376	ペレット一時保管棚-1～3	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「-」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
377, 378	焼結ボート入出庫装置-1, 2		
383	焼結ボート受渡装置-1～8		
396	ペレット一時保管設備 容器(規格外ペレット保管容器)	・数量を「12」から「10」に修正。 ・兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるスクラップ貯蔵設備の個数10台のうち、10台を兼用する。」	・運用の見直し ・兼用の主登録、従登録の個数の関係を明示
416	スクラップ貯蔵設備 容器(規格外ペレット保管容器)	数量を「12」から「10」に修正。	運用の見直し
414	スクラップ貯蔵設備 容器(ペレット保管容器)	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる製品ペレット貯蔵設備の個数297台のうち、297台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
415	容器(9缶バスケット)	数量を「210」から「204」に修正。	運用の見直し
417	スクラップ貯蔵設備 容器(CS・RS保管ボット)	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる粉末一時保管設備の個数1944台のうち、1944台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
423～427	製品ペレット貯蔵棚-1～5	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「-」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
428	ペレット保管容器入出庫装置		
431, 432	ペレット保管容器受渡装置-1, 2		
439	ウラン燃料棒収容装置	16条1項1号, 2号を「-」から「○」に修正。	整理方針の見直し
440	遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）	兼用（主従）を「-」から「主：燃料棒貯蔵設備 従：火災防護設備」に修正。	記載の適正化
448～483	気体廃棄物の廃棄設備	設備区分の「設計基準対象の施設」及び「重大事故等対処施設」を削除。	整理方針の見直し

番号	対象設備・機器	変更内容	変更理由
452	主配管（常設）（工程室排気系）	兼用（主従）を以下の通り修正。 「技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備及び排気モニタリング設備にて示す。」 ⇒「技術基準規則 第三章「重大事故等対象施設」の適合性は、外部放出抑制設備及び排気モニタリング設備にて示す。」	記載の適正化
453	工程室排気フィルタユニット	8条第1項を「○」から「-」に修正。	整理方針の見直し
454	工程室排風機	11条第5項を「-」から「○」に修正。	記載の適正化
457	グローブボックス給気フィルタ	8条第1項を「○」から「-」に修正。	整理方針の見直し
458	グローブボックス排気フィルタ		
461	グローブボックス排風機入口手動ダンパ		
463	主配管（窒素循環系）	備考を以下の通り修正。 「※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は、基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。」 ⇒「※工程室外に設置される範囲は、基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。」	記載の適正化
468	外部放出抑制設備 グローブボックス給気フィルタ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数162台のうち、8台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
469	外部放出抑制設備 グローブボックス排気フィルタ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数235台のうち、16台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
470	外部放出抑制設備 グローブボックス排気フィルタユニット	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数9台のうち、9台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
472	外部放出抑制設備 工程室排気フィルタユニット	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる工程室排気設備の個数11台のうち、11台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
473	外部放出抑制設備 グローブボックス排風機入口手動ダンパ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数2台のうち、2台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
474	外部放出抑制設備 工程室排風機入口手動ダンパ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる工程室排気設備の個数2台のうち、2台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
479	代替グローブボックス排気設備 グローブボックス給気フィルタ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数162台のうち、8台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
480	代替グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタ	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるグローブボックス排気設備の個数235台のうち、16台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
506	-（廃油保管室の廃油保管エリア）	10条第1項第1号～第7号を「<<○>>」から「-」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
511	廃棄物保管エリア（廃棄物保管第1室）		
512	廃棄物保管エリア（廃棄物保管第2室）		
516	アルファ線ダストモニタ		
517	エアスニファ	10条第1項第6号を「-」から「○」に修正。	整理方針の見直し
518	排気モニタ	10条第1項第3号、第6号の「-」を「○」に修正。	整理方針の見直し
521	排気モニタリング設備 排気筒	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となるス排気筒の個数1台のうち、1台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
525	アルファ線用サーバイメータ	10条第1項第6号を「-」から「○」に修正。	整理方針の見直し
528	ダストサンブラ		
532	代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	33条第1項第2号を「-」から「○」に修正。	整理方針の見直し
569	代替気象観測設備 監視測定用運搬車	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる代替モニタリング設備の個数7台のうち、7台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記
571	環境モニタリング用代替電源設備 監視測定用運搬車	兼用設備のうち、従登録の設備の数量について、備考に以下の注釈を追加。 「※主登録となる代替モニタリング設備の個数7台のうち、7台を兼用する。」	兼用の主登録、従登録の個数の関係を備考に追記

番号	対象設備・機器	変更内容	変更理由
575	火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）	申請時期及び申請回次、兼用（主従）、備考を以下の通り修正。 ・申請時期及び申請回次：「1」⇒「1、2-1※」 ・兼用列：「-」 ⇒「※第2回に申請する防火扉について次のとおり。 主：燃料棒貯蔵設備 従：火災防護設備」 ・備考：「防火扉含む」 ⇒「防火扉含む ※防火扉のうち、燃料棒貯蔵室及び燃料棒加工第3室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料集集体組立第1室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉については貯蔵設備の申請と合わせて第2回に申請する」	燃料棒貯蔵室の遮蔽扉が防火扉と兼用のため、申請時期及び申請回次に第2回を追加し、備考の注釈にて補足を追記
576	火災区域構造物及び火災区画構造物（貯蔵容器搬送用洞道）	30条第1項～第3項を「<<O>>」から「-」に修正。	整理方針の見直し
584	グローブボックス温度監視装置	18条2項を「-」から「O」に修正。	整理方針の見直し
595	窒素消火装置	機器名を「窒素ガス消火装置」から「窒素消火装置」に修正。	記載の適正化
599	グローブボックス消火装置	・機種を「-」から「主要弁」に修正。 ・DB区分を「安重」から「安重/非安重」に修正。 ・耐震設計を「S/-」から「S/-、C/-」に修正。	記載の適正化
600	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	DB区分を「安重」から「安重/非安重」に修正。	記載の適正化
612	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	・耐震設計を「S/-」から「S/-※」に修正。 ・備考を「-」から「※外部放出抑制設備の経路上に設置される延焼防止断ダンパ7基は、基準地震動 S s の1.2倍の地震力においても、経路が維持できる設計とする。」に修正。	整理方針の見直し
613	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	・耐震設計を「C/-」から「C/-※」に修正。 ・備考を「-」から「※給気設備のSクラスGBを設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲の配管に設置される延焼防止断ダンパ1基は、基準地震動 S s の1.2倍の地震力においても、経路が維持できる設計とする。」に修正。	整理方針の見直し
615 616	防火シャッター	11条第3項を「-」から「O」に修正。	整理方針の見直し
640	第2運転予備用ディーゼル発電機	・数量を「1」から「1式」に修正。 ・24条第1項、第2項を「-」から「<<O>>」に修正。	・記載の適正化 ・整理方針の見直し
641	第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	・数量を「4」から「1式」に修正。 ・24条第1項、第2項を「-」から「<<O>>」に修正。	・記載の適正化 ・整理方針の見直し
642	受電開閉設備		
643	受電変圧器	24条第1項、第2項を「-」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
644	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線		
645	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	・14条第1項～第4項の「<<O>>」を「-」に修正。 ・24条第1項、第2項を「-」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
646	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線		
647	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線		
648	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線		
649	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	24条第1項、第2項を「-」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
650	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線		
651	制御建屋の6.9kV非常用母線		
652	制御建屋の6.9kV運転予備用母線		
653	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線		
654	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線		
655	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	・14条第1項～第4項の「<<O>>」を「-」に修正。	整理方針の見直し

番号	対象設備・機器	変更内容	変更理由
656	燃料加工建屋の460V常用母線	・24条第1項、第2項を「－」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
657	制御建屋の460V非常用母線	24条第1項、第2項を「－」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
658	制御建屋の460V運転予備用母線		
659	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線		
683	第1貯水槽	31条第1項、第2項を「○注10」から「－」に修正。	整理方針の見直し
684	第2貯水槽		
719	重油貯槽	第28条第1項を「－」を「○」に修正。	整理方針の見直し
724	環境中継サーバ	19条第1項第1号～第3号を「－」から「<<O>>」に修正。	整理方針の見直し
750	燃料加工建屋間伝送用無線装置	機器名を「燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置」から「燃料加工建屋間伝送用無線装置」に修正	記載の適正化
758	気送装置	申請時期及び申請回数を「2-2、3-2※」から「2-1、2-2、3-1※、3-2※」に修正。	記載の適正化
760	受払装置	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「－」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
775	スパイキング装置グローブボックス	22条2項を「－」から「○」に修正。	整理方針の見直し
776			
820	分析装置	数量を「1」から「1式」に修正。	記載の適正化
826	分析済液中和槽	22条第2項を「○」から「－」に修正。	整理方針の見直し
868	小規模焼結炉排ガス処理装置	10条第1項第1号～第7号を「<<O>>」から「－」に修正。	粉末容器を扱う搬送装置のみを対象として整理
879	臨界検知用ガスモニタ	18条第1項、第2項を「－」から「<<O>>」に修正。	設備区分の見直しに伴う修正
880	グローブボックス負圧・温度監視設備		
881～890	低レベル廃液処理設備 分析設備 警報関連設備	低レベル廃液処理設備のサンプル液位及び分析設備の漏えい液受皿液位について、設備区分を警報関連設備に見直し。	設備区分の見直し
887～890	漏えい液受皿液位	設備区分の変更に伴い、18条第1項および第2項を「－」から「<<O>>」に修正。	設備区分の見直しに伴う修正
895	混合ガス濃度異常遮断弁	18条第1項、第2項を「－」から「<<O>>」に修正。	設備区分の見直しに伴う修正
899	給排水衛生設備	給水処理設備の申請回数を「2-2」⇒「4-2」に修正。	申請計画を踏まえた適正化
920～923	荷役設備	数量を「1」から「1式」に修正。	記載の適正化
924	施設共通 基本設計方針	4条第1項～第3項を「－」から「○」に修正。	臨界計算に係る考慮事項を施設共通 基本設計方針として追加
924	施設共通 基本設計方針	16条第1項第1号及び第2号を「△」から「<<△>>」に修正。	記載の適正化
－	全般（機種）	機種の「製品・運搬容器」を「運搬・製品容器」に修正。	記載の適正化
－	全般（機種）	機種の「搬送装置」を「搬送設備」に修正。	記載の適正化
－	全般（既認可からの変更点）	既認可からの変更点に関する記載列を追加。	既認可からの変更点を明確化

技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

1. 基本的な作成方針

(1) 本資料は、各回次の申請対象設備と各条文の基本設計方針の対応する展開先の添付書類を踏まえて、整理している。

(2) 当該申請回において次回以降の申請において確認を受ける又は、前回までの申請において確認が完了している技術基準規則条文については、灰色ハッチングを行う。

(3) ある条文の基本設計方針の適合性説明の展開を、他の条文の基本設計方針に基づく場合は、その基本設計方針を受けて展開する適合性説明書に○をつける。

(個別施設の基本設計方針の冒頭に記載する共通条文に基づく設計とする旨の記載については、設計上考慮する共通条文を示すためのものであり、共通条文で説明する内容であることから、これを受けての○つけはしない。)

(4) 「耐震性に関する説明書」は、「第5条 安全機能を有する施設の地盤」「第6条 地震による損傷の防止」「第26条 重大事故等対処施設の地盤」「第27条 地震による損傷の防止」に○をつける。また、耐震条文以外の「第4条 臨界」「第10条 閉じ込め」「第23条 換気設備」「第11(29)条 火災」「第12条 溢水」「第30条 重大事故等対処設備」についても、当該条文に対する適合性を踏まえ耐震計算書を添付するため、○をつける。

(5) 「設備別記載事項の設定に関する説明書」は、仕様表又は基本設計方針に記載した仕様（基本設計方針は個数）のうち「容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、口径及び除去効率」の設定値の根拠を説明を行う添付書類である。

各条文の○の記載方針は、基本設計方針を受けて適合性として示すべき仕様を踏まえ、設定値根拠の対象仕様の場合に○をつけることとしている。

なお、上記の根拠説明を行う設定値は、発電炉の設定値根拠説明の説明対象となる設定値を参考に設定している。

また、加工施設特有の設定値(発電炉にない仕様表仕様)は、加工施設の技術基準の適合性をもとに抽出されるものであることから、対応する技術基準の適合性説明書においてその根拠を説明することとする。(グローブボックスの漏れ率等)

(6) 添付図面は、仕様表対象の建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成を主要寸法と併せて示すため添付する。添付図面の○の記載方針は、各条文の適合性の内容を踏まえ、関連する添付図面に○をつける。

また、各条文の適合説明書の中において、建物・構築物及び設備・機器の構造、配置、系統構成に係る図面を個別に載せている場合においても、対応する図面の種類(構造図、系統図等)を踏まえ●をつける(参考1を参照)。

(7) 緊急時対策所の居住性に係る遮蔽設計については、緊急時対策建屋の遮蔽設備の申請回において「緊急時対策所に関する説明書」(第38条 緊急時対策所)に○をつける。

(8) 「2.」「3.」及び「4.」に各申請書類の記載方針を示す。

2. 条文共通の申請書類の○の記載方針

申請書類		記載方針
本文	基本設計方針	・申請設備に係る条文について○をつける。
	工事の方法	・申請設備に係る条文のうち、工事があるものについて○をつける。
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	・申請設備に係る条文について○をつける。
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	・申請設備に係る条文について○をつける。

3. 各条文に係る添付書類の○の記載方針（添付図面を除く。）

申請条文		記載方針
第4条	核燃料物質の臨界防止	<ul style="list-style-type: none"> 単一ユニット及び複数ユニットに係る設備、計量設備(質量管理)並びに臨界検知用ガスモニタの申請回において「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。(第2, 3, 4回) 地震時における単一ユニット間距離の確保が必要な設備(貯蔵施設)の耐震計算結果は「耐震性に関する説明書」に示すため○をつける。(第2回)
第5条	安全機能を有する施設の地盤	<ul style="list-style-type: none"> 常設の安全機能を有する施設の申請回において「耐震性に関する説明書」に○をつける。
第6条	地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 常設の安全機能を有する施設の申請回において「耐震性に関する説明書」に○をつける。 地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量、個数等)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第3回)
第7条	津波による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 敷地共通の内容であるため、第1回,第4回において「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 防護対象施設及び評価対象施設の申請を踏まえ第1～第4回に「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。 竜巻随伴事象の火災に対する考慮については、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えないことを「火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(火災防護対策を含めた全体的な内容であるため第1～4回に○をつける。) 竜巻随伴事象の溢水に対する考慮については、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づくため○をつける。(第1回, 第4回)
第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 敷地共通の内容であるため、第1回において「加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書」に○をつける。
第10条	閉じ込めの機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込め機能に係る設備(グローブボックス、施設外漏えい防止堰、燃料加工建屋、排気設備等)の申請回の「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に○をつける。(第1～4回) 高性能エアフィルタの捕集効率及び段数については、廃棄施設で展開するため、当該設備の申請回の「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。(第2回) グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合の検知、並びにMOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいの検知については、放射線管理施設で展開するため、当該設備の申請回の「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける(第3回)。 グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については、「8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとし、安全機能を有する施設で展開するため、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(添付-1の第14条第3項に○がつく設備の申請回(第2, 3回)に○をつける。) 閉じ込め機能の適合性に係る仕様(排気設備のファンの容量等)については、当該設備の申請回の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回) 漏えいの拡大防止に係る漏えい検知器及びグローブボックスの負圧異常時の警報発報に係る設計方針は、警報関連設備で展開するため、「警報設備等に関する説明書」に○をつける。(第2, 3回) 地震時における窒素循環の経路維持が必要な設備(窒素循環設備)の耐震計算結果は「耐震性に関する説明書」に示すため○をつける。(第2回)
第11条	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 火災防護設備、火災等による損傷の防止で考慮する施設に係る申請を踏まえ第1～第4回に「火災及び爆発の防止に関する説明書」に○をつける。(第1～4回) 火災防護設備の火災感知設備、消火設備の申請回において「耐震性に関する説明書」に○をつける。 消火設備の破損、誤作動又は誤操作のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に基づく設計とするため○をつける。(第4回) 火災防護設備のうち、共用する施設の申請回は、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。(第4回) 火災の適合性に係る仕様(消火設備の容器の容量等)を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第12条	加工施設内における溢水による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 溢水防護対象設備及び溢水防護設備の申請回(溢水防護区画、開口部高さを示す燃料加工建屋を含む。)において、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に○をつける。(第1～4回) 溢水防護設備、溢水影響評価を申請する申請回については、溢水防護設備の耐震性、溢水影響評価条件の妥当性(溢水源の耐震計算)を示すため「耐震性に関する説明書」に○をつける。(第4回)
第13条	安全避難通路等	<ul style="list-style-type: none"> 安全避難通路を設定する建物・構築物、照明設備の申請回において、「安全避難通路等に関する説明書」に○をつける。
第14条	安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設に係る添付書類であるため第1～第4回に「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 分析済液処理装置のポンプ等に係る容量等を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第15条	材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、添付-1に示す材料・構造の対象となる機器・配管において「強度に関する説明書」に○をつける。 最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。

第16条	搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質を搬送する設備を申請する申請回(第2, 3回)において「搬送設備に関する説明書」に○をつける。(搬送能力についても本添付書類で展開する。)
第17条	核燃料物質の貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の貯蔵施設を申請する申請回において「核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書」に○をつける。(貯蔵能力についても本添付書類で展開する。) 崩壊熱除去に必要な換気設備に係る設計方針は「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」で展開するため、申請回(第2回)に○をつける。 共用する貯蔵施設(混合酸化物貯蔵容器, 粉末缶)の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。
第18条	警報設備等	<ul style="list-style-type: none"> 加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときの警報(火災防護設備のグローブボックス温度監視装置), 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したときの警報(排気モニタ), 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が漏えいするおそれが生じたときの警報(液体廃棄物処理第3室サンプル液位等)に係る設備の申請回において「警報設備等に関する説明書」に○をつける。 上記の火災防護設備のグローブボックス温度監視装置は「火災及び爆発の防止に関する説明書」、放射線管理施設の排気モニタは「放射線管理施設に関する説明書」にて詳細を展開することから対応する申請回で○をつける(第3回)。警報関連設備の液体廃棄物処理第3室サンプル液位等, グローブボックス負圧・温度監視設備は、「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」の放射性廃液の漏えいの防止に係る検知機能, グローブボックスの負圧異常の検知機能であることから○をつける(第2回, 第3回)。 加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに安全機能を維持するための設備を自動的に開始させる回路(熱的制限値, 水素濃度制限値等)に係る設備の申請回において「警報設備等に関する説明書」に○をつける。 警報関連設備の申請回において、「警報設備等に関する説明書」に○をつける。
第19条	放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象の放射線管理施設の申請回において、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。 共用する放射線管理施設の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 モニタリングポストの設置数(個数)を踏まえ、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第20条	廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄施設を申請する申請回において、「放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に○をつける。 気体廃棄物の排気濃度の監視して放出する基本設計方針に対する詳細設計(排気モニタ)を展開するため、当該設備の申請回(第3回)において「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。 気体廃棄物の逆流防止, 核燃料物質の漏えいの拡大防止に係る設計方針は「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回) 共用する廃棄施設の申請回(第4回)において、「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 廃棄施設の適合性に係る仕様(容量(ファン)等)を申請する申請回については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第21条	核燃料物質等による汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置し, 汚染のおそれのある建物・構築物である燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の申請回において「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に○をつける。(第1, 2回)
第22条	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽設備の申請回において「放射線による被ばくの防止に関する説明書」に○をつける。(なお, 緊急時対策所の遮蔽設備は, 「第38条 緊急時対策所」の居住性に係る要求であるため, 「第22条 遮蔽」では「緊急時対策所に関する説明書」に○をつけない。) 遠隔操作に係る設計については, 成形施設, 被覆施設, 組立施設, 核燃料物質の検査設備及び実験設備の基本設計方針を展開する「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に当該施設の申請回に○をつける。(第2回, 第3回) 放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことによる放射線防護上の措置については換気設備側で展開することから「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に○をつける。(第2回)
第23条	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 燃料加工建屋の換気設備(気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備, 工程室排気設備, 建屋排気設備, 給気設備及び窒素循環設備)を申請する申請回において、「安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に○をつける。(第2回) 換気設備に係る基本設計方針のうち, 系統構成及びフィルタの交換性に係る設計方針は「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」で展開するため, 申請回に○をつける。(第2回) 換気設備の適合性に係る仕様(容量(ファン)等)を申請するため, 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける 地震時における窒素循環の経路維持が必要な設備(窒素循環設備)の耐震計算結果は「耐震性に関する説明書」に示すため○をつける。(第2回)。
第24条	非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象の非常用所内電源設備の申請回において, 「所内電源設備に関する説明書」に○をつける。 共用する非常用電源設備の申請回(第4回)において, 「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 非常用所内電源設備の運転に必要な仕様として, 容器の容量等を申請するため, 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第25条	通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備の申請回(第4回)において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。 通信連絡設備は共用する設備があるため, 「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。
第26条	重大事故等対処施設の地盤	<ul style="list-style-type: none"> 常設の重大事故等対象施設の申請回において「耐震性に関する説明書」に○をつける。
第27条	地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 常設の重大事故等対象施設の申請回において「耐震性に関する説明書」に○をつける。 地下水排水設備の仕様表の性能仕様(容量, 個数)を踏まえ, 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。(第3, 4回)
第28条	津波による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 第7条 津波による損傷の防止に同じ。

第29条	火災等による損傷の防止	・第11条 火災等による損傷の防止に同じ。
第30条	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処施設の申請回において「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に○をつける。 ・重大事故等対処設備の竜巻、火山、外部火災の影響評価については「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」によるため、重大事故等対処設備の申請回に○をつける。 ・重大事故等対処設備の溢水による損傷防止の溢水影響評価については、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」によるため、溢水影響評価を申請する第4回に○をつける。 ・重大事故等対処施設のうち、地震を要因とする重大事故等対処に係る施設を申請する申請回において、基準地震動Ssを1.2倍した耐震計算書を示すため「耐震性に関する説明書」に○をつける。 ・重大事故等対処設備の申請回において、個数及び容量の適合性の観点から「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第31条	材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備のうち添付-1に示す材料・構造の対象となる機器・配管を申請する申請回において「強度に関する説明書」に○をつける。 ・最高使用圧力、最高使用温度の設定根拠を示すため「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第32条	臨界事故の拡大を防止するための設備	・本技術基準に対しては、事業変更許可において臨界事故に係る重大事故等の発生が想定されないと整理した内容についての説明書を添付する。このため、核燃料物質を取り扱う設備を申請する初回の申請回(第2回)において「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に○をつける。
第33条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備を申請する申請回において「閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書」に○をつける。 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備に係る設計方針は「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」で展開するため○をつける。(第2回、第3回) ・工程室放射線計測設備に係る設計方針は「放射線管理施設に関する説明書」で展開するため○をつける。(第3回) ・必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第34条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	<ul style="list-style-type: none"> ・拡散抑制設備を申請する第4回において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書」に○をつける。 ・拡散抑制設備の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。)、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第35条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・水供給設備を申請する第4回において「重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書」に○をつける。 ・水供給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・貯水槽から燃料加工建屋までルートに対しては「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第36条	電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備を申請する第4回において「所内電源設備に関する説明書」に○をつける。 ・所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定に関する説明書」に○をつける。
第37条	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> ・監視測定設備の申請回において、「放射線管理施設に関する説明書」に○をつける。 ・監視測定設備の監視及び記録に係る要求を踏まえ、通信連絡設備(情報把握設備)を申請する申請回(第4回)において「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。 ・監視測定設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第38条	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所を申請する第4回において、「緊急時対策所に関する説明書」に○をつける。 ・緊急時対策所の通信連絡、データの表示・記録に係る要求を踏まえ、「通信連絡設備に関する説明書」に通信連絡設備を申請する第4回に○をつける。 ・緊急時対策所の基本設計方針のうち、悪影響防止(共用を含む。以降同じ。)、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数及び容量の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。
第39条	通信連絡を行うために必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡を行うために必要な設備の申請する申請回(第3回、第4回)において、「通信連絡設備に関する説明書」に○をつける。第3回は、GB温度監視装置、GB負圧・温度監視設備に係る伝送路を申請する。 ・通信連絡を行うために必要な設備の基本設計方針のうち、悪影響防止、環境条件、試験・検査性等については「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」で展開するため○をつける。 ・必要な個数の設定根拠を示すため、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に○をつける。

4. 添付図面の○、●の記載方針

申請図面		記載方針
構内配置図	添付図面と関連する条文：○	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に係る条文として以下の条文に○をつける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「第5, 26条 地盤」, 「第6, 27条 地震」, 「第8条 外部衝撃」 「第7条、第28条 津波」は建物・構築物(燃料加工建屋、貯水所・保管庫及び緊急時対策所)の申請回(第1回, 第4回(SAのみ))に○をつける。 ➢ 「第20条 廃棄施設」は、排水口、排気口の位置を踏まえ気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備の申請回に○をつける。(第2, 4回) ➢ その他関連する条文として、公衆への線量評価の観点から「第22条 遮蔽」(第1回), 屋外溢水評価の観点から「第12条 溢水」(第4回)について○をつける。 上記以外で、共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。
	適合性説明書内で構内配置図に相当する図面を付ける条文：●	<ul style="list-style-type: none"> 参考1に示す適合性説明書内の構内配置図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。 ・「第5条, 26条 地盤」: (建屋下の地質の分布を明示した図面等) (第1, 4(SA)回) ・「第6条, 27条 地震」: (敷地における建屋の設置位置を示す図) (第1回) ・「第8条 外部衝撃」: (近傍の危険物貯蔵施設の構内配置を明示した図面等) (第1回) ・「第12条 溢水」: (屋外タンクの構内配置を明示した図面) (第4回) ・「第22条 遮蔽」: (公衆の線量評価における評価点を明示した図面) (第1回)
平面図及び断面図	添付図面と関連する条文：○	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物の壁, 床, 天井の遮蔽厚さを示すため, 「第22条 遮蔽」(第1, 2回)又は「第38条 緊急時対策所」(第4回)に○をつける。 ・屋外からの溢水を考慮し, 燃料加工建屋の申請回に「第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止」に○をつける(第1回)。また, 保管庫・貯水所等は, 「第30条 重大事故等対処設備」側に○をつける。(第4回) ・また, 関連する条文として, 以下について○をつける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建物・構築物の強度評価に係る条文として, 「第5, 27条 地盤」 「第6, 28条 耐震」, 「第8 外部衝撃」, 「第30条 重大事項等対処設備(1. 2Ss, 外部衝撃)」に対して建物・構築物の申請回を踏まえ第1回, 第2回(SA施設なし, 洞道は地下設置を示すため外部衝撃にも○), 第4回(SA施設のみ)に○をつける。 ➢ 「第13条 安全避難通路」(第1, 3, 4回)は安全避難通路及び照明設備の建屋への取付箇所の観点で○をつける。 ➢ 塗装の範囲の観点で, 「第21条 汚染防止」に○をつける。(第1, 2回) ➢ 工程室の観点で, 「第10条 閉じ込め機能」に○をつける。(第1回) 上記以外で, 建物・構築物の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2回に申請する貯蔵容器搬送用洞道は, 第14条のみ○をつける。)
	適合性説明書内で平面図及び断面図に相当する図面を付ける条文：●	<ul style="list-style-type: none"> 参考1に示す適合性説明書内の平面図及び断面図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。 ・「第6条, 27条 地震」: (建屋の構造概要を示すための概略平面図及び断面図, 耐震壁の断面リスト, 柱の断面リスト等) (第1, 4(SA)回) ・「第8条 外部衝撃」: (強度計算の情報として建屋の情報として平面図, 断面図の概要を示した図面, フード及び風除室の位置と概形を表した図面等) (第1回) ・「第10条 閉じ込め機能」: (工程室の範囲を明示した図面) (第1回) ・「第13条 安全避難通路」: (建屋の安全避難通路を明示した図面, 照明設備の配置を明示した図面) (第1, 3, 4回) ・「第14条 安全機能を有する施設」: (安全上重要な施設の範囲を明示した図面) (第1回) ・「第21条 汚染防止」: (樹脂系塗料の塗装範囲を明示した図面) (第1回, 2回) ・「第22条 遮蔽」: (遮蔽設計の基準となる線量率, 遮蔽計算代表点(P点), 線量率計算箇所(A点)を明示した図面等) (第1回, 2回)

系統図 (系統図、 換気系統 図、計測制 御系統図、 搬送物フ ロー図、単 線結線図)	添付図面と 関連する条 文：○	系統図	<ul style="list-style-type: none"> 「系統図」は、主流路である主配管(換気系を除く。)の配置、系統構成並びに放射線管理施設の系統構成を示す図面である。 系統図に關係する条文として、「第8条 外部衝撃」「第11条 火災等による損傷の防止」「第18条 警報設備等」「第19条 放射線管理施設」「第20条 廃棄施設」「第29条 火災等による損傷の防止」「第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」「第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」「第35条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」「第37条 監視測定設備」に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。 また、関連する条文として、以下について○をつける。 ▶配管系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 28条 耐震(第2回(DBのみ), 第3回, 第4回)」, 「第11, 29条 火災(第2回)」 「第12条 溢水(第4回)」 「第15, 31条 材料・構造(第2回(DBのみ), 第3回, 第4回)」 「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 溢水)(第3, 4回)」についても○をつける。
		換気系統図	<ul style="list-style-type: none"> 「換気系統図」は、主流路である主配管(換気系)の配置、系統構成を示す図面である。 換気設備に關係する条文として、「第10条 閉じ込める機能」「第23条 換気設備」「第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」「第38条 緊急時対策所」「第17条 貯蔵施設」に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。 また、関連する条文として、以下について○をつける。 ▶換気系統を有する設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 28条 耐震(第2回, 第4回(SAのみ))」, 「第8条 外部衝撃(第2回)」, 「第15, 31条 材料・構造(第2回, 第4回(SAのみ))」, 「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss)(第2回)」についても○をつける。
		計測制御系 系統図	<ul style="list-style-type: none"> 「計測制御系統図」は、計装設備の系統構成(検出器, 指示, 記録, 警報)及びインターロックがある場合には、警報の信号から機器等の動作までの一連の回路を示す図面である。 計装設備の系統に關係する条文として、「第11条 火災等による損傷の防止(グローブボックス温度監視装置(第3回), 過加熱防止回路等(第3回))」「第10条 閉じ込める機能(漏えい検知(第2回))」「第18条 警報設備等」(第2, 3回)に申請設備の申請回を踏まえ○をつける。
		搬送物フ ロー図	<ul style="list-style-type: none"> 「搬送物フロー図」は、加工のメイン工程の搬送物(MOX粉末, ヘレット, 燃料棒, 燃料集合体)の流れを示す図面である。 成形施設, 被覆施設, 組立施設, 核燃料物質の貯蔵施設の加工に係る設備・機器の基本設計方針に係る条文として、「第14条 安全機能を有する施設」(第2, 3回), 「第17条 核燃料物質の貯蔵施設」(第2回)に○をつける。 また、関連する条文として、搬送物フロー図により、搬送設備の仕様表(搬送物の容量)に係わる情報として搬送設備が取り扱う製品・運搬容器がわかるため「第16条 搬送設備」, 設備・機器の取り扱う搬送物(核燃料物質の形態)がわかるため「第4条 臨界防止」に○をつける。
		単線結線図	<ul style="list-style-type: none"> 「単線結線図」は、発電機からの電源の供給側の条文として「第24条 非常用電源設備」「第36条 電源設備」(第3, 4回)「第38条 緊急時対策所」(第4回)に○をつける。
		-	上記以外で、設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。
	適合性説明書内で 系統図に相当する図面を 付ける条文：●	参考1に示す適合性説明書内の系統図に相当する図面を示すことを踏まえ、該当条文に●をつける。 <ul style="list-style-type: none"> 「第4条 臨界」：(搬送物の搬送パターンを示した図等)(第2回) 「第8条 外部衝撃」：(換気設備関係に対して竜巻の影響を考慮する範囲を示した図面)(第2, 3回※) 「第10条 閉じ込め」：(グローブボックス等, オープンポートボックス, フードの給排気系統の全体的な系統図)(第2回) 「第11条, 29条 火災」：(消火における火災感知から消火までの信号及び消火装置の系統を示した図面等)(第2回) 「第12条 溢水」(溢水防護設備の概略系統及び試験概要を明示した図面)(第4回) 「第19条 放管施設, 第37条 監視」：(放射線管理施設の系統構成, 電源系統を示した図面)(第3回, 4(SA)回) 「第25条, 39条 通信連絡設備」(通信連絡設備の通信系統, 電源系統を示した図面)(第4回) 「第29条 火災」：(緊急時対策建屋床下に設置する消火装置における火災感知から消火までの系統概要図)(第4回) 「第33条 閉じ込め喪失」：(外部放出抑制設備, 代替グローブボックス排気設備, 代替火災感知設備又は代替消火設備の系統構成を示した図面)(第2回, 3回) 「第34条 放出抑制」：(拡散抑制設備(放水設備, 抑制設備)の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルートを示した図面)(第4回) 「第35条 水供給」：(水供給設備の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルート, 水の補給に使用する取水源の場所を示した図面)(第4回) 「第38条 緊急時」：(通信連絡に使用する設備の概要を示す図面)(第4回) 	

<p>配置図</p>	<p>添付図面と 関連する条文：○</p>	<p>・配置図は仕様表に係る設備・機器の図面として添付する。 <施設共通条文> ・「第10条 閉じ込め」の施設外漏えい防止堰、漏えい検知の設置場所、工程室との関係を踏まえグローブボックス等の配置の観点で○をつける。(第2,3回) ・「第12条 溢水」の堰の設置場所を示す観点で、○をつける。(第4回) ・「第18条 警報設備等」は検出器の設置場所を示す観点で○をつける。(第2, 3回) ・また、関連する条文として、以下について○をつける。 ➢設備・機器(主配管を除く。)の強度評価(建屋内に設置することで担保する設備を含む。)に係る条文「第6, 27条 耐震(第1回(DBのみ),第2回,第3回,第4回)」,「第8条 外部衝撃(第2~4回)」,「第11条,第29条 火災(第2回,第3回)」,「第12条 溢水(第4回)」,「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃, 溢水)(第2~4回)」について○をつける。 ➢設備・機器が配置図で配置されている建屋(間接支持構造物)がわかることを踏まえ「第5, 26条 地盤」に○をつける。(第1回(DBのみ), 第2回, 第3回, 第4回) ➢設備・機器の内部発生飛散物(安全上重要な施設の配置等), 試験・検査性を踏まえ, 「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2~4回) ➢火災区域, 溢水防護区画と設備・機器の配置の関連性を踏まえ, 「第11条, 第29条 火災」「第12条 溢水」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。(第2~4回) なお, 「第16条 搬送設備」は, 核燃料物質を搬送する設備に対しての要求(必要な容量と電源喪失時落下防止)であるため, 配置図には○をつけていない。(安全上重要な施設への搬送物の落下防止は内部発生飛散物で確認する。)</p> <p><個別設備の条文> ・個別設備に係る各条文(廃棄施設等)について, 配置図を示す設備・機器(仕様表対象)の申請回に○をつける。</p> <p>また, 設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	<p>適合性説明書内で 配置図に相当する図面を 付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の配置図に相当する図面を示すことを踏まえ, 該当条文に●をつける。 ・「第4条 臨界」(単一ユニット, 複数ユニットの配置及び臨界隔離のための壁の配置を示した図面)(第2, 3回) ・「第10条 閉じ込め」(グローブボックス等の配置を示した図面)(第2, 3回) ・「第12条 溢水」(溢水防護対象設備の配置を示した図面等)(第2, 3, 4回) ・「第17条 貯蔵施設」(貯蔵エリア, 一時保管エリアを示した図面)(第4回) ・「第19, 37条 放管施設」(放射線管理施設の機器配置を明示した図面)(第3, 4回) ・「第25, 39条 通信連絡設備」(通信連絡設備の取付箇所を明示した図面)(第4回) ・「第20条 廃棄施設」(廃棄施設の選別エリア, 作業エリア等を明示した図面)(第4回) ・「第22条 遮蔽」(部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点等を明示した図面)(第2, 3回) ・「第30条 重大事故等対処設備」(重大事故等対処設備の配置を明示した図面等)(第2, 3, 4回) ・「第34条 放出抑制」(抑制設備(可搬型汚濁拡散防止フェンス, 放射性物質吸着剤)の配置を明示した図面)(第4回) ・「第38条 緊急時対策所」(緊急時対策所内のレイアウトを明示した図面)(第4回)</p>
<p>構造図</p>	<p>添付図面と 関連する条文：○</p>	<p>・構造図は, 仕様表に係る設備・機器(配管, 計装/放管設備, 建物・構築物を除く。)の主要寸法を構造と併せて示すため添付する。 <施設共通条文> ・主要寸法を要求する設備・機器の申請回において○をつける。 「第4条 核燃料物質の臨界防止(第2, 4回(※第3回は形状寸法に係る設備申請なし))」, 「第10条閉じ込め」(放射性廃液の漏えい液受け皿/漏えい防止堰の高さ 第2回), 「第12条 溢水」(堰の高さ 第4回) ・また, 関連する条文として, 以下について○をつける。 ➢設備・機器の強度評価に係る条文「第6, 27条 耐震(第1回(DBのみ), 第2回, 第3回, 第4回)」, 「第8条 外部衝撃(第2, 3, 4回)」, 「第11条, 第29条 火災(第2回, 第3回)」, 「第12条 溢水(第4回)」, 「第15条, 31条 材料構造」(第2回~4回), 「第30条 重大事故等対処設備(1.2Ss, 外部衝撃, 溢水)(第2~4回)」について○をつける。 ➢単一ユニットの設備・機器の容器の取扱構造, 誤搬入防止機構・秤量器の設置状況を踏まえ「第4条 核燃料物質の臨界防止」に○をつける。(第2回, 第3回) ➢核燃料物質の搬送に係る設備・機器に係る条文として「第16条 搬送設備」に○をつける。</p> <p><個別設備の条文> ・廃棄施設等の個別設備に係る条文は, 構造図を示す設備・機器(仕様表対象)の申請回に○をつける。</p> <p>上記以外で, 設備・機器の共通的な条文として「第14条 安全機能を有する施設」「第30条 重大事故等対処設備」に○をつける。</p>
	<p>適合性説明書内で 構造図に相当する図面を 付ける条文：●</p>	<p>参考1に示す適合性説明書内の構造図に相当する図面を示すことを踏まえ, 該当条文に○をつける。 ・「第6条, 27条 耐震」:(耐震計算対象機器の構造の説明に必要な, 構造・評価モデルを明示した図面及び耐震評価に用いる設備・機器の情報としてボルトの配置を示した図面)(第2回~4回) ・「第8条 外部衝撃」:(強度計算の情報として竜巻の影響を考慮する施設の概形を表した図面)(第2回, 3回), (屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図面等)(第4回) ・「第11条, 29条 火災」:(評価対象の概略構造を明示した図面(火災感知設備, 消火設備))(第2, 3回) ・「第12条 溢水」:(評価対象の概略構造を明示した図面)(第4回) ・「第15条, 31条 材料構造」:(強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図)(第2回~4回) ・「第16条 搬送設備」:(搬送設備の落下防止機構の概略を示した図面)(第2回, 3回) ・「第30条 重大事故等対処設備」:(可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図面)(第3回, 4回)</p>

技術基準規則各条文と関連書類との整理(MOX燃料加工施設)

【第1回申請】

資料名		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条	第39条							
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等対処施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	火災等による損傷の防止	重大事故等対処設備	材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備							
本文	基本設計方針	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	工事の方法	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	火災及び爆発の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安全避難通路等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	構内配置図	-	○●	○●	○	○●	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○●	-	-	-	○●	○●	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平面図及び断面図	-	○	○●	-	○●	-	○●	-	○	○●	○●	-	-	-	-	-	-	-	○●	○●	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
系統図（系統図、換気系統図、計測制御系統図、搬送物フロー図、単線結線図）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
配置図	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構造図	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

凡例：○：確認対象，－：今回確認対象外，●：適合性説明書内で添付図面に相当する図面を付ける条文

参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文	適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回次	備考	
第4条	臨界 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	単一ユニット及び臨界隔離壁の配置図	配置図	第2回 第3回	第4回は、混合酸化物貯蔵容器と粉末缶が対象であるが単一ユニットではなく、単一ユニットの核的制限値(体数)及び複数ユニット評価の条件(容器形状)として使用するため配置図・系統図は関係がない。	
		誤搬入防止機構の概念図 誤投入防止機構の概念図	系統図	第2回		
		核燃料物質の搬送パターンを示した図	系統図	第2回		
第5条 第26条	地盤 耐震性に関する説明書	敷地内地質平面図 敷地内地質断面図 地盤モデル作成に用いるPS検層孔位置図	構内配置図	第1,2,4回	第2回は第5条のみ 第4回は第27条のみ	
第6条 第27条	耐震 耐震性に関する説明書	敷地における建屋の設置位置を示す図	構内配置図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ	
		耐震計算の情報として建屋の構造概要を示すための概略平面図及び断面図	平面図及び 断面図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ	
		耐震計算の情報として耐震壁の断面リスト、柱の断面リスト等	平面図及び 断面図	第1回 第4回	第4回は第28条のみ	
		有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の概要図	構造図	第2回～ 第4回		
第7条	津波 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	—	
第8条	外部衝撃 (竜巻) 換気の評価範囲を示した図(系統)は補足説明資料とした。	竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために行った現地調査範囲図	構内配置図	第1回～ 第4回	重大事故等対処施設は第30条に○をつける。 (外部衝撃は以降同じ。)	
		敷地内における建屋の位置を示した図	構内配置図	第1回 第4回(SA)		第4回は重大事故等対処施設のみ
		強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図の概要を示した図 フード及び風除室の位置と概形を表した図	平面図及び 断面図	第1回 第4回(SA)		第4回は重大事故等対処施設のみ
		強度計算の情報として竜巻の影響を考慮する施設の構造概要を示した図	構造図	第2, 3回		
		屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の概形を表した図	構造図	第4回		
第8条	外部衝撃 (火山) 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	敷地内における建屋の位置を示した図	構内配置図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ	
		強度計算の情報として建屋の情報として平面図、断面図	平面図及び 断面図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ	
		強度計算の情報として屋外の設備の構造の概要を示した図	構造図	第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ	
第8条	外部衝撃 (外部火災) 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	評価対象施設と防火帯の位置関係を示した図 敷地内における危険物貯蔵施設等の配置を示した図 評価対象施設と爆発源として考慮する近傍の危険物貯蔵施設との位置関係を示した図	構内配置図	第1回 第4回(SA)	第4回は重大事故等対処施設のみ	
第8条	外部衝撃 (航空機) 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	強度計算の情報として建屋の防護スラブ、防護壁の解析部位を示した図	平面図及び 断面図	第1回		
第8条	外部衝撃 (その他) 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	—	
第9条	不法侵入 不法侵入等の防止に関する説明書	—	—	—	—	
第10条	閉じ込め 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	工程室の範囲を明示した図	平面図及び 断面図	第1回		
		グローブボックス等の設置場所を明示した図	配置図	第2,3回		
		グローブボックス等、オープンポートボックス、フードの給排気系統の全体的な系統図	系統図	第2回		
第11条 第29条	火災 火災及び爆発の防止に関する説明書	油内包機器に対する油漏れ時の拡大防止対策図	構造図	第3回		
		消火における火災感知から消火までの消火装置の系統概要図	系統図	第2回		
		消火における火災感知から消火までの信号の流れを示した図	系統図	第2回		
	耐震性に関する説明書	火災防護上の系統分離対策として使用する消火設備における単一故障時にも機能を喪失しない設計であることを示した消火装置の系統構成図	系統図	第2回		
		評価対象の概略構造を明示した図(火災感知設備)	構造図	第3回		
		評価対象の概略構造を明示した図(消火設備)	構造図	第2回		
第12条	溢水 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	溢水防護区画の配置を明示した図(溢水防護リスト中の防護対象の該当区画番号との組み合わせで溢水防護対象の配置される区画の位置をわかるようにする)	配置図	第2,3,4回	重大事故等対処施設は第30条○をつける。	
		屋外タンクの配置を明示した図	構内配置図	第4回		
		屋外の溢水評価の影響評価範囲を明示した図	配置図	第4回		
		溢水防護設備の概略系統を明示した図	系統図	第4回		
		溢水防護設備の配置を明示した図	配置図	第4回		
		溢水防護設備の構造を明示した図	構造図	第4回		
		溢水防護設備の試験概要を明示した図	系統図	第4回		
		強度評価対象設備の配置を明示した図	配置図	第4回		
	耐震性に関する説明書	評価対象の概略構造を明示した図	構造図	第4回		
		耐震評価対象設備の配置を明示した図	配置図	第4回		
第13条	安全避難通路 安全避難通路等に関する説明書	建屋の安全避難通路を明示した図	平面図及び 断面図	第1,4回		
		照明設備の配置を明示した図	平面図及び 断面図	第3,4回		
		照明設備の電源系統を明示した図	系統図	第3,4回		
第14条	安有設備 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	建屋平面図上に安全上重要な施設の範囲を明示した図	平面図及び 断面図	第1回	設備・機器の安重の配置は添付図面の系統図、配置図を引用する。	

参考1 添付書類（適合説明書）内において示す図面

条文	適合説明書	適合説明書で示す図面の概要	種類	図面の説明 回次	備考	
第15条	材料構造	強度に関する説明書	強度計算の情報として機器の強度計算箇所を示した構造図	構造図	第2回～ 第4回	
第16条	搬送設備	搬送設備に関する説明書	搬送設備の落下防止機構の概略を示した図	構造図	第2,3回	
第17条	貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	貯蔵エリア、一時保管エリアを明示した配置図	配置図	第4回	
第18条	警報設備等	警報設備等に関する説明書	—	—	—	各設備・機器に添付する系 統図、配置図を引用して詳 細を説明する。
第19条	放管施設	放射線管理施設に関する説明書	放射線管理施設の系統構成を示した図 放射線管理施設の電源系統を示した図 放射線管理施設の機器配置を示した図	系統図 配置図	第3,4回 第3,4回	
第20条	廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	選別エリア、作業エリア、保管廃棄エリアおよび廃油保管エリアの配置を明示した配置図	配置図	第4回	
第21条	汚染防止	安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	樹脂系塗料の塗装範囲を明示した図	平面図及び 断面図	第1回 第2回	
第22条	遮蔽	放射線による被ばくの防止に関する説明書	部屋単位の機器配置図に遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図(原料MOX粉末缶一時保管設備、分析設備、小規模試験設備に対してそれぞれ作成)	配置図	第2,3回	
			建屋平面図上に主要な設備及び機器を示すとともに遮蔽設計において線源となるMOXを取り扱う機器を明示した図	平面図及び 断面図	第1回 第2回	
			建屋平面図上に各部屋の遮蔽設計の基準となる線量率を明示した図 建屋平面図上に公衆の線量評価において考慮する遮蔽設備の範囲を明示した図 建屋平面図上に遮蔽設計の基準となる線量率、遮蔽計算代表点(P点)、線量率計算箇所(A点)を明示した図			
			構内配置図上に公衆の線量評価における評価点を明示した図			構内配置図
第23条	換気設備	加工施設の閉じ込めに関する説明書	—	—	—	
第24条	非常用電源	所内電源設備に関する説明書	—	—	—	
第25条	通信連絡	通信連絡設備に関する説明書	・通信連絡設備の取付箇所を明示した図	配置図	第4回	
			・通信連絡設備の電源系統を示した図 ・通信連絡設備の系統構成を示した図	系統図	第4回	
			—	—	—	
第26条	地盤(SA)	第5、第6条に合わせて示している。	—	—	—	
第27条	耐震(SA)		—	—	—	
第28条	津波(SA)	自然現象等による損傷の防止に関する説明書	—	—	—	
第29条	火災(SA)	11条に加えて以下を追加		—	—	
		火災及び爆発の防止に関する説明書	緊急時対策建屋床下に設置する消火装置における火災感知から消火までの系統概要図	系統図	第4回	
第30条	重大事故等対処設備	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	溢水防護区画の配置を明示した図（溢水防護リストとの組み合わせにより溢水防護対象がどの溢水防護区画に配置されているかわかるようにする）	配置図	第2,3,4回	
			敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備の位置を示した図 敷地内における屋外に設置する重大事故等対処設備と防火帯の位置関係を示した図	配置図	第3,4回	
			可搬型重大事故等対処設備の燃料加工建屋内（屋外）の保管場所及び保管場所から設置場所、接続先まで運搬するための経路並びに他の設備の被害状況を把握するための経路を示した図	配置図	第3,4回	
			可搬型重大事故等対処設備の固縛・保管状態を示した図（可搬型重大事故等対処設備の地震に対する考慮）	構造図	第3,4回	
第31条	材料構造(SA)	15条と同じ。		—	—	
第32条	臨界事故	—	—	—	—	
第33条	閉じ込め喪失	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	外部放出抑制設備、代替グローブボックス排気設備、代替火災感知設備、代替消火設備の概略図	系統図	第2,3回	
第34条	放出抑制	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	拡散抑制設備(放水設備、抑制設備)の適合性説明に必要なホース等の敷設ルートを示した図	系統図	第4回	
			抑制設備(可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材)を設置する場所の図	配置図	第4回	
第35条	水供給	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書	水供給設備の適合性説明に当たって必要なホース等の敷設ルート、水の補給に使用する取水源の場所を示した図	系統図	第4回	
第36条	電源	所内電源設備に関する説明書	—	—	—	
第37条	監視	放射線管理施設に関する説明書	放射線管理施設の系統構成を示した図	系統図	第3,4回	
			放射線管理施設の機器配置を示した図	配置図	第3,4回	
第38条	緊急時対策	緊急時対策所に関する説明書	緊急時対策所内の要員配置のレイアウトを示す図	配置図	第4回	
			通信連絡に使用する設備の概要を示す図	系統図	第4回	
第39条	通信連絡(SA)	通信連絡設備に関する説明書	・通信連絡設備の取付箇所を明示した図 ・通信連絡設備の電源系統を示した図 ・通信連絡設備の系統構成を示した図 ・情報把握設備の電源系統を示した図 ・情報把握設備の系統構成を示した図	配置図 系統図	第4回 第3,4回	第3回はGB温度監視装置、GB負圧・温度監視設備に係る伝送路の申請のため配置図に第3回を入れていない。

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
鑑別紙	鑑別紙
一 名称及び住所並びに代表者の氏名	一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 加工施設を設置する事業所の名称及び所在地	二 工事を行う事業所の名称及び所在地
三 加工施設の区分並びに設計及び工事の方法	三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法
四 工事工程表	四 変更に係る工事工程表
五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六 分割の理由	六 変更の理由
(1) 分割の理由	(1) 変更の理由
第1表 分割の申請計画	(2) 分割の理由 第1表 分割の申請計画
別添I 基本設計方針及び工事の方法	別添I 基本設計方針及び工事の方法
I-1 基本設計方針	I-1 基本設計方針
第1章 共通項目	「I-1 基本設計方針」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「I-1 基本設計方針」による。
1. 核燃料物質の臨界防止	
2. 地盤	
3. 自然現象等	
3.1 地震による損傷の防止	
3.2 津波による損傷の防止	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	
4. 閉じ込めの機能	
4.1 閉じ込め	
4.2 核燃料物質等による汚染の防止	
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	
5. 火災等による損傷の防止	
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	
7. 遮蔽	
8. 設備に対する要求	
8.1 安全機能を有する施設	
8.2 重大事故等対処設備	
8.3 材料及び構造	
8.4 搬送設備	
8.5 警報設備等	
9. その他	
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	
9.2 安全避難通路等	
第2章 個別項目	
1. 成形施設	
2. 被覆施設	
3. 組立施設	
4. 核燃料物質の貯蔵施設	
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	
5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	
5.2 換気設備	
6. 放射線管理施設 [次回以降申請]	
7. その他の加工施設	
7.1 非常用設備	
7.1.1 火災防護設備	
7.1.2 照明設備 [次回以降申請]	
7.1.3 所内電源設備(電気設備) [次回以降申請]	
7.1.4 補機駆動用燃料補給設備 [次回以降申請]	
7.1.5 拡散抑制設備 [次回以降申請]	
7.1.6 水供給設備 [次回以降申請]	
7.1.7 緊急時対策所 [次回以降申請]	
7.1.8 通信連絡設備 [次回以降申請]	
7.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備	
7.2.1 核燃料物質の検査設備	
7.2.2 核燃料物質の計量設備 [次回以降申請]	
7.3 主要な実験設備 [次回以降申請]	
7.4 その他の主要な事項	
7.4.1 溢水防護設備	
7.4.2 警報関連設備	
(1) 臨界検知用ガスモニタ [次回以降申請]	
(2) グローブボックス負圧・温度監視設備 [次回以降申請]	
(3) サンプル液位、漏えい液受皿液位、堰内液位	
(4) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 [次回以降申請]	
(5) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 [次回以降申請]	
(6) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 [次回以降申請]	
(7) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路 [次回以降申請]	
(8) 混合ガス濃度異常遮断弁 [次回以降申請]	
7.4.3 冷却水設備	
7.4.4 給排水衛生設備	
(1) 工業用水設備	
(2) 飲料水設備 [次回以降申請]	
(3) 給水処理設備 [次回以降申請]	
7.4.5 空調用設備	
(1) 空調用冷水設備	
(2) 空調用蒸気設備	
(3) 燃料油供給設備(再処理施設と共用(以下同じ。)) [次回以降申請]	
(4) 非管理区域換気空調設備	
7.4.6 窒素循環関係設備	
(1) 窒素循環冷却機用冷却水設備	
(2) 窒素ガス供給設備	
7.4.7 水素・アルゴンガス用設備 [次回以降申請]	
(1) 水素・アルゴン混合ガス設備 [次回以降申請]	
(2) アルゴンガス設備 [次回以降申請]	
(3) 水素ガス設備 [次回以降申請]	
7.4.8 その他ガス設備	
7.4.9 選別・保管設備 [次回以降申請]	
7.4.10 荷役設備 [次回以降申請]	
第1-1表 成形施設の主要設備リスト	
付表1 略語の定義	
第1-2表 被覆施設の主要設備リスト	

基本設計方針については建設工認として1つであり1項新規、2項変更で共通であるため、1項新規において示し、2項変更は1項新規側を全て呼び込む申請を行う。

主要設備リストは施設区分毎に前回申請から今回申請設備の情報を追加することで作成する。このため、主要設備リストは建設工認として1つであり、1項新規、2項変更共通であるため、2項変更は1項新規の主要設備リストを呼び込むこととする。

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
第1-3表 組立施設の主要設備リスト	
第1-4表 核燃料物質の貯蔵施設の主要設備リスト	
第1-5表 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト	
第1-7-1-1表 火災防護設備の主要設備リスト	
第1-7-2-1表 核燃料物質の検査設備の主要設備リスト	
第1-7-4-1表 核燃料物質の検査設備の主要設備リスト	1-2 工事の方法
1-2 工事の方法	

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規		2項変更	
別添Ⅱ	各施設的设计条件及び仕様並びに準拠規格及び基準	別添Ⅱ	各施設的设计条件及び仕様並びに準拠規格及び基準
ハ	成形施設	ハ	成形施設
1.	設計条件及び仕様	1.	設計条件及び仕様
1.1	燃料加工建屋		
(1)	建物・構築物		
a.	施設外漏えい防止堰		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(液体廃棄物処理第3室出入口))		仕様表対象設備が未認可設備か、既認可設備かを踏まえ、仕様表を添付する書類を区別している。項目番号は、第2回の1項新規と2項変更で合本したときに連番になるように付番している。
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(液体廃棄物処理第3室と液体廃棄物処理第2室境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(液体廃棄物処理第1室出入口))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(液体廃棄物処理第1室と液体廃棄物処理第2室境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(放管試料前処理室出入口))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(放管試料前処理室と放射能測定室前室境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(輸送容器保管室出入口))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(輸送容器保管室と輸送容器検査室境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(輸送容器保管室とダクト点検室境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(輸送容器保管室と南第1附室上境界))		
	仕様表 (施設外漏えい防止堰(分析第3室内))		
		1.2	貯蔵容器搬送用洞道
		(1)	建物・構築物
		a.	建屋・洞道
			仕様表 (貯蔵容器搬送用洞道)
		b.	遮蔽設備
		(a)	建屋壁遮蔽
			仕様表 (洞道遮蔽(貯蔵容器搬送用洞道))
2.	準拠規格及び基準	2.	準拠規格及び基準
			「2.準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「ハ成形施設」の「2.準拠規格及び基準」に同じである。
二	被覆施設	二	被覆施設
1.	設計条件及び仕様	1.	設計条件及び仕様
1.1	燃料棒加工工程	1.1	燃料棒加工工程
		1.1.1	スタック編成設備
		(1)	搬送設備
			仕様表 (空乾燥ポート取扱装置)
		(2)	機械装置
		a.	機械・検査装置
			仕様表 (波板トレイ取出装置)
			仕様表 (スタック編成装置)
			仕様表 (スタック取容装置)
		(3)	核物質等取扱ボックス
			仕様表 (スタック編成設備グローブボックス)
			仕様表 (空乾燥ポート取扱装置グローブボックス)
		1.1.2	スタック乾燥設備
		(1)	搬送設備
			仕様表 (乾燥ポート供給装置)
			仕様表 (乾燥ポート取出装置)
		(2)	機械装置
		a.	焼結・乾燥装置
			仕様表 (スタック乾燥装置)
		(3)	核物質等取扱ボックス
			仕様表 (乾燥ポート供給装置グローブボックス)
			仕様表 (乾燥ポート取出装置グローブボックス)
1.1.3	挿入溶接設備		
(1)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (スタック供給装置)		
	仕様表 (挿入溶接装置)		
	仕様表 (除染装置)		
	仕様表 (汚染検査装置)		
(2)	核物質等取扱ボックス		
	仕様表 (スタック供給装置グローブボックス)		
	仕様表 (挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス)		
	仕様表 (挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス)		
	仕様表 (挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス)		
	仕様表 (除染装置グローブボックス)		
	仕様表 (被覆管供給装置オープンポートボックス)		
	仕様表 (部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス)		
	仕様表 (部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス)		
	仕様表 (汚染検査装置オープンポートボックス)		
1.1.4	燃料棒検査設備	1.1.4	燃料棒検査設備
		(1)	搬送設備
			仕様表 (燃料棒移載装置)
		(2)	機械装置
	a.	機械・検査装置	
		仕様表 (ヘリウムリーク検査装置)	
		仕様表 (X線検査装置)	
		仕様表 (ロッドスキヤニング装置)	
		仕様表 (外観寸法検査装置)	
		仕様表 (燃料棒立会検査装置)	
		1.1.5	燃料棒収容設備
		(1)	運搬・製品容器
			仕様表 (貯蔵マガジン)
		(2)	搬送設備
			仕様表 (貯蔵マガジン移載装置)
		(3)	機械装置
	a.	機械・検査装置	
		仕様表 (燃料棒収容装置)	
		仕様表 (燃料棒供給装置)	
1.1.6	燃料棒解体設備		
(1)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (燃料棒解体装置)		
(2)	核物質等取扱ボックス		
	仕様表 (燃料棒解体装置グローブボックス)		
	仕様表 (溶接試料前処理装置グローブボックス)		
	仕様表 (燃料棒搬入オープンポートボックス)		
	仕様表 (溶接試料前処理装置オープンポートボックス)		

準拠規格及び基準は施設区分毎に前回申請から基本設計方針を含めて、今回申請設備の情報を追加することで作成する。このため、準拠規格及び基準は建設工認として1つであり、1項新規、2項変更共通であるため、2項変更は1項新規の準拠規格及び基準を呼び込むこととする。

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規		2項変更	
		1.1.7	燃料棒加工工程搬送設備
		(1)	搬送設備
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置)
			仕様表 (燃料棒搬送装置)
		(2)	核物質等取扱ボックス
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-1)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-2)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-3)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-4)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-5)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-6)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-7)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-8)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-9)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-10)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-11)
			仕様表 (ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-12)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-1)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-2)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-3)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-4)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-5)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-8)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-9)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-10)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-11)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-12)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-13)
			仕様表 (乾燥ボート搬送装置グローブボックス-14)
2.	準拠規格及び基準	2.	準拠規格及び基準 「2. 準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「ニ 被覆施設」の「2. 準拠規格及び基準」に同じである。
ホ	組立施設	ホ	組立施設
1.	設計条件及び仕様	1.	設計条件及び仕様
1.1	燃料集合体組立工程	1.1	燃料集合体組立工程
1.1.1	燃料集合体組立設備		
(1)	運搬・製品容器		
	仕様表 (組立マガジン)		
(2)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (マガジン編成装置)		
	仕様表 (燃料集合体組立装置)		
1.1.2	燃料集合体洗浄設備		
(1)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (燃料集合体洗浄装置)		
1.1.3	燃料集合体検査設備		
(1)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (燃料集合体第1検査装置)		
	仕様表 (燃料集合体第2検査装置)		
	仕様表 (燃料集合体仮置台)		
	仕様表 (燃料集合体立会検査装置)		
1.1.4	燃料集合体組立工程搬送設備	1.1.4	燃料集合体組立工程搬送設備
(1)	搬送設備	(1)	搬送設備
	仕様表 (リフタ)		仕様表 (組立クレーン)
1.2	梱包出荷工程		
1.2.1	梱包・出荷設備		
(1)	搬送設備		
	仕様表 (貯蔵梱包クレーン)		
	仕様表 (梱包天井クレーン)		
	仕様表 (保管室天井クレーン)		
	仕様表 (容器移載装置)		
(2)	機械装置		
a.	機械・検査装置		
	仕様表 (燃料ホルダ取付装置)		
	仕様表 (容器蓋取付装置)		
(3)	遮蔽設備		
a.	遮蔽扉		
	仕様表 (遮蔽扉(梱包・出荷設備))		
2.	準拠規格及び基準	2.	準拠規格及び基準 「2. 準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「ホ 組立施設」の「2. 準拠規格及び基準」に同じである。
へ	核燃料物質の貯蔵施設	へ	核燃料物質の貯蔵施設
1.	設計条件及び仕様	1.	設計条件及び仕様
		1.1	貯蔵容器一時保管設備
		(1)	ラック/ビット/棚
			仕様表 (一時保管ビット)
1.2	原料MOX粉末缶一時保管設備		
(1)	ラック/ビット/棚		
	仕様表 (原料MOX粉末缶一時保管装置)		
(2)	搬送設備		
	仕様表 (原料MOX粉末缶一時保管搬送装置)		
(3)	核物質等取扱ボックス		
	仕様表 (原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス)		
1.3	ウラン貯蔵設備		
(1)	ラック/ビット/棚		
	仕様表 (ウラン貯蔵棚)		
1.4	粉末一時保管設備	1.4	粉末一時保管設備
(1)	運搬・製品容器	(1)	運搬・製品容器
			仕様表 (容器(J60))
			仕様表 (容器(J85))
			仕様表 (容器(5缶バスケット,1缶バスケット))
			仕様表 (容器(CS・RS保管ポット))
	仕様表 (容器(先行試験ポット))		
	仕様表 (容器(CS・RS回収ポット))		

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
	(2) ラック/ビット/棚 仕様表(粉末一時保管装置1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12)
	(3) 搬送設備 仕様表(粉末一時保管搬送装置)
	(4) 核物質等取扱ボックス 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-1) 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-2) 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-3) 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-4) 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-5) 仕様表(粉末一時保管装置グローブボックス-6)
	1.5 ベレット一時保管設備
	(1) 運搬・製品容器 仕様表(収納ベレット-1,-2) 仕様表(焼結ポート,先行試験焼結ポート,スクラップ焼結ポート) 仕様表(規格外ベレット保管容器)
	(2) ラック/ビット/棚 仕様表(ベレット一時保管棚-1,-2,-3)
	(3) 搬送設備 仕様表(焼結ポート入出庫装置-1,-2) 仕様表(焼結ポート受渡装置-1,-2,-3,-4,-5,-6,-7,-8)
	(4) 核物質等取扱ボックス 仕様表(ベレット一時保管棚グローブボックス-1) 仕様表(ベレット一時保管棚グローブボックス-2) 仕様表(ベレット一時保管棚グローブボックス-3) 仕様表(焼結ポート受渡装置グローブボックス-1) 仕様表(焼結ポート受渡装置グローブボックス-2,-3) 仕様表(焼結ポート受渡装置グローブボックス-4)
	(5) 遮蔽設備
	a. 遮蔽扉 仕様表(遮蔽扉(ベレット一時保管設備))
	1.6 スクラップ貯蔵設備
	(1) 運搬・製品容器 仕様表(収納ベレット) 仕様表(容器(9缶バスケット)) 仕様表(容器(規格外ベレット保管容器)) 仕様表(ベレット保管容器) 仕様表(CS・RS保管ポット)
	(2) ラック/ビット/棚 仕様表(スクラップ貯蔵棚-1,-2,-3,-4,-5)
	(3) 搬送設備 仕様表(スクラップ保管容器入出庫装置) 仕様表(スクラップ保管容器受渡装置-1,-2)
	(4) 核物質等取扱ボックス 仕様表(スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1) 仕様表(スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2,-3,-4) 仕様表(スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5) 仕様表(スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1) 仕様表(スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2)
	1.7 製品ベレット貯蔵設備
	(1) 運搬・製品容器 仕様表(収納ベレット) 仕様表(容器(ベレット保管容器), 容器(ベレット保存試料保管容器))
	(2) ラック/ビット/棚 仕様表(製品ベレット貯蔵棚-1,-2,-3,-4,-5)
	(3) 搬送設備 仕様表(ベレット保管容器入出庫装置) 仕様表(ベレット保管容器受渡装置-1,-2)
	(4) 核物質等取扱ボックス 仕様表(製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-1) 仕様表(製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-2,-3,-4) 仕様表(製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-5) 仕様表(ベレット保管容器受渡装置グローブボックス-1) 仕様表(ベレット保管容器受渡装置グローブボックス-2)
1.8 燃料棒貯蔵設備	1.8 燃料棒貯蔵設備
	(1) ラック/ビット/棚 仕様表(燃料棒貯蔵棚-1, -2)
(2) 搬送設備 仕様表(ウラン燃料棒収容装置)	(2) 搬送設備 仕様表(貯蔵マガジン入出庫装置)
(3) 遮蔽設備	
a. 遮蔽扉	
仕様表(遮蔽扉(燃料棒貯蔵設備))	
1.9 燃料集合体貯蔵設備	
(1) ラック/ビット/棚 仕様表(燃料集合体貯蔵チャンネル)	
(2) 遮蔽設備	
a. 遮蔽蓋	
仕様表(遮蔽蓋(燃料集合体貯蔵設備), 遮蔽蓋支持架台)	
2. 準拠規格及び基準	2. 準拠規格及び基準 「2. 準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「へ核燃料物質の貯蔵施設」の「2. 準拠規格及び基準」に同じである。
ト 放射性廃棄物の廃棄施設	ト 放射性廃棄物の廃棄施設
1. 設計条件及び仕様	1. 設計条件及び仕様
1.1 気体廃棄物の廃棄設備	
1.1.1 建屋排気設備	
(1) ファン 仕様表(建屋排風機)	
(2) フィルタ 仕様表(C1区域用建屋排気フィルタユニット) 仕様表(C2区域用建屋排気フィルタユニット)	
(3) 主配管 仕様表(主配管(建屋排気系))	
1.1.2 工程室排気設備	
(1) ファン 仕様表(工程室排風機)	
(2) フィルタ 仕様表(工程室排気フィルタユニット)	
(3) 主配管 仕様表(主配管(工程室排気系))	

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規		2項変更	
1.1.3	グローブボックス排気設備		
(1)	ファン 仕様表 (グローブボックス排風機)		
(2)	フィルタ 仕様表 (グローブボックス給気フィルタ) 仕様表 (グローブボックス排気フィルタ) 仕様表 (グローブボックス排気フィルタユニット)		
(3)	主配管 仕様表 (主配管(グローブボックス排気系))		
1.1.4	窒素循環設備		
(1)	ファン 仕様表 (窒素循環ファン)		
(2)	主配管 仕様表 (主配管(窒素循環系))		
(3)	機械装置		
a.	機械・検査装置 仕様表 (窒素循環冷却機)		
1.1.5	外部放出抑制設備		
(1)	フィルタ 仕様表 (グローブボックス給気フィルタ) 仕様表 (グローブボックス排気フィルタ) 仕様表 (グローブボックス排気フィルタユニット) 仕様表 (工程室排気フィルタユニット)	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ等は、グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ等と兼用である。仕様表は、発電炉と同様、主登録側のグローブボックス排気設備側で添付し、兼用設備側は主登録側の仕様表を呼び込む記載を行うことで申請を行う。 (以降、兼用設備は同様。)	
(2)	主配管 仕様表 (外部放出抑制系)		
1.1.2.2	代替グローブボックス排気設備		
(2)	フィルタ ・常設 仕様表 (グローブボックス給気フィルタ) 仕様表 (グローブボックス排気フィルタ)		
(3)	主配管 ・常設 仕様表 (主配管 (代替グローブボックス排気系))		
1.2	液体廃棄物の廃棄設備	1.2	液体廃棄物の廃棄設備
1.2.1	低レベル廃液処理設備	1.2.1	低レベル廃液処理設備
(1)	容器 仕様表 (イオン系廃液検査槽) 仕様表 (固体系廃液検査槽) 仕様表 (ろ過処理前槽) 仕様表 (ろ過処理後槽) 仕様表 (吸着処理前槽) 仕様表 (吸着処理後槽) 仕様表 (廃液貯槽)		
(2)	ろ過装置 仕様表 (第1ろ過処理装置, 第2ろ過処理装置) 仕様表 (精密ろ過装置) 仕様表 (限外ろ過装置)		
(3)	ポンプ 仕様表 (イオン系廃液検査槽ポンプ) 仕様表 (固体系廃液検査槽ポンプ) 仕様表 (ろ過処理前槽ポンプ) 仕様表 (ろ過処理後槽ポンプ) 仕様表 (吸着処理前槽ポンプ) 仕様表 (吸着処理後槽ポンプ) 仕様表 (廃液貯槽ポンプ)		
(4)	主配管 仕様表 (主配管(低レベル廃液処理系))	(4)	主配管 仕様表 (低レベル廃液処理設備)
(5)	核物質等取扱ボックス 仕様表 (ろ過処理オープンポートボックス) 仕様表 (吸着処理オープンポートボックス)		
2.	準拠規格及び基準	2.	準拠規格及び基準 「2. 準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「ト 放射性廃棄物の廃棄施設」の「2. 準拠規格及び基準」に同じである。
リ	その他の加工施設	リ	その他の加工施設
1.	設計条件及び仕様	1.	設計条件及び仕様
1.1	非常用設備	1.1	非常用設備
1.1.1	火災防護設備	1.1.1	火災防護設備
		(1)	建物・構築物
		a.	火災区域構築物及び火災区画構築物 仕様表 (火災区域構築物及び火災区画構築物(燃料加工建屋)) 仕様表 (火災区域構築物及び火災区画構築物(貯蔵容器搬送用洞道))
1.1.1.1	消火設備		
(1)	容器 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1 窒素ガス貯蔵容器、窒素ガス加圧容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2, -1-3 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4, -1-5 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-6, -1-7 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-8 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1 窒素ガス貯蔵容器、窒素ガス加圧容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2, -2-3 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4, -2-5 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-6 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-1 窒素ガス貯蔵容器、窒素ガス加圧容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-2, -3-3 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4 窒素ガス貯蔵容器、窒素ガス加圧容器) 仕様表 (非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1 二酸化炭素貯蔵容器) 仕様表 (非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2 二酸化炭素貯蔵容器) 仕様表 (非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1 二酸化炭素貯蔵容器) 仕様表 (非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2 二酸化炭素貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1, -1-2 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3, -1-4 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1, -2-2 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3, -2-4 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3 窒素ガス貯蔵容器) 仕様表 (グローブボックス消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4 窒素ガス貯蔵容器)		
(2)	主要弁 仕様表 (ピストンダンパ)		

低レベル廃液処理設備のうち一部の配管を既認可で仕様表を申請していたが、設備選定で、主流路外(基本設計方針設備)となったため、仕様表の記載の適正化を行う。

火災区域構築物及び火災区画構築物(燃料加工建屋)は、第2回申請対象の遮蔽屏(燃料棒貯蔵設備)が燃料加工建屋の火災区域を構成する防火扉と兼用するため、仕様表注記に遮蔽屏(燃料棒貯蔵設備)を防火扉として兼用することの追加を行う。

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規		2項変更	
(3)	主配管 仕様表 (主配管(窒素消火装置)) 仕様表 (主配管(二酸化炭素消火装置)) 仕様表 (主配管(グローブボックス消火装置))		
1.1.1.2	火災影響軽減設備		
(1)	主要弁 仕様表 (延焼防止ダンパ)		
1.2	核燃料物質の検査設備及び計量設備	1.2	核燃料物質の検査設備及び計量設備
1.2.1	核燃料物質の検査設備	1.2.1	核燃料物質の検査設備
1.2.1.1	分析設備	1.2.1.1	分析設備
(1)	容器 仕様表 (分析済液中和槽) 仕様表 (中和ろ液受槽) 仕様表 (遠心分離処理液受槽) 仕様表 (ろ過処理供給槽) 仕様表 (第2ろ過処理液受槽) 仕様表 (第1活性炭処理供給槽) 仕様表 (第1活性炭処理液受槽) 仕様表 (第2活性炭処理供給槽) 仕様表 (第2活性炭処理液受槽) 仕様表 (吸着処理供給槽) 仕様表 (吸着処理液受槽) 仕様表 (希釈槽) 仕様表 (払出前希釈槽)		
(2)	ろ過装置 仕様表 (中和ろ過装置) 仕様表 (第1ろ過装置) 仕様表 (第2ろ過装置) 仕様表 (第1活性炭処理第1処理塔, 第1活性炭処理第2処理塔) 仕様表 (第2活性炭処理塔) 仕様表 (吸着処理塔)		
(3)	ポンプ 仕様表 (遠心分離処理液受槽ポンプ) 仕様表 (ろ過処理供給槽ポンプ) 仕様表 (第2ろ過処理液受槽ポンプ) 仕様表 (第1活性炭処理供給槽ポンプ) 仕様表 (第1活性炭処理液受槽ポンプ) 仕様表 (第2活性炭処理供給槽ポンプ) 仕様表 (第2活性炭処理液受槽ポンプ) 仕様表 (吸着処理供給槽ポンプ) 仕様表 (吸着処理液受槽ポンプ)		
(4)	主配管 仕様表 (主配管(分析済液処理系))		
(5)	核物質取扱ボックス 仕様表 (受払装置グローブボックス) 仕様表 (受払・分配装置グローブボックス) 仕様表 (試料溶解・調製装置-1グローブボックス-1, -2) 仕様表 (試料溶解・調製装置-2グローブボックス-1, -2, -3) 仕様表 (スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1, -2) 仕様表 (スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1, -2) 仕様表 (スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1, -2) 仕様表 (スパイク装置グローブボックス-1, -2) 仕様表 (イオン交換装置グローブボックス-1, -2) 仕様表 (試料塗布装置グローブボックス) 仕様表 (α線測定装置グローブボックス) 仕様表 (γ線測定装置グローブボックス) 仕様表 (蛍光X線分析装置グローブボックス) 仕様表 (プルトニウム含有率分析装置グローブボックス) 仕様表 (質量分析装置B,C,D,Eグローブボックス) 仕様表 (取去試料受払装置グローブボックス) 仕様表 (取去試料調製装置グローブボックス) 仕様表 (分配装置グローブボックス) 仕様表 (塩素・フッ素分析装置グローブボックス) 仕様表 (O/M比測定装置グローブボックス) 仕様表 (水分分析装置グローブボックス) 仕様表 (炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-1,-2) 仕様表 (EPMA分析装置グローブボックス) 仕様表 (ICP-発光分光分析装置グローブボックス) 仕様表 (ICP-質量分析装置グローブボックス) 仕様表 (水素分析装置グローブボックス) 仕様表 (蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス) 仕様表 (粉末物性測定装置グローブボックス) 仕様表 (金相試験装置グローブボックス-1, -2) 仕様表 (プルトニウムスポット検査装置グローブボックス) 仕様表 (液浸密度測定装置グローブボックス) 仕様表 (熱分析装置グローブボックス) 仕様表 (ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1, -2) 仕様表 (X線回折測定装置グローブボックス) 仕様表 (搬送装置-1グローブボックス-1,-2,-3) 仕様表 (搬送装置-2グローブボックス-1,-2,-3) 仕様表 (搬送装置-3グローブボックス-1,-2,-3,-4) 仕様表 (分析済液中和固液分離グローブボックス) 仕様表 (放射能濃度分析グローブボックス-1) 仕様表 (放射能濃度分析グローブボックス-2) 仕様表 (ろ過・第1活性炭処理グローブボックス) 仕様表 (第2活性炭・吸着処理グローブボックス) 仕様表 (プルトニウムスポット検査装置オープンポートボックス) 仕様表 (フード)		
(6)	気送装置 仕様表 (気送装置)		分析設備のうち気送装置(GB内の送受信装置)は、既認可で仕様表として申請していたが、設備選定の結果、性能仕様がないため基本設計方針設備と整理している。このため仕様表の記載の適正化を行う。

第2回設工認申請書 本文構成(MOX燃料加工施設)

1項新規		2項変更	
1.3	その他の主要な事項	1.3	その他の主要な事項
1.3.1	警報関連設備		
(1)	計装/放管設備		
a.	計測装置		
	仕様表 (液体廃棄物処理第3室サンプ液位)		
	仕様表 (液体廃棄物処理第1室サンプ液位)		
	仕様表 (床ドレン回収槽第2室サンプ液位)		
	仕様表 (床ドレン回収槽第1室サンプ液位)		
	仕様表 (吸着処理オープンポートボックス漏えい液受血液位)		
	仕様表 (ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受血液位)		
	仕様表 (分析済液中和固液分離グローブボックス漏えい液受血液位)		
	仕様表 (ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受血液位)		
	仕様表 (第2活性炭・吸着処理グローブボックス漏えい液受血液位)		
	仕様表 (払出前希釈槽下部堰内漏えい液位)		
		1.3.2	冷却水設備
			仕様表 (冷却水設備)
		1.3.3	窒素循環関係設備
			仕様表 (窒素ガス供給設備)
		1.3.4	その他ガス設備
		(1)	ヘリウムガス設備
			仕様表 (ヘリウムガス設備)
		(2)	圧縮空気供給設備
			仕様表 (圧縮空気供給設備)
			これら設備は、既認可で仕様表として申請していたが、設備選定の結果、性能仕様がないため基本設計方針設備と整理している。このため仕様表の記載の適正化を行う。
2.	準拠規格及び基準	2.	準拠規格及び基準
2.1	非常用設備	2.1	非常用設備
2.1.1	火災防護設備の準拠規格及び基準	2.1.1	火災防護設備の準拠規格及び基準 「2.1.1 火災防護設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.1.1 火災防護設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.2	核燃料物質の検査設備及び計量設備	2.2	核燃料物質の検査設備及び計量設備
2.2.1	核燃料物質の検査設備の準拠規格及び基準	2.2.1	核燃料物質の検査設備の準拠規格及び基準 「2.2.1 核燃料物質の検査設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.2.1 核燃料物質の検査設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3	その他の主要な事項	2.3	その他の主要な事項
2.3.1	警報関連設備の準拠規格及び基準	2.3.1	警報関連設備の準拠規格及び基準 「2.3.1 警報関連設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.1 警報関連設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3.2	冷却水設備の準拠規格及び基準	2.3.2	冷却水設備の準拠規格及び基準 「2.3.2 冷却水設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.2 冷却水設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3.3	給排水衛生設備の準拠規格及び基準	2.3.3	給排水衛生設備の準拠規格及び基準 「2.3.3 給排水衛生設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.3 給排水衛生設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3.4	空調用設備の準拠規格及び基準	2.3.4	空調用設備の準拠規格及び基準 「2.3.4 空調用設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.4 空調用設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3.5	窒素循環関係設備の準拠規格及び基準	2.3.5	窒素循環関係設備の準拠規格及び基準 「2.3.5 窒素循環関係設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.5 窒素循環関係設備の準拠規格及び基準」に同じである。
2.3.6	その他ガス設備の準拠規格及び基準	2.3.6	その他ガス設備の準拠規格及び基準 「2.3.6 その他ガス設備の準拠規格及び基準」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「リその他の加工施設」の「2.3.6 その他ガス設備の準拠規格及び基準」に同じである。
別添Ⅲ	工事工程表	別添Ⅲ	変更に係る工事工程表
第1表	工事工程表 (全体計画)		「別添Ⅲ 変更に係る工事工程表」は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「別添Ⅲ 工事工程表」による。
第2表	工事工程表 (施設区分毎)		
別添Ⅳ	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	別添Ⅳ	変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
	「別添Ⅳ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」は、令和4年9月14日付け原規規発第2209145号にて認可を受けた設工認申請書の「五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に同じである。		「別添Ⅳ 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」は、令和4年9月14日付け原規規発第2209145号にて認可を受けた設工認申請書の「五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に同じである。

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

Table with 2 columns: 1項新規 (New Item 1) and 2項変更 (Change Item 2). It details the correspondence between application documents and their respective categories, including safety, radiation, and seismicity sections. A central note box provides additional context for specific items.

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
添付書類	添付書類
III-2-4 耐震性に関する影響評価	III-2-4 耐震性に関する影響評価
III-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価	III-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価
III-2-4-1-1 建物・構築物	III-2-4-1-1 建物・構築物 [今回対象なし]
III-2-4-1-1-1 建物・構築物(土木構造物以外)の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価	
III-2-4-1-2 機器・配管系	III-2-4-1-2 機器・配管系
III-2-4-1-2-1 機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価	III-2-4-1-2-1 機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価
III-2-4-2 隣接建屋に関する影響評価	III-2-4-2 隣接建屋に関する影響評価
III-2-4-2-1 建物・構築物	III-2-4-2-1 建物・構築物 [今回対象なし]
III-2-4-2-1-1 建物・構築物(土木構造物以外)の隣接建屋に関する影響評価	
III-2-4-2-2 機器・配管系	III-2-4-2-2 機器・配管系
III-2-4-2-2-1 機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価	III-2-4-2-2-1 機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価
III-3 地震時に単一ユニット相互間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する説明書	III-3 地震時に単一ユニット相互間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する説明書
III-3-1 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震計算に関する基本方針	III-3-1 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震計算に関する基本方針
III-3-2 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する計算書	III-3-2 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する計算書
III-3-2-1 有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書	III-3-2-1 有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書
III-3-2-1-1 ラック/ピット/棚の耐震計算書	III-3-2-1-1 ラック/ピット/棚の耐震計算書
III-3-3 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	III-3-3 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
III-3-4 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する影響評価	III-3-4 地震時に単一ユニット間距離の確保が必要な設備の耐震性に関する影響評価
III-3-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	III-3-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
III-3-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果	III-3-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果
III-4 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する説明書	III-4 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する説明書
III-4-1 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震計算に関する基本方針	III-4-1 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震計算に関する基本方針
	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「III-4-1 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震計算に関する基本方針」に同じである。
III-4-2 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する計算書	III-4-2 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する計算書 [今回対象なし]
III-4-2-1 定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書	
III-4-2-1-1 剛体設備の耐震計算書の耐震計算書	
III-4-3 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	III-4-3 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 [今回対象なし]
III-4-4 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する影響評価	III-4-4 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備の耐震性に関する影響評価 [今回対象なし]
III-4-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	
III-4-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果	
III-5 火災防護設備の耐震性に関する説明書	III-5 火災防護設備の耐震性に関する説明書
III-5-1 火災防護設備の耐震計算に関する基本方針	III-5-1 火災防護設備の耐震計算に関する基本方針
	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「III-5-1 火災防護設備の耐震計算に関する基本方針」に同じである。
III-5-2 火災防護設備の耐震性に関する計算書	III-5-2 火災防護設備の耐震性に関する計算書 [今回対象なし]
III-5-2-1 ボンベユニットの耐震計算書	
III-5-2-2 選択弁ユニットの耐震計算書	
III-5-2-3 制御盤の耐震計算書	
III-5-2-4 消防配管の耐震計算書	
III-5-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	III-5-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 [今回対象なし]
III-5-4 火災防護設備の耐震性に関する影響評価結果	III-5-4 火災防護設備の耐震性に関する影響評価結果 [今回対象なし]
III-5-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	
III-5-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果	
III-6 溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書 [今回対象なし]	III-6 溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書 [今回対象なし]
III-7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	III-7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書
目次	目次
III-7-1 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震計算の基本方針	III-7-1 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震計算の基本方針
III-7-1-1 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設の耐震支持方針	III-7-1-1 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震計算の基本方針
III-7-1-2 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による建物・構築物(土木構造物以外)の耐震計算に関する基本方針 [次回以降申請]	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「III-7-1 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震計算の基本方針」に同じである。
III-7-1-3 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震計算に関する基本方針	
III-7-1-4 基準地震動 S s を1.2倍した地震力による重大事故等対処施設の可搬型設備の耐震計算に関する基本方針 [次回以降申請]	
III-7-2 基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対する耐震性に関する計算書	III-7-2 基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対する耐震性に関する計算書 [今回対象なし]
III-7-2-1 建物・構築物	
III-7-2-2 機器・配管系	
III-7-2-2-1 定式化された計算式を用いて評価を行う機器の基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対する耐震性に関する計算書	
III-7-2-2-1-1 剛体設備の耐震計算書	
III-7-2-2-2 有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対する耐震計算結果	
III-7-2-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価	
III-7-2-3-1 建物・構築物	
III-7-2-3-1-1 建物・構築物(土木構造物以外)の耐震性に関する計算書	
III-7-2-3-1-1-1 排気筒の耐震性に関する計算書	
III-7-2-3-1-1-1-1 排気筒の地震応答計算書	
III-7-2-3-1-1-2 排気筒の耐震計算書	
III-7-2-3-2 機器・配管系	
III-7-2-4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価	
III-7-2-4-1 機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-8 計算機プログラム(解析コード)の概要	III-8 計算機プログラム(解析コード)の概要
III-8-1 建物・構築物	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「III-8 計算機プログラム(解析コード)の概要」に同じである。
III-8-2 機器・配管系	
IV 強度に関する説明書	IV 強度に関する説明書
IV-1 強度に関する基本方針	IV-1 強度に関する基本方針
IV-1-1 強度に関する設計の基本方針	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「IV-1 強度に関する基本方針」に同じである。
IV-1-2 強度評価方針	
IV-1-3 強度評価書作成の基本方針	
IV-1-3-1 評価条件整理表及び評価項目整理表作成の基本方針	
IV-1-3-2 公式による強度評価書作成の基本方針	
IV-1-3-3 完成品に対する強度評価書作成の基本方針	
IV-2 強度評価書	IV-2 強度評価書 [今回対象なし]
IV-2-1 評価条件整理表及び評価項目整理表	
IV-2-2 公式による強度評価書	
IV-2-2-1 容器の強度計算書	
IV-2-2-1-1 分析済液中和固液分離GB漏えい液受皿1, 2, 3の強度計算書	
IV-2-2-1-2 ろ過・第1活性炭処理GB漏えい液受皿1, 2の強度計算書	
IV-2-2-1-3 分析済液中和槽の強度計算書	
IV-2-2-1-4 中和液ろ過装置の強度計算書	
IV-2-2-1-5 中和ろ液受槽の強度計算書	
IV-2-2-1-6 遠心分離処理液受槽の強度計算書	
IV-2-2-1-7 ろ過処理供給槽の強度計算書	
IV-2-2-1-8 第1, 第2ろ過装置の強度計算書	
IV-2-2-1-9 第1活性炭処理供給槽の強度計算書	
IV-2-2-1-10 第1活性炭処理第2処理塔、第1活性炭処理第2処理塔の強度計算書	
IV-2-2-1-11 第1活性炭処理液受槽の強度計算書	
IV-2-2-1-12 第2活性炭処理供給槽の強度計算書	
IV-2-2-1-13 第2活性炭処理塔の強度計算書	
IV-2-2-2 管の強度計算書	
IV-2-3 完成品に対する強度評価書 [次回以降申請]	
V その他の説明書	V その他の説明書
V-1 説明書	V-1 説明書
V-1-1 各施設に共通の説明書	V-1-1 各施設に共通の説明書
V-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書	V-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書
	今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に同じである。

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
添付書類	添付書類
V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」に同じである。
V-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書	V-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」に同じである。
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	
V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	
V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針	
V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度に関する説明書	
V-1-1-1-2-4-1 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針	
V-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	
V-1-1-1-2-4-1-2 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-1-2-4-2 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書	
V-1-1-1-2-4-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書	
V-1-1-1-2-4-2-1-1 建物・構築物	
V-1-1-1-2-4-2-1-1-1 排気筒の強度計算書	
V-1-1-1-2-4-2-1-2 機器・配管系	
V-1-1-1-2-4-2-1-1 気体廃棄物の廃棄設備の強度計算書	
V-1-1-1-2-4-2-2 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書 [次回以降申請]	
V-1-1-1-2-5 計算機プログラム(解析コード)の概要	
V-1-1-1-3 外部火災への配慮に関する説明書	V-1-1-1-3 外部火災への配慮に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-1-3 外部火災への配慮に関する説明書」に同じである。
V-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針	
V-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定	
V-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針	
V-1-1-1-3-4 外部火災防護に関する評価結果 [次回以降申請]	
V-1-1-1-4 火山への配慮に関する説明書	V-1-1-1-4 火山への配慮に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-1-4 火山への配慮に関する説明書」に同じである。
V-1-1-1-4-1 火山への配慮に関する基本方針	
V-1-1-1-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	
V-1-1-1-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針	
V-1-1-1-4-4 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-1-4-4-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-1-4-4-2 火山への配慮が必要な施設の強度計算書 [次回以降申請]	
V-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書	V-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書
V-1-1-1-6 津波への配慮に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-1-1-6 津波への配慮に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書	V-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書
V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に同じである。
V-1-1-2-1-1 地震時に窒素循環の経路維持が必要な設備に係る耐震設計	
V-1-1-2-2 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書	V-1-1-2-2 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-2-2 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書」に同じである。
V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
V-1-1-3-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(被覆施設)	
V-1-1-3-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(組立施設)	
V-1-1-3-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の貯蔵施設)	V-1-1-3-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の貯蔵施設)
V-1-1-3-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射性廃棄物の廃棄施設)	
V-1-1-3-4-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(気体廃棄物の廃棄設備)	
V-1-1-3-4-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(液体廃棄物の廃棄設備)	
V-1-1-3-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他の加工施設)	
V-1-1-3-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(火災防護設備)	
V-1-1-3-5-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(核燃料物質の検査設備)	
V-1-1-3-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(警報関連設備)	
V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他基本設計方針対象設備)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他基本設計方針対象設備) 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他基本設計方針対象設備)」に同じである。
V-1-1-3-6-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(技術基準要求機器リスト)	
V-1-1-3-6-2 設定根拠に関する説明書	
V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に同じである。
V-1-1-4-1 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
V-1-1-4-1-1 安全上重要な施設の説明書	
V-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
V-1-1-4-2-1 重大事故等対処設備の設計方針	
V-1-1-4-2-2 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート [次回以降申請]	
V-1-1-4-2-3 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	
V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 [前回申請]	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 [前回申請]
V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書」に同じである。
V-1-1-6-1 火災等による損傷の防止に関する説明書	
V-1-1-6-2 火災防護設備の耐震設計	
V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に同じである。
V-1-1-7-1 溢水による損傷の防止に対する基本方針	
V-1-1-7-2 溢水防護対象設備の選定	
V-1-1-7-3 溢水影響に関する評価方針 [次回以降申請]	
V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価結果 [次回以降申請]	
V-1-1-7-5 溢水防護設備の詳細設計 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6 溢水による損傷の防止に対する耐震設計 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6-1 耐震B、Cクラス機器の耐震設計 [次回以降申請]	
V-1-1-7-6-2 溢水防護設備の耐震設計 [次回以降申請]	
V-1-1-7-7 溢水による損傷の防止に対する強度に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-7-7-1 溢水による損傷の防止に対する強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-7-7-1-1 配管の強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-7-7-1-2 溢水防護設備の強度計算の方針 [次回以降申請]	
V-1-1-7-7-2 溢水による損傷の防止に対する強度計算書 [次回以降申請]	
V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 [次回以降申請]	
V-1-1-10 搬送設備に関する説明書	V-1-1-10 搬送設備に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-10 搬送設備に関する説明書」に同じである。
V-1-1-11 警報設備等に関する説明書	V-1-1-11 警報設備等に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-1-11 警報設備等に関する説明書」に同じである。
V-1-2 緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-2 緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書」に同じである。
V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 今回の申請に係る本説明は、【第2回(1項新規)の申請書番号】にて申請した設工認申請書の「V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書」に同じである。
V-1-5 放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-5 放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6 その他の加工施設に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6 その他の加工施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]

・2項変更の設定値根拠説明書は、発電炉と同様、設定値根拠の説明対象となる仕様が仕様表で変更後に記載する設備・機器に対して添付し、それ以外は添付を省略している(SA設備兼用を除く)。なお、第2回申請の2項変更で添付を省略している設定値根拠となる仕様は、グローブボックス、機械装置等の加工運転に係る個数、強度計算対象外の粉末容器(非安重)の仕様(最高使用圧力・温度)である。

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
V-2 加工施設に関する図面	V-2 加工施設に関する図面
目次	目次
V-2-1 構内配置図	V-2-1 構内配置図
第2.1-1図 工場又は事業所の概要を明示した地形図	第2.1-1図 工場又は事業所の概要を明示した地形図
第2.1-2図 主要設備の配置の状況を明示した平面図	第2.1-2図 主要設備の配置の状況を明示した平面図 [1項新規と同じため、呼び込む。]
V-2-2 平面図及び断面図	V-2-2 平面図及び断面図
1. 燃料加工建屋の平面図及び断面図	
第2.2.1-1図 燃料加工建屋地下3階平面図 (T.M.S.L.35.00m)	
第2.2.1-2図 燃料加工建屋地下2階平面図 (T.M.S.L.43.20m)	
第2.2.1-3図 燃料加工建屋地上1階平面図 (T.M.S.L.56.80m)	
	・第2回申請では、放射性物質を含む液体の漏えいの防止のための施設外漏えい防止堰の配置を示す。
	2. 貯蔵容器搬送用洞道
	第2.2.2-1図 貯蔵容器搬送用洞道平面図
	第2.2.2-2図 貯蔵容器搬送用洞道断面図
V-2-3 系統図	V-2-3 系統図
V-2-3-1 系統図	V-2-3-1 系統図 [今回対象なし]
1. 放射性廃棄物の廃棄施設	
1.1 液体廃棄物の廃棄設備	
1.1.1 低レベル廃液処理設備	
第2.3.1.1.1.1-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図 (0172-01)	
第2.3.1.1.1.1-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図 (0172-02)	
第2.3.1.1.1.1-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち低レベル廃液処理設備の系統図 (0172-03)	
(以降略)	
	・本資料では同様な図面名称をすべて記載することを(以降略)で、省略している。(以下同じ)
2. その他の加工施設	
2.1 非常用設備	
2.1.1 火災防護設備	
2.1.1.1 消火設備	
第2.3.1.2.1.1.1-1図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (窒素消火装置) (0198 * 1-01)	
第2.3.1.2.1.1.1-2図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (窒素消火装置) (0198 * 1-02)	
第2.3.1.2.1.1.1-3図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (窒素消火装置) (0198 * 1-03)	
(以降略)	
第2.3.1.2.1.1.1.2-1図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (二酸化炭素消火装置) (0198 * 2-01)	
第2.3.1.2.1.1.1.2-2図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (二酸化炭素消火装置) (0198 * 2-02)	
第2.3.1.2.1.1.1.2-3図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (二酸化炭素消火装置) (0198 * 2-03)	
第2.3.1.2.1.1.1.3-1図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (グローブボックス消火装置) (0198 * 3-01)	
第2.3.1.2.1.1.1.3-2図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (グローブボックス消火装置) (0198 * 3-02)	
第2.3.1.2.1.1.1.3-3図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (グローブボックス消火装置) (0198 * 3-03)	
(以降略)	
第2.3.1.2.1.1.1.4-1図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (ピストンダンパ及び延焼防止ダンパ) (0120-01)	
第2.3.1.2.1.1.1.4-2図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (ピストンダンパ及び延焼防止ダンパ) (0120-02)	
第2.3.1.2.1.1.1.4-3図 その他の加工施設のうち火災防護設備の系統図 (ピストンダンパ及び延焼防止ダンパ) (0120-03)	
(以降略)	
2.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備	
2.2.1 核燃料物質の検査設備	
2.2.1.1 分析設備	
第2.3.1.2.2.1.1-1図 その他の加工施設のうち核燃料物質の検査設備の分析設備の系統図 (分析済液処理系) (0167-01)	
第2.3.1.2.2.1.1-2図 その他の加工施設のうち核燃料物質の検査設備の分析設備の系統図 (分析済液処理系) (0167-02)	
第2.3.1.2.2.1.1-3図 その他の加工施設のうち核燃料物質の検査設備の分析設備の系統図 (分析済液処理系) (0167-03)	
(以降略)	
V-2-3-2 換気系統図	
換気系統図凡例	
1. 放射性廃棄物の廃棄施設	
1.1 気体廃棄物の廃棄設備	
1.1.1 建屋排気設備	
第2.3.2.1.1.1-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図 (0171 * 1-01)	
第2.3.2.1.1.1-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図 (0171 * 1-02)	
第2.3.2.1.1.1-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち建屋排気設備の換気系統図 (0171 * 1-03)	
(以降略)	
1.1.2 工程室排気設備	
第2.3.2.1.1.2-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図 (0171 * 2-01)	
第2.3.2.1.1.2-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図 (0171 * 2-02)	
第2.3.2.1.1.2-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち工程室排気設備の換気系統図 (0171 * 2-03)	
(以降略)	
1.1.3 グローブボックス排気設備	
第2.3.2.1.1.3-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図 (0110-01)	
第2.3.2.1.1.3-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図 (0110-02)	
第2.3.2.1.1.3-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうちグローブボックス排気設備の換気系統図 (0120-01)	
(以降略)	
1.1.4 窒素循環設備	
第2.3.2.1.1.4-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち窒素循環設備の換気系統図 (0171 * 4-01)	
第2.3.2.1.1.4-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち窒素循環設備の換気系統図 (0171 * 4-02)	
第2.3.2.1.1.4-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち窒素循環設備の換気系統図 (0171 * 4-03)	
(以降略)	
1.1.5 外部放出抑制設備	
第2.3.2.1.1.5-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち外部放出抑制設備の換気系統図 (0120-06)	
第2.3.2.1.1.5-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち外部放出抑制設備の換気系統図 (0120-07)	
第2.3.2.1.1.5-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち外部放出抑制設備の換気系統図 (0120-08)	
(以降略)	
1.1.6 代替グローブボックス排気設備	
第2.3.2.1.1.6-1図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち代替グローブボックス排気設備の換気系統図 (0120-06)	
第2.3.2.1.1.6-2図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち代替グローブボックス排気設備の換気系統図 (0120-07)	
第2.3.2.1.1.6-3図 放射性廃棄物の廃棄施設のうち代替グローブボックス排気設備の換気系統図 (0120-08)	
(以降略)	
V-2-3-3 計測制御系統図	V-2-3-3 計測制御系統図 [今回対象なし]
1. その他の加工施設	
1.1 その他の主要な事項	
1.1.1 警報関連設備	
第2.3.3.1.1.1-1図 その他の加工施設のうち警報関連設備の計測制御系統図(液体廃棄物処理第3室サンプル液位, 液体廃棄物処理第1室サンプル液位, 床ドレン回収槽第2室サンプル液位, 床ドレン回収槽第1室サンプル液位)	
第2.3.3.1.1.1-2図 その他の加工施設のうち警報関連設備の計測制御系統図(吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位, ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位)	
第2.3.3.1.1.1-3図 その他の加工施設のうち警報関連設備の計測制御系統図(分析済液中和固液分離グローブボックス漏えい液受皿液位, ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位, 第2活性炭・吸着処理グローブボックス漏えい液受皿液位)	
第2.3.3.1.1.1-4図 その他の加工施設のうち警報関連設備の計測制御系統図(払出前希釈槽下部堰内漏えい液位)	

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
V-2-3-4 搬送物フロー図	V-2-3-4 搬送物フロー図
1. 被覆施設	1. 被覆施設
第2.3.4.1-3図 被覆施設のうち挿入溶接設備の搬送物フロー図	第2.3.4.1-1図 被覆施設のうちスタック編成設備の搬送物フロー図
第2.3.4.1-4図 被覆施設のうち燃料棒検査設備の搬送物フロー図	第2.3.4.1-2図 被覆施設のうちスタック乾燥設備の搬送物フロー図
第2.3.4.1-5図 被覆施設のうち燃料棒収容設備、核燃料物質の貯蔵施設のうち燃料棒貯蔵設備の搬送物フロー図	第2.3.4.1-4図 被覆施設のうち燃料棒検査設備の搬送物フロー図 [1項新規と同じため、呼び込む。]
	第2.3.4.1-5図 被覆施設のうち燃料棒収容設備、核燃料物質の貯蔵施設のうち燃料棒貯蔵設備の搬送物フロー図 [1項新規と同じため、呼び込む。]
	第2.3.4.1-6図 被覆施設のうち燃料棒加工工程搬送設備の搬送物フロー図
2. 組立施設	2. 組立施設
第2.3.4.2-1図 組立施設のうち燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備の搬送物フロー図	第2.3.4.2-1図 組立施設のうち燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備の搬送物フロー図 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.3.4.2-2図 組立施設のうち梱包・出荷設備、核燃料物質の貯蔵施設のうち燃料集合体貯蔵設備の搬送物フロー図	
3. 核燃料物質の貯蔵施設	3. 核燃料物質の貯蔵施設
第2.3.4.3-2図 核燃料物質の貯蔵施設のうち原料MOX粉末一時保管設備の搬送物フロー図	第2.3.4.3-1図 核燃料物質の貯蔵施設のうち貯蔵容器一時保管設備の搬送物フロー図
第2.3.4.3-3図 核燃料物質の貯蔵施設のうちウラン貯蔵設備の搬送物フロー図	
	第2.3.4.3-4図 核燃料物質の貯蔵施設のうち粉末一時保管設備の搬送物フロー図
	第2.3.4.3-5図 核燃料物質の貯蔵施設のうちペレット一時保管設備の搬送物フロー図
	第2.3.4.3-6図 核燃料物質の貯蔵施設のうち製品ペレット貯蔵設備の搬送物フロー図
V-2-3-5 単線結線図 [次回以降申請]	V-2-3-5 単線結線図 [次回以降申請]
V-2-4 配置図	V-2-4 配置図
1. 被覆施設	1. 被覆施設
第2.4.1-1図 被覆施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	第2.4.1.1-1図 被覆施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階
2. 組立施設	2. 組立施設
第2.4.2-1図 組立施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	第2.4.2.1-1図 組立施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階
第2.4.2-2図 組立施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階	
第2.4.2-3図 組立施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階	
第2.4.2-4図 組立施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋塔屋階	
3. 核燃料物質の貯蔵施設	3. 核燃料物質の貯蔵施設
第2.4.3-1図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階	第2.4.3.1-1図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階
第2.4.3-2図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	第2.4.3.1-2図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階
第2.4.3-3図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階	
第2.4.3-4図 核燃料物質の貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階	
4. 放射性廃棄物の廃棄施設	
第2.4.4-1図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階	
第2.4.4-2図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	
第2.4.4-3図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階	
第2.4.4-4図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階	
5. その他の加工施設	5. その他の加工施設
5.1 非常用設備	5.1 非常用設備
5.1.1 火災防護設備	5.1.1 火災防護設備
第2.4.5.1.1-1図 火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階	第2.4.5.1.1.1-1図 火災防護設備に係る火災区域構造物及び火災区画構造物の配置を明示した図面 貯蔵容器搬送用洞道
第2.4.5.1.1-2図 火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階	
5.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備	
5.2.1 核燃料物質の検査設備	
5.2.1.1 分析設備	
第2.4.5.2.1-1図 核燃料物質の検査設備の分析設備に係る機器の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	
5.3 その他の主要な事項	
5.3.1 警報関連設備	
第2.4.5.3.1-1図 警報関連設備に係る検出器の取付箇所を明示した図面 燃料加工建屋地下3階	
第2.4.5.3.1-2図 警報関連設備に係る検出器の取付箇所を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	
6. その他の図面	6. その他の図面
第2.4.6.1-1図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階	第2.4.6.1-1図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-2図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階中2階	第2.4.6.1-2図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下3階中2階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-3図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階	第2.4.6.1-3図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下2階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-4図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階	第2.4.6.1-4図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地下1階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-5図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階	第2.4.6.1-5図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上1階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-6図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上2階	第2.4.6.1-6図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋地上2階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
第2.4.6.1-7図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋塔屋階	第2.4.6.1-7図 遮蔽設備の配置を明示した図面 燃料加工建屋塔屋階 [1項新規と同じため、呼び込む。]
V-2-5 構造図	V-2-5 構造図
1. 成形施設	
1.1 燃料加工建屋	
第2.5.1.1.1図 成形施設 燃料加工建屋の構造図 施設外漏えい防止環(液体廃棄物処理第3室出入口)	
第2.5.1.1.2図 成形施設 燃料加工建屋の構造図 施設外漏えい防止環(液体廃棄物処理第3室と液体廃棄物処理第2室境界)	
第2.5.1.1.3図 成形施設 燃料加工建屋の構造図 施設外漏えい防止環(液体廃棄物処理第1室出入口)(以降略)	
2. 被覆施設	2. 被覆施設
	2.1 スタック編成設備
	第2.5.2.1.1図 被覆施設 スタック編成設備の構造図 空乾燥ポート取扱装置(以降略)
	2.2 スタック乾燥設備
	第2.5.2.2.1図 被覆施設 スタック乾燥設備の構造図 乾燥ポート供給装置(以降略)
2.3 挿入溶接設備	
第2.5.2.3.1図 被覆施設 挿入溶接設備の構造図 スタック供給装置(以降略)	
2.4 燃料棒検査設備	2.4 燃料棒検査設備
第2.5.2.4.2図 被覆施設 燃料棒検査設備の構造図 ヘリウムリーク検査装置(以降略)	第2.5.2.4.1図 被覆施設 燃料棒検査設備の構造図 燃料棒移載装置
	2.5 燃料棒収容設備
	第2.5.2.5.1図 被覆施設 燃料棒収容設備の構造図 貯蔵マガジン(以降略)
2.6 燃料棒解体設備	
第2.5.2.6.1図 被覆施設 燃料棒解体設備の構造図 燃料棒解体装置(以降略)	
	2.7 燃料棒加工工程搬送設備
	第2.5.2.7.1図 被覆施設 燃料棒加工工程搬送設備の構造図 ペレット保管容器搬送装置(以降略)
3. 組立施設	3. 組立施設
3.1 燃料集合体組立設備	
第2.5.3.1.1図 組立施設 燃料集合体組立設備の構造図 組立マガジン(以降略)	
3.2 燃料集合体洗浄設備	
第2.5.3.2.1図 組立施設 燃料集合体洗浄設備の構造図 燃料集合体洗浄装置	
3.3 燃料集合体検査設備	
第2.5.3.3.1図 組立施設 燃料集合体検査設備の構造図 燃料集合体第1検査装置(以降略)	

第2回設工認申請書 添付書類構成(MOX燃料加工施設)

1項新規	2項変更
3.4 燃料集合体組立工程搬送設備	3.4 燃料集合体組立工程搬送設備
第2.5.3.4.2図 組立施設 燃料集合体組立工程搬送設備の構造図 リフタ	第2.5.3.4.1図 組立施設 燃料集合体組立工程搬送設備の構造図 組立クレーン
3.5 梱包・出荷設備	
第2.5.3.5.1図 組立施設 梱包・出荷設備の構造図 貯蔵梱包クレーン (以降略)	
4. 核燃料物質の貯蔵施設	4. 核燃料物質の貯蔵施設の構造図
4.2 原料MOX粉末缶一時保管設備	4.1 貯蔵容器一時保管設備
第2.5.4.2.1図 核燃料物質の貯蔵施設 原料MOX粉末缶一時保管設備の構造図 原料MOX粉末缶一時保管装置 (以降略)	第2.5.4.1.1図 核燃料物質の貯蔵施設 貯蔵容器一時保管設備の構造図 一時保管ビット
4.3 ウラン貯蔵設備	
第2.5.4.3.1図 核燃料物質の貯蔵施設 ウラン貯蔵設備の構造図 ウラン貯蔵棚	
4.4 粉末一時保管設備	4.4 粉末一時保管設備
第2.5.4.4.6図 核燃料物質の貯蔵施設 粉末一時保管設備の構造図 容器(先行試験ポット) (以降略)	第2.5.4.4.1図 核燃料物質の貯蔵施設 粉末一時保管設備の構造図 容器(60) (以降略)
	4.5 ペレット一時保管設備
	第2.5.4.5.1図 核燃料物質の貯蔵施設 ペレット一時保管設備の構造図 収納パレット-1 (以降略)
	4.6 スクラップ貯蔵設備
	第2.5.4.6.1図 核燃料物質の貯蔵施設 スクラップ貯蔵設備の構造図 収納パレット (以降略)
	4.7 製品ペレット貯蔵設備
	第2.5.4.7.1図 核燃料物質の貯蔵施設 製品ペレット貯蔵設備の構造図 収納パレット (以降略)
4.8 燃料棒貯蔵設備	4.8 燃料棒貯蔵設備
第2.5.4.8.4図 核燃料物質の貯蔵施設 燃料棒貯蔵設備の構造図 ウラン燃料棒収容装置 (以降略)	第2.5.4.8.1図 核燃料物質の貯蔵施設 燃料棒貯蔵設備の構造図 燃料棒貯蔵棚-1、-2 (以降略)
4.9 燃料集合体貯蔵設備	
第2.5.4.9.1図 核燃料物質の貯蔵施設 燃料集合体貯蔵設備の構造図 燃料集合体貯蔵チャンネル (以降略)	
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	
5.1 気体廃棄物の廃棄設備	
5.1.1 建屋排気設備	
第2.5.5.1.1.1図 放射性廃棄物の廃棄施設 建屋排気設備の構造図 建屋排風機 (以降略)	
5.1.2 工程室排気設備	
第2.5.5.1.2.1図 放射性廃棄物の廃棄施設 工程室排気設備の構造図 工程室排風機 (以降略)	
5.1.3 グローブボックス排気設備	
第2.5.5.1.3.1図 放射性廃棄物の廃棄施設 グローブボックス排気設備の構造図 グローブボックス排風機 (以降略)	
5.1.4 窒素循環設備	
第2.5.5.1.4.1図 放射性廃棄物の廃棄施設 窒素循環設備の構造図 窒素循環ファン (以降略)	
5.2 液体廃棄物の廃棄設備	
5.2.1 低レベル廃液処理設備	
第2.5.5.2.1.1図 放射性廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備の構造図 イオン系廃液検査槽 (以降略)	
7. その他の加工施設	
7.1 非常用設備	
7.1.1 火災防護設備	
7.1.1.1 消火設備	
第2.5.7.1.1.1.1図 その他の加工施設 火災防護設備の構造図 窒素消火用窒素貯蔵容器ユニット-1-1~-1-8 (以降略)	
7.1.1.2 火災影響軽減設備	
第2.5.7.1.1.1.14図 その他の加工施設 火災防護設備の構造図 延焼防止ダンパ	
7.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備	
7.2.1 核燃料物質の検査設備	
7.2.1.1 分析設備	
第2.5.7.2.1.1.1図 その他の加工施設 核燃料物質の検査設備の構造図 分析設備 分析済液中和槽 (以降略)	

基本設計方針記載例

第2回申請の基本設計方針は、第1回申請の基本設計方針から第2回申請対象設備を踏まえて基本設計方針の追加を行うことにより申請を行う。

変更前に記載する基本設計方針は、第1回の新規制基準の認可を受けた基本設計方針と第2回申請で追加した新規制前から変更がない基本設計方針であるが、これらを区別するため、第1回の新規制基準の認可を受けた基本設計方針には下線を引いて明確にする。（一部記載の適正化を実施した箇所には下線を付さず明確にしている。）

上記の記載例を次頁以降に示す。

基本設計方針（第1回申請からの変更箇所）の記載例（1/3）

目次

第1章 共通項目*	
1. 核燃料物質の臨界防止	基-1-7
1.1 安全機能を有する施設の臨界防止	基-1-7
1.2 臨界事故の拡大防止に関する設計	基-1-7
2. 地盤	基-1-8
3. 自然現象等	基-1-10
3.1 地震による損傷の防止	基-1-10
3.2 津波による損傷の防止	基-1-55
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	基-1-56
4. 閉じ込めの機能	基-1-75
4.1 閉じ込め	基-1-75
4.2 核燃料物質等による汚染の防止	基-1-77
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	基-1-78
5. 火災等による損傷の防止	基-1-81
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	基-1-91
7. 遮蔽	基-1-95
8. 設備に対する要求	基-1-96
8.1 安全機能を有する施設	基-1-96
8.2 重大事故等対処設備	基-1-99
8.3 材料及び構造	基-1-123
8.4 搬送設備	基-1-124
8.5 警報設備等	基-1-125
9. その他	基-1-127
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	基-1-127
9.2 安全避難通路等	基-1-128
第2章 個別項目*	
1. 成形施設	基-2-1
2. 被覆施設	基-2-3
3. 組立施設	基-2-4
4. 核燃料物質の貯蔵施設	基-2-7
5. 放射性廃棄物の廃棄施設	基-2-10
5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	基-2-10

第1章 共通項目および第2章 個別項目に対して、基本設計方針（第1回申請からの変更箇所）の記載方法を目次にて注記する。

基本設計方針（第1回申請からの変更箇所）の記載例（2/3）

5.2	換気設備	基-2-15
6.	放射線管理施設	次回以降申請
7.	その他の加工施設	基-2-17
7.1	非常用設備	基-2-17
7.1.1	火災防護設備	基-2-17
7.1.2	照明設備	次回以降申請
7.1.3	所内電源設備(電気設備)	次回以降申請
7.1.4	補機駆動用燃料補給設備	次回以降申請
7.1.5	拡散抑制設備	次回以降申請
7.1.6	水供給設備	次回以降申請
7.1.7	緊急時対策所	次回以降申請
7.1.8	通信連絡設備	次回以降申請
7.2	核燃料物質の検査設備及び計量設備	基-2-26
7.2.1	核燃料物質の検査設備	基-2-26
7.2.2	核燃料物質の計量設備	次回以降申請
7.3	主要な実験設備	次回以降申請
7.4	その他の主要な事項	基-2-27
7.4.1	溢水防護設備	基-2-27
7.4.2	警報関連設備	基-2-28
7.4.3	冷却水設備	基-2-29
7.4.4	給排水衛生設備	基-2-29
7.4.5	空調用設備	基-2-29
7.4.6	窒素循環関係設備	基-2-30
7.4.7	水素・アルゴンガス用設備	次回以降申請
7.4.8	その他ガス設備	基-2-30
7.4.9	選別・保管設備	次回以降申請
7.4.10	荷役設備	次回以降申請

注記 * : 変更前に記載する基本設計方針のうち、令和4年9月14日付け原規規発第2209145号にて認可された箇所を下線で示す。

第1-1表	成形施設の主要設備	基-2-35
第1-2表	補機設備の主要設備	基-2-35
第1-3表	給排水衛生設備	基-2-29
第1-4表	冷却水設備	基-2-29
第1-5表	空調用設備	基-2-29

変更前に記載する基本設計方針については、第1回申請にて認可された記載および第2回申請にて追加した記載が混在することから、第1回申請にて認可された箇所を下線で示す旨注記する。

基本設計方針（第1回申請からの変更箇所）の記載（3／3）

変 更 前	変 更 後
<p>2. 被覆施設</p> <p><u>被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</u></p> <p><u>被覆施設は、燃料棒加工工程で構成する。</u></p> <p><u>被覆施設は、燃料加工棟屋に収納する設計とする。</u></p> <p><u>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒に加工することができる設計とする。また、必要に応じて、ウラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。</u></p> <p>2.1 燃料棒加工工程</p> <p>2.1.1 燃料棒加工工程の構成</p> <p>燃料棒加工工程は、製品ペレットを所定の長さのスタックに編成し、乾燥した後、下部端栓付被覆管に挿入する設計とする。また、上部端栓を溶接して密封し、BWR燃料棒で17%以下、FWR燃料棒で18%以下のプルトニウム富化度のMOX燃料棒に加工する設計とする。</p> <p>燃料棒加工工程は、MOX燃料棒について、ヘリウムリーク検査、X線検査、MOX燃料棒内部の健全性確認及び外観寸法検査を実施する設計とする。</p> <p>燃料棒加工工程は、規格外のMOX燃料棒を解体し、取り出したペレットを再使用のためペレット加工工程へ搬送する設計とする、又はスクラップ処理のため粉末調整工程へ搬送する設計とする。</p> <p>燃料棒加工工程は、制御第3室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。</p> <p>2.1.2 主要設備の系統構成</p> <p>燃料棒加工工程は、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備、燃料棒解体設備及び燃料棒加工工程搬送設備で構成する。</p> <p>(1) スタック編成設備</p> <p>スタック編成設備は、ペレットをMOX燃料棒1本分の長さ編成する設計とする。</p> <p>スタック編成設備は、スタック編成設備グローブボックス、波板トレイ取出装置、スタック編成装置、スタック収容装置、空乾燥ポート取扱装置グローブボックス及び空乾燥ポート取扱装置で構成する。</p> <p>(2) スタック乾燥設備</p> <p>スタック乾燥設備は、ペレットをアルゴンガス雰囲気にて乾燥する設計とする。</p> <p>スタック乾燥設備は、乾燥ポート供給装置グローブボックス、乾燥ポート供給装置、スタック乾燥装置、乾燥ポート取出装置グローブボックス及び乾燥ポート取出装置で構成する。</p> <p>(3) 挿入溶接設備</p> <p>挿入溶接設備は、被覆管に乾燥したペレット及びプレナムスプリングを挿入し、上部端栓を取り</p>	<p>2. 被覆施設</p> <p>変更なし</p> <p>目次の注記に従い、第1回申請にて認可された記載に下線を引く。</p> <p>第2回申請対象設備を踏まえ、第1回申請から基本設計方針を追加。新規制基準前から設計方針に変更がない場合、変更前に記載。</p>

添付書類（説明書）記載例

添付書類（説明書）は、第2回申請の申請対象設備を踏まえ第1回申請と同じ添付書類を用いて適合性を説明する場合がある。

この際、第1回申請の添付書類から記載内容に変更がない場合は、添付書類の表紙と第1回申請で申請した添付書類名称を呼び込む頁を添付することにより申請を行う。

また、第1回申請の添付書類から第2回申請において記載内容を追加・変更する場合は、第1回申請に係る記載についても記載した上で、第2回申請内容を追加する。また、第1回申請から追加・変更した箇所には下線を引いて明確化を行う。

第1回申請から第2回申請において記載内容を追加・変更する場合の記載例を次頁に示す。

技術基準への適合性に関する説明書（第1回申請からの変更箇所）の記載例（1／4）

V－1－1－2－1
安全機能を有する施設の閉じ込めの
機能に関する説明書

技術基準への適合性に関する説明書（第1回申請からの変更箇所）の記載例（2／4）

V-1-1-2-1
安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書

令和4年9月14日付け原規規発第2209145号にて認可を受けた設工認申請書の添付書類「V-1-1-2-1 加工施設の閉じ込めに関する説明書」から、今回申請で追加又は変更する箇所を下線で示す。

なお、「V-1-1-2-1 加工施設の閉じ込めに関する説明書」は、本申請において「V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に名称を変更する。

第1回申請にて認可を受けた添付書類について、第2回申請にて追加又は変更した記載がある場合は、対象箇所を明確化するため、下線で示す旨を記載したページを表紙の後ろに添付する。

また第1回から添付書類名称が変わる場合はなお書きで第1回に対応する添付書類名称を記載して、第2回で変更する旨を記載する。

技術基準への適合性に関する説明書（第1回申請からの変更箇所）の記載例（3/4）

V-1-1-2-1
安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 閉じ込め機能に関する基本方針	1
2.2 核燃料物質等による汚染の防止に関する基本方針	3
3. 施設の詳細設計方針	3
3.1 グローブボックス	3
3.2 焼結炉 次回以降申請	10
3.3 スタック乾燥装置	10
3.4 小規模焼結処理装置 次回以降申請	10
3.5 オープンポートボックス	10
3.6 フード	11
3.7 混合酸化物貯蔵容器 次回以降申請	11
3.8 ウラン粉末缶	11
3.9 低レベル廃液処理設備	12
3.10 分析設備	22
3.11 建物・構築物	32
3.12 換気設備	38
3.13 核燃料物質等による汚染の防止	48
4. 準拠規格	67

技術基準への適合性に関する説明書（第1回申請からの変更箇所）の記載例（4/4）

V-1-1-2-1
閉じ込め機能に関する説明書

第2回にて第1回から追加又は変更した記載に下線を引く。

1. 概要

本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十条、第二十一条及び第二十三条に適合する設計とするため、加工施設における閉じ込め機能の維持、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による汚染の防止及び加工施設における換気設備の維持のために必要な措置を説明するものである。

2. 基本方針

2.1 閉じ込め機能に関する基本方針

(1) 閉じ込めに係る基本方針

安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。

核燃料物質等は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、ウラン粉末缶、系統及び機器（グローブボックス排気設備、低レベル廃液処理設備、分析済液処理装置）に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、粉末を圧縮成形したペレット（以下「グリーンペレット」という。）、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタッツ乾燥装置及び小規模焼結処理装置（以下「グローブボックス等」という。）で、ウラン粉末は取扱量、取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。

(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針

グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。

また、グローブボックスは、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。

グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。

MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。

a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、内装機器及び内装機器の架台へ干渉させることや容器を取り扱う機器とパネルの間の距離を確保することにより、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。

b. グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。

添付-7 (1) 容器の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p><既認可の仕様表なし></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">分析済液中和槽 (PA0167-V-11, V-12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td colspan="2">■■■■ 以上 (0.06^{*1})</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>450^{*1}</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (7.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>鏡板の形状に係る寸法</td> <td>mm</td> <td>50^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)</td> </tr> <tr> <td>平板厚さ</td> <td>mm</td> <td>20^{*1}</td> </tr> <tr> <td>分析済液(懸濁液)入口管台外径</td> <td>mm</td> <td colspan="2">27.2^{*1}</td> </tr> <tr> <td>分析済液(懸濁液)入口管台厚さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">■■ (2.5^{*1})</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>611^{*1}</td> </tr> <tr> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>平板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>分析済液中和槽 A 分析済液処理装置</td> <td>分析済液中和槽 B 分析済液処理装置</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>分析第2室 T. M. S. L. 43.20m</td> <td>分析第2室 T. M. S. L. 43.20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—^{*2}</td> <td>—^{*2}</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—^{*2}</td> <td>—^{*2}</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="3"> *1: 公称値を示す。 *2: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #e0e0e0;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #c0c0c0;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1362 247 1997 1835"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十四条 安全機能を有する施設</td> <td>(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。</td> <td>・容量</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1997 247 2668 1835"> <p>ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td></td> <td colspan="2">緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量^{*1}</td> <td>L/個</td> <td colspan="2">650以上 (650^{*2})</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>圧</td> </tr> <tr> <td>力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>力^{*1}</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>温</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度^{*1}</td> <td>℃</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">主</td> <td rowspan="7">要</td> <td rowspan="7">寸</td> <td rowspan="7">法</td> <td>胴</td> <td>内</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>960^{*2}</td> </tr> <tr> <td>胴</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (9.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>48.6^{*2}</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (3.7^{*2})</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>27.2^{*2}</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (2.9^{*2})</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">1140^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材</td> <td rowspan="3">料</td> <td>胴</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取</td> <td rowspan="5">付</td> <td rowspan="5">箇</td> <td rowspan="5">所</td> <td>系</td> <td>統</td> <td>名</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置</td> <td>床</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>区</td> <td>画</td> <td>番</td> <td>号</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>配</td> <td>慮</td> <td>が</td> <td>必</td> <td>要</td> <td>な</td> <td>高</td> <td>さ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>EL. 23.10 m 以上</td> <td>EL. 23.10 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。 *2: 公称値を示す。</p> </td> <td data-bbox="2668 247 2881 1835"></td> </tr> </tbody> </table>	名称		分析済液中和槽 (PA0167-V-11, V-12)		種類	—	たて置円筒形		容量	m ³ /個	■■■■ 以上 (0.06 ^{*1})		最高使用圧力	MPa	静水頭		最高使用温度	℃	60		主要寸法	胴内径	mm	450 ^{*1}	胴板厚さ	mm	■■ (6.0 ^{*1})	鏡板厚さ	mm	■■ (7.0 ^{*1})	鏡板の形状に係る寸法	mm	50 ^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)	平板厚さ	mm	20 ^{*1}	分析済液(懸濁液)入口管台外径	mm	27.2 ^{*1}		分析済液(懸濁液)入口管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})		主要材料	高さ	mm	611 ^{*1}	胴板	—	SUS316L	鏡板	—	SUS316L	平板	—	SUS316L	個数	—	2		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	分析済液中和槽 A 分析済液処理装置	分析済液中和槽 B 分析済液処理装置	設置床	—	分析第2室 T. M. S. L. 43.20m	分析第2室 T. M. S. L. 43.20m	溢水防護上の区画番号	—	— ^{*2}	— ^{*2}	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— ^{*2}	— ^{*2}	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #e0e0e0;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #c0c0c0;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>			機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十四条 安全機能を有する施設</td> <td>(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。</td> <td>・容量</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料	第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十四条 安全機能を有する施設	(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<p>ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td></td> <td colspan="2">緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量^{*1}</td> <td>L/個</td> <td colspan="2">650以上 (650^{*2})</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>圧</td> </tr> <tr> <td>力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>力^{*1}</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>温</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度^{*1}</td> <td>℃</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">主</td> <td rowspan="7">要</td> <td rowspan="7">寸</td> <td rowspan="7">法</td> <td>胴</td> <td>内</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>960^{*2}</td> </tr> <tr> <td>胴</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (9.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>48.6^{*2}</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (3.7^{*2})</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>27.2^{*2}</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (2.9^{*2})</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">1140^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材</td> <td rowspan="3">料</td> <td>胴</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取</td> <td rowspan="5">付</td> <td rowspan="5">箇</td> <td rowspan="5">所</td> <td>系</td> <td>統</td> <td>名</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置</td> <td>床</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>区</td> <td>画</td> <td>番</td> <td>号</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>配</td> <td>慮</td> <td>が</td> <td>必</td> <td>要</td> <td>な</td> <td>高</td> <td>さ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>EL. 23.10 m 以上</td> <td>EL. 23.10 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。 *2: 公称値を示す。</p>			変更前	変更後		名	称		緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)		種	類	—	たて置円筒形		容	量 ^{*1}	L/個	650以上 (650 ^{*2})		最	高	使	用	圧	力				力 ^{*1}	MPa	静水頭	最	高	使	用	温	度				度 ^{*1}	℃	45	主	要	寸	法	胴	内	径	mm	960 ^{*2}	胴	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})	平	板	厚	さ	mm	■■ (9.0 ^{*2})	屋	根	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})	入	口	管	台	外	径	mm	48.6 ^{*2}	入	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (3.7 ^{*2})	出	口	管	台	外	径	mm	27.2 ^{*2}	出	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (2.9 ^{*2})	高	さ	mm	1140 ^{*2}		材	料	胴	板	—	SM400B		平	板	—	SM400B		屋	根	板	—	SM400B		個	数	—	2		取	付	箇	所	系	統	名	—	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B	設	置	床	—	緊急時対策所用 発電機 2A	緊急時対策所用 発電機 2B	溢	水	防	護	上	の	区	画	番	号	—	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	溢	水	防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ	—	屋外	屋外	EL. 23.10 m 以上	EL. 23.10 m 以上	
名称		分析済液中和槽 (PA0167-V-11, V-12)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
種類	—	たて置円筒形																																																																																																																																																																																																																																																																																													
容量	m ³ /個	■■■■ 以上 (0.06 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最高使用圧力	MPa	静水頭																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最高使用温度	℃	60																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主要寸法	胴内径	mm	450 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	胴板厚さ	mm	■■ (6.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	鏡板厚さ	mm	■■ (7.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	鏡板の形状に係る寸法	mm	50 ^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	平板厚さ	mm	20 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	分析済液(懸濁液)入口管台外径	mm	27.2 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	分析済液(懸濁液)入口管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主要材料	高さ	mm	611 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	胴板	—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	鏡板	—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	平板	—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																																																																																												
個数	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																													
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	分析済液中和槽 A 分析済液処理装置	分析済液中和槽 B 分析済液処理装置																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	設置床	—	分析第2室 T. M. S. L. 43.20m	分析第2室 T. M. S. L. 43.20m																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	溢水防護上の区画番号	—	— ^{*2}	— ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— ^{*2}	— ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #e0e0e0;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: #c0c0c0;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>			機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十四条 安全機能を有する施設</td> <td>(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。</td> <td>・容量</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料	第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十四条 安全機能を有する施設	(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<p>ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td></td> <td colspan="2">緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量^{*1}</td> <td>L/個</td> <td colspan="2">650以上 (650^{*2})</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>圧</td> </tr> <tr> <td>力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>力^{*1}</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使</td> <td>用</td> <td>温</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度^{*1}</td> <td>℃</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">主</td> <td rowspan="7">要</td> <td rowspan="7">寸</td> <td rowspan="7">法</td> <td>胴</td> <td>内</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>960^{*2}</td> </tr> <tr> <td>胴</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (9.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (6.0^{*2})</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>48.6^{*2}</td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (3.7^{*2})</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>27.2^{*2}</td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>口</td> <td>管</td> <td>台</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (2.9^{*2})</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">1140^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材</td> <td rowspan="3">料</td> <td>胴</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>屋</td> <td>根</td> <td>板</td> <td>—</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取</td> <td rowspan="5">付</td> <td rowspan="5">箇</td> <td rowspan="5">所</td> <td>系</td> <td>統</td> <td>名</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置</td> <td>床</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>区</td> <td>画</td> <td>番</td> <td>号</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水</td> <td>防</td> <td>護</td> <td>上</td> <td>の</td> <td>配</td> <td>慮</td> <td>が</td> <td>必</td> <td>要</td> <td>な</td> <td>高</td> <td>さ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>EL. 23.10 m 以上</td> <td>EL. 23.10 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。 *2: 公称値を示す。</p>			変更前	変更後		名	称		緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)		種	類	—	たて置円筒形		容	量 ^{*1}	L/個	650以上 (650 ^{*2})		最	高	使	用	圧	力				力 ^{*1}	MPa	静水頭	最	高	使	用	温	度				度 ^{*1}	℃	45	主	要	寸	法	胴	内	径	mm	960 ^{*2}	胴	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})	平	板	厚	さ	mm	■■ (9.0 ^{*2})	屋	根	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})	入	口	管	台	外	径	mm	48.6 ^{*2}	入	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (3.7 ^{*2})	出	口	管	台	外	径	mm	27.2 ^{*2}	出	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (2.9 ^{*2})	高	さ	mm	1140 ^{*2}		材	料	胴	板	—	SM400B		平	板	—	SM400B		屋	根	板	—	SM400B		個	数	—	2		取	付	箇	所	系	統	名	—	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B	設	置	床	—	緊急時対策所用 発電機 2A	緊急時対策所用 発電機 2B	溢	水	防	護	上	の	区	画	番	号	—	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	溢	水	防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ	—	屋外	屋外	EL. 23.10 m 以上	EL. 23.10 m 以上																																																																																					
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																																																																																																																																																														
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第十四条 安全機能を有する施設	(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。))は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。))は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。))において、全体的な変形を弾性域に抑える及び圧屈が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		変更前	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																												
名	称		緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク (東海、東海第二発電所共用)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種	類	—	たて置円筒形																																																																																																																																																																																																																																																																																												
容	量 ^{*1}	L/個	650以上 (650 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																												
最	高	使	用	圧																																																																																																																																																																																																																																																																																											
力				力 ^{*1}	MPa	静水頭																																																																																																																																																																																																																																																																																									
最	高	使	用	温																																																																																																																																																																																																																																																																																											
度				度 ^{*1}	℃	45																																																																																																																																																																																																																																																																																									
主	要	寸	法	胴	内	径	mm	960 ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				胴	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				平	板	厚	さ	mm	■■ (9.0 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				屋	根	板	厚	さ	mm	■■ (6.0 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				入	口	管	台	外	径	mm	48.6 ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				入	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (3.7 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				出	口	管	台	外	径	mm	27.2 ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																				
出	口	管	台	厚	さ	mm	■■ (2.9 ^{*2})																																																																																																																																																																																																																																																																																								
高	さ	mm	1140 ^{*2}																																																																																																																																																																																																																																																																																												
材	料	胴	板	—	SM400B																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		平	板	—	SM400B																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		屋	根	板	—	SM400B																																																																																																																																																																																																																																																																																									
個	数	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																												
取	付	箇	所	系	統	名	—	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2A	緊急時対策所用 発電機燃料油 サービスタンク 2B																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				設	置	床	—	緊急時対策所用 発電機 2A	緊急時対策所用 発電機 2B																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				溢	水	防	護	上	の	区	画	番	号	—	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m																																																																																																																																																																																																																																																																															
				溢	水	防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ	—	屋外	屋外																																																																																																																																																																																																																																																																											
				EL. 23.10 m 以上	EL. 23.10 m 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																										

添付-7 (2) 運搬・製品容器の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																
<p>第1-3表 機器仕様</p> <table border="1"> <tr> <td>対応する加工事業許可</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備・機器名称</td> <td>主要な設備及び機器の種類</td> <td>貯蔵施設 粉末一時保管設備</td> </tr> <tr> <td>許可との対応</td> <td>付属設備</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>燃料加工棟地下3階</td> <td>粉末一時保管室</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>30基</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>形式</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要な構成材寸法(単位:mm)</td> <td>ステンレス鋼 幅: [] 奥行: [] 高さ: []</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td> <td>粉末</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">技術基準に対する仕様</td> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>①貯蔵単位の形状(核燃料物質収納部寸法) ・外径: 410mm以下 ・内径: 190mm以上 ②貯蔵単位の高さ ・高さ: 650mm以上</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料及び構造</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めの機能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>しゃへい</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全上重要な施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td>第2.1-2図 J60構造図</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>注1 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 核燃料物質の臨界防止 貯蔵単位であるJ60は、核燃料物質を収容する部分の寸法が貯蔵単位の形状寸法になるように設計する。また、移動時を考慮して高さを制限する設計とする。</p>	対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日)	設備・機器名称	主要な設備及び機器の種類	貯蔵施設 粉末一時保管設備	許可との対応	付属設備	設置場所	燃料加工棟地下3階	粉末一時保管室	変更内容	新設		数量	30基		一般仕様	形式	—	主要な構成材寸法(単位:mm)	ステンレス鋼 幅: [] 奥行: [] 高さ: []	その他の構成機器	—	その他の性能	—	核燃料物質の状態	粉末	技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	①貯蔵単位の形状(核燃料物質収納部寸法) ・外径: 410mm以下 ・内径: 190mm以上 ②貯蔵単位の高さ ・高さ: 650mm以上	火災等による損傷の防止	—	耐震性	—	材料及び構造	—	閉じ込めの機能	—	しゃへい	—	換気	—	核燃料物質等による汚染の防止	—	安全上重要な施設	—	搬送設備	—	警報設備等	—	廃棄施設	—	放射線管理施設	—	非常用電源設備	—	その他事業許可で求める仕様	—	添付図	第2.1-2図 J60構造図	特記事項	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称^{*2}</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類^{*3}</td> <td>J60</td> <td>たて置円筒形^{*7}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理</td> <td>内径^{*8}</td> <td>mm</td> <td>410 以下</td> </tr> <tr> <td>内管の外径^{*9}</td> <td>mm</td> <td>190 以上</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>650 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法^{*4}</td> <td>容量</td> <td>kg・MOX</td> <td>65^{*7}</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>Pa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>内径</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>内管の外径</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法^{*4}</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>主要材料^{*5}個数^{*6}</td> <td>—</td> <td>ステンレス鋼 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。</p> <table border="1"> <tr> <td>[]</td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>臨界管理に係る追加仕様項目</td> </tr> </table> <p>【補足】 ●既認可仕様表では、主要寸法として当該容器を搬送する際に使用する搬送板の幅・奥行を記載していた。 ●発電炉の類似要目表をふまえ、円筒形の容器の主要寸法は、内径又は外径及び高さとしている。 ●臨界管理のうち、当該機器の構造に係わる寸法は主要寸法として記載する。</p> <p>仕様表「臨界管理」「主要寸法」で展開</p>	名称 ^{*2}		変更前	変更後	種類 ^{*3}		J60	たて置円筒形 ^{*7}	臨界管理	内径 ^{*8}	mm	410 以下	内管の外径 ^{*9}	mm	190 以上	高さ	mm	650 以上	主要寸法 ^{*4}	容量	kg・MOX	65 ^{*7}	最高使用圧力	Pa	大気圧	最高使用温度	℃	60	内径	mm	[]	厚さ	mm	[]	内管の外径	mm	[]	主要寸法 ^{*4}	高さ	mm	[]	主要材料 ^{*5} 個数 ^{*6}	—	ステンレス鋼 30	[]	機種で統一して記載する仕様項目	[]	構造分類に係る仕様項目	[]	臨界管理に係る追加仕様項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th>要求種別</th> <th rowspan="2">主な仕様(詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>機能要求②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四条 核燃料物質の臨界防止</td> <td>また、核燃料物質を取り扱う容器は、通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料・構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)	機能要求②	第四条 核燃料物質の臨界防止	また、核燃料物質を取り扱う容器は、通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。	・主要材料	第十五条 第三十一条 材料・構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運搬用容器</td> <td>種別</td> <td>—</td> <td>旧炉内構造物運搬用容器</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>全長</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>上ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>下ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線遮蔽材</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>冷却方法</td> <td>—</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>上ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>下ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p>う。また、全長はこの二次蓋(厚さ []mm、材料: [])を含む。 *3: 公称値を示す。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚さ」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には [] と記載。記載内容は、平成 年 月 日付け平成 原第 号にて認可された工事計画の添付図面「第2図 使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプII)(全体)」による。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「プレート厚さ」と記載。 *7: 胴と一体構造である。 *8: 構造強度部材であり、遮蔽機能も有する部材である。 *9: サポートシリンダを示す。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「中性子遮へい体」と記載。 *11: トランオン周辺部の最小厚さは []mmとなる。 *12: 別紙 [] 規格表参照。 *13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「底部中性子遮へい体カバー」と記載。 *14: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「一次蓋中性子遮へい体カバー」と記載。 *15: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「密封監視機能付縦置円筒型」と記載。</p>	名称		変更前	変更後	運搬用容器	種別	—	旧炉内構造物運搬用容器	最高使用温度	℃	[]	主要寸法	全長	mm	[]	胴内径	mm	[]	胴板厚さ	mm	[]	上ふた板厚さ	mm	[]	下ふた板厚さ	mm	[]	材料	—	[]	個数	—	[]	放射線遮蔽材	種類	—	[]	冷却方法	—	[]	主要寸法	胴板厚さ	mm	[]	上ふた板厚さ	mm	[]	下ふた板厚さ	mm	[]	材料	—	[]	<p>強度評価が必要な機器については記載項目とする。</p> <p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>
対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日)																																																																																																																																																																																		
設備・機器名称	主要な設備及び機器の種類	貯蔵施設 粉末一時保管設備																																																																																																																																																																																		
	許可との対応	付属設備																																																																																																																																																																																		
設置場所	燃料加工棟地下3階	粉末一時保管室																																																																																																																																																																																		
変更内容	新設																																																																																																																																																																																			
数量	30基																																																																																																																																																																																			
一般仕様	形式	—																																																																																																																																																																																		
	主要な構成材寸法(単位:mm)	ステンレス鋼 幅: [] 奥行: [] 高さ: []																																																																																																																																																																																		
	その他の構成機器	—																																																																																																																																																																																		
	その他の性能	—																																																																																																																																																																																		
	核燃料物質の状態	粉末																																																																																																																																																																																		
技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	①貯蔵単位の形状(核燃料物質収納部寸法) ・外径: 410mm以下 ・内径: 190mm以上 ②貯蔵単位の高さ ・高さ: 650mm以上																																																																																																																																																																																		
	火災等による損傷の防止	—																																																																																																																																																																																		
	耐震性	—																																																																																																																																																																																		
	材料及び構造	—																																																																																																																																																																																		
	閉じ込めの機能	—																																																																																																																																																																																		
	しゃへい	—																																																																																																																																																																																		
	換気	—																																																																																																																																																																																		
	核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																																																																																																		
	安全上重要な施設	—																																																																																																																																																																																		
	搬送設備	—																																																																																																																																																																																		
	警報設備等	—																																																																																																																																																																																		
	廃棄施設	—																																																																																																																																																																																		
	放射線管理施設	—																																																																																																																																																																																		
	非常用電源設備	—																																																																																																																																																																																		
	その他事業許可で求める仕様	—																																																																																																																																																																																		
添付図	第2.1-2図 J60構造図																																																																																																																																																																																			
特記事項	—																																																																																																																																																																																			
名称 ^{*2}		変更前	変更後																																																																																																																																																																																	
種類 ^{*3}		J60	たて置円筒形 ^{*7}																																																																																																																																																																																	
臨界管理	内径 ^{*8}	mm	410 以下																																																																																																																																																																																	
	内管の外径 ^{*9}	mm	190 以上																																																																																																																																																																																	
	高さ	mm	650 以上																																																																																																																																																																																	
主要寸法 ^{*4}	容量	kg・MOX	65 ^{*7}																																																																																																																																																																																	
	最高使用圧力	Pa	大気圧																																																																																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	60																																																																																																																																																																																	
	内径	mm	[]																																																																																																																																																																																	
	厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																	
	内管の外径	mm	[]																																																																																																																																																																																	
主要寸法 ^{*4}	高さ	mm	[]																																																																																																																																																																																	
	主要材料 ^{*5} 個数 ^{*6}	—	ステンレス鋼 30																																																																																																																																																																																	
[]	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																																																			
[]	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																																																			
[]	臨界管理に係る追加仕様項目																																																																																																																																																																																			
技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																																																																		
	機能要求②																																																																																																																																																																																			
第四条 核燃料物質の臨界防止	また、核燃料物質を取り扱う容器は、通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。	・主要材料																																																																																																																																																																																		
第十五条 第三十一条 材料・構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																		
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																																																	
運搬用容器	種別	—	旧炉内構造物運搬用容器																																																																																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	[]																																																																																																																																																																																	
	主要寸法	全長	mm	[]																																																																																																																																																																																
		胴内径	mm	[]																																																																																																																																																																																
		胴板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																
		上ふた板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																
	下ふた板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																	
	材料	—	[]																																																																																																																																																																																	
	個数	—	[]																																																																																																																																																																																	
	放射線遮蔽材	種類	—	[]																																																																																																																																																																																
冷却方法		—	[]																																																																																																																																																																																	
主要寸法		胴板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																
		上ふた板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																
		下ふた板厚さ	mm	[]																																																																																																																																																																																
材料	—	[]																																																																																																																																																																																		

添付-7 (3) ろ過装置の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																				
<p>MOX 施設にて既認可仕様表なし</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">中和液ろ過装置 (PA0167-F-1101, F-1201)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td colspan="2">■■■■以上 (1.02×10⁻³*)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">静水頭/F.V.*2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>240^{*1}</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (5.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (5.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>鏡板の形状に係る寸法</td> <td>mm</td> <td>50^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)</td> </tr> <tr> <td>蓋板厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (16.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>分析済液(中和済)入口管台外径</td> <td>mm</td> <td>27.2^{*1}</td> </tr> <tr> <td>分析済液(中和済)入口管台厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (2.5^{*1})</td> </tr> <tr> <td>分析済液出口(ろ液)管台外径</td> <td>mm</td> <td>27.2^{*1}</td> </tr> <tr> <td>分析済液出口(ろ液)管台厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (2.5^{*1})</td> </tr> <tr> <td>フランジ厚さ</td> <td>mm</td> <td>■■ (16.0^{*1})</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>330^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>蓋板</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>中和液ろ過装置 A 分析済液処理系</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>分析第2室 T.M.S.L. 43.20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*3</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: F.V.は Full Vacuum の略で、数値としては、-0.101MPa である。 *3: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>■</td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>	名称		中和液ろ過装置 (PA0167-F-1101, F-1201)		種類	—	たて置円筒形		容量	m ³ /h/個	■■■■以上 (1.02×10 ⁻³ *)		最高使用圧力	MPa	静水頭/F.V.*2		最高使用温度	℃	60		主要寸法	胴内径	mm	240 ^{*1}	胴板厚さ	mm	■■ (5.0 ^{*1})	鏡板厚さ	mm	■■ (5.0 ^{*1})	鏡板の形状に係る寸法	mm	50 ^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)	蓋板厚さ	mm	■■ (16.0 ^{*1})	分析済液(中和済)入口管台外径	mm	27.2 ^{*1}	分析済液(中和済)入口管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})	分析済液出口(ろ液)管台外径	mm	27.2 ^{*1}	分析済液出口(ろ液)管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})	フランジ厚さ	mm	■■ (16.0 ^{*1})	高さ	mm	330 ^{*1}	主要材料	胴板	—	SUS316L	鏡板	—	SUS316L	蓋板	—	SUS316L	フランジ	—	SUS316L	個数	—	2		取付箇所	系統名(ライン名)	—	中和液ろ過装置 A 分析済液処理系	設置床	—	分析第2室 T.M.S.L. 43.20m	溢水防護上の区画番号	—	—*3	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*3	■	機種で統一して記載する仕様項目	■	構造分類に係る仕様項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様(詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十條 閉じ込め</td> <td>機能要求② (3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十二條 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十四條 安全機能を有する施設</td> <td>(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。</td> <td>・容量</td> </tr> <tr> <td>第十五條 第三十一條 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び屈服が生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)	第十條 閉じ込め	機能要求② (3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料	第十二條 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十四條 安全機能を有する施設	(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量	第十五條 第三十一條 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び屈服が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">フィルタ脱塩器</td> <td rowspan="15">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td colspan="2">たて置円筒形*</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td colspan="2">■■■■ (125*)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td colspan="2">MPa 1.38**</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td colspan="2">℃ 94</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">主</td> <td rowspan="10">要</td> <td>胴 内 径</td> <td>mm</td> <td>1100**</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴 板 厚 さ**</td> <td>上部胴体**:</td> <td>■■■■ (13**、*)</td> </tr> <tr> <td>下部胴体**:</td> <td>■■■■ (13**、*)</td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ*1</td> <td>mm</td> <td>■■■■ (13**)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鏡板の形状に係る寸法</td> <td>mm</td> <td>1100** ** (鏡板中央部内半径)</td> </tr> <tr> <td>mm</td> <td>110** ** (鏡板隅の丸み半径)</td> </tr> <tr> <td>入 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>165.2** **</td> </tr> <tr> <td>入 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■ (7.1**、*)</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>165.2** **</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■ (7.1**、*)</td> </tr> <tr> <td>本 体 フ ラ ン ジ 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■ (70**、*)</td> </tr> <tr> <td>平 板 厚 さ*17</td> <td>mm</td> <td>■■■■ (110**、**)</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ**</td> <td>mm</td> <td>2538** **</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材</td> <td rowspan="3">料</td> <td>胴 板**</td> <td>—</td> <td>上部胴体**:</td> <td>SUS304**</td> </tr> <tr> <td>鏡 板</td> <td>—</td> <td>下部胴体**:</td> <td>SUS304**</td> </tr> <tr> <td>平 板**</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>本 体 フ ラ ン ジ</td> <td>—</td> <td>SF45**</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>系</td> <td>統 名 (ラ イ ン 名)</td> <td>フィルタ脱塩器 A 燃料プール冷却 浄化系*12</td> <td>フィルタ脱塩器 B 燃料プール冷却 浄化系*12</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置 床</td> <td>■■■■</td> <td>■■■■</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢</td> <td>水 防 護 上 の 配 慮 が 必 須 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「円筒型(四脚支持)」と記載。 *2: 公称値を示す。 *3: S 1 単位に換算したもの。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚 13mm ■■■■」と記載。 *6: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和51年8月30日付け建機第98号にて届け出した工事計画の添付書類「III-1-5 燃料プール冷却浄化系機器・配管の規格計算書」のうち、「III-1-5-2 フィルタ脱塩器 (III-1-4-2)」による。 *7: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全長」と記載。 *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には、脚からベントフランジ中心までの高さである「4035」と記載。記載内容は、設計図書による。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴 SB42 ■■■■」と記載。 *12: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴 SUS304」と記載。 *13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「上蓋板」と記載。 *14: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「SF45 ■■■■」と記載。 *15: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和51年8月30日付け建機第98号にて届け出した工事計画の添付図面「第6-2図 燃料プール冷却浄化系系統図(その2)」による。 *16: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前		変更後	名	称	フィルタ脱塩器		変更なし	種	類	たて置円筒形*		容	量	■■■■ (125*)		最	高 使 用 圧 力	MPa 1.38**		最	高 使 用 温 度	℃ 94		主	要	胴 内 径	mm	1100**	胴 板 厚 さ**	上部胴体**:	■■■■ (13**、*)	下部胴体**:	■■■■ (13**、*)	鏡 板 厚 さ*1	mm	■■■■ (13**)	鏡板の形状に係る寸法	mm	1100** ** (鏡板中央部内半径)	mm	110** ** (鏡板隅の丸み半径)	入 口 管 台 外 径	mm	165.2** **	入 口 管 台 厚 さ	mm	■■■■ (7.1**、*)	出 口 管 台 外 径	mm	165.2** **	出 口 管 台 厚 さ	mm	■■■■ (7.1**、*)	本 体 フ ラ ン ジ 厚 さ	mm	■■■■ (70**、*)	平 板 厚 さ*17	mm	■■■■ (110**、**)	高	さ**	mm	2538** **	材	料	胴 板**	—	上部胴体**:	SUS304**	鏡 板	—	下部胴体**:	SUS304**	平 板**	—	SUS304	本 体 フ ラ ン ジ	—	SF45**	個	数	—	2				変更前		変更後	系	統 名 (ラ イ ン 名)	フィルタ脱塩器 A 燃料プール冷却 浄化系*12	フィルタ脱塩器 B 燃料プール冷却 浄化系*12	変更なし	設	置 床	■■■■	■■■■	溢	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	溢	水 防 護 上 の 配 慮 が 必 須 な 高 さ	—	—	
名称		中和液ろ過装置 (PA0167-F-1101, F-1201)																																																																																																																																																																																																																						
種類	—	たて置円筒形																																																																																																																																																																																																																						
容量	m ³ /h/個	■■■■以上 (1.02×10 ⁻³ *)																																																																																																																																																																																																																						
最高使用圧力	MPa	静水頭/F.V.*2																																																																																																																																																																																																																						
最高使用温度	℃	60																																																																																																																																																																																																																						
主要寸法	胴内径	mm	240 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																					
	胴板厚さ	mm	■■ (5.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	鏡板厚さ	mm	■■ (5.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	鏡板の形状に係る寸法	mm	50 ^{*1} (鏡板のすその丸みの内半径)																																																																																																																																																																																																																					
	蓋板厚さ	mm	■■ (16.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	分析済液(中和済)入口管台外径	mm	27.2 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																					
	分析済液(中和済)入口管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	分析済液出口(ろ液)管台外径	mm	27.2 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																					
	分析済液出口(ろ液)管台厚さ	mm	■■ (2.5 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	フランジ厚さ	mm	■■ (16.0 ^{*1})																																																																																																																																																																																																																					
	高さ	mm	330 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																					
	主要材料	胴板	—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																				
鏡板		—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																					
蓋板		—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																					
フランジ		—	SUS316L																																																																																																																																																																																																																					
個数	—	2																																																																																																																																																																																																																						
取付箇所	系統名(ライン名)	—	中和液ろ過装置 A 分析済液処理系																																																																																																																																																																																																																					
	設置床	—	分析第2室 T.M.S.L. 43.20m																																																																																																																																																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—	—*3																																																																																																																																																																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*3																																																																																																																																																																																																																					
■	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																																																																																							
■	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																																																																																							
技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																																																																																																						
第十條 閉じ込め	機能要求② (3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料																																																																																																																																																																																																																						
第十二條 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																																																																																																																																						
第十四條 安全機能を有する施設	(9) 分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量																																																																																																																																																																																																																						
第十五條 第三十一條 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び屈服が生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																																																						
		変更前		変更後																																																																																																																																																																																																																				
名	称	フィルタ脱塩器		変更なし																																																																																																																																																																																																																				
種	類	たて置円筒形*																																																																																																																																																																																																																						
容	量	■■■■ (125*)																																																																																																																																																																																																																						
最	高 使 用 圧 力	MPa 1.38**																																																																																																																																																																																																																						
最	高 使 用 温 度	℃ 94																																																																																																																																																																																																																						
主	要	胴 内 径	mm		1100**																																																																																																																																																																																																																			
		胴 板 厚 さ**	上部胴体**:		■■■■ (13**、*)																																																																																																																																																																																																																			
			下部胴体**:		■■■■ (13**、*)																																																																																																																																																																																																																			
		鏡 板 厚 さ*1	mm		■■■■ (13**)																																																																																																																																																																																																																			
		鏡板の形状に係る寸法	mm		1100** ** (鏡板中央部内半径)																																																																																																																																																																																																																			
			mm		110** ** (鏡板隅の丸み半径)																																																																																																																																																																																																																			
		入 口 管 台 外 径	mm		165.2** **																																																																																																																																																																																																																			
		入 口 管 台 厚 さ	mm		■■■■ (7.1**、*)																																																																																																																																																																																																																			
		出 口 管 台 外 径	mm		165.2** **																																																																																																																																																																																																																			
		出 口 管 台 厚 さ	mm		■■■■ (7.1**、*)																																																																																																																																																																																																																			
本 体 フ ラ ン ジ 厚 さ	mm	■■■■ (70**、*)																																																																																																																																																																																																																						
平 板 厚 さ*17	mm	■■■■ (110**、**)																																																																																																																																																																																																																						
高	さ**	mm	2538** **																																																																																																																																																																																																																					
材	料	胴 板**	—	上部胴体**:	SUS304**																																																																																																																																																																																																																			
		鏡 板	—	下部胴体**:	SUS304**																																																																																																																																																																																																																			
		平 板**	—	SUS304																																																																																																																																																																																																																				
本 体 フ ラ ン ジ	—	SF45**																																																																																																																																																																																																																						
個	数	—	2																																																																																																																																																																																																																					
		変更前		変更後																																																																																																																																																																																																																				
系	統 名 (ラ イ ン 名)	フィルタ脱塩器 A 燃料プール冷却 浄化系*12	フィルタ脱塩器 B 燃料プール冷却 浄化系*12	変更なし																																																																																																																																																																																																																				
設	置 床	■■■■	■■■■																																																																																																																																																																																																																					
溢	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																																																																																																																																																																					
溢	水 防 護 上 の 配 慮 が 必 須 な 高 さ	—	—																																																																																																																																																																																																																					

添付-7 (4) ポンプの仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																															
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">遠心分離処理液受槽ポンプ (PA0167-P-1810)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>うず巻形</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h</td> <td>■■■■以上 (0.34^{*1})</td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>m</td> <td>■■■■以上 (11^{*1})</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>0.98</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法^{*3}</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>16.1^{*1}</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>16.1^{*1}</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>120^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>118^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td>SCS13</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>遠心分離処理液受槽ポンプ 分析済液処理系</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>分析第2室 T. M. S. L. 43. 20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—^{*2}</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。 *3: 最高使用圧力に対して漏えいを生じない構造とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>■</td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>	名称		遠心分離処理液受槽ポンプ (PA0167-P-1810)		ポンプ	種類	—	うず巻形	容量	m ³ /h	■■■■以上 (0.34 ^{*1})	揚程	m	■■■■以上 (11 ^{*1})	最高使用圧力	MPa	0.98	最高使用温度	℃	60	主要寸法 ^{*3}	吸込口径	mm	16.1 ^{*1}	吐出口径	mm	16.1 ^{*1}	たて	mm	120 ^{*1}	横	mm	118 ^{*1}	主要材料	ケーシング	—	SCS13	個数	—	1	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	遠心分離処理液受槽ポンプ 分析済液処理系	設置床	—	分析第2室 T. M. S. L. 43. 20m	溢水防護上の区画番号	—	— ^{*2}	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— ^{*2}	原動機	種類	—	誘導電動機	出力	kW	0. 2	個数	—	1	取付箇所	—	ポンプと同じ	■	機種で統一して記載する仕様項目	■	構造分類に係る仕様項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十二条 溢水</td> <td>6. 5. 1</td> <td>没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十四条 安全機能を有する施設</td> <td>(9)</td> <td>分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。</td> <td>・容量 ・吐出圧力 ・原動機</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8. 3. 1. 1</td> <td>材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8. 3. 1. 2. 1</td> <td>安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</td> <td>・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十二条 溢水	6. 5. 1	没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十四条 安全機能を有する施設	(9)	分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量 ・吐出圧力 ・原動機	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8. 3. 1. 1	材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	・主要材料		8. 3. 1. 2. 1	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	<p>2. 2 液体廃棄物処理系</p> <p>2. 2. 1 機器ドレン処理系</p> <p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ポンプ</td> <td>名 称</td> <td>廃棄物処理棟 機器ドレンサンプポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>うず巻形^{*1}</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>■■■■ (11.9^{*3})</td> </tr> <tr> <td>揚 程^{*4}</td> <td>m</td> <td>■■■■ (22^{*3})</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>0. 28^{*5}</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>65^{*5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>吸 込 口 径</td> <td>mm</td> <td>80^{*2, *3}</td> </tr> <tr> <td>吐 出 口 径</td> <td>mm</td> <td>40^{*2, *3}</td> </tr> <tr> <td>コ ラ ム 外 径</td> <td>mm</td> <td>135^{*2, *3}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>3705^{*2, *3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ケーシング^{*7}</td> <td>—</td> <td>FC25</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機^{*8}</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>3. 7</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「立軸多段うず巻ポンプ」と記載。 *2: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *3: 公称値を示す。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程」と記載。 *5: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和49年6月4日付け49資庁第4363号にて認可された工事計画の添付書類「Ⅲ-2-2 液体固体廃棄物処理施設の耐震性についての計算書」のうち、「Ⅲ-2-2-1 設計条件」による。 *6: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和49年11月12日付け建設発第120号にて届け出した工事計画の添付図面「第3-23図 ポンプ外形図 組立断面図(立軸型ポンプその1)」による。 *7: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴体」と記載。 *8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「三相誘導電動機」と記載。</p>			変更前	変更後	ポンプ	名 称	廃棄物処理棟 機器ドレンサンプポンプ		種 類	—	うず巻形 ^{*1}	容 量	m ³ /h/個	■■■■ (11.9 ^{*3})	揚 程 ^{*4}	m	■■■■ (22 ^{*3})	最 高 使 用 圧 力	MPa	0. 28 ^{*5}	最 高 使 用 温 度	℃	65 ^{*5}	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	80 ^{*2, *3}	吐 出 口 径	mm	40 ^{*2, *3}	コ ラ ム 外 径	mm	135 ^{*2, *3}	高 さ	mm	3705 ^{*2, *3}	材 料	ケーシング ^{*7}	—	FC25	個 数	—	2	原 動 機	種 類	—	誘導電動機 ^{*8}	出 力	kW/個	3. 7	個 数	—	2	<p>本施設のポンプは発電炉のクラス3ポンプに相当し、クラス3ポンプは、工認ガイドをもとに仕様表では厚さを記載しない。</p>
名称		遠心分離処理液受槽ポンプ (PA0167-P-1810)																																																																																																																																																	
ポンプ	種類	—	うず巻形																																																																																																																																																
	容量	m ³ /h	■■■■以上 (0.34 ^{*1})																																																																																																																																																
	揚程	m	■■■■以上 (11 ^{*1})																																																																																																																																																
	最高使用圧力	MPa	0.98																																																																																																																																																
	最高使用温度	℃	60																																																																																																																																																
	主要寸法 ^{*3}	吸込口径	mm	16.1 ^{*1}																																																																																																																																															
		吐出口径	mm	16.1 ^{*1}																																																																																																																																															
		たて	mm	120 ^{*1}																																																																																																																																															
		横	mm	118 ^{*1}																																																																																																																																															
	主要材料	ケーシング	—	SCS13																																																																																																																																															
個数		—	1																																																																																																																																																
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	遠心分離処理液受槽ポンプ 分析済液処理系																																																																																																																																																
	設置床	—	分析第2室 T. M. S. L. 43. 20m																																																																																																																																																
	溢水防護上の区画番号	—	— ^{*2}																																																																																																																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— ^{*2}																																																																																																																																																
原動機	種類	—	誘導電動機																																																																																																																																																
	出力	kW	0. 2																																																																																																																																																
	個数	—	1																																																																																																																																																
	取付箇所	—	ポンプと同じ																																																																																																																																																
■	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																		
■	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																		
技術基準	要求種別	機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																
第十二条 溢水	6. 5. 1	没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																																																																
第十四条 安全機能を有する施設	(9)	分析済液処理装置 分析済液処理装置は、分析済液からウラン及びプルトニウムをRS粉末として回収し、成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また、スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	・容量 ・吐出圧力 ・原動機																																																																																																																																																
第十五条 第三十一条 材料及び構造	8. 3. 1. 1	材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	・主要材料																																																																																																																																																
	8. 3. 1. 2. 1	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8. 1 安全機能を有する施設」及び「8. 2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																
		変更前	変更後																																																																																																																																																
ポンプ	名 称	廃棄物処理棟 機器ドレンサンプポンプ																																																																																																																																																	
	種 類	—	うず巻形 ^{*1}																																																																																																																																																
	容 量	m ³ /h/個	■■■■ (11.9 ^{*3})																																																																																																																																																
	揚 程 ^{*4}	m	■■■■ (22 ^{*3})																																																																																																																																																
	最 高 使 用 圧 力	MPa	0. 28 ^{*5}																																																																																																																																																
	最 高 使 用 温 度	℃	65 ^{*5}																																																																																																																																																
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	80 ^{*2, *3}																																																																																																																																															
		吐 出 口 径	mm	40 ^{*2, *3}																																																																																																																																															
		コ ラ ム 外 径	mm	135 ^{*2, *3}																																																																																																																																															
		高 さ	mm	3705 ^{*2, *3}																																																																																																																																															
材 料	ケーシング ^{*7}	—	FC25																																																																																																																																																
	個 数	—	2																																																																																																																																																
原 動 機	種 類	—	誘導電動機 ^{*8}																																																																																																																																																
	出 力	kW/個	3. 7																																																																																																																																																
	個 数	—	2																																																																																																																																																

添付-7 (5) ファンの仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																									
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<table border="1" data-bbox="736 268 1347 863"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">グローブボックス排風機 (PA0171-K-401,402)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">遠心式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td colspan="2">1188^{*1} (320000以上^{*2})</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>1188^{*1}</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>1188^{*1}×692^{*1}</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>2855^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>4210^{*1}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">3175^{*1}</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td colspan="2">SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">排風機</td> <td>個数</td> <td colspan="2">2(うち1台予備)</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>グローブボックス排風機A グローブボックス排気系</td> <td>グローブボックス排風機B グローブボックス排気系</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>排風機室 T.M.S.L. 50.30m</td> <td>排風機室 T.M.S.L. 50.30m</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>PA-4-04</td> <td>PA-4-04</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>T.M.S.L. 50.35m以上</td> <td>T.M.S.L. 50.35m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類^{*2}</td> <td colspan="2">三相誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力^{*2}</td> <td colspan="2">kW/個 220</td> </tr> <tr> <td>個数^{*2}</td> <td colspan="2">2(うち1台予備)</td> </tr> <tr> <td>取付箇所^{*2}</td> <td colspan="2">排風機と同じ</td> </tr> <tr> <td>設計上の空気流入率^{*2}</td> <td>回/h</td> <td colspan="2">—^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="736 865 1347 966"> 注記 *1: 公称値を示す。 *2: 建屋排風機, 工程室排風機, グローブボックス排風機の排気量の合計を示す。 *3: 本機器は, 空気流入率が技術基準上の要求仕様とならないため, 設計上の空気流入率は「—」とする。 </p> <table border="1" data-bbox="825 1203 1205 1268"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"> </td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c0c0c0;"> </td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>	名称		グローブボックス排風機 (PA0171-K-401,402)		種類	—	遠心式		容量	m ³ /h/個	1188 ^{*1} (320000以上 ^{*2})		主要寸法	吸込口径	mm	1188 ^{*1}	吐出口径	mm	1188 ^{*1} ×692 ^{*1}	たて	mm	2855 ^{*1}	横	mm	4210 ^{*1}	高さ	mm	3175 ^{*1}		主要材料	ケーシング	SS400		排風機	個数	2(うち1台予備)		系統名(ライン名)	グローブボックス排風機A グローブボックス排気系	グローブボックス排風機B グローブボックス排気系	取付箇所	排風機室 T.M.S.L. 50.30m	排風機室 T.M.S.L. 50.30m	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	PA-4-04	PA-4-04	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	T.M.S.L. 50.35m以上	T.M.S.L. 50.35m以上	原動機	種類 ^{*2}	三相誘導電動機		出力 ^{*2}	kW/個 220		個数 ^{*2}	2(うち1台予備)		取付箇所 ^{*2}	排風機と同じ		設計上の空気流入率 ^{*2}	回/h	— ^{*3}			機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目	<table border="1" data-bbox="1371 268 1982 1312"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は, グローブボックス排気設備により負圧に維持し, オープンポートボックス及びフードは, グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 また, グローブボックスは, グローブボックス1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。 (3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため, 核燃料物質等の漏えいに対する措置等として, 以下の設計を講じる。 (a) 核燃料物質等を取り扱う設備は, 内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・容量 ・原動機</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し, 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>・取付箇所(区画番号, 配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第二十条 廃棄施設</td> <td>グローブボックス排風機は, 必要な排気能力を有する設計とする。</td> <td>・容量 ・原動機</td> </tr> <tr> <td>第二十三条 換気</td> <td>グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は, グローブボックス等並びに工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。</td> <td>・容量</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は, グローブボックス排気設備により負圧に維持し, オープンポートボックス及びフードは, グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 また, グローブボックスは, グローブボックス1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。 (3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため, 核燃料物質等の漏えいに対する措置等として, 以下の設計を講じる。 (a) 核燃料物質等を取り扱う設備は, 内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・容量 ・原動機	第十二条 溢水	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し, 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	・取付箇所(区画番号, 配慮が必要な高さ)	第二十条 廃棄施設	グローブボックス排風機は, 必要な排気能力を有する設計とする。	・容量 ・原動機	第二十三条 換気	グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は, グローブボックス等並びに工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。	・容量	<p data-bbox="2018 273 2641 325">(5) 排風機の名称, 種類, 容量, 主要寸法, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気流入率</p> <table border="1" data-bbox="2018 336 2641 997"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">排風機</td> <td>名称</td> <td>中央制御室換気系フィルタ系ファン^{*1}</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>遠心式^{*2}</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個^{*3} 5100以上(5100^{*4})</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm 450^{*4}</td> <td>391^{*4}</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm 350^{*4}×500^{*4}</td> <td>271^{*4}×321^{*4}</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm 1415^{*4}</td> <td>1230^{*4}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm 1132^{*4}</td> <td>780^{*4}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm 1020^{*4}</td> <td>1250^{*4}</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>中央制御室換気系フィルタ系ファン 中央制御室換気系^{*3}</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL.23.00 m^{*5}</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>CS-3-1</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL.23.00 m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機^{*5}</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個 7.5^{*5}</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2^{*5}</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>排風機と同じ^{*5}</td> </tr> <tr> <td>設計上の空気流入率</td> <td>回/h</td> <td>1.0^{*5}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2018 1008 2641 1134"> 注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「排風機」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「遠心」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「m³/hr」と記載。 *4: 公称値を示す。 *5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。 </p>			変更前	変更後	排風機	名称	中央制御室換気系フィルタ系ファン ^{*1}	変更なし	種類	遠心式 ^{*2}	変更なし	容量	m ³ /h/個 ^{*3} 5100以上(5100 ^{*4})	変更なし	主要寸法	吸込口径	mm 450 ^{*4}	391 ^{*4}	吐出口径	mm 350 ^{*4} ×500 ^{*4}	271 ^{*4} ×321 ^{*4}	たて	mm 1415 ^{*4}	1230 ^{*4}	横	mm 1132 ^{*4}	780 ^{*4}	高さ	mm 1020 ^{*4}	1250 ^{*4}	個数	—	2	系統名(ライン名)	中央制御室換気系フィルタ系ファン 中央制御室換気系 ^{*3}	変更なし	設置床	—	EL.23.00 m ^{*5}	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	CS-3-1	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL.23.00 m以上	原動機	種類	—	誘導電動機 ^{*5}	出力	kW/個 7.5 ^{*5}	変更なし	個数	—	2 ^{*5}	取付箇所	—	排風機と同じ ^{*5}	設計上の空気流入率	回/h	1.0 ^{*5}		
名称		グローブボックス排風機 (PA0171-K-401,402)																																																																																																																																																											
種類	—	遠心式																																																																																																																																																											
容量	m ³ /h/個	1188 ^{*1} (320000以上 ^{*2})																																																																																																																																																											
主要寸法	吸込口径	mm	1188 ^{*1}																																																																																																																																																										
	吐出口径	mm	1188 ^{*1} ×692 ^{*1}																																																																																																																																																										
	たて	mm	2855 ^{*1}																																																																																																																																																										
	横	mm	4210 ^{*1}																																																																																																																																																										
高さ	mm	3175 ^{*1}																																																																																																																																																											
主要材料	ケーシング	SS400																																																																																																																																																											
排風機	個数	2(うち1台予備)																																																																																																																																																											
	系統名(ライン名)	グローブボックス排風機A グローブボックス排気系	グローブボックス排風機B グローブボックス排気系																																																																																																																																																										
	取付箇所	排風機室 T.M.S.L. 50.30m	排風機室 T.M.S.L. 50.30m																																																																																																																																																										
	設置床	—	—																																																																																																																																																										
	溢水防護上の区画番号	PA-4-04	PA-4-04																																																																																																																																																										
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	T.M.S.L. 50.35m以上	T.M.S.L. 50.35m以上																																																																																																																																																										
原動機	種類 ^{*2}	三相誘導電動機																																																																																																																																																											
	出力 ^{*2}	kW/個 220																																																																																																																																																											
	個数 ^{*2}	2(うち1台予備)																																																																																																																																																											
	取付箇所 ^{*2}	排風機と同じ																																																																																																																																																											
設計上の空気流入率 ^{*2}	回/h	— ^{*3}																																																																																																																																																											
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																																												
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																																												
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																											
第十条 閉じ込め	(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は, グローブボックス排気設備により負圧に維持し, オープンポートボックス及びフードは, グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 また, グローブボックスは, グローブボックス1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。 (3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため, 核燃料物質等の漏えいに対する措置等として, 以下の設計を講じる。 (a) 核燃料物質等を取り扱う設備は, 内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・容量 ・原動機																																																																																																																																																											
第十二条 溢水	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し, 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	・取付箇所(区画番号, 配慮が必要な高さ)																																																																																																																																																											
第二十条 廃棄施設	グローブボックス排風機は, 必要な排気能力を有する設計とする。	・容量 ・原動機																																																																																																																																																											
第二十三条 換気	グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は, グローブボックス等並びに工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。	・容量																																																																																																																																																											
		変更前	変更後																																																																																																																																																										
排風機	名称	中央制御室換気系フィルタ系ファン ^{*1}	変更なし																																																																																																																																																										
	種類	遠心式 ^{*2}	変更なし																																																																																																																																																										
	容量	m ³ /h/個 ^{*3} 5100以上(5100 ^{*4})	変更なし																																																																																																																																																										
	主要寸法	吸込口径	mm 450 ^{*4}	391 ^{*4}																																																																																																																																																									
		吐出口径	mm 350 ^{*4} ×500 ^{*4}	271 ^{*4} ×321 ^{*4}																																																																																																																																																									
		たて	mm 1415 ^{*4}	1230 ^{*4}																																																																																																																																																									
		横	mm 1132 ^{*4}	780 ^{*4}																																																																																																																																																									
	高さ	mm 1020 ^{*4}	1250 ^{*4}																																																																																																																																																										
	個数	—	2																																																																																																																																																										
	系統名(ライン名)	中央制御室換気系フィルタ系ファン 中央制御室換気系 ^{*3}	変更なし																																																																																																																																																										
設置床	—	EL.23.00 m ^{*5}																																																																																																																																																											
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	CS-3-1																																																																																																																																																										
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL.23.00 m以上																																																																																																																																																										
原動機	種類	—	誘導電動機 ^{*5}																																																																																																																																																										
	出力	kW/個 7.5 ^{*5}	変更なし																																																																																																																																																										
	個数	—	2 ^{*5}																																																																																																																																																										
	取付箇所	—	排風機と同じ ^{*5}																																																																																																																																																										
設計上の空気流入率	回/h	1.0 ^{*5}																																																																																																																																																											

添付-7 (6) フィルタの仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																														
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<table border="1" data-bbox="736 302 1353 1008"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>グローブボックス 排気フィルタユニット (PA0171-F-421, -422, -423, -424, -425, -426, -427, -428, -429)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>密封交換型</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>46 100^{*2}</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>6852</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">効率</td> <td>単品</td> <td>99.97以上(0.15μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>99.999(0.3μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>650^{*1}</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>650^{*1}</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>750^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>2620^{*1}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2452^{*1}</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>3.0^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>ろ材</td> <td>ガラス繊維</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>グローブボックス 排気フィルタユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I グローブボックス排気系</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>排気フィルタ第1室 T. M. S. L. 50. 30m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>PA-4-06</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な 高さ</td> <td>T. M. S. L. 50. 49m 以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="721 1008 1127 1050">注記 *1: 公称値を示す。 *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p> <table border="1" data-bbox="816 1071 1202 1144"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c0c0c0;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>	名称		グローブボックス 排気フィルタユニット (PA0171-F-421, -422, -423, -424, -425, -426, -427, -428, -429)	種類	—	密封交換型	最高使用圧力	kPa	9.0	最高使用温度	℃	46 100 ^{*2}	容量	m ³ /h/個	6852	効率	単品	99.97以上(0.15μmDOP粒子)	総合	99.999(0.3μmDOP粒子)	主要寸法	吸込口径	650 ^{*1}	吐出口径	650 ^{*1}	たて	750 ^{*1}	横	2620 ^{*1}	高さ	2452 ^{*1}	厚さ	3.0 ^{*1}	主要材料	ケーシング	SUS304	ろ材	ガラス繊維	個数	—	9	取付箇所	系統名(ライン名)	グローブボックス 排気フィルタユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I グローブボックス排気系	設置床	排気フィルタ第1室 T. M. S. L. 50. 30m	溢水防護上の 区画番号	PA-4-06	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	T. M. S. L. 50. 49m 以上		機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目	<table border="1" data-bbox="1383 241 1982 1915"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に 係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ 込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する 措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包す る物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じ る設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水</td> <td>6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関す る溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設 計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防 護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に 対し、溢水防護対象設備が没水により安全機 能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番 号、配慮が必要 な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故 等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下 「常設重大事故等対処設備の容器等」とい う。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機 能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対 処設備」の要求事項を踏まえ、その使用され る圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用 条件に対して、適切な機械的強度及び化学的 成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型 のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の 容器等」という。)は、第1章 共通項目の 「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を 踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重そ の他の使用条件に対して、日本産業規格等に 適合した適切な機械的強度及び化学的成分を 有する材料を使用する設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等 及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大 事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダク トは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事 故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上 定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械 的荷重が負荷されている状態(以下「設計条 件」という。)において、全体的な変形を弾 性域に抑える及び屈曲が生じない設計とす る。</td> <td>・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第二十条 廃棄施設</td> <td>グローブボックス給気フィルタ、グロ ーブボックス排気フィルタ、グローブ ボックス排気フィルタユニットは、必 要な捕集効率を有する設計とする。</td> <td>・効率</td> </tr> <tr> <td>第二十三条 換気</td> <td>また、換気設備の高性能エアフィルタ は、捕集効率を適切に維持するために 交換が可能な設計とする。なお、高性 能エアフィルタの捕集効率、交換性 については、第2章 個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方 針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設 備」に示す。</td> <td>・効率</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に 係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ 込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する 措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包す る物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じ る設計とする。	・主要材料	第十二条 溢水	6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関す る溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設 計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防 護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に 対し、溢水防護対象設備が没水により安全機 能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番 号、配慮が必要 な高さ)	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故 等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下 「常設重大事故等対処設備の容器等」とい う。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機 能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対 処設備」の要求事項を踏まえ、その使用され る圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用 条件に対して、適切な機械的強度及び化学的 成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型 のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の 容器等」という。)は、第1章 共通項目の 「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を 踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重そ の他の使用条件に対して、日本産業規格等に 適合した適切な機械的強度及び化学的成分を 有する材料を使用する設計とする。	・主要材料		8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等 及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大 事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダク トは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事 故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上 定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械 的荷重が負荷されている状態(以下「設計条 件」という。)において、全体的な変形を弾 性域に抑える及び屈曲が生じない設計とす る。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	第二十条 廃棄施設	グローブボックス給気フィルタ、グロ ーブボックス排気フィルタ、グローブ ボックス排気フィルタユニットは、必 要な捕集効率を有する設計とする。	・効率	第二十三条 換気	また、換気設備の高性能エアフィルタ は、捕集効率を適切に維持するために 交換が可能な設計とする。なお、高性 能エアフィルタの捕集効率、交換性 については、第2章 個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方 針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設 備」に示す。	・効率	<p data-bbox="1997 262 2665 346">(6) フィルター (公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的 として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所 (常設 及び可搬型の別に記載すること。)</p> <table border="1" data-bbox="2012 346 2650 976"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">中央制御室換気系 フィルタユニット^{*1}</td> <td rowspan="10">変更なし</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>高性能粒子 フィルタ</td> <td>チャコール フィルタ^{*2}</td> </tr> <tr> <td>効</td> <td>率^{*3}</td> <td>99.97以上 (0.5μm粒子^{*4})</td> <td>97以上^{*5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>吸 込 口 径</td> <td colspan="2">560×560^{*7}</td> </tr> <tr> <td>吐 出 口 径</td> <td colspan="2">457^{*7}</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td colspan="2">1000^{*7}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td colspan="2">7600^{*7}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td colspan="2">2500^{*7}</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 (ラ イ ン 名)</td> <td colspan="2">中央制御室換気系フィルタユニット 中央制御室換気系^{*6}</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td colspan="2">EL. 23.00 m^{*8}</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区 画 番 号</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配 慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1997 976 2665 1186">注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「フィルタユニット」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「活性炭フィルタ」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「能力」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「直径0.5ミクロン以上の粒子に対して」と 記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「97以上(フロンガスR-112)」と記載。 *6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *7: 公称値を示す。</p>			変更前		変更後	名	称	中央制御室換気系 フィルタユニット ^{*1}		変更なし	種	類	高性能粒子 フィルタ	チャコール フィルタ ^{*2}	効	率 ^{*3}	99.97以上 (0.5μm粒子 ^{*4})	97以上 ^{*5}	主 要 寸 法	吸 込 口 径	560×560 ^{*7}		吐 出 口 径	457 ^{*7}		た て	1000 ^{*7}		横	7600 ^{*7}		高 さ	2500 ^{*7}		個	数	2		取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	中央制御室換気系フィルタユニット 中央制御室換気系 ^{*6}		設 置 床	EL. 23.00 m ^{*8}		溢水防護上の区 画 番 号	—		溢水防護上の配 慮が必要な高さ	—		
名称		グローブボックス 排気フィルタユニット (PA0171-F-421, -422, -423, -424, -425, -426, -427, -428, -429)																																																																																																																																
種類	—	密封交換型																																																																																																																																
最高使用圧力	kPa	9.0																																																																																																																																
最高使用温度	℃	46 100 ^{*2}																																																																																																																																
容量	m ³ /h/個	6852																																																																																																																																
効率	単品	99.97以上(0.15μmDOP粒子)																																																																																																																																
	総合	99.999(0.3μmDOP粒子)																																																																																																																																
主要寸法	吸込口径	650 ^{*1}																																																																																																																																
	吐出口径	650 ^{*1}																																																																																																																																
	たて	750 ^{*1}																																																																																																																																
	横	2620 ^{*1}																																																																																																																																
	高さ	2452 ^{*1}																																																																																																																																
	厚さ	3.0 ^{*1}																																																																																																																																
主要材料	ケーシング	SUS304																																																																																																																																
	ろ材	ガラス繊維																																																																																																																																
個数	—	9																																																																																																																																
取付箇所	系統名(ライン名)	グローブボックス 排気フィルタユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I グローブボックス排気系																																																																																																																																
	設置床	排気フィルタ第1室 T. M. S. L. 50. 30m																																																																																																																																
	溢水防護上の 区画番号	PA-4-06																																																																																																																																
	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	T. M. S. L. 50. 49m 以上																																																																																																																																
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																	
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																	
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																
第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に 係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ 込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する 措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包す る物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じ る設計とする。	・主要材料																																																																																																																																
第十二条 溢水	6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関す る溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設 計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防 護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に 対し、溢水防護対象設備が没水により安全機 能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番 号、配慮が必要 な高さ)																																																																																																																																
第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故 等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下 「常設重大事故等対処設備の容器等」とい う。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機 能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対 処設備」の要求事項を踏まえ、その使用され る圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用 条件に対して、適切な機械的強度及び化学的 成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型 のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の 容器等」という。)は、第1章 共通項目の 「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を 踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重そ の他の使用条件に対して、日本産業規格等に 適合した適切な機械的強度及び化学的成分を 有する材料を使用する設計とする。	・主要材料																																																																																																																																
	8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等 及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大 事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダク トは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事 故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上 定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械 的荷重が負荷されている状態(以下「設計条 件」という。)において、全体的な変形を弾 性域に抑える及び屈曲が生じない設計とす る。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																
第二十条 廃棄施設	グローブボックス給気フィルタ、グロ ーブボックス排気フィルタ、グローブ ボックス排気フィルタユニットは、必 要な捕集効率を有する設計とする。	・効率																																																																																																																																
第二十三条 換気	また、換気設備の高性能エアフィルタ は、捕集効率を適切に維持するために 交換が可能な設計とする。なお、高性 能エアフィルタの捕集効率、交換性 については、第2章 個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方 針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設 備」に示す。	・効率																																																																																																																																
		変更前		変更後																																																																																																																														
名	称	中央制御室換気系 フィルタユニット ^{*1}		変更なし																																																																																																																														
種	類	高性能粒子 フィルタ	チャコール フィルタ ^{*2}																																																																																																																															
効	率 ^{*3}	99.97以上 (0.5μm粒子 ^{*4})	97以上 ^{*5}																																																																																																																															
主 要 寸 法	吸 込 口 径	560×560 ^{*7}																																																																																																																																
	吐 出 口 径	457 ^{*7}																																																																																																																																
	た て	1000 ^{*7}																																																																																																																																
	横	7600 ^{*7}																																																																																																																																
高 さ	2500 ^{*7}																																																																																																																																	
個	数	2																																																																																																																																
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	中央制御室換気系フィルタユニット 中央制御室換気系 ^{*6}																																																																																																																																
	設 置 床	EL. 23.00 m ^{*8}																																																																																																																																
	溢水防護上の区 画 番 号	—																																																																																																																																
	溢水防護上の配 慮が必要な高さ	—																																																																																																																																

添付-7 (7) 主要弁の仕様表記載例(ダンパ)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																									
<p>既認可の仕様表に該当なし</p> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最高使用圧力のうち、外圧のみの場合は(外圧)、内圧及び外圧両方あるものは○(内圧) / ○(外圧)と記載する。 ●ダンパは取付箇所が複数の室に及ぶことから、取付箇所一覧表でまとめて記載する。 	<table border="1" data-bbox="736 304 1353 787"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">延焼防止ダンパ (PA0120-W0104, -W0110, -W0127, -W0131, PA0130-W0209, -W0215, -W0219, -W0226, -W0227, -W0228, -W0229, -W0230, -W0234)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">ダンパ</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>Pa</td> <td colspan="2">980(内圧)/980(外圧)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>呼び径</td> <td>mm</td> <td>100A*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>個数</td> <td>-</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td></td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td rowspan="4">延焼防止ダンパ 取付箇所一覧表に示す</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置床</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。</p> <table border="1" data-bbox="736 850 1353 1890"> <caption>延焼防止ダンパ取付箇所一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>系統名(ライン名)</th> <th>設置床</th> <th>溢水防護上の区画番号</th> <th>溢水防護上の配慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PA0120-W0104</td> <td>延焼防止ダンパ PA0120-W0104 火災防護設備</td> <td>粉末調整第6室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td>PA-1-11</td> <td>T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0209</td> <td>延焼防止ダンパ PA0130-W0209 火災防護設備</td> <td>ペレット加工第4室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td>PA-1-16</td> <td>T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> <tr> <td>PA0120-W0110</td> <td>延焼防止ダンパ PA0120-W0110 火災防護設備</td> <td>粉末調整第3室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td>PA-1-17</td> <td>T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0215</td> <td rowspan="4">延焼防止ダンパ PA0130-W0215, -W0219, -W0229, -W0234 火災防護設備</td> <td rowspan="4">ペレット加工第3室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td rowspan="4">PA-1-20</td> <td rowspan="4">T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0219</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0229</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0234</td> </tr> <tr> <td>PA0120-W0127</td> <td rowspan="5">延焼防止ダンパ PA0120-W0127, -W0131, PA0130-W0226, -W0227, -W0228 火災防護設備</td> <td rowspan="5">ペレット加工第1室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td rowspan="5">PA-1-26</td> <td rowspan="5">T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> <tr> <td>PA0120-W0131</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0226</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0227</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0228</td> </tr> <tr> <td>PA0130-W0230</td> <td>延焼防止ダンパ PA0130-W0230 火災防護設備</td> <td>ペレット加工第2室 T.M.S.L. 35.00m</td> <td>PA-1-27</td> <td>T.M.S.L. 35.00m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>機種で統一して記載する仕様項目</p> <p>構造分類に係る仕様項目</p>	名称		延焼防止ダンパ (PA0120-W0104, -W0110, -W0127, -W0131, PA0130-W0209, -W0215, -W0219, -W0226, -W0227, -W0228, -W0229, -W0230, -W0234)		種類	-	ダンパ		最高使用圧力	Pa	980(内圧)/980(外圧)		最高使用温度	℃	60		主要寸法	呼び径	mm	100A*1	主要材料	ケーシング	-	SUS304	取付箇所	個数	-	13		系統名(ライン名)	-	延焼防止ダンパ 取付箇所一覧表に示す		設置床	-		溢水防護上の区画番号	-		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	名称	取付箇所				系統名(ライン名)	設置床	溢水防護上の区画番号	溢水防護上の配慮が必要な高さ	PA0120-W0104	延焼防止ダンパ PA0120-W0104 火災防護設備	粉末調整第6室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-11	T.M.S.L. 35.00m 以上	PA0130-W0209	延焼防止ダンパ PA0130-W0209 火災防護設備	ペレット加工第4室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-16	T.M.S.L. 35.00m 以上	PA0120-W0110	延焼防止ダンパ PA0120-W0110 火災防護設備	粉末調整第3室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-17	T.M.S.L. 35.00m 以上	PA0130-W0215	延焼防止ダンパ PA0130-W0215, -W0219, -W0229, -W0234 火災防護設備	ペレット加工第3室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-20	T.M.S.L. 35.00m 以上	PA0130-W0219	PA0130-W0229	PA0130-W0234	PA0120-W0127	延焼防止ダンパ PA0120-W0127, -W0131, PA0130-W0226, -W0227, -W0228 火災防護設備	ペレット加工第1室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-26	T.M.S.L. 35.00m 以上	PA0120-W0131	PA0130-W0226	PA0130-W0227	PA0130-W0228	PA0130-W0230	延焼防止ダンパ PA0130-W0230 火災防護設備	ペレット加工第2室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-27	T.M.S.L. 35.00m 以上	<table border="1" data-bbox="1383 262 1982 1627"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">要求種別</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">機能要求②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td colspan="2">(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十一条 第二十九条 火災</td> <td colspan="2">7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス排風機)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。</td> <td>・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別		主な仕様 (詳細設計)	機能要求②		第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。		・主要材料	第十一条 第二十九条 火災	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス排風機)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。		・主要寸法 ・主要材料	<table border="1" data-bbox="2027 325 2635 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>呼び径</td> <td>mm</td> <td>呼び径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td></td> <td>材質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td></td> <td>構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td></td> <td>取付箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td>設置床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	変更前		変更後		種別	仕様	種別	仕様	名		名		最高使用圧力	MPa	最高使用圧力	MPa	最高使用温度	℃	最高使用温度	℃	呼び径	mm	呼び径	mm	材質		材質		構造		構造		取付箇所		取付箇所		系統名(ライン名)		系統名(ライン名)		設置床		設置床		溢水防護上の区画番号		溢水防護上の区画番号		溢水防護上の配慮が必要な高さ		溢水防護上の配慮が必要な高さ		<p>材料・構造の要求において、主要弁とポンプは同様な整理としている。 また、本施設のポンプは発電炉のクラス3ポンプに相当し、発電炉でクラス3ポンプを方針で申請する場合は、工認ガイドをもとに仕様表では厚さを記載しないことから、本施設のポンプも厚さを記載対象としていない。 主要弁の厚さについても、ポンプと同様の整理とし、記載対象としていない。</p> <p>圧力容器に設置する弁ではないため、漏えい率は仕様表項目に記載しない。</p>
名称		延焼防止ダンパ (PA0120-W0104, -W0110, -W0127, -W0131, PA0130-W0209, -W0215, -W0219, -W0226, -W0227, -W0228, -W0229, -W0230, -W0234)																																																																																																																																																											
種類	-	ダンパ																																																																																																																																																											
最高使用圧力	Pa	980(内圧)/980(外圧)																																																																																																																																																											
最高使用温度	℃	60																																																																																																																																																											
主要寸法	呼び径	mm	100A*1																																																																																																																																																										
主要材料	ケーシング	-	SUS304																																																																																																																																																										
取付箇所	個数	-	13																																																																																																																																																										
	系統名(ライン名)	-	延焼防止ダンパ 取付箇所一覧表に示す																																																																																																																																																										
	設置床	-																																																																																																																																																											
	溢水防護上の区画番号	-																																																																																																																																																											
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																																																											
名称	取付箇所																																																																																																																																																												
	系統名(ライン名)	設置床	溢水防護上の区画番号	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																									
PA0120-W0104	延焼防止ダンパ PA0120-W0104 火災防護設備	粉末調整第6室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-11	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
PA0130-W0209	延焼防止ダンパ PA0130-W0209 火災防護設備	ペレット加工第4室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-16	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
PA0120-W0110	延焼防止ダンパ PA0120-W0110 火災防護設備	粉末調整第3室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-17	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
PA0130-W0215	延焼防止ダンパ PA0130-W0215, -W0219, -W0229, -W0234 火災防護設備	ペレット加工第3室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-20	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
PA0130-W0219																																																																																																																																																													
PA0130-W0229																																																																																																																																																													
PA0130-W0234																																																																																																																																																													
PA0120-W0127	延焼防止ダンパ PA0120-W0127, -W0131, PA0130-W0226, -W0227, -W0228 火災防護設備	ペレット加工第1室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-26	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
PA0120-W0131																																																																																																																																																													
PA0130-W0226																																																																																																																																																													
PA0130-W0227																																																																																																																																																													
PA0130-W0228																																																																																																																																																													
PA0130-W0230	延焼防止ダンパ PA0130-W0230 火災防護設備	ペレット加工第2室 T.M.S.L. 35.00m	PA-1-27	T.M.S.L. 35.00m 以上																																																																																																																																																									
技術基準	要求種別		主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																										
	機能要求②																																																																																																																																																												
第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。		・主要材料																																																																																																																																																										
第十一条 第二十九条 火災	7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス排風機)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、火災を感じしてから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。		・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																										
変更前		変更後																																																																																																																																																											
種別	仕様	種別	仕様																																																																																																																																																										
名		名																																																																																																																																																											
最高使用圧力	MPa	最高使用圧力	MPa																																																																																																																																																										
最高使用温度	℃	最高使用温度	℃																																																																																																																																																										
呼び径	mm	呼び径	mm																																																																																																																																																										
材質		材質																																																																																																																																																											
構造		構造																																																																																																																																																											
取付箇所		取付箇所																																																																																																																																																											
系統名(ライン名)		系統名(ライン名)																																																																																																																																																											
設置床		設置床																																																																																																																																																											
溢水防護上の区画番号		溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																											
溢水防護上の配慮が必要な高さ		溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																											

添付-7 (7) 主要弁の仕様表記載例(ダンパ)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考												
		<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1383 247 1501 296">技術基準</th> <th data-bbox="1501 247 1828 296">要求種別 機能要求②</th> <th data-bbox="1828 247 1970 296">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 296 1501 520">第十二条 溢水</td> <td data-bbox="1501 296 1828 520">6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td data-bbox="1828 296 1970 520">取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 520 1501 940">第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td data-bbox="1501 520 1828 940">8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。</td> <td data-bbox="1828 520 1970 940">・主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1501 940 1828 1262">8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</td> <td data-bbox="1828 940 1970 1262">・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十二条 溢水	6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	・主要材料		8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料		
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)														
第十二条 溢水	6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)														
第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	・主要材料														
	8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料														

添付－7 (8) 主配管の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																					
既認可の仕様表に該当なし	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 MPa</th> <th>最高使用温度 ℃</th> <th>外径*1 mm</th> <th>厚さ*1 mm</th> <th>主要材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">*2 可搬型排風機入口接続口分岐点 ～ グローブボックス排気ファンユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I ～ グローブボックス排風機入口手動ダンパ(W5144, W5145) ～ グローブボックス排気閉止ダンパ(PD W3086, W3087) ～ グローブボックス排気機A, B</td> <td>5000</td> <td>60 (100)*4</td> <td>656.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7500</td> <td rowspan="2">60 (100)*4</td> <td>656.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>1006.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11000</td> <td rowspan="2">60 (100)*4</td> <td>1006.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>1206.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5000</td> <td rowspan="2">60 (100)*4</td> <td>1206.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>1206.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11000</td> <td rowspan="2">60 (100)*4</td> <td>1206.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>806.0×1306.0</td> <td>3.0</td> <td>SUS304</td> </tr> </tbody> </table> </div>	名称	最高使用圧力 MPa	最高使用温度 ℃	外径*1 mm	厚さ*1 mm	主要材料	*2 可搬型排風機入口接続口分岐点 ～ グローブボックス排気ファンユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I ～ グローブボックス排風機入口手動ダンパ(W5144, W5145) ～ グローブボックス排気閉止ダンパ(PD W3086, W3087) ～ グローブボックス排気機A, B	5000	60 (100)*4	656.0	3.0	SUS304	7500	60 (100)*4	656.0	3.0	SUS304	1006.0	3.0	SUS304	11000	60 (100)*4	1006.0	3.0	SUS304	1206.0	3.0	SUS304	5000	60 (100)*4	1206.0	3.0	SUS304	1206.0	3.0	SUS304	11000	60 (100)*4	1206.0	3.0	SUS304	806.0×1306.0	3.0	SUS304	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td>・主要材料</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料及び構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは、設計条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。</td> <td>・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径、厚さ ・主要材料</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料	第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは、設計条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径、厚さ ・主要材料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">*6-1 既設</th> <th colspan="6">*6-2 新設</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (℃)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> <th>名</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (℃)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉排気管 出入口付</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 出入口付</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> </tr> <tr> <td>原子炉排気管 直管部</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 直管部</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> </tr> <tr> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> </tr> <tr> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> </tr> <tr> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>12.0*</td> <td>SM414</td> </tr> <tr> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> <td>原子炉排気管 継手</td> <td>0.014**</td> <td>72</td> <td>606.6</td> <td>9.5**</td> <td>SM414</td> </tr> </tbody> </table>	*6-1 既設						*6-2 新設						名	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	原子炉排気管 出入口付	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 出入口付	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 直管部	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 直管部	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	<p>*1:公称値を示す。 *2:外部放出抑制設備と兼用。 *3:代替グローブボックス排気設備と兼用。 *4:重大事故等時における使用時の値を示す。</p>
名称	最高使用圧力 MPa	最高使用温度 ℃	外径*1 mm	厚さ*1 mm	主要材料																																																																																																																																																				
*2 可搬型排風機入口接続口分岐点 ～ グローブボックス排気ファンユニット A, B, C, D, E, F, G, H, I ～ グローブボックス排風機入口手動ダンパ(W5144, W5145) ～ グローブボックス排気閉止ダンパ(PD W3086, W3087) ～ グローブボックス排気機A, B	5000	60 (100)*4	656.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
	7500	60 (100)*4	656.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
			1006.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
	11000	60 (100)*4	1006.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
			1206.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
	5000	60 (100)*4	1206.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
			1206.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
	11000	60 (100)*4	1206.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
			806.0×1306.0	3.0	SUS304																																																																																																																																																				
	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																						
第十条 閉じ込め	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	・主要材料																																																																																																																																																							
第十五条 第三十一条 材料及び構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは、設計条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	・主要材料 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径、厚さ ・主要材料																																																																																																																																																							
*6-1 既設						*6-2 新設																																																																																																																																																			
名	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料																																																																																																																																														
原子炉排気管 出入口付	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 出入口付	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414																																																																																																																																														
原子炉排気管 直管部	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 直管部	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414																																																																																																																																														
原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414																																																																																																																																														
原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414																																																																																																																																														
原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	12.0*	SM414																																																																																																																																														
原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414	原子炉排気管 継手	0.014**	72	606.6	9.5**	SM414																																																																																																																																														

添付-7 (9) ラック/ピット/棚の仕様表記載例

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																								
<p>第1-2表 機器仕様</p> <p>許可番号(日付) 平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>主要な設備及び機器の種類 核燃料物質の貯蔵施設 貯蔵容器一時保管設備 一時保管ピット</p> <p>許可との対応 本体</p> <p>設備・機器名称 貯蔵容器一時保管設備 一時保管ピット(PA0112-M-01101)</p> <p>設置場所 燃料加工建屋地下3階 貯蔵容器一時保管室</p> <p>変更内容 新設</p> <p>数量 1台</p> <p>形式 床下保管方式</p> <p>主要な構成材 鋼材</p> <p>寸法(単位:mm) ・幅 : 6370 ・奥行 : 3070 ・高さ : 2010</p> <p>その他の構成機器 ー</p> <p>その他の性能 最大貯蔵能力 ・1.2t・HM(32ピット)</p> <p>核燃料物質の状態 粉末</p> <p>核燃料物質の臨界防止 ①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・複数ユニット(配列: 4行×8列)</p> <p>②貯蔵単位 ・混合酸化物貯蔵容器 ③貯蔵する核燃料物質の形態^(E2) ・混合酸化物貯蔵容器: 原料MOX粉末 ④貯蔵単位相互間の距離 ・中心間距離(ピット間隔): 行方向600mm以上, 列方向600mm以上</p> <p>火災等による損傷の防止 一時保管ピットには不燃性の材料を使用する。</p> <p>耐震性 一時保管ピット ・耐震クラス: Bクラス^(E3) ・主要材料: 鋼材(SS400, SUS304) ・基礎ボルト材質: 鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数: M16×96本 ・基礎ボルト配置: 230mm×155mm ・取付ボルト材質: 鋼材(SUS304) ・取付ボルト本数: M16×128本 ・取付ボルト配置: 405mm</p> <p>材料及び構造 ー</p> <p>閉じ込めの機能 ー</p> <p>しゃへい ー</p> <p>換気 ー</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止 ー</p>		<p>● ○○○○設備 (●) ピット/棚</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称*2</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類*3</td> <td>ー</td> <td>縦置貯蔵方式*9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界管理</td> <td>中心間距離(ピット間隔)*12</td> <td>mm</td> <td>行方向600以上 列方向600以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設置する室の壁・床・天井までの距離</td> <td>南壁</td> <td>mm</td> <td>1300以上</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>mm</td> <td>1300以上</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>mm</td> <td>500以上</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>mm</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">単一ユニット相互間の壁厚さ</td> <td>mm</td> <td>305以上*10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量*4</td> <td>t・HM</td> <td>1.2(32ピット)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法*5</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>3070*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>6370*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>2010*1</td> </tr> <tr> <td>中心間距離(ピット間隔)</td> <td>mm</td> <td>行方向825*1*10 列方向825*1*10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料*6</td> <td>ー</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数*7</td> <td>ー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所*8</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>ー</td> <td>貯蔵容器一時保管室 T.M.S.L.35.00m*10</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>ー</td> <td>ー*11</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>ー</td> <td>ー*11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位:mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *9: 記載の適正化。既設工認では「床下保管方式」と記載。 *10: 記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *11: 本機器は、溢水防護対象ではないため「ー」とする。 *12: 貯蔵単位(混合酸化物貯蔵容器)の配列(4行×8列)を核的に安全な配置とする。</p> <p>④構造図で展開</p>		名称*2		変更前	変更後	種類*3		ー	縦置貯蔵方式*9	臨界管理	中心間距離(ピット間隔)*12	mm	行方向600以上 列方向600以上	設置する室の壁・床・天井までの距離	南壁	mm	1300以上	北壁	mm	1300以上	床	mm	500以上	天井	mm	100以上	単一ユニット相互間の壁厚さ		mm	305以上*10	容量*4		t・HM	1.2(32ピット)	主要寸法*5	たて	mm	3070*1	横	mm	6370*1	高さ	mm	2010*1	中心間距離(ピット間隔)	mm	行方向825*1*10 列方向825*1*10	主要材料*6		ー	SS400	個数*7		ー	1	取付箇所*8	系統名(ライン名)	ー	ー	設置床	ー	貯蔵容器一時保管室 T.M.S.L.35.00m*10	溢水防護上の区画番号	ー	ー*11	溢水防護上の配慮が必要な高さ	ー	ー*11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様(詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第四条 臨界</td> <td>機能要求②</td> <td>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離</td> </tr> <tr> <td>a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。</td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td>(a) 核燃料物質を取納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。</td> <td>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離</td> </tr> <tr> <td>1.1.5 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止</td> <td>1.1.5.1 複数ユニットの臨界安全設計</td> <td>貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>貯蔵施設の複数ユニットは、貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備のうち燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備とする。なお、燃料棒貯蔵設備のうち、貯蔵マガジン入出庫装置及びウラン燃料棒収容装置には、臨界管理のために単一ユニットを設定する。</td> <td>1.1.6.2 複数ユニットの臨界安全設計</td> <td>複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水による損傷防止</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十七条 貯蔵</td> <td>貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</td> <td>容量</td> </tr> </tbody> </table>		技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)	第四条 臨界	機能要求②	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離	a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。	主要材料	(a) 核燃料物質を取納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離	1.1.5 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止	1.1.5.1 複数ユニットの臨界安全設計	貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	貯蔵施設の複数ユニットは、貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備のうち燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備とする。なお、燃料棒貯蔵設備のうち、貯蔵マガジン入出庫装置及びウラン燃料棒収容装置には、臨界管理のために単一ユニットを設定する。	1.1.6.2 複数ユニットの臨界安全設計	複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	第十二条 溢水による損傷防止	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十七条 貯蔵	貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。	容量	<p><発電炉の類似要目表なし></p> <p>●燃料加工建屋の既認可仕様表の特記事項「④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。」から展開。</p>	
名称*2		変更前	変更後																																																																																													
種類*3		ー	縦置貯蔵方式*9																																																																																													
臨界管理	中心間距離(ピット間隔)*12	mm	行方向600以上 列方向600以上																																																																																													
	設置する室の壁・床・天井までの距離	南壁	mm	1300以上																																																																																												
		北壁	mm	1300以上																																																																																												
	床	mm	500以上																																																																																													
天井	mm	100以上																																																																																														
単一ユニット相互間の壁厚さ		mm	305以上*10																																																																																													
容量*4		t・HM	1.2(32ピット)																																																																																													
主要寸法*5	たて	mm	3070*1																																																																																													
	横	mm	6370*1																																																																																													
	高さ	mm	2010*1																																																																																													
	中心間距離(ピット間隔)	mm	行方向825*1*10 列方向825*1*10																																																																																													
主要材料*6		ー	SS400																																																																																													
個数*7		ー	1																																																																																													
取付箇所*8	系統名(ライン名)	ー	ー																																																																																													
	設置床	ー	貯蔵容器一時保管室 T.M.S.L.35.00m*10																																																																																													
	溢水防護上の区画番号	ー	ー*11																																																																																													
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	ー	ー*11																																																																																													
技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)																																																																																														
第四条 臨界	機能要求②	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離																																																																																														
	a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。	主要材料																																																																																														
	(a) 核燃料物質を取納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離																																																																																														
1.1.5 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止	1.1.5.1 複数ユニットの臨界安全設計	貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。																																																																																														
貯蔵施設の複数ユニットは、貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備のうち燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備とする。なお、燃料棒貯蔵設備のうち、貯蔵マガジン入出庫装置及びウラン燃料棒収容装置には、臨界管理のために単一ユニットを設定する。	1.1.6.2 複数ユニットの臨界安全設計	複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。																																																																																														
第十二条 溢水による損傷防止	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																														
第十七条 貯蔵	貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。	容量																																																																																														

添付-7 (9) ラック/ピット/棚の仕様表記載例

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																
<p>第1.-2表 機器仕様</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準に対する仕様</td> <td> <p>安全上重要な施設</p> <p>適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td rowspan="2">⑤基本設計方針で展開</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td> <p>第1.-1図 核燃料物質の貯蔵施設の機器配置図(1/2)</p> <p>第2.1-1図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(1/2)</p> <p>第2.1-2図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(2/2)</p> </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td> <p>運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。</p> </td> </tr> </table>		技術基準に対する仕様	<p>安全上重要な施設</p> <p>適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p>	搬送設備	⑤基本設計方針で展開	警報設備等	廃棄施設		放射線管理施設	—	非常用電源設備	—	その他事業許可で求める仕様	—	添付図	<p>第1.-1図 核燃料物質の貯蔵施設の機器配置図(1/2)</p> <p>第2.1-1図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(1/2)</p> <p>第2.1-2図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(2/2)</p>	特記事項	<p>運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。</p>		<発電炉の類似要目表なし>	
技術基準に対する仕様	<p>安全上重要な施設</p> <p>適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p>																				
搬送設備	⑤基本設計方針で展開																				
警報設備等																					
廃棄施設																					
放射線管理施設	—																				
非常用電源設備	—																				
その他事業許可で求める仕様	—																				
添付図	<p>第1.-1図 核燃料物質の貯蔵施設の機器配置図(1/2)</p> <p>第2.1-1図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(1/2)</p> <p>第2.1-2図 一時保管ピット(PA0112-M-01101)構造図(2/2)</p>																				
特記事項	<p>運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。</p>																				
<p>注1 技術基準に対する仕様の補足説明</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止</p> <p>本装置は、貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器(第1.-3表参照)及び核燃料物質の形態(原料MOX粉末)を管理し、貯蔵単位の配列(4行×8列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離(行方向600mm以上、列方向600mm以上)を維持することにより臨界を防止する設計とする。貯蔵する混合酸化物貯蔵容器から最も近い貯蔵容器一時保管室の壁・床・天井までの距離について、南壁までの距離1300mm以上、北壁までの距離1300mm以上、床までの距離500mm以上、及び、天井までの距離100mm以上となるように設置する。</p> <p>臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。</p>		<p>⑥保安規定で展開</p> <p>⑦基本設計方針・添付書類で展開</p> <p>→臨界管理に記載</p>																			
<p>(2) 火災等による損傷の防止</p> <p>一時保管ピットは安全上重要な施設であるため、不燃性の鋼材を使用することにより火災による損傷を防止する。</p>		⑦基本設計方針で展開																			
<p>(3) 耐震性</p> <p>一時保管ピットは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)及び貯蔵単位相互間の距離を維持するのに必要なボルト(取付ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。</p>		⑧基本設計方針、添付書類で展開																			
<p>(4) 安全上重要な施設</p> <p>一時保管ピットは、安全上重要な施設であり、外観検査等により、加工施設の安全を確保する機能のピット間距離の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。</p>		⑨基本設計方針、添付書類で展開																			
<p>注2 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の形態及び設定条件を第1.-5表に示す。</p>		⑩基本設計方針、添付書類で展開																			
<p>注3 一時保管ピットは、基準地震動Ssによる地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。</p>		⑪基本設計方針、添付書類で展開																			

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
①	臨界防止	②貯蔵単位 ・混合酸化物貯蔵容器 ③貯蔵する核燃料物質の形態(注2) ・混合酸化物貯蔵容器：原料MOX粉末	第四条 臨界	臨界設計に係わる形態、管理方法及び核的制限値の条件といった具体的内容であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計）	(2) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値(臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値)を設定する。単一ユニットについては、技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、形状寸法、質量、減速材、同位体組成、プルトニウム富化度等の制限及び中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによって核的に制限することにより臨界を防止する設計とする。 a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。
⑦	注釈	注1 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 核燃料物質の臨界防止 本装置は、貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器(第1.-3表参照)及び核燃料物質の形態(原料MOX粉末)を管理し、貯蔵単位の配列(4行×8列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離(行方向600mm以上、列方向600mm以上)を維持することにより臨界を防止する設計とする。貯蔵する混合酸化物貯蔵容器から最も近い貯蔵容器一時保管室の壁・床・天井までの距離について、南壁までの距離1300mm以上、北壁までの距離1300mm以上、床までの距離500mm以上、及び、天井までの距離100mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。	第四条 臨界		I-1-1 臨界安全設計の基本方針	2.2 単一ユニットの臨界安全設計 (1) 単一ユニットの設定及び核的制限値の設定の考え方 a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。具体的な単一ユニットの設定及び核的制限値の設定を以下に示す。 (a) 混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を取り扱う工程では、形状寸法の制限として混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体の体数を核的制限値とした体数管理とし、単一ユニットは設備・機器に設定する。
					I-1-3-1 単一ユニットの臨界防止に関する計算書	第2-6図 貯蔵容器一時保管設備の計算モデル図(貯蔵時) ・表中において、計算結果を示している。
⑩	注釈	注2 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の形態及び設定条件を第1.-5表に示す。	第四条 臨界		基本設計方針（第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.5 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止)	1.1.5 核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止 1.1.5.1 複数ユニットの臨界安全設計 貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。 貯蔵施設の複数ユニットは、貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備のうち燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵設備とする。
②	火災等による損傷の防止	一時保管ピットには不燃性の材料を使用する。	第十一条 火災	火災の発生防止に係わる設計条件であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用)	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。
⑦	注釈	(2) 火災等による損傷の防止 一時保管ピットは安全上重要な施設であるため、不燃性の鋼材を使用することにより火災による損傷を防止する。				
③	耐震クラス	B	第六条,第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありグループボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。また、耐震設計の評価方法については添付書類において展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、一時保管ピットはBクラスであることを示している。
⑧	注釈	(3) 耐震性 一時保管ピットは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)及び貯蔵単位相互間の距離を維持するのに必要なボルト(取付ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	第六条,第二十七条 地震			

No	既認可仕様書の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑪	注釈	注3 一時保管ピットは、基準地震動Ssによる地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。	第四条 臨界	臨界設計の単一ユニット間距離の維持（耐震性）に関する具体的内容であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計）	b. 単一ユニット間距離の維持 単一ユニット間距離の維持については、以下に示す設計とすることにより、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しない設計とする。 (a) 核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。また、核燃料物質を取り扱う容器は、通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。
					I-1-1 臨界安全設計の基本方針	(2) 単一ユニット間距離の維持 単一ユニット間距離の維持については、以下に示す設計とすることにより、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しない設計とする。 a. 単一ユニット間距離の維持をするため、核燃料物質の貯蔵施設である一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、容器が相互に影響を与えないようにするために、基準地震動Ssによる地震力に対して、主要な構造部材は、過大な変形が生じない設計とする。地震時に過大な変形が生じない設計とする設備の耐震設計については、「I-1-5 臨界安全設計に係る耐震設計」にて示す。
⑬	耐震部材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料：鋼材 (SS400, SUS304) ・ 基礎ボルト材質：鋼材 (SS400) ・ 基礎ボルト本数：M16×96本 ・ 基礎ボルト配置：230mm×155mm ・ 取付ボルト材質：鋼材 (SUS304) ・ 取付ボルト本数：M16×128本 ・ 取付ボルト配置：405mm 	第六条, 第二十七条 地震	既認可では主要な構成材の他、耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様を記載していた。仕様表では、主要材料として貯蔵するピット本体の材料を記載し、それ以外の耐震部材及び基礎ボルト等に係わる仕様は構造図にて展開する。	V-2-5 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料：鋼材 (SS400) ・ 基礎ボルト材質：鋼材 (SS400) ・ 基礎ボルト本数：M16×96本 ・ 基礎ボルト配置：230mm×155mm
⑮	安全上重要な施設	適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	第十四条 安全機能を有する施設	試験、検査性の確保については基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設）	8.1.2 試験、検査性の確保 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とし、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。
⑲	注釈	(4) 安全上重要な施設 一時保管ピットは、安全上重要な施設であり、外観検査等により、加工施設の安全を確保する機能のピット間距離の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。				
⑳	特記事項	運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。		運転管理に関する事項は保安規定にて定め、管理する。		

添付-7 (10) 搬送設備の仕様表記載例 (コンベア)

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																																																						
<p>第2-1表 機器仕様</p> <p>対応する加工事業許可 許可番号(日付) 平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日) 主要な設備及び機器の種類 被覆施設 燃料棒加工工程 燃料棒加工工程搬送設備 許可との対応 付属設備</p> <p>設備・機器名称 燃料棒加工工程搬送設備 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)</p> <p>設置場所 燃料加工建屋地下2階 燃料棒加工第1室</p> <p>変更内容 新設</p> <p>数量 1式</p> <p>一般仕様 形式 台車方式、クレーン方式 主要な構成材 本体：ステンレス鋼 寸法(単位：mm) ・幅：15618 ・奥行：13024 ・高さ：1363 その他の構成機器 - その他の性能 - 核燃料物質の状態 ペレット</p> <p>技術基準に対する仕様 核燃料物質の臨界防止 - 火災等による損傷の防止 - 耐震性 耐震性 乾燥ボート搬送装置 ・耐震クラス：Bクラス 材料及び構造 - 閉じ込めの機能 - シャーヘイ - 換気 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 安全上重要な施設 搬送設備 ①搬送台車(PA0144-M-20101) ・定格荷重：60kg ②移載機付搬送台車-1(PA0144-M-20102) ・定格荷重：60kg ③移載機付搬送台車-2(PA0144-M-20103) ・定格荷重：60kg ④移載機付搬送台車-3(PA0144-M-20104) ・定格荷重：60kg ⑤移載機付スライド台車(PA0144-M-20105) ・定格荷重：60kg ⑥移載機-1(PA0144-M-20106) ・定格荷重：60kg ⑦移載機-2(PA0144-M-20107) ・定格荷重：60kg ⑧移載機-3(PA0144-M-20108) ・定格荷重：60kg ⑨移載機-4(PA0144-M-20109) ・定格荷重：60kg ⑩移載機-5(PA0144-M-20110) ・定格荷重：60kg</p>		<p>●. ○○○設備 (●) 搬送設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称*2</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類*3</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">台車方式 クレーン方式</td> </tr> <tr> <td>搬送台車</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> <td colspan="2" rowspan="10">変更なし</td> </tr> <tr> <td>移載機付搬送台車-1</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機付搬送台車-2</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機付搬送台車-3</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機付スライド台車</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機-1</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機-2</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機-3</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機-4</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>移載機-5</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-1</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-2</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-3</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-4</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-5</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>取扱機-6</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-1</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-2</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-3</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-4</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-5</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-6</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>秤量テーブル-7</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>スライド付仮置台</td> <td>kg</td> <td colspan="2">60</td> </tr> </tbody> </table> <p>容量*4</p> <p>機種で統一して記載する仕様項目 構造分類に係る仕様項目</p>		名称*2		変更前		変更後		種類*3		-		台車方式 クレーン方式		搬送台車	kg	60		変更なし		移載機付搬送台車-1	kg	60		移載機付搬送台車-2	kg	60		移載機付搬送台車-3	kg	60		移載機付スライド台車	kg	60		移載機-1	kg	60		移載機-2	kg	60		移載機-3	kg	60		移載機-4	kg	60		移載機-5	kg	60		取扱機-1	kg	60		取扱機-2	kg	60		取扱機-3	kg	60		取扱機-4	kg	60		取扱機-5	kg	60		取扱機-6	kg	60		秤量テーブル-1	kg	60		秤量テーブル-2	kg	60		秤量テーブル-3	kg	60		秤量テーブル-4	kg	60		秤量テーブル-5	kg	60		秤量テーブル-6	kg	60		秤量テーブル-7	kg	60		スライド付仮置台	kg	60		<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十六条 搬送設備</td> <td>混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。</td> <td>容量</td> </tr> </tbody> </table>		技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十六条 搬送設備	混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。	容量	<p><発電炉の要目表なし></p>	
名称*2		変更前		変更後																																																																																																																										
種類*3		-		台車方式 クレーン方式																																																																																																																										
搬送台車	kg	60		変更なし																																																																																																																										
移載機付搬送台車-1	kg	60																																																																																																																												
移載機付搬送台車-2	kg	60																																																																																																																												
移載機付搬送台車-3	kg	60																																																																																																																												
移載機付スライド台車	kg	60																																																																																																																												
移載機-1	kg	60																																																																																																																												
移載機-2	kg	60																																																																																																																												
移載機-3	kg	60																																																																																																																												
移載機-4	kg	60																																																																																																																												
移載機-5	kg	60																																																																																																																												
取扱機-1	kg	60																																																																																																																												
取扱機-2	kg	60																																																																																																																												
取扱機-3	kg	60																																																																																																																												
取扱機-4	kg	60																																																																																																																												
取扱機-5	kg	60																																																																																																																												
取扱機-6	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-1	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-2	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-3	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-4	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-5	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-6	kg	60																																																																																																																												
秤量テーブル-7	kg	60																																																																																																																												
スライド付仮置台	kg	60																																																																																																																												
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																												
第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																																												
第十六条 搬送設備	混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。	容量																																																																																																																												

添付-7 (10) 搬送設備の仕様表記載例 (コンベア)

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																		
搬送設備	<p>①取扱機-1 (PA0144-M-20111)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>②取扱機-2 (PA0144-M-20112)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>③取扱機-3 (PA0144-M-20113)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>④取扱機-4 (PA0144-M-20114)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>⑤取扱機-5 (PA0144-M-20115)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>⑥取扱機-6 (PA0144-M-20116)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg ・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。 <p>⑦秤量テーブル-1 (PA0144-M-20117)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑧秤量テーブル-2 (PA0144-M-20118)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑨秤量テーブル-3 (PA0144-M-20119)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑩秤量テーブル-4 (PA0144-M-20120)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑪秤量テーブル-5 (PA0144-M-20121)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑫秤量テーブル-6 (PA0144-M-20122)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑬秤量テーブル-7 (PA0144-M-20123)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑭スライド付仮置台 (PA0144-M-20124)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑮仮置台-1 (PA0144-M-20125)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑯仮置台-2 (PA0144-M-20126)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑰仮置台-3 (PA0144-M-20127)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑱仮置台-4 (PA0144-M-20128)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg <p>⑲仮置台-5 (PA0144-M-20129)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格荷重：60kg 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法 *5</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>13024*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>15618*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1363*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料*6</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数*7</td> <td>—</td> <td>1*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所 *9</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42. 60m*11</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画 番号</td> <td>—</td> <td>—*10</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮 が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認では「搬送設備」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認では「寸法(単位：mm)」と記載。 *6：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7：記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8：記載の適正化。既設工認では「1式」と記載。記載内容は、設計図書による。 *9：記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *10：本装置は、溢水防護対象でないため「—」とする。</p>			変更前	変更後	主 要 寸 法 *5	たて	mm	13024*1	横	mm	15618*1	高さ	mm	1363*1	主要材料*6	—	SUS304		個数*7	—	1*8	取 付 箇 所 *9	系統名(ライン名)	—	—	設置床	—	燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42. 60m*11	溢水防護上の区画 番号	—	—*10	溢水防護上の配慮 が必要な高さ	—	—*10				
			変更前	変更後																																				
主 要 寸 法 *5	たて	mm	13024*1																																					
	横	mm	15618*1																																					
	高さ	mm	1363*1																																					
	主要材料*6	—	SUS304																																					
	個数*7	—	1*8																																					
取 付 箇 所 *9	系統名(ライン名)	—	—																																					
	設置床	—	燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42. 60m*11																																					
	溢水防護上の区画 番号	—	—*10																																					
	溢水防護上の配慮 が必要な高さ	—	—*10																																					
<p>②基本設計方針、添付書類で展開。 (取扱機-6まで同じ)</p>	<p>技術基準に対する仕様 (注2)</p>	<p>仮置台-1 から-6 は、核燃料物質の搬送を行わないため、搬送設備の対象としない。</p>																																						

添付-7 (10) 搬送設備の仕様表記載例 (コンベア)

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考
技術基準に対する仕様 (注2)	警報設備等	①スタック供給・挿入溶接ユニットAの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-1(ストップ) (PA0144-M-20720)を設置する。 ②スタック供給・挿入溶接ユニットBの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-2(ストップ) (PA0144-M-20721)を設置する。 ③空乾燥ボート取扱ユニットの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-3(ストップ) (PA0144-M-20722)を設置する。 ④スタック編成ユニットBの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-4(シャッタ) (PA0144-M-20723)を設置する。 ⑤スタック編成ユニットAの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-5(シャッタ) (PA0144-M-20724)を設置する。	③基本設計方針，添付書類及び構造図で展開。	<発電炉の要目表なし>	
	廃棄施設	-	④基本設計方針，添付書類及び構造図で展開。		
	放射線管理施設	-			
	非常用電源設備	-			
その他事業許可で求める仕様 (注2)	搬送台車の逸走を防止するため、メカニカルストップを設置する。	⑤基本設計方針，添付書類で展開。			
添付図	第1.-1図 被覆施設の機器配置図(1/2) 第1.-2図 被覆施設の機器配置図(2/2) 第2.5-6図 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)構造図(1/5) 第2.5-7図 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)構造図(2/5) 第2.5-9図 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)構造図(3/5) 第2.5-11図 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)構造図(4/5) 第2.5-13図 乾燥ボート搬送装置(PA0144-M-20000)構造図(5/5) 第3.-5図 誤搬入防止機構動作回路図	⑥基本設計方針で展開。			
特記事項	-	⑦基本設計方針，添付書類で展開。 ※挿入溶接設備は乾燥ボート搬送装置と同じ第2回申請である。			
注1 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。 (2) 搬送設備 搬送装置は、装置の定格荷重が実用負荷を上回る設計とする。 本装置で取り扱う容器のうち、核燃料物質を収納して重量が最大となるのは、乾燥ボート(約54kg)である。 搬送台車は、容器底部を保持し、水平方向に移動させる機器であるため、電源喪失時に容器が落下することはない。 移載機付搬送台車-1, -2, -3, 移載機付スライド台車及び移載機-1, -2, -3, -4, -5は、容器底部を保持し、水平方向に移動させる機器であるため、電源喪失時に容器が落下することはない。なお、本装置は、容器の受渡高さ位置調整のために40mm程度の上下動を行う。 取扱機-1, -2, -3, -4, -5, -6は、容器底部を把持し、上下方向及び水平方向に移動させる機器であるため、チャック閉閉用エアシリンダは閉状態を保持するエンドロック式とすることで、駆動用圧縮空気喪失時に把持状態を維持するとともに、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とし、電源喪失時に容器が落下しないようにする。 (3) 警報設備等 本装置には誤搬入防止機構を設置し、各々の単一ユニットの核燃料物質量(Pu*質量)が核的制限値以下であることを確認(誤搬入防止機構解除信号)しなければ、各々の単一ユニットへの核燃料物質の搬入が行えないようにする。スタック供給・挿入溶接ユニットA及びスタック供給・挿入溶接ユニットBを設定する挿入溶接設備は、後次回に申請する。 注2 その他事業許可で求める仕様の補足説明 (1) 搬送台車の逸走を防止するため、メカニカルストップを設置し、グローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないようにする。					

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容 (添付書類への展開は方針を記載)
①	耐震クラス	B	第六条, 第二十七条 地震			
⑧	注釈	注1 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	第六条, 第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありグローブボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、乾燥ポート搬送装置はBクラスであることを示している。
②	搬送設備	・動力喪失時に容器の落下を防止するため容器把持部が容器から外れない機構とし、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。			基本設計方針 (第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.5各搬送設備に関する設計について)	8.4 搬送設備 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、漏えい防止、臨界防止、落下防止、逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。
⑥	注釈	(2) 搬送設備 搬送装置は、装置の定格荷重が実用負荷を上回る設計とする。 本装置で取り扱う容器のうち、核燃料物質を収納して重量が最大となるのは、乾燥ポート(約54kg)である。 搬送台車は、容器底部を保持し、水平方向に移動させる機器であるため、電源喪失時に容器が落下することはない。 移載機付搬送台車-1, -2, -3, 移載機付スライド台車及び移載機-1, -2, -3, -4, -5は、容器底部を保持し、水平方向に移動させる機器であるため、電源喪失時に容器が落下することはない。なお、本装置は、容器の受渡高さ位置調整のために40mm程度の上下動を行う。 取扱機-1, -2, -3, -4, -5, -6は、容器底部を把持し、上下方向及び水平方向に移動させる機器であるため、チャック開閉用エアシリンダは閉状態を保持するエンドロック式とすることで、駆動用圧縮空気喪失時に把持状態を維持するとともに、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とし、電源喪失時に容器が落下しないようにする。	第十六条 搬送設備	搬送設備に関する設計の具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	V-1-1-10 搬送設備に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備を搬送設備とする。なお、核燃料物質のうち、劣化ウランの粉末は、公衆への放射線の影響が十分小さいため、人の安全に著しい支障を及ぼす恐れがないものとして搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、再処理施設から混合酸化物貯蔵容器を受け入れてから燃料集合体輸送容器を出荷するまでの核燃料物質の取扱いを行える設計とする。また、核燃料物質を搬送する能力として、3.1項で、必要な容量について、3.2項で、搬送設備における落下防止等の対策について、3.3項で、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒及び燃料集合体の破損防止に関する設計について、3.4項で、動力供給停止時の落下防止対策について示す。対象となる搬送設備の一覧を第3-1表に示す。各搬送設備における設計一覧を第3-4表に示す。 第3-2表 搬送設備で取り扱う容器等 ・表中において、乾燥ポート搬送装置の定格荷重を示している。 第3-4表 各搬送設備における設計一覧 ・表中において、乾燥ポート搬送装置の取扱機-1から-6に対して、落下防止として「動力喪失時に容器の落下を防止する機構とする」「昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする」ことを示している。

No	既認可仕様書の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
③	警報設備等	<p>①スタック供給・挿入溶接ユニットAの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-1(ストップ) (PA0144-M-20720)を設置する。</p> <p>②スタック供給・挿入溶接ユニットBの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-2(ストップ) (PA0144-M-20721)を設置する。</p> <p>③空乾燥ボート取扱ユニットの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-3(ストップ) (PA0144-M-20722)を設置する。</p> <p>④スタック編成ユニットBの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-4(シャッタ) (PA0144-M-20723)を設置する。</p> <p>⑤スタック編成ユニットAの核的制限値を維持するために、誤搬入防止機構-5(シャッタ) (PA0144-M-20724)を設置する。</p>	<p>第四条 臨界</p>	<p>臨界設計における誤搬入防止機構の設置に関する事項であるため、基本設計方針、添付書類及び構造図で展開する。</p>	<p>基本設計方針(第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止)</p>	<p>1.1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 (4) 核的制限値の維持・管理及び単一ユニット間距離の維持 (b) 質量管理 質量管理は、各単一ユニットの核燃料物質の在庫量を常時把握するとともに、核燃料物質を搬送する容器を識別し、それにより搬送する核燃料物質の質量、形態等を把握する設計とする。単一ユニットへの核燃料物質の搬送においては、核的制限値以下であることが確認されなければ搬入が許可されないインターロックを設ける設計とする。</p>
					<p>I-1-1 臨界安全設計の基本方針</p>	<p>2.4 核的制限値の維持・管理及び単一ユニット間距離の維持 (1) 核的制限値の維持・管理 b. 質量管理 質量管理は、臨界管理用計算機、運転管理用計算機等を用いて行い、各単一ユニットの核燃料物質の在庫量を常時把握するとともに、核燃料物質を搬送する容器を識別し、それにより搬送する核燃料物質の質量、形態等を把握することにより行う。搬送装置を用いた単一ユニットへの核燃料物質の搬送においては、核的制限値以下であることが確認されなければ搬入が許可されないインターロックを有する誤搬入防止機構を設ける設計とし、誤搬入防止機構は、秤量器、ID番号読取機、運転管理用計算機、臨界管理用計算機、誤搬入防止機構(シャッタ)等から構成する。また、混合機への添加剤の投入については、核的制限値設定条件以下であることが確認されなければ投入が許可されないインターロックを有する誤投入防止機構を設ける設計とし、誤投入防止機構は、秤量器、ID番号読取機、運転管理用計算機、臨界管理用計算機及び誤投入防止機構(添加剤投入バルブ)又は誤投入防止機構(添加剤投入バルブ)から構成する。誤搬入防止機構の概念図を第2.4-1図に、誤投入防止機構の概念図を第2.4-2図に示す。</p>
					<p>V-2-5 構造図</p>	<p>構造図において、誤搬入防止機構-1から-5の設置場所について示している。</p>
④	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>搬送台車の逸走を防止するため、メカニカルストップを設置する。</p>	<p>第十六条 搬送設備</p>	<p>搬送設備に関する設計の具体であるため、基本設計方針、添付書類及び構造図で展開する。</p>	<p>基本設計方針(第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.5各搬送設備に関する設計について)</p>	<p>8.4 搬送設備 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。</p> <p>搬送設備は、MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、漏えい防止、臨界防止、落下防止、逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。</p>
⑦	<p>注釈</p>	<p>(3) 警報設備等 本装置には誤搬入防止機構を設置し、各々の単一ユニットの核燃料物質質量(Pu*質量)が核的制限値以下であることを確認(誤搬入防止機構解除信号)しなければ、各々の単一ユニットへの核燃料物質の搬入が行えないようにする。スタック供給・挿入溶接ユニットA及びスタック供給・挿入溶接ユニットBを設定する挿入溶接設備は、後次回に申請する。 注2 その他事業許可で求める仕様の補足説明 (1) 搬送台車の逸走を防止するため、メカニカルストップを設置し、グローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないようにする。</p>			<p>V-1-1-10 搬送設備に関する説明書</p>	<p>(2) 逸走防止 搬送設備は、容器等の搬送において想定する逸走を考慮し適切な逸走防止対策を有する設計とする。 a. 工程内または工程間の容器等の移動に伴う逸走防止 (a) 搬送設備(エアシリンダ及びカム機構により搬送するものは除く)は、メカニカルストップを設け、容器等が逸走することを防止する設計とする。 (b) 搬送設備が移動するレールは、メカニカルストップを設け、搬送設備が逸走することによる容器等の落下を防止する設計とする。</p> <p>第3-4表 各搬送設備における設計一覧 ・表中において、乾燥ボート搬送装置に逸走防止のメカニカルストップを設置することを示している。</p>
					<p>V-2-5 構造図</p>	<p>構造図において、メカニカルストップの設置箇所を示している。</p>

添付-7 (11) 搬送設備の仕様表記載例 (クレーン)

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																																															
<p>第1-2表 機器仕様</p> <p>許可番号(日付) 平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>主要な設備及び機器の種類 組立施設 燃料集合体組立工程 燃料集合体組立工程搬送設備 組立クレーン</p> <p>許可との対応 本体</p> <p>設備・機器名称 燃料集合体組立工程搬送設備 組立クレーン(PA0154-M-10101)</p> <p>設置場所 燃料加工建屋地下1階 燃料集合体組立クレーン室</p> <p>変更内容 新設</p> <p>数量 1台</p> <p>形式 床上走行式</p> <p>主要な構成材 本体：鋼材</p> <p>寸法(単位：mm) 幅：8470 奥行：3475 高さ：5744 可動範囲：28720(走行) 5100(横行)</p> <p>その他の構成機器 PWR燃料集合体吊具, BWR燃料集合体吊具</p> <p>その他の性能 -</p> <p>核燃料物質の状態 燃料集合体</p> <p>核燃料物質の臨界防止 ①ユニット区分 ・単一ユニット(組立クレーンユニット) ②臨界防止管理の方法 ・体数管理 ③核的制限値 ・1体(形態：BWR燃料集合体, PWR燃料集合体)</p> <p>火災等による損傷の防止 -</p> <p>耐震性 ①組立クレーン ・耐震クラス：Bクラス ・主要材料：鋼材(SS400) ・転倒防止金具材料：鋼材(SS400) ・取付ボルト材質：鋼材(SS400) ・取付ボルト本数：M20×16本 ・ガイドローラ軸材料：鋼材(SCM435) ・ガイドローラ軸径(走行用/横行用)：45mm/35mm</p> <p>材料及び構造 -</p> <p>閉じ込めの機能 -</p> <p>しゃへい -</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止 -</p> <p>安全上重要な施設 -</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称*2</td> <td>組立クレーン(PA0154-M-10000)</td> <td>床上走行式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界管理</td> <td>核的制限値*11</td> <td>燃料集合体取扱体数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設置室の周囲の壁厚*5</td> <td>mm</td> <td>305以上*12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量*4</td> <td>t</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法*5</td> <td>走行レール間距離</td> <td>mm</td> <td>8000*1</td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード距離</td> <td>mm</td> <td>3016*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>5744*1</td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード幅</td> <td>mm</td> <td>580*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料*6</td> <td>ガード</td> <td>-</td> <td>SS400*7</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所*9</td> <td>設置床</td> <td>燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 49.10m*12</td> <td>燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 50.30m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-*10</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-*10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認では「搬送設備」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認では「寸法(単位：mm)」と記載。 *6：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7：記載の適正化。既設工認では「鋼材」と記載。 *8：記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *9：記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *10：本装置は、溢水防護対象でないため「-」とする。 *11：本装置に単一ユニット(組立クレーンユニット)を設定する。 *12：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。</p>				変更前	変更後	名称*2		組立クレーン(PA0154-M-10000)	床上走行式	臨界管理	核的制限値*11	燃料集合体取扱体数	1	設置室の周囲の壁厚*5	mm	305以上*12	容量*4		t	1.2	主要寸法*5	走行レール間距離	mm	8000*1	クレーン本体ガード距離	mm	3016*1	高さ	mm	5744*1	クレーン本体ガード幅	mm	580*1	主要材料*6	ガード	-	SS400*7	個数	-	1	系統名(ライン名)		-	-	取付箇所*9	設置床	燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 49.10m*12	燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 50.30m	溢水防護上の区画番号	-	-*10	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*10	<p>技術基準</p> <p>第四十条 核燃料物質の臨界防止</p> <p>要求種別 機能要求②</p> <p>主な仕様 (詳細設計)</p> <p>臨界管理 ・核的制限値(体数)</p> <p>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離</p> <p>主要材料</p> <p>臨界管理 ・核的制限値(体数)</p> <p>取付箇所(区画番号, 配慮が必要な高さ)</p> <p>容量</p>		<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1 燃料取扱設備に係る次の事項</p> <p>(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称, 種類, 容量, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>○○○形式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主</td> <td>○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補</td> <td>○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード距離</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード幅</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>ガ</td> <td>ー</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td>ダ</td> <td>-</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>-</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>EL. m*2</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成 年 月 日 付け平成 資第 号にて認可された工事計画の添付図面「第 図 構造図」による。 *3：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成 年 月 日 付け平成11・06・25資第1号にて認可された工事計画の添付書類「 」による。</p>				変更前	変更後	名	称	○○○		種	類	○○○形式		容量	主	○○○		補	○○○		主要寸法	走行レール間距離	mm		クレーン本体ガード距離	mm		高さ	mm		クレーン本体ガード幅	mm		材料	ガ	ー	○○○	ダ	-	○○○	個	数	-	○○○	取付箇所	系統名(ライン名)	-	-	設置床	-	EL. m*2	溢水防護上の区画番号	-	-		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-		<p>①構造図で展開 ※吊具は構造に係わる仕様でないため。</p> <p>②基本設計方針で展開</p> <p>③基本設計方針で展開</p> <p>④構造図で展開 ※主要材料として発電炉の仕様表で示しているガードの材料を記載し、耐震性に係る仕様は構造図で展開する。</p>
		変更前	変更後																																																																																																																				
名称*2		組立クレーン(PA0154-M-10000)	床上走行式																																																																																																																				
臨界管理	核的制限値*11	燃料集合体取扱体数	1																																																																																																																				
	設置室の周囲の壁厚*5	mm	305以上*12																																																																																																																				
容量*4		t	1.2																																																																																																																				
主要寸法*5	走行レール間距離	mm	8000*1																																																																																																																				
	クレーン本体ガード距離	mm	3016*1																																																																																																																				
	高さ	mm	5744*1																																																																																																																				
	クレーン本体ガード幅	mm	580*1																																																																																																																				
主要材料*6	ガード	-	SS400*7																																																																																																																				
	個数	-	1																																																																																																																				
系統名(ライン名)		-	-																																																																																																																				
取付箇所*9	設置床	燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 49.10m*12	燃料集合体組立クレーン室 T.M.S.L. 50.30m																																																																																																																				
	溢水防護上の区画番号	-	-*10																																																																																																																				
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*10																																																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																																																				
名	称	○○○																																																																																																																					
種	類	○○○形式																																																																																																																					
容量	主	○○○																																																																																																																					
	補	○○○																																																																																																																					
主要寸法	走行レール間距離	mm																																																																																																																					
	クレーン本体ガード距離	mm																																																																																																																					
	高さ	mm																																																																																																																					
	クレーン本体ガード幅	mm																																																																																																																					
材料	ガ	ー	○○○																																																																																																																				
	ダ	-	○○○																																																																																																																				
個	数	-	○○○																																																																																																																				
取付箇所	系統名(ライン名)	-	-																																																																																																																				
	設置床	-	EL. m*2																																																																																																																				
溢水防護上の区画番号	-	-																																																																																																																					
溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-																																																																																																																					
		<table border="1"> <tr> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> <tr> <td>臨界管理に係る追加仕様項目</td> </tr> </table>		機種で統一して記載する仕様項目	構造分類に係る仕様項目	臨界管理に係る追加仕様項目																																																																																																																	
機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																							
構造分類に係る仕様項目																																																																																																																							
臨界管理に係る追加仕様項目																																																																																																																							

添付-7 (11) 搬送設備の仕様表記載例 (クレーン)

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考
技術基準に対する仕様(注1)	搬送設備	組立クレーン ・定格荷重:1.2t ・動力喪失時に燃料集合体の落下を防止するため昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とする。			
	警報設備等	—			
	廃棄施設	—			
	放射線管理施設	—			
	非常用電源設備	—			
その他事業許可で求める仕様 ^(注3)	①移動時に燃料集合体の落下を防止するため、以下の仕様とする。 ・落下防止扉を閉じて移動する。 ・ワイヤロープを二重化する。 ・吊具には開閉検出器、着座検出器、機械的な固定機構を有し、つかみ不良の場合には燃料集合体を持ち上げられず、荷重がなくならなければ爪が開放しない落下防止機構を設ける。 ・燃料集合体の取扱いは、落下しても破損しない高さである9m以下とする。 ②本装置で使用するポリエチレンは、ステンレス鋼製のカバーで覆い極力露出しない構造とする。	⑤基本設計方針、添付書類で展開			
添付図	第1.1-1図 組立施設の機器配置図 第2.1-1図 組立クレーン(PA0154-M-10101)構造図	⑥基本設計方針、添付書類で展開			
特記事項	—	⑦基本設計方針、添付書類で展開			
注1 技術基準に対する仕様の補足説明					
(1) 核燃料物質の臨界防止					
本装置に単一ユニットを設定する。単一ユニットでは、体数管理により、構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でしか取り扱えない設計とする。臨界防止に係る計算結果は、添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。なお、複数ユニットの評価は、隣接する単一ユニットを申請する際に実施する。		⑧基本設計方針、添付書類で展開			
(2) 耐震性					
本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は転倒防止金具用の取付ボルト及びガイドローラ軸とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類III「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。		⑨基本設計方針で展開			
(3) 搬送設備					
本装置は、クレーン等安全規則に基づき、搬送物を取り扱える重量を定格荷重として設計する。 本装置で取り扱う搬送物のうち、重量が最大となるのは、PWR燃料集合体(約700kg)である。 組立クレーンは、燃料集合体上部を把持し、上下方向及び水平方向に移動させる機器であるため、燃料集合体吊具は機械固定方式により把持状態を維持するとともに、昇降用巻上ドラム(昇降装置)は無励磁作動ブレーキ付とし、電源喪失時に燃料集合体が落下しないようにする。		⑩基本設計方針、添付書類で展開			
注2 組立施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.3表に示す。					
注3 その他事業許可で求める仕様の補足説明					
(1) 本装置は、移動時の燃料集合体の落下を防止するため、燃料集合体を収納架台に収納し落下防止扉を閉じて移動する構造とする。		⑪基本設計方針で展開			
(2) 本装置は、燃料集合体の落下を防止するため、ワイヤロープを二重化する。		⑫基本設計方針、添付書類で展開			
(3) 本装置は、燃料集合体の落下を防止するため、吊具に開閉検出器、着座検出器及び機械的な固定機構を設置し、つかみ不良の場合には燃料集合体を持ち上げられず、荷重がなくならなければ爪が開放しない設計とする。					
(4) PWR燃料集合体長さ4m以上、BWR燃料集合体長さ4.4m以上であるため、どちらの燃料集合体の場合も、専用吊具の長さを含めた燃料集合体の長さは5m以上となる。B2F床面(T.P.42.60m)から組立クレーンの燃料集合体収納部上端までの高さは13m以下と設計するため、燃料集合体の最大取扱い高さは8m以下となる。					
(5) 本装置で使用するポリエチレンは可燃性のため、不燃性のステンレス鋼製のカバーで覆い、露出しない構造として火災による損傷を防止する。		⑬基本設計方針で展開			

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容 (添付書類への展開は方針を記載)
①	その他の構成機器	PWR燃料集合体吊具, BWR燃料集合体吊具		クレーンの吊具の仕様は、クレーン本体の構造に係わる仕様ではないことから、構造図で展開する。	V-2-5 構造図	構造図において、PWR燃料集合体吊具, BWR燃料集合体吊具の構造を示している。
②	核燃料物質の臨界防止	形態：BWR燃料集合体, PWR燃料集合体	第四条 臨界	臨界設計に係わる形態、管理方法及び核的制限値の条件は、基本設計方針で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目) 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止	1.1.4.1 単一ユニットの臨界安全設計 ・表中において、組立施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を示している。
⑪	注釈	注2 組立施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-3表に示す。				
③	耐震クラス	B	第六条, 第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありグループボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。 また、耐震設計の評価方法については添付書類において展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目) 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、組立クレーンはBクラスであることを示している。
⑧	注釈	(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は転倒防止金具用の取付ボルト及びガイドローラ軸とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。				
④	耐震部材	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止金具材料：鋼材 (SS400) ・取付ボルト材質：鋼材 (SS400) ・取付ボルト本数：M20×16本 ・ガイドローラ軸材料：鋼材 (SCM435) ・ガイドローラ軸径 (走行用/横行用)：45mm/35mm 	第六条, 第二十七条 地震	主要材料として発電炉の仕様表で示しているガードの材料を記載し、耐震性に係わる仕様は構造図で展開する。	V-2-5 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止金具材料：鋼材 (SS400) ・取付ボルト材質：鋼材 (SS400) ・取付ボルト本数：M20×16本 ・ガイドローラ軸材料：鋼材 (SCM435) ・ガイドローラ軸径 (走行用/横行用)：45mm/35mm
⑤	その他事業許可で求める仕様	<p>①移動時に燃料集合体の落下を防止するため、以下の仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下防止扉を閉じて移動する。 ・ワイヤロープを二重化する。 ・吊具には開閉検出器、着座検出器、機械的な固定機構を有し、つかみ不良の場合には燃料集合体を持ち上げられず、荷重がなくならなければ爪が開放しない落下防止機構を設ける。 ・燃料集合体の取扱いは、落下しても破損しない高さである9m以下とする。 	第十六条 搬送設備	搬送設備に関する設計の具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。搬送設備に関する設計の具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目) 8. 設備に対する要求 8.5各搬送設備に関する設計について)	8.4 搬送設備 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、漏えい防止、臨界防止、落下防止、逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。
⑫	注釈	<p>注3 その他事業許可で求める仕様の補足説明</p> <p>(1) 本装置は、移動時の燃料集合体の落下を防止するため、燃料集合体を収納架台に収納し落下防止扉を閉じて移動する構造とする。</p> <p>(2) 本装置は、燃料集合体の落下を防止するため、ワイヤロープを二重化する。</p> <p>(3) 本装置は、燃料集合体の落下を防止するため、吊具に開閉検出器、着座検出器及び機械的な固定機構を設置し、つかみ不良の場合には燃料集合体を持ち上げられず、荷重がなくならなければ爪が開放しない設計とする。</p> <p>(4) PWR燃料集合体長さ4m以上、BWR燃料集合体長さ4.4m以上であるため、どちらの燃料集合体の場合も、専用吊具の長さを含めた燃料集合体の長さは5m以上となる。B2F床面 (T.P. 42.60m) から組立クレーンの燃料集合体収納部上端までの高さは13m以下と設計するため、燃料集合体の最大取扱い高さは8m以下となる。</p>				

No	既認可仕様書の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑦	その他事業許可で求める仕様	②本装置で使用するポリエチレンは、ステンレス鋼製のカバーで覆い極力露出しない構造とする。	第五条 火災	火災の発生防止の設計方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針)	5.1.1 安全機能を有する施設 なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。
⑬	注釈	(5) 本装置で使用するポリエチレンは可燃性のため、不燃性のステンレス鋼製のカバーで覆い、露出しない構造として火災による損傷を防止する。				
⑩	注釈	(3) 搬送設備 本装置は、クレーン等安全規則に基づき、搬送物を取り扱える重量を定格荷重として設計する。 本装置で取り扱う搬送物のうち、重量が最大となるのは、PWR燃料集合体(約700kg)である。 組立クレーンは、燃料集合体上部を把持し、上下方向及び水平方向に移動させる機器であるため、燃料集合体吊具は機械固定方式により把持状態を維持するとともに、昇降用巻上ドラム(昇降装置)は無励磁作動ブレーキ付とし、電源喪失時に燃料集合体が落下しないようにする。	第十六条 搬送設備	搬送設備に関する設計の具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.5各搬送設備に関する設計について)	8.4 搬送設備 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、漏えい防止、臨界防止、落下防止、逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。
					V-1-1-10 搬送設備に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備を搬送設備とする。なお、核燃料物質のうち、劣化ウランの粉末は、公衆への放射線の影響が十分小さいため、人の安全に著しい支障を及ぼす恐れがないものとして搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、再処理施設から混合酸化物貯蔵容器を受け入れてから燃料集合体輸送容器を出荷するまでの核燃料物質の取扱いを行える設計とする。 また、核燃料物質を搬送する能力として、3.1項で、必要な容量について、3.2項で、搬送設備における落下防止等の対策について、3.3項で、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒及び燃料集合体の破損防止に関する設計について、3.4項で、動力供給停止時の落下防止対策について示す。対象となる搬送設備の一覧を第3-1表に示す。各搬送設備における設計一覧を第3-4表に示す。 第3-2表 搬送設備で取り扱う容器等 ・表中において、組立クレーンの定格荷重を示している。 第3-4表 各搬送設備における設計一覧 ・表中において、組立クレーンは、落下防止として「燃料集合体吊具は機械固定方式により把持状態を維持する」「昇降用巻上ドラム(昇降装置)は無励磁作動ブレーキ付とする」ことを示している。

添付-7 (12) 機械装置(焼結・乾燥装置)の仕様表記載例

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																																																																										
<p>第2-5表 機器仕様</p> <p>平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>許可番号(日付)</p> <p>主要な設備及び機器の種類</p> <p>被覆施設 燃料棒加工工程 スタック乾燥設備 スタック乾燥装置</p> <p>許可との対応</p> <p>本体</p> <p>設備・機器名称</p> <p>スタック乾燥設備 スタック乾燥装置 A (PA0142-M-12000)</p> <p>設置場所</p> <p>燃料加工建屋地下2階 燃料棒加工第1室</p> <p>変更内容</p> <p>新設</p> <p>数量</p> <p>1台</p> <p>一般仕様</p> <p>形式</p> <p>電気加熱方式</p> <p>主要な構成材</p> <p>本体：ステンレス鋼</p> <p>寸法(単位：mm)</p> <p>幅：9930 奥行：1515 高さ：1332</p> <p>その他の構成機器</p> <p>—</p> <p>その他の性能</p> <p>使用温度：200℃以下(注1)</p> <p>核燃料物質の状態</p> <p>ペレット</p> <p>①基本設計方針、構造図で展開</p> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・単一ユニット(スタック乾燥ユニットA)</p> <p>②臨界管理の方法 ・質量管理</p> <p>③核的制限値 ・36.0kg・Pu*(注3) (形態：ペレット-2)(注4)</p> <p>④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット：スタック編成ユニットA スタック乾燥ユニットB</p> <p>・単一ユニット間距離：300mm以上</p> <p>②基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>—</p> <p>耐震性</p> <p>乾燥機 (PA0142-M-12101)</p> <p>・耐震クラス：Bクラス</p> <p>・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS316TP)</p> <p>(本体支持架台)：鋼材(STKR400)</p> <p>・基礎ボルト材質：鋼材(SS400)</p> <p>・基礎ボルト本数：M16×6本</p> <p>配管</p> <p>・耐震クラス：Bクラス</p> <p>・主要材料：ステンレス鋼(SUS304TP, SUS316TP)</p> <p>・基礎ボルト材質：鋼材(SS400)</p> <p>・基礎ボルト本数：M12×34本</p> <p>・基礎ボルト配置：120mm×120mm, 180mm×180mm, 154mm, 160mm</p> <p>熱交換器</p> <p>・耐震クラス：Bクラス</p> <p>・基礎ボルト材質：鋼材(SS400)</p> <p>・基礎ボルト本数：M12×6本</p> <p>・基礎ボルト配置：300mm×500mm</p> <p>③基本設計方針で展開</p> <p>④構造図で展開</p> <p>※主要材料として既認可の主要な構成材に記載した核燃料物質の閉じ込め及び加熱を行う本体の材料を仕様表に記載し、耐震性に係る仕様は構造図で展開する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称*2</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称*2</td> <td>スタック乾燥装置 (PA0142-M-12000, -22000)*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類*4</td> <td>—</td> <td>電気加熱方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界管理</td> <td>核的制限値*12</td> <td>kg・Pu*</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>取扱い質量*13</td> <td>kg・Pu*</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>他の単一ユニットとの相互間隔</td> <td>mm</td> <td>300以上</td> </tr> <tr> <td>設置する室の壁・天井までの距離*5</td> <td>mm</td> <td>300以上</td> </tr> <tr> <td>単一ユニット相互間の壁厚さ</td> <td>mm</td> <td>305以上*14</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>漏れ率*6*15</td> <td>vol% /h</td> <td>0.25以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法*7</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>10060[†]</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>1518[†]</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1332[†]</td> </tr> <tr> <td>主要材料*8</td> <td>—</td> <td>SUS304, STKR400 SUS304TP, SUS316</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数*9</td> <td>—</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所*10</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42.60m*14</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>*1：公称値を示す。</p> <p>*2：記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。</p> <p>*3：記載の適正化。既設工認では「スタック乾燥装置 A」及び「スタック乾燥装置 B」と記載。</p> <p>*4：記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。</p> <p>*5：記載の適正化。既設工認では「注2 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 核燃料物質の臨界防止」と記載。</p> <p>*6：記載の適正化。既設工認では「閉じ込めの機能」と記載。</p> <p>*7：記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。</p> <p>*8：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。</p> <p>*9：記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。</p> <p>*10：記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。</p> <p>*11：本装置は、溢水防護対象でないため「—」とする。</p> <p>*12：スタック乾燥装置 A に単一ユニット(スタック乾燥ユニット A)、スタック乾燥装置 B に単一ユニット(スタック乾燥ユニット B)を設定する。</p> <p>*13：Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241 及びウラン-235 の総称とし、kg・Pu*は、その合計質量とする。</p> <p>*14：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*15：グローブボックスと同等の漏れ率を担保するため、JIS Z 4820 グローブボックス気密試験方法に基づき、焼結炉の給排気系等を閉止した状態で炉内の環境圧力より深い負圧に維持した状態における、測定開始時と1時間後の大気圧と炉内圧力の差により算出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>■</td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>臨界管理に係る追加仕様項目</td> </tr> </table>		名称*2		変更前	変更後	名称*2		スタック乾燥装置 (PA0142-M-12000, -22000)*3		種類*4		—	電気加熱方式	臨界管理	核的制限値*12	kg・Pu*	36.0	取扱い質量*13	kg・Pu*	36.0	他の単一ユニットとの相互間隔	mm	300以上	設置する室の壁・天井までの距離*5	mm	300以上	単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*14	変更なし	漏れ率*6*15	vol% /h	0.25以下		主要寸法*7	たて	mm	10060 [†]	横	mm	1518 [†]	高さ	mm	1332 [†]	主要材料*8	—	SUS304, STKR400 SUS304TP, SUS316		個数*9	—	2		取付箇所*10	系統名(ライン名)	—	—	設置床	—	燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42.60m*14	溢水防護上の区画番号	—	—*11	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*11	■	機種で統一して記載する仕様項目	■	構造分類に係る仕様項目	■	臨界管理に係る追加仕様項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様(詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第四条 核燃料物質の臨界防止</td> <td>機能要求②</td> <td>臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)</td> </tr> <tr> <td>a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックにより、核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記 a. 又は b. を満足する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。</td> <td></td> <td>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離</td> </tr> <tr> <td>(a) 核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。</td> <td></td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.1.3 被覆施設の臨界防止</td> <td>1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計</td> <td>臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)</td> </tr> <tr> <td>被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱い上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、単一ユニットは、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備及び燃料棒解体設備の各設備・機器に設定する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように質量、平板厚さ又は段数を設定する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.1.3.2 複数ユニットの臨界安全設計</td> <td>複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。</td> <td>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十条 閉じ込め</td> <td>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針</td> <td>漏れ率</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 核燃料物質等の漏れに対する措置等に係る設計方針</td> <td>主要材料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏れに対する措置等として、以下の設計を講じる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(a) 核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)	第四条 核燃料物質の臨界防止	機能要求②	臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)	a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。		b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックにより、核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。		c. 核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記 a. 又は b. を満足する設計とする。		a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。		臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離	(a) 核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。		主要材料	1.1.3 被覆施設の臨界防止	1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計	臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)	被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱い上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、単一ユニットは、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備及び燃料棒解体設備の各設備・機器に設定する。			単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように質量、平板厚さ又は段数を設定する。			各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。		1.1.3.2 複数ユニットの臨界安全設計	複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離			第十条 閉じ込め	(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針	漏れ率	グローブボックス等は、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。			(3) 核燃料物質等の漏れに対する措置等に係る設計方針	主要材料		核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏れに対する措置等として、以下の設計を講じる。			(a) 核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。		第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。		<p><発電炉の要目表なし></p> <p>●燃料加工建屋の既認可仕様表の特記事項「④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm 以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。」から展開。</p>	
名称*2		変更前	変更後																																																																																																																															
名称*2		スタック乾燥装置 (PA0142-M-12000, -22000)*3																																																																																																																																
種類*4		—	電気加熱方式																																																																																																																															
臨界管理	核的制限値*12	kg・Pu*	36.0																																																																																																																															
	取扱い質量*13	kg・Pu*	36.0																																																																																																																															
	他の単一ユニットとの相互間隔	mm	300以上																																																																																																																															
	設置する室の壁・天井までの距離*5	mm	300以上																																																																																																																															
単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*14	変更なし																																																																																																																															
漏れ率*6*15	vol% /h	0.25以下																																																																																																																																
主要寸法*7	たて	mm	10060 [†]																																																																																																																															
	横	mm	1518 [†]																																																																																																																															
	高さ	mm	1332 [†]																																																																																																																															
主要材料*8	—	SUS304, STKR400 SUS304TP, SUS316																																																																																																																																
個数*9	—	2																																																																																																																																
取付箇所*10	系統名(ライン名)	—	—																																																																																																																															
	設置床	—	燃料棒加工第1室 T. M. S. L. 42.60m*14																																																																																																																															
	溢水防護上の区画番号	—	—*11																																																																																																																															
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*11																																																																																																																															
■	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																	
■	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																	
■	臨界管理に係る追加仕様項目																																																																																																																																	
技術基準	要求種別	主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																
第四条 核燃料物質の臨界防止	機能要求②	臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)																																																																																																																																
	a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。																																																																																																																																	
	b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックにより、核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。																																																																																																																																	
	c. 核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記 a. 又は b. を満足する設計とする。																																																																																																																																	
a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする設計とする。		臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離																																																																																																																																
	(a) 核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。		主要材料																																																																																																																															
1.1.3 被覆施設の臨界防止	1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計	臨界管理 ・核的制限値 (Pu*質量)																																																																																																																																
	被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱い上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、単一ユニットは、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備及び燃料棒解体設備の各設備・機器に設定する。																																																																																																																																	
	単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように質量、平板厚さ又は段数を設定する。																																																																																																																																	
	各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。																																																																																																																																	
1.1.3.2 複数ユニットの臨界安全設計	複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離																																																																																																																																
第十条 閉じ込め	(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針	漏れ率																																																																																																																																
	グローブボックス等は、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。																																																																																																																																	
	(3) 核燃料物質等の漏れに対する措置等に係る設計方針	主要材料																																																																																																																																
	核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏れに対する措置等として、以下の設計を講じる。																																																																																																																																	
	(a) 核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。																																																																																																																																	
第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																																																
	想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。																																																																																																																																	

添付-7 (12) 機械装置(焼結・乾燥装置)の仕様表記載例

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考	
技術基準に対する仕様 (注2)	材料及び構造	-		<発電炉の要目表なし>		
	閉じ込めの機能	グローブボックスと同等の閉じ込め機能とする。 ^(注5) ・気密性(漏れ率) : 0.25vol%/h以下	仕様表「漏れ率」で展開			
	しゃへい	-				
	換気	-				
	核燃料物質等による汚染の防止	-				
	安全上重要な施設	- ^(注6)				
	搬送設備	-				
	警報設備等	-				
	廃棄施設	-				
	放射線管理施設	-				
	非常用電源設備	-				
	その他事業許可で求める仕様	-				
注1 機器の ^(注4) を考慮し、200℃未満の設定温度でスタック乾燥装置Aの加熱を停止する設計とする。		④基本設計方針、構造図で展開				
注2 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 核燃料物質の臨界防止 本装置、乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及び乾燥ポート取出装置Aグローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。また、単一ユニット間の中性子相互作用については、単一ユニット間距離を維持することにより臨界安全を確保する設計とする。単一ユニットを設定するこれらのグローブボックス及び装置から燃料棒加工第1室の壁・天井までの距離を300mm以上となるように設置するとともに、燃料棒加工第1室の床から核燃料物質取扱高さ下限までの距離を300mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。		⑤基本設計方針、添付書類で展開 仕様表「臨界管理」で展開	既認可では、臨界計算モデルにおいて、計算結果に影響する寸法として補足説明で記載していたが、単一ユニットの質量管理、室の壁・天井までの距離、他の単一ユニットとの相互間隔の仕様を維持していれば、臨界計算の制限値を超えるおそれはないことから、仕様表項目としない。 【I-1-1 臨界安全設計の基本方針】			
(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。		⑥基本設計方針、添付書類で展開				
(3) 閉じ込め機能 本装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、溶接構造又はフランジ接続とし、核燃料物質が漏れない構造とする。本装置は、グローブボックスと同様に漏れ率を0.25vol%/h以下とする。本装置は、乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及び乾燥ポート取出装置Aグローブボックスと伸縮継手を介して連結させる構造とする。また、本装置内にアルゴンガスを供給する際は、アルゴンガスを循環させるとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、本装置内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。		仕様表「漏れ率」で展開				
注3 Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*はその合計質量とする。		⑦基本設計方針、添付書類で展開				
注4 被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1-12表に示す。		⑧基本設計方針で展開				
注5 スタック編成設備Aグローブボックス、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-1、乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及びスタック乾燥装置Aを連結した状態とする。		⑨基本設計方針で展開、添付書類で展開				
注6 本グローブボックスは、製品ペレットの取扱いであり、MOX粉末と比較して飛散し難いという物理的な性質を考慮し、安全上重要な施設としない。		⑩基本設計方針で展開、添付書類で展開				
スタック乾燥装置Bの既認可仕様表に関しては上記仕様表と同じ記載程度		注釈で展開				

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容(添付書類への展開は方針を記載)
②	臨界防止	②臨界管理の方法 ・質量管理	第四条 臨界			
⑤	注釈	本装置、乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及び乾燥ポート取出装置Aグローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。また、単一ユニット間の中性子相互作用については、単一ユニット間距離を維持することにより臨界安全を確保する設計とする。単一ユニットを設定するこれらのグローブボックス及び装置から燃料棒加工第1室の壁・天井までの距離を300mm以上となるように設置するとともに、燃料棒加工第1室の床から核燃料物質取扱高さ下限までの距離を300mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。	第四条 臨界			(2) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値(臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値)を設定する。単一ユニットについては、技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、形状寸法、質量、減速材、同位体組成、プルトニウム富化度等の制限及び中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによって核的に制限することにより臨界を防止する設計とする。 b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックにより、核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。
②	臨界防止	(形態：ペレット-2)	第四条 臨界	臨界設計に係わる形態、管理方法及び核的制限値の条件といった具体的内容であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	I-1-1 臨界安全設計の基本方針	3.2 被覆施設の臨界防止の設計方針 (1) 単一ユニットの臨界安全設計 以下に各設備・機器における核燃料物質の管理方法及び核的制限値及び単一ユニットの設定を示すとともに、被覆施設における単一ユニットの臨界防止設計を示す。 b. スタック乾燥設備 スタック乾燥設備は、スタック乾燥装置にて焼結ペレットをアルゴンガス雰囲気にて乾燥させ、グローブボックス内にて、乾燥処理前後の乾燥ポートを取り扱うことから、取り扱う核燃料物質の形態をペレット-2と設定し、ペレット-2のPu*質量を核的制限値とした質量管理とする。 単一ユニットは取り扱う核燃料物質の形態が同一であり連結されている乾燥ポート供給装置グローブボックス、スタック乾燥装置及び乾燥ポート取出装置グローブボックスを一括してスタック乾燥ユニットとして設定し、単一ユニット内での核燃料物質の取扱量が核的制限値以下となるように管理することにより臨界を防止する設計とする。 スタック乾燥設備に設定した単一ユニット及び核的制限値を第3.2-1表に示す。
	臨界防止	④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット： スタック編成ユニットA スタック乾燥ユニットB	第四条 臨界		I-1-1 臨界安全設計の基本方針	第3.2-1図 単一ユニット及び臨界隔離壁の配置図(燃料加工建屋 地下2階) ・配置図中において、隣接する単一ユニットはスタック編成ユニットA及びスタック乾燥ユニットBであることを示している。
⑧	注釈	注4 被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-12表に示す。	第四条 臨界		基本設計方針(第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.3 被覆施設の臨界防止)	1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計 ・表中において、被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を示している。
⑥	注釈	(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類III「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	第六条,第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありグローブボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。 また、耐震設計の評価方法については添付書類において展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、スタック乾燥装置はBクラスであることを示している。
②	その他の性能	使用温度：200℃以下	第十一条火災	温度制御に関する設計条件は基本設計方針及び構造図で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針)	5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。
④	注釈	注1 機器の██████を考慮し、200℃未満の設定温度でスタック乾燥装置Aの加熱を停止する設計とする。			V-2-5 構造図	特記事項 ██████を考慮し、炉内雰囲気200℃未満の設定温度でスタック乾燥装置の加熱を停止する設計とする。
⑦	注釈	(3) 閉じ込め機能 本装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、溶接構造又はフランジ接続とし、核燃料物質が漏れいし難い構造とする。本装置は、グローブボックスと同様に漏れ率を0.25vol%/h以下とする。本装置は、乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及び乾燥ポート取出装置Aグローブボックスと伸縮継手を介して連結させる構造とする。また、本装置内にアルゴンガスを供給する際は、アルゴンガスを循環させるとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、本装置内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。			基本設計方針(第1章 共通項目 4.閉じ込めの機能, 4.1 閉じ込め)	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。

No	既認可仕様書の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑨	注釈	注5 スタック編成設備Aグローブボックス，乾燥ポート搬送装置グローブボックス-1，乾燥ポート供給装置Aグローブボックス及びスタック乾燥装置Aを連結した状態とする。	第十条閉じ込め	閉じ込めの漏れ率に関する具体であるため，基本設計方針及び添付書類で展開する。	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.3 スタック乾燥装置 (1) 構造 スタック乾燥装置は，乾燥機は溶接構造等，乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。 (2) スタック乾燥装置に対する要求事項 スタック乾燥装置には閉じ込め機能を維持するために，以下事項が要求されている。 a. グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保すること。 b. 内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講ずること。 上記要求事項を達成するための詳細設計方針を以降に示す。 なお，スタック乾燥装置の負圧維持に係る換気設備の詳細設計方針については，「3.12 換気設備」に示す。 (3) 負圧維持 乾燥機内部の圧力と隣接する乾燥ポート供給装置グローブボックスの圧力を比較し，差圧が設定値以上になった場合は，スタック乾燥装置の計器により感知し，制御室へ警報を発する設計とする。 (4) 漏えいし難い構造 スタック乾燥装置は，乾燥機は溶接構造等，乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とし，漏えい率を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同じである0.25vol%/h以下とすることにより，核燃料物質等が漏えいし難い構造とする。
③	耐震部材	・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (本体支持架台)：ステンレス鋼(SUS304) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M16×24本 ・基礎ボルト配置：150mm×150mm	第六条, 第二十七条 地震	既認可では主要な構成材の他，耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様を記載していた。仕様表では，主要材料として核燃料物質を閉じ込めグローブボックスの本体の材料を記載し，それ以外の耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様は構造図にて展開する。	V-2-5 構造図	・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (本体支持架台)：ステンレス鋼(SUS304) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M16×24本 ・基礎ボルト配置：150mm×150mm
④	漏れ率	給排気口を除き密封できる構造とする。	第十条 閉じ込め	閉じ込めに係わる基本方針であるため，基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能，4.1 閉じ込め）	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。
⑨	注釈	(3) 閉じ込め機能 本グローブボックスは，給排気口を除き密封できる構造とし，漏れ率は0.25vol%/h以下とする。給排気口を除き密封できる構造とは，他のグローブボックスと伸縮継手を介して連結し，ユーティリティ配管類に弁類が設置され気密境界を形成できる状態をいう。また，気体廃棄物の廃棄設備によりその内部を設置場所に対して常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は，気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。	第十条 閉じ込め	閉じ込めの漏れ率に関する具体であるため，基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能，4.1 閉じ込め）	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。
					V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 グローブボックス (3) 密閉構造 グローブボックスは，ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工し，その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガasketを介して取り付ける。また，グローブポートには継ぎ目がないように製作したグローブを取り付けることで，給気口及び排気口を除き密閉でき，漏れ率*を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同じである0.25vol%/h以下とすることにより，核燃料物質等が漏えいし難い構造とする。
⑫	注釈	注5 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス，乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12，-13，-14を連結した状態とする。	第十条 閉じ込め	閉じ込めの漏れ率に関する具体であるため，基本設計方針及び添付書類で展開する。		
⑭	注釈	注6 本グローブボックスは，製品ペレットの取扱いであり，MOX粉末と比較して飛散し難いという物理的な性質を考慮し，安全上重要な施設としない。	第十四条 安全機能を有する施設	安全上重要な施設でないことの説明であるため，基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設）	8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 MOX燃料加工施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。 また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。
					V-1-1-4-1-1 安全上重要な施設に関する説明書	第3-1表 安全上重要な施設 ・表中において，安全上重要な施設にスタック乾燥装置はないことから，安全上重要な施設でない。

添付-7 (13) 機械装置(機械・検査装置)の仕様表記載例 (機械装置)

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																															
<p>第1.~3表 機器仕様</p> <p>許可番号(日付) 平成17.04.20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>主要な設備及び機器の種類 被覆施設 燃料棒加工工程 スタック編成設備 スタック編成装置</p> <p>許可との対応 本体</p> <p>設備・機器名称 スタック編成設備 スタック編成装置A(PA0141-M-12000)</p> <p>設置場所 燃料加工建屋地下2階 燃料棒加工第1室</p> <p>変更内容 新設</p> <p>数量 1台</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>スタック編成装置 (PA0141-M-12000, -22000)*3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>マグネスケール方式</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量*5</td> <td>波板トレイ スライドテ ーブル*6</td> <td>kg</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>スタック レイスライ ドテーブル *6</td> <td>kg</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法*7*12</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>3900*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>960*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>2660*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料*8</td> <td>SUS304</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>個数*9</td> <td>2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所*10</td> <td>系 統名 (ライン名)</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>燃料棒加工第1室 T.M.S.L.42.60m*6</td> <td>燃料棒加工第1室 T.M.S.L.43.20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上 の区画番号</td> <td colspan="2">-*11</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上 の配慮が必 要な高さ</td> <td colspan="2">-*11</td> </tr> </table> <p>注記：*1：公称値を示す。 *2：記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認では「スタック編成装置A」及び「スタック編成装置B」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認では「搬送設備」と記載。 *6：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *7：記載の適正化。既設工認では「寸法(単位mm)」と記載。 *8：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *9：記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *10：記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *11：本装置は、溢水防護対象でないため「-」とする。 *12：波板トレイ取出装置A、スタック編成装置A、スタック収容装置A又は波板トレイ取出装置B、スタック編成装置B及びスタック収容装置Bの合計寸法を示す。</p>		変更前		変更後		名称	スタック編成装置 (PA0141-M-12000, -22000)*3			種類	マグネスケール方式			容量*5	波板トレイ スライドテ ーブル*6	kg	5	スタック レイスライ ドテーブル *6	kg	8	主要寸法*7*12	たて	mm	3900*1	横	mm	960*1	高さ	mm	2660*1	主要材料*8	SUS304			個数*9	2			取付箇所*10	系 統名 (ライン名)	-		設置床	燃料棒加工第1室 T.M.S.L.42.60m*6	燃料棒加工第1室 T.M.S.L.43.20m	溢水防護上 の区画番号	-*11		溢水防護上 の配慮が必 要な高さ	-*11		<table border="1"> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>機能要求②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十六条 搬送設備</td> <td>混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。</td> <td>容量 ※搬送設備を有する場合は記載する。</td> </tr> </table>		技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)		機能要求②		第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十六条 搬送設備	混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。	容量 ※搬送設備を有する場合は記載する。	<p><発電炉の要目表なし></p>			
変更前		変更後																																																																					
名称	スタック編成装置 (PA0141-M-12000, -22000)*3																																																																						
種類	マグネスケール方式																																																																						
容量*5	波板トレイ スライドテ ーブル*6	kg	5																																																																				
	スタック レイスライ ドテーブル *6	kg	8																																																																				
主要寸法*7*12	たて	mm	3900*1																																																																				
	横	mm	960*1																																																																				
	高さ	mm	2660*1																																																																				
主要材料*8	SUS304																																																																						
個数*9	2																																																																						
取付箇所*10	系 統名 (ライン名)	-																																																																					
	設置床	燃料棒加工第1室 T.M.S.L.42.60m*6	燃料棒加工第1室 T.M.S.L.43.20m																																																																				
	溢水防護上 の区画番号	-*11																																																																					
	溢水防護上 の配慮が必 要な高さ	-*11																																																																					
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																																																																					
	機能要求②																																																																						
第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																					
第十六条 搬送設備	混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。	容量 ※搬送設備を有する場合は記載する。																																																																					
<p>一般仕様</p> <p>形式 マグネスケール方式</p> <p>主要な構成材 本体：ステンレス鋼</p> <p>寸法(単位:mm) ・幅：3900 ・奥行：960 ・高さ：2660 (波板トレイ取出装置A、スタック編成装置A、スタック収容装置Aの合計寸法)</p> <p>その他の構成機器 -</p> <p>その他の性能 -</p> <p>核燃料物質の状態 ペレット</p> <p>核燃料物質の臨界防止 本装置は、単一ユニットであるスタック編成ユニットAとして管理する。</p> <p>火災等による損傷の防止 -</p> <p>耐震性 スタック編成装置A ・耐震クラス：Bクラス</p> <p>材料及び構造 -</p> <p>閉じ込めの機能 -</p> <p>しゃへい -</p> <p>換気 -</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止 -</p> <p>安全上重要な施設 -</p> <p>搬送設備 -</p> <p>警報設備等 -</p> <p>廃棄施設 -</p> <p>放射線管理施設 -</p> <p>非常用電源設備 -</p> <p>その他事業許可で求める仕様 -</p> <p>添付図 第1.~1図 被覆施設の機器配置図(1/2) 第1.~2図 被覆施設の機器配置図(2/2) 第2.1-1図 波板トレイ取出装置A(PA0141-M-11000), スタック編成装置A(PA0141-M-12000), スタック収容装置A (PA0141-M-13000)構造図</p> <p>特記事項 -</p>		<p>①基本設計方針で展開。</p> <p>②単一ユニットを設定するグローブボックスの仕様表で展開する。</p> <p>③工程情報であり設計条件ではないため削除する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>■</td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table>		■	機種で統一して記載する仕様項目	■	構造分類に係る仕様項目																																																														
■	機種で統一して記載する仕様項目																																																																						
■	構造分類に係る仕様項目																																																																						

添付-7 (13) 機械装置(機械・検査装置)の仕様表記載例 (機械装置)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考
<p>注1 技術基準に対する仕様補足説明</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止 本装置は、単一ユニットを設定しているスタック編成設備Aグローブボックス内に設置する機器であるため、スタック編成ユニットAとして管理する。具体的な仕様は、スタック編成設備Aグローブボックスの機器仕様を示す。</p> <p>(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。</p> <p>(3) 搬送設備 本装置には、技術基準の仕様を要する搬送装置はない。ただし、搬送に係るその他の機器として設置する波板トレイスライドテーブル及びスタックトレイスライドテーブルは、波板トレイ及びスタックトレイを取り扱う機器である。ペレット移載機は、ペレットを直接取り扱う機器である。これらの機器についても、落下防止、機器配置を考慮する設計としグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないようにする。</p> <p>スタック編成装置Bの既認可仕様表に関しては上記仕様表と同じ記載程度</p>	<p>単一ユニットを設定するグローブボックスの仕様表で展開する。</p> <p>②基本設計方針、添付書類で展開。</p> <p>③基本設計方針、添付書類で展開。 ※波板トレイスライドテーブル及びスタックトレイスライドテーブルについては、搬送設備であるため、仕様表の容量に展開。</p>			

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容(添付書類への展開は方針を記載)
①	耐震クラス	B	第六条,第二十七条 地震	基本設計方針(第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	展開先書類	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、空乾燥ポート取扱装置グローブボックスはBクラスであることを示している。
②	注釈	(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	第六条,第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありオープンポートボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。また、耐震設計の評価方法については添付書類において展開する。	Ⅲ-2-1-2-2-1 グローブボックスの耐震計算書	1. 概要 グローブボックスの耐震評価は、各構成部材と固定するボルトに対して実施する。なお、グローブボックス缶体上部及び下部取付ボルトは、それぞれが対応する基礎ボルト及び耐震サポート取付ボルトより、同等以上のボルト断面積を有する構造とするため、ボルトの耐震評価は、基礎ボルト及び耐震サポート取付ボルトに対して実施する。なお、防火シャッタは缶体と接続され、グローブボックスの閉じ込めバウンダリの一部を構成するため、缶体と同様に評価する。 なお、グローブボックスは、閉じ込め機能を有することから、構造強度について評価を実施するとともに、閉じ込め機能が維持されることを確認する。
③	注釈	(3) 搬送設備 本装置には、技術基準の仕様を要する搬送装置はない。ただし、搬送に係るその他の機器として設置する波板トレイスライドテーブル及びスタックトレイスライドテーブルは、波板トレイ及びスタックトレイを取り扱う機器である。ペレット移載機は、ペレットを直接取り扱う機器である。これらの機器についても、落下防止、機器配置を考慮する設計としグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないようにする。	第十六条 搬送設備	基本設計方針(第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.4 搬送設備)	展開先書類	8.4 搬送設備 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する搬送設備は、核燃料物質を搬送する能力として必要な容量である搬送する容器等の重さ以上の定格荷重を有する設計とする。なお、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、漏えい防止、臨界防止、落下防止、逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。
				既認可では主要な構成材の他、耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様を記載していた。仕様表では、主要材料として核燃料物質を閉じ込めグローブボックスの本体の材料を記載し、それ以外の耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様は構造図にて展開する。	V-1-1-10 搬送設備に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 混合酸化物貯蔵容器、燃料棒、燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備を搬送設備とする。なお、核燃料物質のうち、劣化ウランの粉末は、公衆への放射線の影響が十分小さいため、人の安全に著しい支障を及ぼす恐れがないものとして搬送設備の対象外とする。 搬送設備は、再処理施設から混合酸化物貯蔵容器を受け入れてから燃料集合体輸送容器を出荷するまでの核燃料物質の取扱いを行える設計とする。また、核燃料物質を搬送する能力として、3.1項で、必要な容量について、3.2項で、搬送設備における落下防止等の対策について、3.3項で、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒及び燃料集合体の破損防止に関する設計について、3.4項で、動力供給停止時の落下防止対策について示す。対象となる搬送設備の一覧を第3-1表に示す。 第3-1表 搬送設備一覧 ・表中において、スタック編成装置の搬送設備は、波板トレイスライドテーブル及びスタックトレイスライドテーブルであり、落下防止対策等を考慮することを示している。

添付-7 (14) 機械装置(機械・検査装置)の仕様表記載例 (検査装置)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																											
<p>MOX 施設の既認可に仕様表なし</p> <div data-bbox="100 716 655 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●燃料加工建屋の既認可仕様表の特記事項「④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に30.5cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。」から展開。</p> </div>	<table border="1" data-bbox="736 306 1350 894"> <thead> <tr> <th colspan="2">名</th> <th colspan="2">称</th> <th colspan="2">燃料集合体第1検査装置 (PA0153-M-10000)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>型</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">センサ計測方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界管理</td> <td>核的制限値*2</td> <td>燃料集合体取扱体数</td> <td>体</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>他の単一ユニットとの燃料集合体取扱中心間距離</td> <td>mm</td> <td colspan="3">500以上</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体取扱中心から設置する室の壁までの距離</td> <td>mm</td> <td colspan="3">1000以上</td> </tr> <tr> <td>単一ユニット相互間の壁厚さ</td> <td>mm</td> <td colspan="3">305以上*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>た</td> <td>て</td> <td>mm</td> <td colspan="2">2400²¹</td> </tr> <tr> <td colspan="2">横</td> <td>mm</td> <td colspan="2">2690²¹</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高</td> <td>mm</td> <td colspan="2">5552²¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主</td> <td colspan="2">要</td> <td>材</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個</td> <td>数</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">遮蔽体</td> <td rowspan="3">主</td> <td rowspan="3">要</td> <td rowspan="3">厚</td> <td>内</td> <td>側</td> <td>mm</td> <td>3()</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>間</td> <td>mm</td> <td>90()</td> </tr> <tr> <td>外</td> <td>側</td> <td>mm</td> <td>10()</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>内</td> <td>側</td> <td>-</td> <td colspan="2">SUS304</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>間</td> <td>-</td> <td colspan="2">ポリエチレン (密度 0.93×10³kg/m³以上)</td> </tr> <tr> <td>外</td> <td>側</td> <td>-</td> <td colspan="2">SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td colspan="2">系</td> <td>統</td> <td colspan="2">名 (ライン名)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置</td> <td>床</td> <td colspan="2">-</td> <td>燃料集合体洗浄検査室 T.M.S.L.43.20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td>-*2</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td>-*2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="736 911 1350 993">注記：*1：公称値を示す。 *2：本装置は、溢水防護対象でないため「-」とする。 *3：本装置に単一ユニット（燃料集合体第1検査ユニット）を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="854 1024 1234 1157"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0; width: 20px;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d0d0d0; width: 20px;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c0c0c0; width: 20px;"></td> <td>臨界管理に係る追加仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #b0b0b0; width: 20px;"></td> <td>遮蔽設備に係る追加仕様項目</td> </tr> </table>	名		称		燃料集合体第1検査装置 (PA0153-M-10000)		種	型	-		センサ計測方式		臨界管理	核的制限値*2	燃料集合体取扱体数	体	1		他の単一ユニットとの燃料集合体取扱中心間距離	mm	500以上			燃料集合体取扱中心から設置する室の壁までの距離	mm	1000以上			単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*3			主要寸法	た	て	mm	2400 ²¹		横		mm	2690 ²¹		高		mm	5552 ²¹		主	要		材	-		個		数	1		遮蔽体	主	要	厚	内	側	mm	3()	中	間	mm	90()	外	側	mm	10()	主要材料	内	側	-	SUS304		中	間	-	ポリエチレン (密度 0.93×10 ³ kg/m ³ 以上)		外	側	-	SUS304		取付箇所	系		統	名 (ライン名)		-	設	置	床	-		燃料集合体洗浄検査室 T.M.S.L.43.20m	溢水防護上の区画番号	-		-		-*2	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		-		-*2		機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目		臨界管理に係る追加仕様項目		遮蔽設備に係る追加仕様項目	<table border="1" data-bbox="1374 268 1985 1100"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>機能要求②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十二条 溢水防護</td> <td>1.1.4 組立施設の臨界防止 1.1.4.1 単一ユニットの臨界安全設計 組立施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備及び梱包・出荷設備の各設備・機器に設定する。 単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように段数又は体数を設定する。 各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。</td> <td>臨界管理 ・核的制限値 (体数) ※臨界管理をする場合は記載する。</td> </tr> <tr> <td>1.1.4.2 複数ユニットの臨界安全設計 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。</td> <td>臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離 ※臨界管理をする場合は記載する。</td> </tr> <tr> <td>第二十二条 遮蔽</td> <td>c. MOX 燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</td> <td>遮蔽体 ・主要材料 ・厚さ ※遮蔽体を有する場合は記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)		機能要求②		第十二条 溢水防護	1.1.4 組立施設の臨界防止 1.1.4.1 単一ユニットの臨界安全設計 組立施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備及び梱包・出荷設備の各設備・機器に設定する。 単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように段数又は体数を設定する。 各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・核的制限値 (体数) ※臨界管理をする場合は記載する。	1.1.4.2 複数ユニットの臨界安全設計 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離 ※臨界管理をする場合は記載する。	第二十二条 遮蔽	c. MOX 燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	遮蔽体 ・主要材料 ・厚さ ※遮蔽体を有する場合は記載する。	<p data-bbox="2009 289 2205 310"><発電炉の要目表なし></p>	
名		称		燃料集合体第1検査装置 (PA0153-M-10000)																																																																																																																																											
種	型	-		センサ計測方式																																																																																																																																											
臨界管理	核的制限値*2	燃料集合体取扱体数	体	1																																																																																																																																											
	他の単一ユニットとの燃料集合体取扱中心間距離	mm	500以上																																																																																																																																												
	燃料集合体取扱中心から設置する室の壁までの距離	mm	1000以上																																																																																																																																												
	単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*3																																																																																																																																												
主要寸法	た	て	mm	2400 ²¹																																																																																																																																											
	横		mm	2690 ²¹																																																																																																																																											
	高		mm	5552 ²¹																																																																																																																																											
主	要		材	-																																																																																																																																											
	個		数	1																																																																																																																																											
遮蔽体	主	要	厚	内	側	mm	3()																																																																																																																																								
				中	間	mm	90()																																																																																																																																								
				外	側	mm	10()																																																																																																																																								
	主要材料	内	側	-	SUS304																																																																																																																																										
		中	間	-	ポリエチレン (密度 0.93×10 ³ kg/m ³ 以上)																																																																																																																																										
		外	側	-	SUS304																																																																																																																																										
取付箇所	系		統	名 (ライン名)		-																																																																																																																																									
	設	置	床	-		燃料集合体洗浄検査室 T.M.S.L.43.20m																																																																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	-		-		-*2																																																																																																																																									
溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		-		-*2																																																																																																																																										
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																																																														
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																																																														
	臨界管理に係る追加仕様項目																																																																																																																																														
	遮蔽設備に係る追加仕様項目																																																																																																																																														
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																													
		機能要求②																																																																																																																																													
第十二条 溢水防護	1.1.4 組立施設の臨界防止 1.1.4.1 単一ユニットの臨界安全設計 組立施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備及び梱包・出荷設備の各設備・機器に設定する。 単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように段数又は体数を設定する。 各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・核的制限値 (体数) ※臨界管理をする場合は記載する。																																																																																																																																													
	1.1.4.2 複数ユニットの臨界安全設計 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。	臨界管理 ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離 ※臨界管理をする場合は記載する。																																																																																																																																													
第二十二条 遮蔽	c. MOX 燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	遮蔽体 ・主要材料 ・厚さ ※遮蔽体を有する場合は記載する。																																																																																																																																													

添付-7 (15) 核物質取扱ボックスの仕様表記載例 (グローブボックス)

既認可の仕様表			仕様表案				要求事項の整理			発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																									
<p>第5.-2表 機器仕様</p> <p>対応する加工事業許可</p> <p>許可番号(日付) 平成17・04・20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>主要な設備及び機器の種類 被覆施設 燃料棒加工工程 スタック編成設備 グローブボックス</p> <p>許可との対応 本体</p> <p>設備・機器名称 スタック編成設備 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス(PA0141-B-30700)</p> <p>設置場所 燃料加工建屋地下2階 燃料棒加工第1室</p> <p>変更内容 新設</p> <p>数量 1基</p> <p>一般仕様</p> <p>形式 -</p> <p>主要な構成材 ①本体：ステンレス鋼 ②窓板：メタクリル樹脂</p> <p>寸法(単位：mm) 本体寸法 ・幅：2500 ・奥行：800 ・高さ：1200</p> <p>その他の構成機器 - (注1)</p> <p>その他の性能 -</p> <p>核燃料物質の状態 ペレット</p> <p>核燃料物質の臨界防止 ①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・単一ユニット(空乾燥ポート取扱ユニットユニット) ②臨界管理の方法 ・質量管理 ③核的制限値 ・36.0kg・Pu* (注3) (形態：ペレット-2) (注4) ④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット：スタック乾燥ユニットB ・単一ユニット間距離：300mm以上</p> <p>火災等による損傷の防止 -</p> <p>耐震性 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス ・耐震クラス：Bクラス ②基本設計方針 ・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (本体支持架台)：ステンレス鋼(SUS304) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M16×24本 ・基礎ボルト配置：150mm×150mm</p> <p>材料及び構造 -</p>			<p>●, ○○○設備 (●) 核物質取扱ボックス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称*2</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称*2</td> <td colspan="2">空乾燥ポート取扱装置グローブボックス(PA0141-B-30700)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類*3</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">グローブボックス</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界管理</td> <td>核的制限値*12</td> <td>取扱Pu*質量*13</td> <td>kg・Pu*</td> <td colspan="2">36.0</td> </tr> <tr> <td>他の単一ユニットとの相互間隔</td> <td>mm</td> <td colspan="3">300以上</td> </tr> <tr> <td>設置する室の壁・天井までの距離*4</td> <td>mm</td> <td colspan="3">300以上</td> </tr> <tr> <td>単一ユニット相互間の壁厚さ</td> <td>mm</td> <td colspan="3">305以上*14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">漏れ率*5*16</td> <td>vol%/h</td> <td colspan="3">0.25以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開口部風速*6*15</td> <td>m/s</td> <td colspan="3">0.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法*7</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td colspan="3">2500*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td colspan="3">800*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td colspan="3">1000*1*14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料*8</td> <td>本体</td> <td>-</td> <td colspan="3">SUS304, SUS304TP</td> </tr> <tr> <td>窓板部</td> <td>-</td> <td colspan="2">メタクリル樹脂</td> <td>ポリカーボネート樹脂</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数*9</td> <td>-</td> <td colspan="3">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所*10</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td colspan="2">燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 42.60m*14</td> <td>燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 43.20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td colspan="3">-*11</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td colspan="3">-*11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認では「注2 技術基準に対する仕様の補足説明(1) 核燃料物質の臨界防止」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認では「気密性(漏れ率)」と記載。 *6：記載の適正化。既設工認では「その他事業許可で求める仕様」と記載。 *7：記載の適正化。既設工認では「寸法(単位mm)」と記載。 *8：記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *9：記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *10：記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *11：本機器は、溢水防護対象ではないため「-」とする。 *12：本グローブボックスに単一ユニット(空乾燥ポート取扱ユニット)を設定する。 *13：Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*は、その合計質量とする。 *14：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *15：グローブ1個が破損した場合におけるグローブポートの開口部の風速を示す。</p>				名称*2		変更前		変更後		名称*2		空乾燥ポート取扱装置グローブボックス(PA0141-B-30700)				種類*3		-		グローブボックス		臨界管理	核的制限値*12	取扱Pu*質量*13	kg・Pu*	36.0		他の単一ユニットとの相互間隔	mm	300以上			設置する室の壁・天井までの距離*4	mm	300以上			単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*14			漏れ率*5*16		vol%/h	0.25以下			開口部風速*6*15		m/s	0.5以上			主要寸法*7	たて	mm	2500*1			横	mm	800*1			高さ	mm	1000*1*14			主要材料*8	本体	-	SUS304, SUS304TP			窓板部	-	メタクリル樹脂		ポリカーボネート樹脂	個数*9		-	1			取付箇所*10	系統名(ライン名)	-	-			設置床	-	燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 42.60m*14		燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 43.20m	溢水防護上の区画番号	-	-*11			溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*11			<p>技術基準</p> <p>第四条 臨界</p> <p>a. 核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。 b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。 c. 核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記 a. 又は b. を満足する設計とする。</p> <p>a. 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置とする。</p> <p>(a) 核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては、通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。</p> <p>1.1.3 被覆施設の臨界防止 1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計 被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定することから、単一ユニットは、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備及び燃料棒解体設備の各設備・機器に設定する。 単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように質量、平板厚さ又は段数を設定する。 各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにすることにより臨界を防止する設計とする。</p> <p>1.1.3.2 複数ユニットの臨界安全設計 複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定することにより、臨界を防止する設計とする。</p> <p>第十条 閉じ込め グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。 グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。 (a) 核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</p> <p>第十二条 溢水 6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</p>			<p>該当する施設なし</p> <p>●燃料加工建屋の既認可仕様表の特記事項「④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に30.5cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。」から展開。</p> <p>漏れ率は、「JIS Z 4808 放射性物質取扱作業用グローブボックス」において、グローブボックスの気密性を定量的に表現するもので、グローブボックス内空気の単位時間あたりの漏れ率(vol%/h)で示すことが定義されている。</p>	
名称*2		変更前		変更後																																																																																																																
名称*2		空乾燥ポート取扱装置グローブボックス(PA0141-B-30700)																																																																																																																		
種類*3		-		グローブボックス																																																																																																																
臨界管理	核的制限値*12	取扱Pu*質量*13	kg・Pu*	36.0																																																																																																																
	他の単一ユニットとの相互間隔	mm	300以上																																																																																																																	
	設置する室の壁・天井までの距離*4	mm	300以上																																																																																																																	
	単一ユニット相互間の壁厚さ	mm	305以上*14																																																																																																																	
漏れ率*5*16		vol%/h	0.25以下																																																																																																																	
開口部風速*6*15		m/s	0.5以上																																																																																																																	
主要寸法*7	たて	mm	2500*1																																																																																																																	
	横	mm	800*1																																																																																																																	
	高さ	mm	1000*1*14																																																																																																																	
主要材料*8	本体	-	SUS304, SUS304TP																																																																																																																	
	窓板部	-	メタクリル樹脂		ポリカーボネート樹脂																																																																																																															
個数*9		-	1																																																																																																																	
取付箇所*10	系統名(ライン名)	-	-																																																																																																																	
	設置床	-	燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 42.60m*14		燃料棒加工第1室 T.M.S.L. 43.20m																																																																																																															
	溢水防護上の区画番号	-	-*11																																																																																																																	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*11																																																																																																																	
<p>③構造図で展開 ※主要材料として既認可の主要な構成材に記載した核燃料物質を直接閉じ込める本体の材料を仕様表に記載し、耐震性に係わる仕様は構造図で展開する。</p> <p>機種で統一して記載する仕様項目 構造分類に係る仕様項目 臨界管理に係る追加仕様項目</p>																																																																																																																				

添付-7 (15) 核物質取扱ボックスの仕様表記載例 (グローブボックス)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																							
<table border="1"> <tr> <td>閉じ込めの機能</td> <td>給排気口を除き密封できる構造とする。^(注5) ・気密性(漏れ率): 0.25vol%/h以下</td> <td rowspan="10"> <p>*16: JIS Z 4820 グローブボックス気密試験方法に基づき、グローブボックスの給排気系、グローブポート等を閉止した状態でグローブボックス内の環境圧力より深い負圧に維持した状態における、測定開始時と1時間後の大気圧とグローブボックス内圧力の差により算出する。</p> </td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>しゃへい</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全上重要な施設</td> <td>—^(注7)</td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> <td>①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。 ・設定値: 温度60℃, 温度上昇率15℃/min ②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。 ・設定値: -50Pa</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> </table>	閉じ込めの機能	給排気口を除き密封できる構造とする。 ^(注5) ・気密性(漏れ率): 0.25vol%/h以下	<p>*16: JIS Z 4820 グローブボックス気密試験方法に基づき、グローブボックスの給排気系、グローブポート等を閉止した状態でグローブボックス内の環境圧力より深い負圧に維持した状態における、測定開始時と1時間後の大気圧とグローブボックス内圧力の差により算出する。</p>			しゃへい	—	換気	—	核燃料物質等による汚染の防止	—	安全上重要な施設	— ^(注7)	搬送設備	—	警報設備等	①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。 ・設定値: 温度60℃, 温度上昇率15℃/min ②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。 ・設定値: -50Pa	廃棄施設	—	放射線管理施設	—	非常用電源設備	—	<p>④基本設計方針で展開</p> <p>⑤基本設計方針で展開</p> <p>⑥基本設計方針, 添付書類で展開 ※警報関連設備のグローブボックス負圧・温度監視設備に係わる内容は、今回の申請の対象範囲外である。</p>			
閉じ込めの機能	給排気口を除き密封できる構造とする。 ^(注5) ・気密性(漏れ率): 0.25vol%/h以下	<p>*16: JIS Z 4820 グローブボックス気密試験方法に基づき、グローブボックスの給排気系、グローブポート等を閉止した状態でグローブボックス内の環境圧力より深い負圧に維持した状態における、測定開始時と1時間後の大気圧とグローブボックス内圧力の差により算出する。</p>																									
しゃへい	—																										
換気	—																										
核燃料物質等による汚染の防止	—																										
安全上重要な施設	— ^(注7)																										
搬送設備	—																										
警報設備等	①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。 ・設定値: 温度60℃, 温度上昇率15℃/min ②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。 ・設定値: -50Pa																										
廃棄施設	—																										
放射線管理施設	—																										
非常用電源設備	—																										
<p>その他事業許可で求める仕様^(注8)</p> <p>グローブ1個が破損した場合にグローブポートの開閉部における風速を0.5m/s以上とする。 仕様表「開閉部風速」で展開</p>	<p>既認可では、グローブボックスと管台以降のグローブボックス排気設備のユーティリティ配管類は分割申請であったが、今回は一括で申請することから、該当しない。</p>																										
<p>注1 今回の申請範囲は管台までであり、管台から接続配管等の第1弁まではグローブボックスとして後次回に申請する。</p>	<p>⑦基本設計方針, 添付書類で展開。</p>																										
<p>注2 技術基準に対する仕様の補足説明</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止</p> <p>本グローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。また、単一ユニット間の中性子相互作用については、単一ユニット間距離を維持することにより臨界安全を確保する設計とする。本グローブボックスから燃料棒加工第1室の壁・天井までの距離を300mm以上となるように設置するとともに、燃料棒加工第1室の床から核燃料物質取扱高さ下限までの距離を300mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。</p>	<p>仕様表「臨界管理」で展開</p> <p>既認可では、臨界計算モデルにおいて、計算結果に影響する寸法として補足説明で記載していたが、単一ユニットの質量管理、室の壁・天井までの距離、他の単一ユニットとの相互間隔の仕様を維持していれば、臨界計算の制限値を超えるおそれはないことから、仕様表項目としない。 【I-1-1 臨界安全設計の基本方針】</p>																										
<p>(2) 耐震性</p> <p>本グローブボックスは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、グローブボックスを直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類III「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。</p>	<p>既認可では、臨界計算モデルにおいて、計算結果に影響する寸法として補足説明で記載していたが、単一ユニットの質量管理、室の壁・天井までの距離、他の単一ユニットとの相互間隔の仕様を維持していれば、臨界計算の制限値を超えるおそれはないことから、仕様表項目としない。</p>																										
<p>(3) 閉じ込め機能</p> <p>本グローブボックスは、給排気口を除き密封できる構造とし、漏れ率は0.25vol%/h以下とする。給排気口を除き密封できる構造とは、他のグローブボックスと伸縮継手を介して連結し、ユーティリティ配管類に弁類が設置され気密境界を形成できる状態をいう。また、気体廃棄物の廃棄設備によりその内部を設置場所に対して常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。</p>	<p>仕様表「漏れ率」で展開</p> <p>⑧基本設計方針, 添付書類で展開。</p>																										
<p>(4) 警報設備等</p> <p>本グローブボックスには、グローブボックス内の温度が60℃以上、かつ、温度上昇率が15℃/min以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。また、グローブボックス内火災の消火のため火災警報信号をガス消火装置(消火設備)に送信する。</p> <p>本グローブボックスは、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12, -13, -14と連結されており、これらのグローブボックス内の気圧が設置場所に対して-50Pa以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12に設置する。</p>	<p>⑨基本設計方針, 添付書類で展開。</p> <p>⑩基本設計方針, 添付書類で展開 ※警報関連設備のグローブボックス負圧・温度監視設備に係わる内容は、今回の申請の対象範囲外である。</p>																										

添付-7 (15) 核物質取扱ボックスの仕様表記載例 (グローブボックス)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考
<p>注3 Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*はその合計質量とする。</p> <p>注4 被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-12表に示す。</p> <p>注5 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12、-13、-14を連結した状態とする。</p> <p>注6 その他事業許可で求める仕様の補足説明</p> <p>(1) グローブ1個が破損をした時は、グローブボックス排風機により外部空気を吸入し開口部における風速0.5m/s以上を確保する。グローブ1個の破損とは、全グローブボックスに対する1個の開口部とする。</p> <p>注7 本グローブボックスは、製品ペレットの取扱いであり、MOX粉末と比較して飛散し難いという物理的な性質を考慮し、安全上重要な施設としない。</p>	<p>注釈で展開</p> <p>①基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>注釈で展開</p> <p>②基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>③基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>④基本設計方針、添付書類で展開</p>			

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書		
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容 (添付書類への展開は方針を記載)	
①	臨界防止	②臨界管理の方法 ・質量管理	第四条 臨界	臨界設計に係わる形態、管理方法及び核的制限値の条件といった具体的内容であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計)	(2) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値 (臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値)を設定する。単一ユニットについては、技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、形状寸法、質量、減速材、同位体組成、プルトニウム富化度等の制限及び中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによって核的に制限することにより臨界を防止する設計とする。 b. 形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックにより、核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	
	注釈	注2 技術基準に対する仕様の補足説明 (1) 核燃料物質の臨界防止 本グローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。	第四条 臨界				
	臨界防止	(形態：ペレット-2)	第四条 臨界			I-1-1 臨界安全設計の基本方針	3.2 被覆施設の臨界防止の設計方針 (1) 単一ユニットの臨界安全設計 以下に各設備・機器における核燃料物質の管理方法及び核的制限値及び単一ユニットの設定を示すとともに、被覆施設における単一ユニットの臨界防止設計を示す。 a. スタック編成設備 スタック編成設備は、グローブボックス内にて焼結ペレットをMOX燃料棒1本分の長さ編成することから、取り扱う核燃料物質の形態をペレット-2と設定し、ペレット-2のPu*質量を核的制限値とした臨界管理とする。なお、スタック編成設備のうち、空乾燥ボート取扱装置では、グローブボックス内にて空の乾燥ボートを取り扱うが、取り扱う核燃料物質の形態を焼結ペレットとしてペレット-2とし、ペレット-2のPu*質量を核的制限値とした質量管理とする。 単一ユニットはスタック編成設備グローブボックス及び空乾燥ボート取扱装置グローブボックスに設定し、単一ユニット内での核燃料物質の取扱量が核的制限値以下となるように管理することにより臨界を防止する設計とする。スタック編成設備に設定した単一ユニット及び核的制限値を第3.2-1表に示す。
	臨界防止	④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット：スタック乾燥ユニットB	第四条 臨界			I-1-1 臨界安全設計の基本方針	第3.2-1図 単一ユニット及び臨界隔離壁の配置図(燃料加工建屋 地下2階) ・配置図中において、隣接する単一ユニットはスタック乾燥ユニットBであることを示している。
⑪	注釈	注4 被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-12表に示す。	第四条 臨界	基本設計方針 (第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 安全機能を有する施設の臨界防止 1.1.3 被覆施設の臨界防止)	1.1.3.1 単一ユニットの臨界安全設計 ・表中において、被覆施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を示している。		
⑫	耐震クラス	B	第六条,第二十七条 地震	基本設計方針 (第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・表中において、空乾燥ボート取扱装置グローブボックスはBクラスであることを示している。		
⑬	注釈	注2 (2) 耐震性 本グローブボックスは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、グローブボックスを直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	第六条,第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件でありグローブボックスの性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。 また、耐震設計の評価方法については添付書類において展開する。	Ⅲ-2-1-2-2-1 グローブボックスの耐震計算書	1. 概要 グローブボックスの耐震評価は、各構成部材と固定するボルトに対して実施する。なお、グローブボックス缶体上部及び下部取付ボルトは、それぞれが対応する基礎ボルト及び耐震サポート取付ボルトより、同等以上のボルト断面積を有する構造とするため、ボルトの耐震評価は、基礎ボルト及び耐震サポート取付ボルトに対して実施する。なお、防火シャッタは缶体と接続され、グローブボックスの閉じ込めバウンダリの一部を構成するため、缶体と同様に評価する。 なお、グローブボックスは、閉じ込め機能を有することから、構造強度について評価を実施するとともに、閉じ込め機能が維持されることを確認する。	
⑭	耐震部材	・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (本体支持架台)：ステンレス鋼(SUS304) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M16×24本 ・基礎ボルト配置：150mm×150mm	第六条,第二十七条 地震	既認可では主要な構成材の他、耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様を記載していた。 仕様表では、主要材料として核燃料物質を閉じ込めグローブボックスの本体の材料を記載し、それ以外の耐震部材及び基礎ボルトに係わる仕様は構造図にて展開する。	V-2-5 構造図	・主要材料(本体)：ステンレス鋼(SUS304, SUS304TP) (本体支持架台)：ステンレス鋼(SUS304) ・基礎ボルト材質：鋼材(SS400) ・基礎ボルト本数：M16×24本 ・基礎ボルト配置：150mm×150mm	

No	既認可仕様書の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
④	漏れ率	給排気口を除き密封できる構造とする。	第十条 閉じ込め	閉じ込めに係る基本方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能, 4.1 閉じ込め）	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。
⑨	注釈	(3) 閉じ込め機能 本グローブボックスは、給排気口を除き密封できる構造とし、漏れ率は0.25vol%/h以下とする。給排気口を除き密封できる構造とは、他のグローブボックスと伸縮継手を介して連結し、ユーティリティ配管類に弁類が設置され気密境界を形成できる状態をいう。また、気体廃棄物の廃棄設備によりその内部を設置場所に対して常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。	第十条 閉じ込め	閉じ込めの漏れ率に関する具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能, 4.1 閉じ込め）	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。
						3. 施設の詳細設計方針 3.1 グローブボックス (3) 密閉構造 グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工し、その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガスケットを介して取り付ける。また、グローブポートには継ぎ目がないように製作したグローブを取り付けることで、給気口及び排気口を除き密閉でき、漏れ率*を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同じである0.25vol%/h以下とすることにより、核燃料物質等が漏えいし難い構造とする。
⑫	注釈	注5 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12、-13、-14を連結した状態とする。	第十条 閉じ込め	閉じ込めの漏れ率に関する具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	
⑤	警報設備等	①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。 ②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。	第十八条 警報	警報設備等の設計に係わる基本方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.5 警報設備等）	グローブボックスの負圧に異常が生じたとき、確実に検知して速やかに警報を発することができるよう警報関連設備のグローブボックス負圧・温度監視設備を設置するとともに、表示ランプの点灯及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 安全上重要な施設以外のグローブボックス内又はオープンポートボックス内火災が生じたとき、確実に感知して速やかに警報を発することができるよう警報関連設備のグローブボックス負圧・温度監視設備を設置するとともに、表示ランプの点灯及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。
⑥	設定値	・設定値：温度60℃、温度上昇率15℃/min ・設定値：-50Pa		警報設備等の設定値に係わる具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。		
⑩	注釈	(4) 警報設備等 本グローブボックスには、グローブボックス内の温度が60℃以上、かつ、温度上昇率が15℃/min以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。また、グローブボックス内火災の消火のため火災警報信号をガス消火装置(消火設備)に送信する。 本グローブボックスは、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12、-13、-14と連結されており、これらのグローブボックス内の気圧が設置場所に対して-50Pa以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を、乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12に設置する。	第十八条 警報	警報設備等の設定値に係わる具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	【今回の申請の対象範囲外】 警報関連設備のグローブボックス負圧・温度監視設備に係わる内容は、第3回申請で示す。	

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑬	注釈	注6 その他事業許可で求める仕様の補足説明 (1) グローブ1個が破損をした時は、グローブボックス排風機により外部空気を吸入し開口部における風速0.5m/s以上を確保する。グローブ1個の破損とは、全グローブボックスに対する1個の開口部とする。	第十条 閉じ込め	閉じ込めの開口部風速に係わる具体であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能, 4.1 閉じ込め）	(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 また、グローブボックスは、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。
					V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	(3) 換気設備に係る施設詳細設計方針 a. グローブボックス等の各設備の負圧維持等の設計方針 (a) グローブボックスの負圧維持及び開口部風速の維持 グローブボックスは、グローブ1個が破損した場合でも日本産業規格に基づく放射性物質取扱作業用グローブボックスの要求にあるグローブポートの開口部における空気流入風速を0.5m/s以上に維持する設計とする。 なお、グローブ1個の破損とは、全グローブボックスに対する1個の開口部とし、各グローブボックスに対して、空気流入風速の確認を行う。
⑭	注釈	注7 本グローブボックスは、製品ペレットの取扱いであり、MOX粉末と比較して飛散し難いという物理的な性質を考慮し、安全上重要な施設としない。	第十四条 安全機能を有する施設	安全上重要な施設でないことの説明であるため、基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針（第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設）	8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。
					V-1-1-4-1-1 安全上重要な施設に関する説明書	第3-1表 安全上重要な施設 ・表中において、安全上重要な施設に空乾燥ポート取扱装置グローブボックスはないことから、安全上重要な施設でない。

添付ー7 (16) 核物質等取扱ボックスの仕様表記載例 (オープンポートボックス)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																								
<p>MOX 施設の既認可に仕様表なし</p> <div data-bbox="264 1148 647 1213"> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c0c0c0;"></td> <td>構造分類に係る仕様項目</td> </tr> </table> </div>		機種で統一して記載する仕様項目		構造分類に係る仕様項目	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td colspan="2">ろ過処理オープンポートボックス (PA0172-B-20701)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">オープンポートボックス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開口部風速^{*5}</td> <td>m/s</td> <td colspan="2">0.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td colspan="2">3000^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td colspan="2">1000^{*1}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">3300^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>本体</td> <td>-</td> <td colspan="2">SUS304, SUS304TP</td> </tr> <tr> <td>窓板部</td> <td>-</td> <td colspan="2">ポリカーボネート樹脂</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">漏えい液受皿</td> <td colspan="2">最高使用圧力</td> <td>Pa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿 (PA0172-X-79)</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>2988^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>988^{*1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0^{*1*4}</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>-</td> <td>液体廃棄物処理第2室 T.M.S.L.35.00m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-^{*2}</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-^{*2}</td> </tr> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 本機器は、溢水防護対象ではないため「-」とする。 *3: 通常運転時におけるポート開口部(ポート3箇所開放)の面風速を示す。 *4: 本受皿は、耐圧強度計算対象外機器のため、公称値のみとする。</p>	名称			ろ過処理オープンポートボックス (PA0172-B-20701)		種類		-	オープンポートボックス		開口部風速 ^{*5}		m/s	0.5以上		主要寸法	たて	mm	3000 ^{*1}		横	mm	1000 ^{*1}		高さ	mm	3300 ^{*1}		主要材料	本体	-	SUS304, SUS304TP		窓板部	-	ポリカーボネート樹脂		個数		-	1		漏えい液受皿	最高使用圧力		Pa	静水頭	最高使用温度		℃	60	主要寸法	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿 (PA0172-X-79)	たて	mm	2988 ^{*1}	横	mm	988 ^{*1}		高さ	mm			厚さ	mm	6.0 ^{*1*4}		取付箇所	系統名(ライン名)		-	-	設置床		-	液体廃棄物処理第2室 T.M.S.L.35.00m	溢水防護上の区画番号		-	- ^{*2}	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	- ^{*2}	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。 (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。</td> <td>開口部風速 漏えい液受皿 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水</td> <td>6.5.1 浸水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が浸水により安全機能を損なわれないことを評価する。</td> <td>取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十五条 第三十一条 材料・構造</td> <td>8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。</td> <td>漏えい液受皿 ・主要材料 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</td> <td>漏えい液受皿 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。 (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	開口部風速 漏えい液受皿 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。	第十二条 溢水	6.5.1 浸水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が浸水により安全機能を損なわれないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)	第十五条 第三十一条 材料・構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	漏えい液受皿 ・主要材料 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。		8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	漏えい液受皿 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。	<p>該当する施設なし</p>	<p>備考</p>
	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																																											
	構造分類に係る仕様項目																																																																																																											
名称			ろ過処理オープンポートボックス (PA0172-B-20701)																																																																																																									
種類		-	オープンポートボックス																																																																																																									
開口部風速 ^{*5}		m/s	0.5以上																																																																																																									
主要寸法	たて	mm	3000 ^{*1}																																																																																																									
	横	mm	1000 ^{*1}																																																																																																									
	高さ	mm	3300 ^{*1}																																																																																																									
主要材料	本体	-	SUS304, SUS304TP																																																																																																									
	窓板部	-	ポリカーボネート樹脂																																																																																																									
個数		-	1																																																																																																									
漏えい液受皿	最高使用圧力		Pa	静水頭																																																																																																								
	最高使用温度		℃	60																																																																																																								
	主要寸法	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿 (PA0172-X-79)	たて	mm	2988 ^{*1}																																																																																																							
		横	mm	988 ^{*1}																																																																																																								
		高さ	mm																																																																																																									
厚さ		mm	6.0 ^{*1*4}																																																																																																									
取付箇所	系統名(ライン名)		-	-																																																																																																								
	設置床		-	液体廃棄物処理第2室 T.M.S.L.35.00m																																																																																																								
	溢水防護上の区画番号		-	- ^{*2}																																																																																																								
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	- ^{*2}																																																																																																								
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																										
第十条 閉じ込め	グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。 (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	開口部風速 漏えい液受皿 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。																																																																																																										
第十二条 溢水	6.5.1 浸水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が浸水により安全機能を損なわれないことを評価する。	取付箇所(区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																																										
第十五条 第三十一条 材料・構造	8.3.1.1 材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重、腐食環境その他の使用条件に対して、適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は、第1章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して、日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	漏えい液受皿 ・主要材料 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。																																																																																																										
	8.3.1.2 構造 8.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」及び「8.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	漏えい液受皿 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ※漏えい液受皿を有する場合には記載する。																																																																																																										

添付-7 (17) 計装/放管設備の仕様表記載例 (計測装置)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																		
<p>MOX 施設にて既認可仕様表なし</p>	<table border="1" data-bbox="483 306 1196 886"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位 (PA0167-LE-94, 95)</td> </tr> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>電極式漏えい検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>%</td> <td>30以上*2</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿1液位, ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿2液位 PA0167-LE-94, -95 警報関連設備</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>分析第3室 T. M. S. L. 43. 20m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—*1</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—*1</td> </tr> </table> <p data-bbox="468 892 1050 947">注記 *1: 本機器は、溢水防護対象ではないため「—」とする。 *2: 基準点は漏えい検知ポット底部とする。</p> <div data-bbox="664 1031 1050 1062" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 機種で統一して記載する仕様項目 </div>	名称		ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位 (PA0167-LE-94, 95)	検出器の種類	—	電極式漏えい検出器	計測範囲	%	—	警報動作範囲	%	30以上*2	個数	—	2	取付箇所	系統名(ライン名)	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿1液位, ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿2液位 PA0167-LE-94, -95 警報関連設備	設置床	分析第3室 T. M. S. L. 43. 20m	溢水防護上の区画番号	—*1	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—*1	<p data-bbox="1377 285 1751 306">【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1" data-bbox="1267 306 1872 974"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>機能要求② (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。同時に、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。</td> <td>・検出器の種類 ・警報動作範囲</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> <tr> <td>第十八条 警報</td> <td>(3) サンプ液位、漏えい液受皿液位、堰内液位 液体廃棄物を内包する貯槽等から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを検知するため、液体廃棄物を内包する貯槽等を設置する工程室のサンプ又は堰内及び液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス又はオープンポートボックスの漏えい液受皿に漏えい検知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。漏えい検知器は、液体状の放射性物質の漏えいを検知した場合に、中央監視室に警報を発する設計とする。</td> <td>・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	機能要求② (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。同時に、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	・検出器の種類 ・警報動作範囲	第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)	第十八条 警報	(3) サンプ液位、漏えい液受皿液位、堰内液位 液体廃棄物を内包する貯槽等から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを検知するため、液体廃棄物を内包する貯槽等を設置する工程室のサンプ又は堰内及び液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス又はオープンポートボックスの漏えい液受皿に漏えい検知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。漏えい検知器は、液体状の放射性物質の漏えいを検知した場合に、中央監視室に警報を発する設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	<table border="1" data-bbox="1908 317 2635 642"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>格納容器内水素濃度*1 熱伝導式水素検出器</td> <td rowspan="5">変更なし</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>%</td> <td>0~20 0~100</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>格納容器内水素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>EL. 20.30 m*2 EL. 29.00 m*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>RB-3-1*2 RB-4-2*3</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m以上*2 EL. 29.00 m以上*3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1908 646 2407 701">注記 *1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2: 対象計器は、H2E-D23-N002A。 *3: 対象計器は、H2E-D23-N002B。</p>	名称		変更前	変更後	検出器の種類	—	格納容器内水素濃度*1 熱伝導式水素検出器	変更なし	計測範囲	%	0~20 0~100	警報動作範囲	—	—	個数	—	2	取付箇所	系統名 (ライン名)	格納容器内水素濃度	取付箇所	設置床	EL. 20.30 m*2 EL. 29.00 m*3		溢水防護上の区画番号	—	RB-3-1*2 RB-4-2*3	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 20.30 m以上*2 EL. 29.00 m以上*3	
名称		ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位 (PA0167-LE-94, 95)																																																																				
検出器の種類	—	電極式漏えい検出器																																																																				
計測範囲	%	—																																																																				
警報動作範囲	%	30以上*2																																																																				
個数	—	2																																																																				
取付箇所	系統名(ライン名)	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿1液位, ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿2液位 PA0167-LE-94, -95 警報関連設備																																																																				
	設置床	分析第3室 T. M. S. L. 43. 20m																																																																				
	溢水防護上の区画番号	—*1																																																																				
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—*1																																																																				
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																																																																				
第十条 閉じ込め	機能要求② (d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。同時に、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	・検出器の種類 ・警報動作範囲																																																																				
第十二条 溢水防護	6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																				
第十八条 警報	(3) サンプ液位、漏えい液受皿液位、堰内液位 液体廃棄物を内包する貯槽等から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを検知するため、液体廃棄物を内包する貯槽等を設置する工程室のサンプ又は堰内及び液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス又はオープンポートボックスの漏えい液受皿に漏えい検知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。漏えい検知器は、液体状の放射性物質の漏えいを検知した場合に、中央監視室に警報を発する設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲																																																																				
名称		変更前	変更後																																																																			
検出器の種類	—	格納容器内水素濃度*1 熱伝導式水素検出器	変更なし																																																																			
計測範囲	%	0~20 0~100																																																																				
警報動作範囲	—	—																																																																				
個数	—	2																																																																				
取付箇所	系統名 (ライン名)	格納容器内水素濃度																																																																				
取付箇所	設置床	EL. 20.30 m*2 EL. 29.00 m*3																																																																				
	溢水防護上の区画番号	—	RB-3-1*2 RB-4-2*3																																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 20.30 m以上*2 EL. 29.00 m以上*3																																																																			

添付－7 (17)計装/放管設備の仕様表記載例(計測装置)

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1270 247 1389 277">技術基準</th> <th data-bbox="1389 247 1727 277">要求種別</th> <th data-bbox="1727 247 1881 277">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1389 277 1727 306">機能要求②</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1270 306 1389 478">第三十三条 閉じ込め</td> <td data-bbox="1389 306 1727 478"> 代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。 </td> <td data-bbox="1727 306 1881 478"> ・検出器の種類 ・計測範囲 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1389 478 1727 630"> 代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。 </td> <td data-bbox="1727 478 1881 630"> ・溢水防護上の配慮が必要な高さ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 630 1389 982">第三十四条 放水</td> <td data-bbox="1389 630 1727 982"> 放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 </td> <td data-bbox="1727 630 1881 982"> ・検出器の種類 ・計測範囲 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 982 1389 1163">第三十五条 水供給</td> <td data-bbox="1389 982 1727 1163"> 水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電波式)により貯水槽水位が確認できる設計とする。 水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。 </td> <td data-bbox="1727 982 1881 1163"> ・検出器の種類 ・計測範囲 </td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)		機能要求②		第三十三条 閉じ込め	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲		代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	・溢水防護上の配慮が必要な高さ	第三十四条 放水	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲	第三十五条 水供給	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電波式)により貯水槽水位が確認できる設計とする。 水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲		
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																				
	機能要求②																					
第三十三条 閉じ込め	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲																				
	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	・溢水防護上の配慮が必要な高さ																				
第三十四条 放水	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲																				
第三十五条 水供給	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電波式)により貯水槽水位が確認できる設計とする。 水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。	・検出器の種類 ・計測範囲																				

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																													
<p>①基本設計方針で展開</p> <p>名称 貯蔵容器搬送用洞道</p> <p>耐震クラス B</p> <p>放射線防護 しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。</p> <p>②基本設計方針で展開</p> <p>航空機に対する防護 航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。</p> <p>③基本設計方針で展開</p> <p>支持地盤の許容支持力度 長期：11.2MPa 短期：14.6MPa</p> <p>主要構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>④基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>主要寸法 幅：7.6m～8.3m (外壁外面寸法) 高さ：5.55m～5.9m (外壁外面寸法) 壁厚等：第1.-4表に示す。</p> <p>⑤基本設計方針、添付書類で展開</p> <p>主要材料 鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 Fc=30N/mm² 密度 2.15×10³kg/m³以上 第1.1-10図～第1.1-11図に示す。</p> <p>⑥基本設計方針で展開</p> <p>特記事項 ① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>注1 対応する加工事業許可番号(日付)：平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日) 注2 本洞道がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本洞道はBクラスのしゃへい壁を有していることから、Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。</p> <p>⑦基本設計方針で展開</p> <p>遮蔽設備(洞道遮蔽)の仕様表で展開。</p> <p>第1.-4表 貯蔵容器搬送用洞道の壁厚等の主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図</th> <th>主要寸法(m)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1.1-10 図</td> <td><200></td> <td>1.30</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td><201></td> <td>1.30</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> <tr> <td>第1.1-11 図</td> <td><202></td> <td>1.30</td> <td>普通コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	添付図	主要寸法(m)	材料	第1.1-10 図	<200>	1.30	普通コンクリート	<201>	1.30	普通コンクリート	第1.1-11 図	<202>	1.30	普通コンクリート	<p>名称 貯蔵容器搬送用洞道*1 (再処理施設と共用)</p> <p>種類*3 - 鉄筋コンクリート造</p> <p>幅 m 7.60～8.30*2</p> <p>高さ*6 m 5.55～5.90*2</p> <p>壁厚さ</p> <p>側壁 m 1.30～1.65*2*4</p> <p>頂版 m 1.30～1.65*2*4</p> <p>底版 m 1.40*2*4</p> <p>底面の標高 - T. M. S. L. 36.85m</p> <p>主要材料 - 鉄筋コンクリート*5</p> <p>個数 - 1</p> <p>変更なし</p> <p>注記 *1：貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設にて設備登録を行っている。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。 *4：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。 *5：記載の適正化。既設工認には「鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 Fc=30N/mm² 密度2.15×10³kg/m³以上」と記載。 *6：高さは、底版を含めた高さとする。</p> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●洞道は曲がり・分岐・合流しているという特徴を踏まえ、主要寸法は幅と高さとしている。 ●洞道の基礎部材は底版と呼び添付書類側においても底版と記載していることから、壁厚さとして記載。 	<p>技術基準</p> <p>要求種別 (間接支持機能)</p> <p>第五条 Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>主要仕様 (詳細設計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要寸法 ・主要材料 	<p>2 原子炉建屋に係る次の事項</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td></td> <td>原子炉建屋原子炉棟*1</td> <td>原子炉建屋原子炉棟*7</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(屋根は鉄骨構造)</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>気密度</td> <td>%/d</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td rowspan="5">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>壁東壁</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>壁西壁</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>壁南壁</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>壁北壁</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材*2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>1*6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉建屋[原子炉棟(2次格納施設)、付属棟]」と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「<input type="text"/>」と記載。 *3：公称値を示す。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 原子炉建物耐力壁断面リスト(No.1)」、「第3-3図 原子炉建物 耐力壁断面リスト(No.2)」による。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼材：JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106溶接構造用圧延鋼材、鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼、セメント：JIS R 5210普通ポルトランドセメントおよび中熱セメント JIS R 5213フライアッシュセメント、骨材：天然砂および川砂利」と記載。 *6：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *7：圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス再循環系、非常用ガス処理系、水素濃度抑制系)と兼用する。</p> <p>(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td></td> <td><input type="text"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>鉄筋コンクリート基礎壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ*2</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>底面の標高*3</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>鉄筋コンクリート*4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「高さ」と記載。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「基礎盤底面の高さ」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼、セメント：JIS R 5213フライアッシュセメント、骨材：天然砂および川砂利」と記載。</p>	名称		変更前	変更後	名		原子炉建屋原子炉棟*1	原子炉建屋原子炉棟*7	種	類	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造			(屋根は鉄骨構造)		設計	気密度	%/d		主要寸法	たて×横	mm	変更なし	高さ	mm	壁東壁	mm	壁西壁	mm	壁南壁	mm	壁北壁	mm		材	料	鉄筋コンクリート及び鋼材*2		個	数	1*6		名称		変更前	変更後	名		<input type="text"/>		種	類	鉄筋コンクリート基礎壁		主要寸法	たて×横	mm	変更なし	高さ*2	mm	底面の標高*3	m	材	料	鉄筋コンクリート*4		<p>沸騰水型原子炉では、建屋気密性を被ばく評価の条件に用いているが、MOX燃料加工施設では、洞道には気密性を設定していないことから、記載は不要と判断する</p>
添付図	主要寸法(m)	材料																																																																																			
第1.1-10 図	<200>	1.30	普通コンクリート																																																																																		
	<201>	1.30	普通コンクリート																																																																																		
第1.1-11 図	<202>	1.30	普通コンクリート																																																																																		
名称		変更前	変更後																																																																																		
名		原子炉建屋原子炉棟*1	原子炉建屋原子炉棟*7																																																																																		
種	類	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造																																																																																		
		(屋根は鉄骨構造)																																																																																			
設計	気密度	%/d																																																																																			
主要寸法	たて×横	mm	変更なし																																																																																		
	高さ	mm																																																																																			
	壁東壁	mm																																																																																			
	壁西壁	mm																																																																																			
	壁南壁	mm																																																																																			
壁北壁	mm																																																																																				
材	料	鉄筋コンクリート及び鋼材*2																																																																																			
個	数	1*6																																																																																			
名称		変更前	変更後																																																																																		
名		<input type="text"/>																																																																																			
種	類	鉄筋コンクリート基礎壁																																																																																			
主要寸法	たて×横	mm	変更なし																																																																																		
	高さ*2	mm																																																																																			
	底面の標高*3	m																																																																																			
材	料	鉄筋コンクリート*4																																																																																			

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容(添付書類への展開は方針を記載)
①	耐震クラス	B	第六条, 第二十七条 地震			
⑦	注釈	注2 本洞道がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また, 本洞道はBクラスのしゃへい壁を有していることから, Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。	第六条, 第二十七条 地震	耐震クラスは耐震設計の前提条件であり, 建屋の性能に係る仕様ではないため基本設計方針において展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	第3.1.1-1 表 クラス別施設 ・注記において「*5: 建屋遮蔽(燃料加工建屋)及び洞道遮蔽(貯蔵容器搬送用洞道)は, Bクラスとする。また, 燃料加工建屋は, 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに, 基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。」と展開。
②	放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	第二十二条 遮蔽	遮蔽設計の基本方針であるため, 基本設計方針で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 7. 遮蔽)	安全機能を有する施設は, 周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が, 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことはもとより, 公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため, 以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。
③	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し, 安全確保上支障がないように設計するものとする。	第八条 外部衝撃	航空機落下確率に基づく方針については基本設計方針で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 3.3.5 航空機落下)	MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業(変更)許可を受けている。
					V-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針	「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号)等に基づき評価した結果, MOX燃料加工施設への航空機落下確率の総和は, 6.5×10^{-9} 回/年となり, 防護設計の要否を判断する基準である 10^{-7} 回/年を超えないことを事業(変更)許可において確認している。
④	支持地盤の許容支持力度	長期: 11.2MPa 短期: 14.6MPa	第五条, 第二十六条 地盤 第六条, 第二十七条 地震	・支持地盤の基本設計方針に対しては, 申請対象の建屋を許可を受けた支持地盤に設置すること, 計算書においてその妥当性を確認することで適合性を説明する。なお, 建屋の設置位置は仕様表の基礎の底面の標高で示している。 ・支持地盤の許容支持力度は, 地震による建屋の接地圧に対して支持地盤が支持されることの妥当性を確認するための評価条件であるため, 基本設計方針で建屋と支持地盤に対する設計方針を, 計算書等の添付書類において具体的評価方法・評価条件として展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 2. 地盤)	・Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては, 自重及び通常時の荷重等と, 静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して, 安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。
					III-1-1 耐震設計の基本方針	・「2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 (1)安全機能を有する施設」において接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する方針であることを展開する。 ・「5. 機能維持の基本方針 5.1.5 許容限界 (3)基礎地盤の支持性能」において支持地盤の許容限界の考え方を記載する。
					III-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	「4. 地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度」において, 支持力度の算出の考え方を記載する。
⑤	主要材料	コンクリート設計基準強度 $F_c=30\text{N/mm}^2$	第六条, 第二十七条 地震	・仕様表は構造情報(主要材料)を記載し, 部材の強度については, 耐震の強度評価を行うにあたっての使用材料の物性値及び許容応力度を設定するための評価条件であるため, 基本設計方針で設計方針を示し, 具体的評価条件として添付書類で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止)	(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物 上記(イ) ii. による許容応力度を許容限界とする。
⑥	特記事項	管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は, 除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。	第二十一条 汚染の防止	汚染防止に係る設計の基本方針と対象範囲を示す情報であり, 建屋の性能に係る仕様ではないため, 基本設計方針及び添付書類で展開する。	基本設計方針(第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能)	核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は, 除染が容易で, 腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。
		汚染防止に係る措置	第二十一条 汚染の防止		V-1-1-2-1 安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書	「第3.11-1表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置」において展開する。

添付-7 (19) 遮蔽設備の仕様表記載例 (遮蔽扉)

既認可の仕様表		仕様表記載例		要求事項の整理		発電炉類似設備要目表		備考																																																																											
<p>①基本設計方針で展開</p> <p>②基本設計方針, 添付図面(平面図)で展開</p> <p>③構造図で展開</p> <p>④基本設計方針, 添付書類, 添付図面(構造図, 平面図)で展開。</p>		<p>変更後</p> <p>変更前</p>		<p>技術基準</p> <p>第二十二条 遮蔽</p> <p>MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</p>		<p>3. 生体遮蔽装置 (一次遮蔽, 二次遮蔽, 補助遮蔽, 中央制御室遮蔽, 燃料加工建屋遮蔽, 放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽, 放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽, 放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽) の名称, 種類, 主要寸法, 冷却方法及び材料</p>		<p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>																																																																											
<p>名称</p> <p>しゃへい扉 <D7> (注1)</p> <p>耐震クラス</p> <p>—</p> <p>放射線防護 (しゃへい)</p> <p>しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。</p> <p>個数</p> <p>1</p> <p>構造の種類</p> <p>本体: 鋼材及びポリエチレン</p> <p>主要寸法</p> <p>厚さ: 第1.-5表に示す。</p> <p>主要材料</p> <p>鋼材: JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に定める SS400</p> <p>ポリエチレン: JIS K 6922-1 (プラスチック-ポリエチレン (PE) 成形用及び押出用材料-) に定めるポリエチレン 密度 0.93×10³kg/m³以上</p> <p>添付図面 (平面図, 立面図及び断面図)</p> <p>第1.1-1図, 第1.1-12図に示す。</p> <p>しゃへい扉の番号は, <D7></p> <p>特記事項</p> <p>ポリエチレンは鋼材により被覆する。</p> <p>注1 対応する加工事業許可番号 (日付): 平成17-04-20原第18号 (平成22年5月13日)</p>		<p>名称</p> <p>燃料加工建屋 地下3階 (T. M. S. L. 35.00m)</p> <p>遮蔽扉 (ペレット一時保管設備) *3</p> <p>材料</p> <p>変更後</p> <p>変更なし</p> <p>変更前</p> <p>SUS304</p> <p>ポリエチレン (密度 0.93×10³kg/m³以上)</p> <p>主要寸法*2 (mm)</p> <p>6 (8*)</p> <p>85 (87*1)</p>		<p>主要仕様 (詳細設計)</p> <p>・材料</p> <p>・主要寸法</p>		<p>変更後</p> <p>変更前</p> <p>冷却方法</p> <p>自然冷却</p> <p>主要寸法 (最小厚さ mm)</p> <p>395 (400*), 895 (900*)</p> <p>219.2 (228*)</p> <p>110 (110*)</p> <p>材料</p> <p>普通コンクリート (密度 2.10 g/cm³以上)</p> <p>鉛ガラス (密度 4.36 g/cm³以上)</p> <p>鋼板 (SS400)</p>		<p>【補足】</p> <p>既認可の遮蔽扉の仕様表は、代表の仕様表とそれ以外の一覧表 (本文構造図の別紙) の2種類で示していた。</p>																																																																											
<p>許可番号・添付図面番号との紐付情報は参考情報であるため展開しない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>しゃへい扉</th> <th>構造</th> <th>しゃへい</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><D2></td> <td>D-b</td> <td>340</td> <td>普通コンクリート (ペレット加工第2室)</td> </tr> <tr> <td><D3></td> <td>D-a</td> <td>490</td> <td>普通コンクリート (燃料棒加工第2室)</td> </tr> <tr> <td><D4></td> <td>D-a</td> <td>490</td> <td>普通コンクリート (スクラップ処理室)</td> </tr> <tr> <td><D5></td> <td>D-a</td> <td>290</td> <td>普通コンクリート (燃料棒受入室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><D6></td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t₁:78</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₂:292</td> <td>ポリエチレン (貯蔵容器一時保管室)</td> </tr> <tr> <td>t₃:35</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><D8></td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t₁:63</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₂:260</td> <td>ポリエチレン (貯蔵一時保管室)</td> </tr> <tr> <td>t₃:34</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td><D9> (注2)</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t₁:6</td> <td>ステンレス鋼 (注3)</td> </tr> <tr> <td>t₂:85</td> <td>ポリエチレン (ペレット一時保管室)</td> </tr> <tr> <td>t₃:6</td> <td>ステンレス鋼 (注3)</td> </tr> <tr> <td><D10> (注2)</td> <td rowspan="3">D-c</td> <td>t₁:72</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₂:185</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>t₃:330</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><D12> (注2)</td> <td rowspan="3">D-d</td> <td>t₂:110</td> <td>ポリエチレン (燃料棒倉庫立第1室)</td> </tr> <tr> <td>t₃:43</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₁:17</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><D13> (注2)</td> <td rowspan="3">D-e</td> <td>t₂:180</td> <td>ポリエチレン (燃料棒倉庫立第2室)</td> </tr> <tr> <td>t₃:43</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₁:63</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><D14></td> <td rowspan="3">D-d</td> <td>t₂:165</td> <td>ポリエチレン (燃料棒倉庫立第3層)</td> </tr> <tr> <td>t₃:34</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>t₁:423</td> <td>鋼材 (地下1階第1室)</td> </tr> </tbody> </table>		しゃへい扉	構造	しゃへい	その他	<D2>	D-b	340	普通コンクリート (ペレット加工第2室)	<D3>	D-a	490	普通コンクリート (燃料棒加工第2室)	<D4>	D-a	490	普通コンクリート (スクラップ処理室)	<D5>	D-a	290	普通コンクリート (燃料棒受入室)	<D6>	D-c	t ₁ :78	鋼材	t ₂ :292	ポリエチレン (貯蔵容器一時保管室)	t ₃ :35	鋼材	<D8>	D-c	t ₁ :63	鋼材	t ₂ :260	ポリエチレン (貯蔵一時保管室)	t ₃ :34	鋼材	<D9> (注2)	D-c	t ₁ :6	ステンレス鋼 (注3)	t ₂ :85	ポリエチレン (ペレット一時保管室)	t ₃ :6	ステンレス鋼 (注3)	<D10> (注2)	D-c	t ₁ :72	鋼材	t ₂ :185	ポリエチレン	t ₃ :330	鋼材	<D12> (注2)	D-d	t ₂ :110	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第1室)	t ₃ :43	鋼材	t ₁ :17	鋼材	<D13> (注2)	D-e	t ₂ :180	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第2室)	t ₃ :43	鋼材	t ₁ :63	鋼材	<D14>	D-d	t ₂ :165	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第3層)	t ₃ :34	鋼材	t ₁ :423	鋼材 (地下1階第1室)	<p>注記</p> <p>*1: 公称値を示す。</p> <p>*2: 遮蔽設計上考慮する厚さを示す。</p> <p>*3: 遮蔽扉のうち, ペレット一時保管室及びペレット加工第1室, ペレット一時保管室及びペレット加工第4室境界の遮蔽扉はその他の加工施設の火災防護設備の火災区域構造物及び火災区域構造物 (燃料加工建屋) の防火扉と兼用する。</p>		<p>変更後</p> <p>変更前</p> <p>冷却方法</p> <p>自然冷却</p> <p>主要寸法 (最小厚さ mm)</p> <p>395 (400*), 895 (900*)</p> <p>219.2 (228*)</p> <p>110 (110*)</p> <p>材料</p> <p>普通コンクリート (密度 2.10 g/cm³以上)</p> <p>鉛ガラス (密度 4.36 g/cm³以上)</p> <p>鋼板 (SS400)</p>		<p>注記 * : 公称値を示す。</p>	
しゃへい扉	構造	しゃへい	その他																																																																																
<D2>	D-b	340	普通コンクリート (ペレット加工第2室)																																																																																
<D3>	D-a	490	普通コンクリート (燃料棒加工第2室)																																																																																
<D4>	D-a	490	普通コンクリート (スクラップ処理室)																																																																																
<D5>	D-a	290	普通コンクリート (燃料棒受入室)																																																																																
<D6>	D-c	t ₁ :78	鋼材																																																																																
		t ₂ :292	ポリエチレン (貯蔵容器一時保管室)																																																																																
		t ₃ :35	鋼材																																																																																
<D8>	D-c	t ₁ :63	鋼材																																																																																
		t ₂ :260	ポリエチレン (貯蔵一時保管室)																																																																																
		t ₃ :34	鋼材																																																																																
<D9> (注2)	D-c	t ₁ :6	ステンレス鋼 (注3)																																																																																
t ₂ :85		ポリエチレン (ペレット一時保管室)																																																																																	
t ₃ :6		ステンレス鋼 (注3)																																																																																	
<D10> (注2)	D-c	t ₁ :72	鋼材																																																																																
t ₂ :185		ポリエチレン																																																																																	
t ₃ :330		鋼材																																																																																	
<D12> (注2)	D-d	t ₂ :110	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第1室)																																																																																
		t ₃ :43	鋼材																																																																																
		t ₁ :17	鋼材																																																																																
<D13> (注2)	D-e	t ₂ :180	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第2室)																																																																																
		t ₃ :43	鋼材																																																																																
		t ₁ :63	鋼材																																																																																
<D14>	D-d	t ₂ :165	ポリエチレン (燃料棒倉庫立第3層)																																																																																
		t ₃ :34	鋼材																																																																																
		t ₁ :423	鋼材 (地下1階第1室)																																																																																

既認可仕様表のうち他の箇所で展開する記載に係る補足

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所で記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容 (添付書類への展開は方針を記載)
①	放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	第二十二条 遮蔽	遮蔽設計の基本方針であるため、基本設計方針で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。
②	個数	1	-	遮蔽設備の仕様表については、遮蔽体を個別に区別せず、設置階ごとに同一仕様(「主要寸法」、「材料」)のものをまとめて記載するため、個数については建屋平面図上で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。 d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽扉の配置を示すことで設置する個数がわかるようにする。
③	特記事項	ポリエチレンは鋼材により被覆する	-	既認可では、遮蔽扉が火災により損傷することを防止するために記載していた。新規制基準において、火災防護の要求が明確化され、火災区域境界に設置する防火扉に該当する遮蔽扉の設計は、火災防護設備の基本設計方針及び添付書類で明確とする。また、火災区域境界に設置しない遮蔽扉は火災防護上の要求はないことから構造図において展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止)	7.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。
					V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書	本添付書類において防火扉について3時間以上の耐火能力を有することについて展開する。
					V-2-5 構造図	構造図において鋼材により被覆することを記載する。
④	第1.-5表	隣接部屋番号 線源室 119 (ペレット一時保管室) 線源室外 126 (ペレット加工第1室) 線源室外 116 (ペレット加工第4室)	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価上の線源の位置情報である。基本設計方針で設計方針を示し、具体的線源の位置については添付書類で展開する。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。 d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置
					II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線遮蔽に関する計算書	「第3.-3表 遮蔽扉の線量率計算結果」において線源室(代表計算の遮蔽扉)について記載する。
					V-2-2 平面図及び断面図	建屋平面図において、遮蔽扉の配置と部屋番号・部屋名称を示す。
					V-2-5 構造図	既認可の別紙一覧表と同様な形式の表を構造図の別紙として添付する。
		注1 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼6mm以上、ポリエチレン55mm以上、ステンレス鋼6mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については、均一化混合装置の申請時に記載する。 注2 貯蔵施設のペレット一時保管設備に属するしゃへい扉である。しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ポリエチレン20mm以上、ステンレス鋼4mm以上)又は				MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて管理区域を適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。

No	既認可仕様表の記載項目		関連条文	他の箇所に記載すること に対する考え方	設工認申請書	
	記載箇所	記載内容			展開先書類	展開先の内容（添付書類への展開は方針を記載）
⑤	別紙 注釈	<p>(ポリエチレン6mm以上, ステンレス鋼4mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, ペレット一時保管設備の申請時に記載する。</p> <p>注3 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼4mm以上, ポリエチレン120mm以上, ステンレス鋼14mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, マガジン編成装置の申請時に記載する。</p> <p>注4 しゃへい評価に線源周りの補助しゃへい(ステンレス鋼4mm以上, ポリエチレン120mm以上, ステンレス鋼14mm以上)又は(ステンレス鋼2mm以上, ポリエチレン50mm以上, 鉛10mm以上)を考慮する。補助しゃへいの仕様については, 燃料集合体組立設備の申請時に記載する。</p> <p>注5 JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯又はJIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯に定めるSUS304</p>	第二十二条 遮蔽	遮蔽評価の建屋以外に考慮する機器側の補助遮蔽の情報であり, 基本設計方針で設計方針を示し, 具体的評価条件は添付書類で示す。	基本設計方針 (第1章 共通項目 7. 遮蔽)	d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては, 遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう, 開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には, 以下に示すような放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部を線源を直接見通さないような場所に設置する措置 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には, 遮蔽扉, 遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置
					II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線遮蔽に関する計算書	<ul style="list-style-type: none"> 「第3.-3表 遮蔽扉の線量率計算結果」において補助遮蔽の情報(代表計算の遮蔽扉)を記載する。 「2.5 遮蔽体」において遮蔽体の材料規格を記載する。 <p>なお, 補助遮蔽は設置する機器の申請に合わせて次回以降申請する。</p>
					V-2-5 構造図	既認可の別紙一覧表と同様な形式の表(注釈を含む)を構造図の別紙として添付する。

添付-7 (20) 遮蔽設備の仕様表記載例 (遮蔽蓋)

既認可の仕様表	仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																				
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<table border="1" data-bbox="736 304 1344 609"> <thead> <tr> <th>名称種類</th> <th>主要寸法*2 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遮蔽蓋 (燃料集合体貯蔵設備)</td> <td>燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)</td> <td>92 ()</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400 ()</td> <td>ポリエチレン (密度 0.93×10³ kg/m³ 以上)</td> </tr> <tr> <td>遮蔽蓋 支持架台</td> <td>燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)</td> <td>1040 ()</td> <td>モルタル (密度 2.15×10³ kg/m³ 以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="736 630 1187 682">注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さを示す。</p>	名称種類	主要寸法*2 (mm)	材料	遮蔽蓋 (燃料集合体貯蔵設備)	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	92 ()	SUS304		400 ()	ポリエチレン (密度 0.93×10 ³ kg/m ³ 以上)	遮蔽蓋 支持架台	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	1040 ()	モルタル (密度 2.15×10 ³ kg/m ³ 以上)	<table border="1" data-bbox="1374 294 1982 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th>要求種別</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>機能要求②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二十二条 遮蔽</td> <td>安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイライン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 材料 主要寸法 </td> </tr> <tr> <td>MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1403 1165 2145 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p> : 仕様表記載例に展開している記載項目 : 既認可仕様表のうち仕様表記載例に展開していない項目 : 発電炉の要目表の項目のうち仕様表記載例に展開していない項目 </p> </div>	技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)	機能要求②	第二十二条 遮蔽	安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイライン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 材料 主要寸法 	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	<p data-bbox="2196 262 2255 1848" style="font-size: small;">3. 生体遮蔽装置 (一次遮蔽, 二次遮蔽, 補助遮蔽, 中央制御室遮蔽, 原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時貯蔵所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材, 使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材, 放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。) の名称, 種類, 主要寸法, 冷却方法及び材料</p> <table border="1" data-bbox="2255 262 2537 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称種類</th> <th rowspan="2">主 要 寸 法 (最小厚さmm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>冷却方法</th> <th>冷却方法</th> <th>冷却方法</th> <th>冷却方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室遮蔽 (待避室)</td> <td>地上中3階 (EL. 20.30 m)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>395 (400*), 895 (900*)</td> <td></td> <td></td> <td>普通コンクリート (密度 2.10 g/cm³ 以上)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>219.2 (228*)</td> <td></td> <td></td> <td>鉛ガラス (密度 4.36 g/cm³ 以上)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>110 (110*)</td> <td></td> <td></td> <td>鋼板 (SS400)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自然冷却</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2537 1659 2567 1848">注記 * : 公称値を示す。</p>	名称種類	主 要 寸 法 (最小厚さmm)	材 料	変 更 前		変 更 後		冷却方法	冷却方法	冷却方法	冷却方法	中央制御室遮蔽 (待避室)	地上中3階 (EL. 20.30 m)									395 (400*), 895 (900*)			普通コンクリート (密度 2.10 g/cm ³ 以上)				219.2 (228*)			鉛ガラス (密度 4.36 g/cm ³ 以上)				110 (110*)			鋼板 (SS400)							自然冷却	<p>冷却方法は放射線による温度上昇がわずかであるため記載項目としない。</p>
名称種類	主要寸法*2 (mm)	材料																																																																						
遮蔽蓋 (燃料集合体貯蔵設備)	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	92 ()	SUS304																																																																					
		400 ()	ポリエチレン (密度 0.93×10 ³ kg/m ³ 以上)																																																																					
遮蔽蓋 支持架台	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56.80m)	1040 ()	モルタル (密度 2.15×10 ³ kg/m ³ 以上)																																																																					
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																																																																						
	機能要求②																																																																							
第二十二条 遮蔽	安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイライン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 材料 主要寸法 																																																																						
	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。																																																																							
名称種類	主 要 寸 法 (最小厚さmm)	材 料	変 更 前		変 更 後																																																																			
			冷却方法	冷却方法	冷却方法	冷却方法																																																																		
中央制御室遮蔽 (待避室)	地上中3階 (EL. 20.30 m)																																																																							
			395 (400*), 895 (900*)			普通コンクリート (密度 2.10 g/cm ³ 以上)																																																																		
			219.2 (228*)			鉛ガラス (密度 4.36 g/cm ³ 以上)																																																																		
			110 (110*)			鋼板 (SS400)																																																																		
						自然冷却																																																																		

添付-7 (21) 施設外漏えい防止堰の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表案	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																								
<p>MOX 施設の既認可に仕様表なし。</p>	<table border="1" data-bbox="730 342 1320 871"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">施設外漏えい防止堰 (液体廃棄物処理第3室出入口)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">堰</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>堰の高さ</td> <td>mm</td> <td>360以上*1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床面及び壁面の塗装の範囲</td> <td>—</td> <td>床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>本体</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>床面及び壁面の塗装</td> <td>—</td> <td>エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>液体廃棄物処理第3室 T. M. S. L. 35. 00m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*2</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*2</td> </tr> </table> <p data-bbox="715 877 1210 932"> 注記 *1: T. M. S. L. 35. 00m からの高さ。 *2: 本装置は、溢水防護対象でないため「—」とする。 </p> <table border="1" data-bbox="804 951 1184 982"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>機種で統一して記載する仕様項目</td> </tr> </table>	名称		施設外漏えい防止堰 (液体廃棄物処理第3室出入口)		種類	—	堰		主要寸法	堰の高さ	mm	360以上*1	床面及び壁面の塗装の範囲		—	床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面	主要材料	本体	—	鉄筋コンクリート	床面及び壁面の塗装	—	エポキシ樹脂	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	設置床	—	液体廃棄物処理第3室 T. M. S. L. 35. 00m	溢水防護上の区画番号	—	—*2	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*2	<input type="checkbox"/>	機種で統一して記載する仕様項目	<table border="1" data-bbox="1353 352 1961 716"> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別 機能要求②</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <td>第十条 閉じ込め</td> <td>液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合、漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、貯槽等に内包される廃液の全量に対して、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・主要寸法 ・主要材料 ・床面及び壁面の塗装の範囲 </td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>6. 5. 1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</td> <td>取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)</td> </tr> </table>	技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)	第十条 閉じ込め	液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合、漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、貯槽等に内包される廃液の全量に対して、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要寸法 ・主要材料 ・床面及び壁面の塗装の範囲 	第十二条 溢水防護	6. 5. 1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)	<p data-bbox="2000 323 2635 447"> 3 堰その他の設備に係る次の事項 (2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰 (放射性廃棄物運搬容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備) の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料 </p> <table border="1" data-bbox="2000 457 2585 1056"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>キャスク搬出入用 出入口</th> <th>キャスク搬出入用 出入口*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類*2</td> <td>—</td> <td colspan="2">堰</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>堰の高さ</td> <td>mm</td> <td>150 以上*3、*4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床面及び壁面の塗装の範囲*4</td> <td>—</td> <td>床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>床面及び壁面の塗装*4</td> <td>—</td> <td>エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL. 8. 30 m*5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2000 1058 2585 1192"> 注記 *1: 浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備に使用する場合は事項を記載。 *3: EL. 8. 30 m からの高さ。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「床・壁の塗装」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「サイトバンカトラックエリア (一階)」と記載。 </p>	名称		変更前	変更後	名称		キャスク搬出入用 出入口	キャスク搬出入用 出入口*1	種類*2	—	堰		主要寸法	堰の高さ	mm	150 以上*3、*4	床面及び壁面の塗装の範囲*4		—	床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面	材料	堰	—	鉄筋コンクリート	床面及び壁面の塗装*4	—	エポキシ樹脂	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	設置床	—	EL. 8. 30 m*5	溢水防護上の区画番号	—	—		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	
名称		施設外漏えい防止堰 (液体廃棄物処理第3室出入口)																																																																																										
種類	—	堰																																																																																										
主要寸法	堰の高さ	mm	360以上*1																																																																																									
床面及び壁面の塗装の範囲		—	床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面																																																																																									
主要材料	本体	—	鉄筋コンクリート																																																																																									
	床面及び壁面の塗装	—	エポキシ樹脂																																																																																									
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—																																																																																									
	設置床	—	液体廃棄物処理第3室 T. M. S. L. 35. 00m																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	—	—*2																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*2																																																																																									
<input type="checkbox"/>	機種で統一して記載する仕様項目																																																																																											
技術基準	要求種別 機能要求②	主な仕様 (詳細設計)																																																																																										
第十条 閉じ込め	液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合、漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、貯槽等に内包される廃液の全量に対して、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要寸法 ・主要材料 ・床面及び壁面の塗装の範囲 																																																																																										
第十二条 溢水防護	6. 5. 1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。	取付箇所 (区画番号、配慮が必要な高さ)																																																																																										
名称		変更前	変更後																																																																																									
名称		キャスク搬出入用 出入口	キャスク搬出入用 出入口*1																																																																																									
種類*2	—	堰																																																																																										
主要寸法	堰の高さ	mm	150 以上*3、*4																																																																																									
床面及び壁面の塗装の範囲*4		—	床面及び床面から堰の高さ以上までの壁面																																																																																									
材料	堰	—	鉄筋コンクリート																																																																																									
	床面及び壁面の塗装*4	—	エポキシ樹脂																																																																																									
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—																																																																																									
	設置床	—	EL. 8. 30 m*5																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	—	—																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																																																																																									

添付-7 (22) 火災区域構造物及び火災区画構造物の仕様表記載例

既認可の仕様表	仕様表記載例	要求事項の整理	発電炉類似設備要目表	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>既認可の仕様表に該当なし</p>	<table border="1" data-bbox="549 273 1350 409"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貯蔵容器搬送用洞道*2</td> <td>火災区域</td> <td>PA-61</td> <td>壁</td> <td>150 (300*1)</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="549 415 1350 462">注記 *1: 公称値のうち最小のものを示す。 *2: 3時間耐火性能を有する防火扉を含む。(主要材料: 鋼材)</p> <table border="1" data-bbox="549 556 1350 682"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料棒貯蔵室 *2*3</td> <td>火災区域</td> <td>PA-29</td> <td>壁</td> <td>150 (300*1)</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>燃料棒貯蔵室 *2*3*4</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="549 688 1350 840">注記 *1: 公称値のうち最小のものを示す。 *2: 3時間耐火性能を有する防火扉を含む。(主要材料: 鋼材) *3: 防火扉のうち、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉は成形施設 燃料加工建屋の遮蔽扉と兼用する。 *4: 防火扉のうち、燃料棒貯蔵室及び燃料棒加工第3室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体組立第1室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉は核燃料物質の貯蔵施設 燃料棒貯蔵設備の遮蔽扉と兼用する。</p> <div data-bbox="549 892 1498 1092" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回申請対象設備である貯蔵容器搬送用洞道の火災区域構造物の仕様表を作成。 また、第1回申請の燃料加工建屋の火災区域に設置する第2回申請対象設備の遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）は、防火扉として燃料加工建屋の火災区域を構成していることから、第2回申請では第1回申請の仕様表に、遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）を防火扉として兼用することを注記*4として追加。 </div>	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料	火災区域名称					貯蔵容器搬送用洞道*2	火災区域	PA-61	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料	燃料棒貯蔵室 *2*3	火災区域	PA-29	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	燃料棒貯蔵室 *2*3*4			変更なし		<table border="1" data-bbox="1380 315 1973 651"> <thead> <tr> <th>技術基準</th> <th>要求種別</th> <th>主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二十九条 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</td> <td>機能要求②</td> <td>・主要寸法 ・主要材料</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)	第二十九条 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	・主要寸法 ・主要材料	重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。			<p data-bbox="2012 294 2650 325">* 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料 * 燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉</p> <table border="1" data-bbox="2012 331 2650 693"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>火災区域 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>火災区域 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2012 703 2650 724">*1: 公称値のうち最小のものを示す。 *2: 3時間耐火性能を有する防火扉を含む。(主要材料: 鋼材)</p> <table border="1" data-bbox="2012 730 2650 1039"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>火災区域 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>火災区域 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料棒貯蔵室 (区画) 備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2012 1045 2650 1081">注記 *1: 本設備は既存の設備である。 *2: 公称値のうち最小のものを示す。</p>	変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料	火災区域 (区画) 名称					火災区域 (区画) 名称						燃料棒貯蔵室 (区画) 名称					燃料棒貯蔵室 (区画) 名称						燃料棒貯蔵室 (区画) 区分					燃料棒貯蔵室 (区画) 区分						燃料棒貯蔵室 (区画) 番号					燃料棒貯蔵室 (区画) 番号						燃料棒貯蔵室 (区画) 種類					燃料棒貯蔵室 (区画) 種類						燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法					燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法						燃料棒貯蔵室 (区画) 材料					燃料棒貯蔵室 (区画) 材料						燃料棒貯蔵室 (区画) 備考					燃料棒貯蔵室 (区画) 備考						変更前					変更後					名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料	火災区域 (区画) 名称					火災区域 (区画) 名称						燃料棒貯蔵室 (区画) 名称					燃料棒貯蔵室 (区画) 名称						燃料棒貯蔵室 (区画) 区分					燃料棒貯蔵室 (区画) 区分						燃料棒貯蔵室 (区画) 番号					燃料棒貯蔵室 (区画) 番号						燃料棒貯蔵室 (区画) 種類					燃料棒貯蔵室 (区画) 種類						燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法					燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法						燃料棒貯蔵室 (区画) 材料					燃料棒貯蔵室 (区画) 材料						燃料棒貯蔵室 (区画) 備考					燃料棒貯蔵室 (区画) 備考						<div data-bbox="1454 1260 1973 1354" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>□ : 仕様表記載例に展開している記載項目</p> </div>
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
火災区域名称					貯蔵容器搬送用洞道*2	火災区域	PA-61	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																													
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
燃料棒貯蔵室 *2*3	火災区域	PA-29	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	燃料棒貯蔵室 *2*3*4			変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																														
技術基準	要求種別	主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第二十九条 このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	・主要寸法 ・主要材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
火災区域 (区画) 名称					火災区域 (区画) 名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 名称					燃料棒貯蔵室 (区画) 名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 区分					燃料棒貯蔵室 (区画) 区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 番号					燃料棒貯蔵室 (区画) 番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 種類					燃料棒貯蔵室 (区画) 種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法					燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 材料					燃料棒貯蔵室 (区画) 材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 備考					燃料棒貯蔵室 (区画) 備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	名称	区分	番号	種類	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
火災区域 (区画) 名称					火災区域 (区画) 名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 名称					燃料棒貯蔵室 (区画) 名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 区分					燃料棒貯蔵室 (区画) 区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 番号					燃料棒貯蔵室 (区画) 番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 種類					燃料棒貯蔵室 (区画) 種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法					燃料棒貯蔵室 (区画) 主要寸法																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 材料					燃料棒貯蔵室 (区画) 材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料棒貯蔵室 (区画) 備考					燃料棒貯蔵室 (区画) 備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

MOX 燃料加工施設 第 2 回設工認申請に係る基本的な内容

①MOX 燃料加工施設の全体像

⇒再処理施設から受け入れた MOX 粉末から燃料集合体を製造するまでの施設全体の流れ

②取り扱う核燃料物質の流れと設備配置

⇒MOX 粉末、グリーンペレット、ペレット、燃料棒、集合体のそれぞれの流れと設備の配置との関係

③MOX 燃料加工施設における主要な安全設計

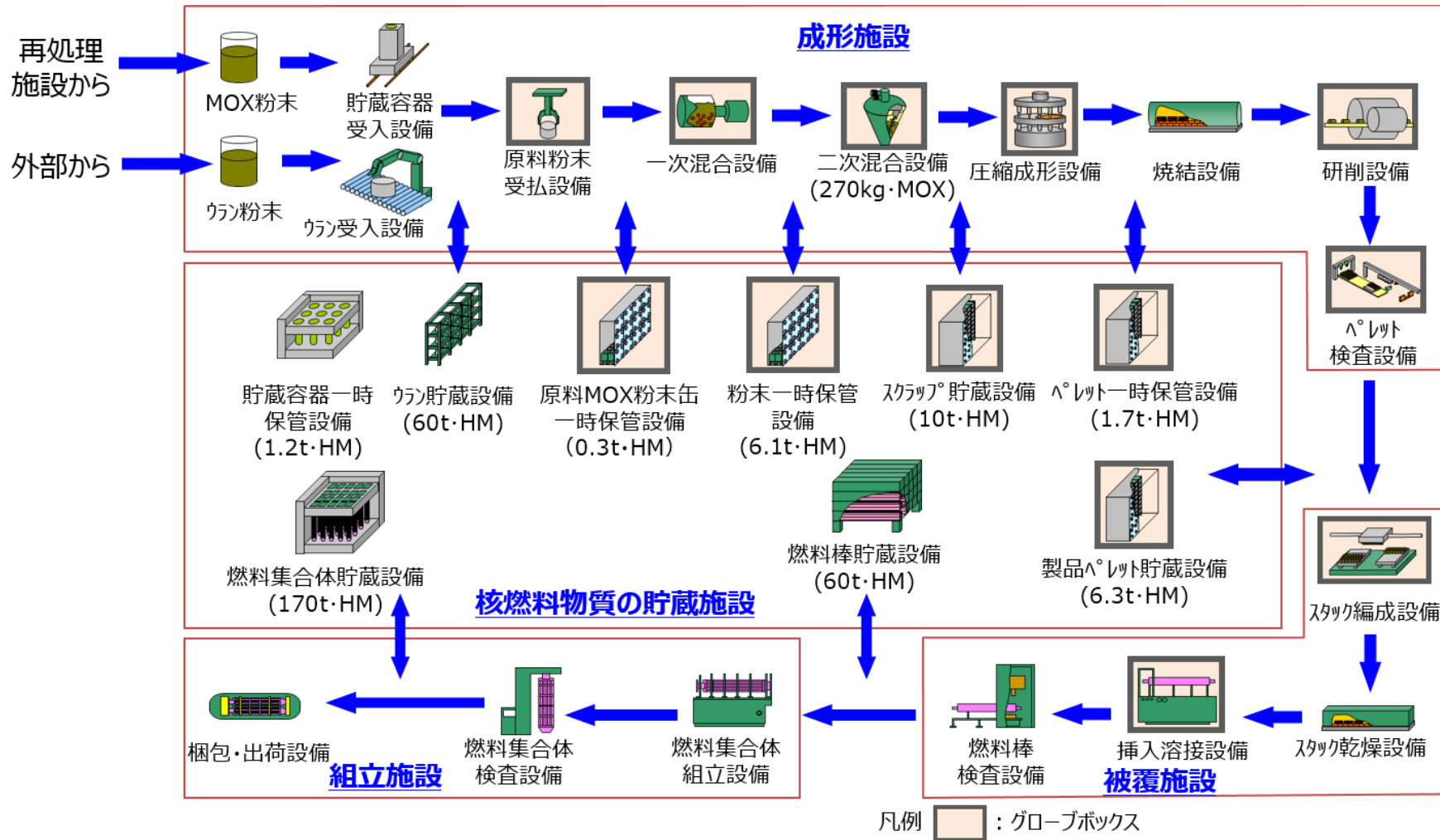
- ✓ MOX 燃料加工施設としての必要となる基本的な安全設計：閉じ込め、臨界等
- ✓ 共通項目として要求される安全設計：耐震、溢水、内部火災等
- ✓ 個別項目として要求される事項：貯蔵施設、廃棄施設、換気設備等

④第 2 回の申請対象設備

- ✓ 天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器
⇒気体廃棄設備の排風機、燃料棒及び燃料集合体を取り扱うクレーン及び貯蔵設備等
- ✓ 複数の階に跨って、天井や壁に設置する設備
⇒気体廃棄物の廃棄設備のダクト、液体廃棄物の廃棄設備の配管、消火設備の消火配管、ユーティリティに係る配管等
- ✓ 工事工程として優先して設置する必要がある設備（洞道、粉末及びペレットの貯蔵設備、溶検対象となる設備、容器等の個数が多い設備）
⇒貯蔵容器搬送用洞道、貯蔵設備の粉末一時保管設備、分析設備の分析済液処理装置、容器（J85）等
- ✓ なお、次回以降申請する設備の燃料加工建屋内への搬入に対する考慮については、添付一 8 別紙に示す。

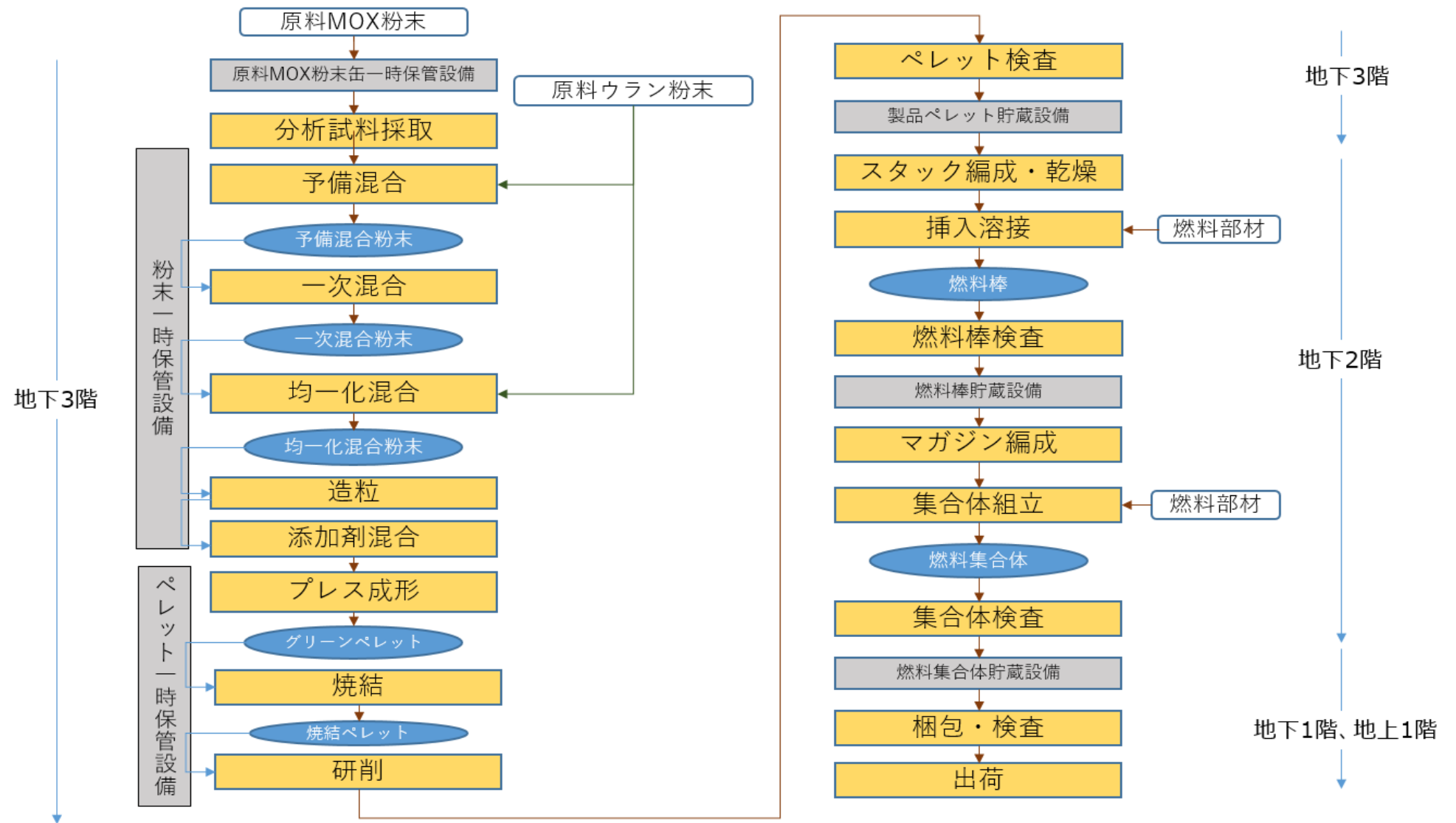
⑤第 2 回申請における技術基準規則の各条文で示す設計方針等

① MOX 燃料加工施設の全体像



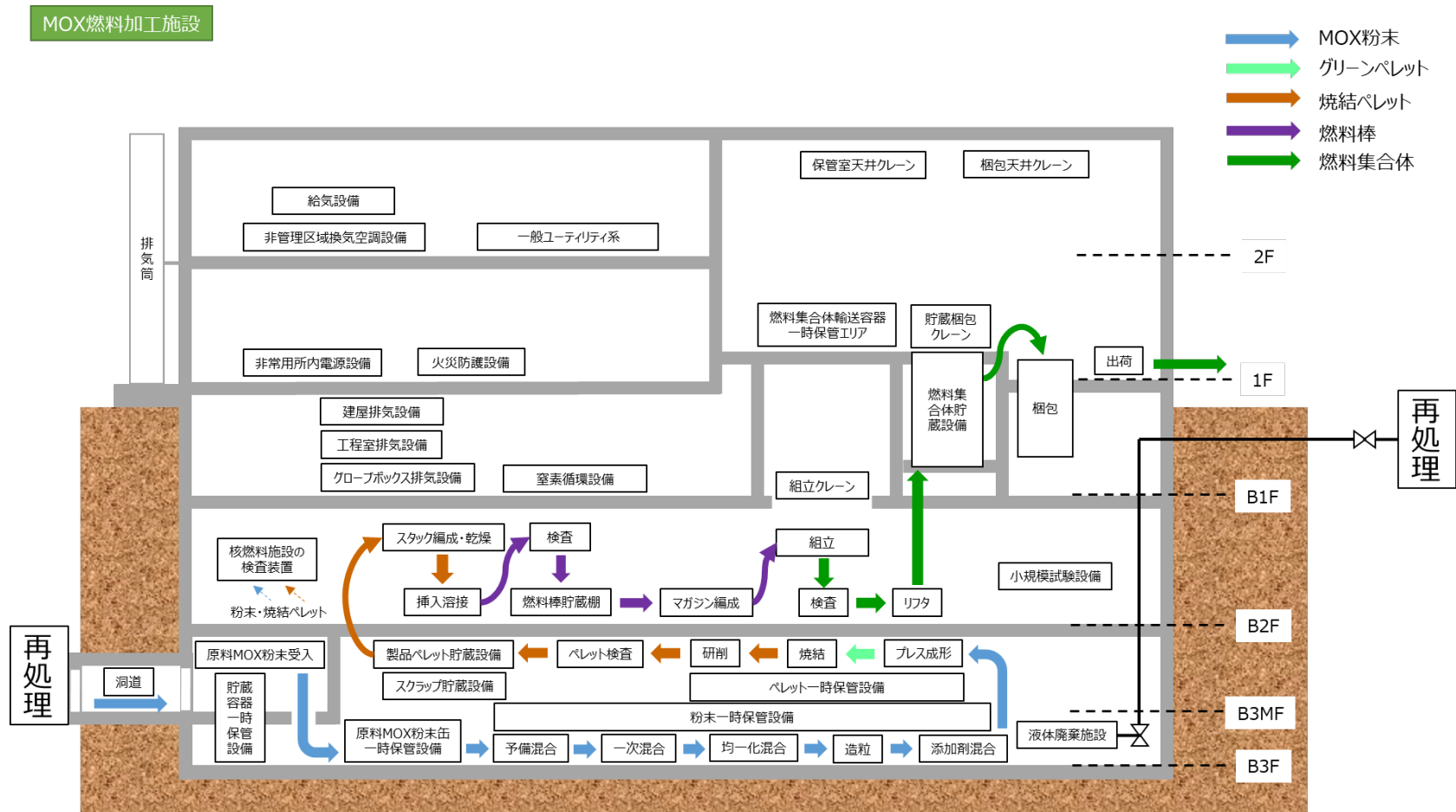
MOX 燃料加工施設の概要

② 取り扱う核燃料物質の流れと設備配置



【MOX 燃料製造の流れ】

- ✓ 非密封の MOX 粉末やペレット等を扱う場合はグローブボックス内で取り扱うことにより閉じ込め機能を確保する。
- ✓ 成形施設の原料 MOX 粉末受入から被覆施設の挿入溶接までの工程において非密封の核燃料物質を取り扱うため、全てのグローブボックスを連結しバウンダリを確保する。
- ✓ MOX 粉末を露出した状態で取り扱う設備は事故時等の外部への影響を抑えるため最地下階に設置。



③MOX燃料加工施設における主要な安全設計

- MOX燃料加工施設では、MOX粉末からグリーンペレット、ペレット、燃料棒及び燃料集合体と製造過程に応じて核燃料物質の形態が変わる。これを踏まえ、各工程における核燃料物質の形態に応じた安全設計を行う必要がある。
- 核燃料物質を非密封の状態で行う場合には、グローブボックスにて核燃料物質を取り扱う設計とする。
- 特に、MOX粉末については、飛散しやすく、気相に移行しやすいという特徴があるため、安全設計として、MOX粉末のグローブボックスによる閉じ込め機能が重要である。
- グローブボックスによる閉じ込め機能を維持するため、以下の設計を行う。
 - ・ 気体廃棄設備のグローブボックス排気設備による負圧維持
 - ・ グローブボックスの密封構造（漏えい率）の確保
 - ・ グローブボックスの耐震性の確保（本体の構造強度、パネルの機能維持）
 - ・ MOX粉末を取り扱うグローブボックスの内装機器等のグローブボックスパネル等への波及的影響を考慮した耐震性の確保
 - ・ グローブボックス内で取り扱う容器によるグローブボックスパネルの破損防止（直接衝突しない構造、跳ね返りによりパネルが損傷しない構造）
- 万が一、グローブボックスからMOX粉末が漏えいした場合も考慮し、グローブボックスが設置されている工程室についても、安全設計として、閉じ込め機能を確保するために、以下の設計を行う。
 - ・ 気体廃棄設備の工程室排気設備による工程室の負圧維持、建屋排気設備による燃料加工建屋（工程室以外の管理区域）の負圧維持
 - ・ 負圧順序を「グローブボックス内<工程室内<燃料加工建屋」とすることによる閉じ込め機能の確保
 - ・ MOX粉末を取り扱うグローブボックスを設置する工程室の耐震性の確保
- 上記の閉じ込め機能に係る設計の他に臨界防止のため、以下の設計を行う。
 - ・ 単一ユニットに対して設定する核的制限値の設定（形状寸法管理、質量管理）
 - ・ 複数ユニットに係る単一ユニット離隔距離の設定
 - ・ 核的制限値の維持及び管理の設計（誤搬入防止機構、構造等）
 - ・ 単一ユニット及び複数ユニットにおける臨界安全設計の妥当性評価の方法及び評価結果等

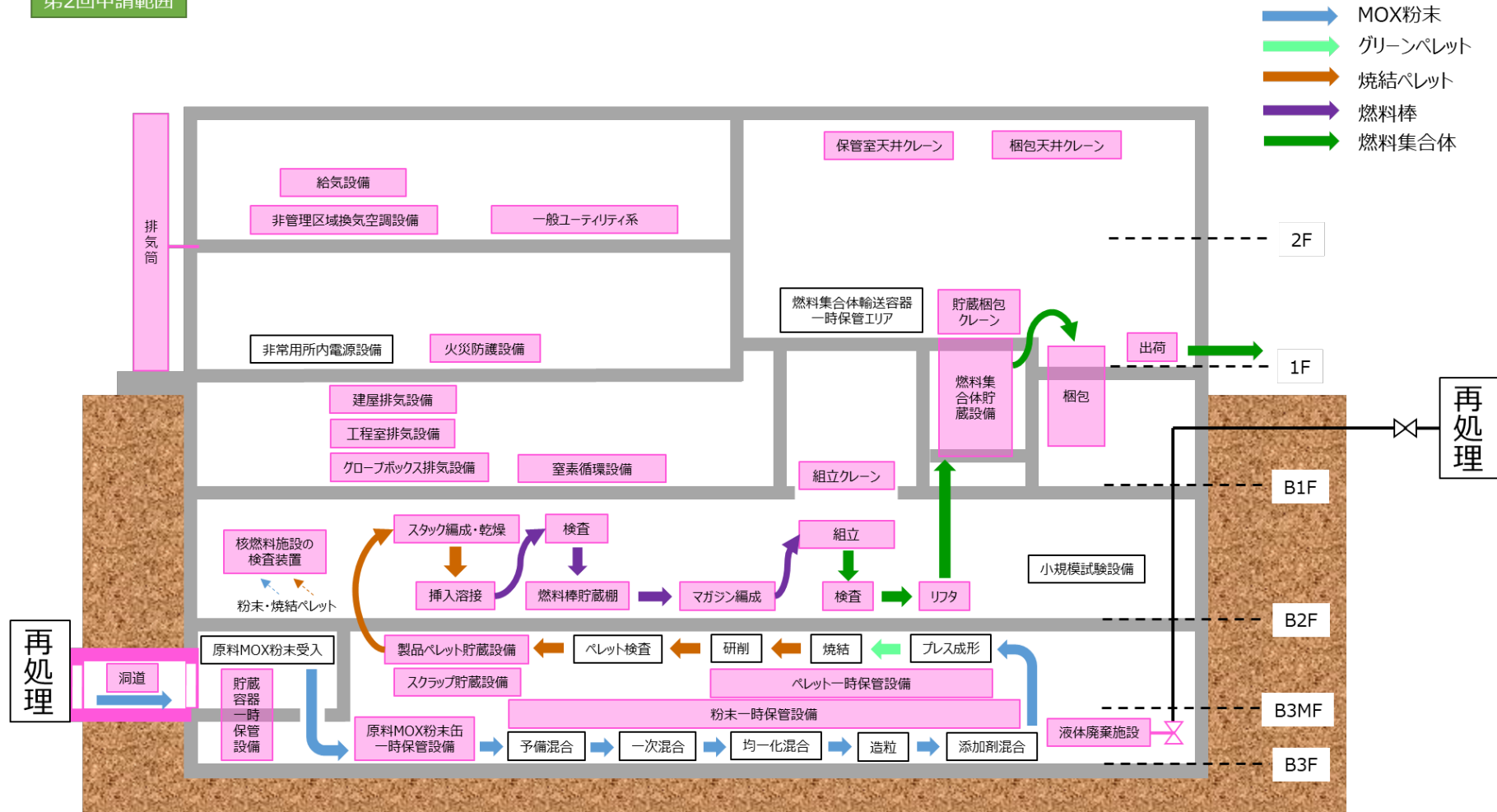
- 共通項目として要求される安全機能として、地震による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止、溢水による損傷の防止、火災等による損傷の防止等に係る設計を考慮。
 - ・ MOX燃料加工施設の各設備の耐震重要度に応じた第 2 回申請対象設備の耐震評価結果、下位クラス施設の波及的影響による影響
 - ・ 外気と取り合う気体廃棄物の廃棄設備の竜巻防護設計、火山灰の閉塞等に係る防護設計等
 - ・ 溢水防護対象設備の機能喪失高さ等
 - ・ 火災防護設備のグローブボックス消火装置の設計方針等なお、基本設計方針については、第 1 回申請にて申請済みである。
- 個別設備に要求される安全機能（廃棄施設、換気設備、貯蔵施設等）に係る設計
 - ・ 気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備の廃棄能力、逆流防止対策 等
 - ・ 換気設備の換気能力、逆流防止対策 等
 - ・ 貯蔵施設の貯蔵能力 等
- 第2回申請における技術基準規則の各条文で示す設計方針等を⑤に示す。
- 第 2 回申請における技術基準規則の条文以外の第十三条（安全避難通路）、第十九条（放射線管理施設）、第二十四条（非常用電源設備）、第二十五条（通信連絡設備）、第三十四条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）、第三十五条（重大事等への対処に必要となる水の供給設備）、第三十六条（電源設備）、第三十七条（監視測定設備）、第三十八条（緊急時対策所）及び第三十九条（通信連絡設備）があり、これらについては、関係する設備を申請する回次において適合性を示す。

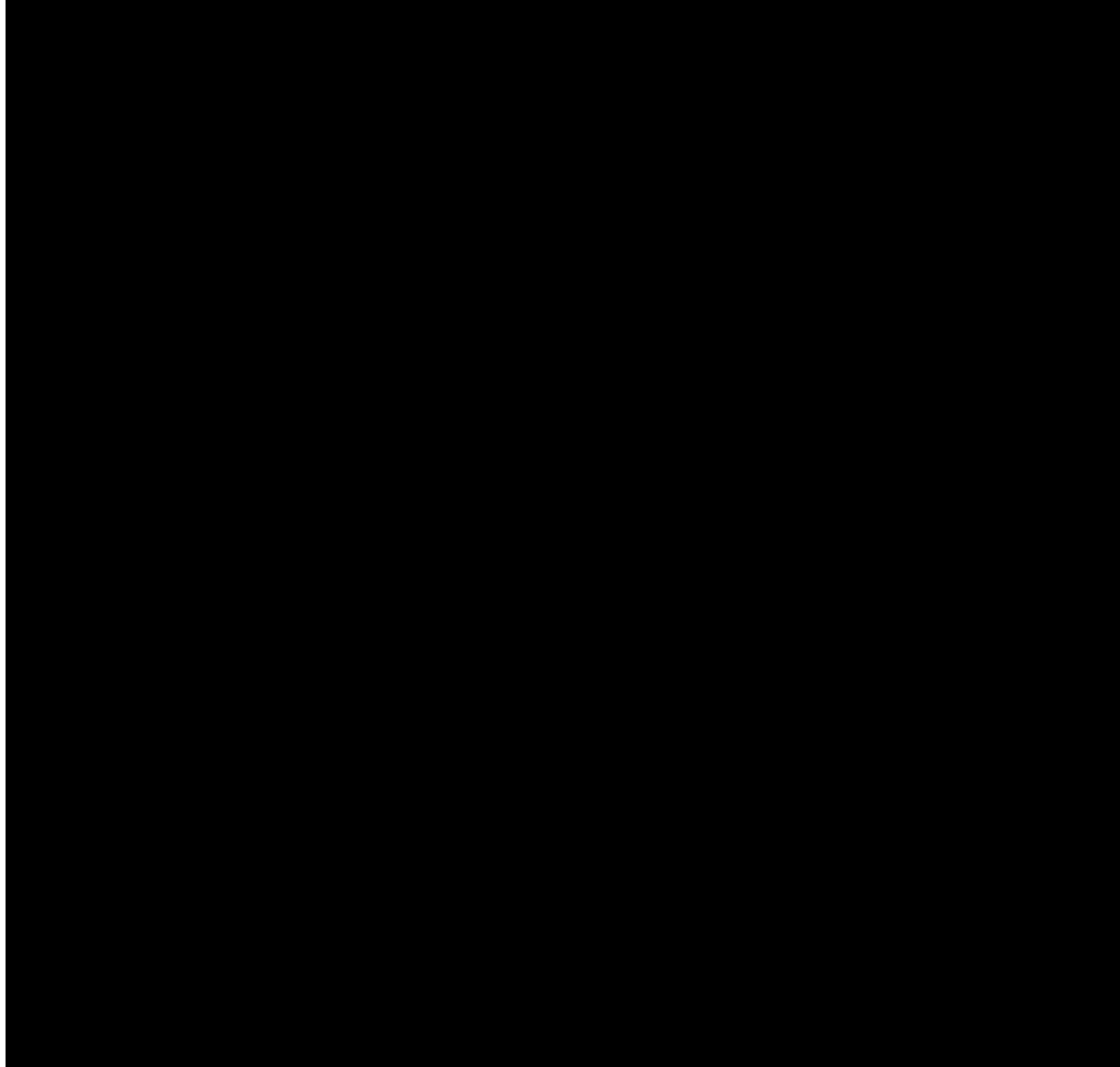
なお、第九条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）については、第 1 回申請にて説明済みである。

③ 第2回の申請対象設備

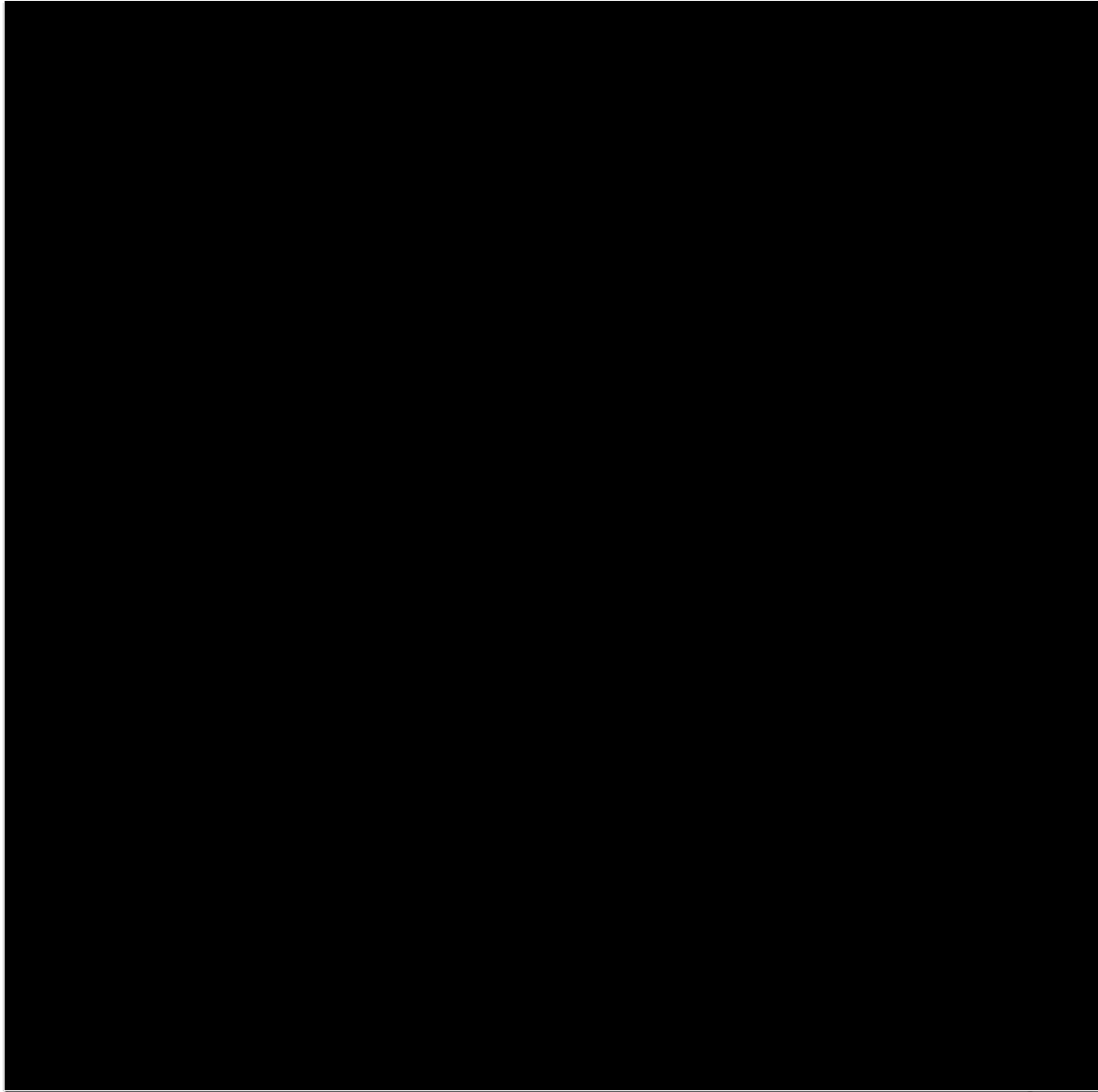
- ✓ 天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器、複数の階に跨って、天井や壁に設置する設備、工事工程として優先して設置する必要がある設備を申請。

第2回申請範囲





第2回申請での主な申請対象設備（地下3階）



第2回申請での主な申請対象設備（地下2階）



フィルタユニット

第2回申請での主な申請対象設備（地下1階）

【主な申請対象設備】

<p><1 項申請> 従前に認可実績がない設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 施設外漏えい防止堰 • 被覆施設：挿入溶接装置、グローブボックス、オープンポートボックス等（B、C クラス機器） • 組立施設：マガジン編成装置、集合体組立装置、検査装置、クレーン等（B、C クラス機器） • 貯蔵施設：グローブボックス、一時保管装置、ウラン貯蔵棚、収納パレット等（C クラス機器） • 廃棄施設：気体廃棄物の廃棄設備に係る排風機、フィルタ、ダクト、ダンパ等（S、B、C クラス、1.2Ss 対応機器）、液体廃棄物の廃棄設備に係る槽、ポンプ、ろ過装置等（C クラス機器） • 火災防護設備：グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、配管、ピストンダンパ、延焼防止ダンパ等（C クラス機器） • 分析設備：グローブボックス、分析済液処理装置に係る廃液中和槽、ろ過装置等（B、C クラス機器） <p style="text-align: right;">等</p>
<p><2 項申請> 新規制基準施行前に認可実績がある設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 洞道 • 被覆施設：スタック編成装置、貯蔵マガジン、グローブボックス、クレーン等（B クラス機器） • 組立施設：マガジン編成装置、集合体組立装置、検査装置、クレーン等（B、C クラス機器） • 貯蔵施設：一時保管ピット、グローブボックス、一時保管装置、貯蔵棚等（S、B クラス機器） <p style="text-align: right;">等</p>

⑤第 2 回申請における技術基準規則の各条文中で示す設計方針

項目	申請概要	対象設備 対象仕様	添付書類の具体説明内容
第 4 条 核燃料物質の臨 界防止	基本設計方針、添付書類に係る設計方針と機器等に対する臨界評価を申請。(既認可から変更なし) 臨界評価の基本的な方法は既認可と同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆施設：グローブボックス、オープンポートボックス、ヘリウムリーク検査装置、貯蔵マガジン等 ・組立施設：マガジン編成装置、集合体組立装置、組立マガジン、燃料集合体第 1 検査装置、組立クレーン等 ・貯蔵施設：一時保管ピット、グローブボックス、一時保管装置、スクラップ貯蔵棚等 分析設備：グローブボックス、分析済液処理装置 	<p>臨界安全設計並びに臨界安全評価の基本方針及び評価結果</p> <p>具体的な記載内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の臨界安全設計 ・臨界安全評価の基本方針 ・臨界安全評価の評価条件及び評価結果 ・臨界安全評価に使用した計算コードの概要
第 6 条 地震による損傷の 防止 第 27 条 地震による損傷 の防止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類は一部追加があるが、第 1 回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。 S クラス機器等に対する耐震評価を申請。	<ul style="list-style-type: none"> ・グローブボックス ・グローブボックス排気設備 ・工程室排気設備 ・外部放出抑制設備 ・火災防護設備（グローブボックス消火装置） 	<p>第 1 回申請における内容に加え、以下の内容を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器、配管等の耐震支持方針(第 1 回未申請反映の追加) ・配管及びダクトの標準支持間隔 ・類型化を踏まえた耐震計算の基本方針及び耐震計算書作成の基本方針 ・申請対象設備の耐震計算結果 ・申請対象設備の耐震性に関する影響評価結果(水平 2 方向、一関東、隣接建屋) ・耐震計算に用いる解析コード
第 8 条 外部からの衝撃に よる損傷の防止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類は、フィルタ等の一部の具	<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 ・非管理区域換気空調設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排 	<p>【その他、外部火災、火山】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備に設置するフィルタの設計

項目	申請概要	対象設備 対象仕様	添付書類の具体説明内容
	体的な設計方針、廃棄筒の評価結果を申請。	気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	【竜巻】 ・気体廃棄物の廃棄設備の竜巻防護設計及び強度計算
第 10 条 閉じ込めの機能	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類でグローブボックス等の体的な設計方針を申請。	・グローブボックス等 ・オープンポートボックス、フード ・グローブボックス排気設備等の排気設備 ・ウラン粉末缶 ・低レベル廃液処理設備 ・分析設備 ・施設外漏えい防止堰	・グローブボックス等、オープンポートボックス等の閉じ込め設計 ・グローブボックス等、オープンポートボックス等の負圧維持、開口部風速の維持について ・堰、漏えい液受け皿の容量計算 ・GB 等の設置場所等
第 11 条 火災による損傷の防止 第 29 条 火災等による損傷の防止	基本設計方針は第 1 章共通項目は第 1 回で認可済み、第 2 章個別項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類では、感知・消火等の設計方針、消火設備の耐震設計を申請。	・火災区域構造物及び火災区画構造物（貯蔵容器搬送用洞道） ・グローブボックス消火装置 ・窒素消火装置 ・二酸化炭素消火装置 ・ピストンダンパ ・延焼防止ダンパ	・第 1 回申請の火災防護に係る適合性説明書から、発生防止、感知・消火、影響軽減に係る記載を拡充 ・C クラスで申請する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置に対する基準地震動 Ss に対する耐震計算書 ・消火設備の系統設計、構造設計、配置設計の説明
第 12 条 加工施設内における溢水等による損傷の防止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では、溢水評価の対象とする溢水防護対象設備の選定等設計方針を申請。	・グローブボックス ・グローブボックス排気設備 ・火災防護設備 等	・溢水評価の対象とする溢水防護対象設備の選定の考え方及び選定結果を示す。
第 14 条 安全機能を有する施設	基本設計方針は第 1 章共通項目は第 1 回で認可済み、第 2 章個別	被覆施設 組立施設	V-1-1-4-1 健全性説明書

項目	申請概要	対象設備 対象仕様	添付書類の具体説明内容
	項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類ではグローブボックス内の環境条件等を申請。	分析設備 洞道 その他の主要な事項	・グローブボックス内、貯蔵施設を設置する部屋の環境条件を追加 ・第 2 回申請対象設備の機能、構成等について追記 V - 1 - 1 - 4 - 1 - 1 安重説明書 ・第 2 回申請対象設備の安重範囲を追加
第 15 条 材料及び構造 第 31 条 材料及び構造	基本設計方針、添付書類として設計方針、強度評価等を申請。 設計方針は第 1 回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。	・分析済液処理装置 ・グローブボックス消火装置 ・ダクト（安重、SA の範囲）	・設計方針（材料設計、構造設計） ・評価方針（強度評価手法の選定、強度評価フロー） ・評価書作成の基本方針 （評価条件整理表、評価項目整理表、公式による評価の方針（規格計算式等の選定、荷重の設定、許容限界の設定）） ・強度評価書（容器、管の公式による評価結果）
第 16 条 搬送設備	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	・成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設のうち核燃料物質(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を除く。)を搬送する設備	・搬送設備における容量及び容量の設定根拠について ・搬送設備における落下防止、逸走防止及び転倒防止の対策について ・混合酸化物貯蔵容器、燃料棒及び燃料集合体の破損防止の設計について（取扱高さその他の破損防止の設計について） ・搬送設備の動力供給が停止した場合の落下防止対策について
第 17 条 核燃料物質の貯蔵施設	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	・核燃料物質の貯蔵施設 ・グローブボックス排気設備等の排気設備	・各貯蔵設備の設備設計 ・貯蔵設備における容量及び容量の設定根拠 ・換気設備の系統の説明

項目	申請概要	対象設備 対象仕様	添付書類の具体説明内容
第 18 条 警報設備等	基本設計方針、添付書類を申請。	・警報関連設備 漏えい検知器	・漏えい検知器の具体的設計として系統構成、動作原理、性能、警報動作範囲の説明。
第 20 条 廃棄施設	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	<p>(気体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローブボックス排気設備等の排気設備 <p>(液体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低レベル廃液処理設備 <p>(固体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回設工認申請の対象設備なし 	<p>(気体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気体廃棄物の処理方法 ・ 気体廃棄物の廃棄設備の系統構成 ・ 気体廃棄物の廃棄設備の換気能力 <p>上記を放射性廃棄物の廃棄施設の添付書類に示す。</p> <p>(液体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液体廃棄物の処理方法 ・ 液体廃棄物の廃棄設備の系統構成 ・ 液体廃棄物の廃棄設備の推定発生量、放出管理及び測定監視 <p>(固体廃棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回設工認申請の対象設備はないため、添付書類における説明事項なし
第 22 条 遮蔽	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では洞道等の遮蔽設備の計算結果を申請。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洞道遮蔽 ・ 遮蔽扉及び遮蔽蓋 ・ 分析設備等のグローブボックス遮蔽 ・ 原料 MOX 粉末缶一時保管装置等の補助遮蔽 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽設備の線量率計算
第 23 条 換気設備	基本設計方針、添付書類を申請。	・ グローブボックス排気設備等の排気設備	・ 換気設備の系統設計の説明を行う。閉じ込めの添付書

項目	申請概要	対象設備 対象仕様	添付書類の具体説明内容
	基本設計方針は既認可から変更なし。	(1 項新規の設備)	類に示す。
第 30 条 重大事故等対処設備	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では具体の重大事故等対処設備に係る設計方針、1.2Ss 評価に係る評価結果を申請。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部放出抑制設備（常設） ・代替グローブボックス排気設備（常設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩害フィルタの仕様 ・重大事故等時におけるグローブボックス内の環境条件に関する説明追加 ・今回申請対象設備に対する系統施設毎の健全性に関する説明 ・重大事故等対処設備の設計方針として、外部衝撃及び溢水の設計方針及び今回申請対象設備から評価対象の選定、要求機能及び性能目標、機能設計の説明 ・1.2Ss に係る機器・配管系の耐震設計方針、耐震計算の基本方針、結果等の追加
第 32 条 臨界事故の拡大を防止するための設備	基本設計方針、添付書類を申請。 対象となる設備がないことの設計方針を示す。	・対象無し	・臨界事故に至らないことの説明
第 33 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	基本設計方針、添付書類を申請。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部放出抑制設備（常設） ・代替グローブボックス排気設備（常設） 	・外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備の機能・系統設計の説明

建設時における後次回申請対象設備の搬入の考慮

1. 概要

MOX燃料加工施設は、工事工程及び設計進捗を考慮した設工認の分割申請を行うことを計画しており、第2回設工認申請では、天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備、複数の階に跨って天井や壁に設置する設備、工事工程として優先して設置する設備を申請している。

設工認の分割申請にあたり、後回目の申請対象設備について工事影響がないことを確認することが必要であることから、第3回以降の申請対象設備の搬入計画について、説明する。

2. 搬入計画の考え方

燃料加工建屋への設備の搬入計画においては、以下に該当する設備を優先的に搬入し、順次設置できるよう計画している。

(1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備

燃料棒、燃料集合体を取り扱うクレーン等の設備、低レベル廃液処理設備のタンクなど、天井や壁の施工後の搬入が不可能な設備

(2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備

建屋廃棄設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備等のダクト、ダンパ等

(3) 工事工程として優先して設置する設備

地下3階に設置する貯蔵設備のグローブボックス

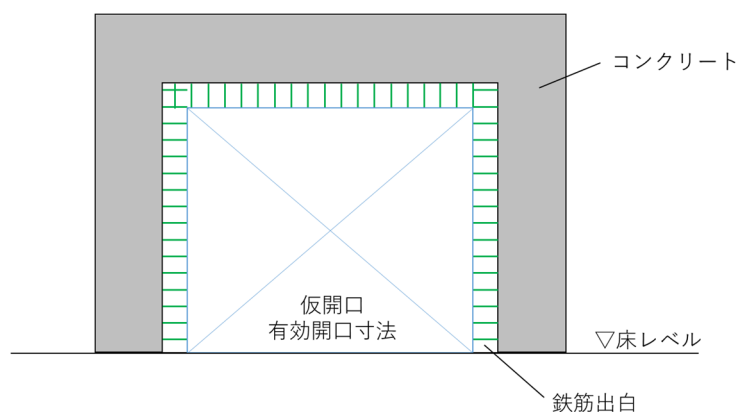
これらの設備を先行して設置した上で、その他の設備（機器や装置類）を設置する。設備のうち、(2)、(3)及びその他の設備については、設置する階の天井や壁の施工時に設ける工事用の仮開口、もしくは、今後の設備の搬出入を考慮して設ける開口（仮開口及び機器搬入用の開口）を用いて設備を搬入・設置することを計画している。

3. 仮開口及び機器搬入用の開口

仮開口及び機器搬入用の開口は、搬入する機器の大きさ及び取り回しを考慮して設定し、開口を確保する計画としている。

燃料加工建屋における仮開口及び機器搬入用の開口の位置並びに各開口における最大の搬入設備を別添「燃料加工建屋における機器の搬入計画について」に示す。

基本的な仮開口の考え方としては、機器の搬入後に閉止（配筋、コンクリート打設）することを踏まえ、鉄筋出代を確保し、有効開口寸法が最大の搬送物の搬入可能な寸法となるよう計画する。（第1図）



第1図 仮開口のイメージ図

4. 各階における搬入計画

各階における搬入計画を以下に示す。

4.1 地下3階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・大型機器となる液体廃棄物処理設備のタンク類は、地下3階天井(地下2階床面)を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・加工プロセスの軸となる貯蔵設備のグローブボックスは、他のグローブボックスの設置位置の基準となるため、優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて搬入する。
- (4) その他設備
 - ・均一化混合装置グローブボックス等のプロセス機器については、仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

第2回申請対象設備の搬入により、後次回の申請対象設備の搬入ルートを阻害することはない。後次回の申請対象設備の搬入ルートを確保しているため、後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

4.2 地下3階中2階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・対象なし

- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・ 建屋排気設備の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口、機器搬入用の開口及び下階と繋がる開口を用いて搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・ 対象なし
- (4) その他設備
 - ・ 保管室クレーン等の混合酸化物貯蔵容器を取り扱う設備は、仮開口、機器搬入用の開口及び下階と繋がる開口から搬入を行う。

後次回の申請対象設備の搬入ルートに第2回申請対象設備のグローブボックス等の機器はなく、後次回の申請対象設備の搬入ルートを確認しているため、後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

4.3 地下2階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・ 燃料棒の検査装置及び貯蔵設備並びに燃料集合体の検査装置及び搬送装置は大型機器であることから、地下2階天井（地下1階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・ 建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・ 対象なし
- (4) その他設備
 - ・ スタック編成装置グローブボックス等のプロセス機器及び分析設備については、仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

第2回申請対象設備の搬入により、後次回の申請対象設備の搬入ルートを阻害することはない。後次回の申請対象設備の搬入ルートを確認しているため、後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

4.4 地下1階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・ 建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備等の排風機、フィルタ、屋外に排気するための大型ダクト等は大型機器であることから、地下1階天井（地上1階床面）を施工する前に搬入する。

- ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は、大型機器であることから、地下1階天井（地上1階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて搬入する。
 - (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
 - (4) その他設備
 - ・消火設備のボンベ，ウラン貯蔵設備については，仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

第2回申請対象設備の搬入により，後次回の申請対象設備の搬入ルートを阻害することはない。後次回の申請対象設備の搬入ルートを確保しているため，後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

4.5 地上1階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は，大型機器であることから，地上1階天井（地上2階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
- (4) その他設備
 - ・地上1階に設置するその他設備は，制御盤等の小型機器が主であることから，入出庫室又は玄関の開口から各室に順次搬入を行う。

第2回申請対象設備の搬入により，後次回の申請対象設備の搬入ルートを阻害することはない。後次回の申請対象設備の搬入ルートを確保しているため，後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

4.6 地上2階における搬入計画

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機，フィルタ，屋外に排気するため

の大型ダクト等は大型機器であることから、地上2階天井（建屋屋上面）を施工する前に搬入する。

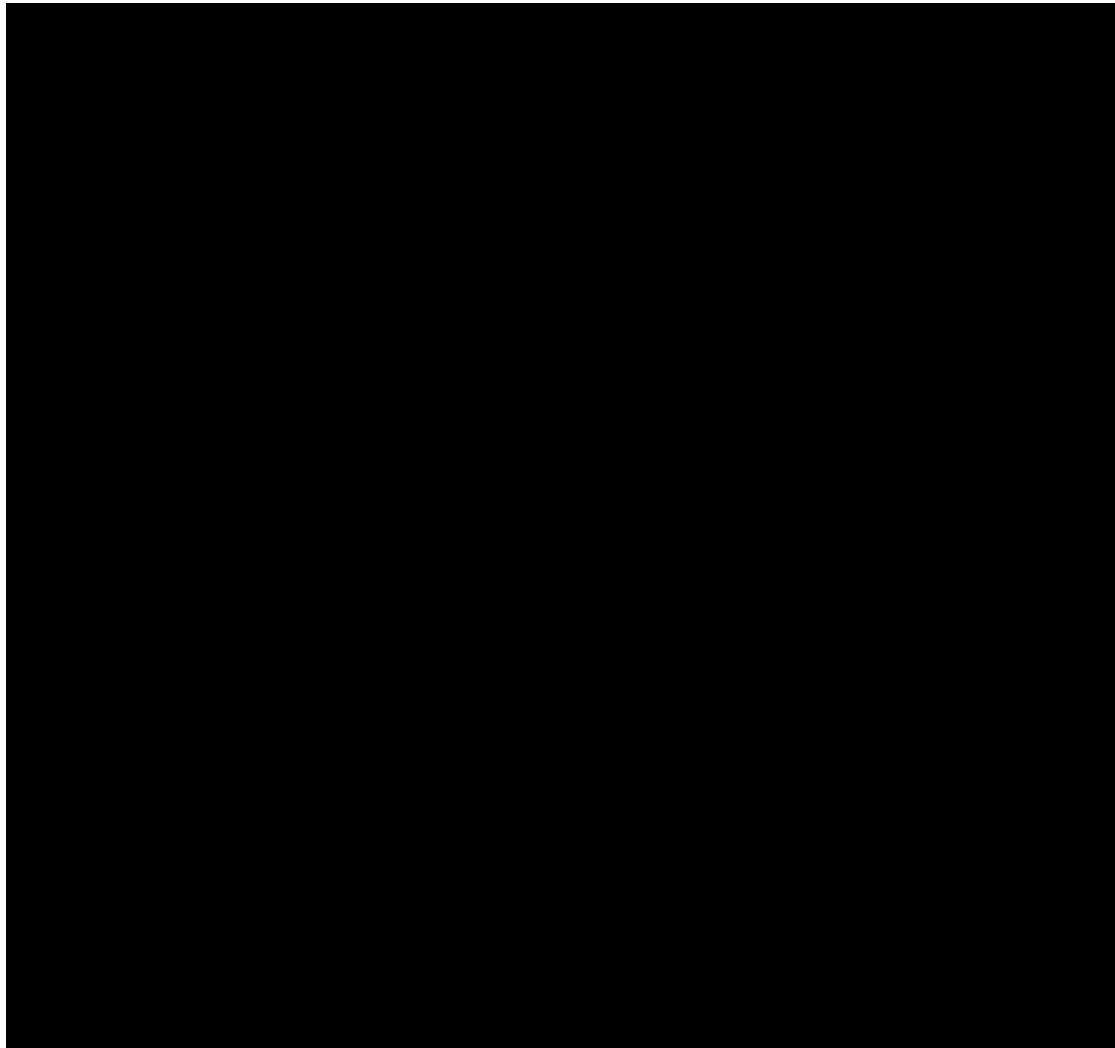
- ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は、大型機器であることから、同様に地上2階天井（建屋屋上面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
- ・建屋排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて、搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
- ・対象なし
- (4) その他設備
- ・地上2階に設置するその他設備は、仮開口又は入出庫室から輸送容器が通過する開口を用いて、搬入を行う。

第2回申請対象設備の搬入により、後次回の申請対象設備の搬入ルートを阻害することはない。後次回の申請対象設備の搬入ルートを確保しているため、後次回の申請対象設備の搬入に影響を及ぼすことはない。

5. 分割申請による工事への影響

第2回申請において、後次回の申請対象設備の搬入計画、搬入方法、経路を考慮し、分割申請を計画していることから、工事への影響はない。

燃料加工建屋における機器の搬入計画について



燃料加工建屋（地下3階）

【搬入計画の考え方】

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・大型機器となる液体廃棄物処理設備のタンク類は、地下3階天井（地下2階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて，搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・加工プロセスの軸となる貯蔵設備のグローブボックスは，他のグローブボックスの設置位置の基準となるため，優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて，搬入する。
- (4) その他設備
 - ・均一化混合装置グローブボックス等のプロセス機器については，仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

※1 上階の開口から搬入

※2 地下タンク設置のための仮開口

凡例

- 第2回申請対象設備
- 第2回申請対象設備（先入れ機器）
- 仮開口（丸数字）
- 機器搬入用の開口（四角数字）
- 搬入ルート

燃料加工建屋（地下3階）の仮開口及び機器搬入用の開口一覧

仮開口一覧

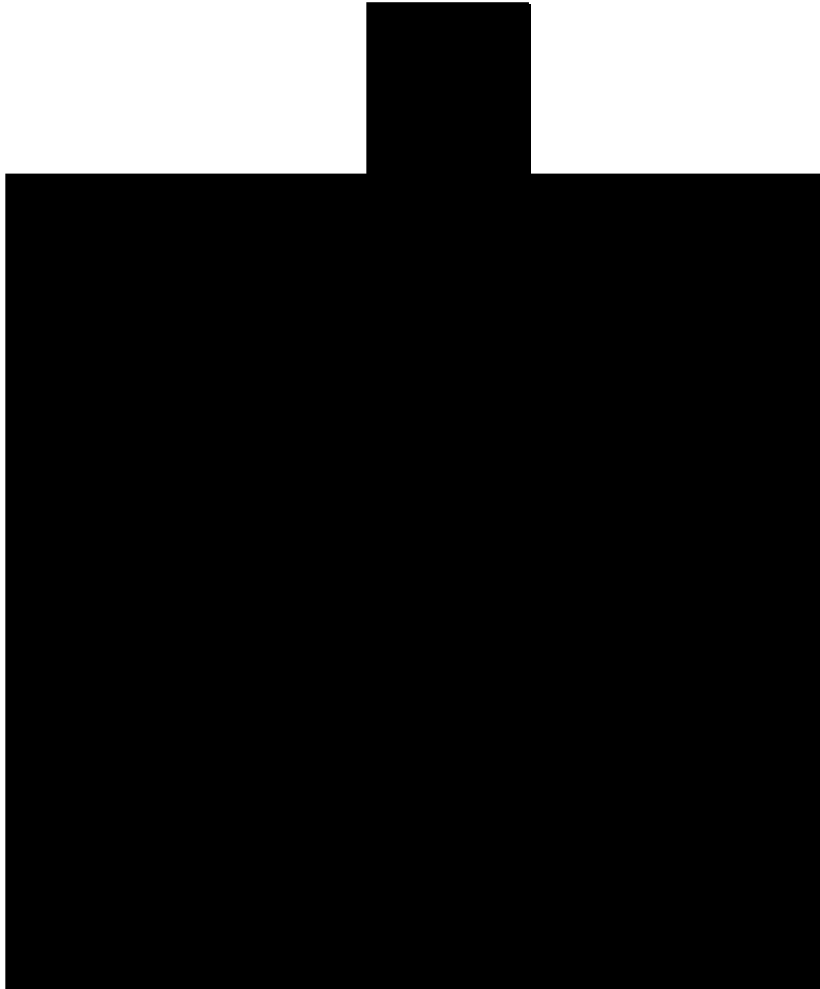
No	A コンクリート形 状図 仮開口寸法 W×H(m)	B 有効開口寸 法 W×H(m)	C 仮開口と隣り 合う本設開 口寸法 W×H(m)	D 有効開口寸法 + 本設開口寸法 (B+C) W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	7.6×6.5	7.0×6.2	-	7.0×6.2	粉末一時保管設備、回収 粉末処理・詰替装置	2850W×5040L×4400H 4600W×6400L×5500H
②	8.2×7.0	7.9×6.7	-	7.9×6.7	粉末一時保管設備、回収 粉末処理・詰替装置	2850W×5040L×4400H 4600W×6400L×5500H
③	5.0×5.3	4.4×5.0	-	4.4×5.0	廃液貯槽A,B,C	φ3000×4800
④	2.7×2.7	2.7×2.7	-	2.7×2.7	湧水回収槽	2500W×2400L×2550H
⑤	2.7×2.7	2.7×2.7	-	2.7×2.7	床ドレン回収槽A,B,C	2500W×2400L×2550H
⑥	1.35×5.5	1.05×5.2	1.4×5.0	2.45×5.0	粉末一時保管設備	1850W×4150L×4650H
⑦	2.15×5.3	1.85×5.0	1.4×5.0	3.25×5.0	粉末一時保管設備	2850W×5040L×4400H
⑧	4.2×5.4	4.0×5.3	-	4.0×5.3	粉末一時保管設備	2850W×5040L×4400H
⑨	1.16×4.8	1.16×4.5	1.34×4.5 (両端)	3.84×4.5	スクラップ保管容器受渡装置 GB-1	2120W×2290L×4250H
⑩	1.16×4.8	1.16×4.5	1.34×4.5 (両端)	3.84×4.5	スクラップ保管容器受渡装置 GB-1	2120W×2290L×4250H
⑪	2.5×4.6	2.3×4.5	-	2.3×4.5	スクラップ保管容器受渡装置 GB-1	2120W×2290L×4250H
⑫	3.5×4.0	3.3×3.9	-	3.3×3.9	焼結ボート取出装置GB 焼結炉	1490W×4700L×3200H 1500W×2200L×2050H
⑬	2.1×4.9	1.8×4.6	1.5×4.6	3.3×4.6	ペレット一時保管棚GB 焼結ボート受渡装置GB- 2,3	1470W×4165L×4250H 2000W×2915L×4250H

機器搬入用の開口一覧

No	有効開口寸法 W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	4.0×5.5	ペレット一時保管棚GB 焼結ボート受渡装置GB-2,3	1470W×4165L×4250H 2000W×2915L×4250H
②	4.0×4.0	ペレット検査装置GB	1400W×5230L×3350H
③	2.4×3.85	焼結ボート取出装置GB 焼結炉	1490W×4700L×3200H 1500W×2200L×2050H
④	3.0×5.5 ※1	添加座混合装置GB	1790W×4110L×5225H
⑤	3.0×5.5 ※1	回収粉末処理・詰替装置GB	1600W×6400L×5400H
⑥	5.5×2.4	洞道搬送台車 台車フレーム 保管室クレーン遮蔽体	1900W×3000L×2380H 1700W×2100L×1800H
⑦	3.0×5.5	回収粉末処理・詰替装置GB	1790W×5410L×4955H
⑧	3.0×5.5	添加座混合装置GB	1790W×4110L×5225H
⑨	4.0×6.2	均一化混合装置GB	1650W×4900L×5600H
⑩	4.0×6.2	一時混合粉末秤量・分取装置GB	1790W×6610L×4955H
⑪	4.0×5.5	原料MOX粉末秤量・分取装置BGB	1790W×5110L×4955H
⑫	4.0×5.5	原料MOX粉末秤量・分取装置AGB	1790W×5110L×4955H
⑬	4.0×5.0	原料MOX粉末缶一時保管装置GB	1600W×5900L×3801H

※1：扉と合わせた寸法

再処理施設より








燃料加工建屋（地下3階中2階）

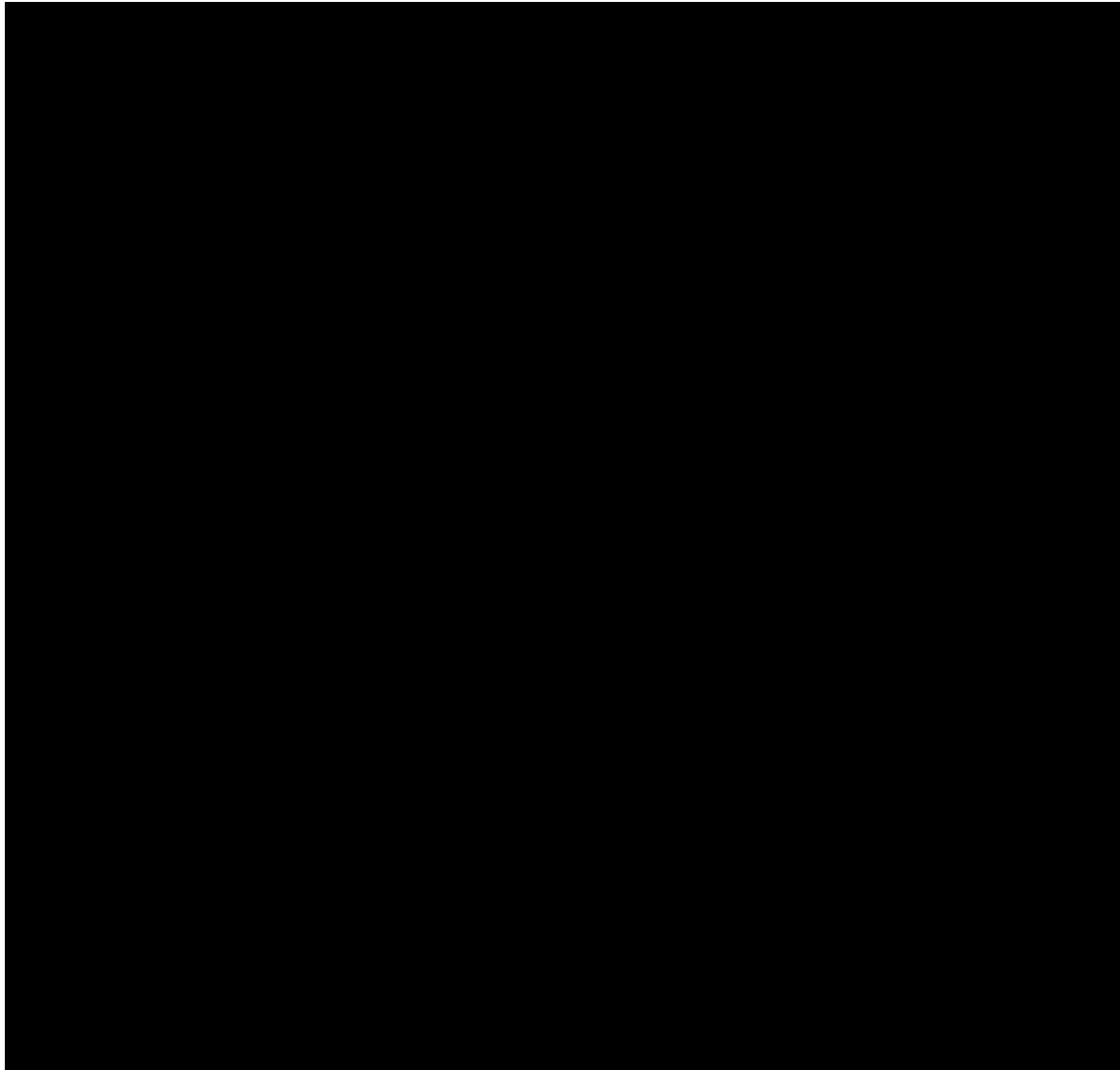
【搬入計画の考え方】

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
・対象なし
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
・建屋排気設備の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口，機器搬入用の開口，下階と繋がる開口を用いて搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
・対象なし
- (4) その他設備
・保管室クレーン等の混合酸化物貯蔵容器を取り扱う設備は，仮開口，機器搬入用の開口及び下階と繋がる開口から搬入を行う。

※ 床の開口と繋がる点検第3室から搬入

凡例

-  第2回申請対象設備
-  第2回申請対象設備（先入れ機器）
-  仮開口（丸数字）
-  機器搬入用の開口（四角数字）
-  搬入ルート








燃料加工建屋（地下2階）

【搬入計画の考え方】

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・燃料棒の検査装置及び貯蔵設備並びに燃料集合体の検査装置及び搬送装置は大型機器であることから、地下2階天井（地下1階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて、搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
- (4) その他設備
 - ・スタック編成装置グローブボックス等のプロセス機器及び分析設備については、仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

※ 上階の開口から搬入

凡例

-  第2回申請対象設備
-  第2回申請対象設備（先入れ機器）
-  仮開口（丸数字）
-  機器搬入用の開口（四角数字）
-  搬入ルート

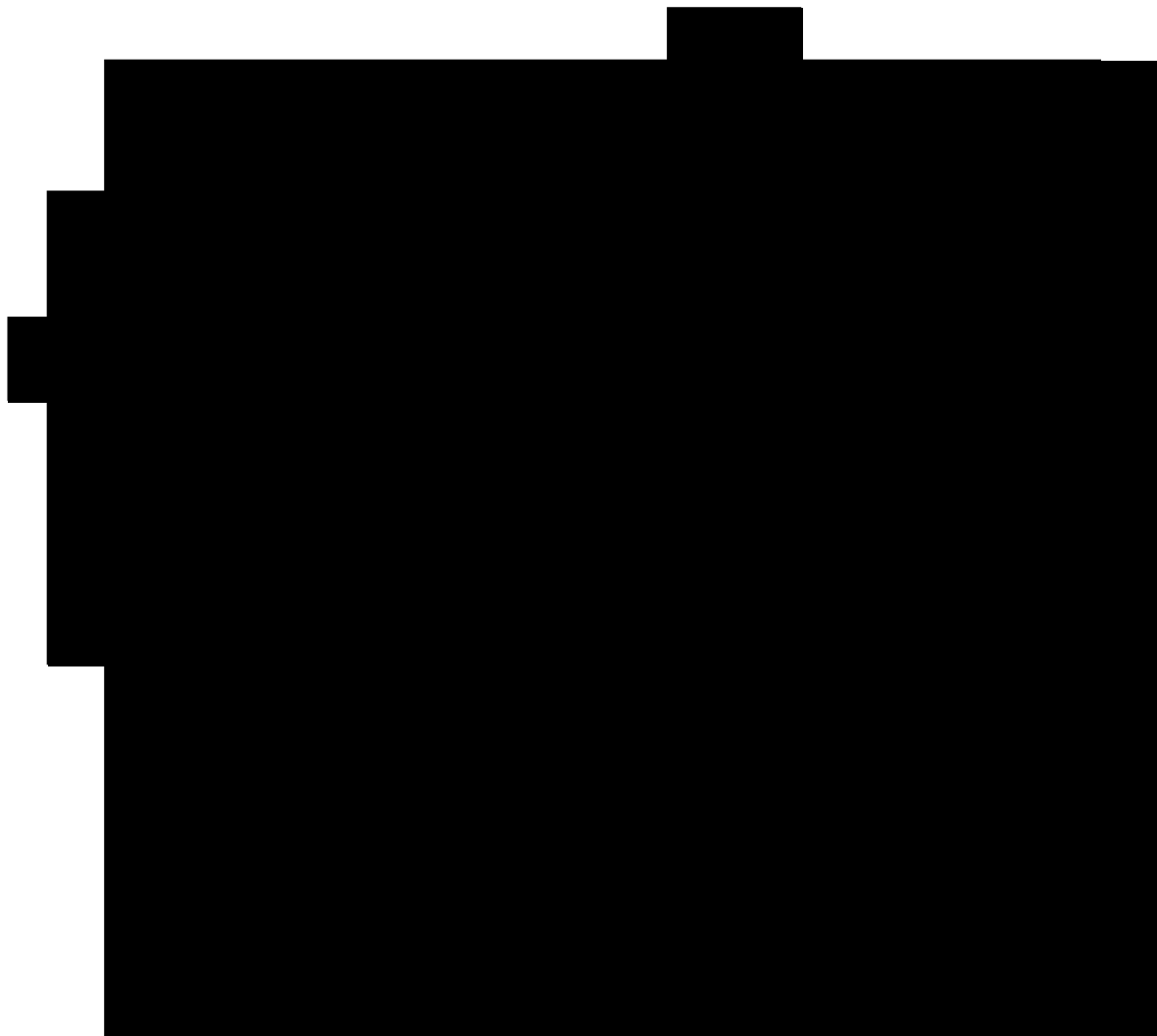
燃料加工建屋（地下2階）の仮開口及び機器搬入用の開口一覧

仮開口一覧

No	A コンクリート形 状図 仮開口寸法 W×H(m)	B 有効開口寸 法 W×H(m)	C 仮開口と隣り 合う本設開 口寸法 W×H(m)	D 有効開口寸法 + 本設開口寸法 (B+C) W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	7.6×5.3	7.0×5.0	-	7.0×5.0	再生スクラップ焙焼処理装置 GB ウラン粉末受払装置OPB	1500W×4600L×4650H 1400W×3100L×4645H
②	7.8×5.9	7.5×5.6	-	7.5×5.6	再生スクラップ焙焼処理装置 GB ウラン粉末受払装置OPB	1500W×4600L×4650H 1400W×3100L×4645H
③	4.6×5.9	4.0×5.6	-	4.0×5.6	再生スクラップ焙焼処理装置 GB ウラン粉末受払装置OPB	1500W×4600L×4650H 1400W×3100L×4645H
④	4.6×5.3	4.0×5.0	-	4.0×5.0	再生スクラップ焙焼処理装置 GB ウラン粉末受払装置OPB	1500W×4600L×4650H 1400W×3100L×4645H
⑤	6.6×4.3	6.0×4.0	-	6.0×4.0	マガジン編成装置 ウラン燃料棒収容装置	2700W×4300L×2000H
⑥	6.6×4.7	6.0×4.4	-	6.0×4.4	組立第	2800W×5000L×3250H
⑦	2.6×2.3	2.0×2.0	-	2.0×2.0	換気空調ダクト	1500W×1500L×1100H
⑧	4.1×4.0	3.5×3.7	-	3.5×3.7	ペレット立会検査装置	1400W×4250L×2574H

機器搬入用の開口一覧

No	有効開口寸法 W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	3.0×4.0	挿入溶接装置（被覆管取扱部）	1400W×5000L×3240H
②	3.0×4.0	挿入溶接装置（被覆管取扱部）	1400W×5000L×3240H
③	3.0×4.0	貯蔵マガジン移載装置	2000W×4725L×1898H
④	3.0×2.0	貯蔵マガジン移載装置	2000W×4725L×1898H
⑤	3.5×4.65	再生スクラップ焙焼処理装置GB 小規模焼結炉排ガス処理装置GB	1100W×4000L×4350H 1250W×4100L×2160H
⑥	2.5×3.5	分析溶液中和固液分離GB	4378W×1400L×2350H



燃料加工建屋（地下1階）

- 【搬入計画の考え方】
- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備等の排風機，フィルタ，屋外に排気するための大型ダクト等は大型機器であることから，地下1階天井（地上1階床面）を施工する前に搬入する。
 - ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は，大型機器であることから，地下1階天井（地上1階床面）を施工する前に搬入する。
 - (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて，搬入する。
 - (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
 - (4) その他設備
 - ・消火設備のポンペ，ウラン貯蔵設備については，仮開口及び機器搬入用の開口から各室に順次搬入を行う。

※ 上階の開口から搬入

- 凡例
- 第2回申請対象設備
 - 第2回申請対象設備（先入れ機器）
 - 仮開口（丸数字）
 - 機器搬入用の開口（四角数字）
 - ←
 搬入ルート

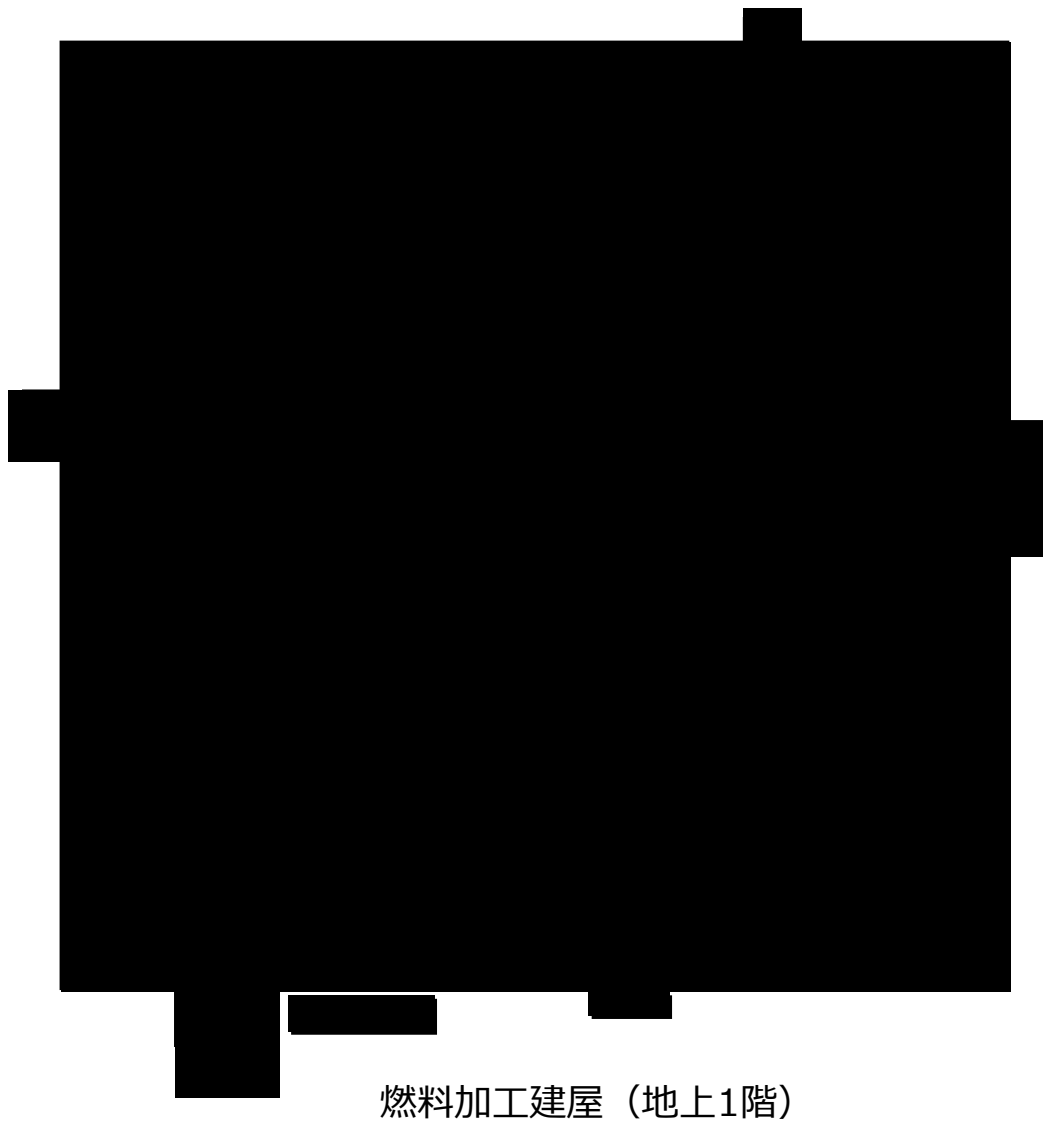
燃料加工建屋（地下1階）の仮開口及び機器搬入用の開口一覧

仮開口一覧

No	A コンクリート形 状図 仮開口寸法 W×H(m)	B 有効開口寸 法 W×H(m)	C 仮開口と隣り 合う本設開 口寸法 W×H(m)	D 有効開口寸法 + 本設開口寸法 (B+C) W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	7.6×4.8	7.0×4.5	－	7.0×4.5	ウラン貯蔵棚	1100W×5600L×1400H
②	7.6×5.7	7.3×5.4	－	7.3×5.4	ウラン貯蔵棚	1100W×5600L×1400H
③	8.6×4.8	8.3×4.5	－	8.3×4.5	ウラン貯蔵棚	1100W×5600L×1400H
④	4.6×4.3	4.0×4.0	－	4.0×4.0	ウラン貯蔵棚	1100W×5600L×1400H
⑤	4.6×4.3	4.0×4.0	－	4.0×4.0	ウラン貯蔵棚	1100W×5600L×1400H

機器搬入用の開口一覧

No	有効開口寸法 W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	2.5×2.5	査察設備	1100W×1700L×2000H



【搬入計画の考え方】

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は、大型機器であることから、地上1階天井（地上2階床面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて、搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
- (4) その他設備
 - ・地上1階に設置するその他設備は、制御盤等の小型機器が主であることから、入庫室又は玄関の開口から各室に順次搬入を行う。

凡例

- 第2回申請対象設備
- 第2回申請対象設備（先入れ機器）
- 仮開口（丸数字）
- 機器搬入用の開口（四角数字）
- ←
 搬入ルート



燃料加工建屋（地上2階）

【搬入計画の考え方】

- (1) 天井や壁を施工する前に搬入が必要となる設備
 - ・給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機、フィルタ、屋外に排気するための大型ダクト等は大型機器であることから、地上2階天井（建屋屋上面）を施工する前に搬入する。
 - ・燃料集合体を取り扱う設備及び貯蔵設備並びに輸送容器を取り扱う設備は、大型機器であることから、同様に地上2階天井（建屋屋上面）を施工する前に搬入する。
- (2) 複数の階に跨って天井や壁に設置する設備
 - ・建屋排気設備等の複数の階に跨って天井や壁に設置されるダクト等を優先的に仮開口及び機器搬入用の開口を用いて、搬入する。
- (3) 工事工程として優先して設置する設備
 - ・対象なし
- (4) その他設備
 - ・地上2階に設置するその他設備は、仮開口又は出入庫室から輸送容器が通過する開口を用いて、搬入を行う。

※ 下階の出入庫室の開口から搬入

凡例

- 第2回申請対象設備
- 第2回申請対象設備（先入れ機器）
- 仮開口（丸数字）
- 機器搬入用の開口（四角数字）
- ←
 搬入ルート

燃料加工建屋（地上2階）の仮開口及び機器搬入用の開口一覧

仮開口一覧

No	A コンクリート形 状図 仮開口寸法 W×H(m)	B 有効開口寸 法 W×H(m)	C 仮開口と隣り 合う本設開 口寸法 W×H(m)	D 有効開口寸法 + 本設開口寸法 (B+C) W×H(m)	搬入最大機器	搬入最大機器寸法 W×L×H (mm)
①	4.6×5.3	4.0×5.0	-	4.0×5.0	盤類	800W×2300L×2700H

機器搬入用の開口一覧

機器搬入用の開口なし

被覆施設 (燃料棒加工工程)

設備名に付す記号の凡例

1項新規：※1項

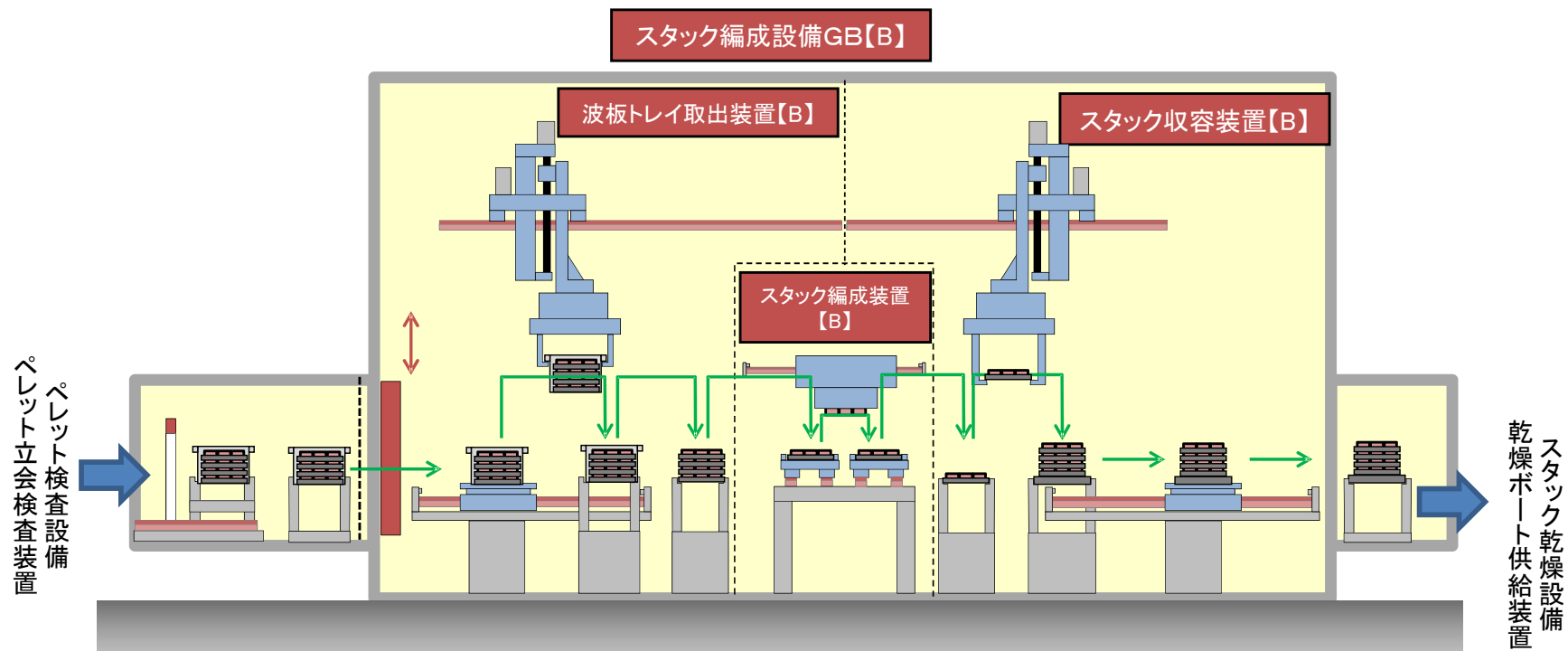
2項変更：※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

スタック編成設備 ※2項

(波板トレイ取出装置, スタック編成装置, スタック収容装置)

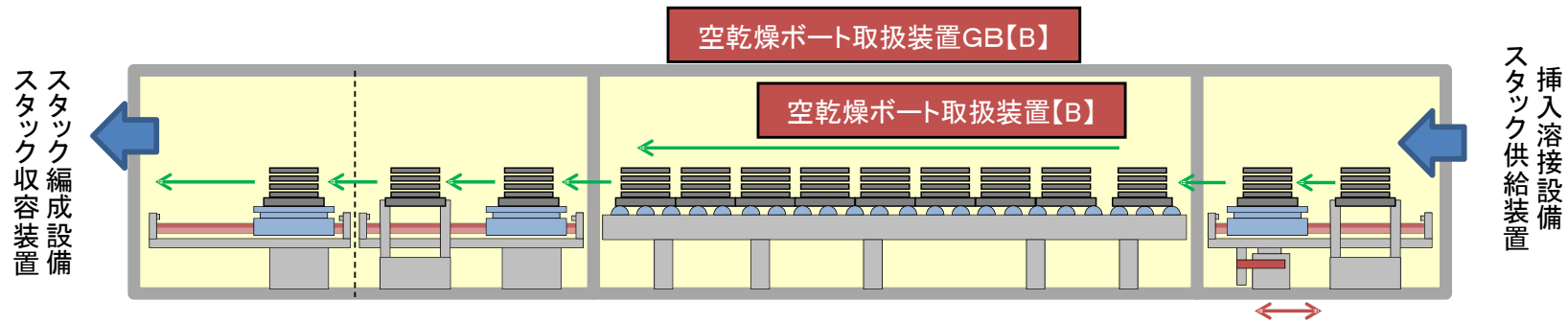
- 波板トレイ取出装置は、製品ペレット貯蔵設備から受け入れたペレットをスタック編成装置へ供給する。
- スタック編成装置は、受け入れたペレットをMOX燃料棒1本に挿入する量に取り分ける。
- スタック収容装置は、MOX燃料棒1本分のペレットを容器に積載する。



【 】は耐震重要度分類

スタック編成設備 ^{※2項} (空乾燥ボート取扱装置)

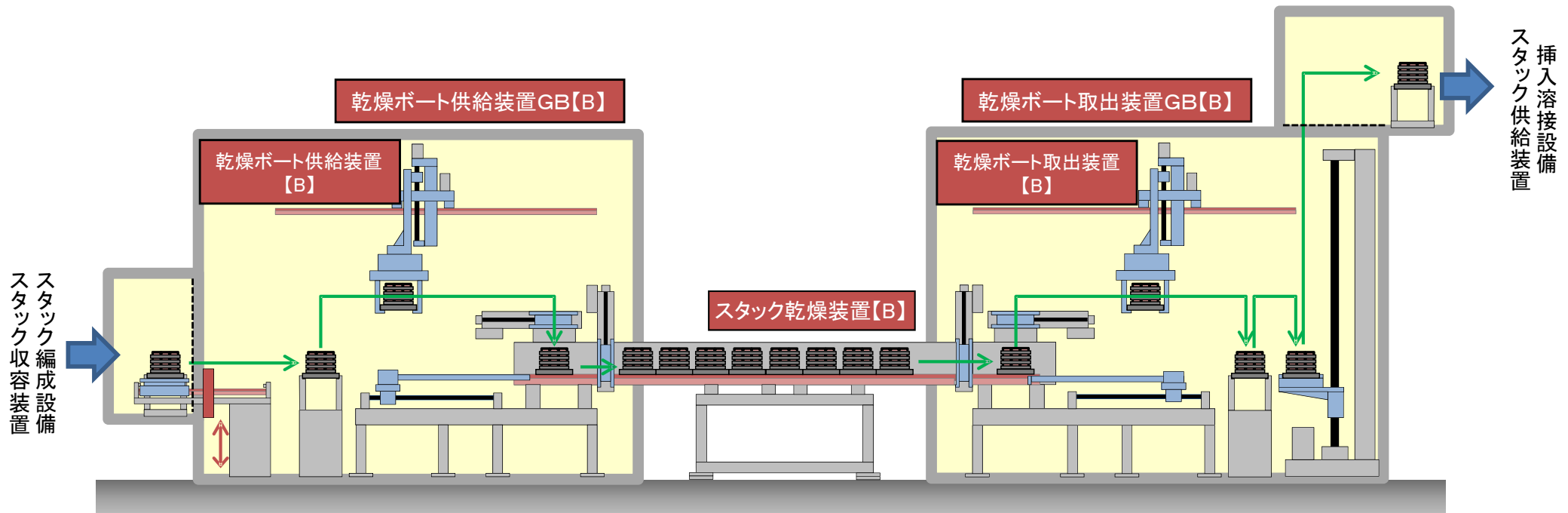
- 空乾燥ボート取扱装置は、容器をスタック収容装置へ供給する。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

スタック乾燥設備 ※2項

- 乾燥ポート供給装置は、スタック編成したペレットを受け入れ、スタック乾燥装置へ供給する。
- スタック乾燥装置は、受け入れたペレットを所定の温度で乾燥する。
- 乾燥ポート取出装置は、乾燥後のペレットをスタック乾燥装置から取り出す。

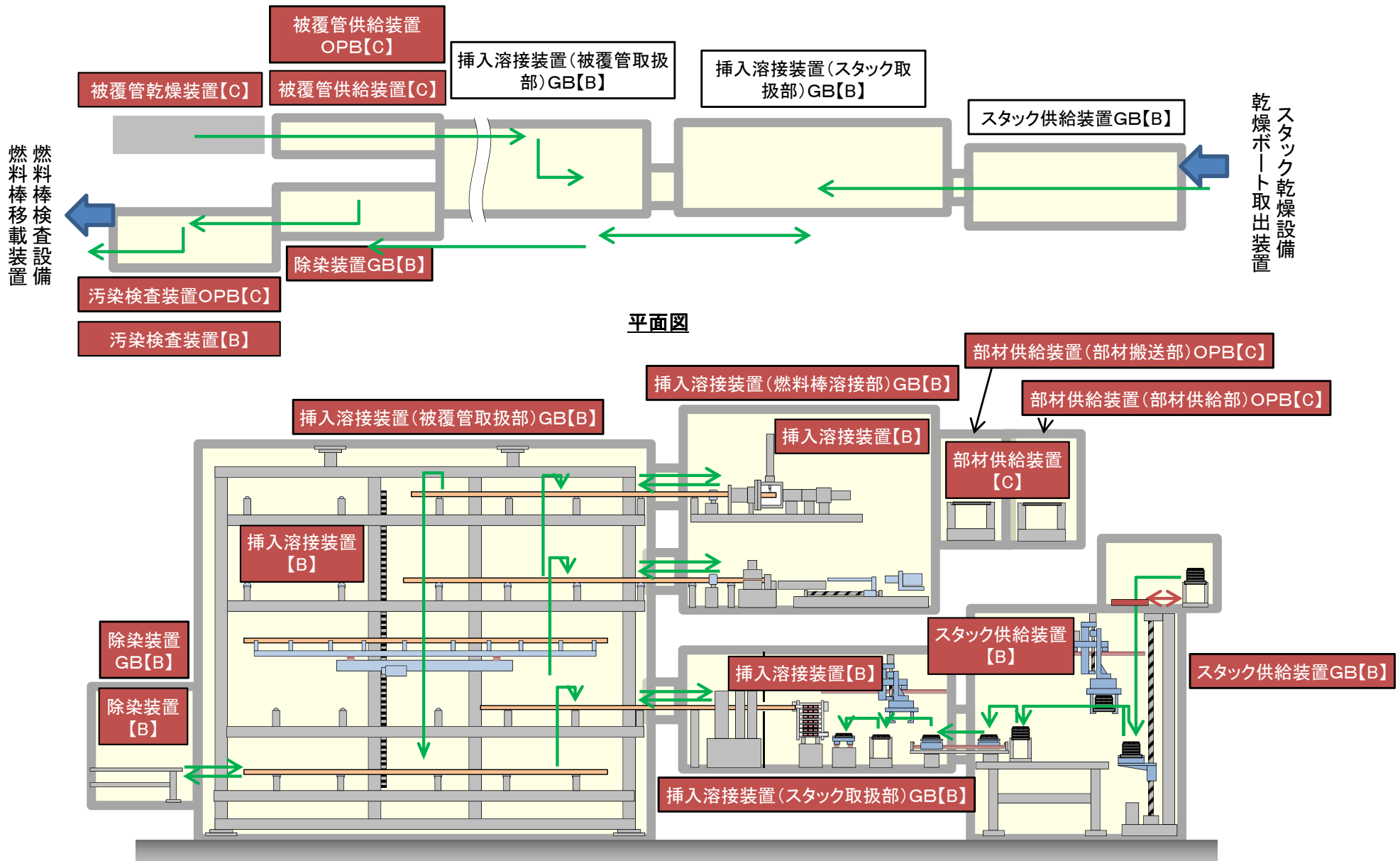


【 B 】は耐震重要度分類

挿入溶接設備^{※1項}

- 被覆管乾燥装置は、被覆管を受け入れ、所定の温度で乾燥する。
- 被覆管供給装置は、被覆管乾燥装置から挿入溶接装置へ被覆管を供給する。
- スタック供給装置は、燃料棒加工工程搬送設備により搬送されたペレットを、挿入溶接装置へ供給する。
- 部材供給装置は、上部端栓及びプレナムスプリングを挿入溶接装置へ供給する。
- 挿入溶接装置は、被覆管にペレットを挿入後、プレナムスプリングを挿入し、上部端栓を取り付ける。さらに被覆管と上部端栓を溶接する。
- 除染装置は、MOX燃料棒の除染を行う。
- 汚染検査装置は、MOX燃料棒の汚染検査を行う。

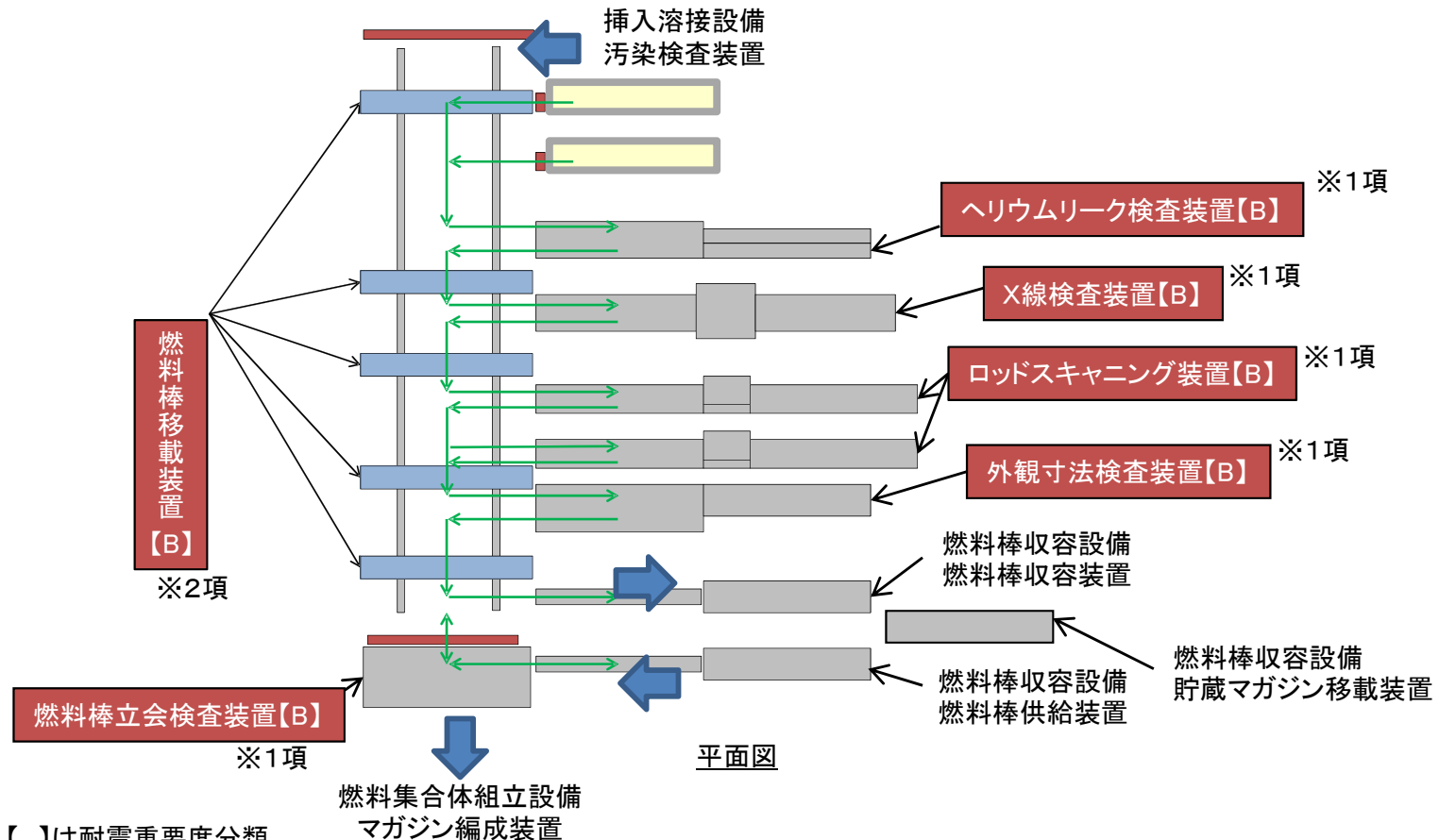
挿入溶接設備 ※1項



【 】は耐震重要度分類

燃料棒検査設備 ※1項 ※2項

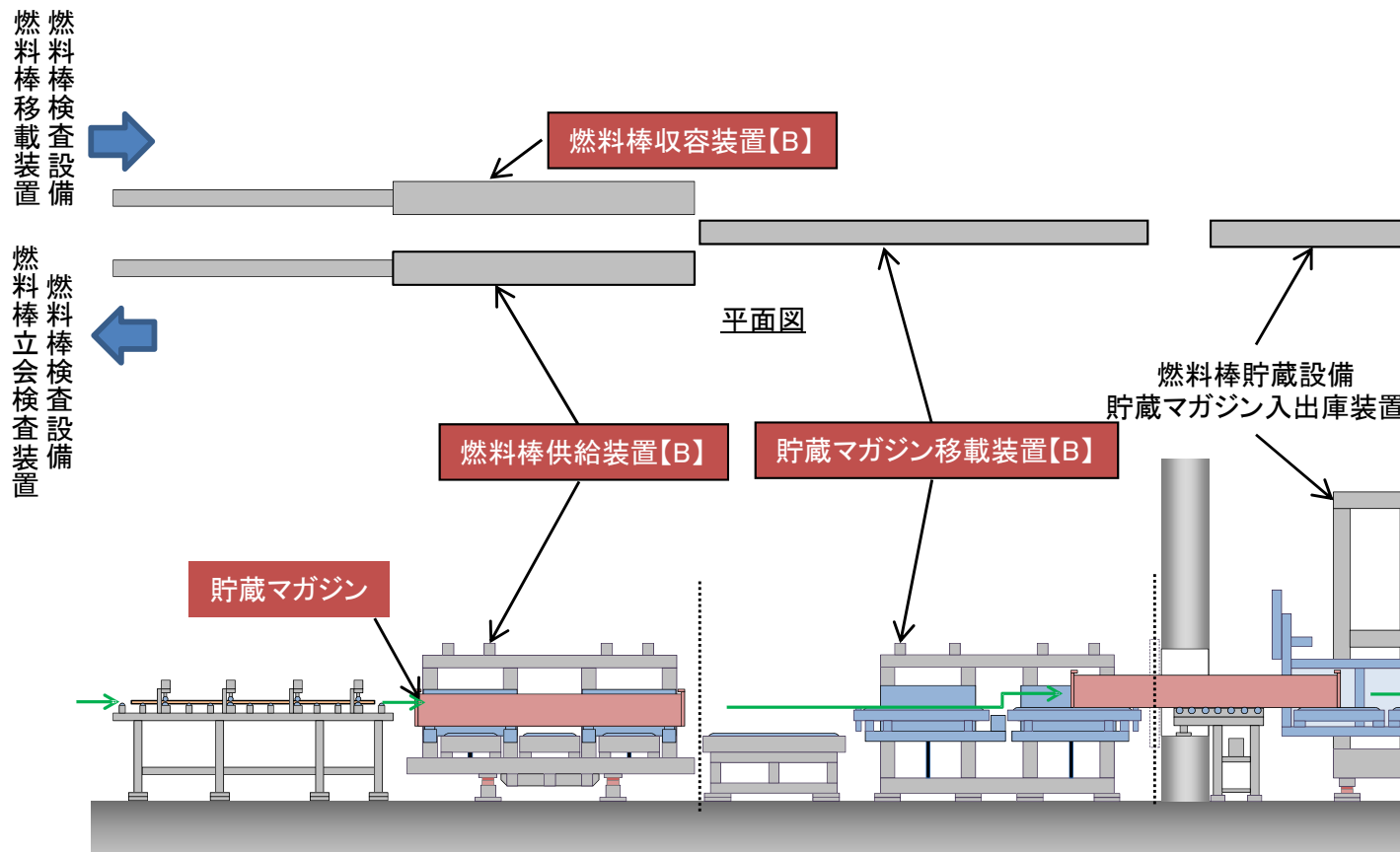
- ヘリウムリーク検査装置は、挿入溶接設備からMOX燃料棒を受け入れ、MOX燃料棒内に密封されているヘリウムのリークがないことを確認する。
- X線検査装置は、MOX燃料棒の溶接部にX線を透過させて撮影し、溶接部の健全性確認を行う。
- ロッドスキャニング装置は、MOX燃料棒内部の健全性を放射線計測により確認を行う。
- 外観寸法検査装置は、燃料棒全長等の寸法検査及び遠隔目視による外観検査を行う。
- 燃料棒立会検査装置は、立会検査(燃料棒全長等の寸法検査及び遠隔目視による外観検査)を行う。
- 燃料棒移載装置は、挿入溶接設備から受け入れたMOX燃料棒を各検査装置及び燃料棒收容設備に移載する。



【 】は耐震重要度分類

燃料棒收容設備^{※2項}

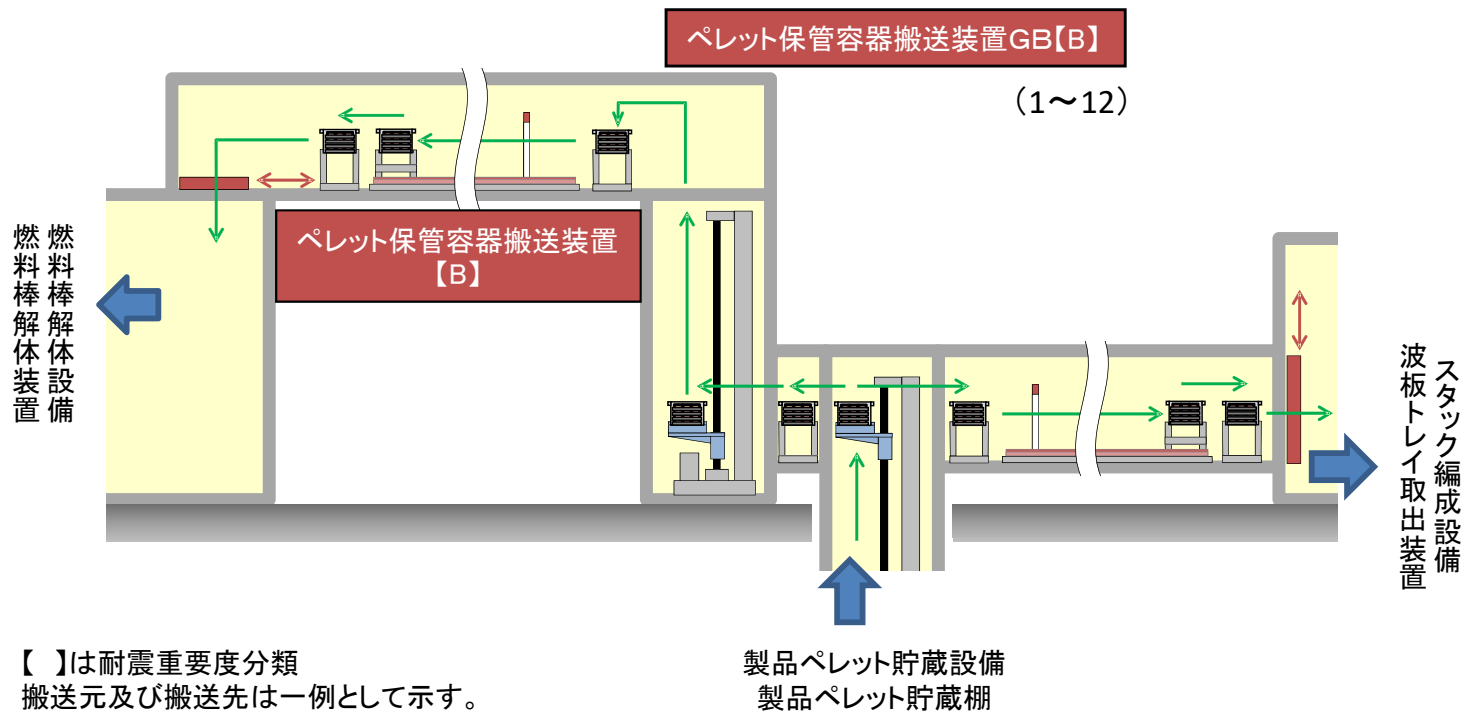
- 燃料棒收容装置は、燃料棒検査設備から受け入れたMOX燃料棒を貯蔵マガジンに收容し、貯蔵マガジン移載装置へと払い出す。
- 燃料棒供給装置は、貯蔵マガジン移載装置から受け入れた貯蔵マガジンからMOX燃料棒及び被覆管を取り出し、燃料棒検査設備へと払い出す。
- 貯蔵マガジン移載装置は、燃料棒收容装置、燃料棒供給装置及び燃料棒貯蔵設備の間で、貯蔵マガジンを移載する。



【 】は耐震重要度分類

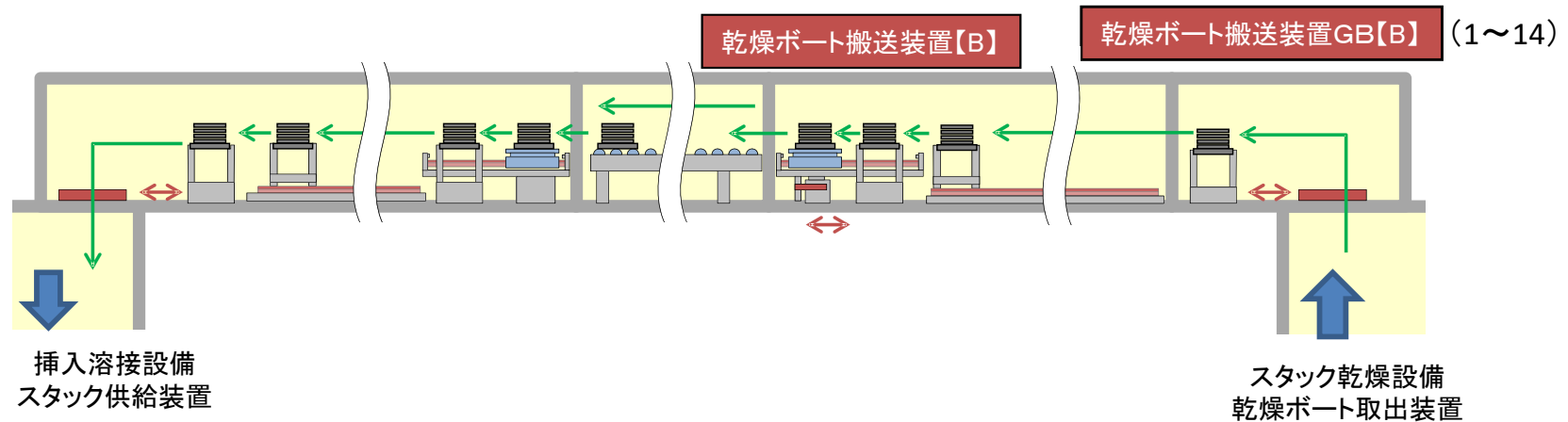
燃料棒加工工程搬送設備 ※2項 (ペレット保管容器搬送装置)

- ペレット保管容器搬送装置は、ペレット加工工程搬送設備、ペレット検査設備、スタック編成設備及び燃料棒解体設備の間で、容器を搬送する。



燃料棒加工工程搬送設備^{※2項} (乾燥ボート搬送装置)

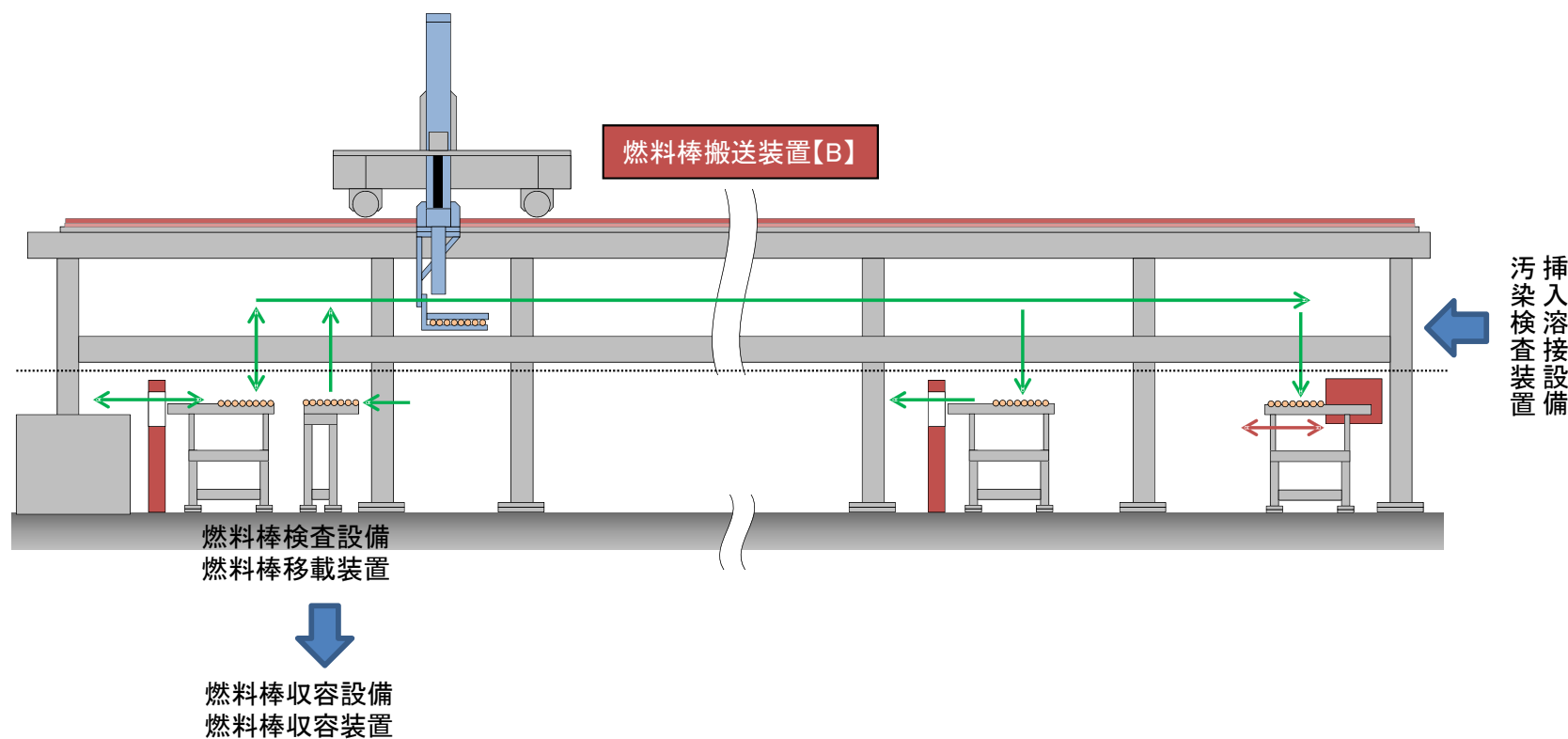
- 乾燥ボート搬送装置は、スタック編成設備、スタック乾燥設備及び挿入溶接設備の間で、容器を搬送する。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

燃料棒加工工程搬送設備^{※2項} (燃料棒搬送装置)

- 燃料棒搬送装置は、挿入溶接設備、燃料棒検査設備及び燃料棒解体設備の間で、MOX燃料棒及び被覆管を搬送する。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

組立施設 (燃料集合体組立工程)

設備名に付す記号の凡例

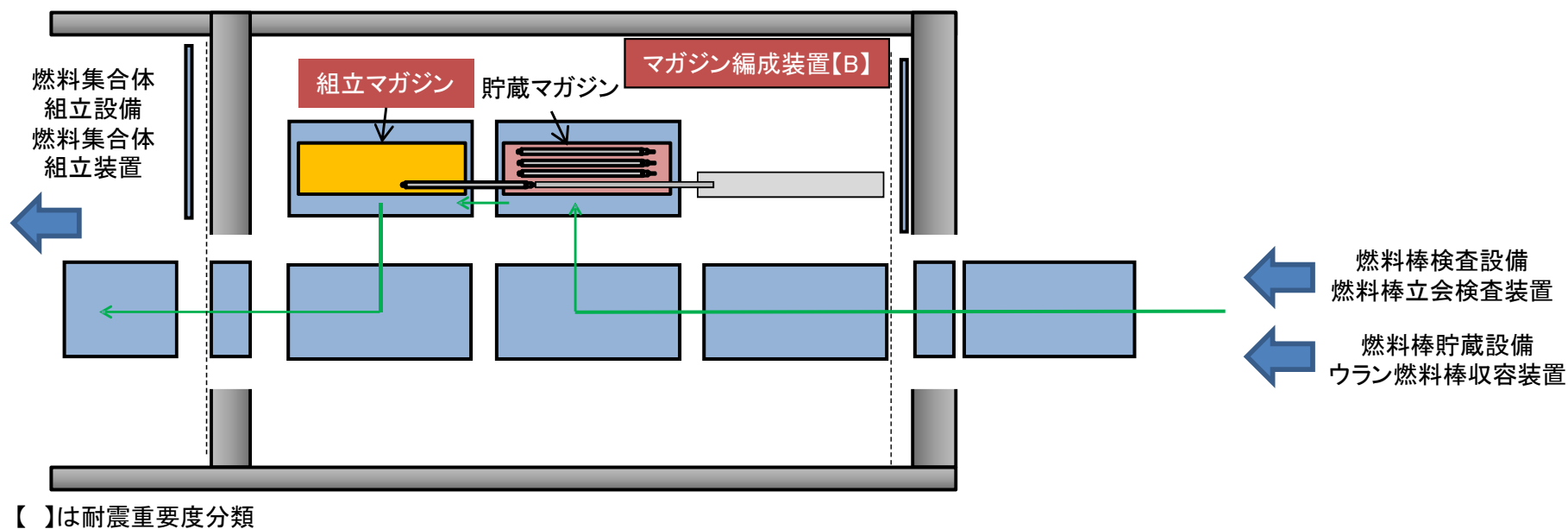
1項新規：※1項

2項変更：※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの
場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

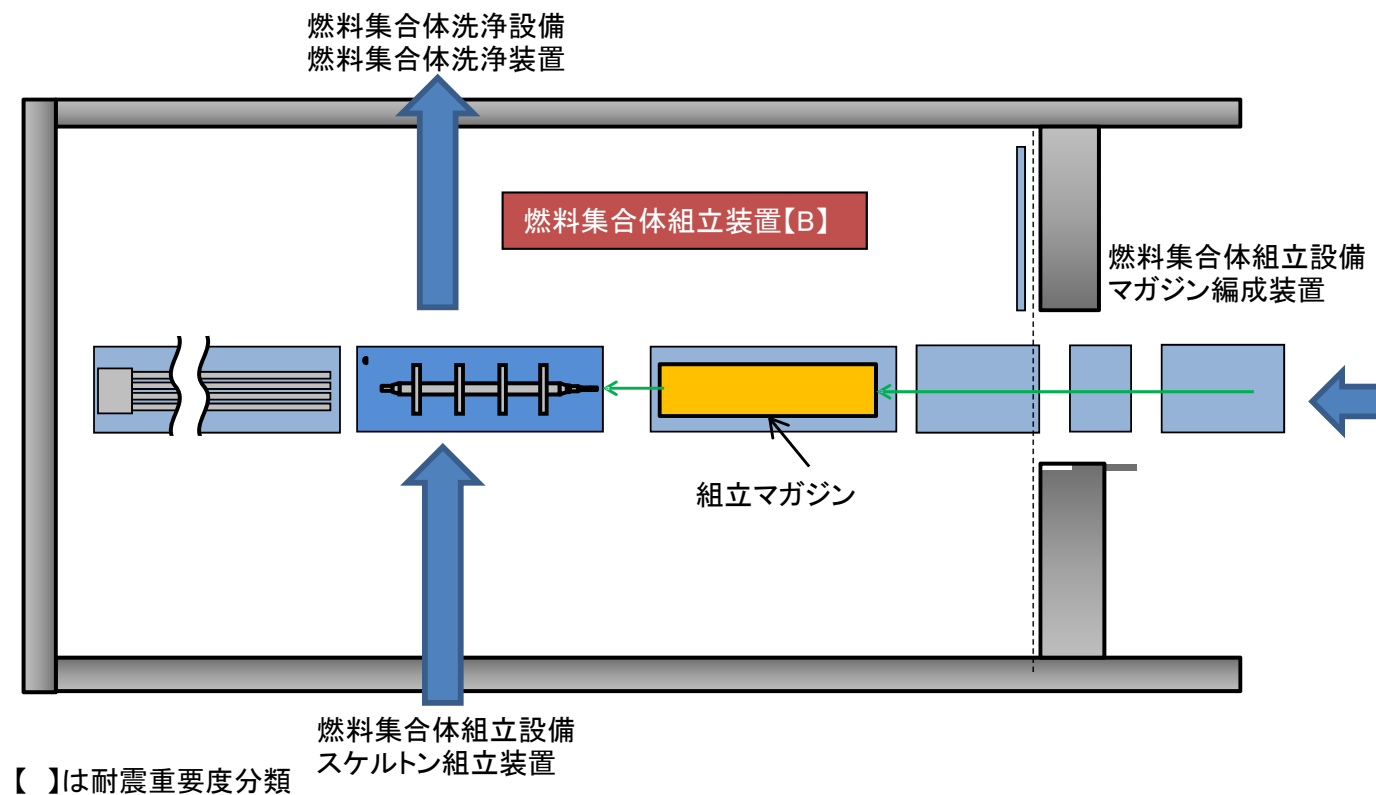
燃料集合体組立設備 ※1項 (マガジン編成装置, スケルトン組立装置)

- マガジン編成装置は、燃料棒貯蔵設備から受け入れた貯蔵マガジンから組立マガジンに燃料棒を受け渡す。
- スケルトン組立装置は、燃料集合体組立の準備作業として燃料集合体部材をスケルトンに組み立てる。



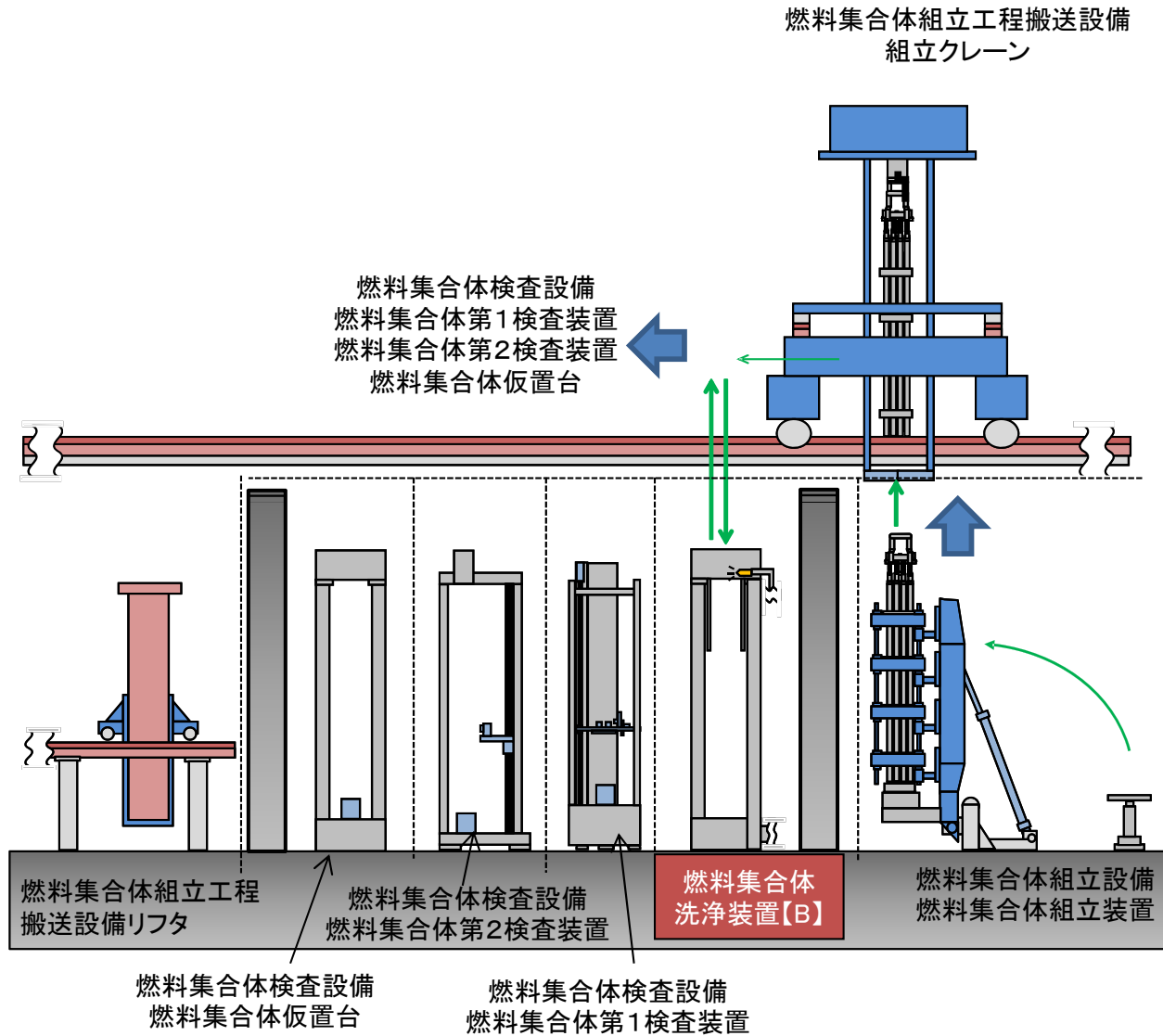
燃料集合体組立設備^{※1項} (燃料集合体組立装置)

- 燃料集合体組立装置は、組立マガジンから燃料棒を引き抜きスケルトンに挿入した後、燃料集合体部材を取り付け、燃料集合体を組み立てる。



燃料集合体洗浄設備※1項

- 燃料集合体洗浄装置は、燃料集合体に窒素ガスを噴きつけ、燃料集合体の表面を洗浄する。

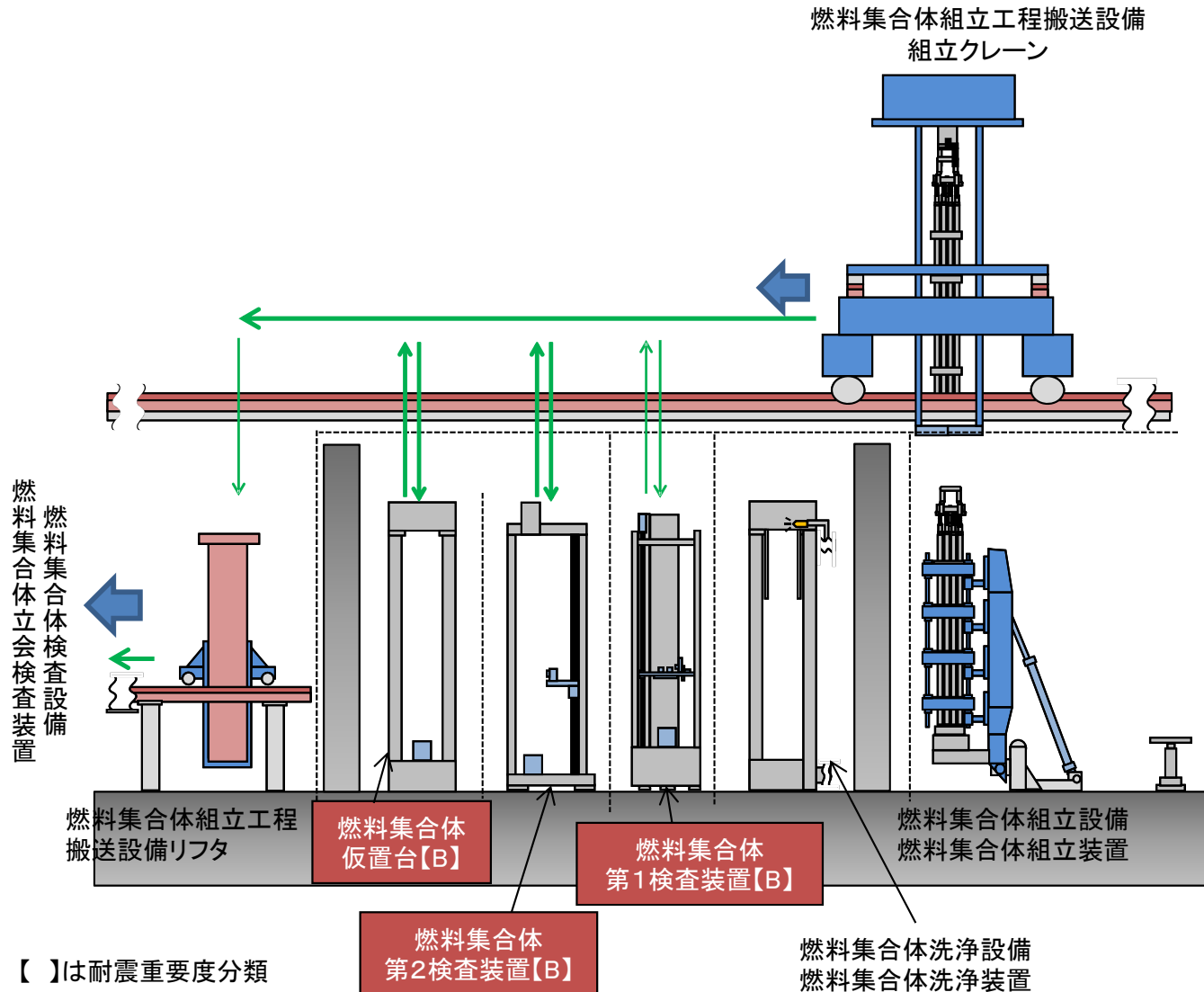


【 B 】は耐震重要度分類

燃料集合体検査設備 ※1項

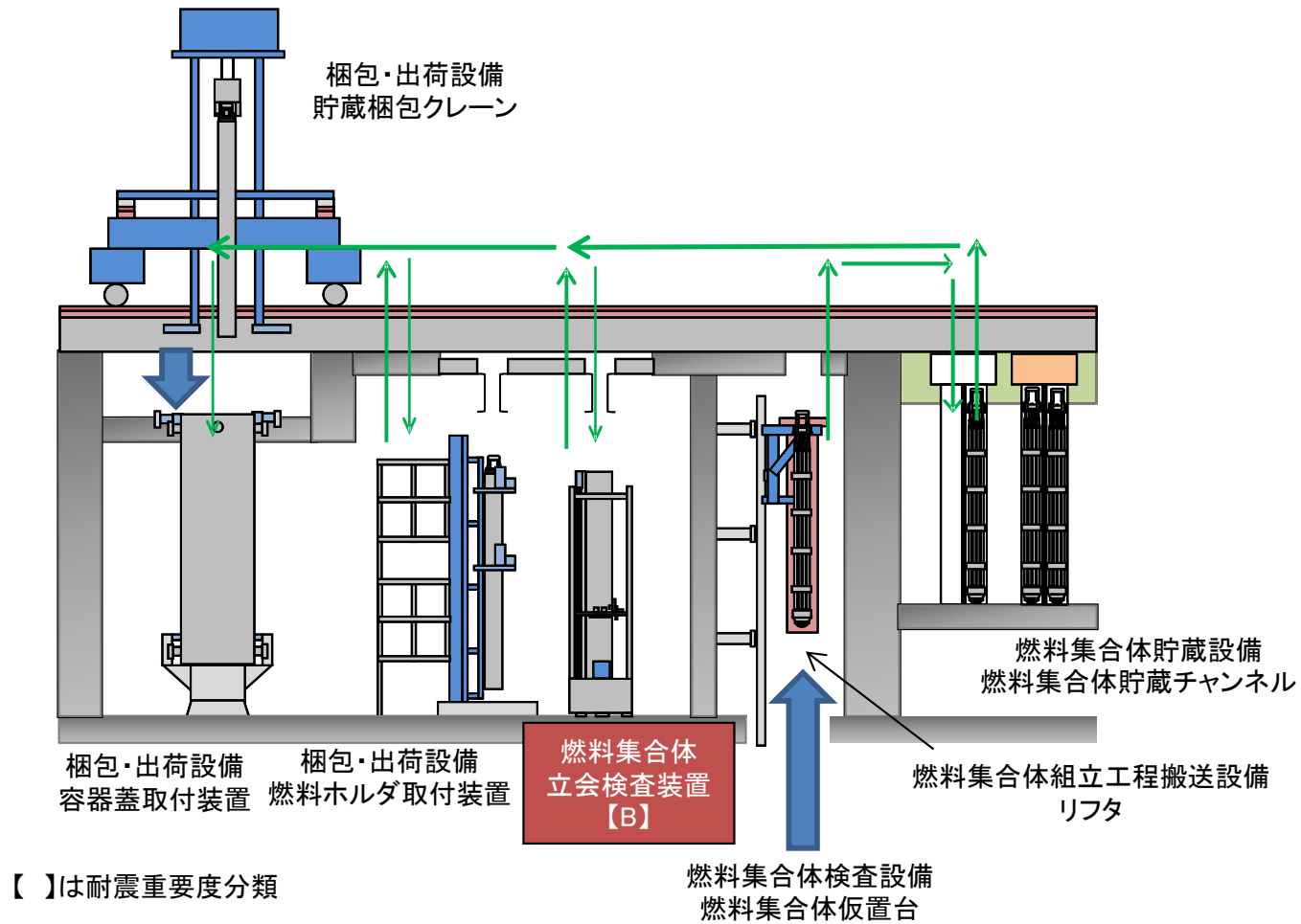
(燃料集合体第1検査装置, 燃料集合体第2検査装置, 燃料集合体仮置台)

- 燃料集合体第1検査装置は, 燃料集合体の寸法検査等を行う。
- 燃料集合体第2検査装置は, 燃料集合体の外観検査等を行う。
- 燃料集合体仮置台は, 検査前後の燃料集合体を仮置きする。



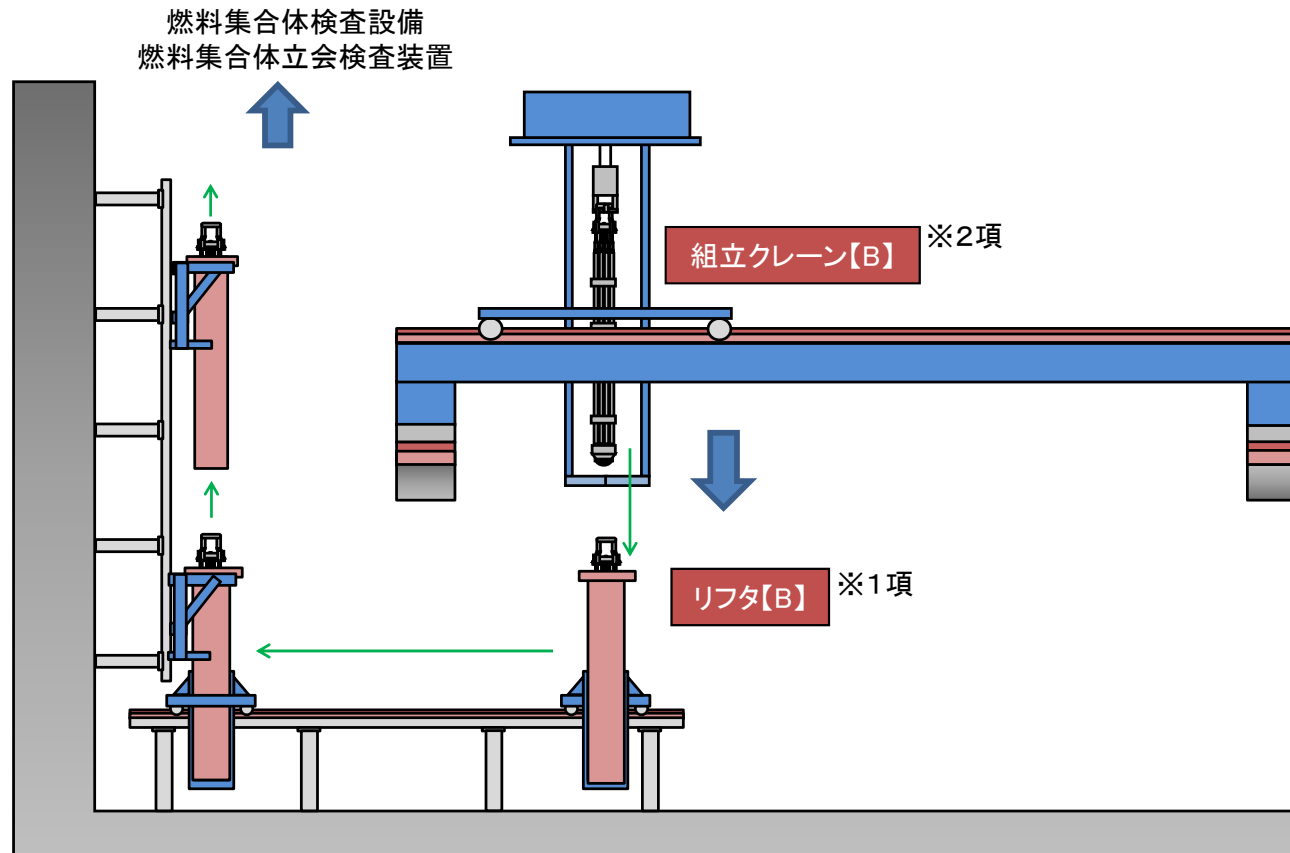
燃料集合体検査設備^{※1項} (燃料集合体立会検査装置)

- 燃料集合体立会検査装置は、燃料集合体を受け入れ、立会検査(寸法及び外観検査)を行う。



燃料集合体組立工程搬送設備 ※1項 ※2項

- 組立クレーンは、燃料集合体組立設備，燃料集合体洗浄設備，燃料集合体検査設備及びリフトの間で，燃料集合体を搬送する。
- リフトは，組立クレーンと梱包・出荷設備の間で，燃料集合体の受渡しを行う。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

組立施設 (梱包・出荷工程)

設備名に付す記号の凡例

1項新規：※1項

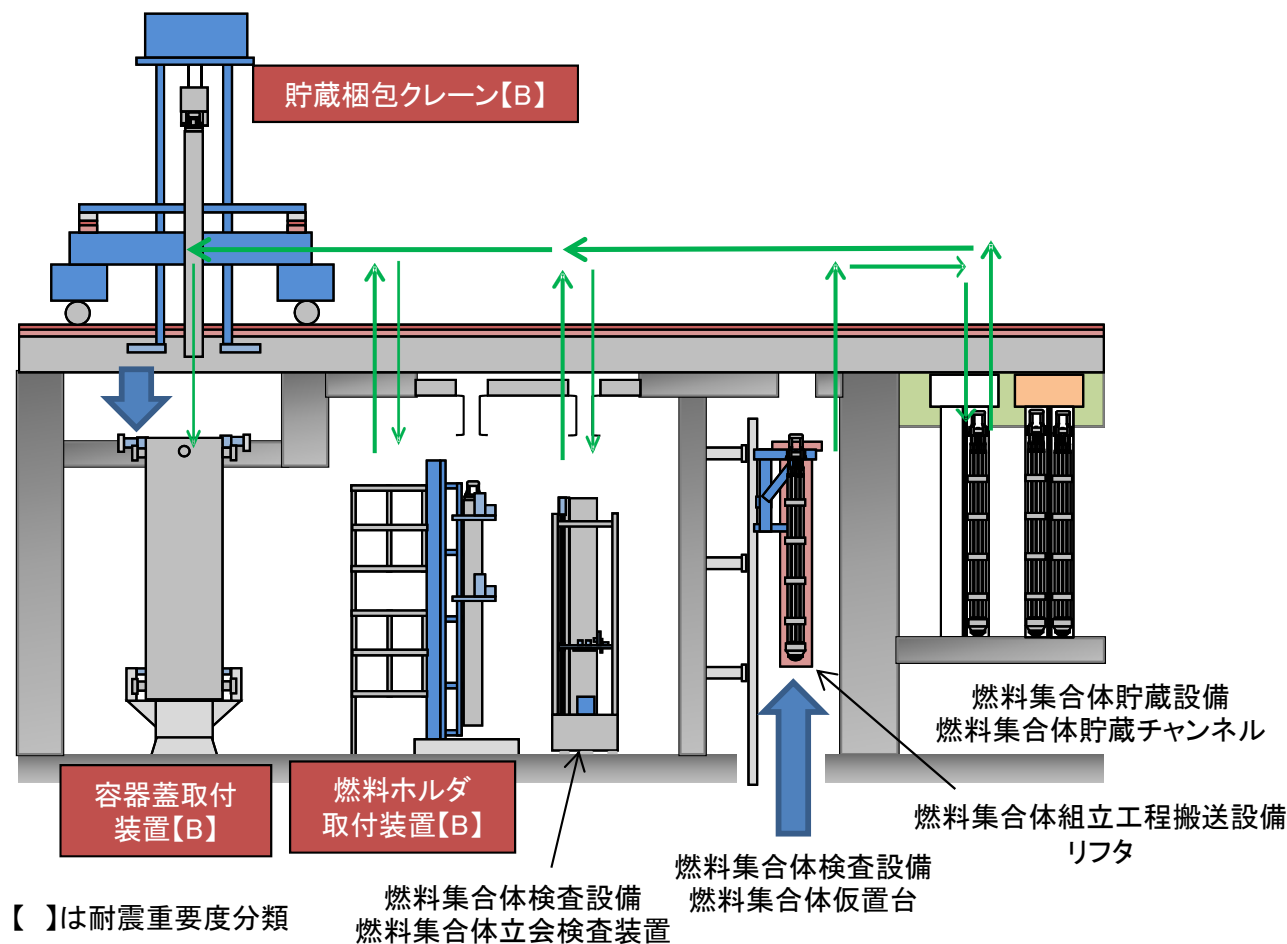
2項変更：※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

梱包・出荷設備^{※1項}

(貯蔵梱包クレーン, 燃料ホルダ取付装置, 容器蓋取付装置)

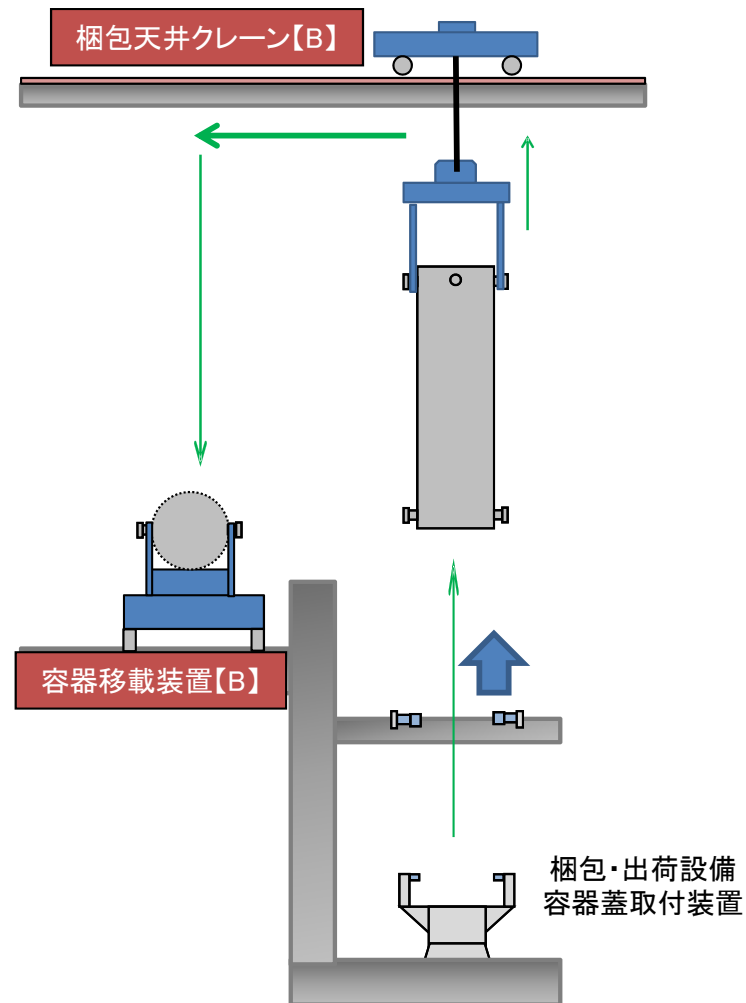
- 貯蔵梱包クレーンは、燃料集合体組立設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体貯蔵設備、燃料ホルダ取付装置及び容器蓋取付装置の間で、燃料集合体を搬送する。
- 燃料ホルダ取付装置は、BWR燃料集合体に燃料ホルダを取り付ける。
- 容器蓋取付装置は、燃料集合体用輸送容器の垂直固定及び燃料集合体用輸送容器から取り外した蓋等の取り付け及び一時仮置きを行う。



梱包・出荷設備^{※1項}

(梱包天井クレーン, 容器移載装置)

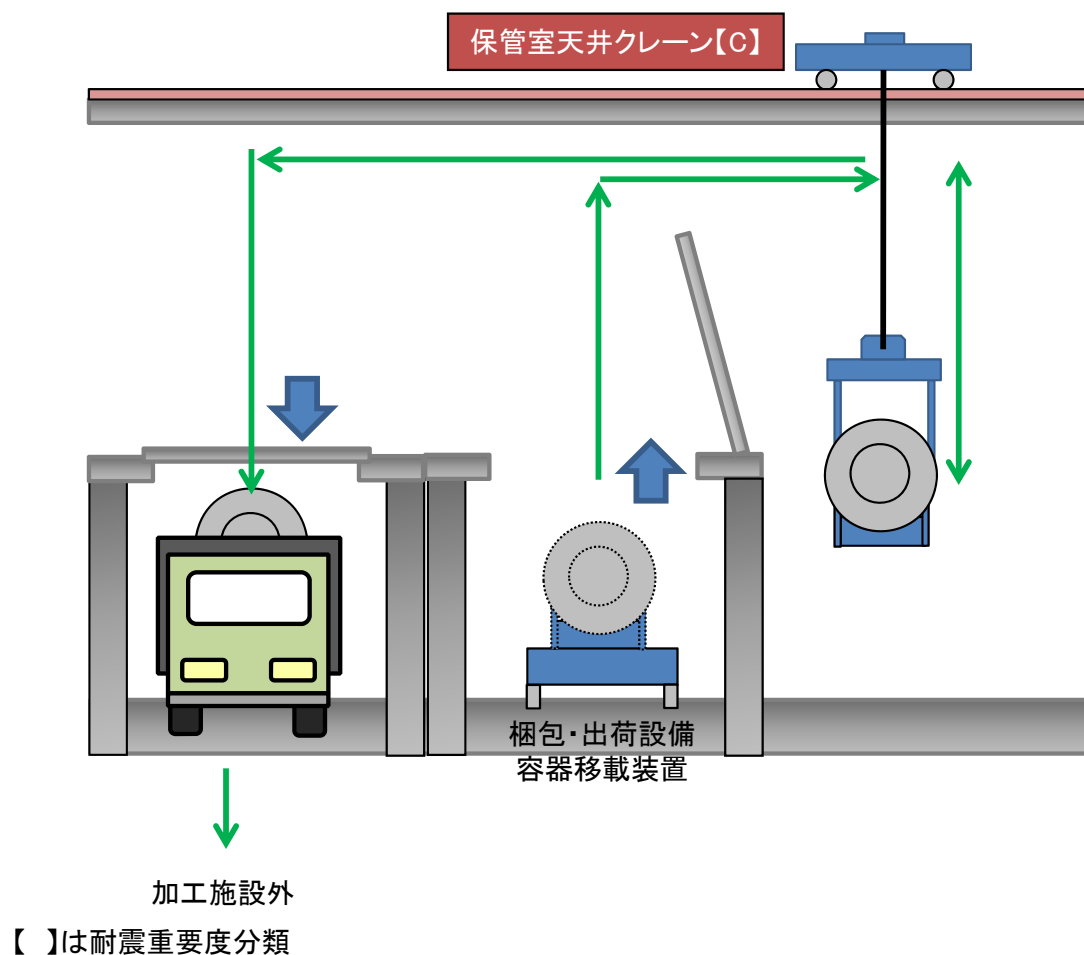
- 梱包天井クレーンは、容器蓋取付装置と容器移載装置の間で、燃料集合体用輸送容器を搬送する。
- 容器移載装置は、貯蔵梱包クレーン室と輸送容器検査室の間で、燃料集合体用輸送容器を搬送する。



【 】は耐震重要度分類

梱包・出荷設備^{※1項} (保管室天井クレーン)

- 保管室天井クレーンは、輸送容器検査室、輸送容器保管室及び入出庫室の間で、燃料集合体用輸送容器等を搬送する。
- 燃料集合体用輸送容器は、輸送車両の荷台に積載し、加工施設外へ出荷する。



貯蔵施設

設備名に付す記号の凡例

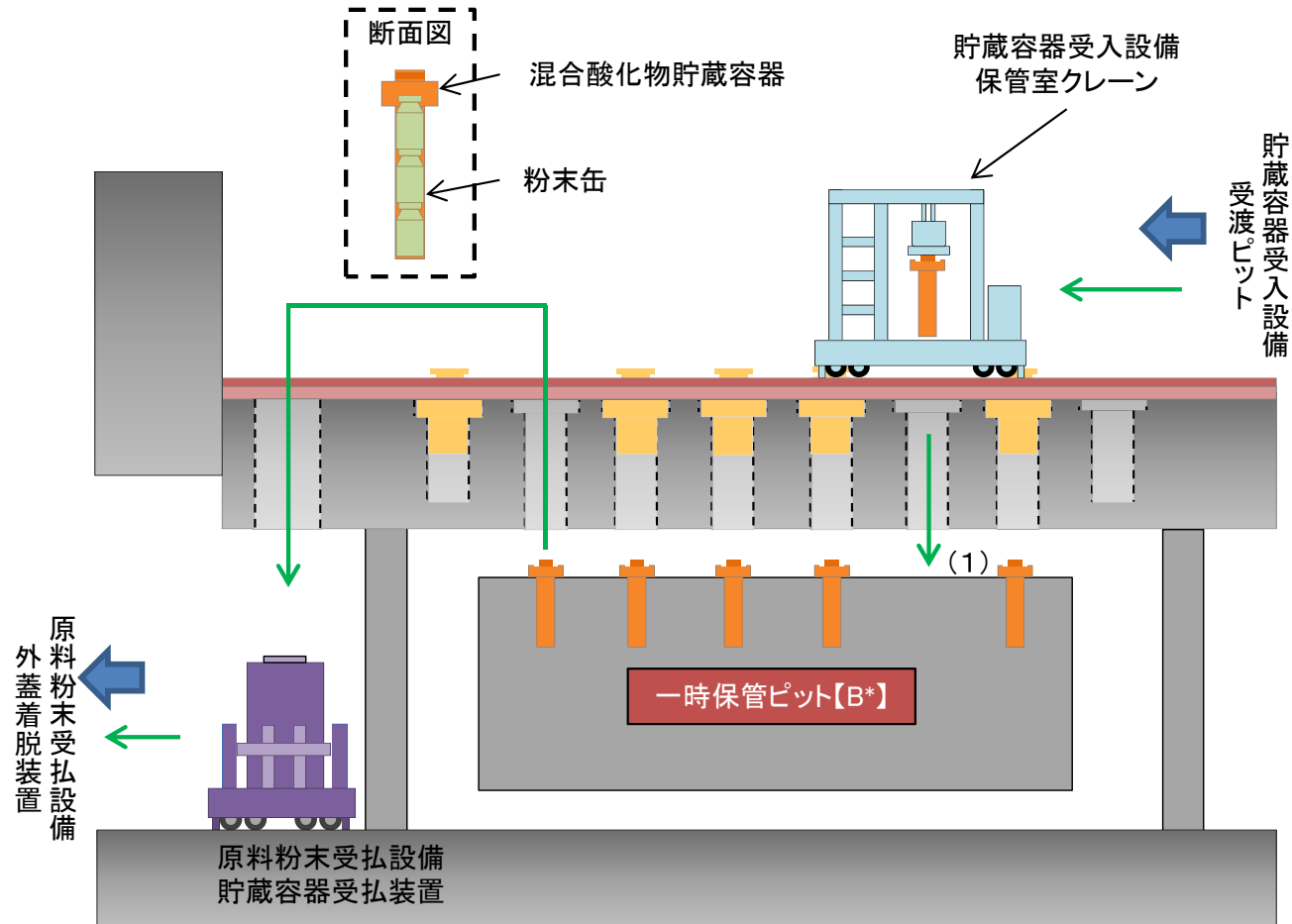
1項新規：※1項

2項変更：※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

貯蔵容器一時保管設備 ※2項

- 一時保管ピットは、混合酸化物貯蔵容器を貯蔵する。

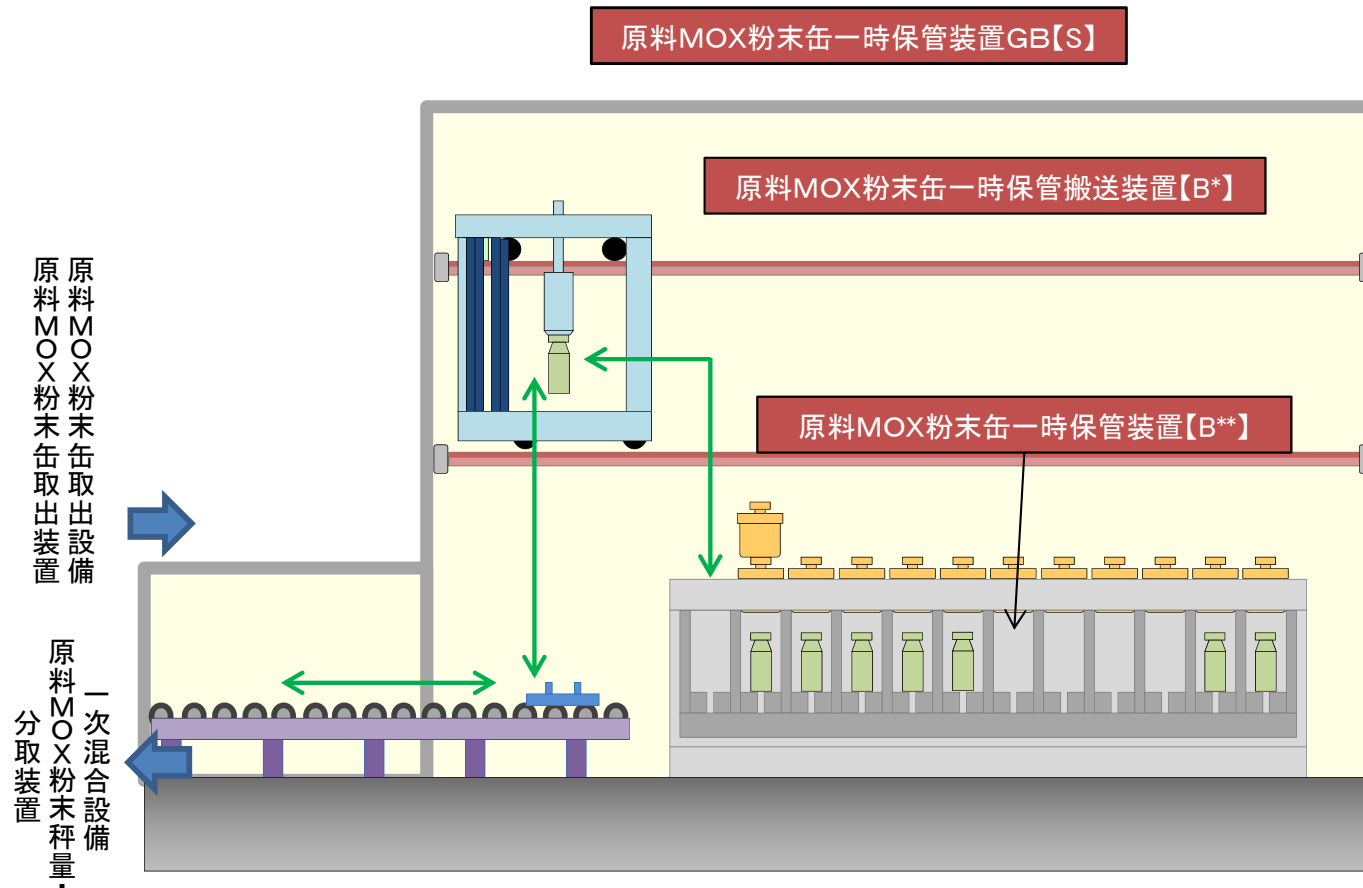


【 】は耐震重要度分類

* 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。
搬送元及び搬送先は一例として示す。

原料MOX粉末缶一時保管設備 ※1項

- 原料MOX粉末缶一時保管装置は、原料MOX粉末を収納した粉末缶を貯蔵する。
- 原料MOX粉末缶一時保管搬送装置は、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末調整工程搬送設備の間で、粉末缶を搬送する。



【 】は耐震重要度分類

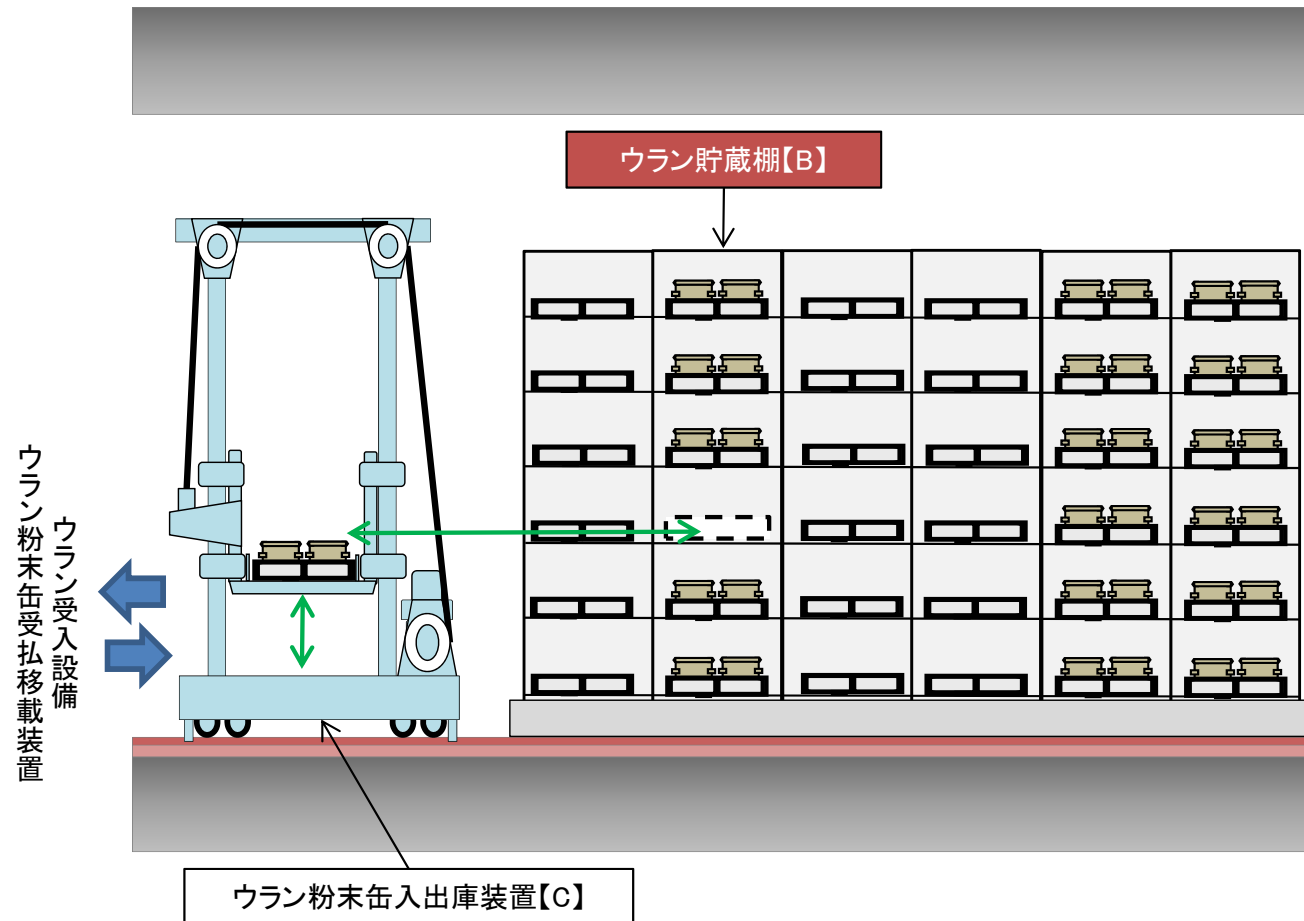
* 基準地震動 S_s による地震力に対して転倒又は落下しない設計とする。

* * 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

搬送元及び搬送先は一例として示す。

ウラン貯蔵設備 ※1項

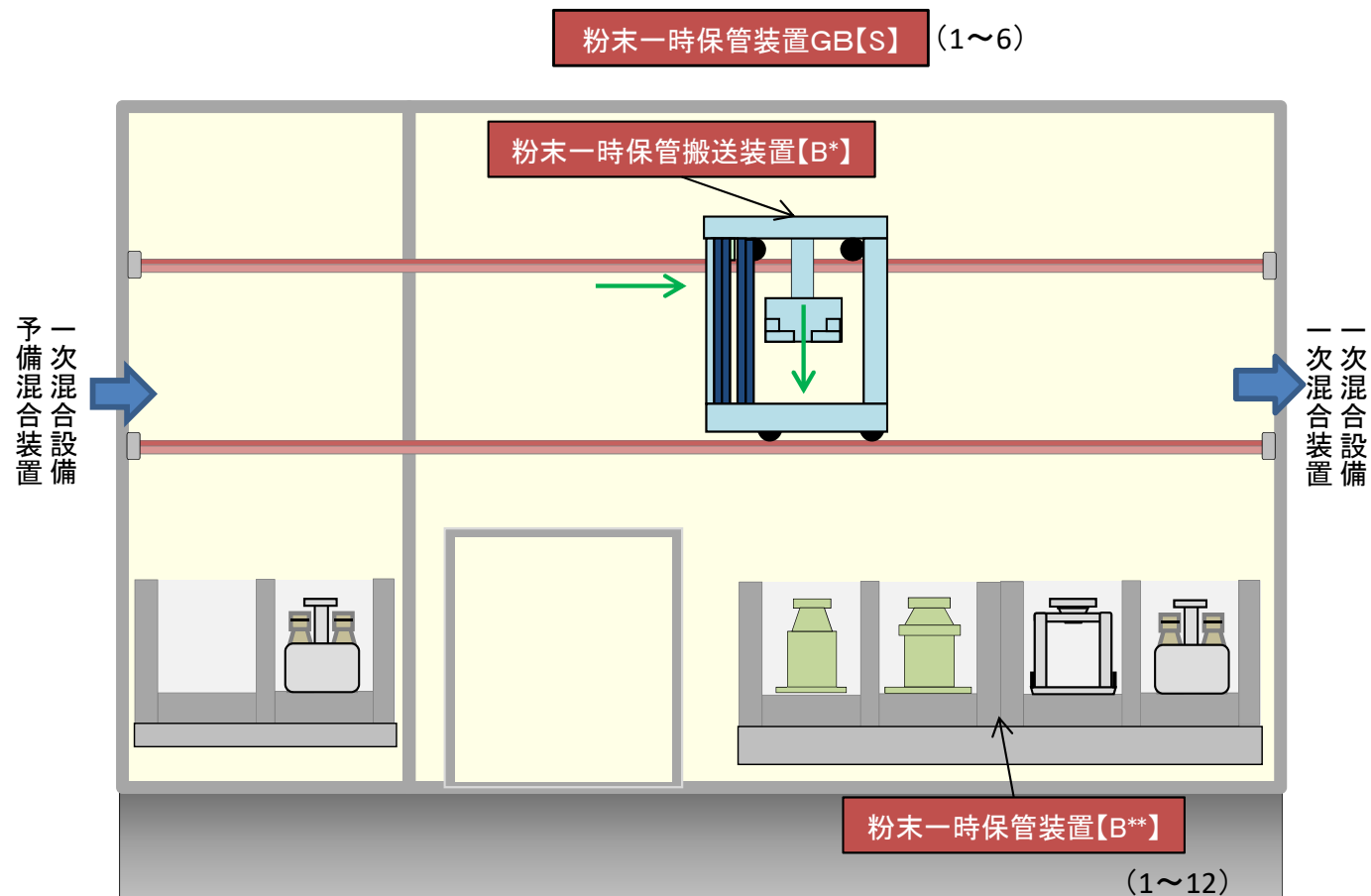
- ウラン貯蔵棚は、原料ウラン粉末を貯蔵する。
- ウラン粉末缶入出庫装置は、ウラン貯蔵棚とウラン受入設備の間で、ウラン粉末缶の受渡しを行う。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

粉末一時保管設備 ※1項 (ただし, 容器 (U85, CS・RS回収ポット, 先行試験ポット) は2項となる。)

- 粉末一時保管装置は, 各粉末を貯蔵する。
- 粉末一時保管搬送装置は, 粉末一時保管装置と粉末調整工程搬送設備の間で, 容器を搬送する。



【 】は耐震重要度分類

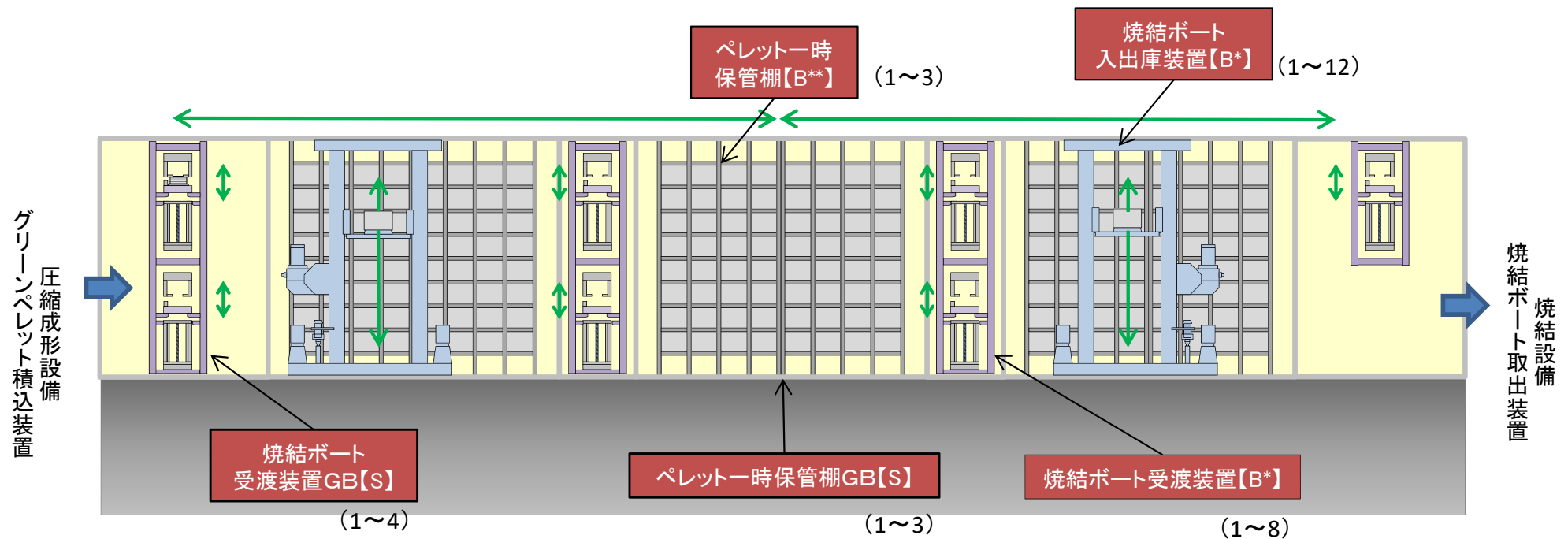
* 基準地震動 S_s による地震力に対して転倒又は落下しない設計とする。

** 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

搬送元及び搬送先は一例として示す。

ペレット一時保管設備 ※2項

- ペレット一時保管棚は、ペレットを貯蔵する。
- 焼結ボート入出庫装置は、ペレット一時保管棚と焼結ボート受渡装置の間で、容器の移動を行う。
- 焼結ボート受渡装置は、焼結ボート入出庫装置から容器を受け取り、ペレット加工工程搬送設備へ受け渡す。



【 】は耐震重要度分類

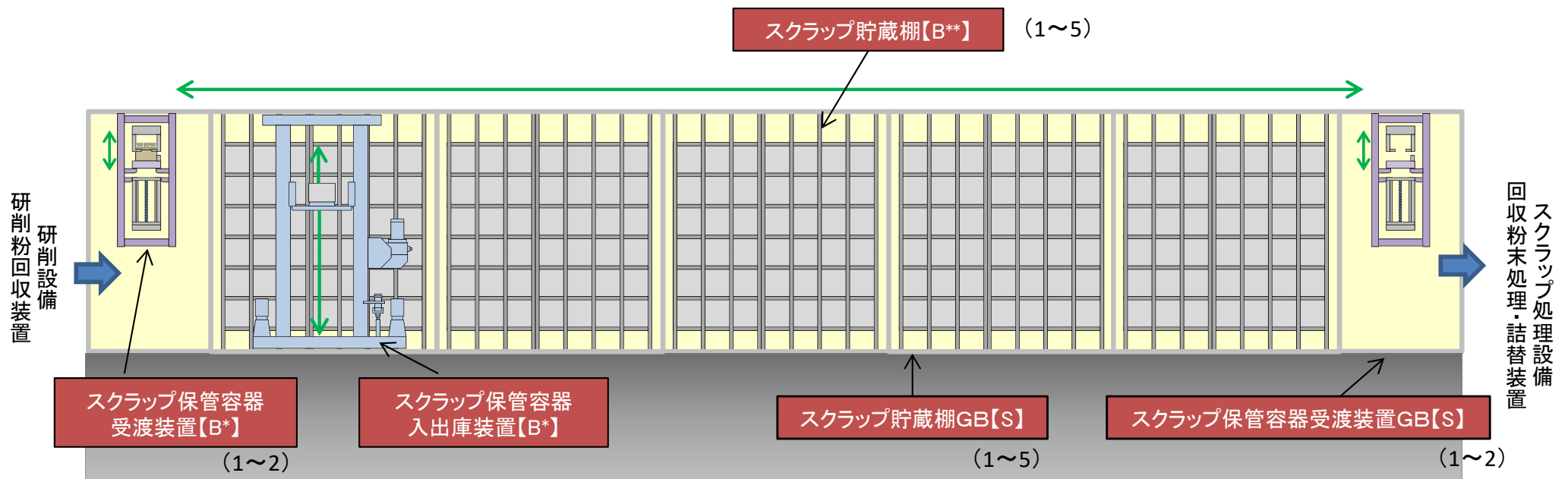
* 基準地震動 S_s による地震力に対して転倒又は落下しない設計とする。

** 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

搬送元及び搬送先は一例として示す。

スクラップ貯蔵設備 ※2項

- スクラップ貯蔵棚は、研削粉、CS粉末、RS粉末、CSペレット及びRSペレットを貯蔵する。
- スクラップ保管容器入出庫装置は、スクラップ貯蔵棚とスクラップ保管容器受渡装置の間で、容器の移動を行う。
- スクラップ保管容器受渡装置は、スクラップ保管容器入出庫装置から容器を受け取り、ペレット加工工程搬送設備へ受け渡す。



【 】は耐震重要度分類

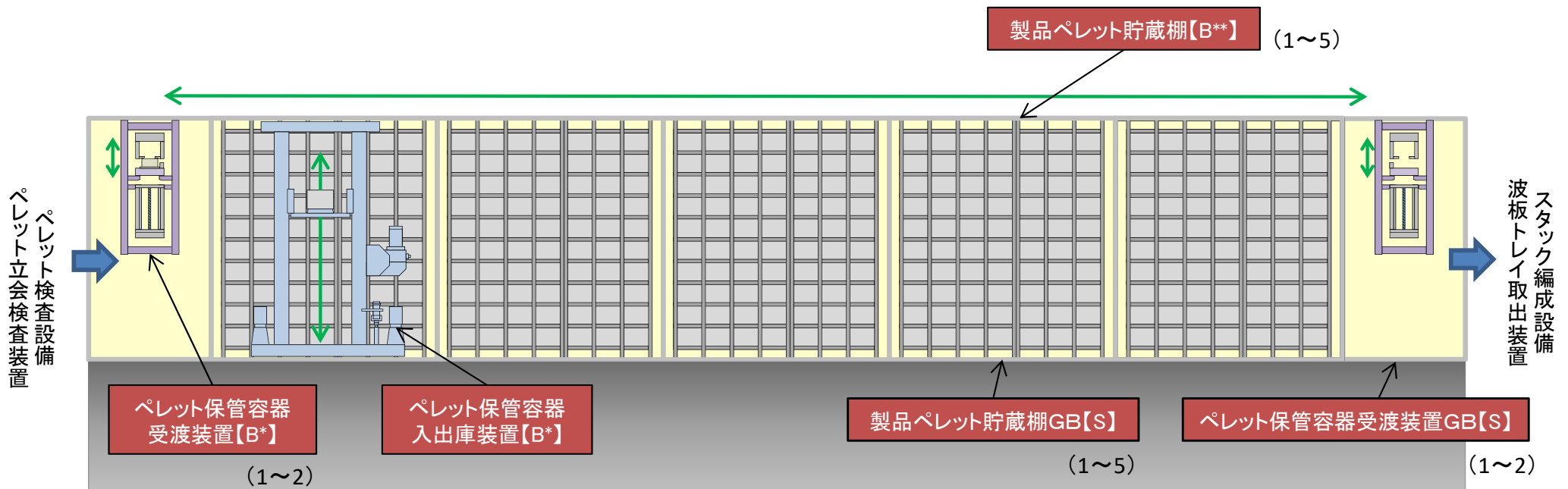
* 基準地震動 S_s による地震力に対して転倒又は落下しない設計とする。

** 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

搬送元及び搬送先は一例として示す。

製品ペレット貯蔵設備 ※2項

- 製品ペレット貯蔵棚は、検査を終了したペレットを貯蔵する。
- ペレット保管容器入出庫装置は、製品ペレット貯蔵棚とペレット保管容器受渡装置の間で、容器の移動を行う。
- ペレット保管容器受渡装置は、ペレット保管容器入出庫装置から容器を受け取り、ペレット加工工程搬送設備へ受け渡す。



【 】は耐震重要度分類

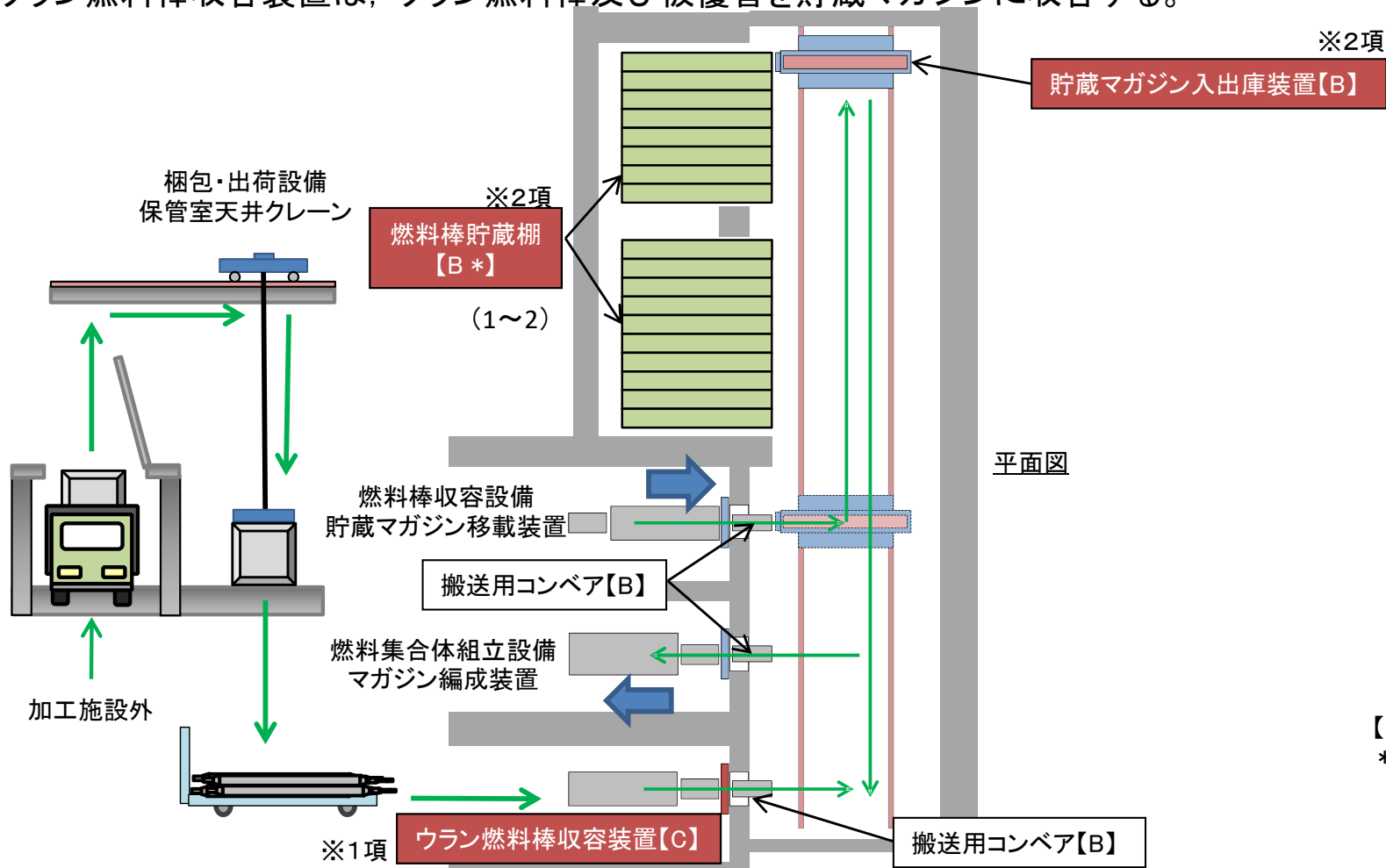
* 基準地震動 S_s による地震力に対して転倒又は落下しない設計とする。

** 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

搬送元及び搬送先は一例として示す。

燃料棒貯蔵設備 ※1項 ※2項

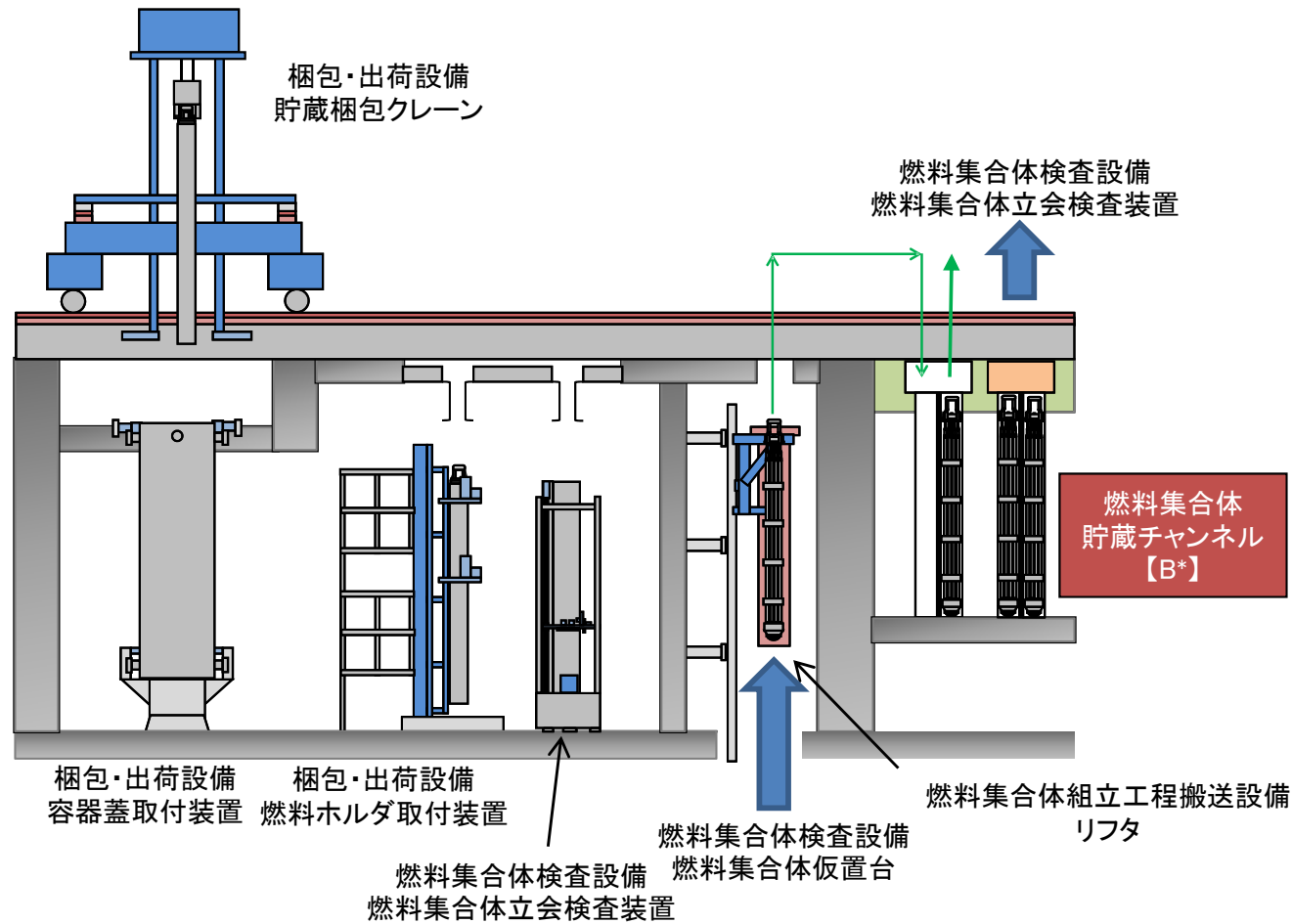
- 燃料棒貯蔵棚は、貯蔵マガジンを貯蔵する。
- 貯蔵マガジン入出庫装置は、搬送用コンベアと燃料棒貯蔵棚の間で、貯蔵マガジンを搬送する。
- 搬送用コンベアは、燃料棒収容設備、貯蔵マガジン入出庫装置、ウラン燃料棒収容装置及び燃料集合体組立設備の間で、貯蔵マガジンを搬送する。
- 加工施設外からウラン燃料棒を収納したウラン燃料棒用輸送容器を受け入れ、ウラン燃料棒を取り出し、ウラン燃料棒収容装置へ払い出す。
- ウラン燃料棒収容装置は、ウラン燃料棒及び被覆管を貯蔵マガジンに収容する。



【 】は耐震重要度分類
 * 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。 265

燃料集合体貯蔵設備 ※1項

- 燃料集合体貯蔵チャンネルは、燃料集合体を貯蔵する。



【 B* 】は耐震重要度分類

* 基準地震動 S_s による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。
搬送元及び搬送先は一例として示す。

燃料製造における主な処理フロー以外の設備

設備名に付す記号の凡例

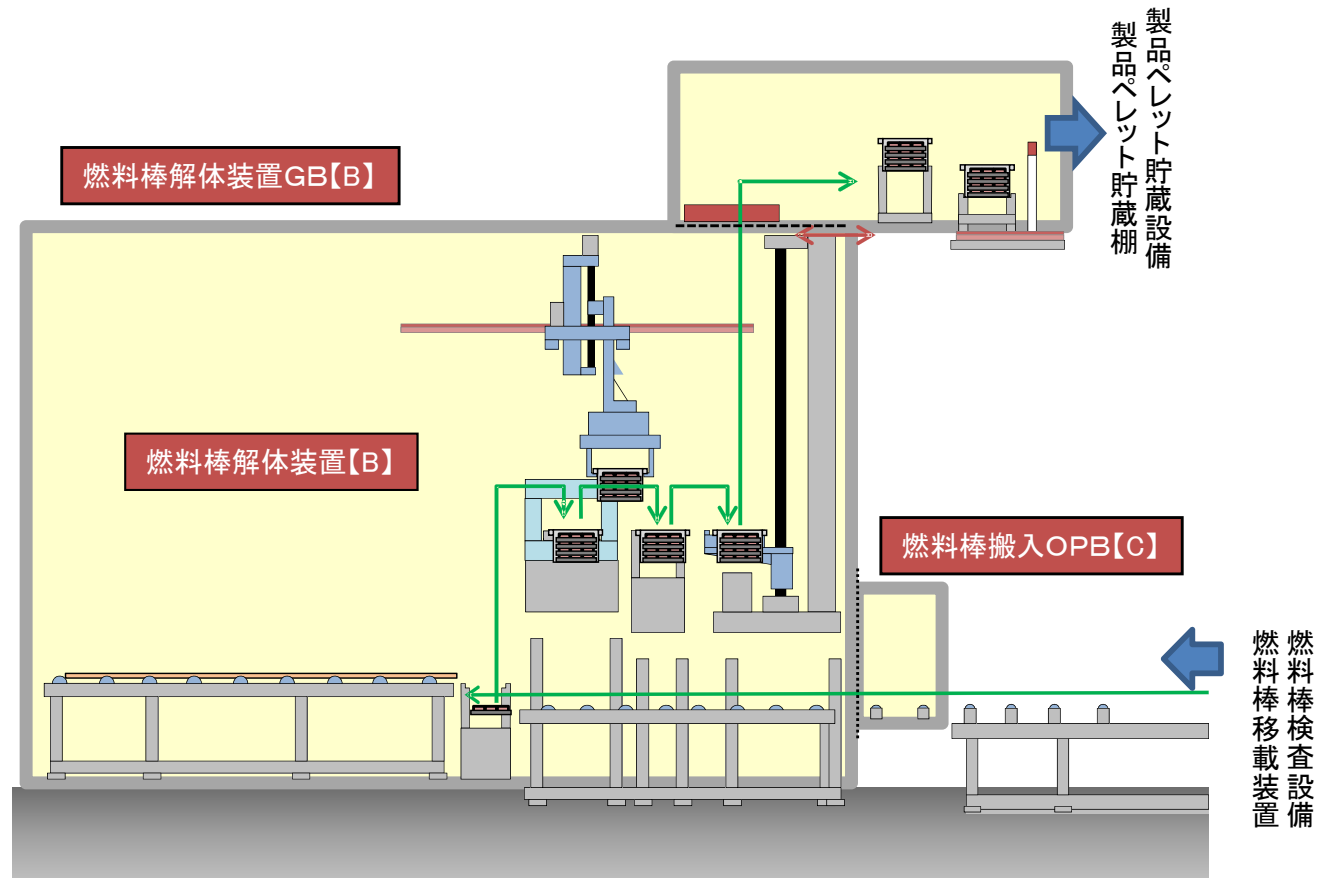
1項新規：※1項

2項変更：※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

燃料棒解体設備^{※1項}

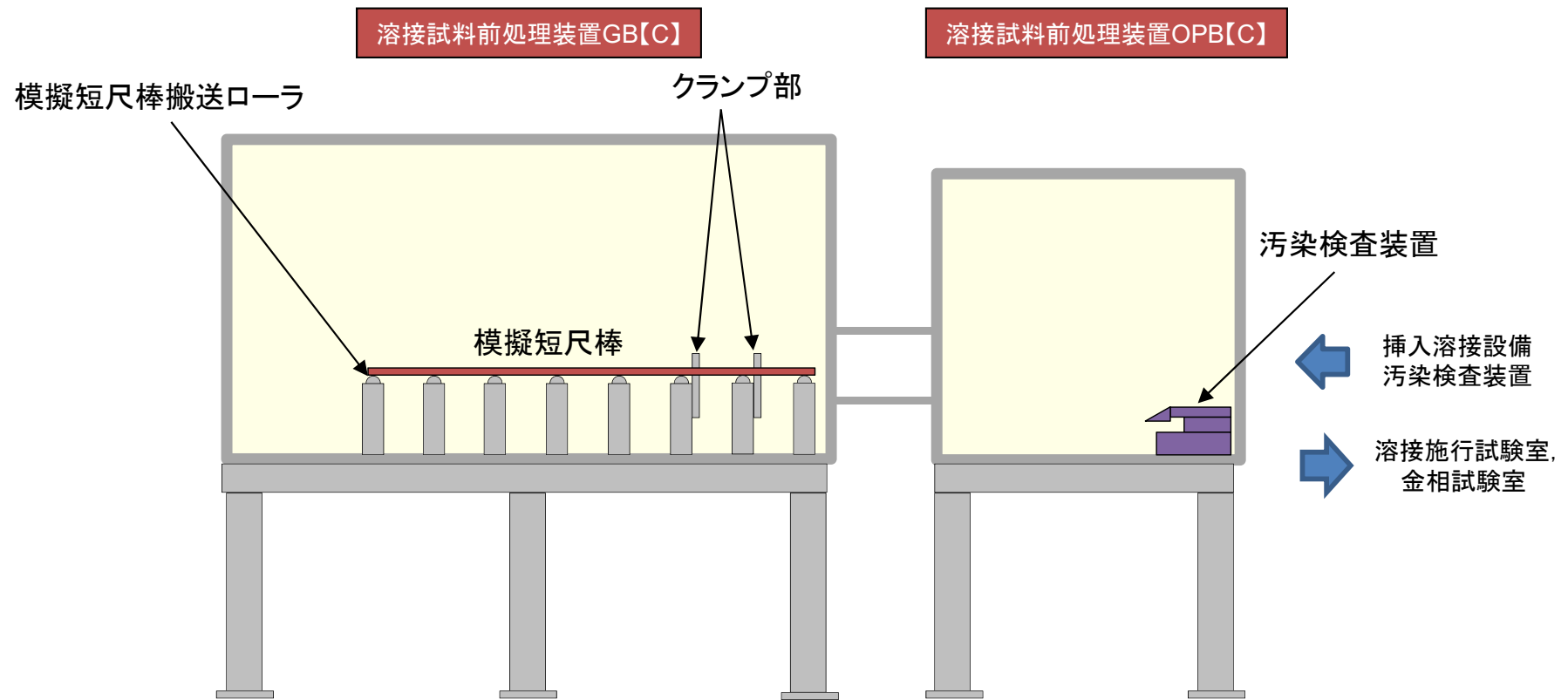
- 燃料棒解体装置は、MOX燃料棒を解体し、MOX燃料棒内のペレットを取り出す。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

溶接試料前処理装置 ※1項

- 溶接試料前処理装置は、燃料棒溶接に使用する溶接装置の健全性を確認するため行う溶接施行試験の溶接試料を作製するため、挿入溶接装置にて作製した試験用の模擬短尺棒をオープンポートからグローブボックスに搬入し、可搬型の切断機により溶接施行試験に必要な部位を模擬短尺棒から切断し、溶接試料を作製する。
- 作製した溶接試料を汚染検査装置にて汚染の有無を確認し、オープンポートボックスから取り出し、溶接施行試験を行う。
- 試験用の模擬短尺棒は、挿入溶接装置にて作成するため、模擬短尺棒内部にグローブボックス内の雰囲気気を内包していることから、グローブボックス内で切断作業を行う。



【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

その他加工設備の附属施設 (核燃料物質の検査設備)

設備名に付す記号の凡例

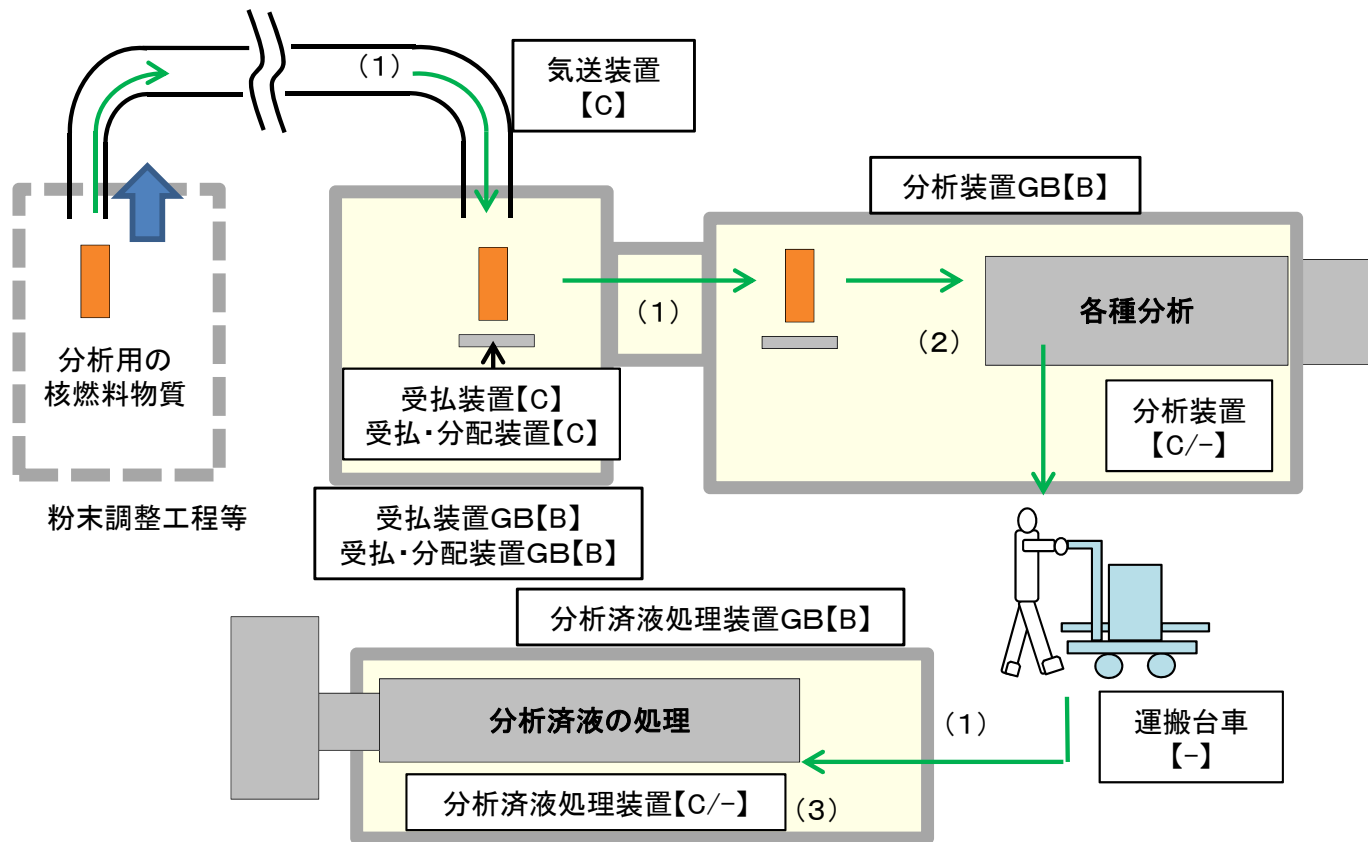
1項新規: ※1項

2項変更: ※2項

当該ページ中の設備がいずれか片方のみの
場合はページタイトル部にのみ記号を付す。

分析設備 ※1項（ただし、気送装置のうち既認可のグローブボックスに設置する部位（送受信装置）は2項となる。）

- 気送装置，受払装置，受払・分配装置及び運搬台車は，受払装置，分析装置，分析済液処理装置，粉末調整工程，ペレット加工工程，燃料棒加工工程及び実験設備の間で，分析用の核燃料物質を搬送する。
- 分析装置は，各種分析を行う。
- 分析済液処理装置は，分析済液からプルトニウム等を回収する。

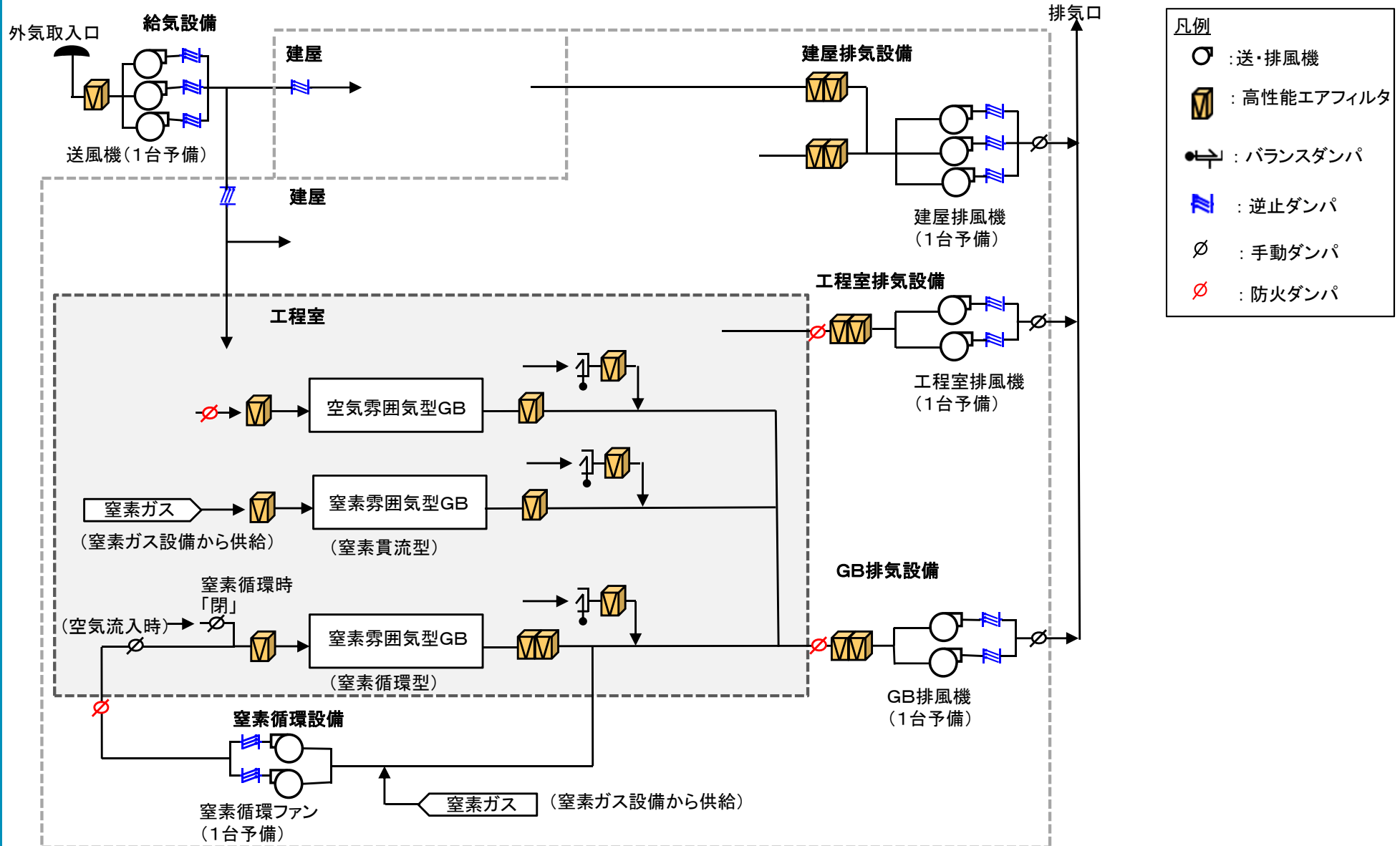


【 】は耐震重要度分類
搬送元及び搬送先は一例として示す。

廃棄施設

1項新規申請対象

GBの負圧維持機能に関わる安全設計



第2回設工認申請対象設備の 分類・計上結果

「第四条 核燃料物質の臨界防止」

分類	対象	数量
A	単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，誤搬入防止機構及び誤投入防止機構に係る計量設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器），臨界検知用ガスモニタ	333
B-1	（対象なし）	
B-2	（対象なし）	
B-3	（対象なし）	
B		
B-4	単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器）	2943

＜分類の考え方＞

○全体

- ・臨界管理に関する設備として，単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，誤搬入防止機構及び誤投入防止機構に係る計量設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器），臨界検知用ガスモニタを計上する。
- ・単一ユニット間距離を維持する設備のうち，基準地震動 S_s による地震力に対して多大な変形を及ぼさない設備は，第6条にて整理する。

○2項変更について

- ・「第四条 核燃料物質の臨界防止」では，新規制基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためB-4で計上する。

「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、「第六条 地震による損傷の防止」

分類	対象	数量	
A	Sクラス Sクラス (うちクラス変更)	356 (42)	
	Bクラス	波及的影響を考慮する設備(耐震クラス:B-2)	4
		単一ユニット間距離を確保する設備(耐震クラス:B-3)	220
		経路維持する設備 (耐震クラス:B-4)	5
		耐震クラス:B-2~B-4を除くBクラス※ ¹	297
	Cクラス	波及的影響を考慮する設備(耐震クラス:C-1)	3
		火災防護を考慮する設備(耐震クラス:C-2)	4
		溢水防護を考慮する設備(耐震クラス:C-2)	-
		地下水排水設備(耐震クラス:C-3)	-
		耐震クラス:C-1~C-3を除くCクラス	216

<分類の考え方>

○全体

- ・耐震クラスごとに分類し、設備を計上する。
- ・火災、溢水、臨界、閉じ込めの条文から基準地震動Ssによる地震力で機能維持が要求される機器が識別できるよう、機器数を計上する。
- ・「耐震クラス:B-2」と「耐震クラス: B-3」を兼用する場合は、耐震計算に添付する「耐震クラス: B-2」に集約する。
- ・耐震クラスが設定されない可搬設備の容器等は計上の対象外とする
- ・主配管（1式の設備）が部分的にS, B, Cクラスに分かれるものは、上位クラスにまとめて計上する。

○2項変更について

- ・「第五条 安全機能を有する施設の地盤」及び「第六条 地震による損傷の防止」では、新規基準を踏まえた耐震クラスの見直し、基準地震動Ssの見直しに係る既認可設備を、条件変更としてB-1で計上する。
- ・構造変更、モデル変更、変更なしを踏まえて整理する。

分類	対象	数量		
B	Sクラス	Sクラス (うちクラス変更)	27 (8)	
		構造変更	27	
		モデル変更	-	
		変更なし	-	
	B-1	Bクラス	波及的影響を考慮する設備(耐震クラス:B-2)	47
			構造変更	-
			モデル変更	8
			変更なし	39
		単一ユニット間距離を確保する設備(耐震クラス:B-3)	3	
		構造変更	-	
		モデル変更	-	
		変更なし	3	
		経路維持する設備(耐震クラス:B-4)	-	
		Cクラス	波及的影響を考慮する設備(耐震クラス:C-1)	1
	構造変更		-	
	モデル変更		-	
	変更なし		1	
	火災防護を考慮する設備(耐震クラス:C-2)		-	
	溢水防護を考慮する設備(耐震クラス:C-2)		-	
	地下水排水設備 (燃料加工建屋)(耐震クラス:C-3)	-		
B-2	(対象なし)			
B-3	(対象なし)			
B-4	Bクラス 耐震クラス:B-2~B-4を除くBクラス※ ¹	57		
	Cクラス 耐震クラス:C-1~C-3を除くCクラス	6		

<注記> ※1 共振を考慮するBクラスを含む

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：竜巻」

分類	対象	数量	
A	竜巻防護対象施設	583	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （グローブボックス排気設備，工程室排気設備， 非常用所内電源設備）	13	
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設（排気筒， 燃料タンクのベント管）	1	
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1598	
	防護対象となる重大事故等対処設備	50	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等 対処設備，屋外に設置する設備）	11	
	屋外に保管し固縛する重大事故等対処設備	—	
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設（排気筒）	1	
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4	
	B-1 （対象なし）		
B	竜巻防護対象施設	57	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—	
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—	
	防護対象となる重大事故等対処設備	—	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等 対処設備，屋外に設置する設備）	—	
	屋外に保管し固縛する重大事故等対処設備	—	
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—	
	B-3 （対象なし）		
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702	
	B-4 上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—	

＜分類の考え方＞

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。
- ・屋外に保管し，固縛する重大事故等対処設備も明確にする。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（竜巻）」では，新規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてB-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，竜巻により設計変更は伴わないことから，B-4で計上する。

＜注記＞

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする竜巻防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「－」として記載）

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：外部火災」

分類	対象	数量
A	外部火災防護対象施設	583
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ， 非常用所内電源設備 ^{※3} ）	2
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1597
	防護対象となる重大事故等対処設備	50
	（防護する建物，給気設備 ^{※2} ，非管理区域換 気空調設備 ^{※2} ，外気を取り込む重大事故等対 処設備，屋外に設置する設備）	2
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4
B	B-1 （対象なし）	
	外部火災防護対象施設	57
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	防護対象となる重大事故等対処設備	—
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物）	—
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	B-3 （対象なし）	
B-4	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—

<分類の考え方>

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・評価対象として，外気を建屋内に取り込む設備を計上する。
- ・設計基準対象の施設その他，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（外部火災）」では，新規規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてB-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，外部火災により設計変更は伴わないことから，B-4で計上する。

<注記>

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする外部火災防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）
- ※2 安全機能を有する施設のうち，外気を取り込むことにより外部火災防護対象施設及び防護対象となる重大事故等対処設備の機能が損なわれるおそれがある施設とする。燃料加工建屋において，給気設備及び非管理区域換気空調設備を対象とする。
- ※3 外部火災防護対象施設のうち，外気を取り込む設備を評価対象とする。燃料加工施設において，非常用所内電源設備を対象とする。

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：火山」

分類	対象	数量	
A	降下火砕物防護対象施設	583	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，非常用所内電源設備 ^{※3} ）	2	
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—	
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1597	
	防護対象となる重大事故等対処設備	50	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，外気を取り込む重大事故等対処設備，屋外に設置する設備）	2	
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—	
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4	
B	B-1	（対象なし）	
		降下火砕物防護対象施設	57
		評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—
		DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	B-2	防護対象となる重大事故等対処設備	—
		評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等対処設備，屋外に設置する設備）	—
		SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	B-3	（対象なし）	
B-4	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702	
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—	

<分類の考え方>

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・評価対象として，外気を建屋内に取り込む設備を計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備についても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（火山）」では，新規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてB-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，火山により設計変更は伴わないことから，B-4で計上する。

<注記>

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする降下火砕物防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）
- ※2 安全機能を有する施設のうち，外気を取り込むことにより降下火砕物防護対象施設及び防護対象となる重大事故等対処設備の機能が損なわれるおそれがある施設を対象とする。燃料加工建屋において，給気設備及び非管理区域換気空調設備を対象とする。
- ※3 降下火砕物防護対象施設のうち，外気を取り込む設備を評価対象とする。燃料加工施設において，非常用所内電源設備を対象とする。

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：その他」

分類	対象	数量
A	DBのその他外部衝撃の影響を考慮する施設 (給気設備, 非管理区域換気空調設備)	2
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	2180
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 DBのその他外部衝撃の影響を考慮する施設	-
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3759

<分類の考え方>

○全体

・その他外部衝撃の影響を考慮する施設として外気を取り入れる設備がわかるよう計上する。

○2項変更について

・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」では、新規制基準において追加要求はなく、既認可設備は条件変更、追加はないためB-4で計上する。

<注記>

※1 安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては、「-」として記載)

「第十条 閉じ込めの機能」

分類	対象	数量
A	グローブボックス等，オープンポートボックス，フード，換気設備，フィルタ，負圧異常を検知するための計器（GB負圧温度監視装置）	715
	MOX粉末を取り扱う装置（落下等防止に係る装置）	2
	液体の放射性物質を取り扱う設備（低レベル廃液処理設備，分析済液処理設備），液体の放射性物質の漏えいを検知するための検知器，堰	93
B	B-1 （対象なし）	
	B-2 MOX粉末を取り扱う装置（落下等防止に係る装置）	24
	B-3 （対象なし）	
	B-4 グローブボックス等，混合酸化物貯蔵容器，燃料加工建屋，貯蔵容器搬送用洞道	63

＜分類の考え方＞

○全体

- ・非密封のMOX粉末及びペレットを取り扱う設備，密封線源となる混合酸化物貯蔵容器，液体状の放射性物質を取り扱う設備を識別して計上する。
- ・新規制基準にて明確化されたMOX粉末を取り扱う装置（落下，転倒防止に係る装置）について，明確になるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第十条 閉じ込めの機能」では，新規制基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためB-4で計上する。
ただし，新規制基準にて明確化されたMOX粉末を取り扱う装置については，設計条件の追加としてB-2で計上する。

「第十一条 火災等による損傷の防止」, 「第二十九条 火災等による損傷の防止」

分類	対象	数量
A	火災防護設計に係る設備 ^{※1}	278
	①火災防護設備（発生防止, 感知, 消火, 影響軽減設備）	173
	②水素を取り扱う設備 （焼結炉, 排ガス処理装置, 小規模焼結処理装置, 水素・アルゴン混合ガス設備）	—
	③水素滞留防止に係る換気設備	11
	④熱的制限値に係る装置（過加熱防止回路, 加熱停止回路）	—
	⑤耐熱性を有する焼結炉等その他適切な防護措置 ^{※2}	238
	⑥火災区域構造物及び火災区画構造物 （緊急時対策建屋, 第1保管庫貯水所, 第2保管庫貯水所）	—
	DB火災防護対象設備	1005
	安全上重要な施設	583
	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物, 系統及び機器（安重除く）	422
	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備（安全機能を有する施設） ^{※3}	1177
	SA火災防護対象設備 ・常設重大事故等対処設備（外的要因で使用する設備）(防護対象)	50
	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備	4
	常設重大事故等対処設備(内的要因で使用する設備)	4
火災防護計画による防護対象設備 （重大事故等対処設備(可搬型)）	—	

<分類の考え方>

○全体

- ・火災防護設計に係る設備, 火災防護対象設備, 火災防護計画による防護対象設備が識別できるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の外, 重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお, 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は, DB, SAそれぞれで計上する。
- ・火災防護設計に係る避雷設備は建屋に, 排煙設備は換気設備に含めて計上する。

<注記>

- ※1 火災防護設計に係る設備の数量は, 機能要求ごとの分類①～⑥で重複している設備の数量を二重計上せずに合算したもの
⇒①と⑤で重複している設備: 延焼防止ダンパ(安重135基, 非安重1式), 防火ダンパ(1式), 防火シャッタ(1式)
⇒③と⑤で重複している設備: 建屋排風機(3基), 工程室排風機(2基), 非管理区域換気空調設備(1式)
- ※2 グローブボックスパネルの難燃化による仕様表の変更についても計上
- ※3 火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては, 「—」として記載）

「第十一条 火災等による損傷の防止」, 「第二十九条 火災等による損傷の防止」

分類	対象	数量	
B	B-1 (対象なし)		
	火災防護設計に係る設備	62	
		耐熱性を有する焼結炉等その他適切な防護措置※1	60
		火災区域構造物及び火災区画構造物 (燃料加工建屋, 洞道) ⇒3時間耐火については, 条件追加と位置付ける。	2
	B-2	DB火災防護対象設備	91
		安全上重要な施設	57
		放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構造物, 系統及び機器 (安重除く)	34
	SA火災防護対象設備 ・常設重大事故等対処設備 (外的要因で使用する設備)(防護対象)	-	
	B-3 (対象なし)		
	B-4	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備 (安全機能を有する施設) ※2	3668
火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備 (重大事故等対処設備 (内的要因で使用する設備))		-	

<分類の考え方>

○全体

- ・火災防護設計に係る設備, 火災防護対象設備, 火災防護計画による防護対象設備が識別できるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の外, 重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお, 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は, DB, SAそれぞれで計上する。
- ・火災防護設計に係る避雷設備は建屋に, 排煙設備は換気設備に含めて計上する。

○2項変更について

- ・「第十一条 火災等による損傷の防止」及び「第二十九条 火災等による損傷の防止」では, 新規基準にて火災の要求が明確化されたことを踏まえ, 既認可設備のうち, 火災防護設計に係る設備及び火災防護対象設備については, 設計条件の追加としてB-2で計上する。
なお, 既認可設備のうち, 火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備については, 追加要求がないことから, B-4で計上する。
- ・火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備のうち, 火災防護計画による防護対象設備 (重大事故等対処設備(可搬型)) については, 既認可設備に対象となる設備はない。

<注記>

- ※1 グローブボックスパネルの難燃化による仕様表の変更についても計上
- ※2 火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては, 「-」として記載)

「第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止」

分類	対象	数量
A	溢水防護設備（堰、遮断弁）	—
	DB溢水防護対象設備（安重）	583
	DB評価対象	351
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1599
	溢水から防護する重大事故等対処設備	50
	SA評価対象	44
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4
	区画を設定する緊急時対策建屋，第1保管庫・貯水所， 第2保管庫・貯水所	—
溢水源として設定しない設備 （損傷しない設計とするもの）	20	
B	B-1 （対象なし）	
	DB溢水防護対象設備（安重）	57
	DB評価対象	27
	溢水から防護する重大事故等対処設備	—
	B-2 SA評価対象	—
	区画を設定する燃料加工建屋	—
	溢水源として設定しない設備 （損傷しない設計とするもの）	1
	B-3 （対象なし）	
B-4 上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3701	
上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—	

＜分類の考え方＞

○全体

・溢水防護設備，溢水防護対象設備，評価対象となる溢水防護対象設備，区画を設定する建屋，溢水源として設定しない設備（損傷しない設計とする設備）が明確になるよう計上する。

・設計基準対象の施設の外，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

・重大事故等対処設備は，外的事象で機能を期待する設備と評価対象がわかるよう計上する。

○2項変更について

・「第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止」では，新規基準にて溢水の要求が追加されたことを踏まえ，既認可設備は設計条件の追加としてB-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，溢水により設計変更は伴わないことから，B-4で計上する。

＜注記＞

※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）

「第十四条 安全機能を有する施設」

分類	対象	数量
A	安全機能を有する施設※1	2182
	安全上重要な施設	816
	他の施設と共用する設備	—
	内部発生飛散物の発生を防止する設備 (内部発生飛散物の発生要因となり得る設備)	8
B-1	(対象なし)	
B-2	内部発生飛散物の発生を防止する設備 (内部発生飛散物の発生要因となり得る設備)	22
B-3	(対象なし)	
B	安全機能を有する施設 (B-2含む) ※1	3759
	安全上重要な施設	57
	B-4 他の施設と共用する設備 (混合酸化物貯蔵容器, 容器 (粉末缶), 燃料加工 建屋, 貯蔵容器搬送用洞道)	1

＜分類の考え方＞

○全体

- ・安全機能を有する施設の総数を計上する。
- ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設、共用する設備、内部発生飛散物の発生を防止する設備（回転機器、重量物を取り扱う設備）が明確になるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第十四条 安全機能を有する施設」では、新規制基準にて内部発生飛散物に係る要求が追加されたことを踏まえ、内部発生飛散物に係る既認可設備は設計条件の追加としてB-2で計上する。
- ・安全上重要な施設及び共用に関する要求に変更なく、対象に変更はないことからB-4で計上する。
なお、B-4の安全機能を有する施設は、B-2の内部発生飛散物の発生を防止する設備を含んだ機器数とする。

＜注記＞

- ※1 安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては、「—」として記載)

「第十五条 材料及び構造」、「第三十一条 材料及び構造」

分類	対象	数量
A	DB構造計算で示す設備 ・安全上重要な施設の管・容器 ・加工第1種機器から加工第3種機器の管・容器	23
	DB設計方針で示す設備 ・安全上重要な容器等に接続する主要弁 ・安全上重要な施設の管のダクト ・他規格との比較により評価を実施する機器 →ポンペ（高圧ガス保安法） →内燃機関，ガスタービン(発電用火力基準規則)	354
	SA構造計算で示す設備 ・重大事故等対処設備の管及び容器	—
	評価書で示す設備（可搬型重大事故等対処設備のうち完成品）	—
	SA設計方針で示す設備 ・重大事故等対処設備の管及び容器に接続する主要弁 ・他規格との比較により評価を実施する機器 →ポンペ（高圧ガス保安法） →内燃機関，ガスタービン(発電用火力基準規則)	46
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 DB構造計算で示す設備 ・混合酸化物貯蔵容器	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・強度評価の分類を踏まえて，計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更について

- ・「第十五条 材料及び構造」では，新規基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためB-4で計上する。
また，「第三十一条 材料及び構造」は，新規基準における追加要求であるが，対象となる設備に既認可設備はなく，全て新規申請設備となる。
- ・既認可設備である混合酸化物貯蔵容器については，再処理施設と共用する設備であり，再処理施設にて構造計算結果を示している。

「第十六条 搬送設備」

分類	対象	数量
A	成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工設備の附属施設(小規模試験設備)の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。)	24
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。)	40

＜分類の考え方＞

○全体

・人の安全に著しい損傷を及ぼすおそれのない劣化ウランを取り扱う設備を除く核燃料物質を搬送する機器を計上する。

○2項変更について

・「第十六条 搬送設備」では、新規制基準において追加要求はなく、既認可設備は条件変更、追加はないためB-4で計上する。

「第十七条 核燃料物質の貯蔵施設」

分類	対象	数量
A	崩壊熱除去に係る換気設備 (グローブボックス排気設備及び建屋排気設備)	7
	貯蔵能力に係る貯蔵設備 (原料MOX粉末缶一時保管設備, ウラン貯蔵設備, 粉末一時保管設備, 燃料棒貯蔵設備, 燃料集合体貯蔵設備, ウラン貯蔵エリア, 燃料棒受入一時保管エリア, 燃料集合体輸送容器一時保管エリア, ウラン輸送容器一時保管エリア)	1037
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 貯蔵能力に係る貯蔵設備 (貯蔵容器一時保管設備, 粉末一時保管設備, ペレット一時保管設備, スクラップ貯蔵設備, 製品ペレット貯蔵設備, 燃料棒貯蔵設備)	3622

＜分類の考え方＞

○全体

- 崩壊熱除去に係る換気設備, 貯蔵能力に係る貯蔵設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

- 「第十七条 核燃料物質の貯蔵施設」では, 新規制基準において追加要求はなく, 既認可設備は条件変更, 追加はないためB-4で計上する。
なお, 崩壊熱除去に係る換気設備に既認可設備はなく, 全て新規申請設備となる。

「第十八条 警報設備等」

分類	対象	数量
A	警報設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・気体廃棄物の廃棄中の放射能レベルを監視する排気モニタ ・液体状廃棄物の廃棄設備からの漏えいを検知する漏えい検知器	8
	自動回路 ・グローブボックス温度監視装置 ・自動回路のうち次のもの （焼結炉内部温度高による過加熱防止回路，小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路，小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路） ・混合ガス濃度異常遮断弁	—
	その他警報設備 ・臨界検知用ガスモニタ ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・液体状の放射性物質の漏えい検知器	9
B	B-1	(対象なし)
	B-2	(対象なし)
	B-3	(対象なし)
	B-4	(対象なし)

＜分類の考え方＞

○全体

・警報設備，自動回路，その他の警報設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

・「第十八条 警報設備等」では，新規制基準において追加要求はないが，対象となる設備に既認可設備はなく，全て新規申請設備となる。

「第二十条 廃棄施設」

分類	対象	数量
A	気体廃棄物の廃棄設備 (グローブボックス排気設備, 工程室排気設備, 建屋排気設備, 窒素循環設備及び排気筒)	627
	液体廃棄物の廃棄設備 (低レベル廃液処理設備, 海洋放出管理系, 廃油保管エリア) オープンポートボックスも含む	30
	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵系)	—
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 海洋放出管理系 (燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲)	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・気体廃棄物の廃棄設備, 液体廃棄物の廃棄設備, 固体廃棄物の廃棄設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第二十条 廃棄施設」では, 新規制基準において追加要求はなく, 既認可設備は条件変更, 追加はないためB-4で計上する。

「第二十二条 遮蔽」

分類	対象	数量
A	遮蔽蓋, 遮蔽扉, 遮蔽蓋支持架台及び遮蔽を期待する機器付き遮蔽	324
B	B-1 (対象なし)	786
	B-2 (対象なし)	
	B-3 (対象なし)	
	B-4 公衆被ばく及び従事者被ばくに係る遮蔽 ・建屋遮蔽 ・遮蔽蓋 (燃料加工建屋) 従事者被ばくに係る遮蔽 ・遮蔽扉 (燃料加工建屋) ・遮蔽扉 (ペレット一時保管設備) ・遮蔽を期待する機器付き遮蔽 (核燃料物質の貯蔵施設) ・洞道遮蔽	

＜分類の考え方＞

○全体

・遮蔽機能を期待する設備を計上する。

○2項変更について

・「第二十二条 遮蔽」では、新規制基準において追加要求はなく、遮蔽機能を期待する既認可設備は設計条件、設計変更はないためB-4で計上する。

「第二十三条 換気設備」

分類	対象	数量
A	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備に係るグローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，窒素循環設備及び給気設備 ・グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ ・火災防護設備の各ダンパ（ピストンダンパ，避圧エリア形成用自動閉止ダンパ，延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）及び防火ダンパ） 	630
B	B-1	（対象なし）
	B-2	（対象なし）
	B-3	（対象なし）
	B-4	（対象なし）

＜分類の考え方＞

○全体

・換気設備に係る設備を計上する。

○2項変更

・「第二十三条 換気設備」では，新規制基準において追加要求はないが，対象となる設備に既認可設備はなく，全て新規申請設備となる。

「第二十六条 重大事故等対処施設の地盤」, 「第二十七条 地震による損傷の防止」

分類	対象	数量
A	常設耐震重要重大事故等対処設備	52
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	2
	常設耐震重要重大事故等対処設備の波及的影響を考慮する設備	1
B	B-1 (対象なし)	
	常設耐震重要重大事故等対処設備	—
	B-2 常設耐震重要重大事故等対処設備の波及的影響を考慮する設備	—
	B-3 (対象なし)	
B-4	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・常設耐震重要重大事故等対処設備及び波及的影響を及ぼすおそれのある設備を明確にするよう計上する。
- ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を明確になるよう計上する。
- ・重大事故等対処設備のうち、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する設備及び当該設備に波及的影響を及ぼすおそれのある設備については、「第三十条 重大事故等対処設備」にて明確にする。

○2項変更について

- ・「第二十六条 重大事故等対処施設の地盤」及び「第二十七条 地震による損傷の防止」では、新規制基準において追加要求であることから、既認可設備はB-2で計上する。

「第三十条 重大事故等対処設備」

分類	対象	数量	
A	外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備（常設、可搬）	50	
		常設	50
		可搬	-
		DBと兼用する設備	50
		再処理施設と共用する設備	-
	内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備（常設、可搬）	54	
		常設	54
		可搬	-
		DBと兼用する設備	54
		再処理施設と共用する設備	-
	重大事故等対処設備を収納する緊急時対策建屋，第1保管庫貯水所，第2保管庫貯水所，重油貯槽，火災区域構築物（地下水排水設備を含む）	-	
B	B-1	（対象なし）	
		地震を要因とする重大事故等の対処するための重大事故等対処設備を支持する燃料加工建屋，火災区域構築物（燃料加工建屋）（地下水排水設備を含む）	-
	B-2	重大事故の発生を仮定するグローブボックス ・予備混合装置グローブボックス ・添加剤混合装置グローブボックス ・回収粉末処理・混合装置グローブボックス	-
	B-3	（対象なし）	
	B-4	（対象なし）	

＜分類の考え方＞

○全体

- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備がわかるよう計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備が兼用される場合はそれぞれ計上する。
- ・DBと兼用する設備，再処理施設と共用する設備が明確になるよう計上する。
- ・常設重大事故等対処設備，可搬型重大事故等対処設備をそれぞれ計上する。
- ・重大事故等対処設備を設置，保管する建屋，建屋に関連する地下水排水設備を計上する。
- ・基準地震動Ssの1.2倍した地震力で機能を期待する地震を要因とする重大事故等に対する施設については，次ページで整理する。

○2項変更

- ・「第三十条 重大事故等対処設備」では，新規制基準において追加要求であることから，既認可設備はB-2で計上する。

「第三十条 重大事故等対処設備」(地震を要因とする重大事故等に対する施設)

分類	対象	数量
A	地震を要因とする重大事故等に対する施設※1	50
	起因に対し発生防止を期待する設備	—
	対処する常設重大事故等対処設備	50
	対処する可搬型重大事故等対処設備	—
	上記設備を設置又は保管する建屋	—
	地震を要因とする重大事故等に対する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	1
	上記設備以外のうち、外部への放出経路の維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路維持する設備	25
B	B-1 (対象なし)	
	B-2 地震を要因とする重大事故等に対する施設※1	—
	起因に対し発生防止を期待する設備	—
	B-3 (対象なし)	
	B-4 (対象なし)	

<分類の考え方>

○全体

- ・地震を要因とする重大事故等に対する施設として基準地震動Ssの1.2倍した地震力で機能を期待する設備を分類する。
- ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の分類ごとに計上する。また、波及的影響を及ぼすおそれのある設備を明確になるよう計上する。
- ・地震を要因とする重大事故等に対する施設ではないが、外部への放出経路の維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路維持する設備を計上する。

○2項変更について

- ・「第三十条 重大事故等対処設備」では、新規基準において追加要求であることから、既認可設備はB-2で計上する。
なお、該当する設備は、起因に対し発生防止を期待する設備となる重大事故の発生を仮定するグローブボックス(予備混合装置グローブボックス、添加剤混合装置グローブボックス及び回収粉末・処理混合装置グローブボックス)のみとなる。

<注記>

※1 地震を要因とする重大事故等に対する施設は以下の通り。

○起因に対し発生防止を期待する設備

事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備

○対処する常設重大事故等対処設備

地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備

○対処する可搬型重大事故等対処設備

地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備

<注記>

※2 上記設備以外のうち、経路維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路を維持する設計とする設備は以下の通り。

グローブボックス排気閉止ダンパ(2基)、工程室排気閉止ダンパ(2基)、グローブボックス排風機(2基)、工程室排風機(2基)、グローブボックス排気系主配管(外部放出抑制設備から燃料加工建屋境界までの範囲)、工程室排気系主配管(外部放出抑制設備から燃料加工建屋境界までの範囲)、窒素循環ファン(2基)、窒素循環冷却機(2基)、窒素循環主配管(工程室境界以降の建屋排気設備にて排気される範囲の室に設置する範囲)、延焼防止ダンパ(8基)、被圧エリア形成用自動閉止ダンパ(一式)、給気設備(工程室境界から逆止弁までの範囲)

「第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」

分類	対象	数量
A	重大事故の発生を仮定するグローブボックス	—
	代替火災感知設備（外的，内的すべて）	—
	外的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	内的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	代替消火設備（外的，内的すべて）	—
	外的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	外部放出抑制設備（外的，内的すべて）	54
	外的事象で機能を期待する設備	50
	常設	50
	可搬	—
	内的事象で機能を期待する設備	54
	常設	54
	可搬	—
	工程室放射線計測設備（外的，内的すべて）	—
外的事象で機能を期待する設備	—	
常設	—	
可搬	—	
内的事象で機能を期待する設備	—	
常設	—	
可搬	—	
代替グローブボックス排気設備（外的，内的すべて）	25	
外的事象で機能を期待する設備	25	
常設	25	
可搬	—	
内的事象で機能を期待する設備	25	
常設	—	
可搬	—	

分類	対象	数量	
B	B-1	（対象なし）	
	B-2	重大事故の発生を仮定するグローブボックス ・予備混合装置グローブボックス ・添加剤混合装置グローブボックス ・回収粉末処理・混合装置グローブボックス	—
	B-3	（対象なし）	
	B-4	（対象なし）	

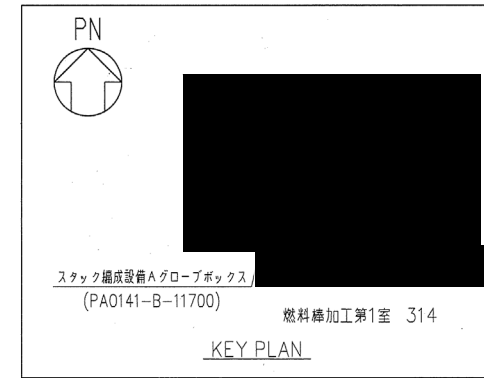
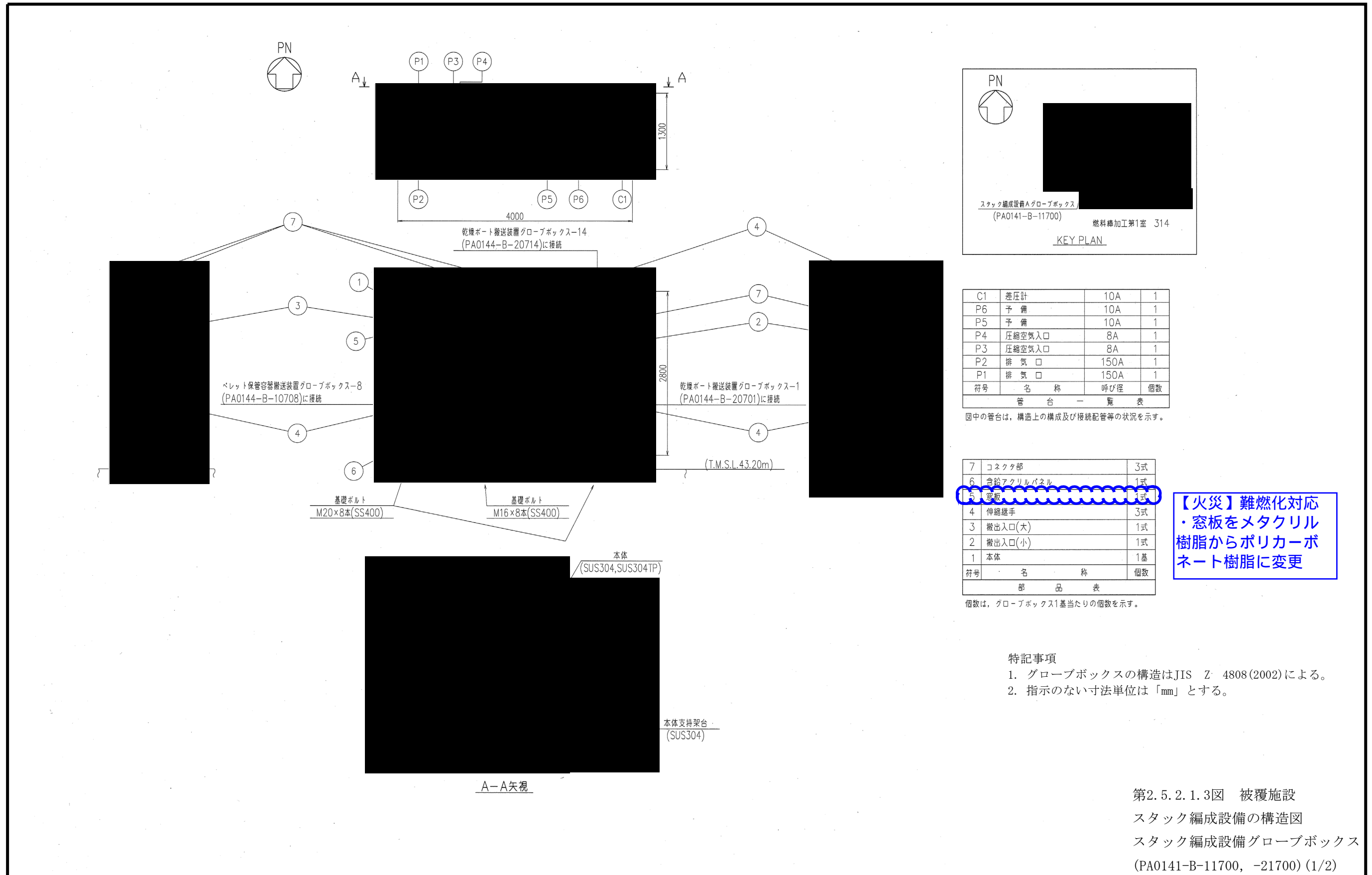
＜分類の考え方＞

○全体

- ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，重大事故の発生を仮定するグローブボックス，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備，代替グローブボックス排気設備をそれぞれ計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備がわかるよう計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備が兼用される場合はそれぞれ計上する。
- ・常設重大事故等対処設備，可搬型重大事故等対処設備をそれぞれ計上する。

○2項変更

- ・「第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」では，新規基準において追加要求であることから，既認可設備はB-2で計上する。



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P6	予備	10A	1
P5	予備	10A	1
P4	圧縮空気入口	8A	1
P3	圧縮空気入口	8A	1
P2	排気口	150A	1
P1	排気口	150A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	3式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	3式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

部品表

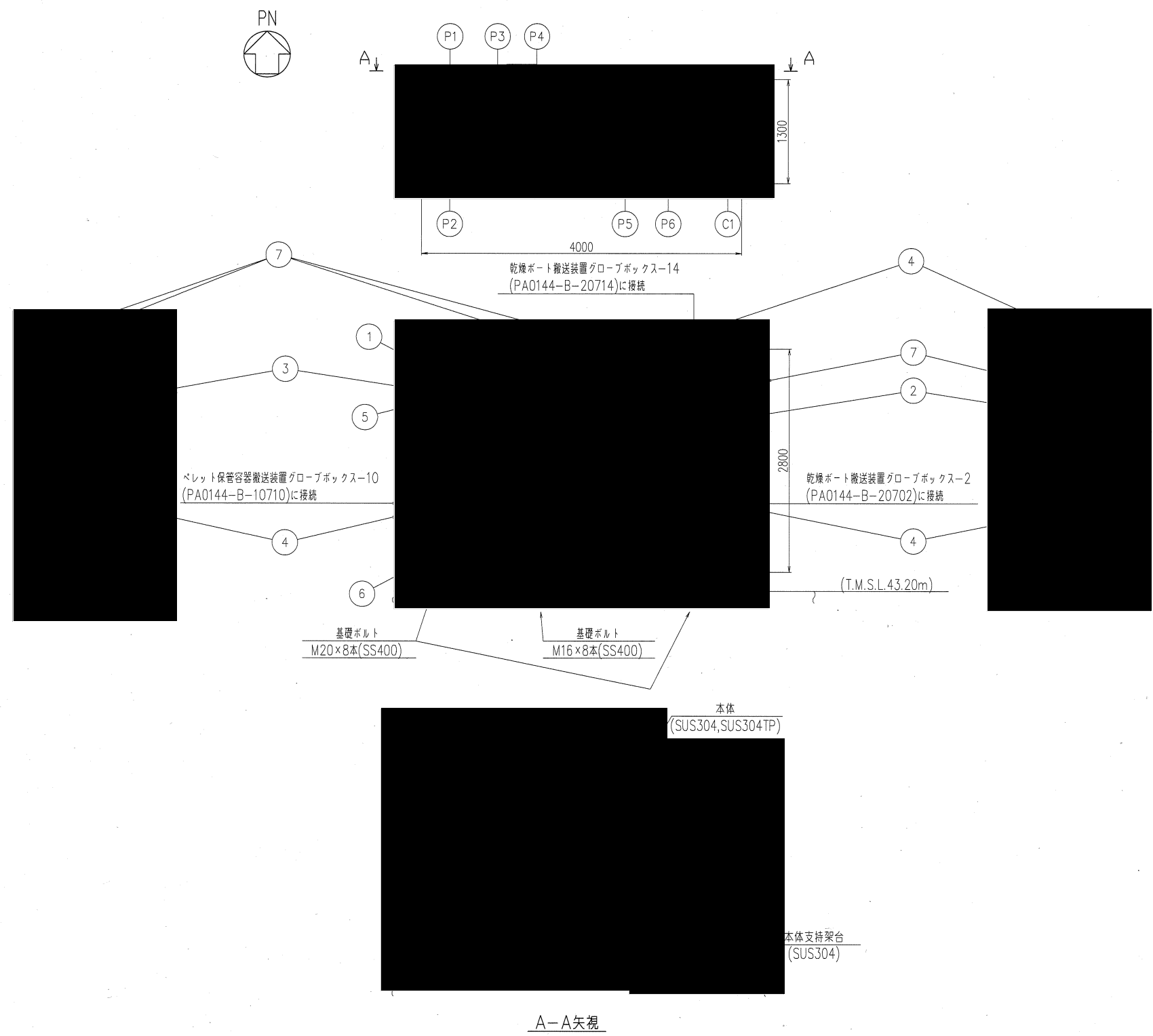
個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル
樹脂からポリカーボ
ネート樹脂に変更**

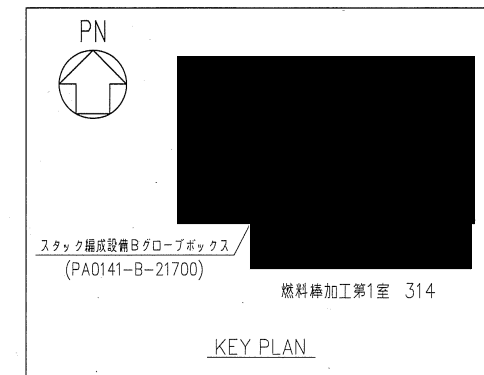
特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.1.3図 被覆施設
スタック編成設備の構造図
スタック編成設備グローブボックス
(PA0141-B-11700, -21700) (1/2)



A-A矢視



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P6	予備	10A	1
P5	予備	10A	1
P4	圧縮空気入口	8A	1
P3	圧縮空気入口	8A	1
P2	排気口	150A	1
P1	排気口	150A	1

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

符号	名称	個数
7	コネクタ部	3式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	3式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

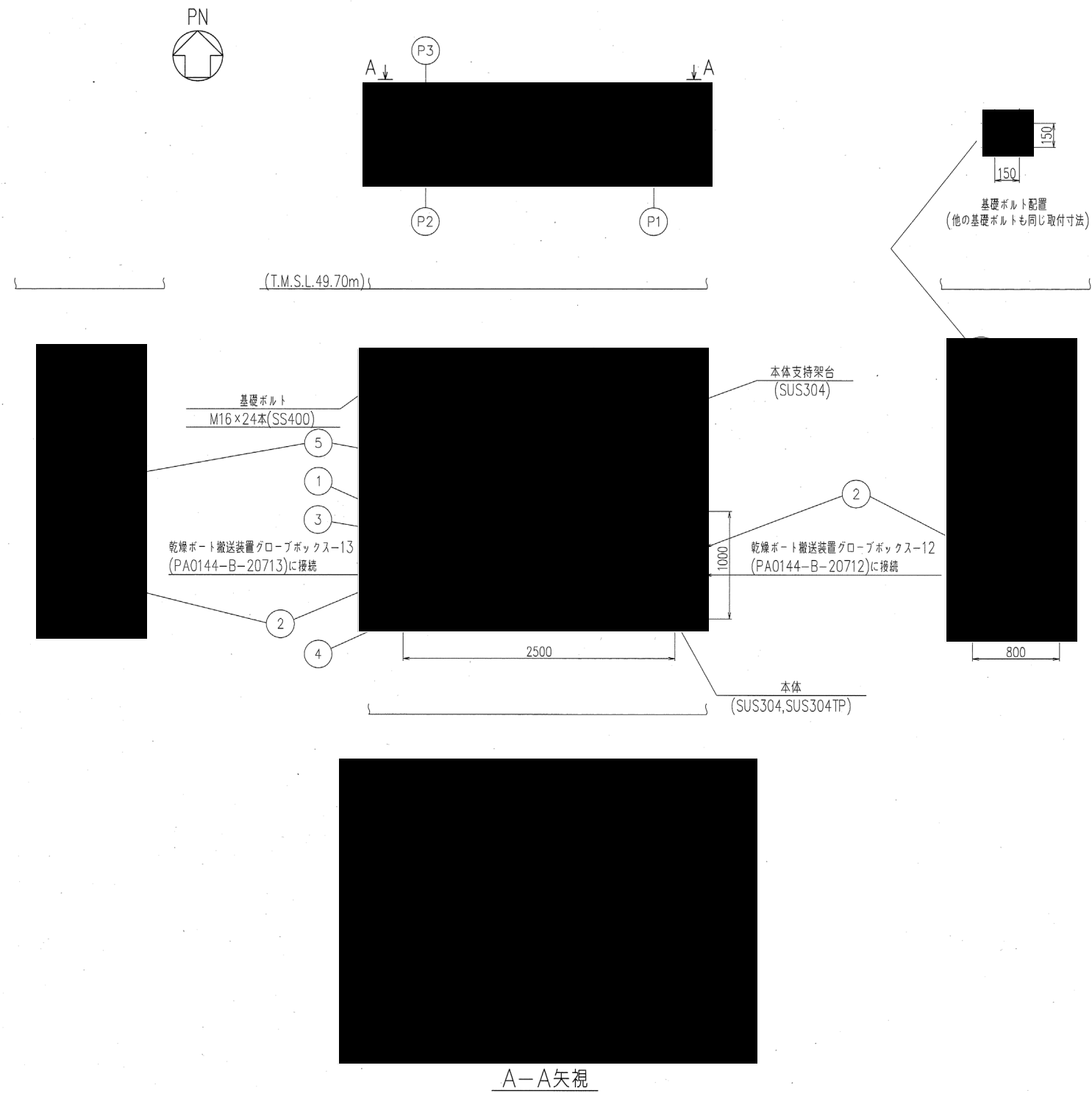
個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

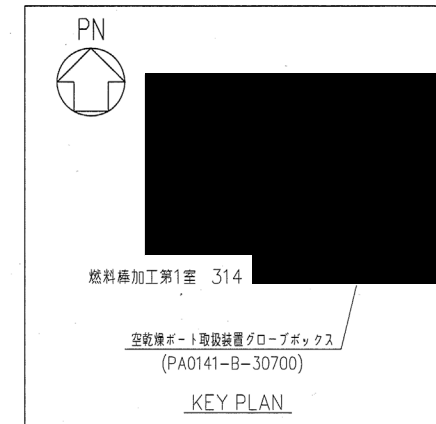
特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.1.3図 被覆施設
スタック編成設備の構造図
スタック編成設備グローブボックス
(PA0141-B-11700, -21700) (2/2)



A-A矢視



符号	名称	呼び径	個数
P3	予備	10A	1
P2	予備	10A	1
P1	圧縮空気入口	8A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

符号	名称	個数
5	コネクタ部	1式
4	含鉛アクリルパネル	1式
3	窓板	1式
2	伸縮継手	2式
1	本体	1基

部品表

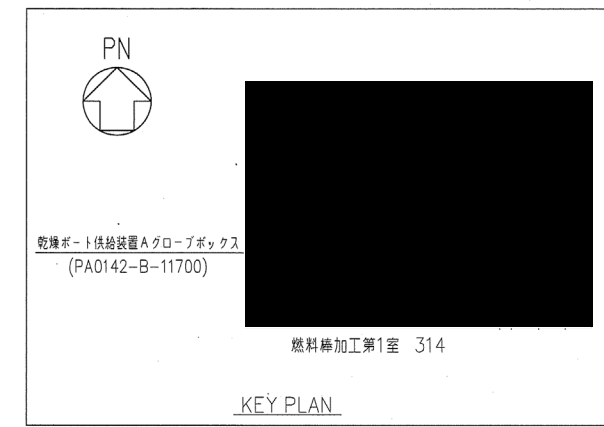
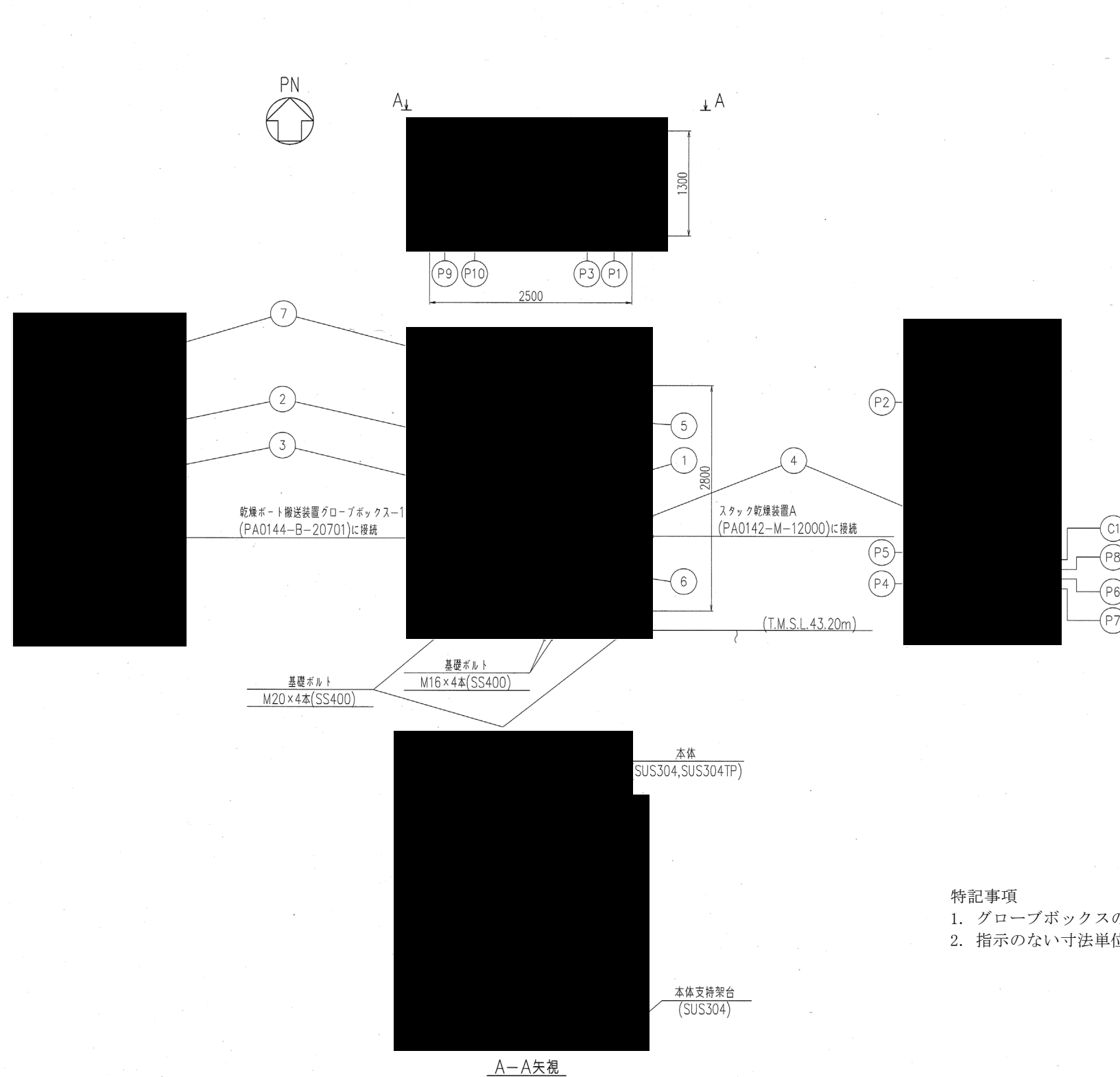
個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.1.4図 被覆施設
スタック編成設備の構造図
空乾燥ポート取扱装置グローブボックス
(PA0141-B-30700)



符号	名称	呼び径	個数
C1	乾燥装置圧力計	10A	1
P10	予備	10A	1
P9	予備	10A	1
P8	真空引入口	15A	1
P7	真空引出口	15A	1
P6	真空引入口	15A	1
P5	圧縮空気入口	10A	1
P4	アルゴンガス入口	10A	1
P3	消火ガス入口	25A	1
P2	乾燥装置排気口	65A	1
P1	給気口	250A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	1式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	1式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

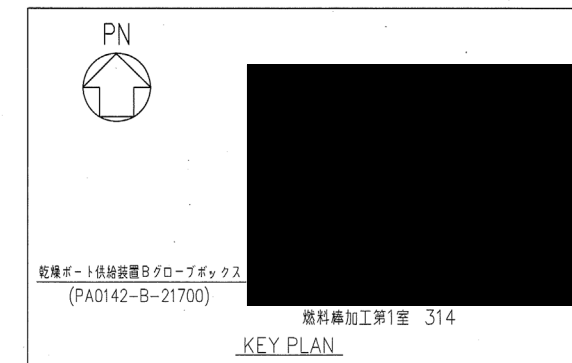
部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

- 特記事項
1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.2.3図 被覆施設
スタック乾燥設備の構造図
乾燥ボート供給装置グローブボックス (PA0142-B-11700, -21700) (1/2)



符号	名称	呼び径	個数
C1	乾燥装置圧力計	10A	1
P10	予備	10A	1
P9	予備	10A </td <td>1</td>	1
P8	真空引入口	15A	1
P7	真空引出口	15A	1
P6	真空引入口	15A	1
P5	圧縮空気入口	10A	1
P4	アルゴンガス入口	10A	1
P3	消火ガス入口	25A	1
P2	乾燥装置排気口	65A	1
P1	給気口	250A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

符号	名称	個数
7	コネクタ部	1式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	1式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

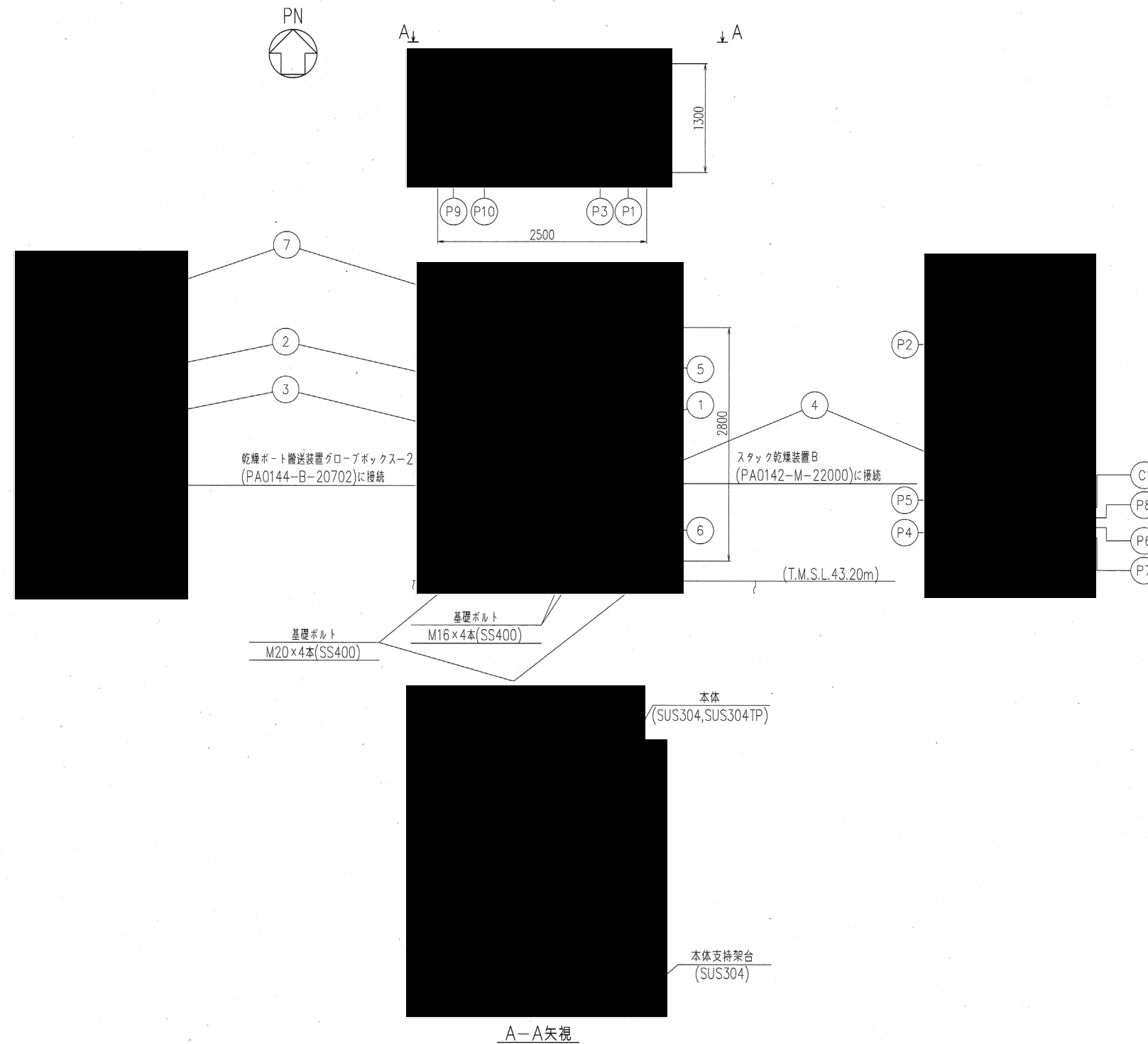
部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

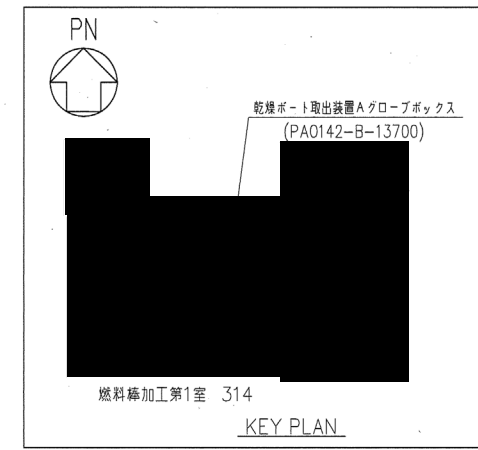
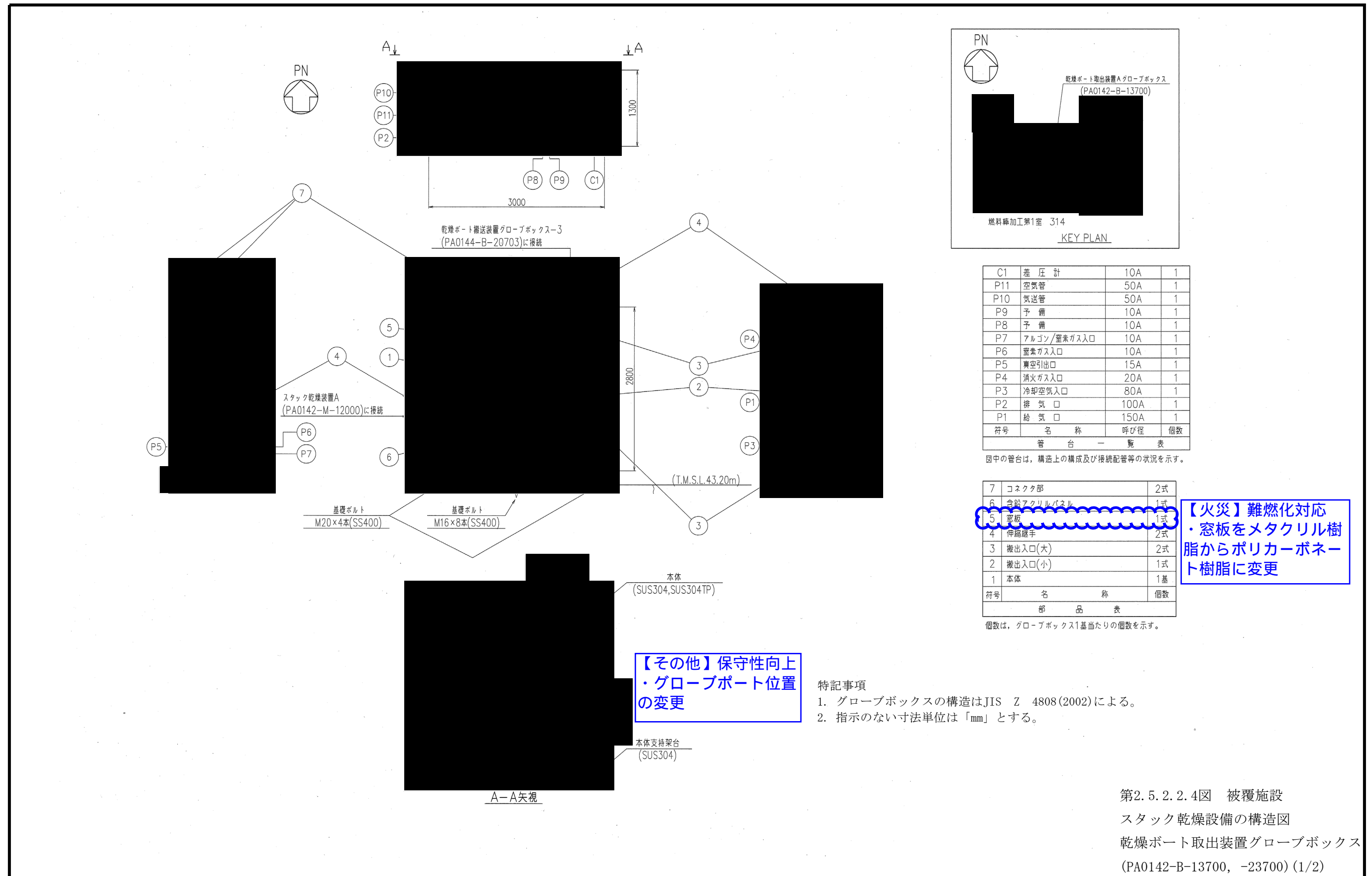
**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル
樹脂からポリカーボ
ネート樹脂に変更**

特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。



第2.5.2.2.3図 被覆施設
スタック乾燥設備の構造図
乾燥ポート供給装置グローブボックス
(PA0142-B-11700, -21700) (2/2)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P11	空気管	50A	1
P10	気送管	50A	1
P9	予備	10A	1
P8	予備	10A	1
P7	アルゴン/窒素ガス入口	10A	1
P6	窒素ガス入口	10A	1
P5	真空引出口	15A	1
P4	消火ガス入口	20A	1
P3	冷却空気入口	80A	1
P2	排気口	100A	1
P1	給気口	150A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	2式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	2式
3	搬出入口(大)	2式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

部品表

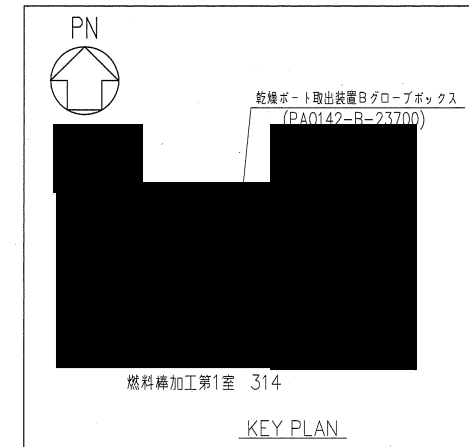
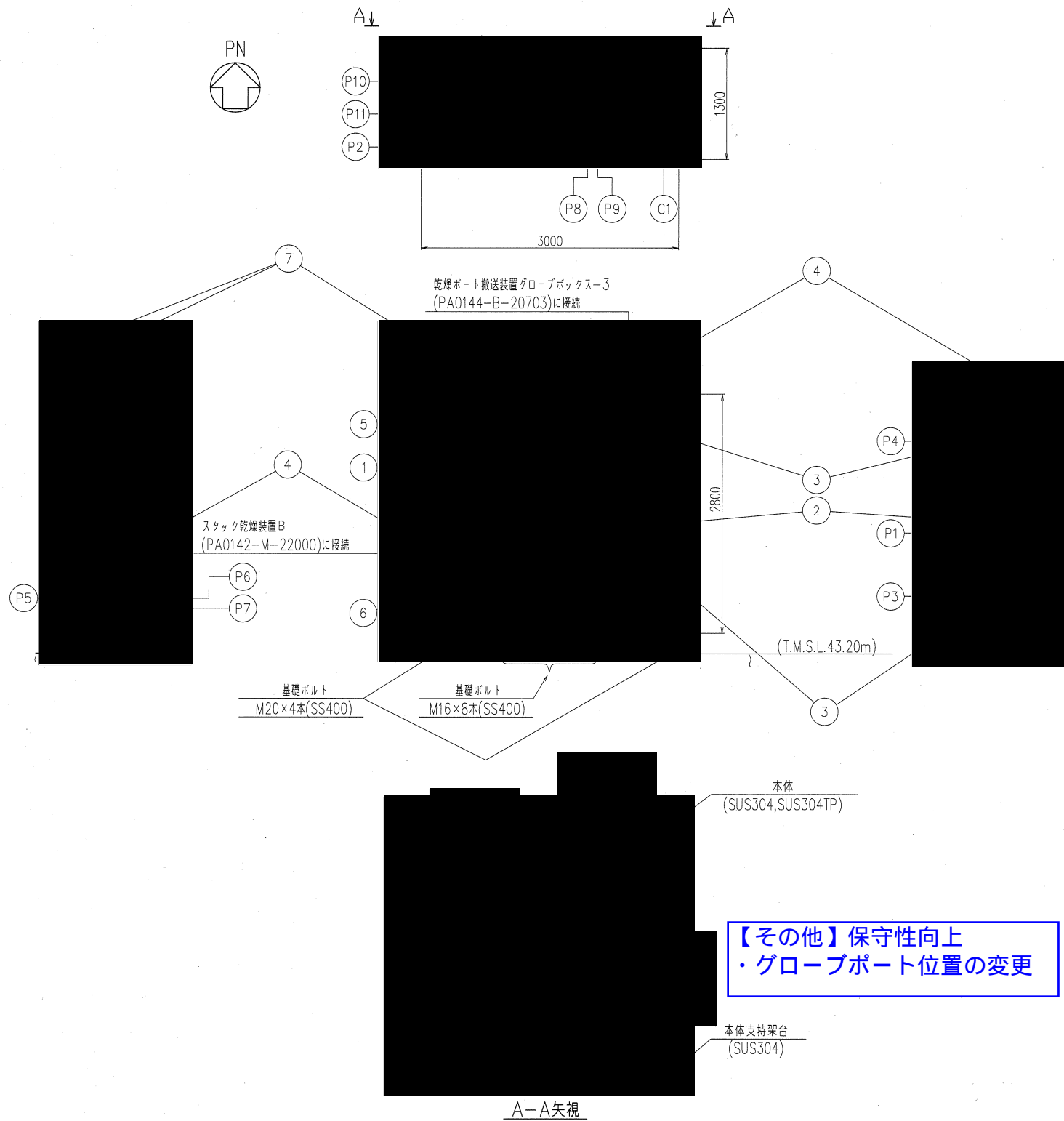
個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

**【その他】保守性向上
・グローブポート位置の変更**

- 特記事項
1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.2.4図 被覆施設
スタック乾燥設備の構造図
乾燥ボート取出装置グローブボックス
(PA0142-B-13700, -23700) (1/2)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P11	空気管	50A	1
P10	気送管	50A	1
P9	予備	10A	1
P8	予備	10A	1
P7	アルゴン/窒素ガス入口	10A	1
P6	窒素ガス入口	10A	1
P5	真空引出口	15A	1
P4	消火ガス入口	20A	1
P3	冷却空気入口	80A	1
P2	排気口	100A	1
P1	給気口	150A	1

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

符号	名称	個数
7	コネクタ部	2式
6	含鉛アクリルパネル	1式
5	窓板	1式
4	伸縮継手	2式
3	搬出入口(大)	2式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	1基

個数は、グローボックス1基当たりの個数を示す。

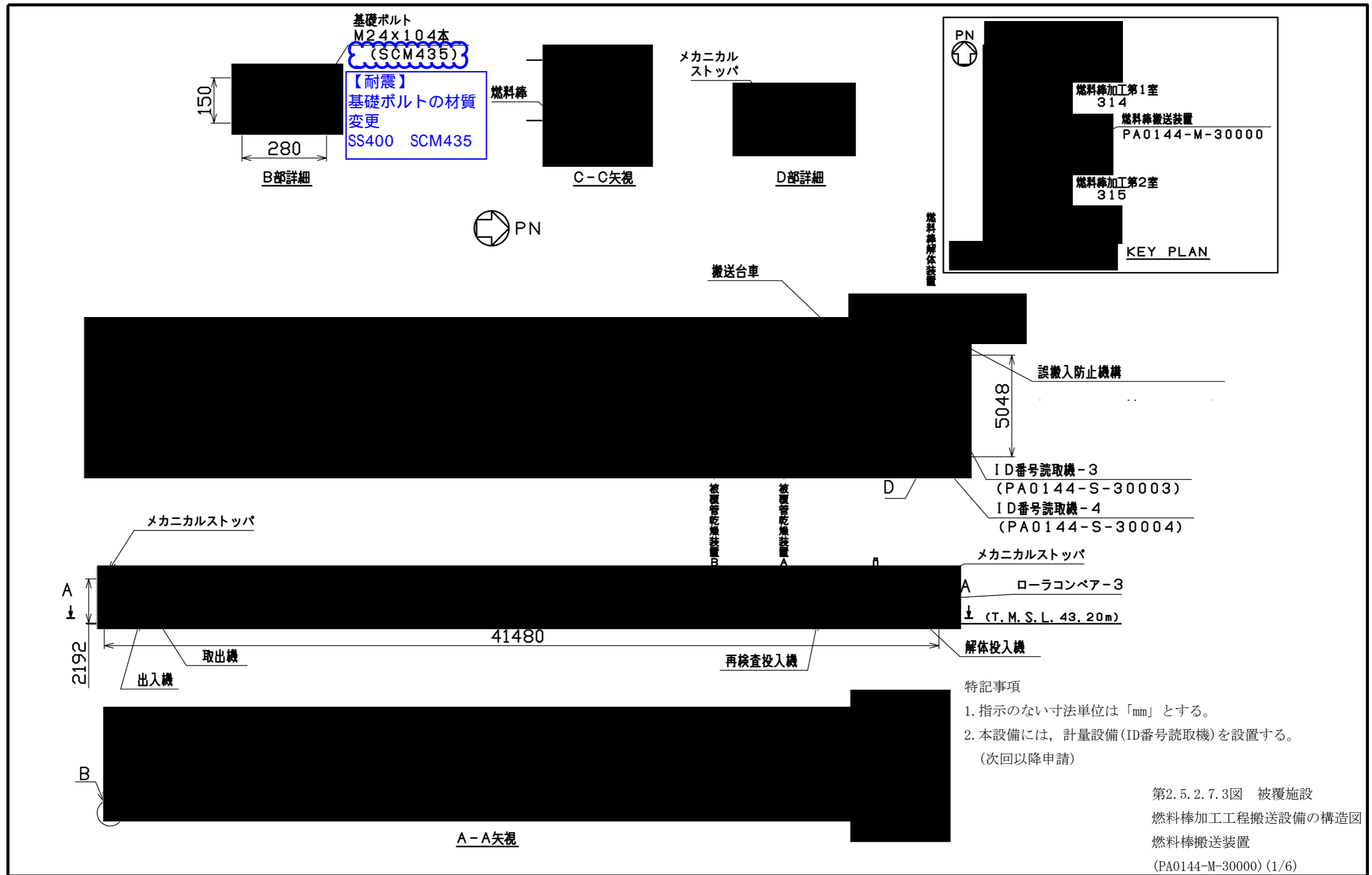
**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

**【その他】保守性向上
・グローポート位置の変更**

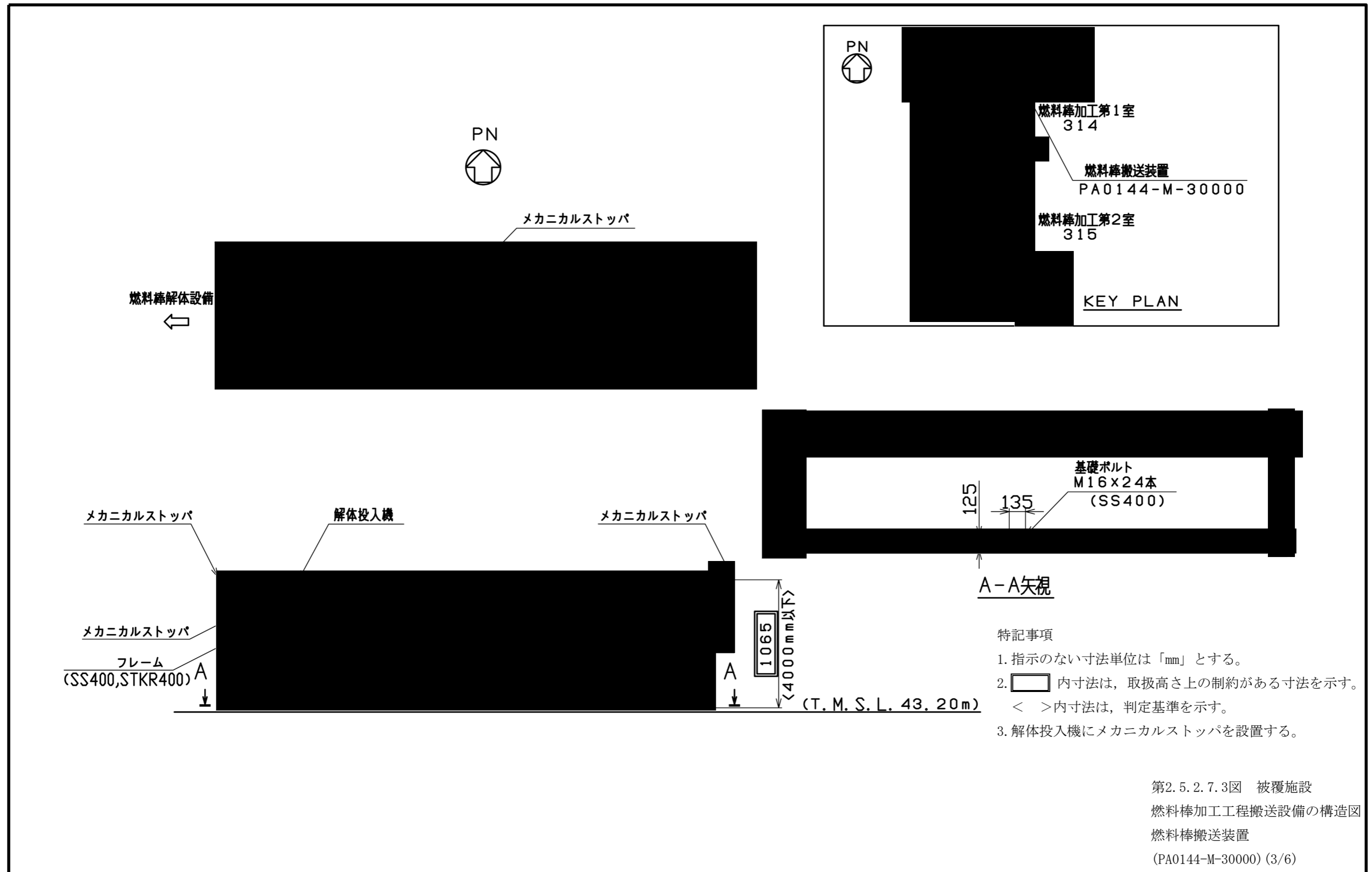
特記事項

1. グローボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

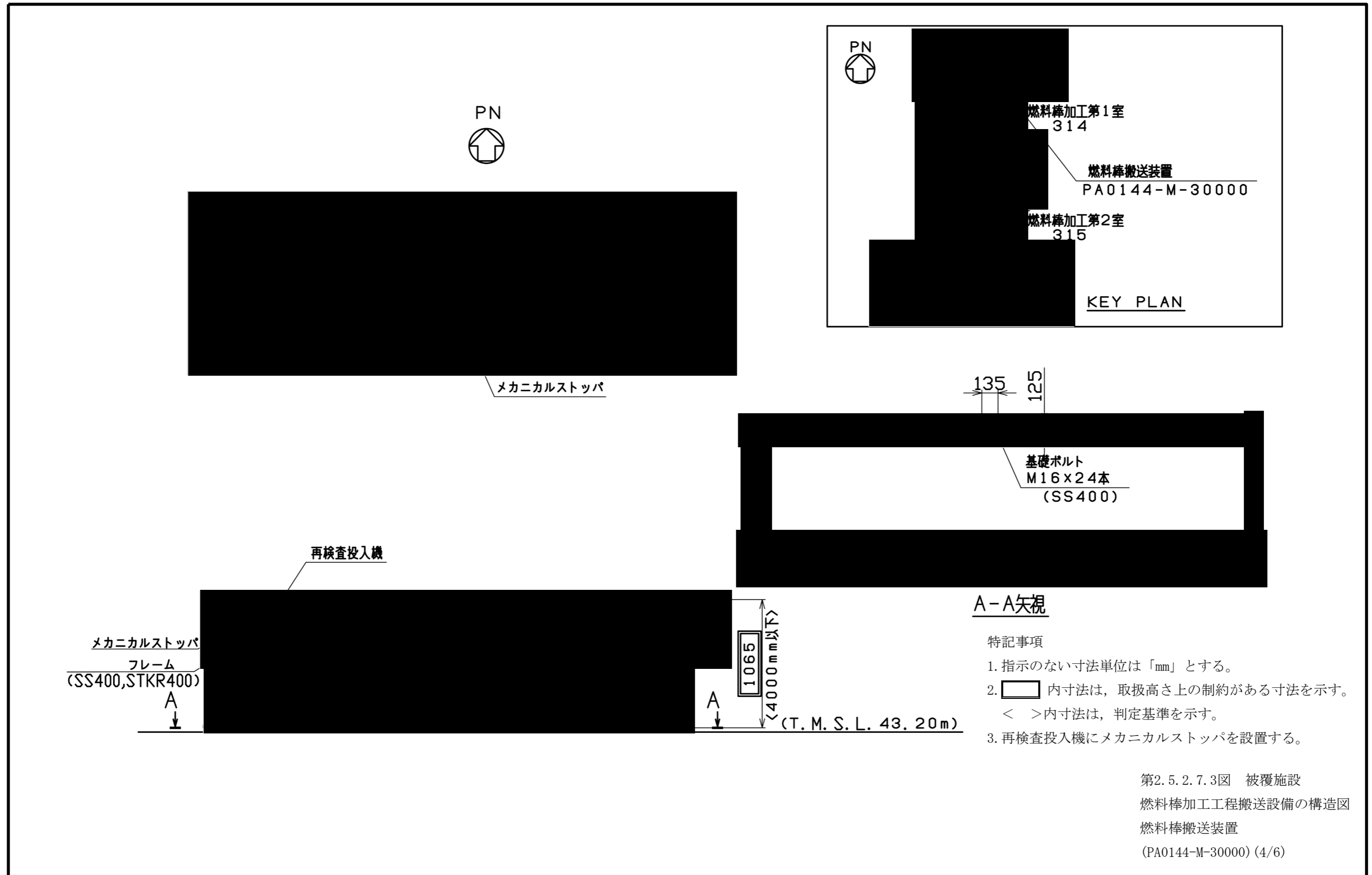
第2.5.2.2.4図 被覆施設
スタック乾燥設備の構造図
乾燥ポート取出装置グローボックス
(PA0142-B-13700, -23700) (2/2)







第2.5.2.7.3図 被覆施設
燃料棒加工工程搬送設備の構造図
燃料棒搬送装置
(PA0144-M-30000) (3/6)



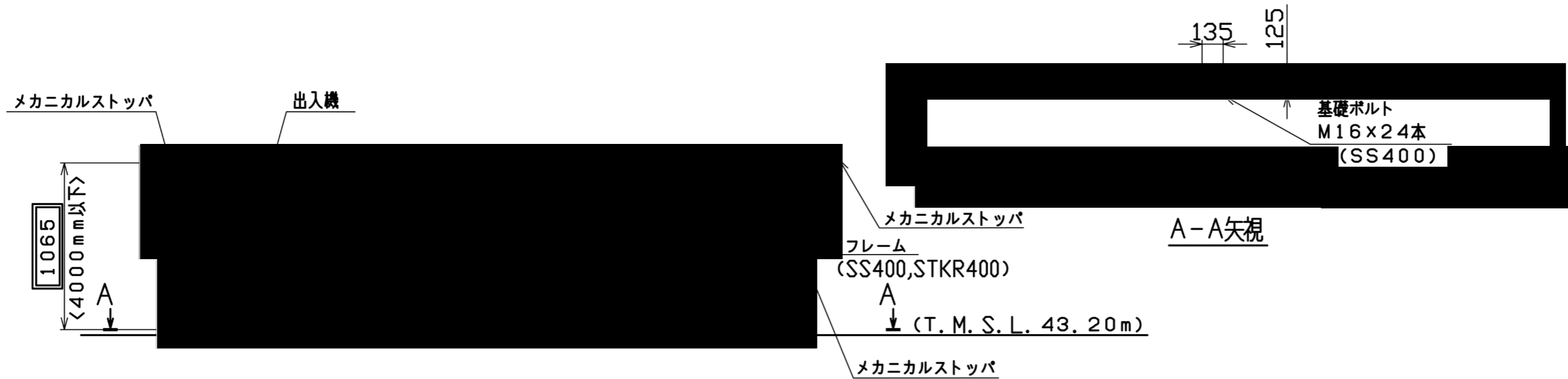


第2.5.2.7.3図 被覆施設
燃料棒加工工程搬送設備の構造図
燃料棒搬送装置
(PA0144-M-30000) (5/6)

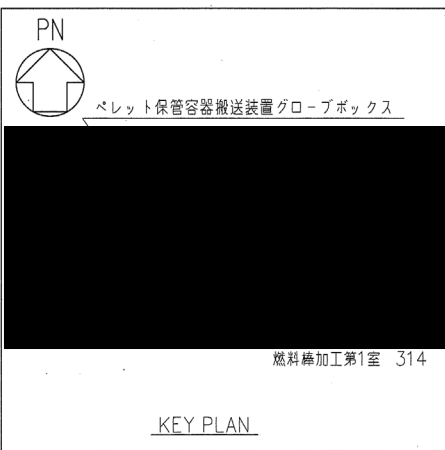
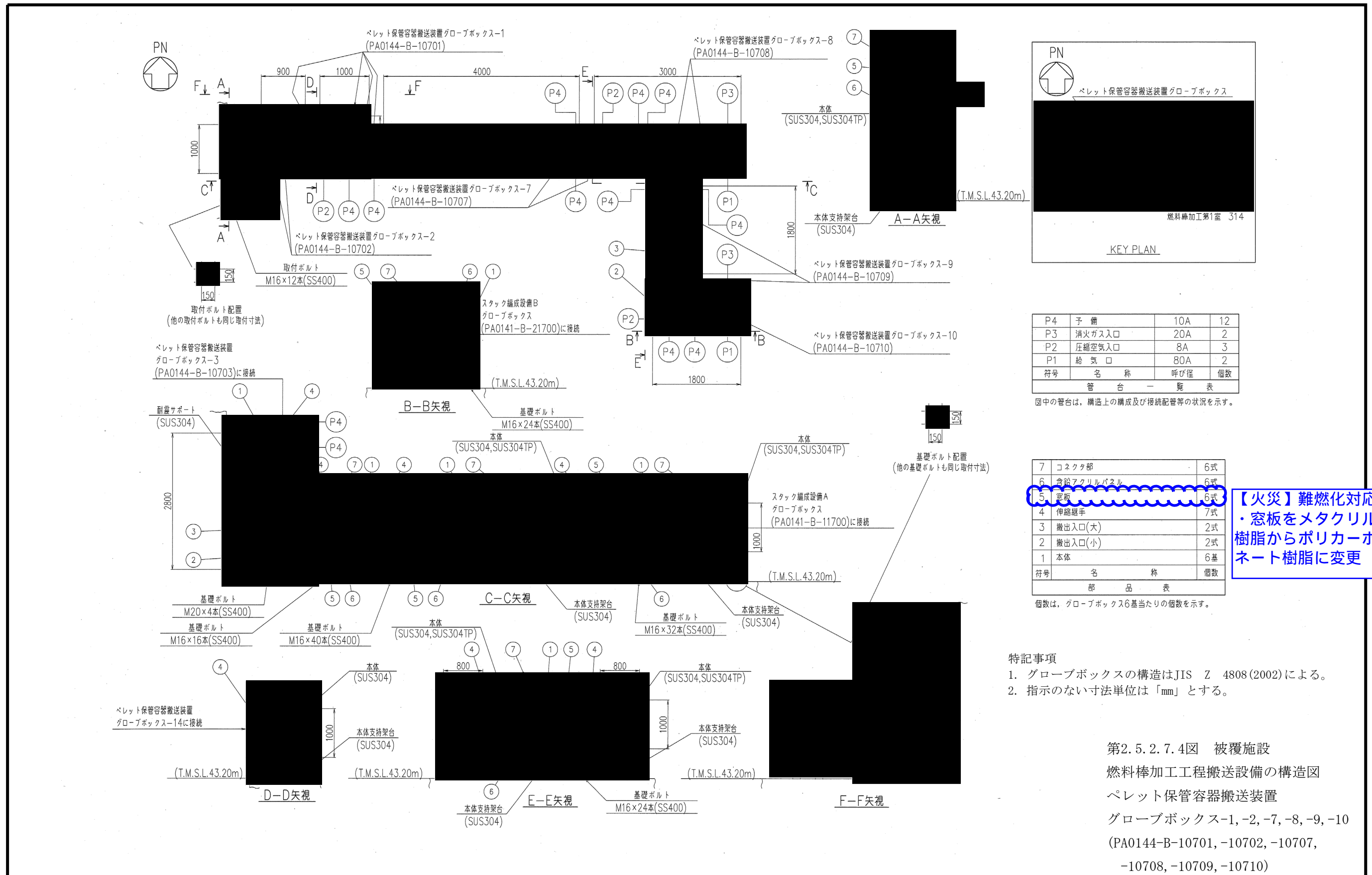


特記事項

1. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
2. 内寸法は、取扱高さ上の制約がある寸法を示す。
 < >内寸法は、判定基準を示す。
3. 出入機にメカニカルストップを設置する。



第2.5.2.7.3図 被覆施設
 燃料棒加工工程搬送設備の構造図
 燃料棒搬送装置
 (PA0144-M-30000) (6/6)



符号	名称	呼び径	個数
P4	予備	10A	12
P3	消火ガス入口	20A	2
P2	圧縮空気入口	8A	3
P1	給気口	80A	2

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

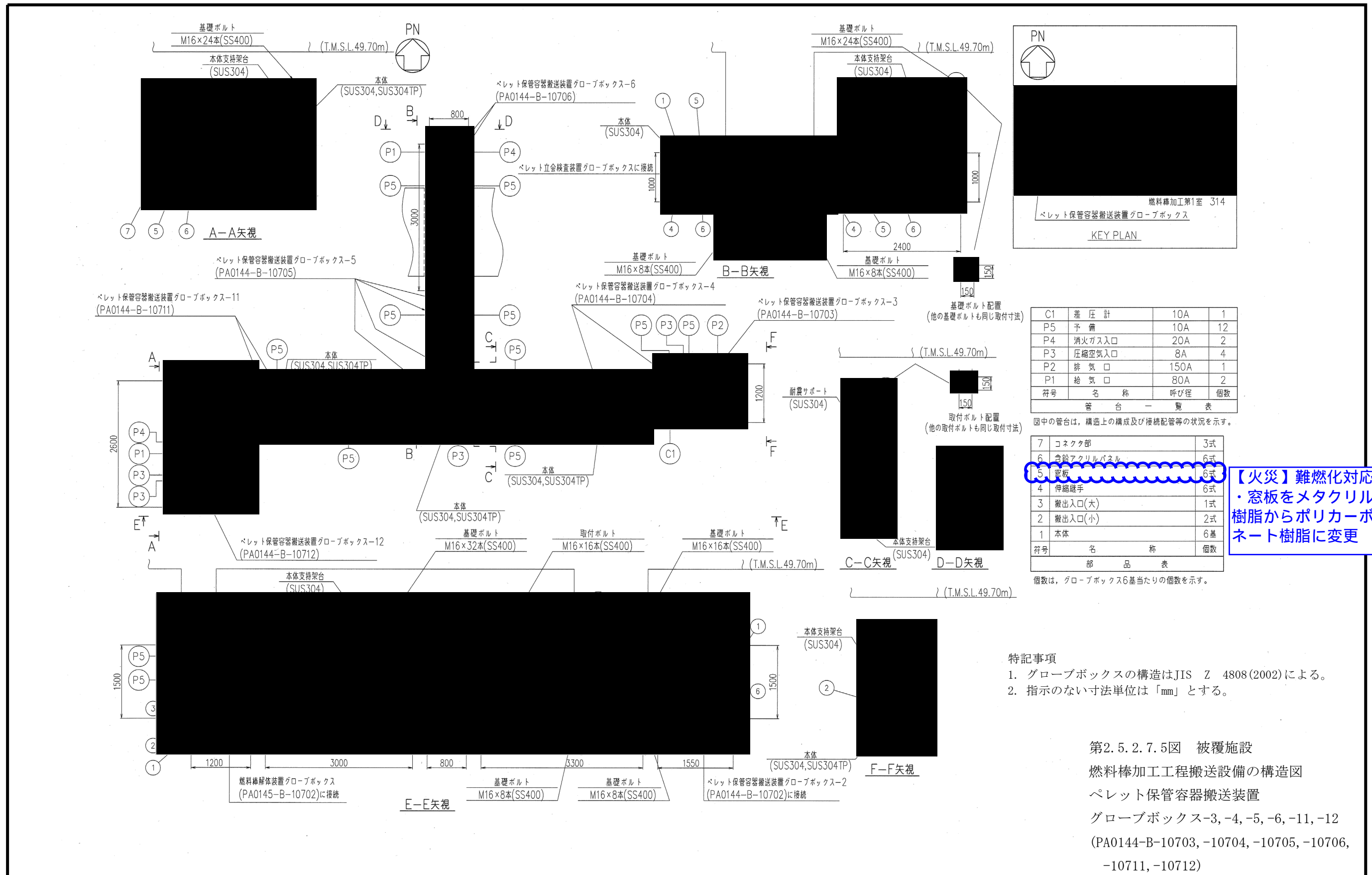
符号	名称	個数
7	コネクタ部	6式
6	含鉛アクリルパネル	6式
5	窓板	6式
4	伸縮継手	7式
3	搬出入口(大)	2式
2	搬出入口(小)	2式
1	本体	6基

個数は、グローブボックス6基当たりの個数を示す。

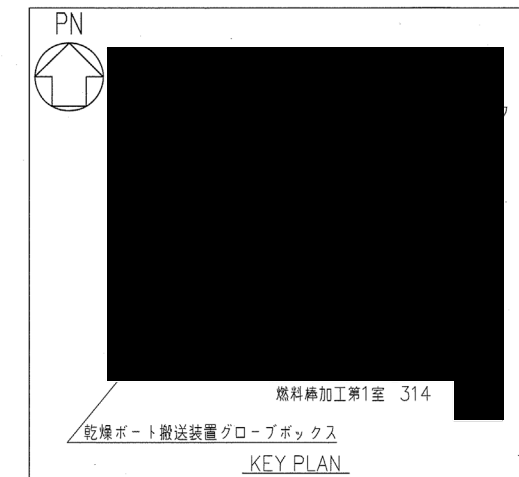
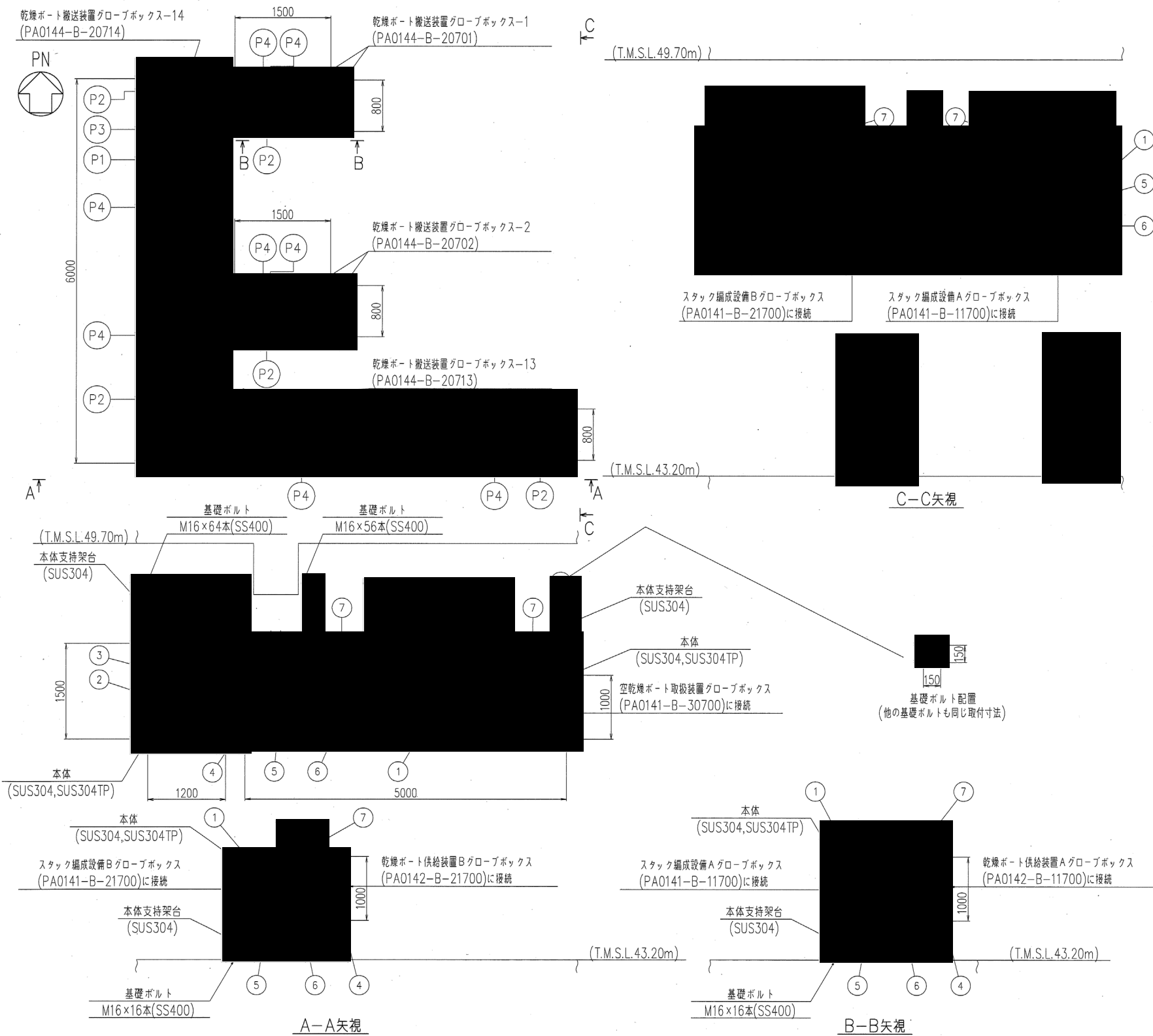
**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

- 特記事項
1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.7.4図 被覆施設
燃料棒加工工程搬送設備の構造図
ペレット保管容器搬送装置
グローブボックス-1,-2,-7,-8,-9,-10
(PA0144-B-10701,-10702,-10707,
-10708,-10709,-10710)



【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更



符号	名称	呼び径	個数
P4	予備	10A	8
P3	消火ガス入口	20A	1
P2	圧縮空気入口	8A	5
P1	給気口	150A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	6式
6	含鉛アクリルパネル	4式
5	窓板	4式
4	伸縮継手	3式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	1式
1	本体	4基

部品表

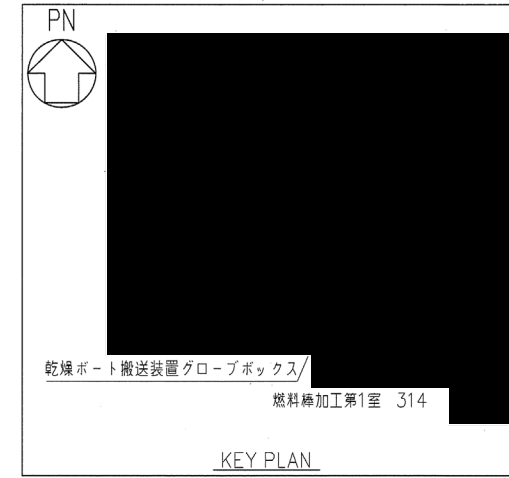
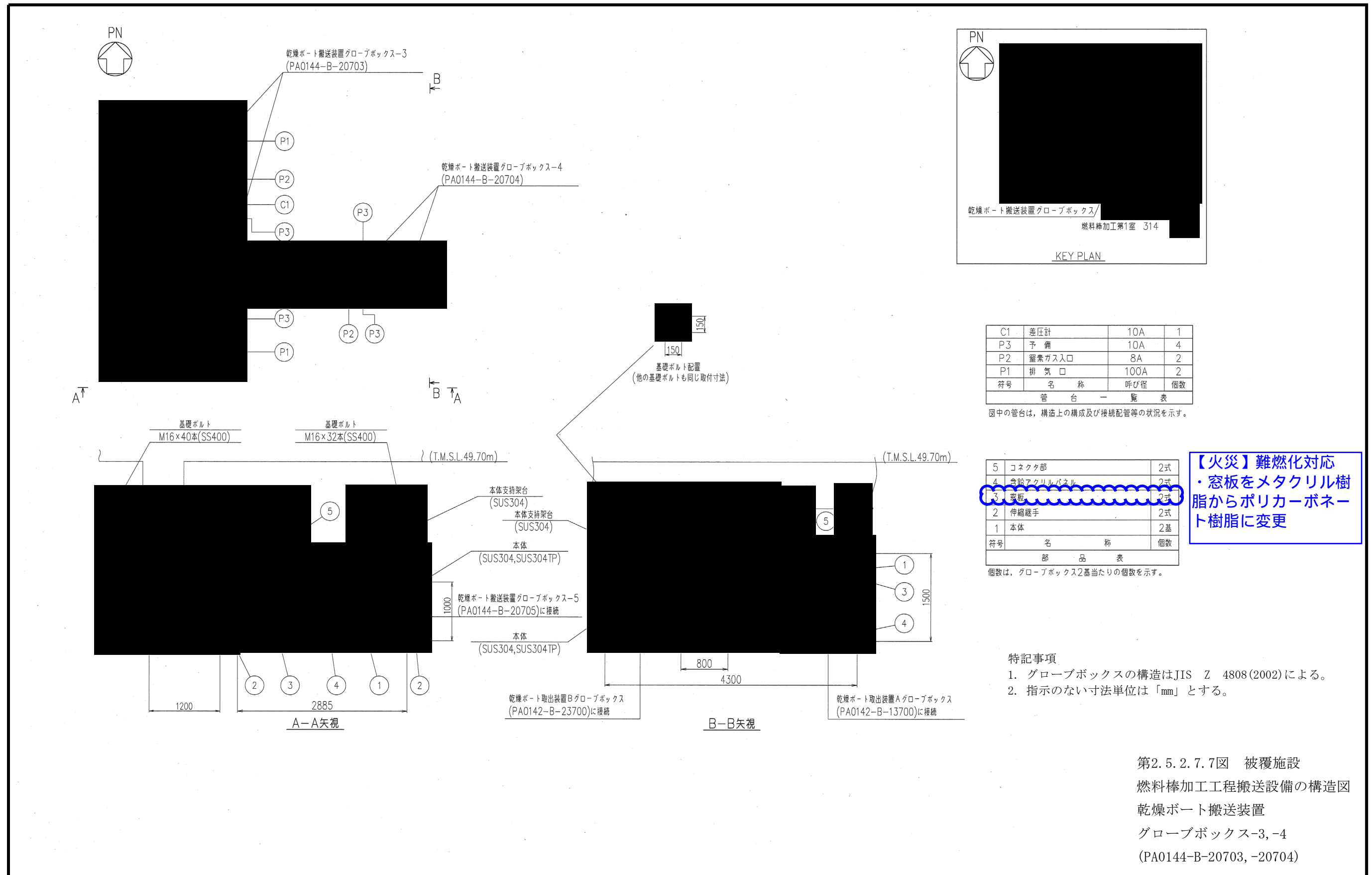
個数は、グローブボックス4基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
 ・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.7.6図 被覆施設
 燃料棒加工工程搬送設備の構造図
 乾燥ボート搬送装置
 グローブボックス-1, -2, -13, -14
 (PA0144-B-20701, -20702, -20713, -20714)



C1	差圧計	10A	1
P3	予備	10A	4
P2	窒素ガス入口	8A	2
P1	排気口	100A	2
符号	名称	呼び径	個数
管台一覧表			

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

5	コネクタ部	2式
4	急降亚克力パネル	2式
3	窓板	2式
2	伸縮継手	2式
1	本体	2基
符号	名称	個数
部品表		

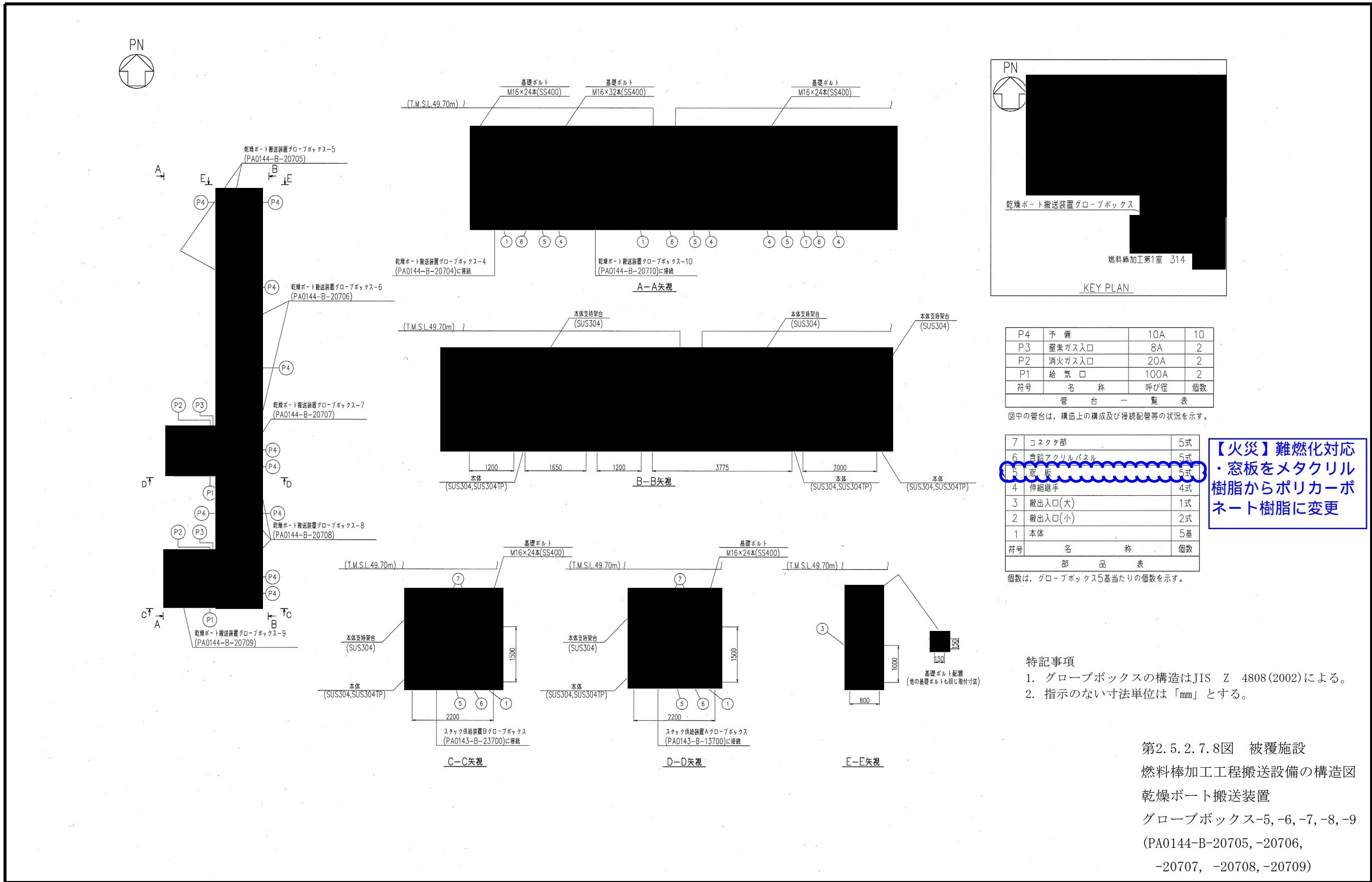
個数は、グローブボックス2基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
 ・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.7.7図 被覆施設
 燃料棒加工工程搬送設備の構造図
 乾燥ボート搬送装置
 グローブボックス-3,-4
 (PA0144-B-20703,-20704)



P4	予備	10A	10
P3	窒素ガス入口	8A	2
P2	消火ガス入口	20A	2
P1	給気口	100A	2
符号	名称	呼び径	個数

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	5式
6	窓枠アクリルパネル	5式
5	窓板	5式
4	伸縮継手	4式
3	搬出入口(大)	1式
2	搬出入口(小)	2式
1	本体	5基
符号	名称	個数

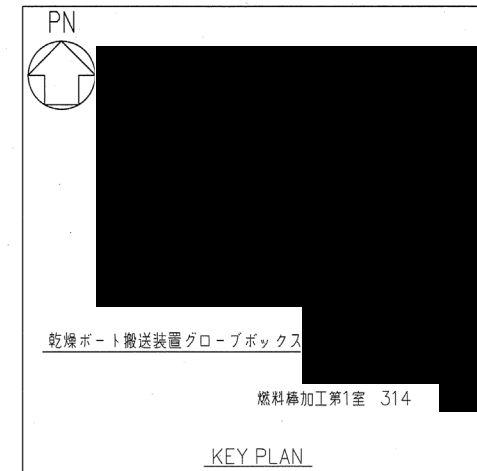
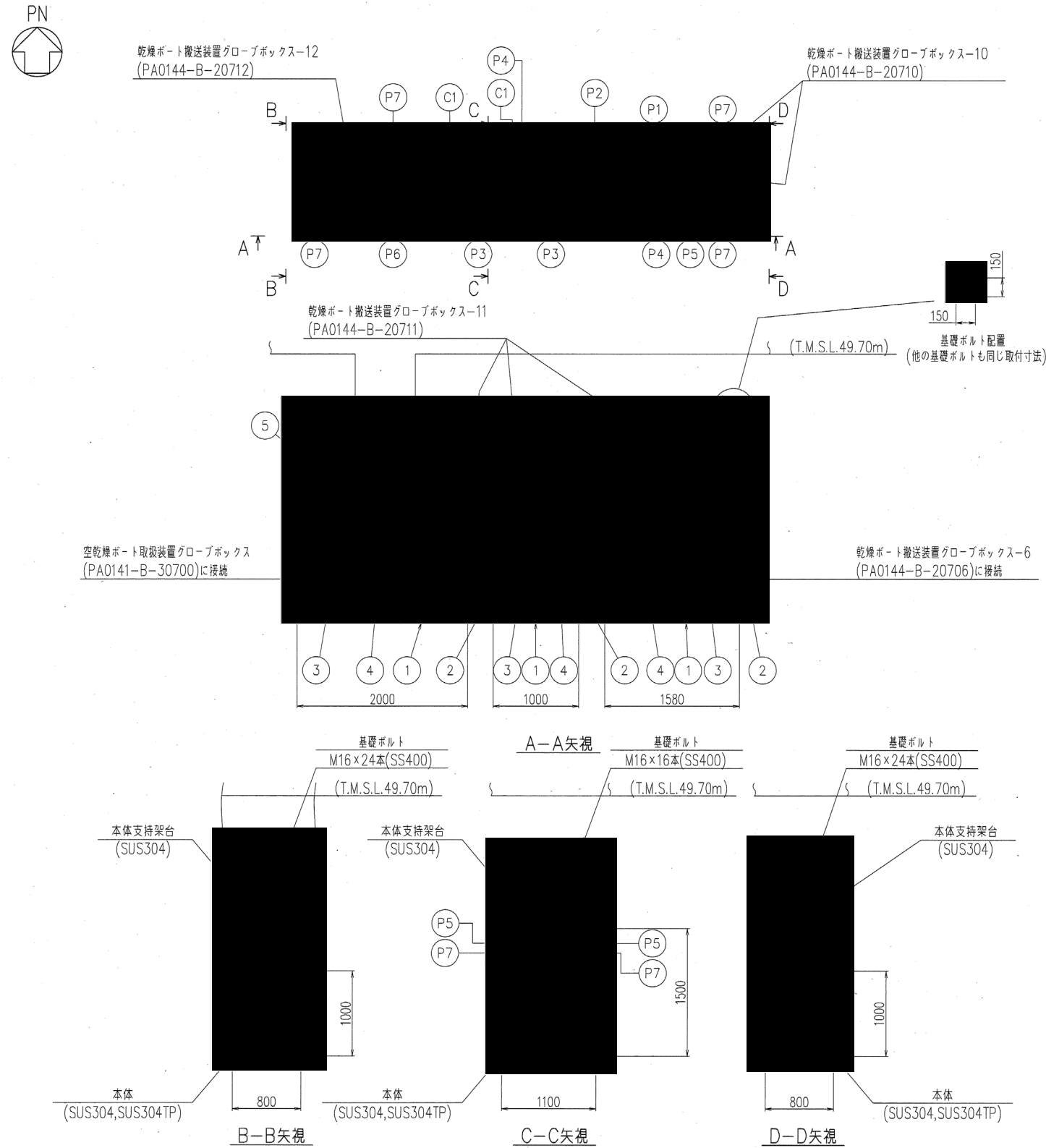
個数は、グローブボックス5基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

特記事項

1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.7.8図 被覆施設
燃料棒加工工程搬送設備の構造図
乾燥ポート搬送装置
グローブボックス-5, -6, -7, -8, -9
(PA0144-B-20705, -20706,
-20707, -20708, -20709)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	2
P7	予備	10A	6
P6	圧縮空気入口	8A	1
P5	窒素ガス入口	8A	3
P4	消火ガス入口	20A	2
P3	排気口	100A	2
P2	給気口	100A	1
P1	給気口	80A	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

5	コネクタ部	3式
4	含鉛アクリルパネル	3式
3	密板	3式
2	伸縮継手	3式
1	本体	3基

符号 名称 個数
部品表

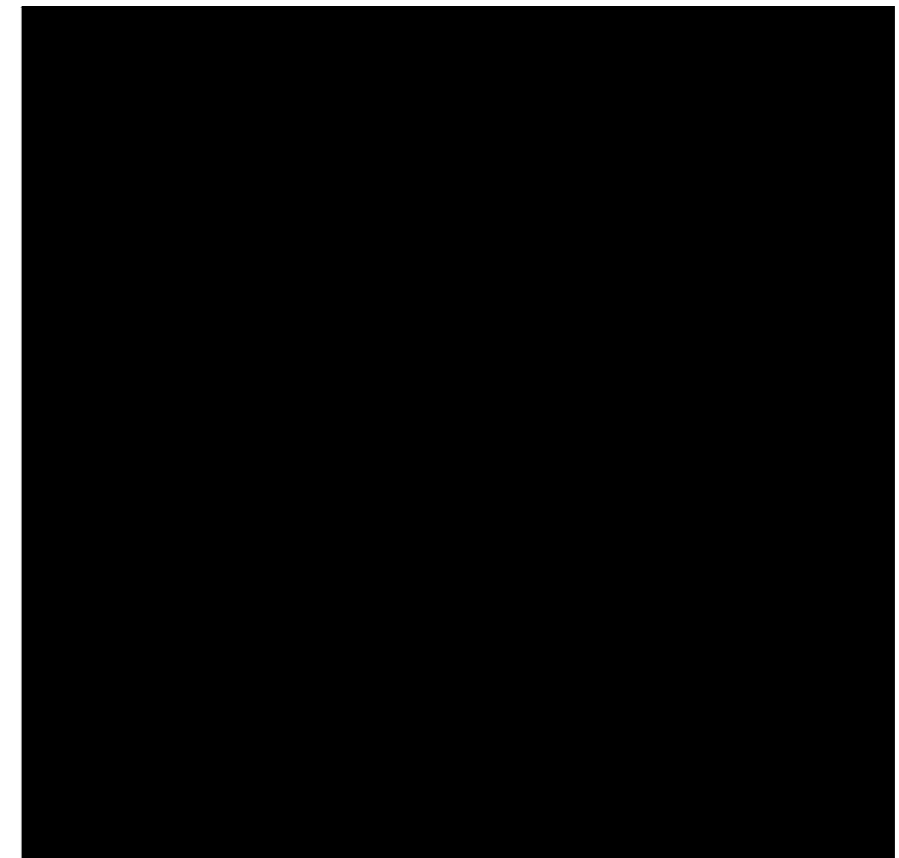
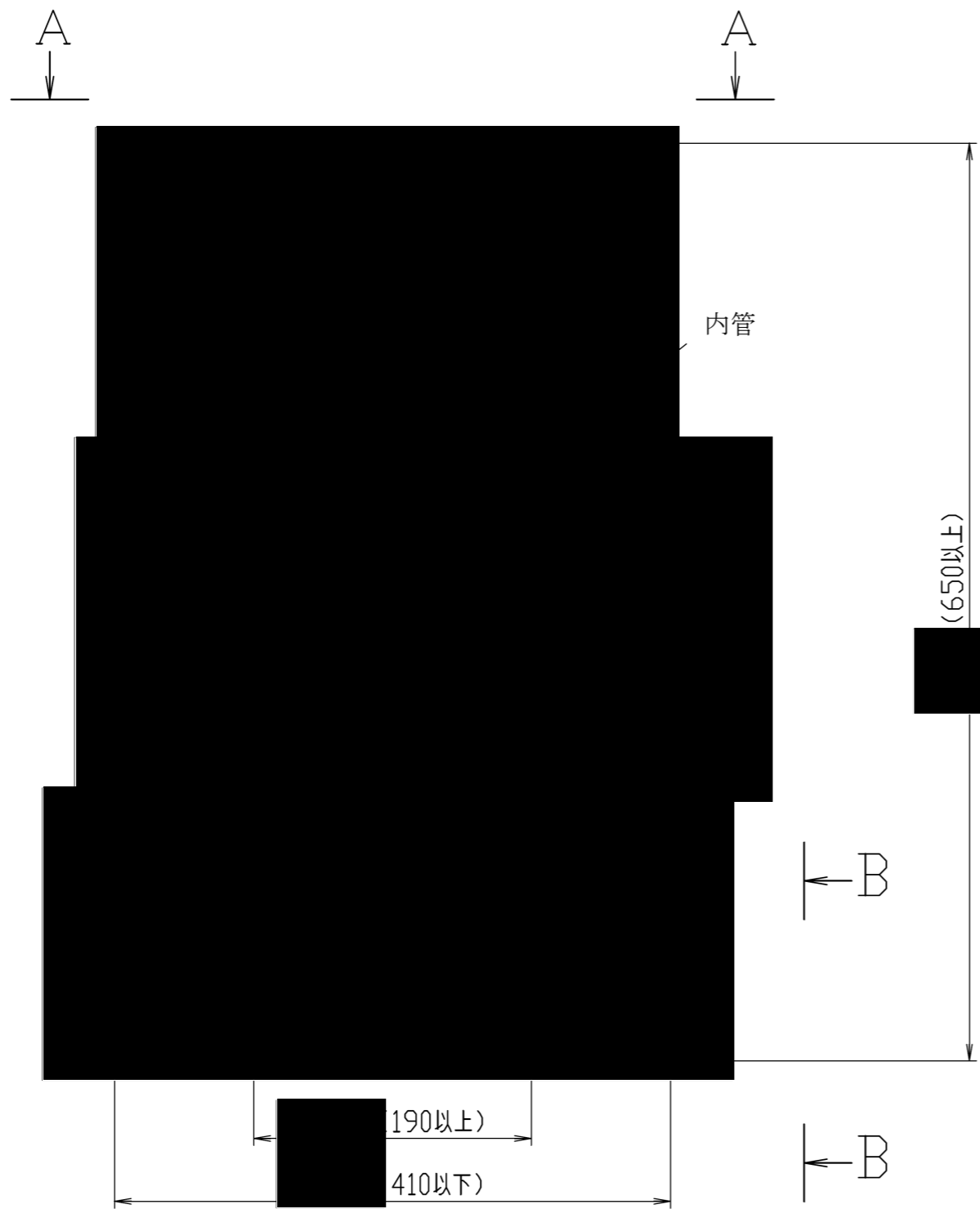
個数は、グローボックス3基当たりの個数を示す。

**【火災】難燃化対応
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更**

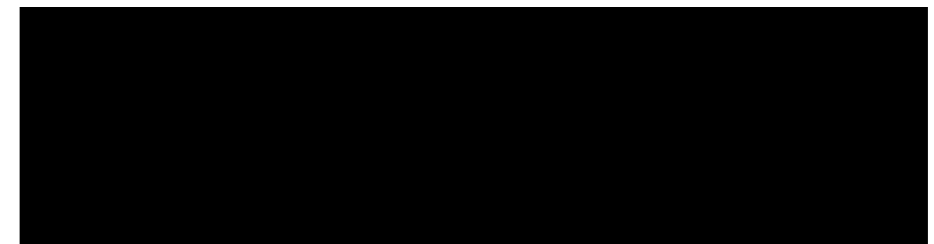
特記事項

1. グローボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。

第2.5.2.7.9図 被覆施設
燃料棒加工工程搬送設備の構造図
乾燥ボート搬送装置
グローボックス-10, -11, -12
(PA0144-B-20710, -20711, -20712)



A-A 矢視図



乗上げ防止用切欠き

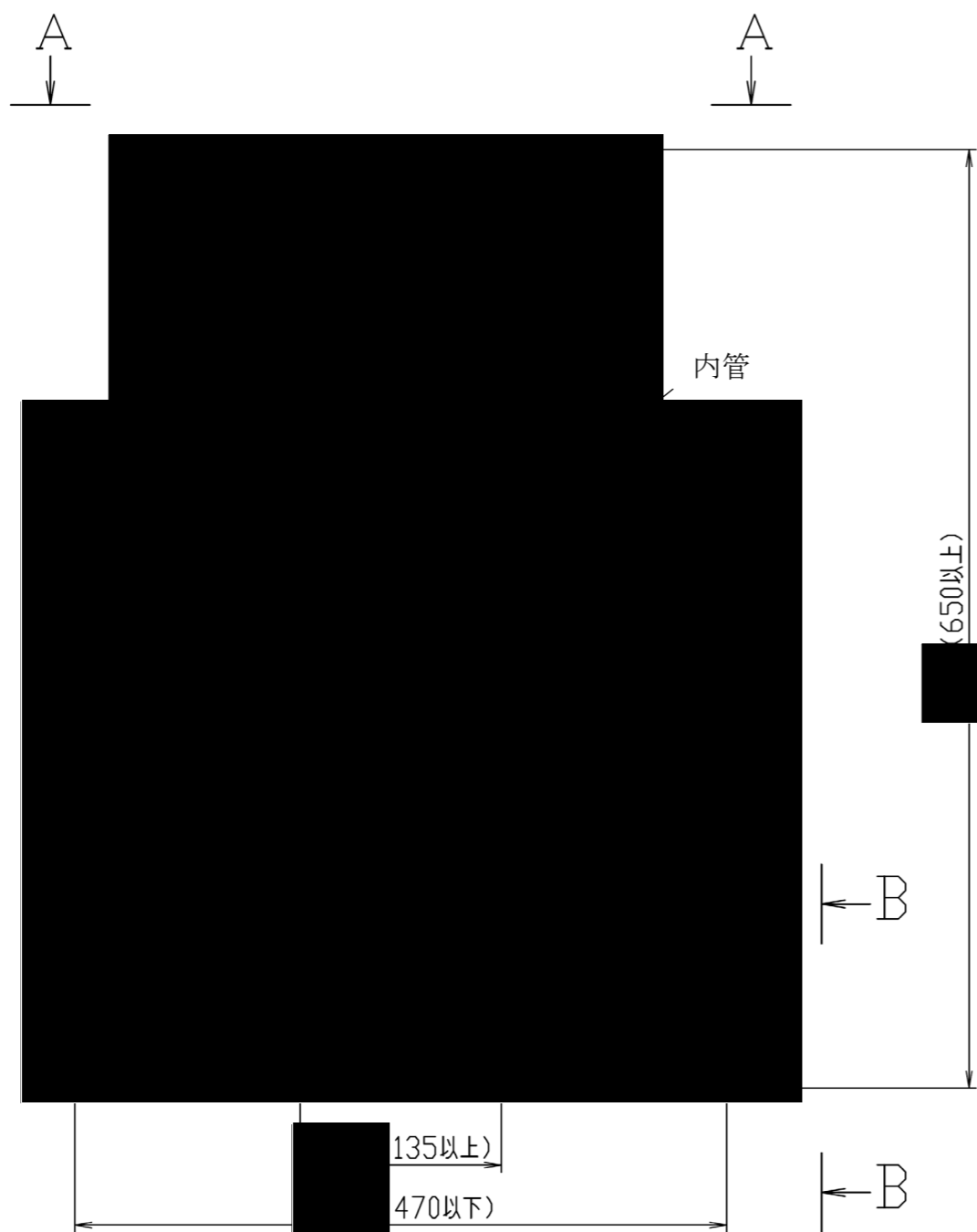
B-B 矢視図

【その他】
 J60の誤搬入を制限するための搬入ストップに衝突した場合に乗り上げないようにするためのJ60搬送板への切欠き追加

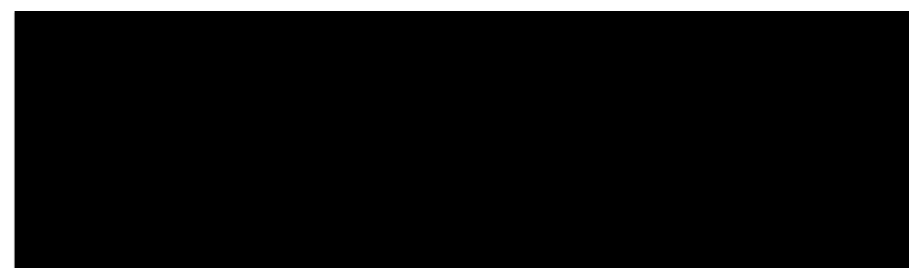
特記事項

1. □内寸法は、臨界安全上の制約がある寸法を示す。
 ()内寸法は、判定基準を示す。
2. 寸法単位は「mm」とする。

第2.5.4.4.1図
 核燃料物質の貯蔵施設
 粉末一時保管設備の構造図
 容器(J60)



A-A 矢視図



搬入制限回避スリット

B-B 矢視図

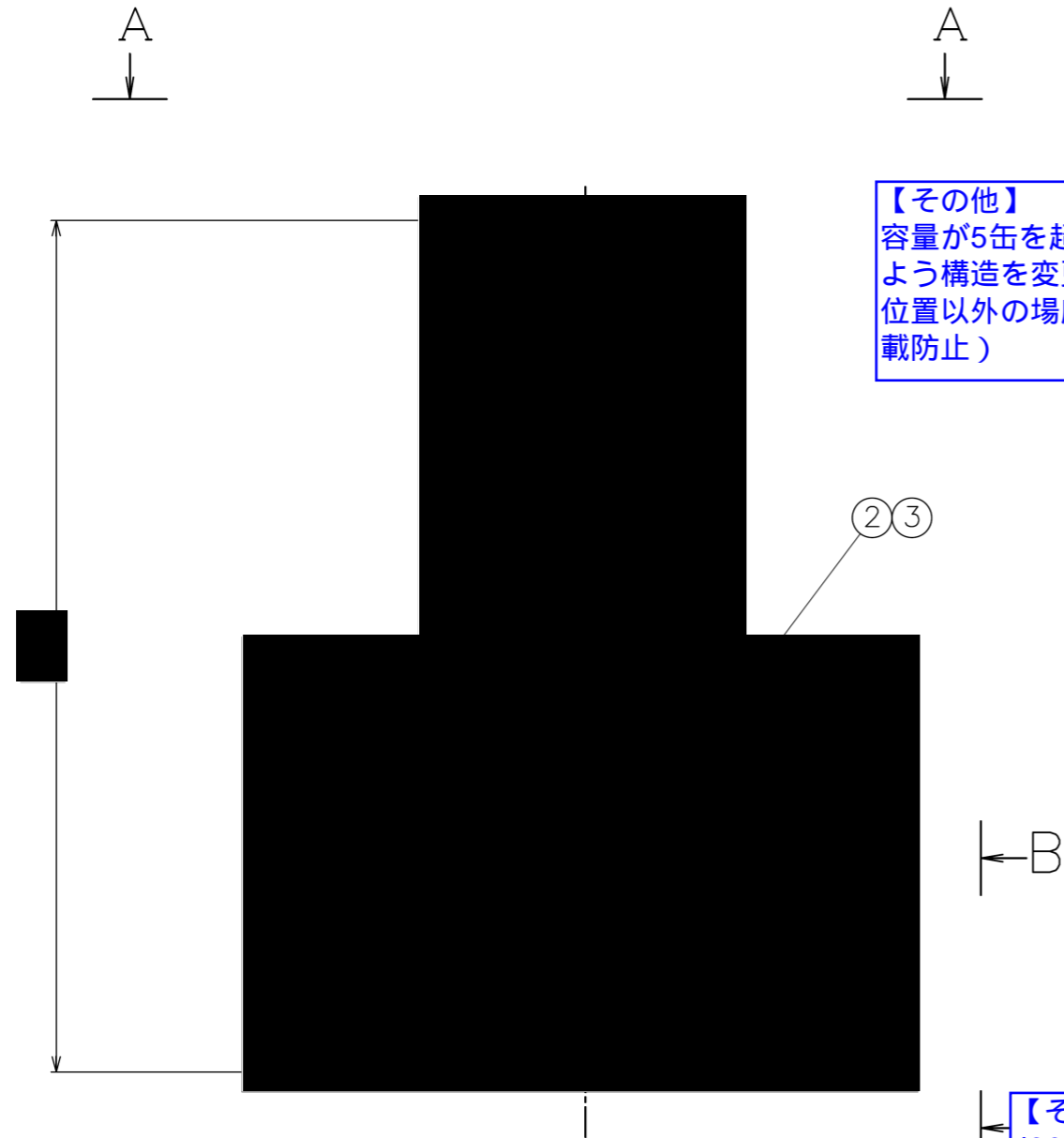
【その他】
J60に対する誤搬入防止機構（ストッパ）
を回避するための搬入制限回避スリット
の追加

特記事項

1. □内寸法は、臨界安全上の制約がある寸法を示す。
（ ）内寸法は、判定基準を示す。
2. 寸法単位は「mm」とする。

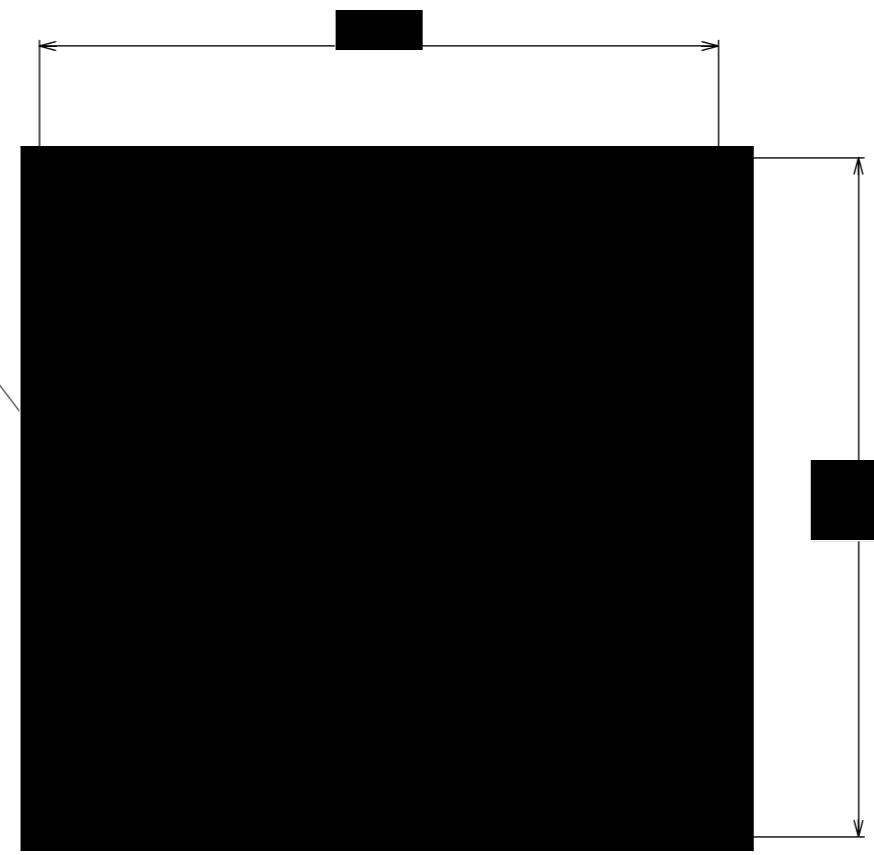
第 2.5.4.4.2 図
核燃料物質の貯蔵施設
粉末一時保管設備の構造図
容器(J85)

No.	名称
①	5缶バスケット
②	CS・RS 保管ポット
③	CS・RS 回収ポット

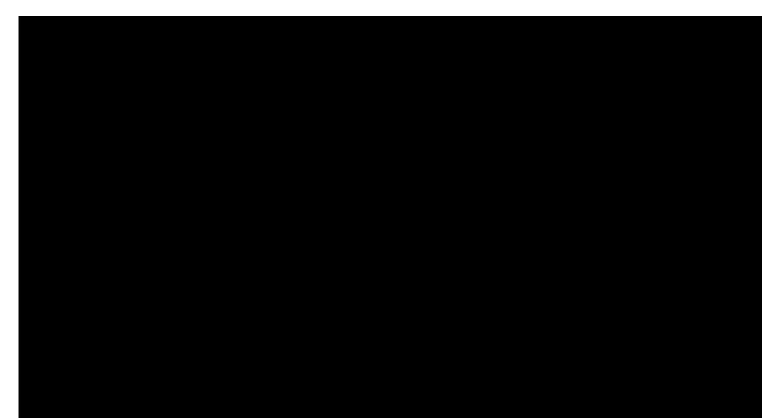


【その他】
容量が5缶を超えない
よう構造を変更(収納
位置以外の場所への積
載防止)

【その他】
J60に対する誤搬入防止機構
(ストッパ)を回避するた
めの搬入制限回避スリットの追加



A-A矢視図



B-B矢視図



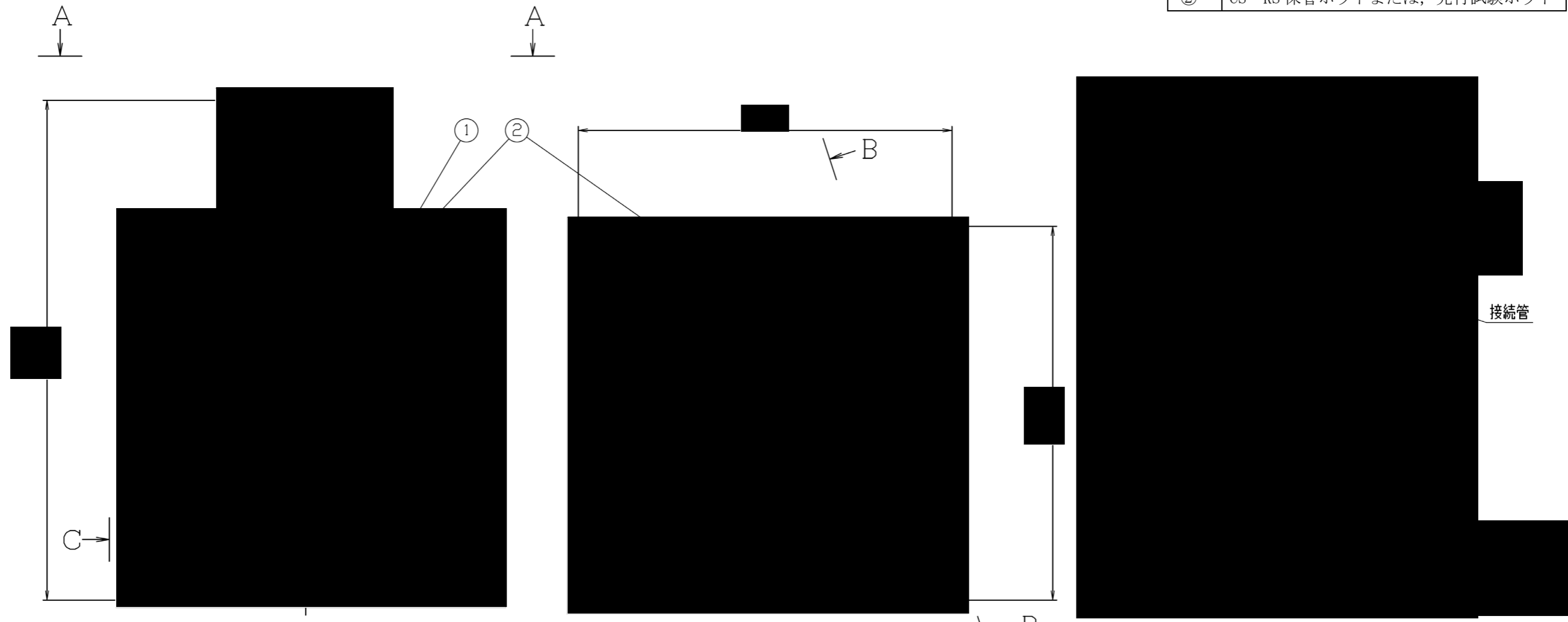
ポット受詳細図

特記事項

1. 臨界安全上, CS・RS 保管ポットまたは, CS・RS 回収ポットの収納数を 5缶以下とする。
2. 寸法単位は「mm」とする。
3. CS・RS 保管ポットまたは, CS・RS 回収ポットの積載数を 5缶以下に制限する設計とする。

第2.5.4.4.3図
核燃料物質の貯蔵施設
粉末一時保管設備の構造図
容器(5缶バスケット)

No.	名称
①	1 缶バスケット
②	CS・RS 保管ポットまたは、先行試験ポット



A-A 矢視図

B-B 矢視図
(接続管取付状態)

C-C 矢視図

ポット受詳細図

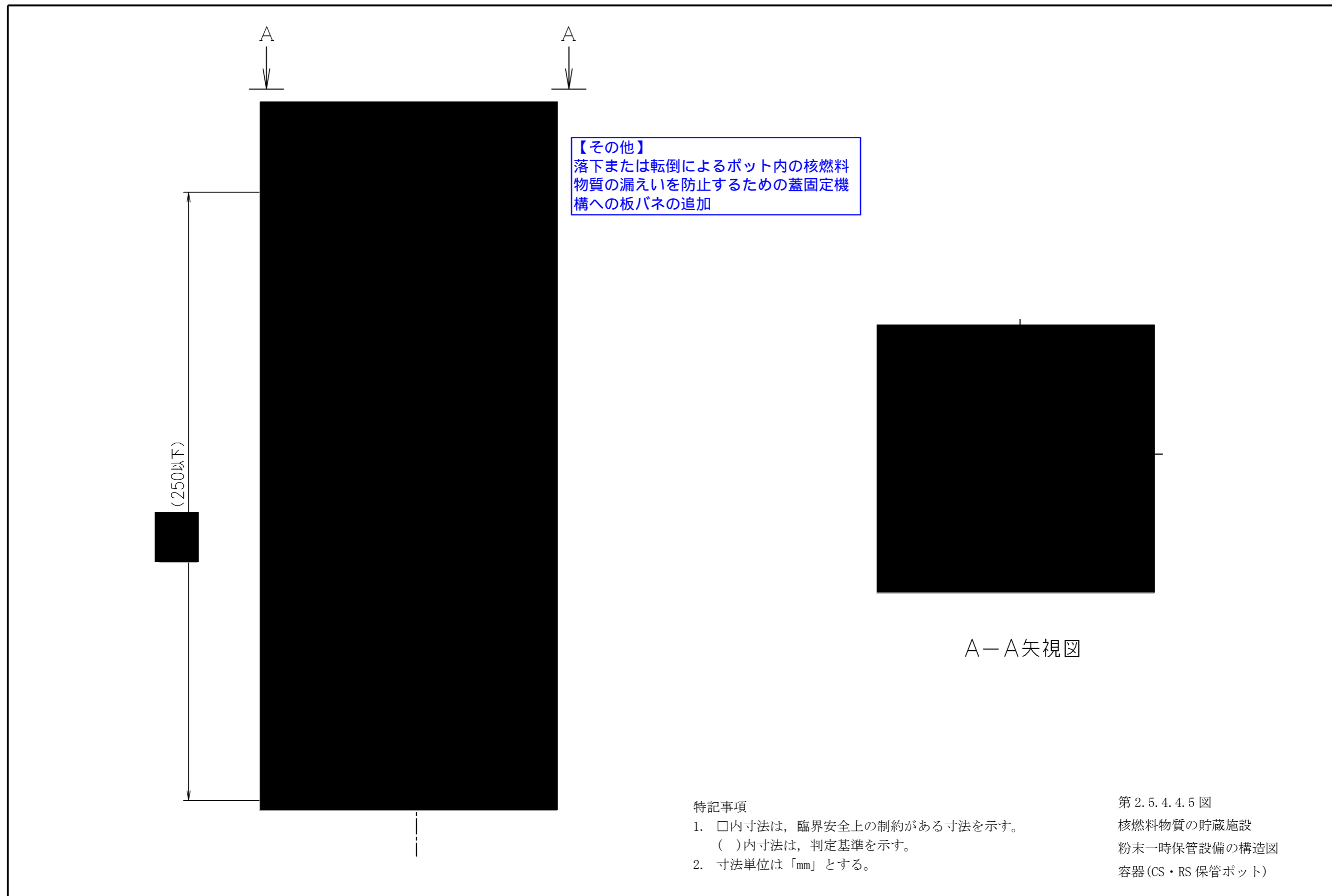
【その他】
J60に対する誤搬入防止機構（ストップパ）を回避するための搬入制限回避スリットの追加

特記事項

1. 臨界安全上、CS・RS 保管ポットまたは、先行試験ポットの収納数を 5 缶以下とする。
2. 寸法単位は「mm」とする。
3. CS・RS 保管ポットまたは、先行試験ポットの積載数を 5 缶以下に制限する設計とする。

第 2.5.4.4 図

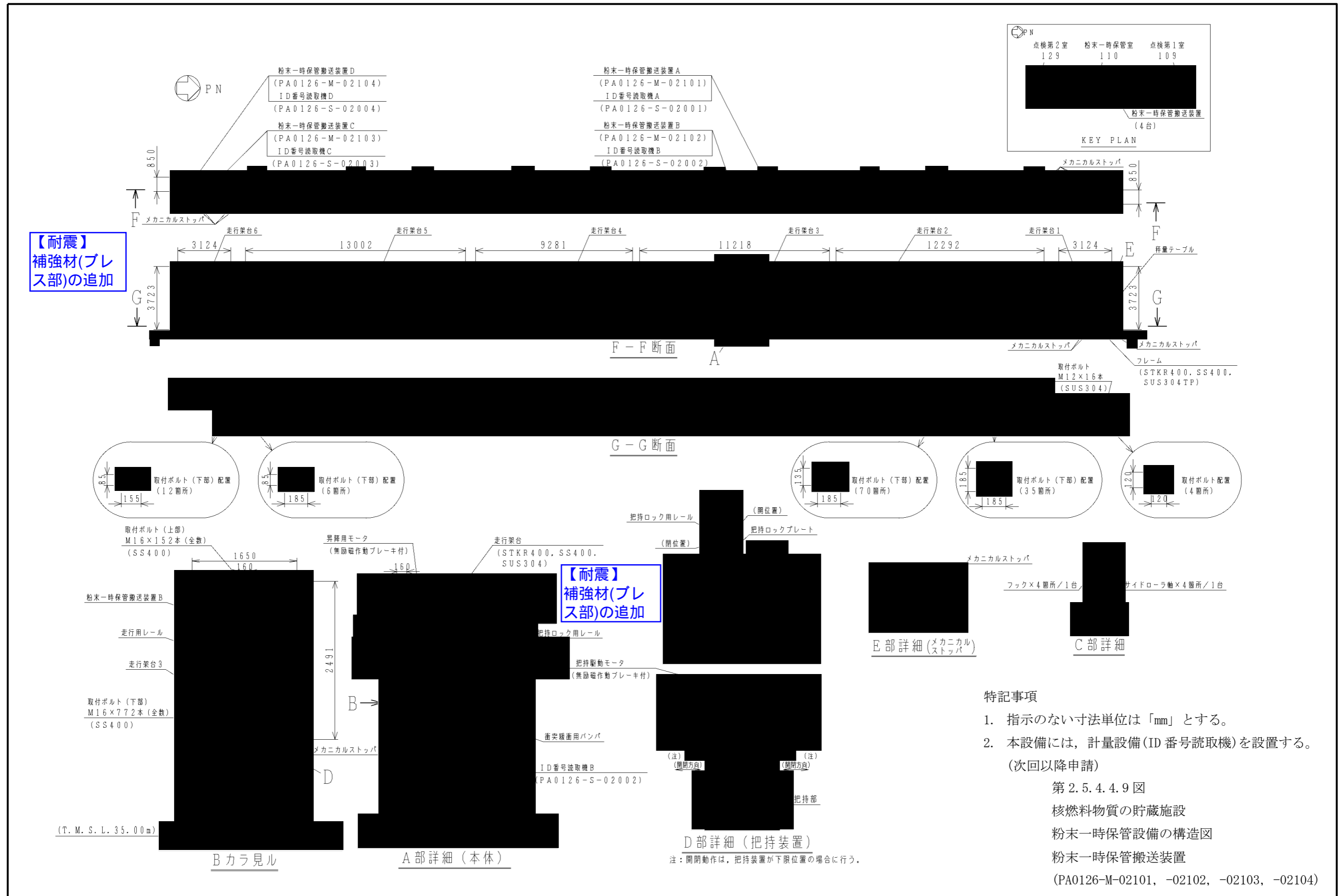
核燃料物質の貯蔵施設
粉末一時保管設備の構造図
容器(1 缶バスケット)

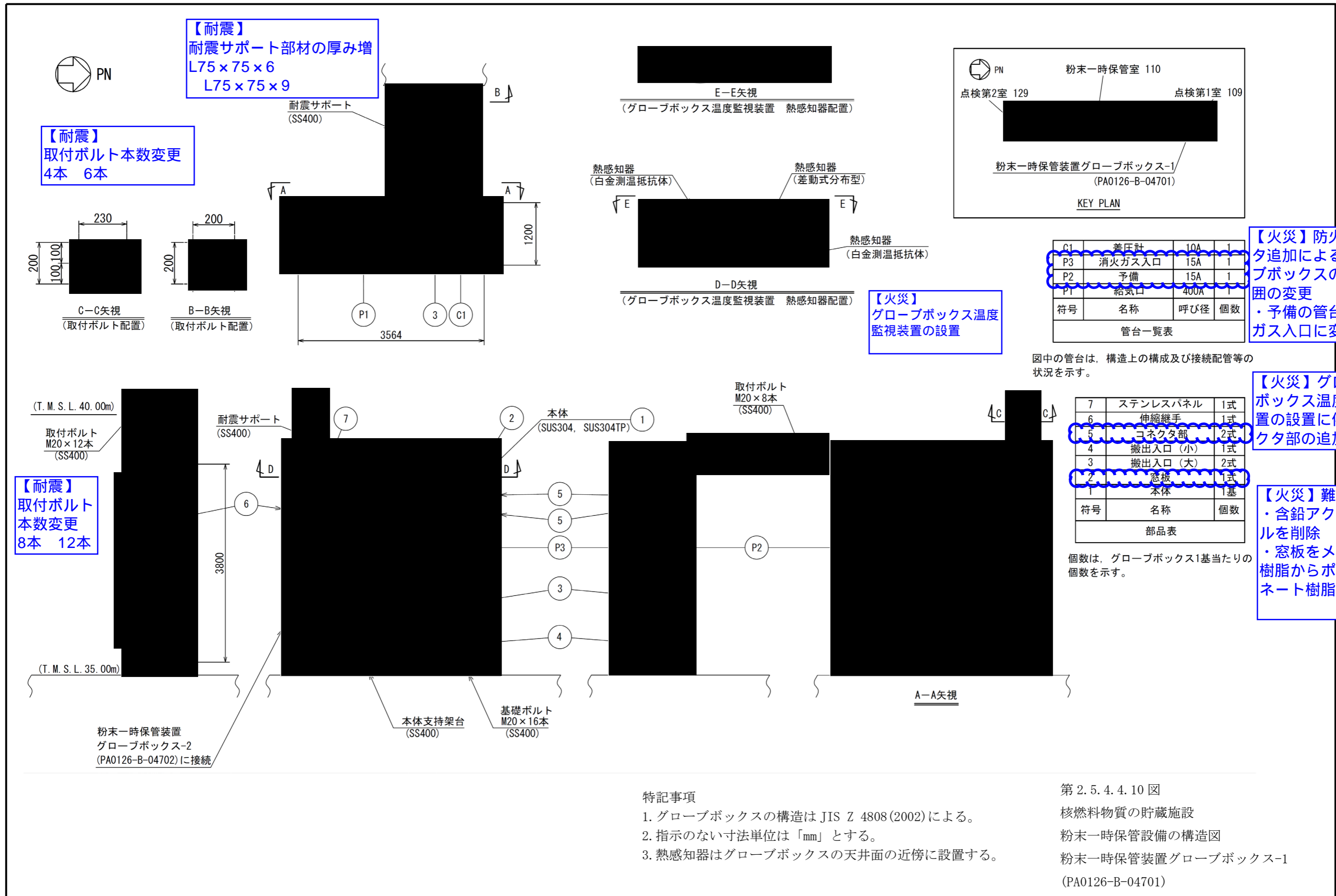


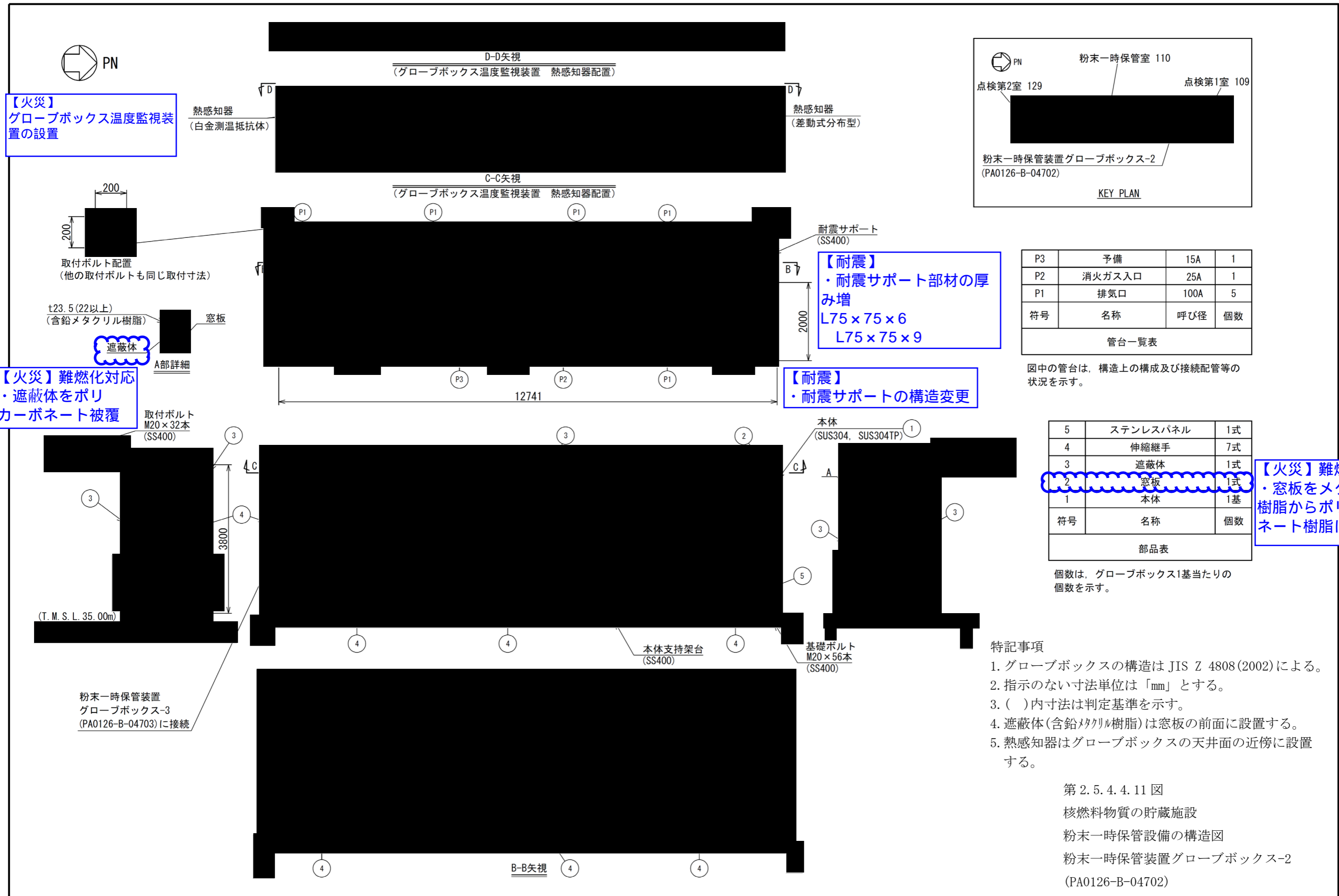
特記事項

1. □内寸法は、臨界安全上の制約がある寸法を示す。
 ()内寸法は、判定基準を示す。
2. 寸法単位は「mm」とする。

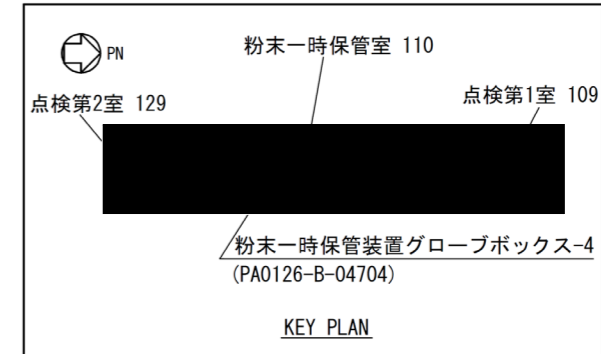
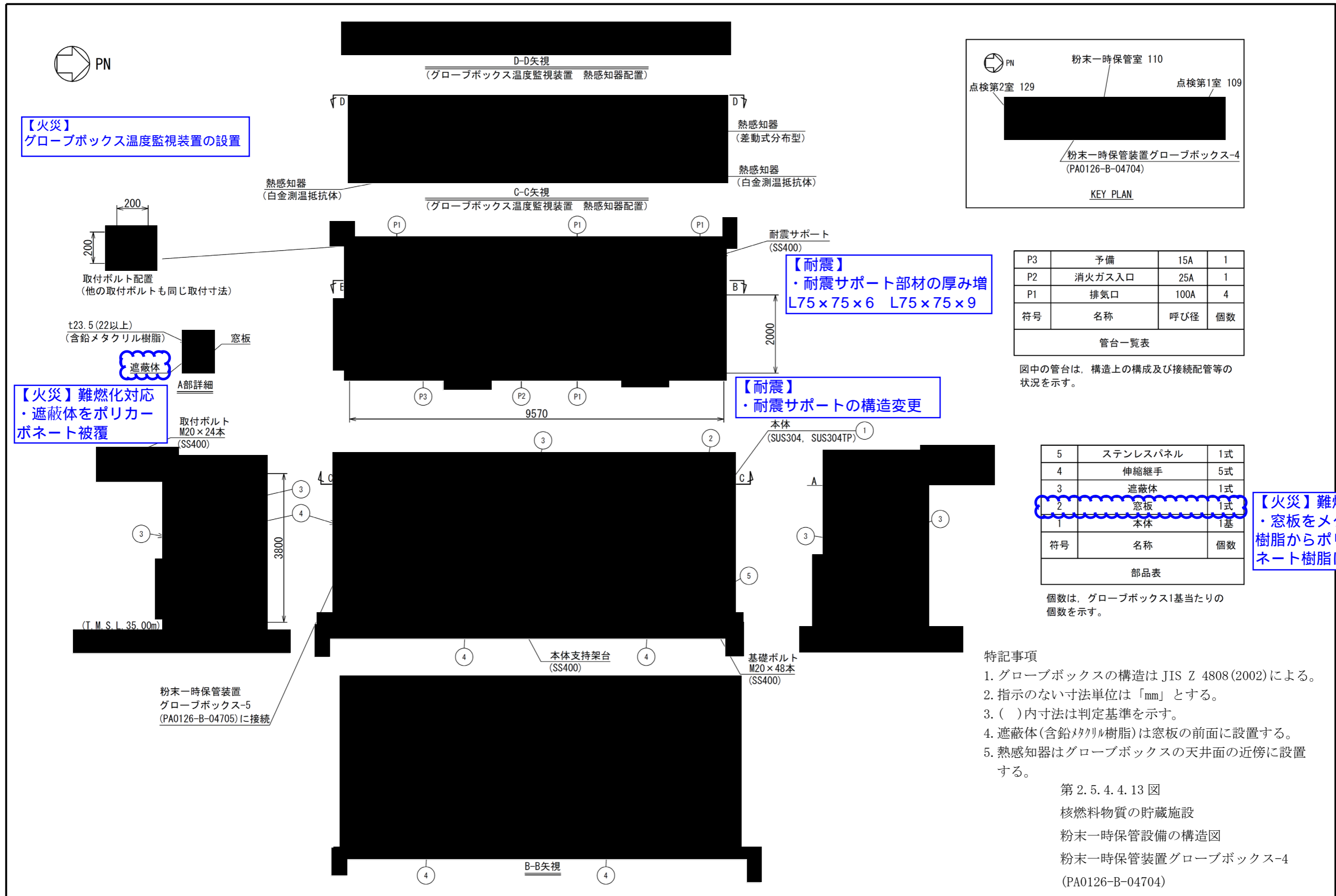
第 2.5.4.4.5 図
 核燃料物質の貯蔵施設
 粉末一時保管設備の構造図
 容器 (CS・RS 保管ポット)











符号	名称	呼び径	個数
P3	予備	15A	1
P2	消火ガス入口	25A	1
P1	排気口	100A	4

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

5	ステンレスパネル	1式
4	伸縮継手	5式
3	遮蔽体	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

特記事項

1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. () 内寸法は判定基準を示す。
4. 遮蔽体 (含鉛メタクリル樹脂) は窓板の前面に設置する。
5. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

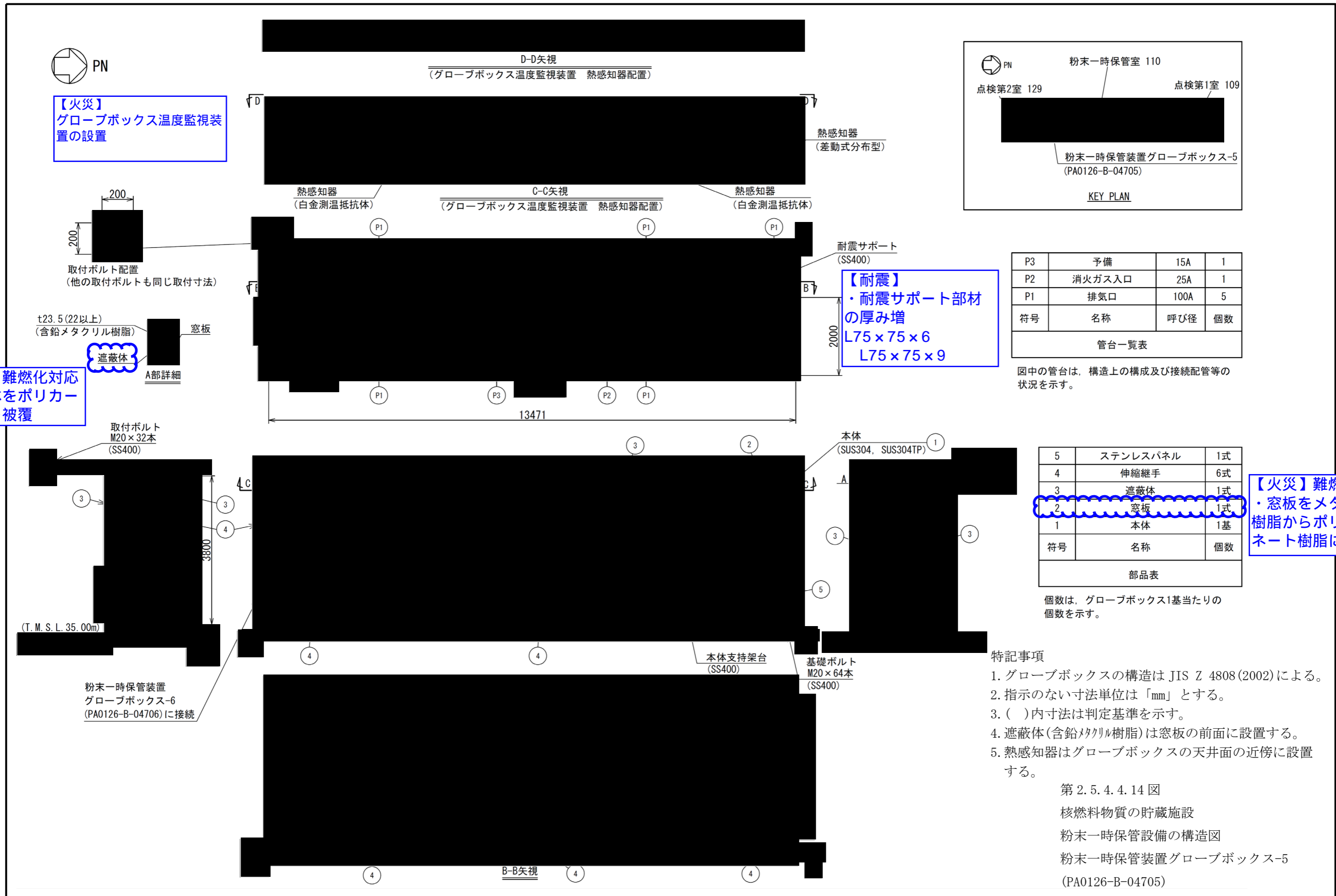
第 2.5.4.4.13 図

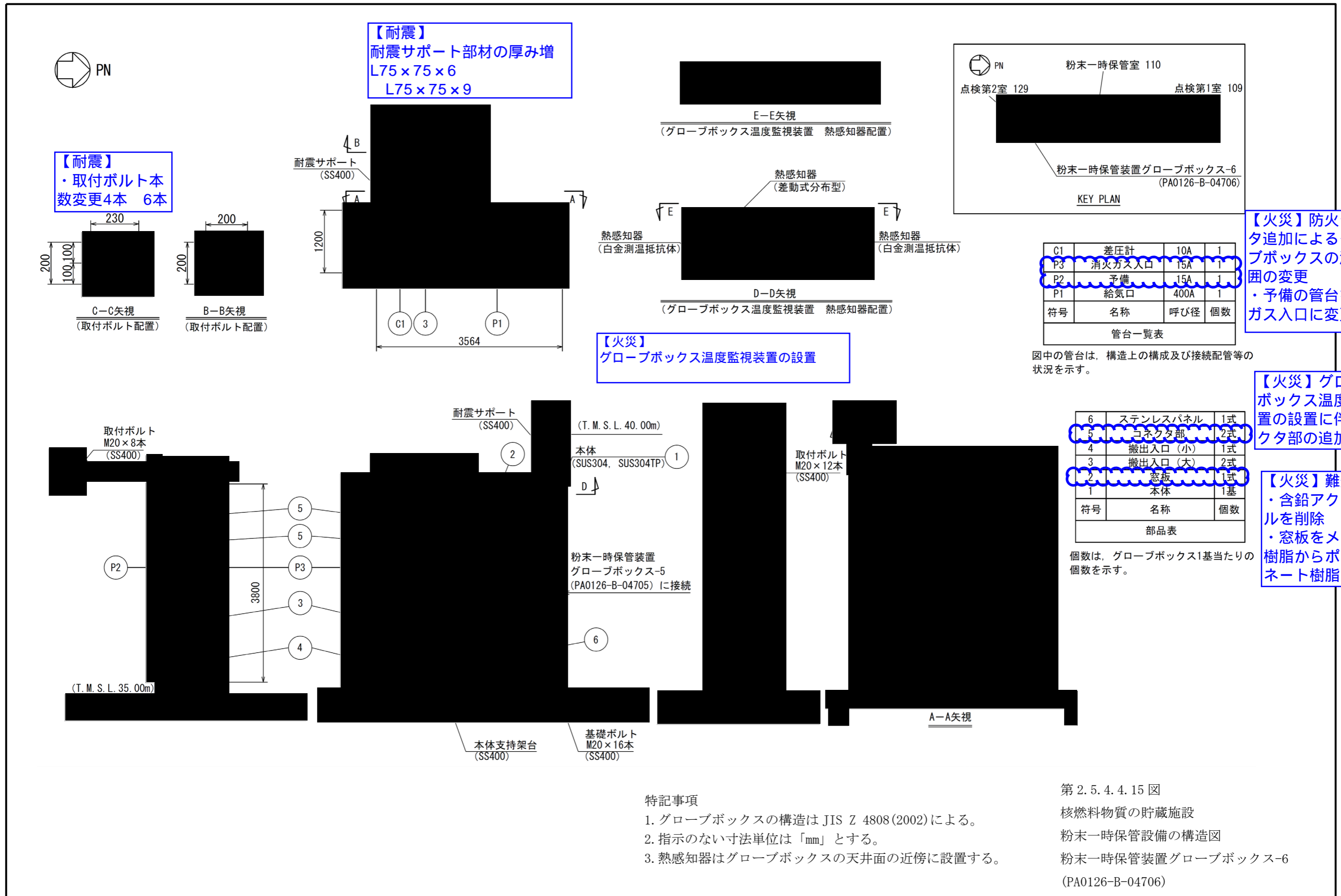
核燃料物質の貯蔵施設

粉末一時保管設備の構造図

粉末一時保管装置グローブボックス-4

(PA0126-B-04704)

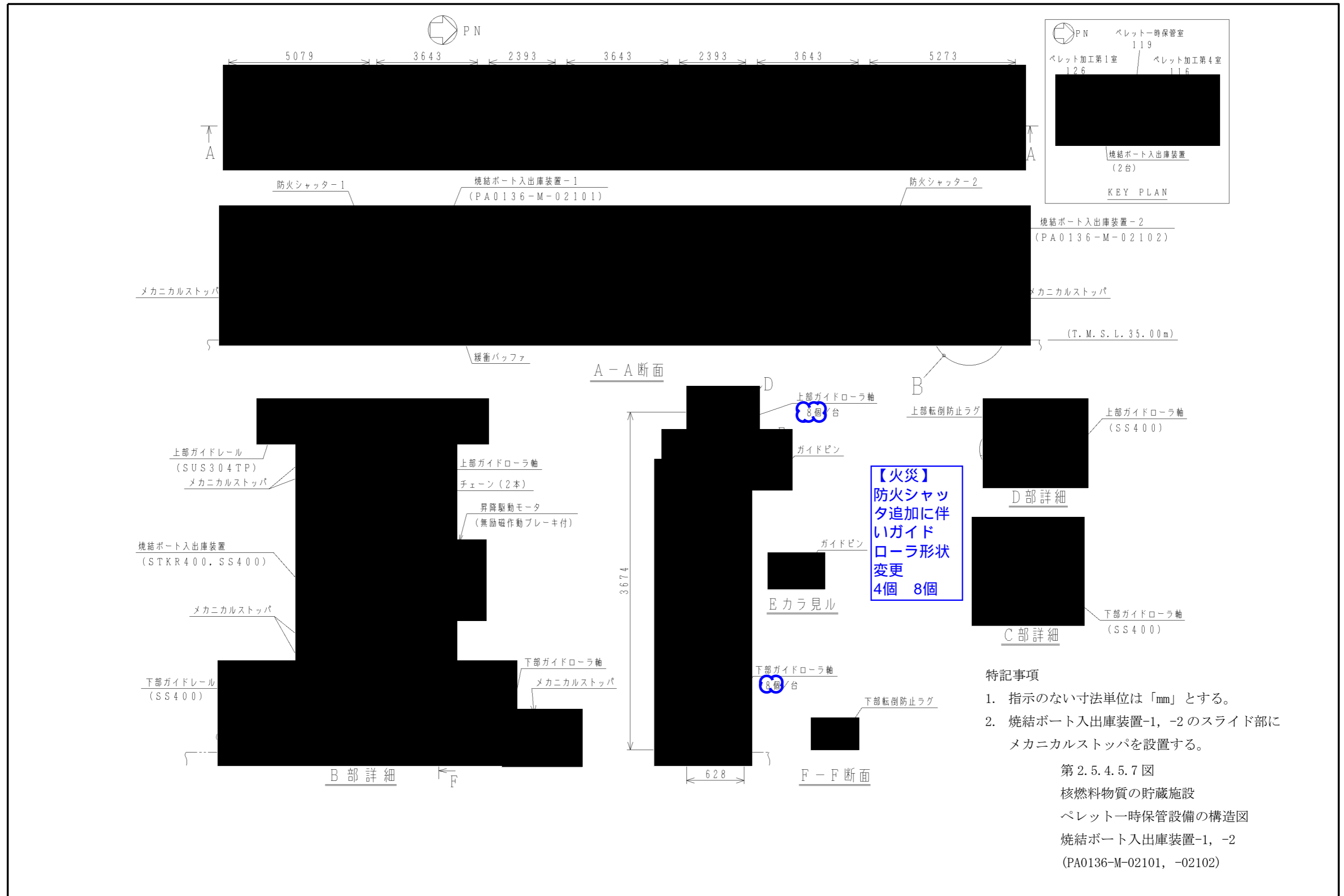


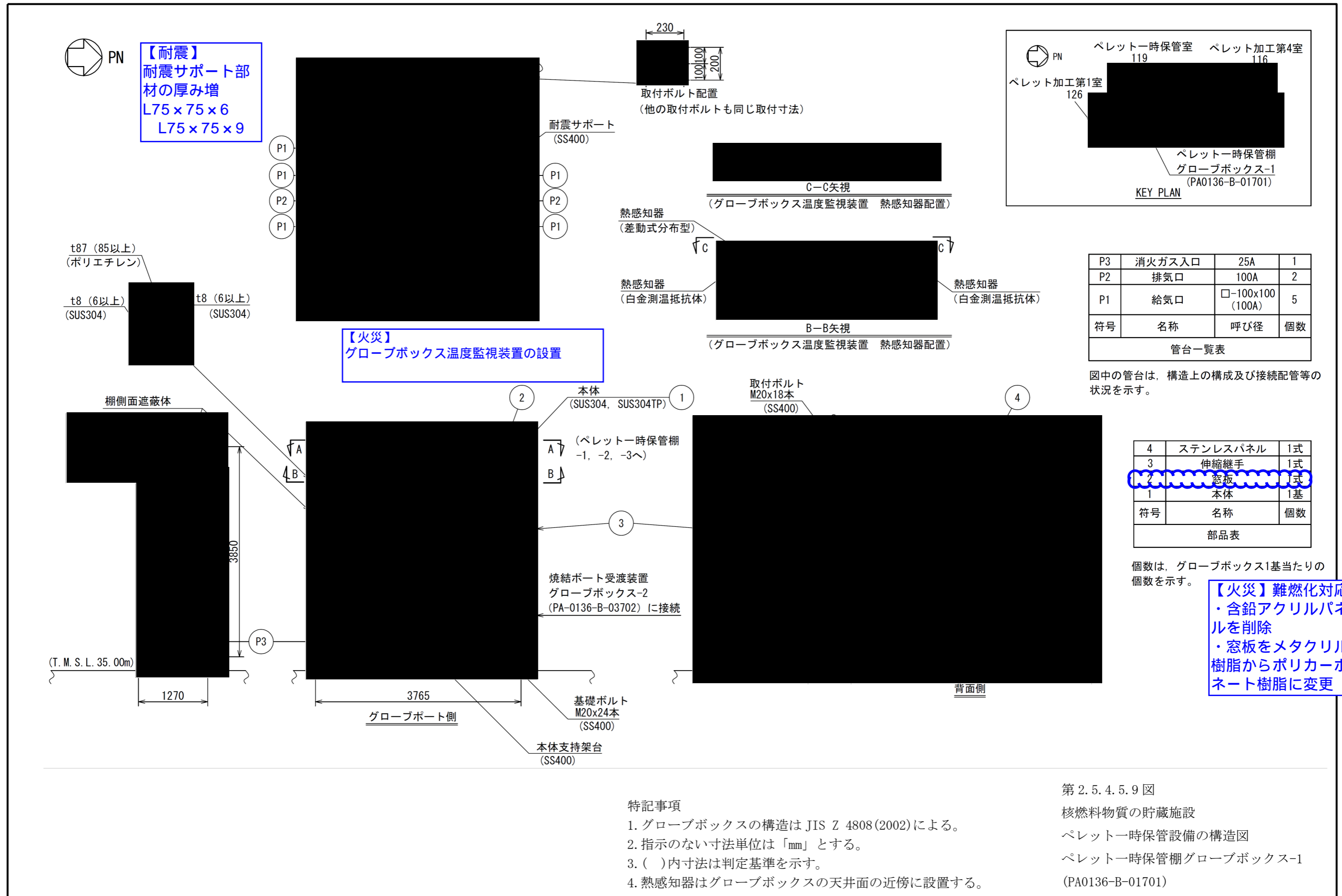


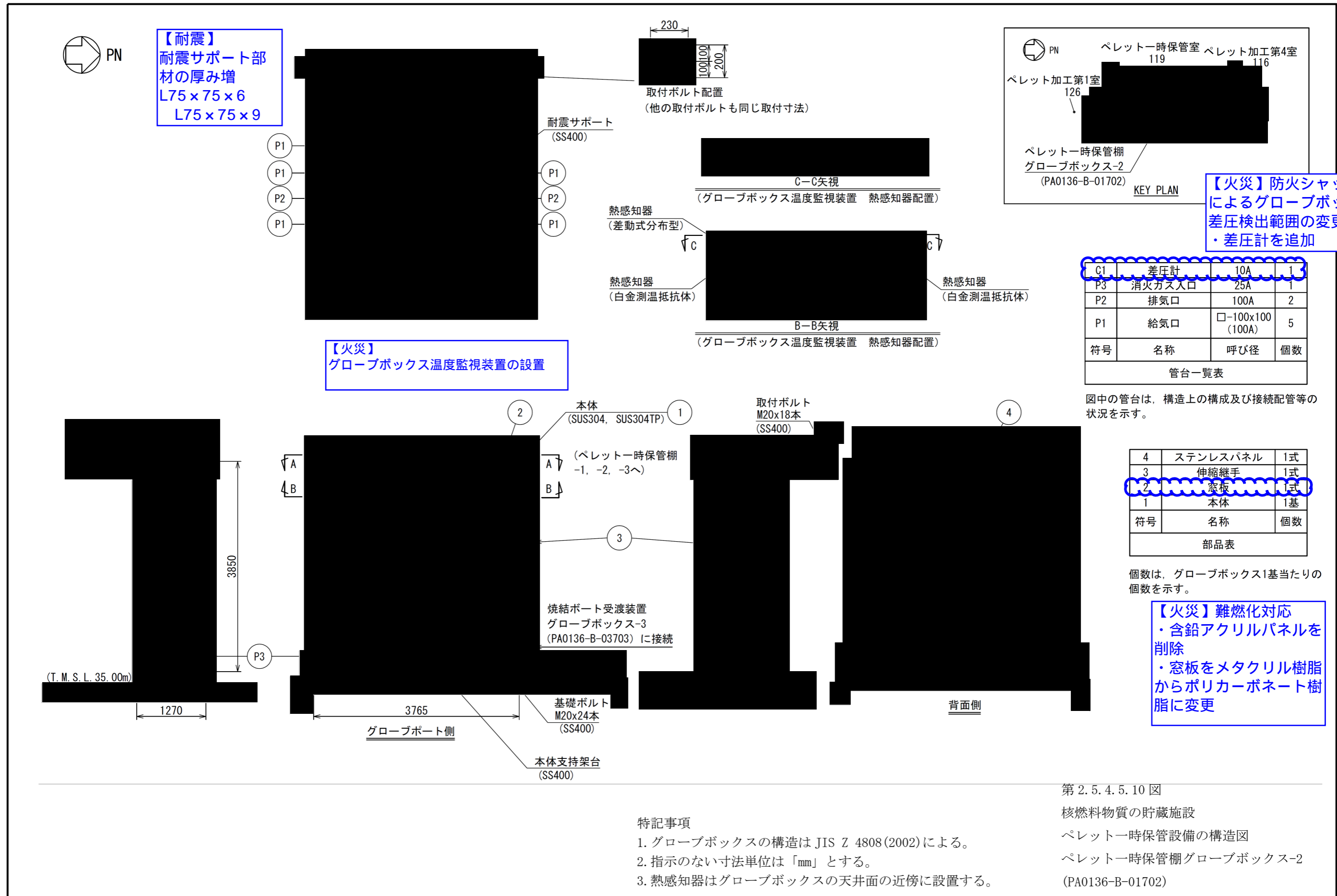
特記事項

1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.4.15 図
核燃料物質の貯蔵施設
粉末一時保管設備の構造図
粉末一時保管装置グローブボックス-6
(PA0126-B-04706)



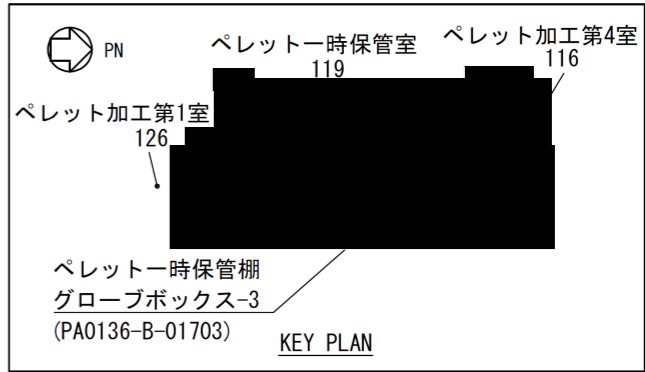






【耐震】
耐震サポート部材の
厚み増
L75×75×6
L75×75×9

【火災】
グローブボックス温度監視装置の設置



P3	消火ガス入口	25A	1
P2	排気口	100A	2
P1	給気口	□-100x100 (100A)	5
符号	名称	呼び径	個数
管台一覧表			

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

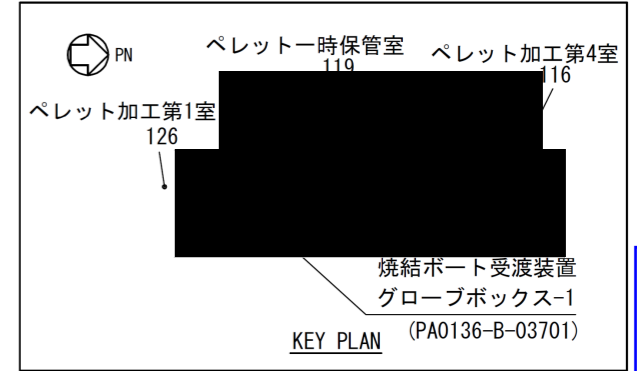
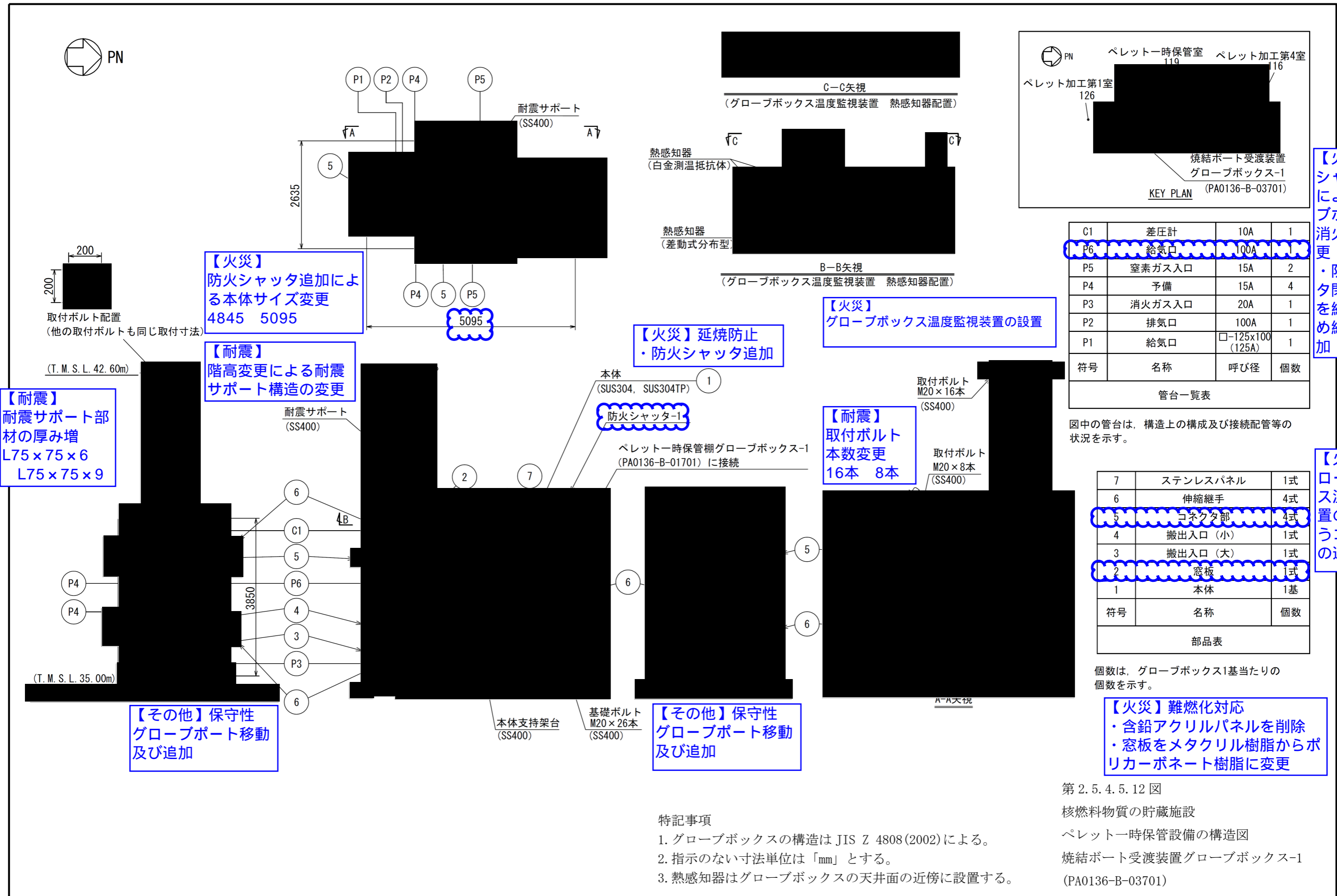
4	ステンレスパネル	1式
3	伸縮継手	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基
符号	名称	個数
部品表		

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
・含鉛アクリルパネルを削除
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

- 特記事項
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
 3. () 内寸法は判定基準を示す。
 4. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.5.11 図
核燃料物質の貯蔵施設
ペレット一時保管設備の構造図
ペレット一時保管棚グローブボックス-3
(PA0136-B-01703)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P6	給気口	100A	1
P5	窒素ガス入口	15A	2
P4	予備	15A	4
P3	消火ガス入口	20A	1
P2	排気口	100A	1
P1	給気口	□-125x100 (125A)	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	ステンレスパネル	1式
6	伸縮継手	4式
5	コネクタ部	4式
4	搬出入口 (小)	1式
3	搬出入口 (大)	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
 ・含鉛アクリルパネルを削除
 ・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

【火災】防火シャッター追加によるグローブボックスの消火範囲の変更
 ・防火シャッター閉時に負圧を維持するため給気口を追加

【火災】グローブボックス温度監視装置の設置に伴うコネクタ部の追加

特記事項

1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.5.12 図

核燃料物質の貯蔵施設
 ペレット一時保管設備の構造図
 焼結ポート受渡装置グローブボックス-1 (PA0136-B-03701)

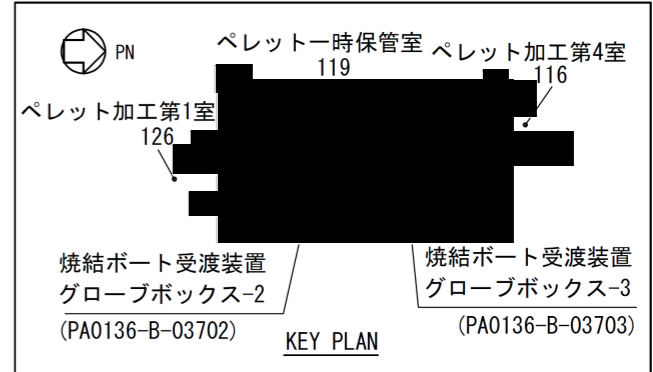


耐震サポート
(SS400)

【耐震】
耐震サポート部
材の厚み増
L75×75×6
L75×75×9

取付ボルト配置
(他の取付ボルトも同じ取付寸法)

【火災】
グローブボッ
クス温度監視
装置の設置



符号	名称	呼び径	個数
P2	窒素ガス入口	15A	1
P1	予備	15A	2

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

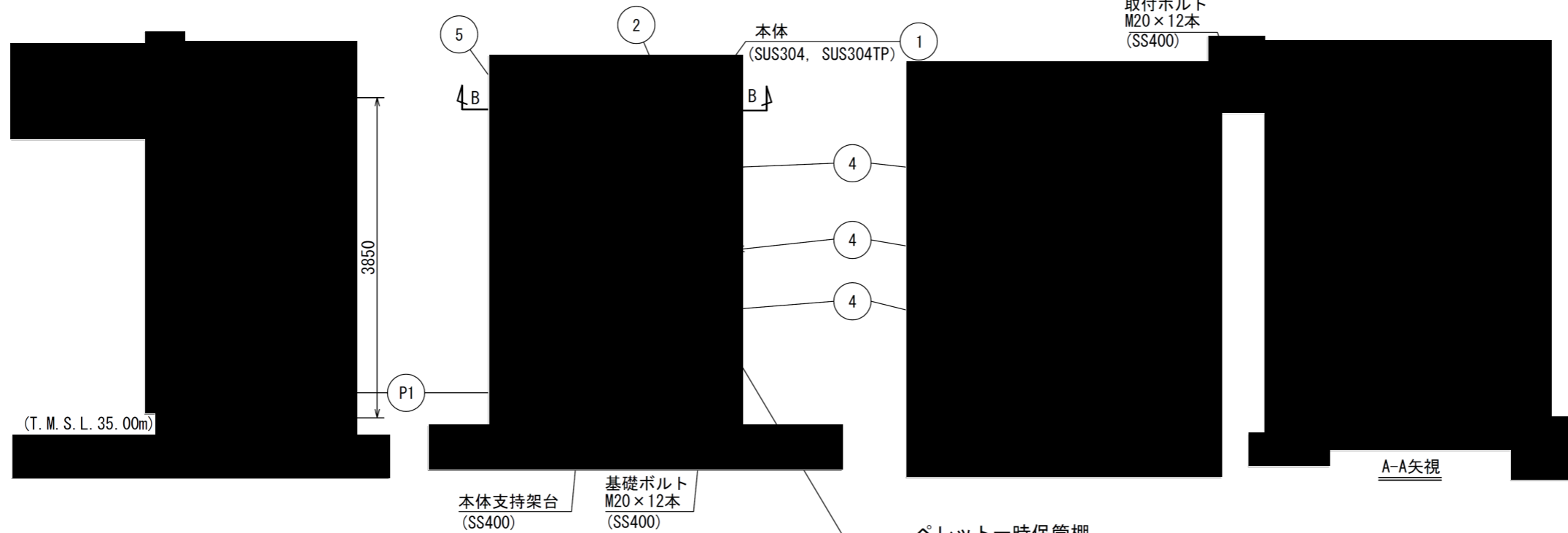
【火災】
グローブボッ
クス温度監視
装置の設置に
伴うコネクタ
部の追加

5	ステンレスパネル	1式
4	伸縮継手	3式
3	コネクタ部	4式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
・含鉛アクリルパネルを削除
・窓板をメタクリル樹脂から
ポリカーボネート樹脂に変更



ペレット一時保管棚
グローブボックス-2 (PA0136-B-01702)
グローブボックス-3 (PA0136-B-01703) に接続

特記事項

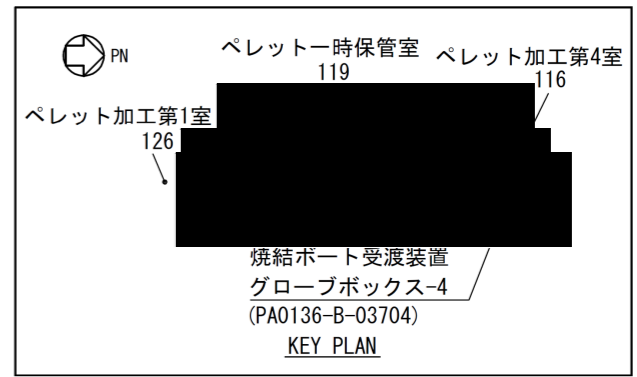
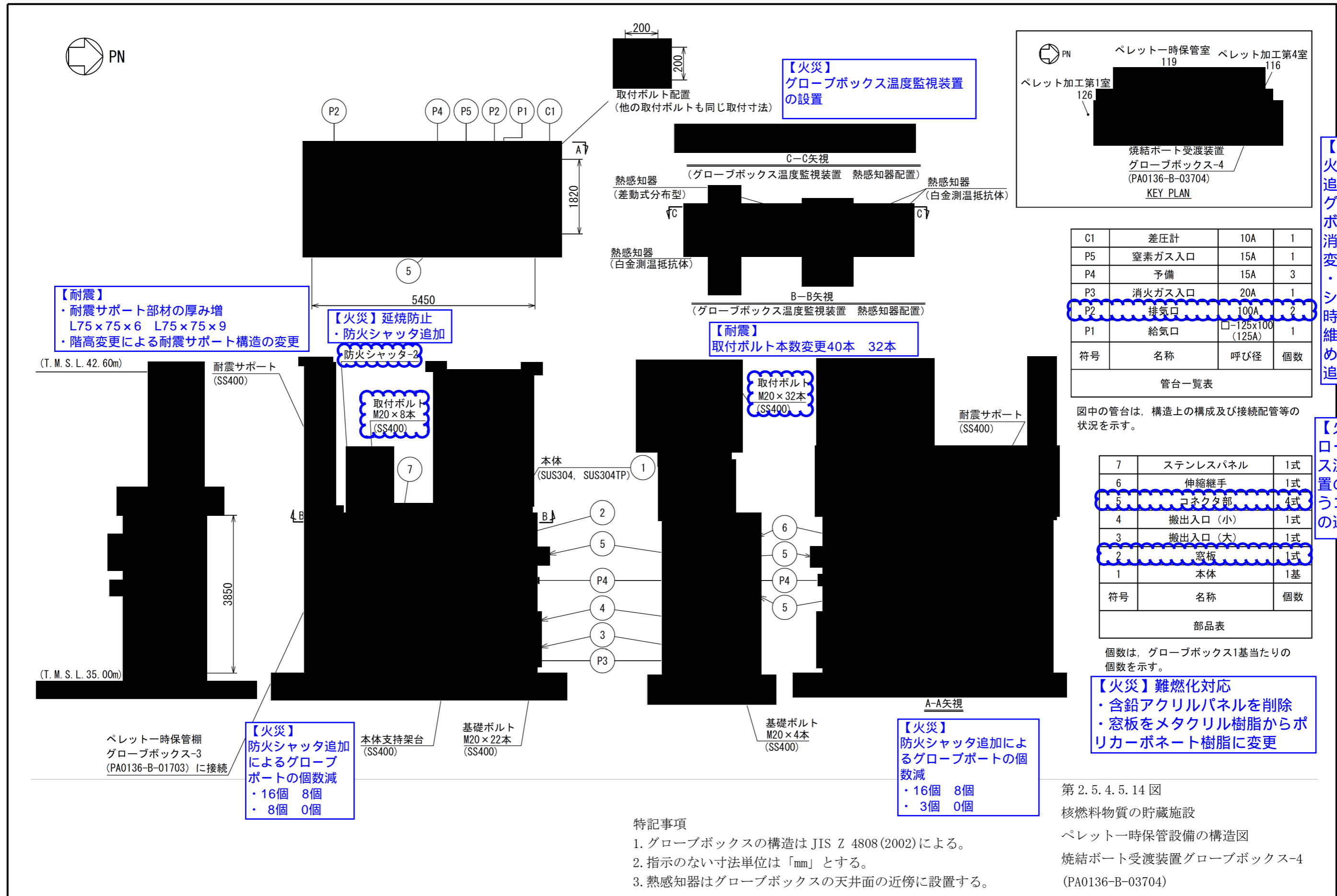
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.5.13 図

核燃料物質の貯蔵施設

ペレット一時保管設備の構造図

焼結ポート受渡装置グローブボックス-2, -3 (PA0136-B-03702, -03703)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P5	窒素ガス入口	15A	1
P4	予備	15A	3
P3	消火ガス入口	20A	1
P2	排気口	100A	2
P1	給気口	□=125x100 (125A)	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

符号	名称	個数
7	ステンレスパネル	1式
6	伸縮継手	1式
5	コネクタ部	4式
4	搬出入口 (小)	1式
3	搬出入口 (大)	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

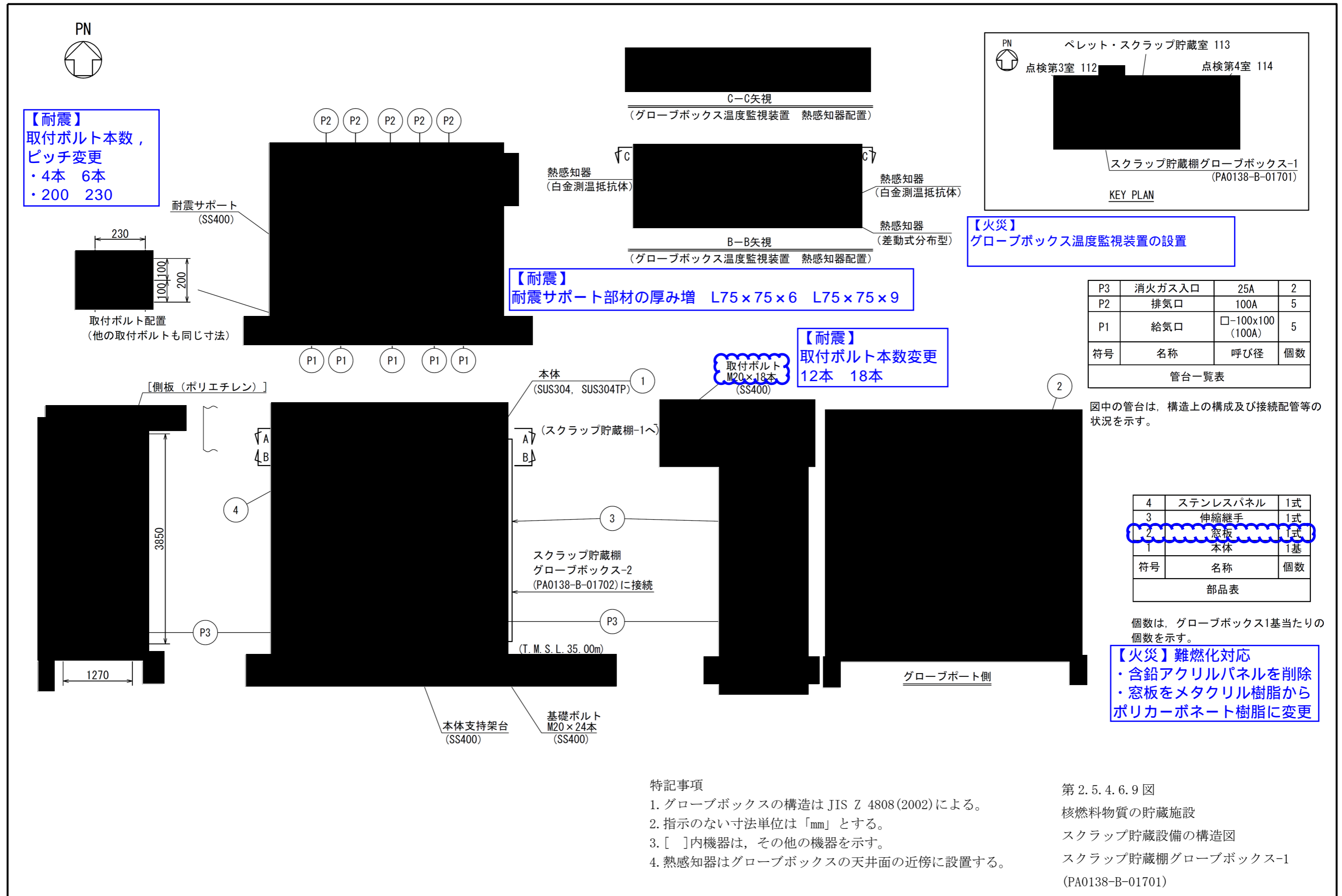
【火災】難燃化対応
 ・含鉛アクリルパネルを削除
 ・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

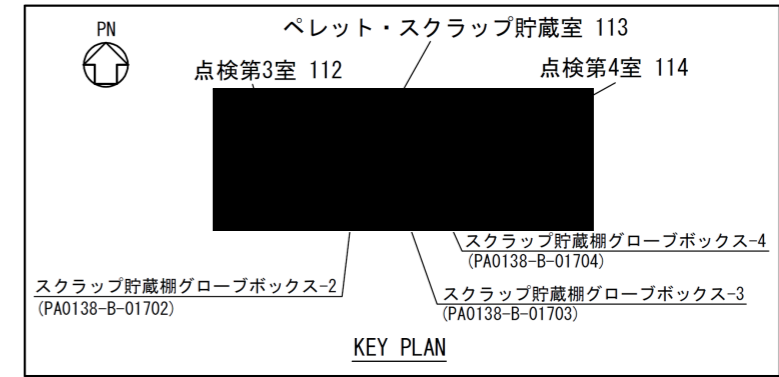
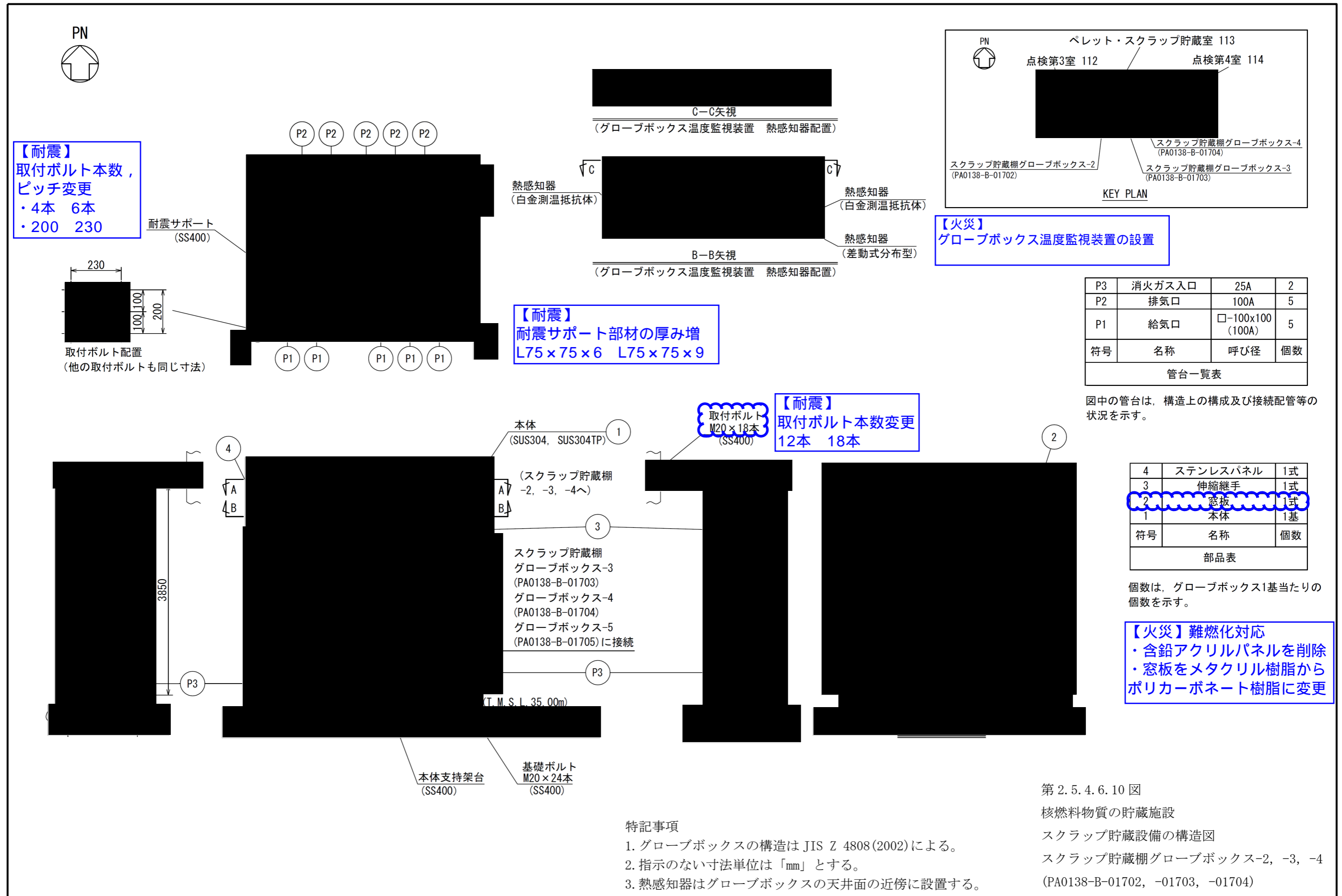
【火災】防火シャッター追加によるグローブボックスの消火範囲の変更
 ・防火シャッター閉時に負圧を維持するため給気口を追加

【火災】グローブボックス温度監視装置の設置に伴うコネクタ部の追加

- 特記事項
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
 3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.5.14 図
 核燃料物質の貯蔵施設
 ペレット一時保管設備の構造図
 焼結ポート受渡装置グローブボックス-4 (PA0136-B-03704)





【火災】
グローブボックス温度監視装置の設置

符号	名称	呼び径	個数
P3	消火ガス入口	25A	2
P2	排気口	100A	5
P1	給気口	□-100x100 (100A)	5

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

4	ステンレスパネル	1式
3	伸縮継手	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

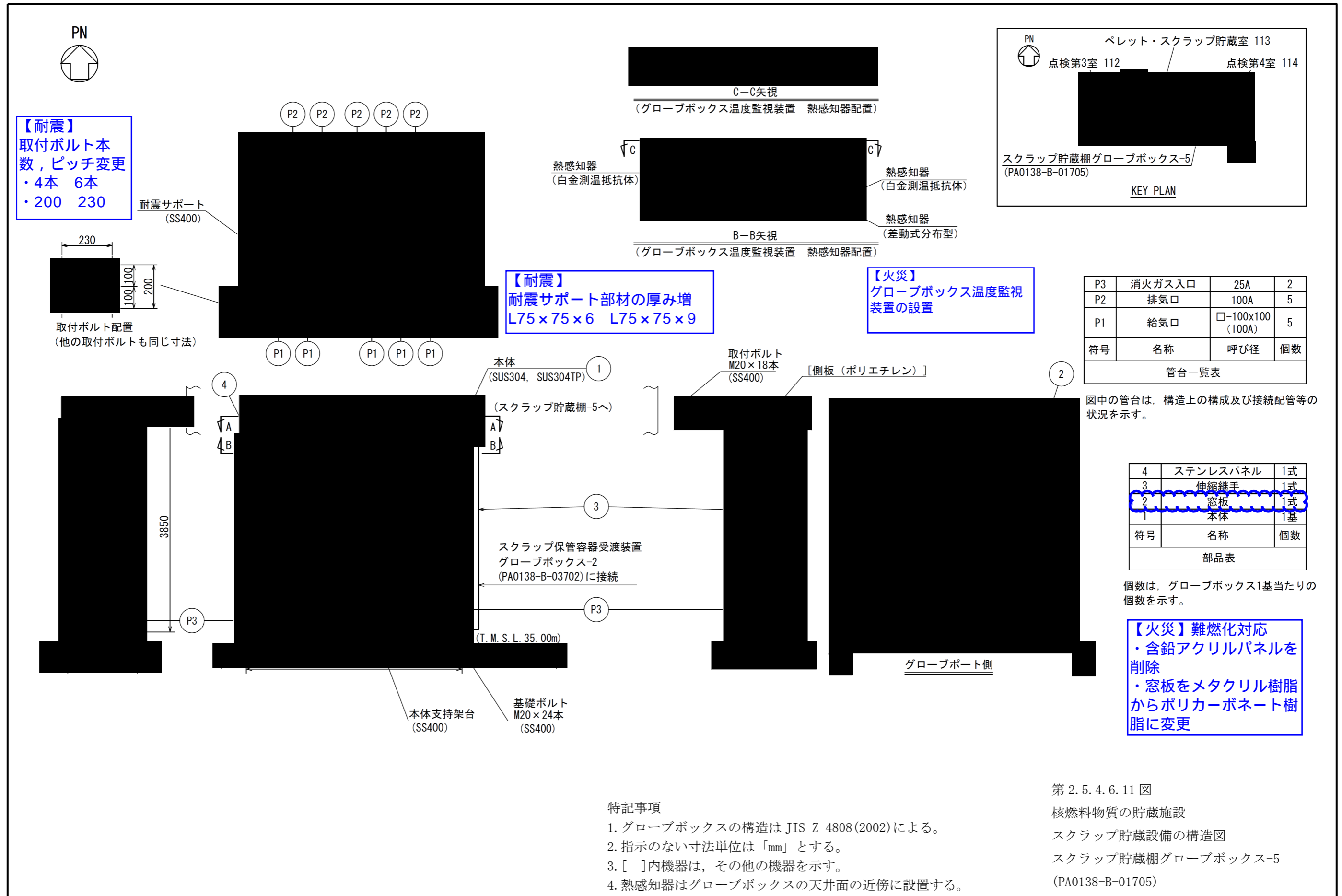
部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
・含鉛アクリルパネルを削除
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

第 2.5.4.6.10 図
核燃料物質の貯蔵施設
スクラップ貯蔵設備の構造図
スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2, -3, -4
(PA0138-B-01702, -01703, -01704)

特記事項
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808(2002)による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

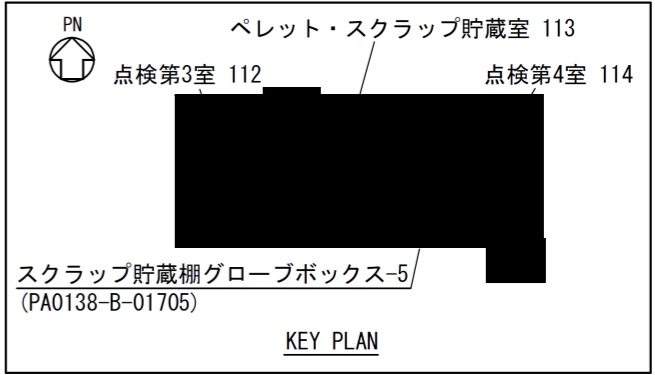


【耐震】
取付ボルト本数, ピッチ変更
・4本 6本
・200 230

【耐震】
耐震サポート部材の厚み増
L75×75×6 L75×75×9

【火災】
グローブボックス温度監視装置の設置

【火災】 難燃化対応
・含鉛アクリルパネルを削除
・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更



符号	名称	呼び径	個数
P3	消火ガス入口	25A	2
P2	排気口	100A	5
P1	給気口	□-100x100 (100A)	5

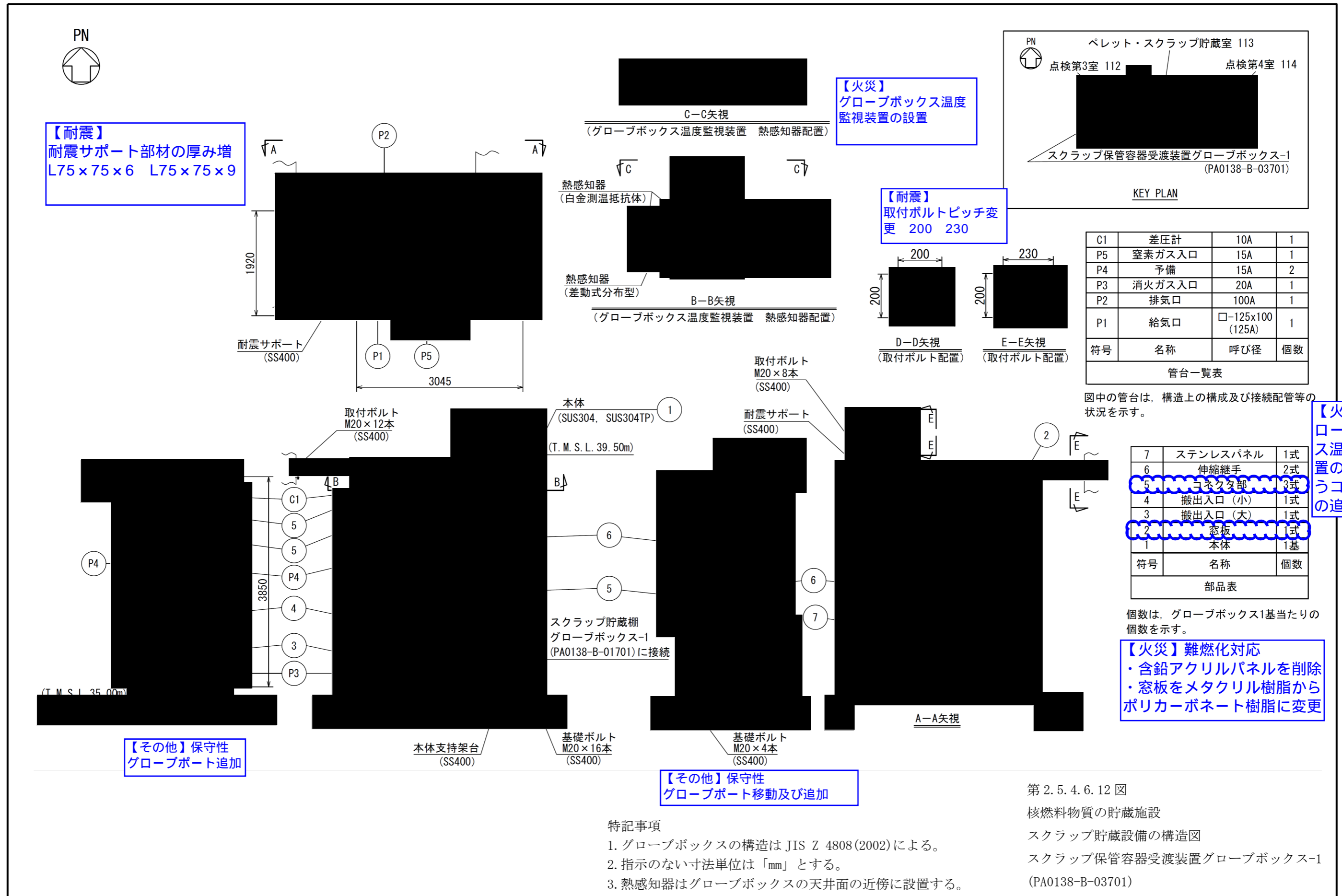
管台一覧表

4	ステンレスパネル	1式
3	伸縮継手	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

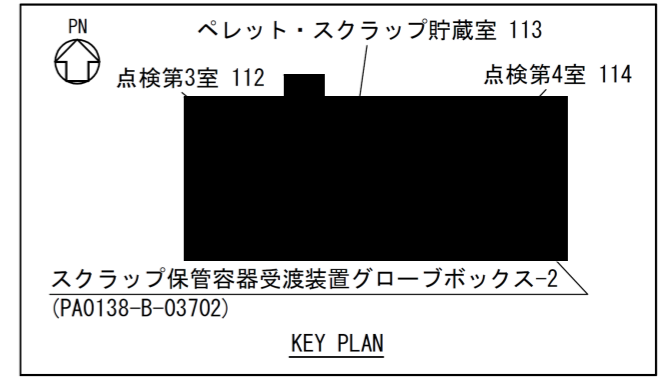
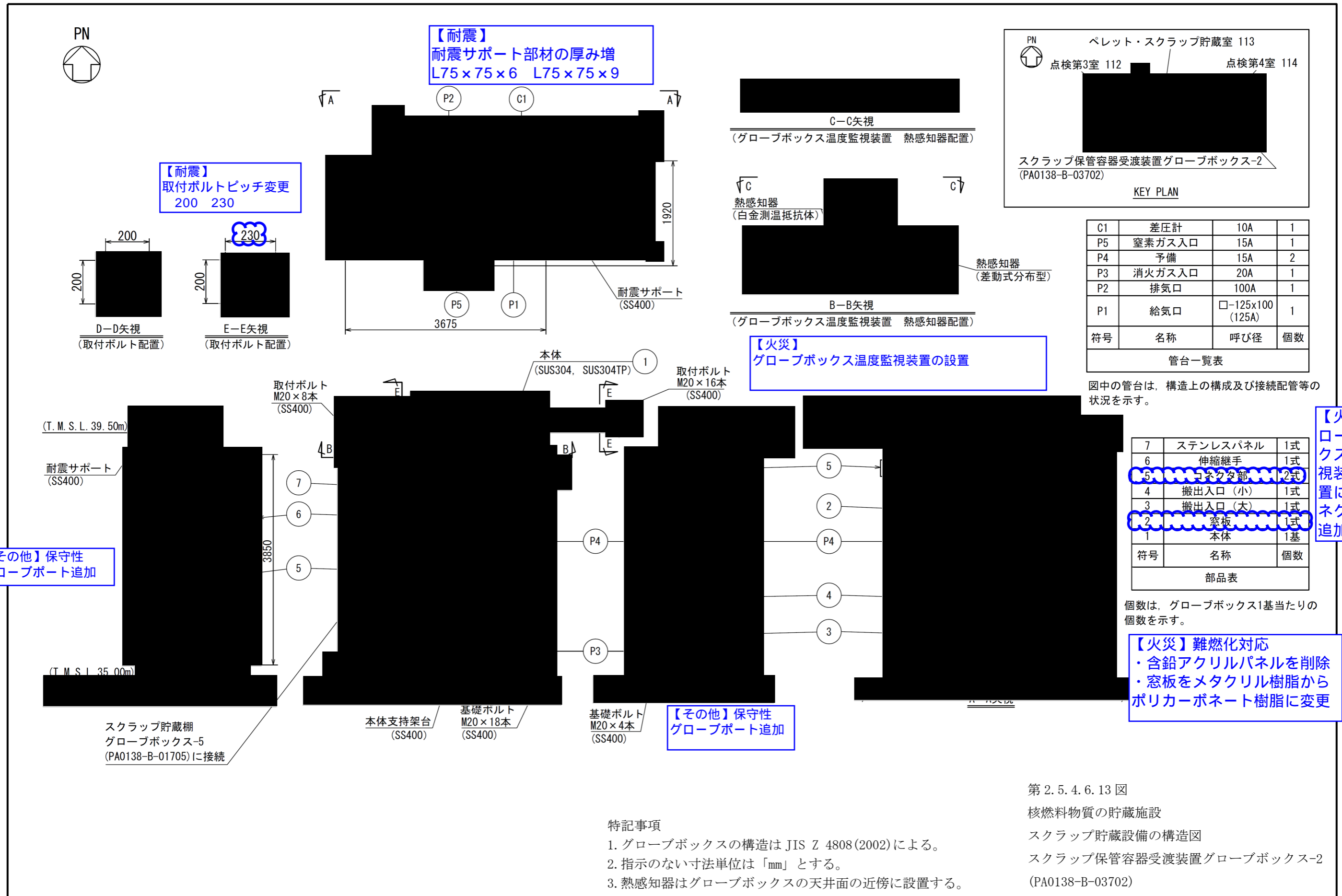
- 特記事項
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808(2002)による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
 3. []内機器は、その他の機器を示す。
 4. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。



特記事項

1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808 (2002) による。
2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.6.12 図
核燃料物質の貯蔵施設
スクラップ貯蔵設備の構造図
スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1
(PA0138-B-03701)



符号	名称	呼び径	個数
C1	差圧計	10A	1
P5	窒素ガス入口	15A	1
P4	予備	15A	2
P3	消火ガス入口	20A	1
P2	排気口	100A	1
P1	給気口	□-125x100 (125A)	1

管台一覧表

図中の管台は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	ステンレスパネル	1式
6	伸縮継手	1式
5	コネクタ部	2式
4	搬出入口 (小)	1式
3	搬出入口 (大)	1式
2	窓板	1式
1	本体	1基

部品表

個数は、グローブボックス1基当たりの個数を示す。

【火災】難燃化対応
 ・含鉛アクリルパネルを削除
 ・窓板をメタクリル樹脂からポリカーボネート樹脂に変更

- 特記事項
1. グローブボックスの構造は JIS Z 4808(2002)による。
 2. 指示のない寸法単位は「mm」とする。
 3. 熱感知器はグローブボックスの天井面の近傍に設置する。

第 2.5.4.6.13 図
 核燃料物質の貯蔵施設
 スクラップ貯蔵設備の構造図
 スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2
 (PA0138-B-03702)